# 群書類從

第貳拾八輯

東京
續群書類從完成會

# 群書類從第貳拾八輯目次

雜部

卷第四百八十九
大槐秘抄……九條伊通……一
おもひのまゝの日記……二條良基……一七
卷第四百九十
眞俗交談記 建久二年九月十日自十至甲同日夜今記之……三五
驢驢嘶餘……四六
卷第四百九十一
門室有職抄……五八
卷第四百九十二
海人藻芥……宣守……八五
卷第四百九十三
駿牛繪詞……一一二
國牛十圖……一三五
卷第四百九十四
夜鶴庭訓抄……世尊寺伊行……一四二
才葉抄 一名筆躰抄……藤原教長……一四八
入木抄……尊圓法親王……一五五
卷第四百九十五
本朝書籍目錄……清原業忠……一六六
仙洞御文書目錄……一八一
倭片假字反切義解……花山院長親……一八五
通憲入道藏書目錄……一八八
卷第四百九十六
諸家點圖……二〇〇
卷第四百九十七
桂林遺芳抄……菅原和長……二二三
卷第四百九十八
新撰字鏡……昌住……二八五
中正子……圓月……三二五
卷第四百九十九
常陸國風土記……三四八
豐後國風土記……三六一

卷第五百
對馬國貢銀記……三六六
伊勢國風土記……三六七
駿河國風土記……三七〇
卷第五百一
安東郡專當沙汰文……三九五
康正二年造内裏段錢幷國役引付……四一〇
卷第五百二
東北院職人歌合……四四一
鶴岡放生會職人歌合……四四七
三十二番職人歌合……四五三
卷第五百三
七十一番歌合……四六四
卷第五百四
十二類歌合……六〇七
調度歌合……六一〇
狂歌合 永正五年正月二日……六一四
常盤嫗物語……六一九
精進魚類物語 一名魚鳥平家……六二六
柿本氏系圖……六四一
後奈良院御撰何曾……六四四
卷第五百五
公武大躰略記……空藏主……六五三
世諺問答……一條兼冬……六六三
卷第五百六
曆林問答集……賀茂在方……六八八

群書類從卷第貳拾八輯目次終

雜部四十四

# 大槐秘抄

九條太政大臣伊通公

君はよの事をきこしめさむと おぼしめすべきなり。きこしめさでは。いかでかはうるはしき事をば。そらにはをこなはせおはしますべき。格と中文には。おほくあしき事をこそなをされて候へ。しかれば世の事をきこしめして。人にいかなるべきぞと おほせられ あはせてをこなはせ給なり。きみはまいる人にいかにも御目をみかけて。心よき御氣色をして。あへしらはせおはしますべきなり。心あるうるせき人は。よの事など奏申事かたく候なり。たゞ思ひたる所もなきもの。よしなし物がたりつかうまつるが。をのづから世の事は申出さぶらふなり。人にはかれがこのむことをとはせおはしますべきなり。才智あるものには文の御物がたり。和歌このむものには歌のこと。弓馬をこのむものには弓馬。管絃を好むものには管絃の事。なにともなきものにはよしなしごとなどを仰たまひとはせおはしませば。其中によの事もきこしめしつ。また參ずる殿上人もこれをよろこびて。めしかよほさねども日々にまいり候へば。やすく公事もなり候。又禁中も人がちに候なり。殿上人ま

いれども。參りたりともしろしめさずして。事きびしきには。聞にくゝのみしてあしく候なり。かつは殿上人。みやづかへつかまつるばかりの事にてなむさぶらふなる。ひじりの御門は人をすてさせたまはぬなり。かれがこのむもろ〳〵につけて。つかはせおはしますときは。無益人候はず。しかれば書に云。君の臣をつかわせ給ふ事は。よきたくみの木をえらぶがごとしと申也。まがれる木をばわにつくり。なをき木をばながえにつくる也。かくのごとく人をえらばるれば。すてらるゝ人も候はぬ也。つかはるゝ官のともがら。もしは殿上人みやづかへつかまつりたるが。一の事にて候なり。九條（師輔）の右大臣と申人のかきをきて候物には。才學ありといへども。みやづかへ□□は。擧するにちからなしとぞしるして候。後冷泉院の御時。堀川の左大臣俊房。と申候し人を。大二條關白（教通）のまいりて候けるにうれへさせ給ける。おほかたみやづかへをせぬなり。關白申けるやう。きくわいの事にこそさぶらふなれ。かれらだに君の宮づかへつかうまつらでは。たれかはつかうまつるべき。みかど。さればいふ事のあるなり。學問をつかうまつる間にいとまなくて常にまいらぬなりといふなりと仰候ければ。關白。そこぞちからをよばぬ事に候なれ。君につかうまつらんとて。わかき程學問つかうまつらんは。よろづのとがゆるべき事にこそ候なれとぞ申候ける。その左大臣。後にかたり候けるは。しかばこそたすかりたりしか。今はさやうの事申べき人もなしとぞかたりける。「君は我御座ならぬ所にゐさせおはしまさず。ひさしかるべき時は。殿上の御倚子めしてぞゐさせ給け

る。いまはさしもさぶらはず。殿上の御倚子におはしまして。殿上人の歌合つくりよませて講ぜさせてきこしめすは恒例の事也。石灰の壇に圓座めして。冬は火たかせて。しかるべき上達部めして御遊候。これ恒例の事なり。殿上に御座して。樂所人弓場殿にめして音樂きこしめす。又恒例の事也。弓場殿にわたらせおはしまして。しかるべき上達部直衣ゆりてまいる人。殿上人などして。ままき弓御覽ずる恒例なり。寛平遺誡には。昇殿すべきものによくこゝちよく。ゆみいるものとかやさぶらふ。「君には。すどろなる人は。御くだ物御茶などはまいらせぬ事なり。關白。護持僧。御乳母。御侍讀などのまいらせ候なり。内藏頭などは。まいらすべきにこそ候めれ。これをもて思に。この人々にあらずとも。御外戚などは。さだめてまいらせ候らむかし。いみじく御外戚などにて候とも。御持僧にあらぬ僧には。おほむくちうつしにものは仰られぬ事に候。いみじくしたしく候て。御祈の密事などを仰ごとあるにも。男女のあいだ一人御前に候て。それに仰らるゝ躰にて候なり。御あはせ。御くだ物は。人のまいらせたる物をきこしめせども。御飯は。いかにも内膳の御飯をめす事にてさぶらふ也。しからざるはまたくきこしめさぬ事候。女御后にまいる程の人は。いづれかはをとりまさりの候べきとは申候へども。やむごとなき后の御かたにては。御くだもの御酒などまいらせらるれば。きこしめす事にて候也。御てばこのふたに入て。后のみづから陪膳してまいらする事にて候なり。むかしはたけの臺のたかうな生たれば。藏人御はむもちておりて。みづし所に給ひて。ゆでてこそ御膳にまいらせて候へ。承平の御門の院號ののち朱雀

院におはしますに。天暦のみかど行幸せさせ給ひて。左衞門尉のがりとりめして。池のいをゝとらせてこそめしたるよし日記にしるして候めれ。竹の臺のたかうな。朱雀院の池の魚などの躰のことは。たえて今はあるべくも候はぬことかな。七條。朱雀。東西に鴻臚館と申所候。異國の人參れる時ゐる所にてなむ候ける。物がたりにしつたへて候。こまうどなど申人も此やにて候ける。くに〳〵にしたがひてべち〳〵のやに候。村上の御日記に。蜜瓜のたねを鴻臚館のあづかりに給ひて。鴻臚にうへさせられたりとこそ候めれ。おほやけは。よきうりうへさせてきこしめしけるにこそ候めれ。今は人の領となりて候めり。いつよりまかり成たるにや候らん。いままでもへうの山は其所よりぞひき候なる。ふるき府案をのぞき候しかば。すしあゆ。しほからし。自今以後は鹽うすくしてまいらせよと仰られたる宣旨こそさぶらひしか。むかしは節會の座には。おほむみきは七八獻十獻なども候けり。あそばせおはしましけるにこそ候めれ。今の世となりては。かやうの遊びはたえ候にけり。上達部は封戸たしかにえて。節會旬。もしは臨時の御宴の祿を給はりて。はふ〳〵候ばかり也。祿法はめのれうなどに候也。それは多々にて候。おほよそみなたえ候にけり。忠雅中(實師)納言のゐて候花山院と申所は。京極の太政大臣の内大臣に任たる寂前のとしの封戸をもちてつくりたるやに候。家は我ちからをもちてつくりたるが。はへは候とぞ申事にて候が。これぞ封をもてつくりたる所にて。其まゝにいまだやけぬ家にて候。今の上達部は封戸すこしもえ候はず庄なくばいかにしてかはおほやけわたくし候べき。近代の上達部。おほ

く國を給はり候は。封戸のなきがする事なめりと思候に。めさるゝこそ力をよばぬ事なれ。君は五節のまいりの夜ならぬかぎりは。おほんさしぬきたてまつる事候はず。むかしはめしけるに候めり。今はおほかたさる事候はず。御まりあそばすときは。こぐちの御はかまといふ物をめしてあそばすに候。こぐちの御はかまは。こあふひのあやの紅の御はかまにくくりをさゝれたるに候。おほんさしぬきの文は。窠の文をめすに候。これはおほんうへのはかまの文をめすに候。たゞ人は。窠の文のさしぬきはき候はず。藏人の此御さしぬきをおろしてきるは。つねの事に候。よるひるをわかずすこしことありて御直衣めす時は。かならずうちおむぞをめす事にて候也。しかるを官奏のときは。うちおんぞをたてまつらぬ事にて候也。是は故實に候。文書をくりまきせさせおはしますあひだ。やすらかならんための御用意にこそ候めれ。おぼろげの事候はぬかぎりは。日の御膳にはつかせおはしますべき事となん申つたへて候。陪膳もそのこのかならずつとむる事とこそ申つたへて候へ。殿上人の見參のはしにて候なり。おほよそ代のはじめの藏人は。御卽位のさきに臨時に叙爵する事候はず。御卽位の叙位にさだまりてすることに候。しかるを今度はじめて御卽位以前にかうぶりを給はりて候なり。おほよそ藏人の臨時に叙爵仕る事は。ありがたかるべき事なり。世會の諸大夫のなを年少にて藏人に補て候などが臨時の叙爵はし候を。近代は一日まかり成ぬれば。みな叙爵せむと思ひあひて候也。藏人の受領に任ぜし事は六年侍中の勞に候。しかるを近代。一日をへて巡にあづかり候之條。本意にはたがひ候にたり。一代に年

號の多つもり候と當代の藏人五位とのおほくつもるは。よしなき事に候。御用心候べき事也。藏人の代々多つもりたるがゆへに。今はいとあさましき人おほく藏人に補候にたり。此四五十年がさきまでは。なるべきもののならぬはおほく候き。なるまじきもののなりたるは候はざりき。近代はさも譜代と申者のいとおちぶれたるもの一兩人。藏人になさぬは候はず。あさましき藏人はいとおほく候める。自今以後は一﨟へたらん藏人をもちて受領の巡にはいるべし。一﨟へざらむをばいるべからず。たゞしゆへ有て叙爵せむは。このかぎりにあらずとだに仰くだされ候なば。いとかくいそぎのく者はさぶらはじかし。この四十年がさきに藏人五位のはてにて。人くづと諸人に思ひ申候し者は。惟明。季良と申て二人侍き。其時これらは何ともなき上達部のもと二三所四五所などまかりかよひ候しなり。今のくちきく我はとおもひて候藏人五位は。すこしうるほひある上達部殿上人は申べきにもあらず。われ〳〵おなじこと藏人へたる諸大夫のすこしもうるほへるがもとには。はう〴〵とまかりあひて候なり。人の心のわろくなりて候か。もしは受領になるみちの候はで。すぢなく世の捨がたくて。身をすて候かの間なり。ちかうまで侍ぞ物のはぢをしりてさぶらひしが。昨日けふになりてこそいとみだりがはしきふるまひきこえ候めれ。長谷雄。善宰相淸行などが。外記をへて上達部にいたり候は。君につかうまつらんと學問をしてこそなりのぼりてえもいはず候へ。是はあまりに匡房民部大輔が子にて。三事をかねて正二位中納言までなりのぼりて候も。みな身をもてのぼり候へば。人もえもいはぬ事にこそ申思ひ

て候へ。一文しらぬ者なども人のあしのしたによくはひくゞりえ候ぬれば。なりあがり候ぬ。左大辨爲隆が大弁の宰相にて中納言所望し候事を。待賢門院の白河院に申させ給ひけるには。爲隆は大辨宰相なり。尤中納言になるべき者なれども。臣家のうしろみしたるものは。さすがに中納言にはかたき事なりとこそ申させおはしましけれ。爲隆が關白攝政のうしろみして。家の下文に判して候はむは。なにのあしき事にては候べきぞとこそはおぼえ候へども。爲隆が其時院に候はずばこそ。御さまたげにて仰さぶらふかとも思ひ給べきに。關白のもとにて院に候て。ことのほかに御饗應候し時に候。いはむやつぎ〳〵の所にまかりて。もとゞりはなちてねたる所に。ひもさしかためて候はむものは。いかゞ候べからむ。これらがすこしのさたになり候はゞこそ。はづかし今はせじともおもひ候はめ。才學たかきものの嗚呼の歎に成候ぬれば。いかなるつみとがもゆり候ぬ。嗚呼になりぬるは。才學もきこゆる事に候。大江の匡衡は人にゆびさゝれたる者とこそきこえ候へし。かれはさばかり程のものが。弁などにぞえなり候はねども。儒官はきはめてもちひられてぞ候ける。才學など人にすぎぬる程の者はかれも大納言それがしが子。これも大納言かれがしが子などおぼしめして。たゞおなじやうにつかはれ。もしは昇進もつかうまつるが。人のためきはめたるうれへにて候也。官同じやうに候へどもふるまひありさまなどわろき者をば人あなづりて候。我等もすこしはきうして候ものを。君もしろしめさずして。おなじやうにおぼしめし候へば。かれをこ(マヽ)りはぬ人すさび候て。さらばとてもかくてもあり

なんに。人の心なり候也。物のはぢしりたる者としらぬものとの差別の候べきなり。なににもこれは候事也。それをしろしめしてつかさを申も。やすき事にめしつかうも。もしは臨時祭の舞人のあいだにつけても。そこの差別の候。すこしねむもある事にて候也。誰かはむかしわろきもの候しかども。しだいのおやのふるまひ。我ありさま。みな人しりみゆる事に候なり。しか候へばこそ物のほしきを念じ。せまほしき事をもし候はね。なま上達部がた（實）うなどは。昔はこれをばことに君におぼしめししりてもちひさせ給事に候。「文範の民部卿は正左中辨。三條關白賴忠。は權左中弁にて。まつりを三條關白わたるべきにて候けるに。三條の關白わたくしに文範にあひて。祭は我等がやうなる人のわたるなり。我わたり給へと申されければ。さ侍とてこそ文範わたり候けれ。むかしは人の心うるはしくて。かくのごとき候けるなり。今の人はわがやくをせさせむとこそ思ひ。かつはつかうまつり候めれ。よき諸大夫とあやしのきむだちとは。はるかに絶席したるものにてなん候ける。然るを白河院のおほむ世に。御めのとに顯季卿が子孫をひきあげさせおはしまし（し歟）あひだに。なまきんだちは申にもをよばず。つみゆりたる人どもも。くびかきつめられて候し故に。いづれもいづれもたゞおなじ事のいま少しなりよきにて。へしふせられて候なり。しかればひとつにかゝるべき事とはしろしめすまじとおぼゆる事にてなむ候。見し代まで五節などの殿上の座には。諸大夫は座をよしあるきむだちにはゆづりて。しもにこそゐ候しか。諸大夫の上居このみはじめ候事も。顯季の三位のし出したる事にこそ候めれ。諸大夫は臨時祭の一舞

はおほかたせぬ事にてなむさぶらひける。あやしのなまきむだちのする事にて候也。中納言長實さばかり位階上臈の舞人にてあやしのきんだち舞あひ候けれど。一舞せでやみ候にけり。鳥羽院の御時に待賢門院中宮にてはじめて臨時祭御覽じ候し年。いまの重通の大納言遲參して。白河院むづからせおはしまして。一舞のさたなくて。中納言入道淸隆こそはじめて諸大夫の一舞したる事候しか。そののちはみだれたることにや候らん。これらぞ人をえらばるゝやうなる事は候し。藏人頭以下殿上人は。殿上に大盤かきのけさせて。疊よせて殿上にふしなみて。ねおきのかうぶりぎはにて。あけぼのにぞ日給はし候し。殿上にふさぬ人は。夜はえいり候はざりき。にくき下臈の藏人ある時は。まだくらきに日給をかゝせて。かきそこなふを勘發する因緣にはつかうまつり候し。殿上の小庭には。夏はじの木といふ木をなん植て候ける。ちいさくてたけたかくならぬ木の枝ざし。いみじくおかしげなるにてなむ候ける。夏は燈爐をば人寐候ける時は其木にぞかけける。南殿の橘の木は。この京にいまだ內裏たてられ候はざりけるさき。人の家の候けるが木にて候ければ。きられずしてなむ候ける。殿上人は南殿のおほゆかにて。枝ながらたち花くひなどしけりと申候は。それは誠にや候けむ。木は一定のふるきになむさぶらひける。帥大貳に武勇の人なりぬれば。かならず異國おこると申候けり。小野好古が大貳の時。隆家が帥の時。とり分て異國の人おこりて候なり。かれらはたゞわが心どもの武をこのみけるに候。今平淸盛大貳にまかりなりて候。いかゞと思ひ給ふるに。高麗に事ありと聞候。高麗は神功皇后のみづか

ら行むかひてうちとらせ給たるくにに候。千よ年にや成候ぬらむ。東國はむかし日本武尊と申人のうちたいらげ給ひて候也。それは日本の内事に候。高麗は大國をうちとらせ給ひて候を。いかに會稽をきよめまほしく候らん。然れども日本をば神國と申て。高麗のみにあらず。隣國のみなおぢて思ひよらず候也。鎭西は敵國の人けふいまにあつまる國なり。日本の人は對馬の國人。高麗にこそ渡候なれ。其も宋人の日本に渡躰にはにぬかたにて。希有の商人のたゞわづかに物もちてわたるにこそ候めれ。いかにあなづらはしく候らん。しかれば制は候事なり。異國の法は。政亂ぬる國をばうちとる事と存てさぶらふが。鎭西は隣國をおそるべきやうに格に。（此間脱文）神事ならぬ時は日々にまいりてぞ候し。就中行尊はよるもひるもはなれまいらせ候はざりき。御持僧はかくさぶらへばこそ殊なる朝恩にあづかりて。幸は候へ。いまやうはたゞ御持僧と申ばかりにてまいりもより候はずば。かひなく候なん。ゆめのおほむいのりきとせよ。なにくれなどちかくて。女房もみぐるしきことは。おほせがきしてつかはしつ。藏人もはしりまはりて。おほせさぶらふことのもしさも候はずば。あしく候なん。又御持僧には當時にとりて德行やむごとなき僧をし候。なににもより候はずめすことにてなむ候を。今の世となり候ては。たゞ人がらやむごとなき上﨟。もしは僧正など申程の人みなまいり候。なをこれぞはからひたづねきこしめして。たのみおぼしめしつべからむ僧一人。壇所にちかくあけくれ候べき也。東寺の僧は正月後七日の御修法。そのほどしり候べきなり。月のつごもりごとの御念咒しり候べし。仁壽殿の觀音供しり候べ

き也。弘法大師のおほやけのおほむ祈りあるべきことぞ眞言院申たてゝしをかれたる事どもに候。正月の後七日の御修法。又大元帥法。これをだにしりたらん僧。如法におこなひ候なば。國土に年中は。あながちの凶事は候まじきなり。末代はしれらん僧のをこなひ候はむだに。行もなく修もなからむ僧は。いかがとうたがはしく候を。しらずげなる僧のをこなひあひて候へば。いとゞなに事か候べき。むかし人もかしこく僧も智惠候し時。このをこなひはきみのおほむため國土のためにもよかりしなりしとて申をき。つかうまつりをきたることはよしなし。公事などのやうにまかり成て。世のいのり君のおほむ祈とて他事の候。これはよく／＼心えぬ事に候。むかしよりあるべき道理のことを如法にしをきて。其うへにいかなる事も候はゞこそおほんいのりのそうにては候め。近代のおほむ祈は。いまはじめてをこなはるゝを賞して。ふるきはすてらるゝやうに候也。きのふけふはしり候はず。うけ給候しよは。公家のもとより候三壇の御修法はさたもなき事にて。いまはじまる御修法の賞せられしなり。なをかくのごとき候はゞ。おほむいのりのかさなりおほくなるにはあらで。他のおほむ祈のひかへらるゝにて候也。太元の法は白河院のよろづの僧に尋させおはしたるに。みなしらず／＼と申たる法に候。たゞ範舜僧正と申す僧一人しりたる法にて。範舜が弟子に能登の少將がをだに良雅と申候し僧一人しりたる事にて。しばしそれぞをこなひ候し。其のちはしるもしらぬも。僧のをこなひあひて候へば。其修中にわるき事どものいでき候を。みなものゝはだもしり候はず。太元の阿闍梨は。をぐるす秋篠

など申て。知寺の候へば。それをしらむれうに所望しあひて候なり。其を知僧たしかに良雅にならひて候。増俊と申て。中納言の阿闍梨のなのり候僧。嵯峨と醍醐とにかよふ八九十の僧候。又は定海僧正にならひたる弟子や候らむ。前僧都明海ぞ定海にならひて候らむとおぼえ候。定海がてよりくはしからねど。次第などうるはしくかきとりたる僧は。鳥羽の供僧にて淡路の阿闍梨源えむと申僧こそ候らめ。ならひもやつかうまつりたらんとおぼゆる僧一人。又醍醐に候歟。後七日の法は。醍醐にさもよろしく法ならふばかりの者はみなしりて候。四五人は候也。その中にもなをくはしくならひたるは二三人候なり。仁和寺の僧はおほかたしり候はず。是はおほむ心えさせおはしまして。御披露はさぶらふまじ。東寺の長者もしり候はぬ事也。此法知人は明海。宗海。宗明。源雲。寳湛。（已上麗二高野一筆。）一海。これらにや候らむ。まだ候らめど。たしかにならひたるはこれらに候。勧修寺の僧に岩意律師は弟子一人候なり。前關白のつかふ僧なり。これらや〔に誤歟〕しりて候らん。一山の眞言師は大略たえて候たりとぞ申候。相實法印専の外にならひたる物にてのこりて候。たゞし眞言は次第のつゞき候べきか。これは諸宗にありきてならひたりとぞ。本寺にぞいともうけ候はざなる。相命法印これぞうるはしく相承して。よくならひたる人にて候。善（喜イ）仁と申あざり候。きよきものといはれ候き。俊圓法印ぞ弟子にて候し。若傳て候はゞ是らや候らん。行玄座主の弟子聞え候はず。三井寺前大僧正習ひたりと聞え候。權僧正覺忠。三井寺にとりてはあたり（男イ）をはら（祓イ）ひたる人に候。三井寺の眞言は唐塔經藏二つ流が候を。此二の流をならひたる人にて候な

り。次には宗實律師とて候。公尋前内供。又良修法眼が弟子に良明が弟なる僧候なり。これらぞうるせき物にては候なる。仁和寺には下野のあざりと申て。永嚴〔巖歟〕法印と申僧の をとゝぞうるせき僧候なれ。御意よりおこり侍御修法など候はゞ。これらをめしてをこなはせらるべく候。すこしもおほむいのりにならん事はこれら候なり。御暦四年の帝の有御子は後三條の院なり。其御子白河院吉例也。御暦三年の帝の有御子光孝天皇なり。其御子寛平法皇吉例なり。御暦二年の帝の有御子は當時一院之御子。我君已叶二吉例一て候なり。かくのごときのことは。おほかたたがひ候はぬ事なり。このよしを存じおぼしめして。御心にも可レ令二御祈念一候也。此外に件年々のみかどの御子おはしますは候ぬなり。御子とはかくのごときつがせおはしますを申候也。世はことの外にひさしくなりては。非常のこゝろある者いでまうでき候ぬれば。きはめたるよしなき事にて候也。むかし物がたりには。嵯峨天皇をば人思ひかけまいらせたるに。田村丸を近衛將監になしたび候ければ。冠たまはらむをまち候あいだに。少將になしたびてけり。四位してのにんをまつに中將になり。大將になりてはなれたてまつらざりければ。えなんおもひよらざりけるとこそ申つたへ候へ。さも候はむ武者一人は。たのみてもたせおはしますべきなり。おほよそ臣下にも。たのもしからむ人をばもたせおはしますべき事にて候也。おそろしきものは人にさぶらふ。やう／＼何となくたのみまいらせたる人をまうけさせおはしますべきに候。白河院のよをむしろのごとくにまきてもたせおはしましたりしが。なを武者をたてゝ。おほよそたゆませおはしまさ

ざりしに候。仰候けるは。一條院はよのおこの人にて有けるときくに。賴義を御身をはなたでもたれたりけるが。きはめてうるせくおぼゆるなり。我まもれとこそ忠盛にはおほせさぶらひけれ。禁中はよるはひし〳〵としてこそ候けれ。藏人は殿上にならびふす事に候。殿上人もちかくまで殿上にふして。かうぶりのひたひあがりてこそ。日給のおりはゐあひてさぶらしかど〔ひ脱歟〕。近代は殿上にふす人もさぶらはぬ。けうのことに候。いそぎひとめす事などの候に。とのゐ所よりさらにさうずきてまいるびなき事にて候也。藏人の受領にまかりなり候は。六年があいだかくのごとく侍中してさぶらひつる賞なり。いまはたま〳〵候も。みなかたずみにねあひて候。またいそぎ叙爵してあれば。なに事の賞にかは受領にもまかりなり候はむ。かくえなり候はぬもしかるべき心とする事に候や。御學問のさぶらはは

まほしき故。このおもむきのことを。唐にも日本にもしけるやう。委旨をしろしめさむがためなり。たゞ詩賦つくらせおはしまさむが爲には、さぶらはず。臣下をつかはせおはしまさむも。この事をすこしもまなびしりて。そのまゝをふるまふものをつかはせおはしますべく候なり。學文すとて。詩このみてつくり。もしは我まなびたれど。たゞ詩賦つくりばかりをしりて。よの事しらぬものは。よしなしものに候。よおさまるやうをまなびて。心にすこしもかけたらむ人の候べきなり。臣をば君のしろしめす事にて候也。えもいはぬ人にさぶらふとも。我身のことはりを思ひて。よの事をしらざらむものは。君の御かたきにて候。たゞ〳〵むかしのごとくに人のみなしをうちてさぶらはゞ。それだにもあつきとき寒き

時。大事に候に。近代となりてこはきものゝうへに。猶こはき物をきかためて。こしあて。かぶりとゞめ。ゑぼしとゞめなど申て。ちからもをよばずしたてあひて候なかに。しほ〳〵くだ〳〵として。あさましげなる雜色一二人ばかりぐして。けうの前駈などぐして出仕候こそいかなるぬすみもしつべき事にて候へ。物ほしがりとてこそきはめたる道理にて候へ。人の寒温をしろしめしてだに。人をつかはせおはしまさばよく候なんかし。犬死犬産のけがれあるまじといふさたのむかし出まうできて候けるなり。それに犬死犬産なくば上達部はちみてむずといふ事なりて。犬死犬産のゑはなをさぶらふとこそ申候めれ。さればひらせめのもよほしは。人にしたがふべき事にや候はむ としごろ君につかうまつりさぶらひて。かたのごとくかくのごときの學文をつかうまつりて候を。その心ざしのあらはれたるにや候らむ。なににもさぶらはぬけうのもののの相傳の給ひに。か樣にさだめられ候が。たのむかたも候ぬものの大臣一のかみまでまかりなりて候は。この心ざしのつかうまつるなめりとは思たまへながら。此つかうまつりたる學文のさりとも〳〵と思給候つるあいだに。これをすこしも君にしられまいらせ候て。すでに七十に成候ひなむず。旦暮けふあすにまかり成て候にたり。執とまりておぼえ候て。ことのありやうを。うけたまはり候ばやとて。十七條の憲法をおそれながら書進じてさぶらふに。御輿の候とうけ給よろこびて。すこしのことのはしぐ〳〵をきとおぼえさぶらふ程をやはらげかきいでられて候なゝ。さらばさらんよにも。しかだ〳〵のものは是を思ひて學問はしけれとおぼしめしいでられん

ためにかきて候也。この心をもて。まなにうるはしくかきて。叡覽にそなへて。すなはちやがて火にやきたまふべし。又この造紙は自筆いよ／＼見ぐるし。かきうつされなば。とくとくかへし給ふべし。

思ふことあつめたることのはそくたしをはてよ風にちらすな

帝王のおこり臣下あがめたてまつる事。

帝王の人民をあはれびさせ給ふべき事。

帝王のおほんつゝしみのありやう。

帝王のおほむまつりごとのうるはしかるべき事。

帝王の臣下をおもくせさせ給ふべき事。

帝王のおほむ心つかはせ給ふべき事。

帝王の人の善惡をしろしめしてつかさをなさせ給ふべき事。

帝王のふるきあとをたづねさせ給ふべき事。

帝王の人をつみ〔せ脫歟〕させ給ふべき事。

帝王の人を賞せさせ給ふべき事。

帝王の御祈のやう。

帝王の諸國をおさめさせ給ふべきやう。

帝王人の能を賞せさせ給ふべき事。

帝王無才の人をとくなしあげさせ給はぬ事。

帝王人の寒温をしろしめさるべき事。

帝王神事をあがめさせ給ふべき事。

帝王佛事をもはらにせさせ給ふべき事。

上達部國を給はれるあながちにひだうにあらざる事。

賢才にいたては沙汰にをよばずしからざるともがら品秩にしたがひて官をなさるべき事。

上下の官をなしたまふやゝ。

本此本すこぶる世にまれなるにや。またとえざらむが御ふしむ也。ゆめ〳〵披露すべからず。

九條太相國伊通公。意見。

進二條院云々。

右之一冊以芝山勘解由次官廣豐本令書寫且遂挍合畢。

元祿五年二月　日　　左中將公韶

右四辻宰相公韶卿以自筆奥書之本令書寫訖。

元祿八年仲冬廿七日

# おもひのまゝの日記

後普光園攝政良基公

この十とせあまり。おさまりかね侍つるよもの波かぜ名殘なくしづまりぬれば。秋津洲のうちしまの外までも。あまねき御めぐみをよはざるかたなし。大樹將軍又文治のかしこきあとをしたひて。まつりごとをむかしにかへさんといふねがひのあさからざれば。あらゆる神々もこの心中をみそなはして。我國をまぼり。武威をたすけ給なるべし。神事佛事を興行せらるれば。宗廟しやしよくよりはかなきかた山寺に至るまで。天のしたを祈りたてまつる事ふた心なし。などか天の心にもこたへざらん。四方の國々しづかなれば。万民にいたるまでその幸をかうぶらずといふことなし。

しん羅百さいのみつぎまでふるきに立かへり侍る。まして家々のいとなみさらにわづらひあらず。はかなき山がつまでも。腹つゞみをうち。木こり草かりの童うたまでも。謳歌のこゑちまたにみちたり。延喜天暦の御代にもかくばかりやは侍べき。五百年に一どの名せいは。たゞけふこの比のことと見えたり。闘の外をば鎌倉の武衛いみじくおさめて。吹かぜも枝をならさず。都には又京白河かけて。さるべきぶしの家々。くげの人々のすみかにはまじらす。大内をなかにをきてつくりならべたり。四十八か所のかゞりとかやきびしければ。よな〳〵のおそれもなく。龍田山の白波も立かくれ所あらじとぞおぼえ侍。賢才の人人おほき比なれば。御まつり事さらにたがふ事なし。武家もいさめをいれたてまつるべき御あやまりなければ。御心のまゝに世ををこなはせ給ふ。すべて賢才をえらばせ給ふ事。むかしにもこえたり。しかも人をすて給はねば。はかなきうらみごとも聞えず。いやしきみち大路なるおさめみかはやうどまでも。そのがじしゑみまけて。時にあひたるさま。見るもこゝちよげなり。しぼめる草木の雨にあひ。つかれたる魚の水をえたらんも。これにはすぎじとぞ見え侍。としあらたまりぬ。やぶしわかぬ空のけしき。くもりなき御代の光さしそふ春日うらゝにはれて。花の色鳥のねまでも物心ちよげなる世のけしきなり。まして九かさねの雲のうへのありさま思ひやるべし。ことしはけふの節會より年の中の公事ども。ふるき跡をたづね。めづらしき事をおこさせ給ふ。すゑの世のためにもとて。かたのごとくかきつけ侍なり。四方拝はれいのことなれど。まだ夜ぶかきに御しやうぞくよそひたれば。殿

上のうへ人廿人ばかり。よべよりまいりこもれり。奉行の藏人をはじめとして。しそくのひかりひるにをとらず。御しやうぞくのぎは。供花よりはじめて。ふるきまゝにきら／＼しくよそひたり。まだ寅の刻に事はてぬれば。人人まかでぬ。やう／＼夜あけ行ほどに。小朝拜御くすりの奉行の人々まいりあつまりて。とく／＼ともよほす。ちか比のならひにいでいざりする人々。あしを空にてさはぎあひたり。外記方も藏人方ももよほしげたいなければ。まだみの時に御藥の儀はじまる。これは例の事なれど。江次第などにまかせて興行せらるゝ事おほし。ことしの陪膳には更衣さぶらひ給ふ。いとめづらしき事なるべし。後取のかはらけ殿上にをきたれば。やがて人々のみくだしなどちかき比見をよばぬことおほかり。關白のはいらい辰のときばかりにはてゝ。

まづ院にまいりてはいらいあり。やがて上達部ひきつれて殿上にまいりぬれば。小朝拜もよほさる。前關白大殿にて。嘉ほうより此かたかしこき代々のあとをたづねて小朝拜にたつ。牛車にのりてずいじん十人いとめづらかなるさまなり。大殿殿上のおくの座につきぬれば。關白ははしにさぶらふ。太政大臣。左右大臣。左右大將。數をつくして卅人ばかり。殿上所せきまでつきならびたり。無名門よりいるほどおもひ／＼に追つれたる隨身のさきのこゑ／＼いとおどろ／＼しきほどなり。しだいに座をたちてゆば殿につらなりたつ。事のよしを申。出御のしきなど皆例のことなり。前關白關白兩人ねる。これもめづらしき事なるべし。大殿しやくをつきて。宿老の拜とかや用らるゝ。元弘にも故殿かやうにふるまはれけるとかや。やう／＼節會の御しやうぞ

くもよほす程。兩殿。だいばん所にさぶらふ。其ほか左右の大臣。左右の大將など。さりぬべきにつきて。だいばん所にめしいれらるゝも有べし。内侍威儀の人々だいばん所につきたり。典侍たち朝がれゐの 間にさぶらふ。きぬの色あひ。物の心ばへえならぬさま。いづれともわきがたし。たゞ春の花秋の紅葉をこきませたる心地ぞするや。内侍いぎなどはかずさだまれるほどに。わざと見所ありて。おかしきをえらばせ給て。廿人ばかりつけさせ給ふ。さりぬべきわかき人々まいりたれば。あふぎさしをかせて。もてなやめるおもゝちなど。けふをはれとつきじろふもことはりならむかし。わかき上達部たちははかなき思草のたねとなるもあるべし。たゞあまつをとめのあまくだれるかとぞおぼえ侍。よろづあまねき御うつくしみにひかれて。せいゝよくをもてあそばしめたまはねども。をのれとかゝるたぐひはまいりあつまるなるべし。節會のぎしきさまたつねの事なれど。立樂などふるきにまかせて。御ぜんのくさ〴〵まことのからものどもをつくさる。さけのかみなどまいりて。行酒のぎしきなどいとめでたし。よろづむかしをおこさせたまふゆへに。内弁まへの物てまさぐりにとりてくらふも有べし。三こんの後。諸卿ゑひすゝみて。しやうか（唱歌）し哥うたひて。かは笛ふくもあり。天暦の古風いとおもしろし。太政大臣れちにはくはゝらでわきよりのぼりておくの座にさぶらふ。これもふるき例なるべし。かやうの事どもかず〳〵おほけれどみなもらしつ。

二日。だいばん所のぎしきなどいときら〳〵しく見ゆ。さんざする人々。だいばん所にまいる。ほど〳〵につきて御ぜんのめしあり。けふ

は又殿上のゑんすいとてひしめく。ゑいきよくの人々數をつくして廿人ばかりさぶらふ。かみのとにて御覽あり。すそかづきの女房卅人ばかり御あたりにさぶらふ。きぬの色々花びらをちらしたる心地して。いとめもあやなり。五せちのおりにもをとらず。御かた〴〵のすいさん。ゑひすごしたる殿上人などたびたび袖うちふるけしき。心ざまにておもしろし。さてもけふは東宮はいきんの事有。せいりやうでんの御ちやうにつかせ給ふ。春宮まいらせ給て。すのこにて拜せさせ給ふ。內侍のろくなどのぎしき例の事なれど。ちか比はこれもめづらしき事なり。けふやがて二宮のたいきやう有べけれど。とても大內つくりてこそとてこれはなし。う杖。立春のわか水などいふ事。さしたる事なければみなもらしつ。

五日の叙位。れいの事なり。これもしゆくらうの人々。さいかくをたしぶのらうなど。ちむやくをたゞさせ給なるべし。しひつは左大臣さぶらふ。

七日になりぬ。けふの白馬の節會。外弁に中務の宮。ひやうぢやうをつがひてたゝせ給べしとて。是を見にとてきぬかづきどもひしめく。まだ午の刻にことはじまる。左大臣內弁にてはしにつく。太政大臣おくの座のさぶらふ。公卿卅人ばかりぢんの座せばければ。びんぎの所々に立やすらひたるもおほし。大殿。關白。御後にさぶらひて事をこなふ。中務の親王當代の宮にて世のおもはせ人のもてなし給ふ事かぎりなし。ひやうぢやうさきのこゑ〴〵はなやかにて。外弁にてさぶらひ給。のぼりておくの座につかせ給。東宮も節會にさぶらひ給べきさた有しかど。たえてひさしき事なればとて。けふは其事とゞまりぬ。たゞ御後

のかたにて御らんぜさせ給ふ。左右の大將そうをとるほど。いとはなやかにおもしろし。ことはてぬれば。御馬淸涼殿にて御らんあり。殿上の人々うちのゝしるいとおかし。さてもけふははつ子日なりとて。内侍のかみわかなたてまつる。いろ／＼のうすやう。えならぬ哥の心ばへなどふでもをよびがたければ。中々もらしつ。

八日。御さいゑのはじめ。式にまかせてをこなはせ給ふ。上卿は左大臣なるべし。眞言太元の法。承和のむかしの跡をたづねて。しんごん院いみじくつくりたてられて。あじやりのいでたちなどめも心もをよばず。女敍位。女王の祿などいふ事。さしたる事なけれど。これもふるき事どもあるべし。今年はなむたう（男踏）哥をこなはるべしと聞えしかど。閑院せんかうののちとぞさたありし。たうかの節會はつねの事なれど。御かた／＼ないけう坊のぶぎ（舞妓）など廿人にあまりたり。雪ふり月おもしろくていとえん也。この節會はわざと酉の時ばかりにはじめらる。これもさま／＼の心あるべし。

十八日にはのりゆみの事有。ゆばにいでさせたまふ。しふのさうなどいとおもしろし。公卿弓矢もち。ともなどつけてあるさま。ちか比めなれぬことなり。大將そうとるほどなど。例の事なれど見所おほし。除目は十一日よりはじめらる。そのほどの事くだ／＼しきうへ。家家のひじどもにてあれば。中々かきつくるに及ばず。南殿にてをり（是イ）なくだされんなどさたありしかど。それはとゞまりぬ。さてもないえんは廿一日にて侍れども。中比よりたえて久しき事なればとて。たゞ正月中にをこなはる。保元（後白河）よりたえてなき事なれば。この比の世のもてあそび此事なり。みち／＼のはかせ。い

と竹のしらべまでも。其道にたへたるをえらびとゝのへ給ふ。公卿青色のはういとめづらかなり。ひかうの程。かうせうの聲。雲井にひびき物すごし。けふの詩ども人の口すさびとなりて。いとありがたきためしなり。はいぜんには更衣さぶらふ。御遊のぎしき。雲井にひゞくものゝね。身のけもよだちていはむかたなし。外記のまつりごと。ことしは左右の大臣まいりてはれの儀をこなはる。吉書奏。左大臣さぶらふ。關白の臨時きやく。大臣家の母屋の大きやうも有しかど。わたくし事なればかかず。まことや議定はじめ。兩殿以下人々七八人さぶらふ。神事こう行やがてさだめ申まゝにをこなはせ給。ことしよりはしきの議定のほかに。神事。任官。公事。興行の事別して日ををかるべしなどぞ聞えし。

二月にもなりぬ。事しげかりつる大やけ事どもはてぬれば。春日うらゝになりまさりて。いとゞのどけき世のけしき也。御遊はじめ詩哥の御會あり。詩は絶句。哥も一首のはれの御會なり。三月に中殿の御會あるべければ。いまだおうせいしん上をかゝず。御遊はじめ。物のねいとおもしろし。十日比に御書所のはじめ有。二月はかれいとてまづその所ををかる。作文は三月なるべし。そのさまはつねの事なればしるさず。きねんのまつり。きねんこくの奉幣などしきのまゝにをこなはる。みな大臣上卿にてぞありし。諸社のまつりども。近比まいらぬしよしいし〳〵までもとゝのへさせ給。しだひたがはずみな本社にまいりてをこなふ。いとめでたし。臨時の仁王會。きの御讀經などいふ事ども。月たがへずみなをこなはせ給。三月になりぬれば。よもの木末もけしきづきていとおもしろし。十日比。南殿のさくら

さかりなれば。花のえんせさせ給ふ。延喜天暦の例にまかせて。南殿の御しやうぞくうるはしくしつらひて。いとめづらかなるためしなり。舞人はさるべき家々の人をえらばせ給ふ。わかき雲のうへ人は。樂人も舞人もけふをはれとつきじろひあひたり。柳花苑。春鶯囀などかの花のえんのおり、思ひ出られていとえんなり。胡飲酒などは童舞なれば。ろくかくるぎしき御賀などのおりにたがはず。童舞の父の大納言。ろくとりて笏もちながら。えならぬ舞の一曲。袖かへしたる程などいはんかたなし。御かた〴〵もけふの物見をすごさじとまうのぼらせ給ふ。おかしきうへわらは二三十人。えりとゝのへさせ給ふ。きぬの色々あこめのすがた。さま〴〵おかしき事おほかり。三月十日の夜に中殿の御會はじまる。まづ詩の御會あり。虫　つゞきたり。前關白虫　など事にたへたる十四五人さぶらふ。からのも大和もたぐひなき哥の風情どもつくして。秀逸もおほく人の口に侍にや。御製は大閤やがて懐中す。さる例あるにや。御遊れいの事なれど。今夜はことに耳にとゞまりてきこゆ。懐紙のかきやうなどまでもさま〴〵めづらしき事どもおほかれども。さのみはかきつくしがたし。御せいにつくりあはせたる詩には。別祿など侍もふるきためしなるべし。廿日比には當代はじめたる賀茂八幡の行幸とてひしめく。その日にもなりぬれば。上達部うへ人の馬。くら物のぐまでいみじくとゝのへたり。將軍大將かけて本ぢんにぐぶす。いとめづらかなるためしなり。帶刀などいふ物四五百人。えならぬもののぐそくをつくして照かゞやく心地ぞする。（後鳥羽）建久にかまくらの右大將東大寺供養の行幸にもまいりたりしかど。前官に

て本ぢんにはさぶらはざりしに。此度の儀いとめでたし。はしがための官人さゝ木何がしとかやうけ給はる。そのいでたちまたいはむかたなし。御みちのほど御舟わたりのふながくなどいとおもしろし。おとこ山の花さかりなれば。かたぬぎたるかたまひの袖にちりかかれる雪。うちはらふすがたどもも。わざとつくりいでたるやうにいとおかしくみゆ。神の心もなびきつべき花のしらゆふかけそへて。けふの御願。かずかずめでたし。賀茂の行幸やがてこの月なり。そのしきまたむかしにもたちまさりて侍し。やうやう青葉まじりの比なれば。そのかみ山の木だち。松もさくらもにしきをこきませたる心ちして。おりからいとおかし。たゞすのもりにひきならべたる馬車。さながら繪にかきいだしたる心ちぞするや。三月のすゑやうやうはなはちりがたになりぬ。この比はさりぬべき公事もはてぬれば。御まりのあそびあり。あげまりは。朝まりには難波うけたまはる。ことごとしく申たて侍り。二そく三足のせちも。けふならではとぞ見え侍し。おなじき夕まりには。御子左の家の人。あげまりをうけたまはる。おもひおもひのふるまひいとおもしろし。けふは御たち大殿。左のおとゞ。左右大將をはじめて。此道の人々上八人なり。賀茂の者ども上手ばかり四五人をえらばせ給。つゆばらひより數おほくあがりて。風のどかなる日なれば。空も心あるこゝちぞするや。さくらはよきてこそなどおもふ所ある人も有べし。なよ竹のあぢきなきもの思つきたる色好どももおほく侍とかや。中々何ごとの見ものよりもたちこみて所せきまでみゆ。大殿。左右大將の隨身さぶらひてまりをとる。雜人などはらひたるも。いとおりえがほな

り。かずたび〳〵あがりぬれば。まりうくる人の作法などさだめてやうあらんかし。やうやう夜になり行ほどにことはてぬれば。名殘戀しき心ちぞするや。石清水の臨時祭はつねの事なれど。これもことしは舞人のしやうぞくかずまいりあつまりて。御せんにて給はる。ふるきにかへる事どもおほかるべし。庭の座五こんてんさんの儀あり。北のぢん。舞人の馬。ものゝぐまでも。いときら〳〵しうみゆ。夜にいらぬさきに八幡へまいりつくやうにいそがせたまふなるべし。さても大内はたえて久しくなり侍うへ。この比はさうおうせざれば。閑院のさしづに東宮の御かたをそへて。ちかく貞和にさたありしさしづ。めし出してつくらる。四月には遷幸有べしとて。將軍造國司うけたまはりて。西園寺大將奉行す。建長文保の例にまかせてよろづさた有。三月つごもりごろ。女御入内の事有。よろづ上東門院の例にたがはず。大殿より女房四五十人。心ことにえらばせ給ふ。その夜のけしきは例の事なれど。大殿をはじめて。しんぞくの拜にたゝる。ろけんの日のしき。御書のつかひ。御ふみうたなど。いとやごとなき事おほけれど。さのみはかきつくさず。四月十日比。やがて立后あり。御てうど。ふかき寶藏よりめし出され。月次の御屛風の下繪。色紙哥の心ばへなど。ことにえりとゝのへさせ給ふ。三ケ日のぎしき。れいの事なれどいとおもしろし。えぐちかんざきの君どももしもつ所にまいりあつまりて哥うたひあそぶ。わかき上人(一本脫歟)のめでもてあそぶさま。いとおかしき事どもおほかり。五月の節よりさきにとて。新内裏のせんかうあり。よろづ文保の例にたがはず。その外なをめづらかな

る事どもくはゝるべし。內裏は東しい閑院のさしづに殿二三を猶つくりくはへらる。承明建禮門などをぞ立られたる。節會などのためにやとおぼえたり。南殿のしつらひ。賢聖の障子などめも心も及ばず。櫻。橘。竹の臺など。草木にいたるまでも。昔にかはらずうへさせ給。御溝水もの淸くながれて。淸涼殿のありさまなどむかしおぼえたり。三ケ日の儀はてぬればやがてせんかうの旬の儀ありて。はじめて南殿にいでさせ給ふ。宮奏には左右臣さぶらふ。つねの事なれどさま〲のそうなどいとおもしろし。さても四月一日。二まうの旬いとおもしろし。あふき給ふ內侍のさまなど。おりからおかしうみゆ。まひはくはうじよなどいふひじどもなり。大臣以下のろくをもわたきぬなどあるにまかせて給はす。これも近比はたえたる事なり。まことや賀茂のさい王は。

ちか比なき事なりつるを。此御代にまいらせ給。この月は御禊のぎしき。一條の大路たちこみておもしろきものみなり。大將などわたるほど。さゝのくまの心ちして。あぢきなき物見車どももおほかるべし。むらさき野の物見牛このむ人々。いと〲おどろ〲しくをひのゝしる。あらぬさまの車あらそひもおりからいとおかしくみゆ。關白の賀茂詣もことしはじめてあり。殿上の前駈四五百人むかしにかはらず。これもいとおもしろき見物なり。八日の灌佛などはれいの事なればかきとゞめず。上達部女房のふせなど花の色々をつくしていとおもしろし。五月五日は武德殿のむかしの跡をたづねて。節會走馬などあるべし。菖蒲のかざりくす玉など用意する人々ありしかど。さのみ久しくたえたる事をおこなはせ給はんもとて。ことしはやみぬ。左右近のあら

てつがひなどは。大將むかひていときら〳〵しくをこなふ。ひをりの日の右近のばゝ。心ある女車どももおほし。最勝講いつもの事なれど。山寺などのがくしやうどもをすぐられたれば。論義のさまなどいときゝ所ありてたうとし。賑給の定使所々〔に脱歟〕むかひて。こくさう院の物どももみな〳〵たまふ。民ども手をあはせて拜もいとことはりなり。月次神今食に行幸ありて。よろづ式文にたがはずをこなはせ給。いとめでたし。六月廿日ごろ。いとあつき比なれば。いづみもてあそび給ふとて。二條の家に行幸有。御かたたがひのよしなり。あるじの殿だちゐけいめいせらる。山のすがた。水の心ばへいとおもしろし。東にたかき松山あり。山のふもとよりわきいづる水のながれ。松のひびきをそへていとすゞし。水のうへに二かいをつくりかけたれば。やがて座の中をながれ行石間の水。さながらそでうつばかりなり。ながれの末の池のすがた。入江々々にしまど〳〵のたゝずまゐ。いとおもしろく。西のながれのすゑに山を隔て五尺ばかりの瀧落たり。瀧のうへにつくりかけたる二かいのさまなど山里めきていとおかしう見ゆ。池の水には三の舟をうかぶ。詩哥管絃なるべし。まづ哥の舟にめされて御あそびあり。あるじの殿。左右の大將など御ふねにまいる。詩の舟には太政大臣のる。管絃は右大臣以下のる。池水三まはりののち。また管絃の舟にめしうつりて御樂あり。そののち一日の殿におりさせ給て。なを御遊。簾中の物のねどもいとおもしろし。詩哥のひかう夜に入て。やがてつり殿に御倚子を立てつかせ給。水の流にさか月うけて詩哥つかうまつる。曲水の宴の心ちぞするや。ひ水すいばんなどまいりて。よ一夜あそびあかさせ

給。かつらのうがひかゞりともして。にし河のあゆなどもてあそばせ給ふ。あくるあした。北の馬場のおとゞにて殿上人ずいじんのけいばあり。腰輿にてばゝ殿へ行幸あり。殿以下みなあゆみつゞかせ給ふ。ばゝのやはにしひんがしへおかしくつくりつゞけたり。ひんがしおもてにはまりのかゝりあり。いとすゞしき木だちものきよげに。塵もすへぬしらすに。あをみわたれる柳さくらの夏ふかき木だちもおりしりがほなり。松屋の殿上人どもおもひおもひに出たつ。けいごのすがたいとおもしろし。きいゝ馬はてぬればやがて御まりあり。弘長嘉元の例にまかせて。あるじの殿あげまりをつとむ。難波。御子左の人々おもしろき足ども。數をつくしておもひやるべし。月になりゆくまで數おほくあがゑ　ぎはてぬれば。またいづみのやへかへらせ給。今夜はまた内々の

詩哥あはせなり。いとおもしろき女房の哥どもを名ある文人に合らる。三百番の判者をさだめられて。こと葉をかくべきよしさたあり。これもいみじきすゑの代のもてあそびものならんかし。けふ三ケ日御とうりうさま〴〵のことをつくさせ給。さてもこよひあるじの殿。天盃を給はる。御かはらけ給て。みぎりにおりて舞踏す。直衣のすがたいとめづらし。家禮の人々卅人ばかり地にくだりゐる。いとびびしくぞ見えし。家のしやうに二位三位などする女房もあまたあるべし。夜に入て上のしむでんよりかへらせ給。御馬十疋うつしをきてたてまつる。その外御をくり物。くだ〴〵しければ中々にしるさず。七月にもなりぬ。吹たつかぜのけしきもやう〳〵物おもしろき比なり。七日は七百首の詩。七百首の哥。七調子の管絃。七十韵の連句。七十韵の連歌。七百の

かずの鞠。七こんの御酒なり。さま〴〵れいの事なれば注に及ばず。此月はすまふの節あるべしどてひしめく。使諸國に下てすまふ人やう〳〵のぼる。いとめづらしき事なるべし。嘉(高倉)應以後はなき事とぞうけ給はりし。十六七日のほどめし仰あり。

廿日あまり。うちとりのしきいとおもしろし。やがてめしあはせ。南殿にいでさせ給。左右の大將奏とりなどはなやかなる事おほし。まけのかたの大將かへりあるじまうく。これもこの比はなき事なるにや。關白大臣などすまふ人めしてきやうちし給人おほかり。この比のもてあそび。またこれのみにてぞありし。祈年こくの奉幣。仁王會など春にかはらず。

八月釋奠。これも上卿左大臣にてはれの儀をこなはる。宇治の左府申さたの後はたえて久しくなるにや。十一日官の定考あり。そのしきれいのことなり。この月は放生會などいふ神事。みなしきのまゝにをこなはせ給。さてももち月の御馬。今年はまことのおくのへいの馬ども四五さいの行末はりうにもなりぬべきものどもなり。人々あらそひとるもらうがはし。よきをすぐりて左右馬寮に十疋たてら、よく〳〵かひいたはるべきよしさたあ。

九月はれい幣に行幸あり。その儀おもひやるべし。ことしは齋宮ぐん行あれば。野の宮の秋のけしき。むかしおぼえたる事どもおほかるべし。群かうの日。大極殿のぎしき。わかれのくしなどさし給ほどおぼしめしいづるためしもありけんかし。長奉送使には權大納言つかうまつる。伊勢路のおかしき心ばへなど、さだめてこの人しるしをかれ侍らんかしとゆかしくぞおぼえ侍る。十月一日には旬の儀。四月におなじ。けふはひをといふいをを公卿に

たまふ。かくなどいとおもしろし。又弓場はじめあり。れいの事なれど。これも公卿殿上人。弓にたへたる人おほくて。賭射つかうまつるいとおもしろし。この月にはさしたる公事などもなければ。きくもみぢにつきておかしき御あそびどもあり。十日あまりに菊あはせさせ給。やがて哥を合らる。天暦の例にたがはず。清涼殿にいでさせ給。左右のねん人。かんたちべ卄人ばかりさぶらふ。けふの判者。天德延仁の昔のあとをたづねて大閤うけたまはる。その道にはいまだ入たゝねど。おほやけわたくしの嘉例なるべし。左右のすばまのだいしろがねこがねをつくし。哥の心ばへなどさまざまおかしく見ゆ。天德にはかねもり。物やおもふといふ哥をつかうまつりて。日ぐらし陣にさぶらひけるが。此哥かちたるよし聞て。やがて拜して。のこりはきゝてもよしなしとて。まかりいで侍けるとかや。けふのうたの中には。判者。天氣にゆづり申事おほし。いかなる秀逸にてか侍らん。たづねて書べし。かちかたの舞などあり。夜に入て御遊いとおもしろし。

十一月一日ごろより五節のひしめきまた世のいとなみに見えたり。新嘗祭の行幸。しむ膳の儀。ことにとゝのへさせ給。大みのやに恭うちなどふるきためしいとおもしろし。中のうしの日は五節のまいりなり。公卿のも受領のもみなみめかたちをえらばせ給へば。えならぬ舞姫どもおほし。やがてうへ宮仕。さいはひひきいづるためし。いとおかしき事どもなり。御前の心見御覽の日などはへ〳〵しくもてなさせ給。東宮中宮のえんすいいとおもしろし。色々のくしどもかざりたるたなど心もことばもおよばず。この月のまつり〳〵みなこう行せらる。賀茂の臨時祭。またむまの時

にはじまる。大臣以下廿人ばかりさぶらふ。けふは三こん也。十二月。月次神今食は六月にかはらず。佛名などいふ事はいたく見所なき事なれど。近衞の陣のかへなしなどいふ事。ふるき跡にかはらず。大將のふるまひなどいとおもしろし。僧どもふすまわたなどかづきて。心ちよげなるさまいとおかし。この月はたゞはやけ事しげくて。やう〳〵春のいとなみにまぎれて。よろづかきつけ侍らず。内侍所の御神樂。所作人などことにえらばせたまふ。さても明年の正月には朝賀あるべしとてとしのうちよりひしめく。擬侍從の定ことしはまことの親王など入たてまつる。近ごろは面かげばかりにて侍つるに。よろづ正曆の例にまかせてさたあり。さても一とせの事どもをもらさじとかきつけ侍ほどに。いとくだ〳〵しくなりて。ことの葉もつゞかず。このおもかげは。

としごとの事になりて。卅よ年御位をたもたせ給ふありがたきためしなるべし。のちのさがの院にも立かへらせ給たる。なをゆく末の御さかへおもひやるべし。大殿も建久元弘の例にたがはず。三度のさいにんして。世のさいはい人のためしにいひたてらる。宇治の關白。京極の大閤にもたちまさり侍べからんかし。まことや殿上のこう行は藏人頭ことに申さたす。每日二たびの日給ふるきが。ことし上日。あきらかにふだにかきつけて。殿上人のほうこうのじやう﨟によりて官爵をさづけらる。御ぜむなどにも公卿陪膳につねにさぶらふ。たきぐちのもむじやく。左右近衞のとのゐ申までもふるきあとにたがはずこう行せらる。月ごとの月そう。人々の上日かくれなければ。われをとらじとつかうまつる人々おほかり。三どの議定。庭中雜訴などの外に神

事。佛事。諸道こう行の評定りんじにあり。また御文談。史書全經。その道の人々まいりてをこたらず。記録所には日ごとのちやくたう。一日もかきたるものをばやがてしゆをのぞかる。明經明法の輩。記録所にてつねに本書をかうず　簾中にてきかせ給。道のこう行。人のけいこ。いづくにかくれあるべしとも見えず。さいがくはかく〳〵しからぬ輩は。はなしろめておこがましき事おほかり。さても〳〵法勝寺の九重のたうは康永にやけたりしをつくりたてゝ供養せらる。建仁の例とぞきこえし。行幸行啓ありて。公卿卅人ばかりさぶらふ。そうらいには大臣三人ゐる。これも建久東大寺供養の例なるべし。この御塔供養をさせたまひぬる事まめやかにめでたし。佛法王法の興隆とぞ世の人のゝしるめり。天龍寺供養又康永の例　たがはず　事おほければさのみはかゝず。いつの比ぞとよ。白河院承保の例に任て大井河の行幸侍き。鷹にかゝづらふずい身。左右の大將をはじめて。いとめづらしかなる事なれば。けふをはれといろ〳〵のそめしやうぞく。からやまとの色あひをつくしたり。御みちには都よりさが野まで秋の花紅葉をわざとこきちらせる。にしきのうへをあゆむ心ちぞする。左右の鷹飼。かり衣のすがたいとおもしろし。おりしもうち時雨たる雲まの夕日に。こがね色なるきじのたちのぼるをいとしろきたかのとりて。ほうれんのうへにゐたるさま。延喜の白せうがふるまひもかくこそといとゑむにめも心も及ばずぞ侍る。大井川のせうえうの和歌序は左大臣たてまつる。承保に土御門の右大臣の名句どもかゝれたるにもなをたちまさりて。世のもてあそび物。人のくちずさみになり侍りけん。むかしはつね

のことなりしを。天神なども申とゞめさせ給ひしかば。まれなる事に侍しを。白河院の御代のおさまれるあまり。野の行幸までもはへばへしくさたありしとぞ。このたびもうけたまはり侍し。あさ光などいひしみめよき大將どはちかごろはなかりしに。けふは左右大將いづれとわきがたく。みめかたちすぐれて見ゆ。源氏の太政大臣。大原野の行幸のためしおもひいでゝ。鳥たてまつる人もあるべし。きりふの岡の千代のためしをかけたることのはども中々とてかきとゞめず。みなをしはかるべし。行幸は春日。日吉。稻荷。祇園。北野。かずをつくしてとしぐ〳〵の御願どもはたさる。いまはむかしよりまれなりつる事どものこりなくかずをつくして行はせ給ひぬれば。家家のさいかく日記どもも末の代のかゞみともなり侍べきにや。すべてよろづの色香をもはへぐ〳〵しくとりなし給ふ。つねは源氏。さ衣。伊勢物語やうの代々のふるき事までも御だんぎなどあれば。女房のさえもあらはれ。いとはへぐ〳〵しき雲のうへなり。さればそのづからたちまじはれる人々も。みななさけ有さまにおかしき事どももおほかれど。かずぐ〳〵申のべがたく侍り。かゝる思ひのまゝの代に生れあひぬる事をわれも人もさいはいとおもへり。千代萬代をかけて。すゑの代までもいまの御時をためしにひきたて申侍べしとぞ本にはかきて侍し。

この日記は春日の神の御告なれば。見む人はよろづのねがひかなひ。思ふ事あるまじと人のしけんにて侍とかや。

本云
右一帖者。一條兼良公以二御自筆一寫之。數挍了。
正保二年仲春日

右おもひのまゝの日記以屋代弘賢藏本及扶桑拾葉集挍合畢

雜部四十五

# 眞俗交談記（建久二年九月十日自十至甲同日夜今記之）

昨日重陽少會如形執行之。自長和親王時。此御所舊例毎良辰要被展會席之事。代々无闕怠。然間相語和漢好士。遂其節者也。會式日者。正月七日。（但毎年令修公家御祈事有之。或門下輩令參勤。後七日修法之事。當時專其營故。改七日用二十五日。且爲聖廟手向也。正月七日名承陽會。）三月三日。（俗呼名曲水會。）三月十八日。（名句曲會。仙客佳遊日也。）五月五日。（名端午。又曰五絲節。）六月晦日。（名迎涼會。迎涼藻掛簷云々。）七月七日。（名乞巧祭會。又號二星會。）八月十五夜。（名桂開會。）九月九日。（號重陽會。又延秋會云々。）九月十三夜。（名纖華會。）毎斯日呼遠塵近。一詠再吟者也。昨日。會衆内少々被拘留坐談座。權僧正覺成。前權僧正定遍。仁性律師。覺秘律師。澄覺阿闍梨。心覺阿闍梨等。權中納言親經。參議資實。從三位爲長。大藏卿有家等也。予取條以問。

一王城異名非一。其内號九重之意如何。親經云。三神山各有三壺。三々九也。摸彼故名帝都於九重云々。資實云。北辰所居宮名紫微。此宮有九位。九位者九極也。極則九重也。是故帝譬北辰城。名九重云々。愛勸修寺成寶權僧正就曼茶羅寺事企參之間。先（撰イ）揖入談語席畢。頗適意月面。感快風詞。其勢氣相同。野馬屬草。山猿抱樹者歟。忘却所望。而盡日不忩退出。而及晩。寔道好士哀覺倚（侍歟）。

一禁裡記錄近（延イ）長親王。云。御鈴緒畫事。自古繪所一

人相傳之。毎盞工不知事也云。其事如何。滿座緇素共不答。皆合日良久。然間予重爲問。資實向親經致小禮云。凡此條有職事。號秘旨其一也。御鈴緒畫事。曩祖有國記云。仁壽殿北面西間。御格子間珠簾有件緒。件緒練絹空色染之。北極圖繪之。或記七星畫之。又九星之云々。家記九星也。其形好現見星。以胡粉圓形畫之。自雲上列纏也云々。親經所存无相違之由。令指南了。予重爲問。被畫北極圖御用如何。資實暫不申其旨。有斟酌氣。親經一具可被申之由。被加誘詞。資實重答云。天子毎宵令拜北辰給。然陰夜不露之故。拜彼畫圖星宿御也。御指合之時。被召伯耆爲御容代令勤此事給。若后妃令勤其御代給事有云々。親經。爲長等。頻守資實面。有美氣容色。座客各低耳聞之。

一二間御鏡奉拜給日時事如何。親經云。毎月十一日辰一點。奉拜之給。奉開御箱事伯耆役也。大神宮法樂御所作有之云々。重以問。彼御鏡奉拭事。毎月有式日哉。親經。資實。爲長等未存知之由。一同申了。其以下无知輩。自答云。嵯峨天皇御記云。毎月朔朝。御代鏡奉拭之。伯耆所役也。着淨衣用覆面。但正月分蒯日无其事。除夜聊勤仕也云々。以上。

一神祇官八神鎭坐事。八神由緒如何。資實云。有國記云。八神者。八埏鎭護尊神也。又天子八卦掌一年。奉守神明也。伏羲氏時。龍背八卦起帝運之始也。神武天皇爲人代。上奉崇八神給。其由一揆也。八卦者八埏也。所謂守乾卦運。守坎卦運。守艮卦運。守震卦運。守巽卦運。守離卦運。守坤卦運。守兌卦運。八神也云々。親經問云。此八卦八段以何段爲首哉。資實云。說々不同也。易八卦者。自乾皆連始之。左傳八卦自坤皆斷始之。乾坤者。天地陰陽方也。乾皆連陽

也。坤皆斷陰也。乾三爻者。是天地人。三才始彰事自此方。又自離中斷始之。是宿曜家説歟。此一卦。各具八郎(卦歟)六十四卦也。是六十四運人卦也。凡人身有八神。配中八卦主也。其八神加魂神時。九神也。今八神殿者。此由也云々。

一賀表松筆事。此木自何山取之哉。資實等閉目不答。頃之爲長云。此松自三笠山取之云々。雖然菅淳茂。天暦賀表。蒙勅勤此事之時。取之所松枝造筆書之畢。當家守此記云々。資實尋其所之時。爲長以扇二三度打座前。潛嘯不答。予頻雖尋之。終以隱密止問。資實云。凡取松。在所非一。春日山。男山。加茂山。北野等也。然而以春日山爲其始。匡衡記錄男(寳イ)山松取之云々。聞衡記。自春日山取之云々。爰敦光背明衡例。自賀茂山取之。則鳥羽院御宇天永元年正月御元服。勤此事畢。依別勅自賀茂取之云々。

一神泉苑廻地十町内。令京職栽柳。町別七株云云。必栽柳事。其由如何。爲長云。栽柳事。本文非一。先柳者陽樹也。典春方池畔要栽柳云々、文、神泉池龍神勸請所也。故有其使者歟、錦繡記唐云。青龍降種。化爲柳云々。然間被栽柳也云々。

資實云。金谷廣典云。无水所栽柳。然後歷三年。引水脉云々。文。神泉自元佈水。水龍王德也。龍王移他所之時。此池隨而水可无云々。取意。雖爲龍緣木。柳不可勝龍。龍去水柳共枯竭。然者无用歟。栽柳事。自此之外尚有深意哉。凡五龍神時。水龍者方冬。柳者春木也。木龍不隨水歟。龍柳者方木龍。今神泉龍王。水龍一値者也。五龍時。青龍掌木。黑龍掌水。神泉苑龍王者水龍也。柳者青龍種木也。水龍木龍雖各別。木水是一也。其故五龍有相尅相生義。水生木云々。然者木龍水龍。全非外配。資實云。

以相生義水龍池邊栽木龍柳事。尤可爾者歟。五季配物錄唐本。云。木以水爲命。春水王氣移木。冬木氣還水云々。文。又左氏云。山有水見木知云々。水與木其氣可同也。企淺難事。爲聞深意也。就栽柳猶有深義哉。爲長小禮不答。資實對親經。又以問无答。資實云。嵯峨親王御記云。神泉苑栽柳事。叡慮被思食深旨者也。善女龍王勸請事。弘法炎旱御祈之時也。天皇與弘法有御深約曰。治國先以民。育民先以穀。育穀先以雨露。穀者木德也。朕木德。及于國土事。依師加持。此池龍神移留事。併師法水故也。然以柳栽此岸。可當木德指掌者也云々。兩僧正。神泉御修法之時。竊取件柳枝爲散杖。此事內々伺叡慮云々。記錄被載之。是僧正定被辨存舊事故歟。爰成寶僧正暫守資實●面。爲粧涙浮感作奇異思。其時〔无歟〕予彼資實。當時隨保壽院僧正。深仰密教。先貳心之由語成寶。彌僧正不堪極感之氣也。

一禁中制律云。杖一百云々。如何。親經云。凡登高臨禁中者。杖一百。又宮牆四面道內。不得積物。其近宮闕不得燒臭惡物。又不得通哭聲。若犯此四者。杖一百可當之云々。

一鬼間繪事。人不見之。先年相尋繪所之處。固辭申。終不顯其繪樣如何。爲長云。凡此條。自古至今雖聞鬼間名。未見其消息云々。秘藏故歟。然存人尤稀也。不可言上之由辭申。賦目於兩卿。親經。資實。同辭之。予自答云。鬼王三面三目有一角。其色赤色也。間艮方畫之。形如迯去勢。又勇士一人提劒如追鬼王。顧勇士走形也。此時爲長云。朱雀門鬼者。鬼間鬼王所變也云々。彼鬼青色一面也。長谷雄卿記有之云々。赤色。青色。異說也。後可決之。

一朝覲行幸之時。御引出物用和琴一張給事。自何御時始哉。資實云。延喜二年醍醐天皇仁和

寺行幸御時。法皇御對面後。茶二盞有御勸。和琴一張爲御引出物令進之給。歸幸後。彼和琴被送進掖主畢。自爾以降不改其御例。每度如斯云々。是又有國記載之。爰爲長應當今勅喚忩退出。親經卿又飴老。長座頗不堪之間。辭西都五宮竹園。歸東洛六角蓬屋有家。稱有先日約期之文會。早抛今夕文詞之錦談。資實一人投轄於非中留之。擧鞍於軒下不免。又極位宿老忘寺院兩三輩。漸欲演宗家故實之處。予暫請衆。問大内配圖。

皇城有名如何。資實无爭。臣答云。大唐西京。皇城在京城之中。東西五里。一百一十五步。南北三里。一百四十步。今謂之子城。南面三門。中曰朱雀。左曰安上。右曰含光。朱雀正南當明德門。正北當承天門。門外橫街正東直春明門。正西直含光門。東面二門。北曰延喜。南曰景風。延喜門。卽承天門外橫街東直通化門。西面二門。北曰安福。南曰順義。安福門西直開遠門。其中左宗廟在安上門内之東。右社稷在含光門内。大唐六典。又宮城在皇城之北。南面三門。中曰承天。東曰長樂。西曰永安。其北曰大極門。其内大極殿。朔望則坐而視朝焉。有東上西上二閤門。東西廊。左延明。右延明。門在兩殿東二門次。北曰朱明門。左曰虔化門。右曰肅章之西曰暉政門。虔化之東曰武德西門。其内有武德殿。有延興殿。又北曰兩儀門。其内曰兩儀殿。常日聽朝而視事焉。兩儀殿之東曰萬春殿。西曰千秋殿。兩儀之左曰獻春門。右曰宜秋門。宜秋之右曰百福門。其内曰百福殿。百福殿之西曰承慶門。其内曰承慶殿。獻春門之左曰立政門。其内曰立政殿。立政之東曰大吉門。其内曰大吉殿。兩儀之北曰甘露門。其内曰甘露殿。左曰神龍門。其内曰神龍殿。右曰安仁門。其内曰安仁殿。又有興仁。宣猷。崇道。惠訓。昭德。安禮。正禮。宣光。通福。光

暉。嘉猷。華光。暉儀。壽安。綏福等門。薰風。龍日。翔鳳。咸池。臨照。望僊。鶴羽。乘龍等殿。凌雲。翔鳳等閣。大唐六典。大明宮在禁苑之東南。西接宮城之東北隅。南面五門。直南曰丹鳳門。東曰望僊門。次曰延政門。西曰建福門。次曰興安門。丹鳳門內正殿曰含元殿。階上高於平地四十餘尺。南去丹鳳門四百餘步。東西廣五百步。夾殿兩閣。左曰翔鸞閣。右曰栖鳳閣。夾殿東有通乾門。西有觀象門。其北曰宣政門。外東廊曰齊德門。西廊曰興禮門。內曰宣政殿。殿前東廊曰日華門。門東。門下省。省東南北街。南直含耀門。出昭訓門。宣政殿前西廊曰月華門。門西中書省。省西南北街直昭慶門。出光範門。宣政之右曰東上閤。西曰西上閤。次西曰延英門。其內之左曰延英殿。右曰含象殿。宣政北曰紫宸門。其內曰紫宸殿。即內朝正殿之。殿之南面紫宸門。左曰崇明門。右曰光順門。殿之東曰左銀臺門。西曰右銀臺門。次北曰九僊門。殿之北面曰玄武門。左曰銀漢門。右曰凌霄門。其內又有麟德。凝霜。承歡。長安。僊居。拾翠。碧羽。金鑾。蓬萊。含涼。珠璋。三清。含氷。水晶。紫蘭等殿。玄武。明義。大用。等觀。鬱儀。結鱗。承雲。修文等閣。　禁苑在大內宮城之北。北臨渭水。東拒滻川。西盡故都城。其周一百二十里。(マヽ)禽獸蔬菓莫不毓焉。南面三門。中曰定鼎門。右曰長夏。右曰厚載。東面三門。中曰建春。南曰永通。北曰上東。北面二門。東曰安喜。西曰徽安。西四門。南曰迎秋。次曰遊義。次曰籠煙。北曰靈漢。東京皇城在都城之西北隅。南面三門。中曰端門。左曰左掖。右曰右掖。東面一門。曰賓耀。西面二門。南曰麗景。北曰宣輝。東城在皇城之東。□曰宣仁門。南曰承福門。皇城之內。皇宮在皇城之北。東西四里一百八十八步。南北二里八十五步。周四十三里二百四十一步。南面三

門。中曰應天。左曰興教。右曰先政。其內曰乾元門。東廊有左延福門。西廊有右延福門。興教之內曰會昌。其北曰章善。先政之內曰廣運。其北曰明福。乾元之左曰萬春。右曰千秋。其內曰乾元殿。則明堂也。殿之左曰春暉門。右曰秋景門。北曰燭竜門。明福之東曰武成門。其內曰武成殿。明德之西曰崇賢門。其內曰集賢殿。武成之北曰長壽殿。集賢之北曰僊居殿。其東曰億歲殿。其東曰同朋殿。其內又有觀禮。歸義。昭成。光慶等門。延祥。延壽。觀文。六合等殿。宣春。僊居。迎祥。六合等院也。其西北出洛城西門。其內曰德昌殿。北曰儀鸞殿。德昌南出曰延慶門。又南曰韶暉門。西南曰洛城南門。其內曰洛城殿。又曰勛羽殿。上陽宮在皇城之西南。南臨洛水。西拒穀水。東面卽皇城。右掖門之南。其西有西上陽宮。兩宮夾殿。水虹橋以往來。已上同。然後止。辭畢。始中終无思案形。懸河流水。語鳥巧舌何如之。欲記更迷翰。再開重染畢。希代珍事也。定有國再誕无疑者歟。自此以後。發出世談話耳。

爰資實申云。乍纏白衣。放逸之業。塵列纓簪。尚德之會座事。且悅宿執之成分。且恐冥睠之照覽。倩以。大師天長御記云。縱雖爲在俗於至卿大夫位之輩者。其機求我教。敢莫怍之。則可爲輪王所屬之受者云々。文。然今日蒙令免可言上不審之由申之。予惟。延久比江都督建久今藤相公。誠身在俗塵。心在眞實者歟。不耐感。无左右授許畢。

資實云。无畏三藏一行阿闍梨者。非東寺法流祖師。然何相州號八祖哉。予答云。於八祖有二種異。所謂付法。住持是也。付法時。除无畏一行。用元初大日金薩也。住持時。除遮那薩埵用三藏闍梨也。其上大師請來大日經疏者。无畏講釋。一行筆者。二十卷疏也。然者年可稱祖

師歟。御傳云。般若三藏吾祖師也云々。華嚴經御相傳。三藏尙以被遊祖師畢。況於大日經疏師哉。

一資實云。小野廣澤四度御次第等作者如何。予云。廣澤四度次第者。寛平聖主御作也。但護摩私記非法皇御製。十八通兩界次第等也。以眞雅僧正護摩記法皇令用之給云々。然今當流所用護摩私記者。三御子作也。彼護摩次第。本尊有異。所謂不動與大日是也。予流以大日爲本尊。

一資實云。大師御時四度御次第有无如何。予云。御作次第乍四度有之。梵本也。其御次第。當寺經藏有之。

一資實云。小野流四度次第何師所造乎。成賓僧正云。如意輪次第般若寺僧正作也。兩界次第石山內供作云々。但說々不同也。護摩次第延命院僧都作也。自行三段次第。又五段次第。六段次第。皆彼作云々。

一資實云。小野廣澤兩流御聖敎事。小野聖敎。皆被納曼荼羅寺經藏畢。後被遷渡鳥羽寶藏云々。其目錄悉江中納言匡房卿東秘記乙載之畢。然間小野重書所在无不審者也。當寺御經藏御書等目六未拜見之。是非本經木輪等錄事。只自大師以下師々所(之イ)調書籍事也云々。

予云。委細目錄不能具答。先當流相承重書者。根本三合三十帖御筆本也。(但三合三十帖乎。自眞雅御手益信相傳之。眞雅入滅後。相隨同法南池院源仁受法了。四合書。自眞雅御手源仁相傳之。源仁又相附聖寶了。)自大師眞雅。自眞雅源仁。自源仁益信相傳也。又大師四合御聖敎。聖寶相承之。爲小野本書歟。又大師十七帖祕法。淸涼殿御記被載之。令加叙點給云々。貞觀寺僧正相傳圓城寺僧正。是又當流相承書云。爲之根本書籍也。又大師御在(徙イ)唐御受法記錄號大雙紙。一帖。同當流相傳也。後師書籍等代々有之。

一三合。唐櫃。　一卅合。草子。
一十七帖。塗筥。　一十卷抄。白表紙。塗軸。
一十四卷抄。香表紙。塗軸。　一六卷抄。白表紙。唐木軸。
一七卷抄。黃表紙。水精軸。
　已上草子。
一長和記。匡房蒙㆓大御室仰㆒調進畢云々。十七之卷无㆓軸表紙㆒也。
成就院抄。五十帖。唐折表紙。杉小辛櫃。
範俊僧正薄香。唐櫃二合。
觀音院僧都聖敎。草子六合。
堀池僧正聖敎。腹籠嚢一。
勝憲僧正書籍。辛櫃二合。
覺印阿闍梨自見抄。廿卷幷記六卷。毛皮嚢一。
惠什阿闍梨聖敎。草子三合。依㆑罪被㆑召。及㆓書籍㆒云々。
此外高野親王御自筆聖敎一合。又愚抄就流（派イ）之
草之辛櫃四合。塗筥一合也。
　已上聖敎。皆是事相御書籍也。

資寶申云。委細御目錄。後日可㆑下給㆑也。載㆓家記㆒備㆓後證㆒云々。

資寶云。如寶尊勝。或如法尊勝書㆑之。法與㆓寶字㆒同。以爲㆑本哉。成寶僧正云。凡此二字任意諸師用㆑之。但眞實正傳寶字也。雖㆑然常用㆓法字㆒之間。師々如㆑法書㆑之宜也。於㆓寶字㆒者。深奧習有之。如寶愛染。至極習事也。

資寶云。華藏院三品親王目錄中。三无木次第一帖云々。尤不審如何。覺成僧正云。南向事三南方八卦圖也。无木者向也。三爻中爻不㆑續。曰㆓離中斷㆒云々。故爲㆑祕㆓南向㆒。如㆑此造㆓名字㆒歟。

資寶云。孔雀經御修法記錄云。伴僧經机前。各三木丁一脚。置㆓燈器㆒。高二尺許云々。蓮臺寺僧正記也。餘師多分用㆓小燈臺㆒。又云。人記錄皆小燈臺也。或陳座三木丁。又後七日香水机三木丁。眞言院建㆓立之㆒。此外无㆑用㆑之如何。覺成僧正云。古樣用㆓三木丁㆒事勿論也。雖㆑然近來皆用㆓小燈臺㆒尤

宜云々。

資實云。承安二年後七日記云。阿闍梨與威儀師懷承記。聊有相違。其相違者。阿闍梨記云。退紅仕丁云々。懷承記云。赤衣仕丁云々。退紅者紫歟。然者赤衣仕長如何。予云。退紅仕丁者。着紫仕丁勿論也。又赤衣仕丁者。着紅仕長也。名赤衣丁是也。不可云赤衣事歟。退紅仕丁者。古樣親王家之外不用之。精華家人用赤仕長云云。平黨用白仕長也。但當世立有職輩退紅仕長者。着紅也云々。或人云。紅疎色云退紅云々。荒染讀也。然紫與紅共可有退紅名者歟。又大藏卿爲房記云。帶紅仕丁云々。不審。退紅也。定有所存者也。禁裡下仕當時着紅號退紅。此相論未決之。彼不審。予年來蓄懷也。紫有退紅云名之條顯然也。又紅荒染云退紅事可有之。退紅。安良曾免訓故。又或記云。義孝少將着退紅二重云々。是紫二重而非紅。於退紅有見合古今記錄。甚漫者也。所詮如此於有異儀事者自昔難決事也。只守一記用之。更无其難歟。雖然予意。退紅仕丁者。着紫仕長也。禁裡親王家用之式也。赤仕丁者。着紅仕長也。執柄以下清花族可用之。又禁闕。竹園。赤仕丁可有之。赤仕丁事書退紅。紅條雖有一說尙不宜歟。如爲房卿記可書帶紅也。彼承安阿闍梨者。着紫仕丁不可召具之仁也。是則紅云退紅一義存之歟。又威儀師記書赤衣仕丁。无謂者也。乍同事。赤衣言有憚于仕丁事也。是可申仕長云々。

一仁海僧正傳受集云。眞言行者。佛菩薩明王天等及雖爲何法不覺本次第之時。指寄而則可修用意有之。謂以一印一明可渡用諸尊也。其印外五古明佛眼呪也。爲本尊加持印言可修之寂祕云々。又勝覺僧正內祕抄云。諸尊通用印明者。外縛印金大明云々。又成就院御傳云。諸

尊通用印云者。金掌印胎大日言也。名无所不至明云々。此三師傳相違。尤不審。見本經本軌說歟。又師說歟。爲師說者不可有不審者也。經軌說者多分一同也如何。憶可承指南云云。予云。此已上印言。皆師說也。經軌中正諸尊通用印言云事无之歟。只師々以經軌義分任意樂用之也。此外猶諸尊通用印言。口傳多々也。但成就院傳者。以普門印无所重言。被用之尤宜也。

今日。已上二十箇條眞俗談畢。衆皆約後席。各又飛歸駕耳。

文永二年四月二日於鳴瀧御所書寫畢。同五日挍之云々。　隆澄

正中二年十月七日三時未申酉書功畢。故大僧正御坊自筆御本也。　權律師通春

依數寄之志難有。奉付與尊重律師了。

于時文明十七年二月日　賢教

此書在于鎌倉鶴岡雪下山。　等覺院

右眞俗交談記以林崎文庫本書寫以太田實本挍合畢

# 驢驢嘶餘

一傳信和尚隱ニ于黑谷一。慈威和尚。諱惠鎮。後醍醐天皇戒師也。法勝寺白河法皇皇居也。其後天台宗住持聖道衣也。後醍醐勅命。慈威住二持法勝寺一。從二其時一成二律衣一。後醍醐。布薩着座給也。戒師。左座頭也。次第着右頭下座也。後醍醐右末座。着給也。法勝寺從二其時一紫衣御免。衆僧十九歳。度僧寺位定故。勅裁不レ申二平僧一。ヤガテ上人ト號也。

叡山十六谷。

一東塔。南谷。北谷。西谷。東谷。佛頂尾。檀那院。西谷也。檀那院梶井殿脇門跡御座アリタルニヨリ號二檀那院一。無動寺。但南谷ヨリ分也。青蓮院御進止。

一西塔。北谷。南谷。東谷。南尾。北尾。

一横川兜率谷。般若谷。樺尾谷。解脱谷。戒心谷。飯室谷。

同別處。

一神藏寺。律衣。帝釋寺。律衣。黑谷。黑衣。法然上人開山也。靈山。惠心隱遁地也。安樂院。惠心僧都隱遁地也。兩寺黑衣ハリ衣也。

右五箇所。衆徒隱遁地也。

一出世。院號。公家。或公家養子。坊官。坊號。妻帶。侍法師。國名妻帶。御承仕。持佛堂ヲ司ル。妻帶出家隨意。御格勤。御膳ヲ調也。下僧。下法師也。

一山門三門跡脇門跡。院家。出世。清僧。坊官。妻帶。同位或有レ淨。侍法師。山徒。衆徒同位也。

一廳務。坊官隨分衆任レ之。脇門跡ニテハ雜務ト呼ナリ。坊官ヲバ官人ト喚也。以下有二差別一。脇門跡モ。天台座主ニハ被レ任也。

一候人。門跡ニ召使ハル惣衆ヲ云也。

一三綱。寺家以下ノ衆多シ。輪番ニ執當職ニ任ル也。執當山門ノ諸堂ノ司ヲ知ルナリ。諸役者ニ補任ヲ成ナリ。

一堂衆承仕中方ノナル役。公人下法師ガナルナリ。處々ノ堂ニヨリテ任ズル也。

一ハリ衣。門跡絹ナリ。色ハ香。香トハ紅也。平人布也。衫ヲ重子ノウカウアリ。衫ハ綾ナリ。袷ト云也。

一東塔西塔ハ執行ト云也。横川ハ別當ト云ナリ。衆僧ノ一老任之役也。執行代別當代ニ若キ衆徒任レ之。

右貫全話レ之。

一七社。大宮。本地釋迦。號ニ大比叡大明神一。二宮。藥師。號ニ小比叡大明神一。聖眞子。阿彌陀。八王子。千手觀音。客人。白山權現。十一面觀音。十禪子。地藏。三宮。普賢。右三如來四菩薩也。二宮ハ西塔ヨリ知レ之。聖眞子横川ヨリ知レ之。自餘ノ五社ハ東塔ヨリ知レ之云々。

一七座公人四至内。職モタチバ衆徒。維那。同中方。法會時大僧前達スル論取。男。前唐院ノ鑰アヅカル也。出納。下法師。被物錄物取出也。又納也。庫主。下法師。佛供ヲ調ル者也。政所。下法師。中堂御常供佛供ヲ調スル也。專當。下法師若輩タリト云ヘ圧杖ヲツクナリ。執當輿前ニ行也。右ハ執當ノ補任也。執當ニ隨ナリ。

一門跡御輿舁。八瀬童子也。從ニ閻魔王宮一皈ル時。輿ヲ舁タル鬼ノ子孫也。十二人ヲ一結ト云也。是ハ淨衣ヲ着シテ。髮ヲ唐輪ニワゲル也。長一人ハ淨衣ニテ。髮ヲサゲテ。御輿ノ前ニ行ク也。以上十二人。今ハ御下行ガ造作ナリ。故ニ西坂本ノ下法師御輿ヲ舁ナリ。坂輿。四方輿等ノ事也。山中ノ木ニカマウ。故ニ四方輿ノ屋彌ヲ除テ。下バカリ坂輿ト云也。六人ハ略義也。片ト云也。又遠路ハ輿舁多シ。近所ハ少ナシ。雖レ近ニ大臣一。公卿ハ廿四人。二結モ被ニ召供一。下官ハ雖レ遠片。或一結ビ也。

一御車ノ時。牛飼也。菊童以下也。八瀬童子トハ別ナリ。

一三門跡。

脇門跡。

院家。

出世。清僧 院號權大僧都法印官位共ニ極ルナリ。御持佛堂ノ法事ヲ勤也。堂上ノ息或ハ養子ナリ。

坊官。妻帯 齒黑。坊號公名叙位不任官也。御門主ニ奉公給仕スル也。出世等輩也。不レ禁ニ四足二足類一。以下輩同ジ。兒ノ時水干。

侍法師。同 同。國名叙位不任官也。兒ノ時長絹。坊號ヲモ付ナリ。

御承仕。同 名乘也。慶信慶光ナド云ナリ。御持佛堂事ヲ司也。莊嚴ヲ仕。佛具ノ取沙汰アルナリ。幼時御童子也。國名ヲモ付。又名乘之外。金光。金祢。金黨。眞宗。眞光。眞黨ト云付ナリ。

御格勤。同。

下僧。下法師也。淨衣肩絹袴。幼名必有ニ異名一。

一直叙ノ法印。直叙ノ法眼。大納言以上ノ息ハ直叙也。養子モ同ジ。梶井殿務代々直叙也。

一妻帶モ僧正法印。官位共ニ極ル。事ニヨリ家ニヨル也。

一三綱。　堂衆。　公人。　下僧。下法師ナリ。山徒法師并中方妻帶衆禁ニ四足二足ヲ不レ禁レ魚。叙位不任官也。

一衆徒。清僧也。權大僧都法印ガ極メナリ。僧正ハ希也。平民モ德ニヨリテ任ズルナリ。東寺ニハ多也。

一梶井殿。古來無ニ院號一。入滅之後贈ニ院號一。或ハ隱居御時アリ。

梶井。在ニ于坂本一。梶井ノ芝トテ。今ニ舊跡アリ。山岳山ノ東御座ノ時ハ大宮御所ト申ナリ。御代々宮門跡也。攝家將軍家御一代モナシ。

一門跡御相伴。堂上殿上人マデ被ニ罷出一也。殿上人ノ膳ヲバ居事ハ坊官也。アグルコトハ侍法師也。公卿ハアグル事モ坊官ナリ。院家ハ御相伴也。出世。坊官。御相伴ニ古來不レ出也。但シ可レ依ニ家ノ流例一。衆徒召使童子ヲ御門跡御寵愛アレバ。白衣中帶ノ躰ニテ御次ノ間マデ參。半身ヲ出メ盃ヲ給。或被レ召迄也。後ハ臈次被レ亂也。

一梶井殿堯胤親王。東塔南谷圓融房。御住山御登山已後。一生不レ被ニ下山一也。坊官五日ノ番オハリテ下山仕ル。次ノ番未ニ登山一衆徒ニハ被レ居間敷由被レ仰。御膳不參也。執當貫全ヲ坂本江召ニ人ヲ下ス。夜半ノ時節登山。御膳ヲ進也。

一梶井殿平生御膳。一日兩度也。御器。表裡黑漆也。無紋也。江州クルシノ庄ヨリ每年進納。今ハ不納。懸盤。面皆朱。縁モ外ノ方クロシ。脚已下全躰黑シ。銅ニメッキナリ。進膳同ジ。御菜本膳三ツ。進膳二ツ。汁二ツナリ。木皿四ツ。皆黑シ。御湯ノ時。チモユガ參ルナリ。昔ヨリ如レ此。

一猪熊ノ寺家。上京梶井ノ寺家。此一族多シ。ミナ山門ノ執當ニ任ズル家也。猪熊今ハ斷絶。梶井寺家イニシヘハ清僧也。貫全マデ八代妻帶也。當門跡ニ隨ナリ。但梶井殿家來也。

一兒。公家息ハ白水干着ル也。武家ノ息ハ長絹ヲ着スル也。クビカミノ有ヲ水干ト云。無ヲ長絹ト云也。イヅレモ菊トヂハ黑シ。中堂供養ノトキ。御門跡ノ御供奉。貫全童形ニテ仕ル也。其

トキハ空色(色不定也)ノ水干其時節ニ似合タル結花(ムスビ)ヲ。菊トヂニメ法師ノ肩ニノル也。歩時ウラナシノ藺(イグサ)金剛也。

一御童子ハ。素襖(スアフ)袴ニテ髪ヲサゲ。肩ヲツクル。

兒眉。上ニシンチ立。末ニホフ。

御童子眉。三日月ナリニ脇ニシンチ立。兩方ニホヒアリ。

一堂衆ノ事。根本中堂長講。一ノ長講二ノ長講ト云也。三人也。清僧也。中方ナレドモ任ニ此職ニ准ニ上方ニ弟子兒チ持也。承仕。三人清僧中方也。咒師(スシ)一人。以上七人。

一執當。根本ハ清僧也。中古ヨリ以來妻帶ノユヘニ。寒中三十三日曉垢離ヲトリ。從ニ正月朔至ニ十五日ニ修正。每曉彼堂至ニ內陣ニ出仕也。此外妻帶不レ入ニ內陣ニ言全ハ不レ修ニ此行ニ。貫(マヽ)一ツタクハ一生修ニ此行ニ也。

一東塔南谷ノ常行堂ハ。上方清僧存レ之。法華堂。上方ナドモ。此堂務チ存ズレバサカル。又中方ヨリハ。アカレホト、トテモト云ナリ。清僧勤也。トテモノ事。中方御童子ニテナウメ。若衆ダチノチトテ云。ツレトハ天地各別也。以下ノ堂々。或ハ中方。或ハ公人任レ之。妻帶ハ堂ノ務チバ存メ。堂ノ勤行等チハ清僧チ供養メ勤レ之。

右皆執當之補任也。妻帶中堂ノ內陣ヘ入事ナシ。執黨人也。

一下僧。下法師也。後ニ公人ニ成ル。公人ノ息モ御童子ニナレバ中方ト成ル。中方ノ息モ兒ニナレバ上方ト成ル。下法師モ三代目ニハ上方ニ成ルトハ申セドモ。中方ニハ成レドモ上方ニ成ル事ハ稀也。

一橫川中堂ハ。觀音也。舍臺堂。四季講堂。四季ニ大會アリ。勅使參向ノ

故。慈惠大僧正ノ御廟アリ。正月三日誕生故。元三會ト云也。便正三ニ大會アリ。大師ニアラズ。和尚ノ事別記。

一西塔ノ中堂ハ釋迦堂ト云也。

一門跡坊官。武家出頭之時。一和尚一人。直綴。練大口。或ハ布ノ白袴也。自餘ハ素袍。小袴。チイサ刀。先規如レ此。近代ハ皆直綴。白袴也。

一御樽肴進上ノ時。梶井殿ハ目錄ニテ披露ナリ。妙法院ハ御樽肴。御前御緣ニ置也。御門跡ノタダズマイモカハル也。

一横川ノ別當ハ。衆入ノ一老ガ持也。衆入マテ兒立ノ衆徒也。縱兒立ナレドモ。行斷トテ擯出セラレテ皈レバ。衆入ニテナシ。別當不レ持ナリ。東塔西塔ノ執行ハ横入。他宗交衆スル人也。他方來モ事ニヨリ持也。

一梶井殿ノ圓融房。舊ハ階アリ。高欄等アリ。宮ノ造ナリ。廢壞ナル間。中堂再興之次。彼御房再興。中門車寄以下常ノ御所造ニナルナリ。青蓮妙法舊ノ御坊ナレドモ御所ヅクリナリ。

一毘沙門堂殿。梶井殿ノ脇門跡ノ今ノ門主。中院也。院家シヤウシヤク院。在二于相國寺ノ東一也。

一比叡山三塔アリ。各出トテ物ヲ出ス時。譬ヘバ百貫文出ル事ニハ。五十貫東塔。廿五貫西塔。又半分横川也。又物ヲ取ル時モ如レ此。法會ニ衆徒ヲ出スモ如レ此也。

一香色トハ。タテ紅。ヌキ黃也。

一大口ノ事。公武猿樂等着スルハ。タヽミノ面ヲ背ノ方ノ内ヘ入ルヽ也。又樂ノ時。舞人ハマヘハリト云物着スル也。ソレハ。背ヲ細ク前ヲ廣クシ。サハラヌル也。舞人ハ樂人ヨリ下ナリ。法中ニハ。大口トハ云ヘドモ疊ノ面ヲ入ル事ナシ。只袴也。練大口ハ。山ノ衆徒着スルナリ。生絹大口ハ。御門跡ノ候人着也。寺家同ジ。練スヾシ共ニウラハ絹也。精好ノ大口。面ハ小精好。裡ハ大精好也。御門跡御拜堂。中堂ヘ御參ノ事也。御拜賀。御社參ノ事也。候人衆供奉ノ時着也。

一轆轤袴。布ヲカチンニ染テ。クヽリヲ入テ・下

ク、リトテ。クルブシ踝ノ上ニテク、ルナリ。衆徒内々時着スル也。山上雪深シ。其時ノ用也。雪履疊ノ面ニテ。ヒツカヾミノ際キハ迄筒ヲシテ脚下ハキ。能キヤウニコシラヘヤウアリ。又奈良ヨリ來ハキモノアリ。

一大紋ノ指貫ノ事。寺家幷坊官マデ着レ之。綾ウキ紋。藤ノ丸。紋不定。上ミク、リトテ。膝ノ下ニテク、ル也。公家同ジ。下輩ハ大紋ヲ不レ許ナリ。差貫不レ苦者ノ歟。探題々者。大會ノ時。大紋差貫着スト云々。自餘衆徒不レ被レ許レ着也。

一僧綱トハ法眼以上ヲ云。譬バ公家ノ公卿ノ心ゾ。凡僧トハ法橋等。寺主。維那以下ヲ云也。

一上ノ袴ハ白綾。ウキ紋窠。花形ノヤウナルモノゾ。霞紅ニテ覆輪ヲトルベシ。御門跡付候人至二寺家坊官一同ジ。

一法服ノ時。小袖ノ上ニ上ノ袴。頸立トテ布ヲ糊ゴハニシテ。袖ナシ肩衣ノ如クナルニ。ソウカウヲタテ着シ。其ノ上ニ布ノカサ子ヲ着ス。法服ノ上ニ御門跡ハ香色ノ綾ノ紋アリ。裳同。法服ノ上ニ候人衆徒ハ。綾ヲフシガ子ニテソメルナリ。裳同ジ。衆徒ノ上ノ袴ハ練貫覆輪。紅也。

一鈎色上袴。頸立カサ子シ。上カミハ小精好。御門跡香色。平人白シ。裳同ジ。

一ハリ衣。重子衣トモ云。裡衣ニソウカウノアル有リ。上ノ袴。門跡候人生絹衆徒練貫。頸立重子同ジ。門跡ハ香色平絹也。

一御門跡。平生香御衣絹ノ衣ヲ被レ着也。其御衣ハ素絹ノ縫ヤウニテ。御エリヲ廣ク、ケズ。メヲイテ小袖ノ如ク折テ被レ着也。平絹香色也。

一素絹ハ坂衣トテ公界江不レ出也。坂ノ上下ノ川。又ハ武者ノ時。太刀刀ヲ可レ差爲ゾ。慈恵ヨリ初ルナリ。

一直綴。門跡。差貫ヲ着事アリ。又布白袴。生絹ノ大口御伴ニヨルゾ。衆徒ハ布白袴。スヾシ大

口差貫不ㇾ着也。
一袈裟。衆徒ハ紫行。青行。摠行。衲袈裟法事ノ時掛也。地下行ト別也。皆七條。若キ御時ハ白シ。香色御門跡バカリ。
一平袈裟。一色ナルヲ云ゾ。浮線綾ハウキ紋也。金襴。段子。綾。紋紗。皆七條。門跡付候人掛ㇾ之。
一横鼻ハ右ノ肩ヨリ左ノ脇江掛。是ハ其ニテ鼻ナドカムム事也。一行欠一
一裏衣ハ凡僧着ㇾ之。但京坂本里マデハ。素絹チ不ㇾ着セ。故坊官モ着スル也。
一上ノ帯スヾシノ絹也。法服鈍色。同横鼻。袈裟ニカクレテ不ㇾ見ナリ。
一比叡山開闢ヨリ十八代ノ座主慈恵大和尚迄三百年律衣也。酒不ㇾ登ㇾ山。慈恵云。山嵐癖霧ニ衆徒被ㇾ侵サ病ヤムナリ。五辛ヲ可ㇾ入歟云々。然メ初テ酒登テ五辛不ㇾ登。衆徒坂本江下テ五辛ヲ用也。チモトハ山江登テ。今ニ用テ不ㇾ苦。
一律僧ハ夏了テニラヒトモジヲバ用ルナリ。自餘ノ五辛ヲ堅ク禁ズル也。比嶺大乘律ノ辛也。

一寺家年頭武家御所江參ル時ハ。裡衣ニ白綾。平絹ヲ裡付タルヲ重子ニシ生絹ノ大口ヲ着テ。五條ノ袈裟ヲカク。ヌリ輿ツカイ小者。伴ニ中方。裡衣ロクロ袴ノ衆多シ。其アト若黨中間アリ。御太刀進上。奏者大館左衛門大夫。被物一重賜也。同比丘尼御所江被ㇾ參也。
一被物一重トハ。綾小袖。或練貫一重ノ事ゾ。祿物金銀等也。末法橋凡僧ハウヌ袈裟トテ。平絹ノ裡ノナキ袈裟ナリ。
一五條袈裟ハ表大精好。裡小精好。色白シ。門跡ハ香色。綾浮文也。衆徒法印以後ハ紫綾。紋白シ。
一浮線綾ハウキ紋ノ綾也。平人不ㇾ得ㇾ着也。
一梶井殿。年頭御參內。御門跡。香ノ御衣ニ五條袈裟。北ノ御門ヨリ被ㇾ入。長橋被ㇾ參。三荷三種被ㇾ進也。進物。小高檀紙一束。扇一本。院家モ出世モ不ㇾ御伴。只一人御參也。寺家并坊官。ウヅラ衣。スヾシノ大口也。ウヅラ衣トハ。重子ノ

ナキヲ云ナリ。足半ヲ着テ敷皮ヲ敷キ。長橋ノ庭ニ居也。
一坊官武家出仕ノ時ハ。直綴スヾシノ大口。小刀。或布ノ白袴也。
一直綴。坊官山徒。刀差ハチヾミヲ揚ル也。寺家ハ刀ヲサヽヌ故ニチヾミヲアゲズ。衆徒モアゲヌゾ。
一傳敎大師ヲ山家ノ大師ト申ナリ。別當大師ハ寺家曩祖也。傳敎慈覺ノ時。三千ノ衆徒ヲ養シ人也。
一東塔ハ號ニ止觀院ト。西塔ハ號ニ寶幢院ト。橫川ハ云ニ楞嚴院ト也。
一執當御拜堂幷御マツリ事ノトキハ。鈍色ノ袍裳ヲ不付也バカリエ大紋ノ指貫ヲ着スル也。宿直裝束ト云也。
一寺家四分ノ記錄。顯密律記也。記ハ山家ノ記錄トテ。三院ノ事ヲ錄スルナリ。
一借執當ノ事。近代妻帶ナル故。院家ノ人ヲ倩テ。靈寶ナドヲ取次テ門跡ニ掛ニ御目ニ時入ルコトナリ。取出ス叓ハ一ノ長講也。
一宿直裝束トハ。鈍色ノ上バカリ。裳ヲ不ㇾ着セ。大紋ノ差貫ヲ着スル也。寺家坊官同ジ奉公ノ時ニヨリテ。裝束色々アリ。侍法師御承仕ハ。平絹ヲ青ク染テ差貫ニスル也。
一竪義ノ時。證誠。第一ノ上首也。大學匠ノ所作ナリ。御門跡方御沙汰アルナリ。精義。讀師。講師。問者。
一山門衆徒五人。題者勅許也。
一山王ノ鳥居ヨリ內ニ上七社。王子宮第一也熊野權現也中七社。下七社。二十一社アリ。外ニ上七。大將軍第一也。中七。下七社アリ。大將軍ハ傳敎ノ母也。故ニ駕輿丁ガ參テ。別テ祭スル也。
一院家衆ハタ袖ナシト云ハ。御門跡常ニ被ㇾ着絹御衣ノ如。襟ヲツケズシテ縫也。御門跡ノハ袖二服也。院家ノハ袖一服半也。若キ時ハ淡黑ナリ。僧正以後ハ香色。
一日吉山王神宮次第。貫全話。社務一。廊御子二。淨衣也。宮仕三。御子也。四。女置守五。掃除共ノ社ヲ守也。禰宜祝。同位ナリ。

一社務禰宜祝下輩マデモ。平生ハ淨衣ナリ。ハレニハ袍サシヌキ也。黄衣ハ下スソノ衣ヤト子ト云也。

一賀茂下上神職事。　神司トハ神主祝等ヲ云。其次ハ座ノ上ミ。是ハ神司ノ弟或ハ庶流ノ人也。神司ガ闕レバ神司ニ加ル事モアリ。又成下テ氏人ニナル事モアル也。其次氏人ナリ。是ハ侍也。サレ𪜈鞠或歌ノ御會ナドニ才智ニヨリテ被ニ召出一事モアリ。長明ナド其類也。其下重々アリ。其中ニ淨衣ハ上リ。黄衣ハ下リ也。ト子ハ下人。黄衣長ヲヤト子ト云也。

一賀茂上ノ社ハ天雷社。下社ハ御祖神。下社モ賀茂ノ字本ナリ。

一上賀茂六郷。本郷ハ不レ入。六郷ノ中ニ岳本名ト云アリ。其レヨリ菩薩池ノ邊。岳本郷ナリ。岳本郷。小野郷。一乗寺邊コチ云也。河上郷。氏神ヨリ上西賀茂チ云ナリ。大宮郷。中村郷。小山郷。已上六郷。岳本雅樂助話レ之。

一氣比社。神主。櫻井。船木等也。端郡ナリ。

一氣多。端郡ナリ。能州一宮雉使者。能州一國。鷹ヲツカハザルハ此故也。

一能州郡モリ松波。千二百貫ノ知行也。本城。四百餘貫。久能利。百餘貫文。山形。不レ知。皆日野殿存知地也。

一院ノ廳ハ院ノ御所ノ廳法師務也。御門跡ノゴトク。坊官侍法師以下候人諸職相同ジ。イマハ伏見殿ニ奉公仕也。侍法師ハ男ニナリテ奉公仕ナリ。六條長講堂モ院廳在レ之。長講堂ハ院御所御持佛堂也。春日社ヨリ訴訟アリテ神木ヲフラル丶時ハ。先長講堂江奉レ入也。

一南都門跡ニモ上北面。下北面ト云者ヲ被ニ召仕一。法師也。院御所上北面ハ諸大夫。下北面ハ青侍也。瀧口ハ當帝被ニ召使一侍也。南都門跡ニ中講小講ト云者被ニ召使一。是ハ侍法師ノ上。平位ハ法橋ナリ。

一世尊寺。淸水谷ハ能書ノ家也。是ヲ家様ト云ナ

リ。舊院樣ヨリ後圓融院家樣ヲアソバシ改テ勅筆ガクヲイカニモ風流アソバシ出シ。諸家ニ學レ之。

一武士ノ者。（有錯誤）武衛ノ叙爵ヲモセズ。直叙三位。或ハ三好修理大夫ガ直叙四品ノ類。是一向分外ナリ。御法外云々。

一惣メ攝家淸華ヲ初メ。堂上地下社家等越階ナシ。

一地下ハ上階少シ。越前ノ半井。療治ノ賞ニ正三位スル也。安陪氏。土御門有脩先祖。御祈禱ノ禱ニ正三位スル也。アキトミハ從二位スルナリ。正二位ハ從一位ノ次ナル間。勅許アルコト少シ。半井閑嘯軒。法躰以後三位勅許。是モ療治ノ賞ナリ。生絹ノ大口。法躰已後勅許也。

一帷ノ事。端午ニ菖蒲帷トテ。サラシノ布ヲ紺地白ニ染テ。五月中着スル也。自二六月朔日一越後帷至二七月六日一着ナリ。自二七夕一至二八月晦日一サラシノ白帷ヲ着ス。自二九月朔日一至二九月八日一袷ヲ着ス。自二重陽一至二三月晦日一小袖也。自二四月朔日一至二同晦日一袷也。勢州云。但シ時ノ宜ニヨルナリ。田村精観云。過ル服ヲ不レ着セ。先ノ服ヲバ更ニヨリテ着ス。東福寺住持猷甫云。內衣俗ニ習フ。但シ住持又大老ハ帷時袷ヲモ着スル也。

一小袖ハ織筋ウス板カ。古ヨリ本ニ着。染小袖ハ畧義也。アツ板ノ織物。上﨟着スル服ナリ。平人不レ着也。又町人已下ノ下賤ノ者ハ一向却テ不レ苦也。田村精観云。上古ハ織物着事ナシ。花ノ御所ノ華麗ヲ好テ着セラル。今ニ着ナリ。只ウス板ノ織筋本ナリ。

一十六カハリ八カハリノ小袖。貴人ノ外不レ着。四カハリハ平人モ自然ニ着スルナリ。

一紫ノ小袖ハ平人不レ着。細川京兆。正月三日一度着。其日観世大夫ニ被レ下也。

一唐織。貴人ノ外不レ着也。

一繧繝緣ハ五色絹糸ニテ織也。紋ハ菱ナリ。內裏樣御座二重緣。惣ガ五色ノ絲也。大紋。經(タテ)ハスヾシ絲。緯ハシケノ糸ゾ。フシカ子染ニメ紋ヲ織也。紋ハ鹿ノ爪ノ跡ナリ。木爪ノヤウナル物ゾ。木爪ヲタテニシタルニ似タリ。二重緣ノ上也。下ハ白絹ニ菊水ヲ繪ニ書也。內裏樣御座ニモアリ。淸涼殿ナドニモアリ。長サ一間マデハナシ。五尺バカリ也。武家御所御座ハ大紋ニテ。小口ニ稻ニ雀ヲ畫ナリ。面横分五貫ニテ横也。稻ヲ萩ノ如ク竪ニ畫テ。町ノ如クスヂヲ引也。

一小紋ハ。紋。高麗國ノ旗ヲ形ドル也。調伏ナリ。染高麗ノ紋ノ如シ。如ニ大紋ー生絹(スヽシ)竪シケノフシカ子ヨコナリ。一疊ヲ三百文ニテ。ヲドノ工屋ニテ織也。餘大紋ニ同ジ。門跡院家。菊水ヲ〔[illegible]〕盡ナリ。

一赤緣。絹ヲ染タル物也。內裡樣ニハ布緣ハ下タニモナシ。一重緣ハ赤緣バカリナリ。

一禪家。菊水ヲ藍摺トテ。紋ヲ切テ上カラスル(摺)ナリ。二重緣ハ柒高麗也。紺屋ニ染也。上モ下モ布也。客殿バカリ。禮ノ間ハ一重也。檀那ノ間同。但檀那ニヨルカ。

一大紋小紋共ニ下ル。葛ニ繪ヲ書ナリ。是ハ畧義也。上下ノ緣。共ニ織紋ガ本也。

(宗今話)一金襴トハ。地ヲ金ニテ織テ紋ヲ絹ニテ織也。世話ト云也。

(同)一金段トハ。紋ヲ金ニテ織テ地ハ段子也。

(同)一金紗ト云ハ。地ハ紗ニテ紋ハ金襴也。

(同)一蜀江ノ錦トハ。錦ニ金ヲ交タルヲ云ナリ。

(同)一椋(ムクランチ)蘭地ト云。蘭トハ蘭ノ葉ノ色。淺黃ナリ。椋蘭地トハ海松(ミル)色ノ事。濃(コキ)淺黃也。

(宗可物語)一惠林院ノ御代ニ御所ヨリ絹屋ヘウツクシイロヲ織テ進納セヨト云。絹屋衆評定。一老人

云。椿ノ薄色ノ如ク織ベシ。卽チ織テ進上ノ
云。ウツクシノ色ト申叓ナシ。彼ヤウノヲ申ベ
キカ。御所一段御感アリ。
一染[宗可]ソコナイト云フアリ。糸ヲソメナヲスニ。イ
マダヒヌサキニス丶ギヲトセバ。ヲチテソ[染]メ
ナヲサル丶也。乾カタメテシウデ後ニハナヲ
ラヌ也。人ノ養生モ如レ此。

# 群書類從卷第四百九十一

雜部四十六

## 門室有職抄

御領御下文案。

二品親王廳下　其國其御庄官等

定補預所職事

右人宜ㇾ令ㇾ彼職執二行庄務一之狀。依ㇾ仰下知如ㇾ件。御庄官宜ㇾ令二承知一。勿ㇾ違失一。故下。

年號月日　　公文―

別當―　―

―　―

―　院司―

此公卿。若禪僧。僧綱ノ給御下文案也。ヲサヘテ其名不ㇾ可ㇾ被ㇾ書。名所ヲバアケテ可ㇾ置。殿上人。里法師。僧綱。又凡僧ナラバ。直可ㇾ書ㇾ名也。

假令。

定補預所職事

大法師某

吉書解文書樣。

加賀國司解　申請御封米事

合五石

右當年料內。且進上如ㇾ件。以解。

年號月日

官位姓朝臣名

返抄書樣。

二品親王廳返抄。

撿納　御封米一石

右加賀國所進當年料。且撿納如レ件。以返抄。

年號月日　　公文〜〜――

別當

先懸紙裏紙ヲ加テ。覽箱盖ニ入テ覽レ之。返給テ於二便宜所一懸紙裏紙ヲ引而下書(クダシガキ)ヲ可レ書。

其書樣。

可レ成二返抄一

別當法眼判(橋イ)

或裏紙懸紙ヲ不レ引シテ。詞ニテ返抄可レ成トテ返給。

被レ寄二御領於寺一之時。其庄領家許へ可レ遣狀。

其國其庄。宜レ令三其寺領以二其絹何疋一募上。御年貢每年可レ令レ弁二備給一之由所レ仰也。仍上啓如レ件。

年號月日

同等若下ザマノ人ナラバ。

〜〜――者依二仰旨一如レ此。悉々謹狀。若以狀。

領家請文云。

其國其御庄。令三其寺領一。每年可レ被レ弁二備絹何疋一之狀。跪所レ請如レ件。

催二御所公事一狀云。

其國其庄御年貢。每年可レ令レ弁二備絹何疋一給一之旨所レ仰也。

被レ進二攝政殿一御敎書。

賀茂御庄官訴事。椋橋御庄民狠藉事。其後何樣沙汰候哉。早可レ被二糺斷一之由。可レ申旨所レ仰也。以二此趣一可下令二披露一給上。恐々謹言。

月日　　某奉

謹上　右中弁殿(左イ)

長吏親王御出之時。可レ被レ召二其御前三綱一之由。仰二遣寺執行之許一狀。

其日其事。御前三綱可下令二召返一給上旨。依

仰執啓如件。
其執行若非御房人者。
可令召返給之由所仰也。仍執啓如件。
執行承仰テ催三綱状。
其日其事。可令(達イ)勤仕御所役給旨。依
長吏仰執啓如件。
慶賀御教書狀。
御加級事。悦聞食候者也。故過三ケ日之間。
自然遲々之由所仰也。仍言上如件。某恐惶
謹言。
月日　　某奉
此ハ中納言宰相三位許也。又僧綱ノ奉ナラバ。
仍言上如件。
大納言已上人許ヘハ。
御加級事尤珍重。定御自愛候歟。故過三ケ
日之間。自然遲々之由。御消息所候也。某恐
惶謹言。

官ハ御慶賀事ト可書。以後同前。僧綱ノ奉ナ
ラバ。只恐惶謹言ト可書也。
自子之許遣父之許奉書様。
――者。依　御氣色言上如件。某恐惶
謹言。
月日　　某奉
進上　人々御中。若居所名ヲ可書也。
自父之許遣子之許様。
――依　御氣色執啓如件。
月日　　二合
何御房
人々許ヘ物ヲ遣狀。
先日依令申給。其定其物所令沙汰遂候
也。
此ハ公卿。若禪僧。僧綱ノ許ヘ遣也。
依令申給。其定其物所被沙汰遣也。
此ハ殿上人。三綱。僧綱許也。

以二御敎書一召レ人狀。
可レ被レ參之由所レ仰也。謹言。
此ハ醫師。陰陽師。大外記。大夫史。諸道博士。明法。算。綱所等許也。但紀傳博士之許ハ。
可二令レ參給一之由所レ仰也。恐々謹言。
如二章茂一許ハ。
可レ被レ參之狀如レ件。
樂人舞人之許ヘハ。
可レ被レ參之狀。依レ仰執達如レ件。
佛師。縱雖二法印一。如二章茂一歟。經師之許ヘハ以二公文消息一可レ被レ遣狀。
來何日可レ被レ書二金泥經一。今明之間可二令レ參給一之由。依二其御房御奉行一執達如レ件。
人ヲ催。慥字荒涼ニ不レ可レ書。先催之狀事。故障。其次相二扶所勞一可二令レ參給一ト云々。又故障猶可レ催。猶相二扶所勞一ト可レ書。此上猶故障ヲ申時。召釣使ヲ遣。其狀ニハ慥付二御使一可二令レ參給一ト可レ書也。一定可二召釣一者不レ可レ有二實（遣イ）撿使一。依二御氣色一若所レ催也ト書。必奉ノ字ヲ可レ書也。奉請文狀。上等字疏可レ書也。注ニ不レ可レ書也。俟名文ニ米ヲコメト不レ可レ書。物ト可レ書也。なに事かわたらせ給と不レ可レ書。なにごとかおはしまし候らんと可レ書也。
貴所御書ヲバ御硯蓋ニ可レ入。公家御書ヲバ柳筥ニ入也。
消息ヲ封ニ。畏所ヘハ別紙ヲ切テ逆ニ可レ封也。主公ノ御許ヘ遣ニハ封所ニ自之實名ヲチイサク可レ書也。其後禮紙卷レ之。次立封ヲウルハシク名ヲ可レ書也。又密事ナドヲ不レ書ハ。强ニ封ヲバ不レ書事モアリナム。墨ヲヒキテモアリナム。
至極貴所ヘ進消息樣。
禮紙二枚ヲカサネテ卷レ之。上ニ又一枚卷テ。普通可レ封也。二枚禮紙ト云ハ。一枚卷テ可レ封。

封所ニ某ノ二字ヲチイサク可ㇾ書。其上ニ又一枚卷ㇾ之。不ㇾ可ㇾ封。仁和寺ニハ長者已上人ノ許ヘハ。門弟ノ名ヲ可ㇾ書。進上也。恐惶謹言也。公卿幷小僧都。法眼已上ニハ進上也。三綱。僧綱。律師。殿上人ハ謹上也。謹々上ハ同等人。聊思マシタランニ可ㇾ書也。立文ハ上下可ㇾ結。又不ㇾ結モ無ㇾ難。急事ナラバ上許ヲ可ㇾ結。立紙ノ中ニ又書ヲ加タランハ必可ㇾ結也。封タル消息ニハ上所ヲ不ㇾ可ㇾ書。但奥ニ人ノ名ヲ書ハ心ニマカスベシ。古ハ封文ニ位所書タル事粗有ㇾ之。封タル人ノ返事ニ合點スルコト不ㇾ可ㇾ苦。縱雖ㇾ立文。無ㇾ內外ㇾ之由ヲ存バ。何事有哉。

平出ハ主公ノ御先祖。御名。又天氣院宣也。

主上。院ニハ奏。女院。后宮。春宮ハ啓。親王殿下申。但別申文幷消息者覽。

人許ヘ遣ㇾ裝束ㇾ時。必書ㇾ目錄ㇾ可ㇾ相具ㇾ。書樣。

鈍色御衣一領。白五帖袈裟一帖。御裳一腰。御奴袴一腰。御下袴一腰。御帶。御扇。

月日

可ㇾ加ㇾ小袖ㇾ者。帶上ニ御小袖何領ト可ㇾ書也。

於ㇾ人前ㇾ物書樣。

先硯沃ㇾ水。以ㇾ墨ヲ小摺前ニ。筆ヲ取テ硯水ニサシヒタシテ。サキヲ聊見。次紙ヲ卷テ置ㇾ前。式家前。次以ㇾ墨。三度水ヲ硯ノ面ニ上テ和ㇾ墨。次取ㇾ紙染ㇾ筆書也。如ㇾ此事。上﨟聊氣色ヲシテ可ㇾ書也。

人前ニ硯ヲ取出ニハ。蓋ヲ取ノケテ可ㇾ取ㇾ出ㇾ。

瓦硯置ㇾ折敷ㇾ樣。

小刀外ニ可ㇾ向。筆二管。墨一挺也。

筆臺硯。

カメグツルハ外ヘ可㆑向。

小刀

筆二管。ムスビチガヒメナリ。黒一挺。小刀ウツブスツ〔ル鞘〕也。筆一管。又二管モ。

雕入硯。

イカナラン硯ニモ。小刀ニカサチ不㆑可㆑指。

諸寺執行被㆑仰下㆑狀。

被㆓綸言㆒偁。宜㆑令㆘圓宗寺上座執㆓行寺務㆒。宜旨未㆑到之間。且可㆑被㆑存㆓此旨㆒者。綸旨如㆑此。悉㆑之以狀。

年號月日　判

某上座御房

請文云。

跪請㆓綸言㆒事。

右宜㆑令㆔圓宗寺上座執㆓行寺務㆒之狀。所㆑請如㆑件。以㆓此旨㆒可㆘令㆑備㆑奏給㆖。某恐惶謹言。

月日　凡僧名請文

諸寺執行上卿許へ直可㆑遣狀云。

大乘會式日延引之由。以㆓閭巷之說㆒承㆑之候。而未㆑被㆑補之間。難㆑散㆓不審㆒候。仍令㆓言上㆒候也。須㆓參啓㆒候之處。聊所勞候。乍㆑恐捧㆓短札㆒候。某恐惶謹言。

月日　某上

進上權大納言殿

雖㆓凡僧㆒可㆑遣。

假令。

圓宗寺御封米事。一日御參之次。令㆓申上㆒候了。雜掌何樣申候哉。有限用途闕如之間。重

令㆓言上㆒候也。某恐惶謹言

月日　　　　某

進上安藝守殿

執行直遣㆓消息㆒之處。返事若奉書ナラバ。次度同等ナルヤウニカキテ可ㇾ遣。狀云。

加賀御封米事。雜掌申候狀無ㇾ謂候歟。有限參期過畢後。有名無實歟。重可㆘令㆓下知㆒給㆖之狀如ㇾ件。

月日　　　某

何藏人殿

大寺三綱ハ尋常ナラバ。四位諸大夫ニ可ㇾ准。但如㆓靜遍法橋㆒三綱ハ。雖㆓僧綱㆒可ㇾ准㆓祭主三位㆒。

御出御共時馬上禮事。

公卿非參議以上大弁ニハ無㆓左右㆒不ㇾ可㆓下馬㆒。但祭主三位ニハ不ㇾ下。攝政前駈一切不ㇾ下也。法眼小僧都以上ハ不ㇾ可ㇾ及㆓異議㆒。但又律師法橋中ニハ祭主三位ニ准〔テ歟〕程人ニハ不ㇾ可ㇾ下也。又雖㆓可ㇾ下間人㆒。車ヲアシダラサヘタラムニハ不ㇾ下シテ可ㇾ過也。

扈從僧綱ハ大臣幷殿下ニ可ㇾ下。貴女ニハ殿上人。前駈ナドニハ無㆓左右㆒。不ㇾ然者不ㇾ可ㇾ然也。

二品親王御車ハ殿下ヨリ上ニ可ㇾ立。無品親王ナラバ殿下ヨリ下ニ可ㇾ立。太政大臣ヨリモ上也。但於㆓陽明門㆒者。雖㆓二品親王御車㆒。殿下御車ヨリ下ニ可ㇾ立。陽明門ノ中門ノ北ニ殿下御車ハ立也。御室御車ハ南ニ可ㇾ立。於㆓自餘所㆒者。御室御車ヲ北ニ可ㇾ立也。凡東西向所ハ以ㇾ北爲ㇾ上。南北向所ハ以ㇾ東爲ㇾ上。

御出之時御車事。

御車ハ前ハ以ㇾ右爲㆓上臈㆒。後ハ以ㇾ左爲㆓上臈㆒。前ノ儀ハ自ㇾ左進㆓御榻㆒。右ヨリ進㆓御尻切㆒也。後ハ右ヨリ御榻。左ヨリ御簾也。御後ニシテ御ハキ物ヲ可ㇾ給也。御車ノ開戶ノ役ハ。御前ハ榻ノ

役人勤二仕之一。後ハ御簾役人勤二仕之一。御簾モチアゲ。又以前可レ開。乘御了ナバヲシタツベシ。

院御車御簾役ハ殿下令二勤仕一給。但開戸役ハ近法性寺殿マデ被二勤仕一。近來全無二此儀一。開戸役ニハ殿上人ヲ被レ召也。降雨之時者。御笠役人ト御足太ノ役人ト一方ニ可レ立也。御足太ノ役人ハ自ノ笠ヲ不レ用。御笠ヲ儲タランニ入テ。御榻ノ下ニ可レ立也。御榻役人ハ從者ニ笠ヲ可レ指也。御榻ハ前駈ノ上﨟。御笠ハ下﨟役也。御笠ヲ指テ左右ニ立事ハ心ニ可レ任。凡ハ共ニ車ニ乘テ可レ敬人ニアフタラントキニハ。吾忍トモ人張威儀ハ。無二異儀一可レ禮。僧正若東寺長者ニ過テ。車ヲバヲサヘヨ。喩バ可レ敬人ノ車ノ□ヨリシテ來バ。東ノ方ヘ吾車ヲ引向テ。カケハヅシテナガエノウチニ可レ立。家禮セント思ハバ。長エノ外ニ可二蹲踞一。

御前綱所與二三綱一相論事。

前後ハ可レ然御出之儀也。其寺ノ御拜堂ノ時者。以二其三綱一可レ爲二上﨟一也。自餘ハ不レ可レ然。是則大臣大將本府ニ着時。府ノ將ヲモテ爲二上﨟一也。

行列次第。

先召使。官掌。本府外記。史。弁。少納言。殿下御賀茂詣幷春日詣必召二具御前一。弁。少納言。外記。史各一人。官掌二人。召使一人。弁。史。官掌ヲバ自レ官催也。少納言。外記。召使ヲバ自二外記一催也。先アラ催也。使弁侍。故障之時。職事以レ書催。其狀云。

來某日。關白春日詣御前役。相二扶所勞一可レ令二參勤一給上者。依二
天氣一執達如レ件。

荒催之時。無二左右一領狀ハ尾籠事也。

御所御裝束事。

御疊ヲ引カサチムニ下ヘ可レ向。御簾ハ御所タ

カクバ母額(モヤビタイ)ヨリモヒモヒトタケヲ可ㇾ置。御所ヒキクバ母額ト同程ニ可ㇾ卷也。母屋ノ御簾ハ五尺屏風ヲ下ニ立ニ不ㇾ障程ヲ可ㇾ計也。緣ニ疊ヲ敷ハ端ヲ可ㇾ責也。前ヲ爲ㇾ道。繧繝ノ緣。疊茵不ㇾ鋪バ不ㇾ可ㇾ敷。シトネハ公卿非參議已上ノ家ニ可ㇾ敷也。然者雖二法橋一不ㇾ依二禪里一可ㇾ敷也。大文高麗ハ寢殿母屋ニ非バ不ㇾ可ㇾ敷。何人家ニモ敷也。屏風ハ至極ノ長五尺也。又四尺也。三尺也。普通六枚也。車寄屏風ハ四枚也。寢殿ニ可ㇾ然事アラバ。中門廊ノ燈ハ三綱役ㇾ之。公卿座又人既着タラバ同可二勤仕一也。兩所共非ㇾ晴者。密々侍何事有哉。於二殿上一者。雖二何晴一侍勤ㇾ之。立二燈臺一ニハ上﨟打鋪。次臺寂末油器也。シタガハラケカサチテ可ㇾ進也。打鋪ハ非二莊嚴之儀一。タヾアブラコボサジ料也。然者雖ㇾ晴シカザランハ敢非ㇾ難。其座セバクバ四方ニチ井サクヲリテ可ㇾ鋪也。箱ニ居ハ內々事也。打敷ハ貴賤ノ家ヲ不ㇾ嫌可ㇾ敷也。爐ニ火ヲ置ニハ土器二ヲ重テ火ヲ入テ打鋪ニスヱテ可二取出一。箸ヲ不ㇾ可ㇾ具也。炭ヲサストキ。古ハ以ㇾ箸不ㇾ指シテ。テヅカミテ取ㇾ之云々。然共近來無二此儀一。皆以ㇾ箸指ㇾ之。仍至自近爐ニ箸二ツ置也。本ハ一可ㇾ置也。非二主人一者。不ㇾ取之故也。以二火桶一爲□躰。次ニハ桐火桶也。爐ハ火桶ノ代也。然故ニ四方ニ指也。イリズミナドハ。ウチマカセヌ事也。但又以ㇾ爐皆用二晴儀一也。

移徙之夜不ㇾ可二歌舞一。攤嚢許也。其所ノ別當院司家司ニアラズシテ。所ノコマヲ勿二奉行一。

寢殿御裝束可ㇾ依二其所一大旨。（原本圖在此間今依便宜移于後）

調度事。

母屋調度ニハ四尺屏風一帖。二階一脚。唾壺。打亂箱一合。已上二階ノ下ノコシニ可ㇾ置。女房調度ナラバ上ノコシニ火取ヲ可ㇾ置也。庇調度ニハ棚厨子二脚也。一脚ノ上ニ刻箱二合。一

南ト兩ニ
四帖可敷
此ヘヒサ
シノサス

御帳ヲ立ニハ東西南北行心ニマカスベシ。茵ヲ可レ敷バ上ノ一帖ヲ不レ可レ敷。ホトリシキ左右心ニマカスベシ。

爐ヲ可レ居。此定也。寢殿茵屏風常事ニアラズ。非レ晴只疊也。

車寄裝束。

妻戸左右外ニ屏風ヲヨセカケテ可レ立。車寄ノ疊ハ小文高麗也。莚ヲ用ハ無下褻事也。

寢殿御裝束可レ依二其所一大旨。此ハ異本之樣也。聊有二替目一之間。所々書二寫之一也。

御帳ヲ立ニハ東西南北行心ニマカスベシ。茵ヲ可レ敷バ上ノ一帖ヲ不レ可レ敷。ホトリシキ左右心ニマカスベシ。

此間ヒサシナラズ。
南北面ニ四帖可レ敷。

爐ヲ可レ居此定也。寢殿ノ菌屏風ハ常事ニハアラズ。非レ晴只疊也。

妻戶ノ左右ノ外ニ屏風ヲヨセカケテ可レ立。車寄疊ハ小紋高麗也。莚ヲ用ハ無下褻事也。

脚ノ上ニハ搔上(カヽゲ)ノ箱一合。泔坏一口。在ㇾ臺。普通厨子ハ母屋ニモ庇ニモ立ㇾ之無ㇾ憚。但又非二晴儀一。母屋ノ調度ヲ立ニハ庇ノ調度ヲ不ㇾ立。庇ノ調度ヲ立ニハ母屋ノ調度ヲ不ㇾ立。但清涼殿ニハ母屋庇調度共有ㇾ之。

大盤ヲ行時。其前ヲ努力々々不ㇾ可ㇾ過。若依二御氣色一幷急用可ㇾ過者。不ㇾ可ㇾ致二禮儀一。只無ㇾ旁之由ヲ存テ走過也。

掉貫ニ物ヲ懸ニ。上ゴシニハ晴ノ装束ヲカクベシ。下ノコシニハ褻装束ヲ可ㇾ懸也。縦女房ノ装束ハ。カサネタル衣アラバ上ニ可ㇾ懸。二衣二少小袖ナドアラバ其ヲ下ニカクベシ。又男女ノ装束ヲワキマヘズ。以下シタニ可ㇾ懸。先シタニ下袴。其上ニ指貫。其上ニ狩衣也。

付二公私一テ用アテ人ノ許ヘ行向ニ。凡僧幷三綱僧綱ハ大臣已上ノ中門廊内ヘ無二左右一不ㇾ可ㇾ入。禪僧僧綱ハ非二制限一。又雖ㇾ爲二殿下御息所御許一。大納言以上ナラバ。凡僧ナリトモ廊内ヘ可ㇾ入。但大臣親王家トイフトモ。廊外緣何事有哉。

地ニ敷タル疊ノ上ハ沓乍ㇾ着ツク也。然者僧ノ尻切ヲハキナガラノボラム何事有哉。

於二主公御前一申二人名一様。

參議非參議已上法印大僧都已上ハ可ㇾ申ㇾ字。殿上人ハ雖二藏人頭一實名也。小僧都ハ二人アラバ實名。一人アラバ字也。以下ハ實名也。女房ヲバ其所ノ某ト可ㇾ申也。縦上東門院伊勢大輔。若一宮ノ紀伊卿ノ三位。又宣陽門院別當三位ナド可ㇾ申也。

參賀ノ申次詞。

公卿ハ權大納言藤原朝臣ト云。四位ハ其朝臣ト云。五位ハ名。六位ハ姓名也。

御返事詞云。キコシメシツ。

公卿ナラバ中門廊ノ脇戸ヨリ可ㇾ出二遇殿上人

ナラバ自ニ妻戸ニ可ニ出遇一也。

恒例公事用途。自ニ其所一申下欲レ充ニ諸國一之由上狀。殿下仰。先ハ可レ奏。次奏聞マウシノマヽニ。次此由ヲ殿下ニ申。殿下仰云。サムコサナシ。

公家御遊ニ。公卿前ニ物ヲ置ニハ五位殿上人也。五位殿上人指合之時者藏人役也。殿上人前ニハ藏人也。主上ノ御前ニハ藏人頭也。藏人頭指合之時者藏人役也。

置物厨子事。或說上ゴシニ不レ可レ置。シモノコシヨリ可レ置。

普通ニハ四重也。第一笛箱。次比巴。次箏。次和琴也。大內ニハ三重也。第一笛箱。大水龍在レ之。次玄象。次鈴鹿也。

主上ノ御裝束ニ參トキ。自ニ手下一書ヲ不レ可レ出。御前御後ニテハヒザマヅクベシ。御室御手巾ハ紙一枚可レ置。主上御手巾。晴儀ニハ紙一枚ヲ木ニハサミテ奉也。但朝餉ノ御手巾ノ箱ニハ布ヲ疊テ入也。

主上ノ御盞ヲ給樣。

盞ニ酒ヲ入テ給ハ。座ヲ立テ給テ復ニ本座一テ後。他盞ヲ乞テ入。移シテ飮レ之。御盞ハ卽可ニ懷中一也。酒ヲ不レ入シテ給バ。於ニ御前一可ニ懷中。歸座他ノ盞ヲ乞テ可レ飮也。

引出物事。

牛馬冬春ハ雖レ着レ衣。引出之時脫レ之引也。太刀。笛。琴躰ハ必入レ袋乎。本ハ薄樣檀紙等可レ裹。物枝ニ付時。以ニ錦等一裹レ之。非ニ貴人一外ハ。付レ枝儀無レ之。

人々着ニ酒飯一儀。

先居ニ例飯。稱ニ高盛一。次一獻。坏居ニ折敷一持參。次居ニ比目。次二獻。不レ可レ有ニ二獻一者。居ニ比目一後可レ有ニ一獻一。次居レ汁。次三獻。次居ニ冷汁。次居ニ菓子一。次居ニ湯漬。可レ有レ儀也。至極饗應之時。高坏十二本備也。其時必用ニ打敷高坏。次八本。次六本。次四本。次三本云々。普通高坏用レ之。

異本也。

第八　第六

汁二種。汁ヲバ高坏二本ガ中央ニ可レ在。可ニ立居一也。

第七　第五

第四　第二

四種ハミソ。シチ。ス。サケ也。近代ハ酒ヲ略シテ蓼ヲ用。タデナキ時ハワサビ。ハジカミ。ミソ蓼。必說（トク）レ酢也。

第三　第一

或此猶精進物。

第十一　第九

湯漬アハセ二種ヲ加テ可レ居。

第十二　第十

異本也

第八　第七　第四　第三　第十一　第十二

| 美物 | 美物 | クホツキモノ | タカモリ | 菓子 | 菓子 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 美物 | 美物 | 四種 | 白 | カラ物 | |

第六　第五　第二　第一　第九　第十

第六　汁二種ヲバ此高坏二本ガ中央ニ可ニ取居一。

第二　四種ハ味噌。鹽。酢。酒。近代ハ酒ヲ略シテ蓼ヲ用。タデナキトキハワサビ。ハジカミ等也。味噌蓼ハ必酢ニ可レ解也。

第一　レイノ。

第九　或是猶精進物。

第十　湯漬ハアハセ二種ヲ加テ此ニ可ニ取合一。

汁二。折敷。各追物。或四種或二種居加テ。一番折敷ヲ第五高坏ニ取居ベシ。次折敷ヲバ第六ノ高坏ニ可ニ取居一也。追物二折敷ノ内。精進二種必可レ有レ之。追物ハ時之珍物也。春ハ鳥ノ引垂ヅツミ鳴ツボ。間夏モ有レ之。鯉ノナマス。ナマヒヲ。夏ハヱユノ敦作。ムシアハビ。マロアハビニテモ切盛レ之。秋ハ此上スゞキノナマスヲ可レ加也。其時鯉ノナマス不レ居也。湯漬アハセニハ必カハキタルモノヲ可レ居也。此又引垂ヲ具事有レ之。八本六本十二本ヲ略シテ。異本間在之高今依異本書參考アハセノカズヲ多居加也。三本饗無ニ打敷一。三本ハ褻儀也。此時必比目ヲ可レ具。ハシタテ、ノチ。別ノ折敷ニスヘテ。追物或四種二種居具テ。第二高坏ニ可ニ取居一也。

事ヲ始次第。

先居了一獻又卽一獻。次立レ箸。匕有時ハ先匕。次箸也。次汁。此時食也。アツキ時ハヒヤケシル。サムキ時ハアツジル也。近代此ヲ不レ弁シテ以ニ熱汁一為レ先也。次三獻。次又汁。已事了。此上可レ有ニ五獻一者。此汁了。次四獻。次暑預粥。夏冬ハ餝糠也。次五獻。次湯漬。必略也。夏ハ水漬。必ケヅリ氷ヲ可レ入。飯ヨリ左ノモノヲサシコシテハサムベカラズ。魚ノヤキタラムハ。ムシリテ多不レ可レ食。鮨ハカイシキノ紙ノミヱルマデ。内ノ子ナドヲ不レ可レ食。□ハ骨ナガラ可レ食。不レ然者不レ可レ食也。シギツボハ。食了後如レ元フタヲヲホウナリ。汁ノミハ。鯉ノワタイリナラバ。斉太ガ所バカリヲハサミアゲテ可レ食。

布施取次第。

先被物。先錦。次唐綾。次織物。次綾。次生衣。秋夏ノ外ハ無レ之。次例布施。次法服。在ニ草鞋一。次鈍色裝束。次横皮。次念珠。次綾懸子。次絹懸子。次糸懸子。次綿。次色々布。次重裝束。或念珠可(取イ)レ置也。次手箱。次樔手洗。次紙。此外ノ雑物。紙ヨリ上ニ可レ取也。金銀ノ類アラバ。綾上ニ可レ取也。

私云。異本有之顯寛律師傳法灌頂之時。為長等布施求

第三
第四
第二
第一
異本也
第三
第四
第二
第一

之。予見之處。法服之次ニ草鞋。横皮。念珠。鈍色裝束等也。定有由歟。仍記之。

隨季節用裝束事。

四月一日ヨリ賀茂祭マデハ練貫ニスゞシノヒトヘヲ可着。祭ヨリ五月五日マデハスゞシノキヌニ帷ヲカサヌ。ヨクワカキ人ハスゞシノヒトヘヲカサヌ。五月六日ヨリ八月彼岸ノマヘノ日マデハスゞシノヒトヘ。此間引倍岐チ可着歟。束帶ニハ八月一日ヨリ引倍岐チ着也。八月彼岸初ヨリ九月晦日マデハスゞシノキヌ。此間或猶ヒキヘギヲ着也。十月一日ヨリ三月盡日マデハネリヌキニネリヒトヘナリ。

帷ハ祭以後八月彼岸以前ハ。不論晴褻可着也。非難也。香帷ハ正月一日着之。若人濃ヲ用。老人ハ薄ヲ用也。スゞシノサシヌキハ九月盡日マデ可着也。引倍岐トヒトヘトカサネキルコトモアリ。然而打任ハアマリノコトナリ。賀茂祭ナドニ引倍岐ヲ出ニハ。必ヒトヘヲカサヌ。ヒトヘヲバ不出也。

乘車樣。

一人乘時。正可向左右イ方也。

□事。

師主之許ヘ遣消息ニハ。以此旨可令披露給ム恐惶頓首謹言ト可書也。謹々上ト書。進上ト書テ祇候人之許ヘ遣也。假令。謹々上備後阿闍梨御房ナド書也。同輩人ノモトヘハ謹上ト書。恐々謹言也。自我サガリザマノ人ノ許ヘ

ハ不レ書。上所只惣在廳御房ナド書也。其上ニ只謹言ト可レ書。或仍執達如レ件可レ書也。但此ハ奉時也。

居所事。

參二御室御所一人ハ隨二其職一有二其居所一。向二僧正許一ハ無二左右一昇二中門廊一居二妻戸內一。僧正ハ無二左右一着二客殿一。凡僧ハ居二中門妻戸內一也。逢二近習一者。房主被レ出二客殿一之後。隨二其氣色一可レ居二客殿一。向二法印已下許一時ハ。只無二左右一可レ着二客殿座一。

禮儀事。

於二路頭一逢二師主一者。可レ下レ車。其外雖二僧正一可レ控レ車。自餘准レ之。自レ車下者。長轅外居也。是深禮也。禮イタク不レ深者。立二長轅內一。雖二僧綱一逢二師主一者可レ下也。於二庭前一逢二師主一者。立留可レ居深禮也。不レ然者只立留。被レ通時。深腰ヲカヾム。是淺禮也。僧正ニテモ非二師主一者可レ致二淺禮一。縱雖二凡僧一於二師主一者可レ致二深禮一也。立二緣上一時。師主入レ門參者。可レ下二立砌下一居事如レ前。自餘僧正ニハ隨レ躰可二下逢一。有二便宜一者。可二立隱一歟。若被二見付一者。必可二下逢一也。但凡僧之時事也。僧綱ハ無下于人之儀之故也。

引馬事。

上﨟ハ右繩。下﨟ハ左繩取也。隨身南庭ヨリ還時。於二中門一承（外イ）二取之一。又上﨟ハ承二取右繩一。下﨟承二取左繩一。中門際マデ右繩ヲモテ下﨟ニトラス。下﨟承取之後。下人ニトラスル也。僧裝束ハ指貫ニクツヲハク。常ノ前駈ノナリ也。

尋常人高野詣次第。

先大塔。誦經物一裹。若絹一疋。但隨レ躰。導師施主任レ心。次金堂。作法如二大塔一。次御影堂。導師撿挍被物一重。誦經物一裹。次御社。奉幣祭下人々ハ山籠。施主任レ心請レ之。被物一重。若絹一疋。奥院。導師任レ心。一重。若經供養アラバ布施任レ心。

此書ハ出雲故戸部禪門作也。被レ進二入綾小路二品親王一者。末代龜鏡也。努々不レ可レ出二閫

外。穴賢々々。

牛車宣旨事。

乍ㇾ駕ㇾ車自二上東門一入。二町西行。土御門ト壬生トノ角ニテ下車云々。已上宣旨ハ攝政關白被ㇾ許ㇾ之。或親王宿老之大臣又許ㇾ之云々。

輦車宣旨事。輦車之躰如二唐車一云々。

如ㇾ前乍ㇾ駕ㇾ車自二上東門一入テ至二朔平門一。於二其門一乘二移車輦一。手引ニシテ到二玄暉門之前一下車云々。已上左右攝政關白被ㇾ許ㇾ之。又親王爲二御持僧一之上ニ宿老人許ㇾ之。不ㇾ蒙二二ケ之宣旨一人ハ於二宮城門一下車云々。

車樣事。

檳榔。爲二公卿一人皆乘云々。

庇車。院。親王。關白。大臣乘ㇾ之。

庇ノ躰ハ如二四方輿ノ一。上白。袖ハ唐草。中ハ管文也。

半庇。院。親王駕ㇾ之。

物見ノ上許ニ有ㇾ庇。自餘事如二庇車一云々。

半蔀。院。親王。關白。大臣。若大將乘ㇾ之。

以二物見一爲二半蔀一。文ハ如二車文一。

車文事。

院御車文。中ハ大八葉。袖ハ唐草。上ハ白。此晴儀之御車也。又大八葉ノ長物見。此褻時ノ御車也。

親王長物見ノ小八葉。當事也。

一ノ人ハ上ハ白シテ袖ハ牡丹。中ハ嫡子ハ大八葉。次々ハ小八葉也。此晴儀也。又大八葉ノ切物見。此褻儀也云々。

花山院幷中御門左府。杜若。

中院源氏。通親之黨也。上ハ龜甲。中ハ大顏。袖ハ杜若中ノ鶴。

實宗卿。輌畫。閑院黨也。

泰行卿。大酢漿ト杜若トフシマゼタリ。物見ニ文ヲ指セリ。

實稹卿。篠圓。
公繼卿。御簾ノ裳額。
信清卿。龜甲。
宗頼卿。袖菱子。中ハ八葉也。寬修寺氏也。
兼仲卿。大酢漿。中院也。
親雅卿。杏葉。寬修寺也。
實明卿。菊。閑院也。
季經卿。文同。諸大夫也。
隆房卿。鶯圓。諸大夫也。
高三位。滋小葉。諸大夫也。
成□卿。鷄冠圓。
知光卿。ニフヂニ立涌雲。俊成黨也。
經房卿。此一家ハ三葎ノ圓。寬修寺也。
日野氏。松鶴。
平家。竹ニ雀。或穀葉。又葵ニ雀。

兼良卿。菱中ニ牡丹。
德大寺左府實能之時此文ハ出來云々。
公房卿。槃篠。閑院也。
宗輔卿。龍膽。
公時卿。鷹。閑院也。
經家卿。澤瀉。諸大夫也。
季能卿。文同。諸大夫也。
親能卿。蝶飛散。
六波羅黨。蝶圓。

車乘下事。通ニ公私僧俗一也。

凡車ニ乘ラバ。男子ハ乘レ右。女子ハ乘レ左。乘時車簾人擧レ之。下時ニハ自揚レ之。自レ我已下人ノ許ヘ行テハ門ニ向テ下リ乘。自レ我以上ノ人ノ許ニテハ門ノ傍ニテ下乘云々。下時履足駄之外ハ皆置ニ前板一着レ之。置時ニハ轅ノ外ヨリ指及テ令レ置レ之。至ニ足駄一者。榻ニモ前板ニモ不レ置レ之。置レ土着レ之云々。下□以人可レ令レ下ニ車簾一出ニ轅中一之時ハ。ナガヘノスヱヲ越テ可レ出也。不レ可レ越レ軛(クビキ)。履役ハ從僧中童子等隨時勤レ之。

貴人御車役事。

御簾ノ役。僧綱勤レ之。御尻切役。尋常有職勤レ之。御榻役。前駈勤レ之。至ニ御簾之役一。令レ乘ニ御車一御時事也。令レ下給時ハ御手自令レ揚御云々。

榻事。

院。親王。關白。大臣。已上黄金物打レ之。大納言。中納言。大將。赤銅散物ノ金物打レ之。自餘人々皆鐵金物打レ之。

榻ヲバ左右轅ノ下ヨリ隨レ有二便宜一立レ之。貴人ハ前駈ノ役。普通俗家ハ雜色役。僧中ハ大童子役也。

下簾事。

大納言懸レ之。法印僧都准レ之。二位。宰相。三位不レ懸レ之。法眼。律師。法橋准レ之。

甬卷事。

凡甬卷ハ片綱之時ノ儀也。仍宰相。三位卷レ之。律師。法眼准レ之。大中納言車副有二一人一之時ハ。下簾ヲ懸テ卷レ之。法印。僧都又准レ之。二位猶片綱ニシテ有二甬卷一云々。法眼准レ之歟。甬卷スル時ハ車副。或ハ牛童共ニ遣レ之云々。

追レ前事。

公達不レ嫌無□皆追キヤイセキト云是也。公卿不レ論。公達。諸大夫皆追レ之。ヲヤイセト云。又切聲ノサキヲモヲフト云。諸大夫ノ爲二殿上人一之時。大弁。藏人頭之後ハ切聲ノ前許追レ之。已上前ハ雜色追レ之。此外院。關白。大將。隨身追レ之。隨身ノ前ト云是也。藏人頭。五位藏人。六位藏人。御藏ノ小舍人追レ之。大弁。中小弁。弁侍追レ之。大威儀師同上。諸寺別當。小綱追レ之。

警蹕事。出時警言也。入詩蹕云也。

院。親王。關白。大臣。大中納言。大將在レ之。以上車副唱レ之。一町三所可レ追レ之。

車副事。

院十二人。或八人。關白八人。或六人。親王同。大臣六人。或四人。大納言四人。或二人。中納言二人。宰相。三位各一人。僧正四人。或二人。僧都。法印二人。律師。法眼。法橋各一人。

前駈事。

僧俗共無二定數一只以二廿人一爲レ限。近代法印以上具二前駈一有レ數。可レ隨レ時歟。

僧正十人。或十二人。法務八人。法印。大僧都六人。法眼。少僧都四人。律師。法橋一人。

大旨可レ有二此數一歟。

輿乘下事。

四方輿ニハ自レ傍下乘。左右任意。若自レ傍無レ便ニハ自レ前可レ下レ之。四方輿ノ簾ヲバ前ヘ一面揚レ之。三面ハ人相遇之時下ス。有レ煩故也云々。

續松。

續松ハ僧綱二燃。凡僧一燃也。二燃ハ左右共ニ門內ニテ燃レ之。門外ハ有二禁儀一也云々。

參二向人許一之儀。初參ニハ用二戌亥一。隨二時日一有二時善惡一云々。

先無二左右一履ヲ沓脫ニ脫テ登二中門廊一。以レ人中童子等也。可レ申二入參向之由一。次人出向テ入レ之。爲レ僧綱一之人無二左右一可レ着二客殿一。凡僧者徘二徊中門廊妻戸內一逢二近習一者。房主被レ出二客殿一之後。隨二其氣色一可レ參二客殿一。向二僧綱一之時。無二左右一昇二中門廊一居二妻戸內一。向二法印已下一時ハ無二左右一可レ着二客殿一。御座簾ヨリ入ニハ有二便宜一。簾妻ヲ引開テ可レ入。若左右ニ有レ人［　］無骨之時ハ褰中可レ入也。居ル時ニハ先可レ着二左膝一。起時ニハ先可レ立二右膝一。懷中疊紙等不レ落料也。參二入貴人御前一之時。無二左右一不レ可レ着レ座。蹔蹲居之後。［　］無二左右一不レ可レ出レ語。同可レ待二貴人命一。扇等深懷中シテ。努々不レ可二披顯一云々。於二貴人御前一申二入事一時。大臣僧正ヲバ直不レ申二實名一。餘人ヲバ縱雖レ爲二父幷師範一。猶可レ申二其名一云々。但父若公卿タラバ某卿ト可レ申。四位宰相ヲバ朝臣ト申ス。過法者成ヌレバ字ヲ加云々。師若綱位タラバ某法印ト可レ申。或隨レ時某院法印。某寺法印ト可レ申也。退出之時聊動座蹲居シテ。時遮テ令レ立給云々。其後可二罷出一由。若雨雪降時。沓脫有レ煩。緣ノ上ニシテ可レ着レ履［　］。但此事ハ隨レ時可二斟酌一歟。又自レ階上ル時。履ヲ土ニ脫テ上ル樣。次ニ自レ下第一重ノ級ニ脫テ上ル樣。兩說共ニ宜也。隨レ時可レ脫也。又下時ハ自レ下第一重ノ級ニ置

レ履可レ着レ之云々。

入レ客之儀。

自レ我向レ上人ヲバ以二修學者一入レ之。若等閑并已下人ヲバ以レ侍入レ之云々。侍ヲバ緣者ニ蹲踞スベシ。修學者ハ無二左右一不レ可レ居。聊腰ヲカヾメテ可レ引レ道也。其後自レ我向レ上ヲバ。先客殿ニ入。後可二出遇一。自レ我已下ヲバ自レ先出居テ。後ニコレヘト可レ呼也云々。初對面之外ハ雖二尋常之人一可レ勸二坏飯一。村レ中凌二遼遠之路一來人。不レ勸レ膳者頗無レ心事也。至二盃膳一者。近隨二官位一也。但無二左右一客人前々勸歟。此條頗不二甘心一云々。凡食事間。俗家ニハ頗以習多レ之。僧中ニハ無二別樣一云々。其中ニ飯ヨリ左ナルアハセヲ及箸食事不レ可レ有云々。又敬人ニハ以二高坏一可レ勸。侍品ニハ折敷常事也。敬人ニハ酒ヲ不レ可レ強。若强之時。重可レ居二嘉肴一云々。事畢退出之時。自レ我向レ上人。師匠若嚴父ヲバ擡レ簾可レ出レ之。卽從レ後至二沓脱之甃一可レ遣レ之。若降雨之時ハ可レ儲レ笠云々。但不レ可レ及レ着レ履歟。可レ隨二便宜一也。又寺之上﨟乃至宿老之人ヲバ至二中門廊一バ廻レ之。立向テ今見之時可二歸入一云々。等閑ノ人ニハ出時同時可レ入。

於二中門廊一對二面人一儀。

於二中門廊一對面之時。先於二連子之間一可レ謁云云。若寒中之比。臨レ時テ如二半疊一可レ敷レ之。

於レ門對二面人一儀。

於二門外一乍レ立可レ謁。若穢者ナラバ門外ニ立テ我於二門中一隔二車突一可レ謁云々。

於二庭上一逢二師主一儀。

若於二庭上一逢二師主一之時。立留テ無二左右一可レ居。是深禮也。不レ然者。又立留テ被レ遇之時。深ク腰ヲカガム。是淺禮也。縱雖二僧正一非二師主一者可レ致二淺禮一。縱雖二凡僧一於二師可レ存二深禮一也。又立二緣上一之時。師主入レ門來バ砌下ニ可レ下。立居儀同前。自餘僧

綱ニハ隨レ躰可ニ下逢一得ニ便宜一不レ如ニ立隱一歟。若見付タラバ必可ニ下逢一也。

於ニ路頭一奉レ逢ニ貴人一儀。

院。親王。師主以上人ニハ。若駕車之時。自レ車下テ轅ノ外ニ可レ居。是深禮也。輿等同レ之。此外大臣。僧綱等ニハ下レ車轅【　　】又准レ之。又高位宿德之人ニハクビキヲ懸ハヅシテ示ニ敬儀一。或車ヲ、サヘテ可レ過レ人也云々。凡如レ此事等。臨レ時可ニ斟酌一也。

過ニ靈寺社及幷貴人御前一儀。

靈驗所幷有レ旨社頭ニハ。駕車之時ハ無ニ左右一可レ下也。乘輿之時ハ舁居下レ簾。法施等可レ有レ之。乘馬之時。又無ニ左右一可レ下云々。至ニ內裡下四面物ニ乘テ無ニ過儀一。院御所モ大略如ニ內裏一云々。親王。關白之御前一面許下レ之云々。自ニ乘物一下テスグル猶無レ方事也。不レ如レ不レ過云々。但留守之時ハ乍ニ乘物一スグル。更無レ憚也。

上中門事。

本式ニハ立ニ四足一之家ニ皆上中門有レ之。但近來ハ棟門ニモ又有ニ上中門一歟。

脇壁幷裏壁事。

大臣以上皆塗レ之。又爲ニ關白之子息一近來大將幷親王在レ之。又爲ニ大臣一之人塗レ之。僧中ニハ法親王。僧正塗レ之。裏壁ハ脇壁塗ル所ニハ大樣塗レ之。脇壁ハ築地一本【　　】二丈也。板葺ノ門モ皆塗レ之云々。

立砂事。

慶賀之時乃至貴人之御儲ニ立レ之。宗トハ門外又庭前兼日立レ之。臨時ニ可レ散レ之。意前日ニ砂ヲ散サズ。翌日ニ雨ナムド降ル時。可レ散之料仍內裏ニハ長日之左右衛門府ノ立砂ト云是也。

弘安第四曆臘月中旬之令ニ書寫一之畢。

大法師〜

被仰傳。件僧[江]爲法成寺權寺主者。

仁治三年八月十六日

別當防鴨河使從五位下行左衛門權佐藤原朝臣經俊奉

永和二年四月十六日。自二位得承尊雅之許相傳畢而已。

傳圓守

# 群書類從卷第四百九十二

雜部四十七

## 海人藻芥 恵命院權僧正宣守記

弘安以來自ニ僧中一遣ニ俗中一書札禮之事。

僧正。

奉ニ大臣一。某恐惶謹言。表書或子息。或家司。

奉ニ大納言一。謹言上。上啓如レ件。誠恐謹言。

奉ニ中納言一。謹々上。執啓如レ件。恐惶謹言。

遣ニ藏人頭一。謹上。執達如レ件。恐々謹言。

遣ニ四位雲客一。同ニ藏人頭一。

遣ニ五位雲客一。無ニ上所一。如レ件。

遣ニ諸大夫一。同ニ五位雲客一。

遣ニ五位外記史一。可レ被之狀如レ件。

法印。大僧都。小僧都。法眼。

奉ニ大臣一。以ニ此旨一可下令ニ申入一給上。仍言上如レ件。某頓首誠恐謹言。表書家司名。

奉ニ大納言一。進上。言上如レ件。某恐惶謹言。

奉ニ中納言一。謹々上。言上如レ件。某謹言。

奉ニ參議一。二位。三位。等 謹上。執啓。恐惶謹言。

遣ニ藏人頭一。執啓。恐惶謹言。

遣ニ四位五位雲客一。謹上。執達。恐々謹言。

遣ニ諸大夫一。無ニ上所一。恐恐謹言。

律師。法橋。

奉ニ大臣一。以ニ此旨一可下令ニ洩申一給上。仍言上如レ件。某頓首誠恐謹言。家司名。

奉ニ大納言一。進上。某誠恐謹言。

奉中納言。進上。言上如件。某謹言。

奉參議。二位。謹々上。上啓如件。三位。誠恐謹言。

遣藏人頭。謹々上。上啓如件。恐惶謹言。

遣四位五位雲客。謹上。恐恐謹言。

遣諸大夫。無上所。恐恐謹言。

有職。非職。

奉大臣狀。一向家司當書進上之間。不及是非者也。

奉大納言。某恐惶謹言。人々御中。

奉中納言。同大納言。

奉參議。二位。進上。某三位。謹言。

奉藏人頭。謹々上。誠恐謹言。

遣四位雲客。謹上。恐惶謹言。

遣五位雲客。謹上。恐恐謹言。

遣諸大夫。無上所。恐恐謹言。

僧中禮節事。

僧正。

遣法印。大小僧都。法眼。法橋等。謹上。恐恐謹言。

遣有職。非職。無上所。謹言。但內內時者。恐々謹言。

法印。大小僧都。

奉僧正。謹々上。恐惶謹言。

遣法眼等僧綱。謹上。恐恐謹言。

遣有職。非職。無上所。恐恐謹言。

法眼。律師。法橋。

奉僧正。謹々上。誠恐謹言。

遣法印。大小僧都。謹上。恐恐謹言。

遣有職。非職。謹々。恐恐謹言。

有職。非職。

奉僧正。進上。言上如件。某誠恐謹言。

遣法印。大僧都。謹々上。上啓如件。某恐惶謹言。

遣小僧都。法眼。謹々上。某謹言。

遣律師。法橋。謹上。恐惶謹言。或恐々謹言。

以上。

一位二位ヲ一品二品ト云事ハ。不レ經二次第加階一。直至二其位一ヲ云也。如レ言二一階僧正ト一云々。

國王條々事。

東宮立。　又立太子。　儲君。　立坊。　御禊。

是常言二河原御禊一也。

卽位。　受禪。　讓國。　讓位。　踐祚。　是受二御讓一言二卽位給一也。

在位。　御位之間事也。

大嘗會。　天子卽位以二其年新米一獻二伊勢太神宮一。謂二之大嘗會一。十一月卯日也。此意ハ御卽位マシマセバ。天下ノ五穀ヲナメタマフ風情也。

凡御禊大嘗會ハ付二卽位一沙汰スル事也。

脫屣。　是御位下事也。意ハ被レ弃二御位一事如レ脫レ屣一無二差意一也。

不豫。　帝王之病患也。　晏駕。　帝王ノ崩御也。

登霞。　仙院薨御ノ事也。仙院ヲバ不レ可レ言二崩御一也。登霞。ガト濁リテモ讀也。

諒闇。　忌中事也。國王ハ崩御。院ハ薨御。若宮同。又大臣同。大中納言以下卒去。常之人ハ逝去。他界モ。

三家者。　久我。　花山。　閑院也。

名家者。　日野。　勸修寺。　平家也。

淸花。　花族。英雄ト者。三家ノ人々云也。

惣法務者。御室バカリ被二宣下一也。是ヲ言二綱務一也。正法務ハ東寺一長者必被二宣下一。自餘輩ハ皆權ノ法務也。

僧正。　僧都。　律師。　是官也。

法印。　法眼。　法橋。　是位也。

三綱者。　上座。　寺主。　都維那師是也。

各權一人有レ之。

山門三門跡者。梶井。　靑蓮院。　妙法院。是也。此外ノ門跡モ亦拜任座主跡是多シ

淨土寺。　竹內。　岡崎。　東南院。　檀那院。

積善院。毘沙門堂等也。此外若出身ノ輩有レ之者。可二拜任一者也。

圓城寺長吏者。聖護院。圓滿院。南龍院。常住院。實相院等。岡崎如意寺。被二拜任一。此外其例稀ナル者也。

仁和寺長吏者。寺務也。此外別當モ有レ之。但別當者。不レ及二寺務沙汰一也。

東寺者。長者也。言。凡僧別當者。長者ノ下ニテ寺務ヲ申沙汰也。

醍醐ハ。座主被二寺務一也。

大覺寺者。近代後宇多法皇ノ御願也。不レ及二座主寺務稱號一者也。

興福寺者。一乘院。大乘院以下諸院家多被レ補二別當一也。

東大寺者。東南院。西室尊勝院被レ補二別當一。此外仁和寺。醍醐上綱被二補任一例。繁多也。

八幡社務ハ。武内大臣後胤被二宣下一者也。善法寺。新善法寺。田中。北。南。中等王院。檀。竹。騷河小路。此輩ヲ祠官ト號シ。被レ賞二朝家一者也。仍被レ叙二直法眼一。近代一向四位雲客ノ振舞也。

鶴ガ岡八幡別當者。宮以下出世僧綱被レ補レ之。近代親王拜任ノ例多有レ之。

佐目牛若宮別當職者。近代三寶院門跡令二進止一者也。

四天王寺別當者。世一僧拜任云々。但近代御室無二拜任一。自二寺家一申二子細一有レ之云々。

六勝寺者。法勝寺。尊勝寺。最勝寺。延勝寺。圓勝寺。成勝寺是ナリ。惣撿校者。御室也。於二寺務一者。一向自二御室一沙汰也。別當者各有レ之。

神護寺別當者。文覺上人弟子淨覺上人寄進申ス。北院御室守覺。但近代自二寺家一申ス子細有レ之云々。

金剛峯寺者。御室進止也。但東寺長者被寺務者也。廣隆寺者。惣撿挍。御室別當職者。佐々目賴助僧正以來上乘院門跡進止云々。

栂尾高山寺者。明惠上人建立地也。於彼寺者。宮仕寺不可有之。上人誡之云々。坊ハ五也。近代以外繁昌歟。閼伽井坊。東坊。池坊。尾崎坊。田中坊是也。

根來傳法院別當職。付法院。眞光院門跡相傳之所。近代三寶院拜任云々。

鹿嶋社。春日社者。時ノ關白御計也。是言氏長者也。

梅宮。勸學院同之。

奬覺院。淳和院者。源家相續之處。久我相國具通公。鹿苑院殿ヘ永ク去進セラレ畢。

北野社別當職者。竹內門跡代々相續也。又有氏長者。

執柄家者。　近衞。　九條。　二條。　一條。　鷹司。　以上此五流也。

四流源氏者。　久我。　堀川。　土御門。　三條坊門也。是皆兄弟四人之流也。

勸修寺者。內大臣高藤公後胤也。當時朝廷ニ仕アル輩多之。經任卿子孫。中御門ト號ス。當時頗斷絕歟。甘露寺。吉田。勸修寺。中御門。又號長谷。万里小路。九條。葉室。土御門。當時頗斷絕歟。坊城。

日野家者。參議有國後胤。當時仕朝家者。東洞院。裏松。柳原。町。廣橋。北小路。武者小路等也。

閑院者。三條。西園寺。德大寺。今出川。洞院等也。此外末葉數輩也。不可勝計云々。

花山院。中山。是一流也。

大炊御門。

飛鳥井。

中御門。園。持明院。是一流也。

安雲居。平家也。當時頗斷絕躰歟。

御子左。[illegible]絕畢。冷泉。是一流也。
菅家。

僧俗裝束相當之事。

法服ハ俗ノ束帶也。裘代ハ俗ノ直衣也。鈍色ハ俗ノ狩衣也。衣ハ俗ノ直垂也。俗人ハ直衣幷狩衣ノ時ハ下ニハ令着用指貫。僧中裘代幷鈍色ノ下ニハ尤令着用指貫之處。慈鎮和尚申公家被止之云々。當時坊官以下三綱。世間法師ハ鈍色等之下ニハ用指貫也。

法服。裘代。鈍色ノ時者持檜扇ヲ。衣ノ時者不持也。一向中古以來山門。南都。園城。上綱用檜扇。頗比興之事也。

縠衣。大臣息ノ外不可用云々。袙。元亨比雖被止之。近年諸寺平僧皆令着用者也。

袙。僧綱ハ用綾。凡僧ハ可用平絹之處。中古以來東寺門徒專用練貫。太無其謂者也。可止之云々。俗中ニハ大臣以下公卿皆用綾。四位以下ノ雲客皆用平絹。而ニ僧中用練貫事。更ニ無准據。有恐。可憚者也。

於公家引布施時。僧綱ニハ綾ノ被物。綾ノ褂。又綾裹物也。凡僧平絹被物。褂裹物ナリ。練貫被物以下有之者。准綾引僧綱云々。錦。唐錦被物等者。親王幷大臣祿物歟。細々不可有之。

疊之事。

帝王。院。繧繝端也。神佛前半疊用繧繝端。此外實不可用者也。大紋高麗ヲバ親王大臣用之。以下更不可用。大臣以下公卿。小紋ノ高麗端也。僧中者僧正以下同。有職非職ハ紫端也。六位侍ハ黃端ナリ。諸寺諸社三綱等皆用黃端云々。四位五位雲客用紫端也。

車之事。

唐車。飾車。糸毛ノ車。賀茂祭日典侍乘之渡一條大路也。唐庇車。仙院或親王或執柄被召之。

檳榔毛車。大臣以下公卿乘レ之。僧中ハ僧正乘レ之。近比法印。大僧都乘レ之例有レ之。凡不二打任一事也。可レ有二斟酌一歟。

大八葉車ハ俗中大臣以下公卿。僧中ハ僧正以下僧綱用レ之。小八葉ハ四位五位雲客。僧中有職非職等用レ之。紋車。家々紋。網代緣付。又袖ニモ繪書レ之。顯職殿上人乘二用之一。頭中將藏人頭。內藏頭。五位藏人。左右兵衛佐等也。五位等侍ノ車。竪緣不レ打レ之云々。

榻。俗親王大臣以下。僧中ハ僧正以下僧綱皆用レ之。

輿之事。

鳳輦。帝王乘物。四方輿ハ僧俗皆用レ之。手輿。腰輿。是者或寺中於二社中一用レ之。張輿。僧俗一向內々ノ時用レ之。鴐柄輿。是者田舍等用レ之。當時板輿ト云物ナルベシ。

雨具之事。

雨皮。生絹ヲ淺黃ニ染用レ之。輿車同ジ。但可レ有二大小一也。張莚車ニ用レ之者也。

法親王叙品之事。

二品ハ御室バカリ叙レ之。而近代諸門跡連綿歟。一品高尾御室。後深草院皇子。性仁。於二僧中一者。始叙レ之。而又大覺寺。龜山院皇子。寬尊親王。青蓮院。後伏見院皇子。尊道親王。今望叙レ之云々。

准三后事。

開田法助初任レ之。但母儀北山准三后讓リ與云云。其後僧中任レ之例及二兩三人一。然而近日連綿也。准三后ハ太皇太后宮。帝王祖母。皇太后宮。帝王母后。皇后宮。帝王后妃。此三宮准レ之。我朝ニハ中宮職アリ。仍テ四宮ト號スル也。關白息ヲバ於レ俗殿大將殿大納言ト申レ之。於二僧中一者殿僧正。殿法印ト可レ申也。

僧中ニハ親王ノ外ハ宮ト云事不レ可レ有レ之。其謂ハ宮ハ王姓也。既成僧正。法印等凡官ナリ。仍宮號無二其謂一也。但宮ノ息ヲバ多分宮ノ僧

正ナド謂事有之。是ハ只會釋ノ躰也。於公方更不可稱事也。

諸門跡ノ藝ハ詩歌茶香ノ會。春ハ雀小弓也。然シテ近代青蓮院尊道親王。理性院僧正宗助。園基會張行有之云々。不可有事也。東寺ノ門徒殊可斟酌者也。

人前へ硯ヲ持出時ハ蓋ヲ取テ可持參者也。但文臺ニ居テ持ツ時。蓋ナガラ置也。

手洗水ヲ置。中居邊。梜水瓶ヲ入手洗中置之。提ヲバ不入置之事也。

提ハ右ノ手ニテ持テ左ノ手ヲ寄セズ。銚子ハ左右ノ手ヲ以テ持之。

公方ヨリ御布施請取書樣事。但僧綱。從僧書也。凡僧ハ自身書之者也。

謹請　結緣灌頂御布施事。

合一貫文者。

右爲其院（僧正。法印以下。）法印坊御布施。謹所請如件。

年號月日　大法師判（可爲從僧。）

僧綱如此仰從僧書出之。

謹請　結緣灌頂御布施事。

合一貫文者。

右謹所請如件。

年號月日　大法師判（可爲自身。）

凡僧如此自身書之。

卷數送狀事。隨其所々樣々可書改也。

執柄諸院宮へハ。

長日御祈禱卷數一枚。謹獻上仕候。以持參體可令洩披露給。某誠恐謹言。

月日　法印某上（僧正。大小僧都等。判形不載之。）

進上　某官殿

歲末卷數不書。長日御祈禱。月迫令結願。歲末進之。俗中ニハ歲末卷數ト云歟。自僧中歲末卷數書事。無其謂者也。

撫物入弘蓋。仕丁持之。卷數ヲバ力者持之。略弘蓋入長櫃昇之。兩樣也。

湯屋風呂ニテ進退ノ事。湯ヲ汲搔。筒懸ル所ヘ灑左手。手ニ湯ヲ添テ懸ル也。不添手バ湯飛汁散近所。無情ナル者也。或ハ於湯屋樣々故實多之。當時者其禮絶畢。高野山ナドニハ當時致其禮云々。入風呂時可敲戸二三度。是禮也。於湯屋雜談。不可然事也。

廻文之事。立紙ノ時ハ加奉。折帋ノ時ハ合點ナリ。

三席ト者。詩歌管絃。此三ノ御會也。池ナドニ御舟ヲ浮べラル、時者。三ノ船ト申べキ也。

和歌披講事。讀上ル人ヲバ言講師。又講人謂讀師。常ノ講讀師ニハ替レリ。

連歌執筆事。本式居末座。對主人書之。當時於尋常人方。着上座書之。

行幸。帝王。御幸。仙院。御出。親王攝家。仙院御移徙ヲバ遷幸。遷御ト云也。還幸。帝王。仙洞。還御。親王。執柄。殿一人。關白ヲ申也。世一僧トハ。御室ノ事ナリ。

一身阿闍梨者。其人一人被下有職官下也。執柄ノ息或ハ宮得度受戒ノ後宣下セラル、也。古ハ然べキ大臣ノ息被宣下例有之歟。

逆鱗者帝王ニ限テ云事ナリ。腹立ハ尋常人ノ事也。帝王ノ御子ヲバ御子宮。執柄以下大臣公卿ノ子息。雲客以下ノ子ヲ子ト云々。又子息ト稱ス。

玉體。寶壽。帝王。太上天皇ニ限テ云フ事也。后宮等ヲバ不可言也。

然べキ大臣等。誰ト問誰ト呼ブ時ハ。實名ヲ答フ。自然又雜談アル時。我ガ實名ヲ申サルレバ。此方モ實名ヲ名乘合セテ少ト氣色ヲスル也。如此事無禮。無下未練ニ見ユル也。

俗中假名事。執柄子息。殿ト稱之。大臣以下公卿ノ息。任父官稱之。常樣武士ノ子。或名僧ノ

子等ニ位三位宰相以下。八省卿可ニ名乘一。大納言。中納言トハ更不レ可ニ名乘一。公卿猶子猶以斟酌スベキ事也。

假名文ノ事。立文ハ二枚也。略儀ニハ折一枚。立文ノ上捻ル所ヨリ引レ墨也。腰文封ジ目ヨリ下ニ表書ヲ書也。

同輩ノ人。乘輿輿乘馬ニテ行合フ時。先乘馬ノ人可レ下。後乘輿ノ人下テ可レ謝レ之。但無骨ノ在所ナラバ不レ下。以ニ下部一可レ謝遣一也。

執柄大臣ノ門前。乘物ヨリ下テ可レ通。不レ然者通ニ裏築地外一也。別當ノ家門前。通ニ裡檜垣外一也。法親王門跡ノ前ヘ不レ可ニ乘打一也。

御室門跡者。自ニ寛平法皇一以來皆親王也。但峯(道家)殿息(准三后法助)。入室之例有レ之。南都兩門跡。(一乘院。大乘院。)執柄息相續也。其外東寺山門三井寺諸門跡。隨時宮一ノ人或ハ三家ノ息(令息歟)令ニ入室一也。於ニ南都兩門跡一者。他家ノ競不レ可レ有レ之者也。

仕丁裝束ノ事。親王大臣家ハ退紅。公達等ノ家家白丁也。僧中ニモ隨ニ家門一可レ用レ之。

塗足駄。准レ沓。俗人ハ用ニ尻切一。裏無ハ可レ謂レ禮非レ限云々。尻切。俗人ハ月卿雲客。諸大夫用レ之。僧中。法親王以下。僧綱凡僧以下三綱用レ之。裏無同前。但於ニ裏無一者。夏衆幷諸堂預リ用レ之。(但調法有ニ故實一也。)檳榔毛ノ裏無。兒用レ之。無職ノ物也。仍親王用レ之。僧俗有官輩勿レ用レ之。

公家御膳飯者強飯也。執柄家等如レ此。姫ノ飯。至ニ分略ノ儀也。但人々ノ依ニ好惡一用レ之。强飯ノ時。湯飯湯也。而近代姫ノ飯ノ時。ヲモユ參ラセヨト召。不レ叶レ理者哉。

八月朔日ニ小花粥。內裏仙洞以下令レ用給。良藥ト云々。彼粥調法ハ薄ヲ黑燒ニシテ粥ニ入合ス也。

火鉢置炭。角折敷ニ入レ炭令ニ持參一。取レ手置レ之。火ヲ入ニ土器一以ニ火箸一。又火箸ヲ指レ灰。努々不

レ可レ致事也。炭ヲ入ニ炭取一。全ク分略ノ義也。
加油入ニ土器一居ニ折敷一令レ持。提ナドニ入ルハ内
事儀也。
内衣ノ事。主上ノ御服平絹也。仙院御服ハ練貫
ヲモ時々令ニ調進一。綾唐織等努々不レ及ニ調進一。宮
大臣ノ息等十五歲ヨリ內ハ色々ノ綾唐織物
用レ之。其外ハ一切不レ可レ用レ之。御室門主。平絹
之外更ニ不レ被レ用。近比他門ノ門主。白綾ノ小
袖被レ用レ之云々。大乘院大僧正教尋。被レ用ニ紫紬一。
比興ノ事也。
絹直綴ハ貴賤共用レ之。道服者俗隱者用レ之云
云。而大覺寺ノ寛尊親王被レ用レ之。自由之至。世
人皆爲ニ比興一云々。
檜扇。僧綱。公卿扇。廿五橋。凡僧。殿上人扇。二十三橋。十五歲ヨリ內。
非職ハ綾椙ノ扇用レ之也。
蝙蝠扇橋事。六橋ハ別當。大小弼。廷尉持レ之。十
二橋常ノ人持レ之。

猫間骨ハ大臣家ノ物也。侍ハ瀧口ノ輩至ニ孫
子一用レ之。其外家ノ侍一切不レ用レ之。然而近年田
舍上下共用レ之。結句世外禪律野僧持レ之。言語
道斷ノ事也。
鐘ハヘイカウ二度入。三度入是也。然近代間ノ
物五度入。七度入。十度入。塞鼻如レ斯。種々土器
令ニ出來一。酒興盛故也。
盲目參事。於ニ御室門跡一者庇候。着ニ圓座一申ニ音
曲一。梶井門跡小書。於ニ靑蓮院門跡一者着レ疊云々。
德大寺故相國實時公。被レ命云。盲目風情者當時以
外過分也。古ニ於ニ諸亭一者候ニ大床一申ニ音曲一云
云。久我家門。當時モ如レ斯。諸門跡非例出來不
レ可レ然云々。
僮僕事。中童子二人。大童子四人。力者十二人。
牛飼一人。白丁一人也。前驅ハ六騎。後騎ハ一
人也。然ニ範俊僧正拜堂ノ時ハ七十餘騎云々。
不レ足レ爲レ例。

水瓶ヲバ入二手洗一力者持レ之。鼻廣居二柳筥一持レ之。筒者竹二筋許切テ上ヲ削。口五寸許下以レ帋張也。是白丁仕丁相二添傘一持レ之。

上童裝束事。狩襖。下ニハ着二指貫一。髻金濃也。水干。本結引合。直垂。布直垂ハ全分内々躰也。直垂着用ノ時ハ馬ニハ不レ乘。内義ノ故也。又長途乘馬ノ時着二帛子淨衣一有レ之。其時ハ以二花帽子一裹レ頭也。

袍。言二海老色ト袍有一レ之。是ヲバ被レ用二執柄家一。而ニ御室門跡ニ香ノ法服未レ被レ用時分ニ被レ用レ之。他門ニハ被レ任二親王一卽用二香一云々。南都兩門主。僧正以前用二海老色一云々。

麹塵袍。帝王御衣也。但殿上六位中一﨟ヲ稱二極﨟一人着レ之。自二帝王一申下シ給儀ト云々。親王同被二用申一給義也。

五條ノ袈裟事。顯文沙〔紗〕。生長絹。穀。各入二薄墨一。精好不レ入レ墨。

香袈裟ハ穀并織地也。大紋平民不レ用レ之。可レ爲二小紋一也。染平絹。内々ナドハ用レ之歟。

紫袈裟者。醍醐方ノ若僧綱用レ之。仁和寺ニハ坊官。僧綱用レ之。三井寺同前。無紋ノ紫ヲバ叙二三綱一法橋等後用レ之。近比用二有紋一輩有レ之。過分至不レ可レ然也。

仁和寺。東大寺ニハ有職ノ衣ニハ更不レ入レ墨。他門墨ヲ少入レ之云々。

菴絹衣者。山門三井寺方用レ之。無二機袖一モ衣ノ單衣也。仁和寺。南都ニハ十五歳ヨリ内ノ時ハ長衣ト云テ衣ニモ單衣ニモ用二絹衣一。成身之後ハ一向止レ之。凡絹有二四種一。謂ユル長絹。平絹。細絹。菴絹是也。而菴絹袈裟ノ事ハ不レ足レ言也。袈裟等最以下品菴絹縫レ之。アマリニ聊爾也。只言二長絹袈裟一可レ然。菴絹ノ衣。實有レ所レ謂。機袖ヲダニモ入ヌ單衣ナレバ。其名寂モ相應ノ者也。

打衣者。南山籠之時。可レ然門主以下用レ之。於二本

所菩提院門跡ニハ着打衣。朝夕勤參集云々。
朝夕勤ニハ宮以下可會事也。御室猶以常ニ令着座給。況半人乎。（三家等人。言半人。）
朝夕勤行幷御影供ニハ僧綱不行道。凡僧計行道。雖然近代昇進早速之間。僧綱ハ多ク依凡僧稀。律師加行道。自餘所役准之。
承仕法師事。仙洞執柄家以下被召仕。至宿老者。皆叙法橋。法眼。御室ノ門跡ニハ不許僧綱。雖然觀音院等預。皆僧綱上ヘ令着座云々。他門ノ承仕ハ連綿叙僧綱歟。
大威儀師者。必叙法橋。其外威儀師。從儀師以下ノ三綱。不被許僧綱。猶仁和寺モ諸門跡ノ三綱ハ宿老ノ後叙僧綱。是皆諸院主ノ免許也。非御室貫首免許也。（三綱者。上座。寺主。維那師。各有權官。）
兒童爲服用。僧坊取入魚鳥見苦。山門。三井寺ノ門跡。可其本所住山之處。細々爲公請令在京之間。京白川ノ坊ハ皆假ノ宿坊也。仍古不定法式。及末代特亂吹也。仁和醍醐門跡。自古本所也。然ル間諸門跡寢殿ニハ不入酒。肉五辛。就節供等。酒自古許之。肉五辛當時モ有心院主制止之。於對屋密々可用之。五辛。同院主藥草之時。於對屋可用之。藥艸服用ヲ謂服藥。打聞惡。只可言服藥艸也。如此事只同事モ打聞ノナニトヤランアシキハワロシ。自餘ノ事可准知之。
門跡人數上下ノ事。出世者。（自大臣ノ息至殿上人ノ子稱之。）禪侶。（自諸大夫子至北面等之侍子稱之。）坊官。（自大臣息至殿上人子稱之。是在家ノ法師也。限貴所門跡被召仕之。）侍法師。（勤三綱。）中童子。中間法師。（勤承仕。）大童子。力者。（兼花摘。）牛飼童。下部ノ男。（兼車副。）
威儀師。從儀師者。朝家器也。依爲綱務。御室被召仕之。威儀師。宿直裝束云物用之。上ハ法服。下ハ白練ノ裳也。下ニ着指貫。是ハ宿直裝之儀也。袈裟者。精好五條也。公請奉行之時。着赤平袈裟。裝束ハ法服也。綱務幷法務。相隨御

前ニ供奉之時ハ用ニ赤五條一也。
常陸。上野。上總。此三ヶ國ニハ以レ介爲ニ受領一。守ニハ親王任レ之。仍殿上人以下不レ任レ之。
禪侶者。古多分付ニ國名一。近代一向公名計也。無ニ其謂一者哉。
侍法師者。近代皆國名也。古多分聖名也。
僧名書樣。

前大僧正。　前僧正。
僧正。　前權僧正。
權僧正。　法印。
法印大僧都。　法印權大僧都。
大僧都。　權大僧都。
少僧都。　權少僧都。
法眼。　權律師。
法橋。　大法師。

如レ此書レ之。不レ可レ依ニ文字ノ多少一。可ニ見許〔計歟〕書合一。三字上中下ヲ書合ス。二字ヲバ上與中ト書合スル也。如レ此事以今案。異樣事惡ニ公請一。僧名惣在廳ノ書樣。如在以レ之可ニ本樣トス一者也。

寺社三綱者。上座。權上座。寺主。權寺主。都維那。權都維那。以上六人也。於ニ其寺社一有ニ法會一者。必三綱隨ニ所役一也。進儀時。上座二人。執綱役勤レ之。寺主。執蓋ノ役勤仕也。上座若不レ私指合ノ時者。權上座可レ勤レ之。權上座於有ニ指合一者。次第々々次ノ人可ニ與奪一。是寺社役等ノ大法也。隨ニ其寺社之例一。或會ノ行事。式樂行事。舞童行事。是皆三綱所役也。

持幡童事。宮以下大臣息阿闍梨勤仕之時ハ侍ノ子ノ兒勤レ之。大中納言ノ息以下阿闍梨勤仕之時ハ中童子也。行遍僧正。號ニ菩提院國師一。東寺以下數ヶ寺之寺務也。龜山院御灌頂大阿闍梨勤仕之時。持幡童者用ニ中童子一。其外度々大阿闍梨及ニ數十度一。皆用ニ中童子一也。行遍僧正者。三河法眼行延御室坊官也。之子

也。仍於事令斟酌哉。諸山寺ニハ其所ノ一和尙或學頭等阿闍梨ノ勤仕スレバ。其寺兒。執綱役。持幡ノ童ノ役等勤之。若自他助ニ威儀意歟。凡自由之儀也。不定〔足歟〕爲例。後宇多法皇御灌頂之時ハ。持幡ニハ被用僧云々。是寬平法皇御灌頂之古例也。

堂童子者。五位ノ殿上人ノ所役也。布施ハ一人以下。大臣。公卿。殿上人等取之。一人。大臣等取給ヘル布施ヲバ。自取之可渡從僧也。但如此事。依時隨人事兼難定之間。臨時可有故實事也。

御室被行法會之時。公卿殿上人令家來有取布施事。御室ハ依被補任俗別當如此。又綱所威儀師令奉行法會。是任惣法務給故也。自餘ノ門跡ニハ如此ノ條々更不可有之。

承仕法師者。仙洞執柄家等。皆許面緣被召仕之。御室ニハ不被許緣。只於廚所邊候被召仕。頗似無其謂。三門跡貴所ニハ。侍法師ヲバ門主御座間ヘハ不被入之。於中居邊勤雜役。於御室者。侍法師專致近習。是ハ後白河法皇專被召仕北面輩例准之。北院御室。守覺。殊侍法師近習被召仕云々。

綸旨書紙曰宿紙。五人職事。內裏ニ宿直シテ以件紙書下綸旨儀也。

內裏二間ト申スハ。在仁壽殿。此所令護持僧參申御加持也。二間之觀音供ナド申。於此所行之也。帝王常ノ御座故。護持僧之外。綱所ナラデハ不參入也。サレバ綱所ヲバ曰二間預也。亦本尊等安置此所云々。護持僧者。東寺一二以下長者之事也。

法成寺者。執柄御願寺也。無双寺也。然ヲ近代令顚倒無跡形。結句寺院敷地皆成鴨川。而モ不知何處。無念也。

讃岐國善通寺者。弘法大師父ノ寺也。其實名謂二善通一。則用二寺號一。又誕生院者。則大師誕生之處也。兩壇ノ灌頂堂幷勸學院有レ之。中古宥範法印。是教相之明匠。彼院主也。妙用抄廿卷ハ宥範抄レ之。其弟子宥賢又明匠也。仍任二極官一。但不レ勤二仕東寺御影供一令二入滅一畢。頗可レ謂二無念一。彼寺別當職者。隨心院門跡有二相傳一。宬以爲二規模一者也。

位署者。前官。只實名計注レ之。但大僧正者。注二前大僧正一。其外前官。不レ注二位署一。然而近年僧正以下官位。其數不定之間。不レ及二辭退一。仍前官人ハ不レ可レ有レ之。今世ニモ若其員有二沙汰一者。律師以上其員外可レ爲二前官一。大僧正許一人法式守二其法一者也。俗人モ大臣以下辭二退其官一以後。散位書之。其下注二實名一。國司計任四ケ年後モ。前其國守ト注レ之也。

出世者ハ出世ニ可二近付一也。可レ然同宿ヲ不斷アタリニ可レ置レ之。殊更病氣之時。世間者ヲ不レ可二近付一。旁可レ隔レ心者也。

若同宿ヲ細々ニ不レ可レ遣二他坊一。縱法會ナリ共。不二公事一者時々者可二斟酌一。

若同宿ニ兒童ヲ不レ可レ預。其以失二立身一基也。可レ成二出世一兒童ニ。世間者ヲ不レ可二近付一。自二幼稚一出世之事ヲ耳ニ觸レバ。出世ノ後彌翫レ之也。

雖二他宗一可レ然人ニハ宬可二近付一也。他宗之宗躰法則等ヲ一向不レ存知一ハ無下ナル者也。所詮僧俗共。名人トイハン人ニハ可二近付一。必一得可レ有レ之。縱同法ナリ共。惡キ人ニハ不レ可二近付一。如何ニ心得テ振舞共。一度者可レ有二不覺一也。此事一品御室法守。常被レ命下。サレバ此宮ニハ自二他門一禪律宿老。公家ノ人々。常ニ令二參上一給。近比之樣ヲ見及ビ。自門ノ事猶以知ル人ハ稀也。況他宗ノ禮儀哉。俗中之禮儀不レ存者。臨時ニ可二迷惑一事也。内裏仙洞ノ御事ハ有レ限御

事ナレバ。人皆有ニ口傳一。攝家以下公卿之儀。可レ有ニ故實一事也。
茶者。自ニ上古一我朝ニアリ。挽茶節會トテ於ニ内裏一被レ行ニ公事儀式一。然葉上僧正入唐之時。重而茶ノ種ヲ被レ渡ニ栂尾一。明恵上人翫レ之。サレバ本ノ茶ト云ハ栂尾也。非ト云ハ宇治等ノ事也。若人ノ人前ニテ茶持アツカヒ不レ知ハ無下也。大方可ニ習知一事也。建盞ニ茶一服入テ。湯ヲ半計入テ。茶筅ニテタツル時。タヾフサタト湯ノ音ノ聞ユル様ニタツルナリト。阿伽井顯弁上人被レ申キ。サレバ彼同宿ドモノ茶タツル音ヲ聞ハ尤可レ然也。
人ノ同宿若輩ニテ。主人或ハ師匠ノ前ニテ殊數ツマグリ所作スル事不レ可レ有レ之。佛前或ハ堂社ニ參籠ノ擅所等ニテハ無ニ子細一。可ニ意得一事也。
徳大寺相國實時公被レ命云。人ノ藝能ハ。タトヘバ連哥ノ最上手ト名譽ハ有トモ。歌ヲ一向無沙汰ナランハ愛ナカルベシ。圍碁ハ上手ナリトモ將棊知ザランモ亦無念也。唯能藝ニ何事モ習渡タランゾヨカルベキ。但其家々ノ家業ヲ繼グ人ハ。專其業ヲ本トスベキ也。
同相國被レ命云。人之家中ノ具足結構無益也。僧中ナラバ佛具以下ノ道具。俗中ニハ硯。文臺風情ハ誠可ニ結構一。其外ノ事無益也。當時禪家幷時衆風情ノ輩。坊中ノ具足ヲ令ニ結構一。以レ之旦那ヲモテナシ令ニ快然一。是併世ヲヘツラフ而已ニアラズ。人ヲタブラカサント也。努々公家方ニ不レ可レ有事也。
周明監寺云。人ハ平生醫師ニ近付テ脈ヲ取ラスベシ。平脈取覺ツレバ。違例ノ時。脈又分明也。又病氣大事ナリトモ。日比令ニ療治一醫師ヲ。左右ナク改レ之事然ベカラズ。但無双ノ名醫師來ラバ可ニ談合一云々。二條殿故攝政良基公。仰云。大

人ノ輕々シキハ小人ノ重キニハ劣レリ。大人ハ物ヲ見ル事虎ノ如クニシ。歩ム事ハ牛ノ如クニスト云本文有云々。去ナガラモ上臈ノ上〔下脱歟〕臈シキト。味噌ノ味噌クサキハ下品ナリ。御利口有ト云々。

依相承院之命任笔之。努々不可有外見者也云々。

應永廿七庚子五月廿三日　宣守在判

僧俗重服事。僧ハ灌頂之師匠也。俗ハ二親他界之時也。僧者。衣袈裟ヲフシ金ニ染。帶モ同染テ令着用。珠數モ桐ノ木也。扇ハ無紋ノ淺黃地也。不如法時者。袈裟ニテモ帶ニテモ一色フシガチニ染ル也。法流相續ノ仁ハ一廻着服。自餘ハ。五十ケ日以後令除服也。但其モ可爲所意也。

忌中佛事者。或亡者之任置文。或相續ノ仁ノ隨所意可有沙汰也。後常瑜伽院御室一品法守。忌中十二時ニ彌勒供養ノ法也。朝ノ勤ニハ九條錫杖。理趣經。光明眞言等也。日中ニハ舍利講。或伽陀供養法之間ニハ誦五字明。夕ニハ禮懺尊勝陀羅尼三反。光明眞言廿一反也。二六時中者。不斷彌勒ノ寶號ナリ。一時ニ三人番也。世間者モ加番唱寶號也。七日七日ニハ漸々理趣三昧有之。禪助僧正忌中如此。但其時者。七日每ニハ八名三昧ヲ行畢。

俗人之服衣者。白直垂也。袖ノ露ヲ令略トテ糸モナシ。紐計也。紐ヲモ略スル說アリ。可爲所意也。烏帽子モコユヒヲ略スル也。童形モ着服ノ時ハ眉ヲ不畫云々。鎌倉ニハ白布ニ墨ヲチト入テ薄墨ニ染也。尤以道理ニ叶者也。

忌中三十五日以前。籠僧他所ヘ出ベカラズ。又他所ノ人モ內ヘ入ベカラズ。於門前令對面也。三十五日以後ハ自他出入無子細者也。

近日奉行頭人等內々ノ云次ヲ稱奏者哉。傍若無人ノ事也。奏ノ字ハ限天子言事也。然則

關白以下諸家ニ物ヲ申者。申次ト稱スベシ。如此事。當世以外亂吹也。雖然順時世可得其意也。

細川武藏守頼之迄ハ執事ト稱ス。其以後皆稱管領。如此事依時事歟。

勸進ノ田樂。猿樂。棧敷ニ出ル事。先々ハ一官一職ニ至ル程ノ人不望其處。然而近代。二條攝政殿初テ見物セシメ給。門跡ニハ梶井門主。同令出給。其後公家ノ輩幷諸門跡見物連綿ナリ。雖然近衞殿。一條殿ハ未出給ハズ。門主ニハ御室曾テ不令出給也。一年田樂棧敷多ク崩レテ。見物ノ道俗留命。其棧敷ニ二條攝政殿以下公家ノ人々。多令出棧敷之間。何者カシタリケン落書ニ。

田樂ノ將棊タヲシノ棧敷ニハ王計コソ登ラザリケレ

同棧敷ニ梶井宮令出給ノ間。落書ニ。

釘付ニシタル棧敷ノ破ルヽハ梶井ノ宮ノ不覺ナリケレ

其比者。如此棧敷ナドヘサリヌベキ人ノ出タルハ不可然事ニ諸人思ヘリ。仍テ落書ナドモ有ケルニヤ。當代ハ只出ザルヲ以加難儀。

諸門跡ノ兒ノ本結ハ左本結也。髮ヲモ左ノ脇ヘ引廻シテ直垂ノ腰ニハサム也。然ニ妙法院門跡ニハ本結モ右本結也。髮ヲモ右ヘ取テ腰ニハサムト云々。

狩襖等ノ付物結花。後ニハ略之。單物ノ後ノ庶勾トヂ革ハ略セズ。單物着用ノ時ハ。髮ヲカラハニ結テサゲザルニ依リテ也。狩襖。水干。直垂等ヲ着用ノ時ハ髮ヲサグル也。髮ニサハルニ依テ。付物等ノ菊トヂヲバ令略也。袍幷舞裝束ノ時ハ髮ヲビンヅラニ結也。本結ノ上ニハスガタトテ金ニテ打タル物ヲ付也。袍幷狩襖ノ時ハ兒モ持檜扇。六位ノ扇ハ廿三橋也。十五歳以前ノ人ハ

アヤ杉ノ扇ヲ持也。綾杉トハ。黒キ榻ノ木ニテ作也。
受法師匠奉書ノ時ハ。禮節如何ニモ敬可レ書ナリ。日比ハ爲二門弟一程ノ人ナリトモ。受法ノ後ハ。禮節恐惶。表書ハ人々御中ト可レ書也。自レ元敬ベキ高家ナドナラバ。以二此旨一可レ令二披露一給一ト書テ。禮節ヲバ。恐惶トモ又ハ恐々トモ可レ書也。表書ハ同宿之名ヲ可レ書也。
敎相師匠幷聲明ノ師ニハアナガチ書札ノ禮無レ之。但ソレモ人ニ依リ時ニシタガフ也。
我ヨリ種姓遙ニアガリタル人ナレドモ。書札禮随二官位一書遣ス事ナレドモ。其狀ノ文章ヲバ思ヒ入テ書ベキ也。禮節ハ同輩ニ書タレドモ。文章ヲバチト敬テ書タルガ可レ然也。但其モアマリニ敬テ殊ノ外禮節相違シヌレバ見苦也。タトヘバ禮節ハ恐々ト書遣トモ。文章ニハ如レ仰。蒙レ仰。畏入候ナドト可レ書也。又恐惶以上ノ禮節ヲ書テ奉ル程ノ人ノ方ヘノ文章ニ如レ承候。如レ示給一候。悦入候。本意候ナドト書タルハ以ノ外見苦キ者也。且ハ無智ナル程モ頓テ顯レテ口惜キ事ナルベシ。凡書札ハ後マデ殘物ナレバ。思入テ書ベキ也。禮節ト文章ト相應スルヤウニ能々思惟シテ書ベキ也。手跡ノ善惡者。昔ハ更々沙汰ニ及バズ。只狀ノ書樣。文章ノクダリ樣。文章ヲ請取手爾葉ナドノ事ヲ習沙汰セシナリ。手跡ノ善惡ナドノ沙汰ハ元享年中ノ比ヨリ粗アリケルニヤ。其昔ノ傳奏ノ仁。殿上ノ職事等ノ手跡モアナガチ善キハ稀ナルヲヤ。殊更名家ノ人々ハ年少ヨリ依レ令二申沙汰一公事朝夕繁務ノ間。手ヲ習事ナカルベシ。サレバ古ノ傳奏幷奉行之職事ノ書タル綸旨。御敎書以下アナガチ能書ト覺シキ手跡モ不レ見。中比ヨリ以來能書共多ミユル。定家卿ト云フ名人ノ手跡。以外ノ惡筆也。然ドモ明月記ト云フ名譽ノ記錄六合。皆自筆也。相搆テサ

リヌベキ人ハ。僧俗トモニ如何ニ惡筆ナリトモ自筆ニ書テ。文章ヲ惡シカラヌ樣ニ書連ベキ也。用他筆者書ハ。ヲヽイナル無念ナル事ナルベシ。

僧俗トモニ人ノ遺跡ハ大事也。タトヘ嫡子生得ナリトモ。家ヲ持チ煩ヒ。奉公不沙汰ナラン非器ノ子ニ跡ヲ繼ガセンハ。斷絶ノ基也。僧中ノ法流坊迹又同之。見臣不如君。見子不如親ト云フ本文アレバ。見弟子不可如師匠歟。然ドモ依愛執多クハ非器ノ者ニモ令讓與事ノミアリ。口惜キ事ナルベシ。峯殿ノ御子ハ數輩マシマス御中ニ。御嫡子ハ九條殿。(關白教實)次男二條殿。(關白良實)三男一條殿。(關白實經)ニテマシマス。一條殿寂末ニテ御座セドモ。御器用ト大殿見參ラセサセ給テ可嫡流之由御置文ヲ添ラレ。一流ノ御文書等殘ラズ一紙ニ讓進セラレ畢。然三流ノ御中ニ今ノ世マデモ一條殿ハ御才學モ勝レテ御座セバ。大殿ノ御讓リモ賢クコソ。

同宿等主人ノ心中ヲ不知者。云甲斐ナキ事ナルベシ。夙夜ニ主人ハ何トカ思フラント心ニ懸テ思ヘバ。自ラ可知者也。唯何心モナク振廻ハンニハ。必ズ違ヌル事ノミ可有。主人ハ十日廿日ノ堺ヲ隔ツ共。不斷ニ其主人ノ心ヲ爰ニテ思案ヲ廻ラサンニ。サノミ違フ事ハアルベカラズ。

同宿以下。主人ノ心ニ不違者ハ大切ナリ。眞實我如思振廻ハ誠ニ有ガタシ。然トイヘドモ自年少常ニ加折檻令近習者。ナドカハ心ニ不違者モナカラン。深山ニ有猿風情之者猶以隨人訓恐人倫何ゾ不隨主人之命只主伴ト共ニ無沙汰ナル故ニ人ハ惡クナル者也。

サリヌベキ人ノ子ヲバ殊ニ十歳ヨリ内ニテ能敎ヘ習ハスベキ也。其人天性惡カルベキ人

ナリトモ。能人ニ添ヒ能ク習ハサバ必ズ能ナルベシ。如何ニ器用ノ人ナリトモ。悪クモテナサバワロカルベシ。第一サリヌベキ若キ人ニ。若キ人ヲ不レ可ニ近付一必失アルベシ。若人ニハ宿老ノ近習付ヌルガ自然ト能キ者也。年少ノ人ノワルクナルハ。扶佐ノ人ノ不覺ナルベシ。譬バ馬ニ曲ヲ乗付タランガ如シ。如何ニ曲々シキ馬ヲモ能キ乗手ノ乗バ能ナル也。況詞心ヲ知レル人倫ヲ教訓仕損ズルハアタラシキ事ナルベシ。年少ノ時ハ能事ニダニモ數寄タルハ。成長ノ後カナラズ悪ク成也。年少ノ人ハ。少年ナルサマニテ諸事イトケナキガ次第ニカシコクナル者也。

居所ノ事。大臣家ニハ四足アリ。上中門アリ。殿上有。公卿ノ座アリ。公卿ノ座ノ邊ニ障子上ゲト云所アリ。此所ハ諸大夫ノ候スル所ト云云。古ハサリヌベキ大臣家ニハ藏人所モ有ケルトカヤ。源氏ノ大將ノ亭ニハアリケルト見エタリ。遠侍トテ侍ノ候スル所アリ。小御所ナドノ傍也。随身所有。車宿リ有。丸柱ナルベシ。

親王家。右ニ同ジ。

名家以下月卿雲客ノ亭ノ事。四足不レ可レ有レ之。上中門同前。殿上幷障子上。随身所不レ可レ有レ之。寢殿ニモ日藏不レ可レ有レ之。車宿ノ柱モ四方ナルベシ。但勸修寺ノ經顯公任大臣ノ後造ニ改宿所一之間。悉以大臣家也。經顯公子息大納言經重。其子中納言經豊以下雖レ不レ任ニ大臣一父祖舊亭ニ令ニ居住一之間。譜代ノ半人ノ諸亭ニ不ニ相替一。又裏松一位大納言宿所。一向大臣家ノ如シ。近代兩名家如レ此。

法親王家之門跡者。大臣ノ家ノ亭ニ同ジ。然而仁和寺御室ノ御坊。大聖院者。頗二條内裏ヲウツシテ造ラレケルト云々。

常ノ諸院家ハ月卿ノ諸亭ニ同ジ。

武士ノ家ニハ不レ造ニ檜皮屋一。皆板屋作ナリ。然近年稱ニ將軍家渡御ノ在所一。各搆ニ檜皮屋一畢。中門廊以下。月卿ノ家ニ同ジ。但不レ立ニ棟門一。皆モロオリ戸也。又上ゲ土門ヲ立ル輩少々有レ之云云。凡武家屋形作ノ樣。隨ニ時代一隨ニ威勢一無ニ其法式一哉。

諸山寺ノ坊舍ノ作樣。多分寢殿ハ板屋作リニテ中門廊有レ之。對屋ハモロハヤ也。但高野山ニハ檜皮屋ノ坊舍少々有レ之。度々御幸ナラシメ給フ謂レト云々。

近年サリヌベキ諸院家ニモロハヤノ對屋有レ之歟。無下ニ見苦キ者也。對屋ハ對屋作トテ定レル樣有レ之。上別ノ作樣更無ニ其謂一。モロハヤヲバ常ニハ雜舍作ナド稱レ之哉。對屋作トハ軒ハ十間廿間ナリトモ妻ハ二三間也。實ニ所用ノ子細アラバ。何間モ庇ヲ指ベシ。孫子庇マデモ無ニ子細一哉。北山殿ノ對屋ニ上乘院僧正道尋于時横川長吏。三昧院別當。祗候之間。依レ爲ニ狹少一庇ノ外ニ又庇ヲサス。鹿苑院殿被ニ御覽一テ清涼殿ノ心地シテ有ニ其興一之由。被ニ仰下一畢。清涼殿ノ孫子庇ト申ハ。檜皮葺之庇ノ外ニ又板ビサシヲ指ル也。檜皮葺ニハ。時雨ノ音聞エ子バ。板ビサシヲ指テ時雨ノ音ヲ聞召サントノ爲也。

家々文事。各當家ノ文ヲ車輿ノ網代以下ニ付レ之。或杉障子ノ緣ノ繪。或ハ唐紙障子ノ文等。一切ノ家中家具ノ蒔繪以下ニ。皆家ノ紋ヲ付ル也。又裝束ノ紋ニ。家ノ紋ヲ付ル家門モ多之。僧中ニモ家門ニ隨テ紋ヲ付クル段子細ナシ。但僧中法服ノ紋マデ如ニ家門紋一ナラズトモ有ナン。且ハ片腹痛キ事ニモアリ。只法服袈裟ノ紋ハ。通用ノ物ニテアレバ蓮華唐草ゾ宜シキ中比蓮花唐草ノ外ハ異紋トテ一向嫌ハレタル事モアルニヤ。其モ又一偏ノ儀ナリ。如レ此事ハ隨レ時隨レ人能々可レ有ニ思惟一事也。所詮其時

ノ宿老幷有職ノ仁躰ニ每事談合スベシ。古ハ好ト申トモ當世アシキ事アリ。唯難ナキヤウニ可二相計一也。表ノ袴ノ紋ハ大紋多分通物也。祖ノ紋ハチイサク遠文ニ織タルガ好ナリ。其モ人ノ所意ニ隨フベシ。アナガチ定レル分ハ不レ可レ有レ之也。

僧俗ノ衣紋ハサノミ引ツクロハデ。然モ衣紋ノウツクシキ樣ニ着ナスベシ。凡裝束ノ衣文。上代ハ沙汰ニ及ズ。鳥羽院ノ御代ヨリ强キ裝束ヲ用ル故ニ。衣紋ノ沙汰出來スルナルベシ。上代ハ皆ナヘ裝束トテ。フクサニテ强クハ不レ調也。然ニ鳥羽院已前ノ人ノ影ヲ書トテ。鳥羽院以後初タル强裝束ノ衣紋ヲ書タルハ繪師ノ不覺也。如レ此事見知ラデ。或ハ難ヲ加ヘ。或譽ル人モ稀ニ成ヌレバ。好テモ惡クテモ有ナン。凡彼御代以前ハ男眉ノ毛ヲ拔キ。鬢ヲハサミ。金ヲ付ル事一切無レ之。及二末代一每事嬌飾ノ至也。大唐ニハ今世マデモ無二略如一レ此風情者一也云々。

マナ初メ。袴着。元服。移徙以下祝ノ酒肴ハ。必ズ三獻ト云々。如何ニモ時刻延ザルヤウニ取沙汰スル也。凡酒無レ量不レ及レ亂云々。雖レ然後光嚴院御愛酒ニテ御坐ケル程ニ常ニ御酒宴有テ數獻ニ及ト云々。其御代ヨリ獻數加增シテ。或ハ五獻七獻九獻マデ被二聞召一タリ。依テ近比ハ酒ノ名ヲ九獻トゾ申合ケル。建武以來朝廷廢レハテ。天下ノ政絕果テ。君モ臣モ御隙有ケルニヤ。御酒宴ノミニテ有ケル。口惜シキ事ナルベシ。

內裏仙洞ニハ一切ノ食物ニ異名ヲ付テ被レ召事也。一向不レ存知一者當座ニ迷惑スベキ者哉。飯ヲ供御。酒ハ九獻。餅ハカチン。味噌ヲハムシ。鹽ハシロモノ。豆腐ハカベ。索麪ハホソモノ。松蕈ハマツ。鯉ハコモジ。鮒ハフモジ。鶴ハ

ツモジ。但ツグミチ供御ニハ不レ備也。ツク〴〵シハツク。蘇ハワラ。葱ハウツホ。如レ此異名ヲ被レ付。近比ハ將軍家ニモ。女房達皆異名ヲ申スト云々。御菜ヲバヲメグリト云。常ニヲマハリト云ハワロシ。椙原ヲバスイバ。引合ヲバヒキト申也。

内裏ニ御スエト云所アリ。常ノ人ノ所ナラバ中居ナドノ邊也。内裏幷仙洞ニ限テ御スエト申スニヤ。近比者其外ニモ御スエト申ストカヤ。御厨所トハ内裏仙洞ノ外者諸宮ニハ不レ可レ申。而ニ御室ニハ寬平法皇ノ御時ヨリ御厨所ト申傳タリ。常ノ貴所ニハ臺所ト稱レ之。又ハ膳所ナド稱レ之哉。臺盤所ト申所ハ。内裏。仙洞。執柄家ニ在レ之。又内裏ノ御厨所ヲバ臺所共可レ申ニヤ。臺所ノ別當トテ中臈ノ女房ノ中ニ然ベキ仁躰ヲ撰ランデ此職ニ被レ補。別當ノ局ト號スルハ臺所ノ別當ノ事也。

毎日三度ノ供御ハ御メグリ七種。御汁二種ナリ。御飯ハワリタル强飯ヲ聞召ナリ。

大鳥ハ白鳥。鳫。雉子。鴨。此外者不レ備二供御一ナリ。小鳥ハ鶉。寉。雀。鴫。此外者供御ニ備ヘズト云々。

四足ハ惣テ不レ備レ之。然ヲ吉野帝後村上院ハ。四足ノ物共ヲモ憚ラセ給ハズ聞召シケルトカヤ。サレバ御合躰ノ後。男山マデ御幸成ラセ給ヒケレドモ。又吉野ノ奥ヘ還幸成セ給フテ。都ヘハ終ニ一日片時モ入セ給ハズ。是ハ併天照太神ノ神慮ニ違ハセ給ヒケル故ナリトゾ人皆申合ヒケル。

御室ニモ古ヨリ參ラセザル物多之。而近比ハ當世樣ト號シテ其沙汰ナシ。不レ可レ說之云々。

親王ト大臣ト參會之時者。毎度各盃也。德大寺ノ故太政大臣。實時公。後ノ常瑜伽院御室一品法守。惠命院ニ御座ノ時常ニ被レ參之間。連々被レ勸二一獻三獻一ナガラ各盃也。但彼太相國未ダ内大臣

ノ大將ニテ有シ時。三獻ヲス、メラル、ニ。二獻者各盃。三獻目ニハ。大將我前ノ盃ヲバ潜ニ袖ノ中ヘ引入テ。一品御室ノ聞召タル御サカヅキヲシキリニ被二申請一畢。如レ此事時ニ隨ヒ。故實更ニ兼日ノ指南ニ難レ及者也。

山名修理大夫入道。紀州。作州兩國守護。之比仁和寺ニ居住之間。年始ニ罷二向彼宿所一之處ニ三獻ノ義アリ。毎度各盃也。銚子ハ片口ヲ褁タリ。此事高尾張入道以正。難レ之云。銚子ノ口ヲ褁事ハ至分略義也。彼禪門ノ家中ニハ不足ナリト云々。於二以正一者雖二不肖ノ身一。片口ノ銚子以下祝ノ義式ノ具足ハ。高武州師直ガ代ヨリ京中ノ職人給之間。如レ形不足ナシト云々。

於二内裏一殿ト人ヲ申ハ。執柄家之外ハ不レ可レ有レ之。關白殿御參リ共。攝政殿ヨリ何事ヲ申サル、共。於二御前一申スニ諸人無二異儀一也。親王ヲバ於二御前一何殿トハ不レ申也。大臣以下公卿ヲバ官途計ヲ申スナリ。參議ト僧正以下ヲバ實名ヲ申也。

親王。攝政家ニテハ。參議ト僧正トヲバ實名ヲバ申サズ。居所ト官トヲ申也。法印以下ノ僧綱ヲバ皆實名ヲ可レ申也。

僧正ノ前ニテハ。法印以下僧綱ヲバ皆實名ヲバ不レ稱。但其僧正貴人タラバ。法眼。律師等ヲバ可レ稱二實名一。可レ依レ人。時ニ臨ミテ能々可二思慮一者也。

内裏ニ武士ノ女ヲ被二召仕一ニハ。熱田大宮司。高。上杉ノ女ハ中﨟ニ被二召仕一。其外ハ下﨟女房ニ被二召仕一。中比一色ノ大入道ガ女。内裏ニ祗候セシ下﨟女房也。但如レ斯事隨二時代一相替事アリ。一定スベカラザル事歟。

女房次第。大上﨟トハ攝家ノ御女也。上﨟トハ三家等ノ大臣ノ女也。中﨟トハ名家等ノ女也。但名家ノ女。典侍ヲ渡スレバ至二上﨟一令レ勤御

陪膳。名家ノ女外ハ典侍ヲバ不レ渡也。下﨟女房トハ諸大夫或ハ北面等ノ女也。御室ノ坊官行賢法印後胤ノ女。安居院澄憲法印ノ後胤ノ女。八幡祠官ノ女ハ皆中﨟ニ被二召仕一也。但俗人ノ猶子ニ成也。後圓融院ノ御母儀崇賢門院ハ八幡祠官ノ女也。而ニ廣橋大納言兼繼卿猶子ニシテ後光嚴院ヘ參ラセケルヤ。初メハ三位局トテ中﨟ニテ宮仕ハセ給ヒケリ。

童殿上人トテ古ハ攝家ノ御子ナドモ。元服以前ハ宮仕ハセ給ケリ。然シテ其儀久シク絶タリ。中比八幡ノ祠官。善法寺。兩三代令二相繼一童殿上人ニ令レ參給ニ昇殿面目之至無二比類一者歟。頗可レ謂二傍若無人一ト。凡文永弘安兩度御祈禱ノ賞ニ被レ准二四位殿上人一之間。當社之社務以下祠官一向成二殿上人之思一。雖レ然五位職事等遣御教書。不レ書二上所一云々。

仙洞トハ尊號蒙ラセ給テ後ニ申ス也。未ダ宣下ノナキ時者。院ト申也。太上天皇ノ宣下ヲバ尊號トハ申也。位ニツカセ給ハヌ宮ニテ渡セ給ヘドモ。其御子位ニ卽セ給ヘバ。父宮必ズ尊號ヲ蒙セ給也。御位ヲスベラセ給タル院ニテ渡ラセ給ヘドモ。尊號蒙ラセ給ハヌ事モアリ。御位ニ卽セ給ハヌドモ。御子位ニ卽セ給ヘバカナラズ尊號ヲ蒙セ給也。近比高倉院ノ御子ニ守貞親王ト申宮マシマシケリ。其御子後堀河院踐祚之後。尊號蒙ラセ給テ後高倉院ト申ケリ。凡如レ此例不レ可二勝計一。

本云　墓ナクモ書集タル　モシホ草　賤キ蜑ノシハサトモ見ヨ

同七月日重テ書加畢。

ムサラシキ事書アツメタレバ。此一帖ヲ海人ノ藻芥ト名付ベシ。

長享二年三月十六日書功訖。尊重。廿七歲。

永祿九年六月五日書功訖。尋憲。五十一歲。

右海人藻芥以屋代弘賢本幷流布本挍合了

# 群書類從卷第四百九十三

雜部四十八

## 駿牛繪詞

此ごろ牛ごのみとかや。車好みとかやいひて。おどろ〳〵しく目に見え。耳にも餘りたる事おほく聞ゆめり。大かたは人として我もちゐる程の事の行衞もしらぬは。いと本意なかるべき事なり。まして出仕の行粧などは人の目をたつる事なれば。牛飼のふるまひ車だちなど。かたゞならむは見ぐるしかりぬべし。又褻御幸などは天下の見物にする事になりにたれば。上樣にもよしあしを御覽じわかれて。御牛飼をもめしつかはるべきことにや。故常盤井入道相國(實氏)は。すべてこくしんをさきとして。子孫までも駿牛など好む事をばいましめられけれども。我身はその道をよくしりて。うち〳〵のありきには。牛を車にいるゝよりかけはづすまで。牛飼を敎へられしと。その世にあひたりし人の語り侍りしと。祖父の相國禪門(公經)さやうのさたありけるうへ。後鳥羽院(八十二代)ちかくめしつかはれければ。かた〴〵才覺もおはしけん。又馬の手綱をよくしりたる人にておはしければ。馬の口。牛の鼻のあひしらひかはらぬ事にて侍なれば。さやうのかたにもかよはししり給ひけん。それは褻御幸などにも御うしをはるゝ事は。返々見ぐるしき事成

とぞ申されける。御牛の心をも振舞をも御牛飼よく見おほせて。もだし難き所などを。をのづから一あし二あしあがらせたるおりも。かならず御車をとゞめて。むながいなどゆひなをすよしにて。供奉の人。馬のあしをいたさずして。まいりつるやうにまかなふ事などぞうけ給りをきはんべりし。上樣の御事は。みまくもかしこければ。をろかなる身にてともかくも申にをよばねども。人の目をもみゝをも驚かすやう成事は。御用意あるべくやとおぼす。周の八駿も諷諭のはしとなる。まことに深きゆへあらんかし。けやけきものをあいすることは聖人の戒むる所なり。されば唐の太宗も用る所おほき時は。政のすたるゝ事をいましめ給ける。すべて上の好所には下したがふならひなれば。すくまじからぬ事猶しかあり。ましてかやうにそゞろがましき事は。なべて人の好むならひなれば。家々のいとなみと成ぬべし。いたく家ゆたかならむともおぼえぬ人々。牛飼童。中間男。色々のいもん。いやうのひたゝれ。丹青の妙をつくし。金銀の泥。まして我をとらじと競ひてたつこと。その日のついえをおもふに。ほど／＼十家の產にすぎたらむも。朝家のためやくなし。私門の爲わづらひあり。抑牛飼おほくはしらかす事。いつ比よりいできたれる事にかと覺束なし。彌王丸が子孫繁昌して。室町院御牛などに多くめしぐせられけるよりの事にやと覺ゆ。臣下にをきては牛飼數輩めしぐする事しかるべからざるをや。事の次いかでかいましめざるべきをや。善相公の貞觀の封事にもおろ／＼かきのべられたる。時として。何事にても人のわづらひ。財をついやす事あれば。やがて一國のついえとなりて。天下おとろふるなり。心あらん

人。よく〳〵わきまへしるべき者なり。
昔は台岳の羅洞をしめて。一乘圓頓のをしへをまなび。今は大原の草庵に住して。九品往生の行をつとむる隱老あり。去五月五日。舊友にいざなはれて。都のかたざまへたちいづ。鳩杖にたすけられ。岩のがけ地を匍匐して。ひつじの終ばかりに賀茂の河原に到ぬ。雲収天晴て日影もことにはしたなきに。はる〳〵と青みわたりたる芝の上涼しげに。所々のあふちの花おりえがほにさき匂ふ。所どもの木かげ露おち。みたらしの河風涼しくて。ゆきすぎがたければ。しばし寄りゐつゝいきつぎをる程に。方々より人多く集りきて。木のもと堤のうへなど思ひ〳〵にならびゐたり。あやしげなる事をやりきたり。牛をかけはづしひきならぶ。かたはらなる人にこはなに事にかと尋ぬれば。けふなん此宮の五月會競馬見物の車のかへさ見侍らんとて。いであつまる人なりといふ。扨はかゝる山がつの身には。なにばかりの見事あるべしとも覺え侍らねど。かのさかを越きつる老の身くたびれて。なをたちさり難ければ。やすみゐたるに。さま〳〵のうしをひき來りて。こゝかしこの木かげ。水のあたりにてなではたくめり。かゝるほどに。北の方より車一兩やりくり。人これを見て。むれゐたるともがらたちゐのぞみ走りむかひなどす。堤の北にあふち六七本なみだちたるしたに。牛をまうけてかけかへんとす。うし走りめぐりて。なにとやらむひしめくとおもへば。はやかけてけり。ちかくよるをみれば。まづ若き童三四人。繪かき縫物したるさま〳〵の直垂に金銀にてつくれる刀をさしたり。かろらかにはしりたる足元。いとめやすし。車をみれば。ながえことのほかにそり上りて。網代あをくこま

やかなるに。こはしさしはりたる下簾を簾の左右よりはさみいだしたり。ながえの金物は鈴などをうちをきたるごとく。さきほそくつくりあげたり。牛をみれば。せいすこしちいさくおもやせたるが。額けざやかに白きに。あさぎなる繩を鼻にとをして。うなじにむすびたり。これもわかき牛飼。ずはえをこしにさして。繩をばうしろざまにとりて。さきにたちてすこしこしらふるさまに歩みたり。若き男のすがた。ことがらわらぐつのはきやうまでも牛飼にかはらぬ。むながいとりあはせて左の手にからみて。右の手してくびきのもとにをしつけたり。牛くびきをいたゞきあげ。尾をふりてあゆむに。いくほどなくて牛飼車の右方へたちなをりて。繩くりもちたる左の手をながえにかくるかとおもへば。牛のあがきをいだしておどる。この男むながいをすてゝ。かのそりあがりたるながえをさゝげてはしる。うしは車を出ても猶とゞまらぬを。さきに走りつる牛飼かへりあひて。はなにとをしたる繩にとりつきて。とかくしてひきとゞめたり。さるを龜の甲のかたちしたる笠のひの木してつくりたるをかづきて。あるひはけしかる衣。或はおかしき直垂などきて。さま〴〵の姿したる者共走りかさなりて。車の前後にたち進みて。とかく輿じのゝしる。はては車も牛もみえぬまでたちめぐる。夢などを見る心地ぞし侍也。凡此事を案ずるに。法華經譬喩品に。長者火宅にあそぶ。諸子をば大車をつくりてこれをたばかり出す。其車高廣。衆寶莊校。周匝欄楯。四面懸レ鈴。又於二其上一張二設幰蓋一。亦以二珍奇雜寶一而嚴二飾之一といへり。かの車高く廣して。その飾めづらかにさま〴〵なりと見えたり。しかあればながえのそりあがり。鈴にことな

らぬ金物も。ゆゝしき下簾も。すでに經文に叶へり。又いはく。駕以白牛。膚色光潔。形躰殊好。有大筋力。行歩平正其疾如風といへり。かくるところの白牛。はだへいさぎよく。其姿殊よく。大きに力ありて。歩みたひらかにたゞしく。早き事風のごとくといへり。黑白は相對の色也。これによりて。白牛は人間にあらざれば。黑牛をこれになずらふ。そのさまを玩び。はやきをこのむ。又々經文に叶へり。けふこのさま〴〵の牛車をみるに。釋尊。まよひの衆生の愛着。そのみちまち〳〵なるべきを。とりわき牛車のたとへをしもとき給けるは。人間のもてあそび。これにすぎたる事あらじとばかり示し給ひけんも。今更たとく。隨喜の涙もとゞまらず。濁世の凡夫この道に心をかけざらんも。かへりて木石のたぐひなるべきと覺えし。ある車は。元よりゆひたるむながいをにはかにとりて。そひ牛飼。そばひらにてなにかとまさぐるは。はなもしはわきなどを。とがりたる木のはしゝてさすなるべし。牛いたさにからくしてあがきをいだせば。やがてむながひをはづす。あるはうしろおちたる牛をとかくひき入ければ。わの音におぢて。かたへの車の中へをどりいれば。かたはらいとくるし。あるは又下簾の中をとぢたれば。すゑばかり分れてひらめく。こはき下簾の浦山しさに。糸してとぢたるなるべし。うちにこもりゐて。世中思ひやりたるらん心の中。いとおぼつかなや。あるはながえけしからずそりあがり。うちたへてさしあげたるやうなれば。中にて人のり給へるべしとも覺えぬを。かたへの人にとへば。うやくの樣につなをはりたりといふ。のり給らん人の御心おもひやるもわびし。かやうの

事ども目をとゞめて見ゐたるかたはらに。よはひもゝとせにをよぶらんとみえて。びんひげは黑きすぢなき翁の。これもかさをきたり。いやしきさまながら。目ぎはことがらいと心あるものと見えたるが。牛車の事をとかくいひゐたり。そのかたはらにふかく頭をつゝみて。目ばかり出して。くろき衣のあやしげなるを着て。たづなどいふものにやあらん。濃く薄きむらごの布をおびにして。かろらかにいでたちたるものよりゐて。さま〲の事をかたらひあへり。めづらかなる事をもきくかなとおもふほどに。

繪

褁頭者問云。されば車はいづれの頃よりいできて。かゝる世の飾とはなり侍けるやらん。いかゞきゝ置給ふと。翁答云。そのことはり侍。たれもこのこと覺束なくて。ある上臈にとひ申侍しかば。この事。内典には法花經譬喩品に三車のたとへをとかれたるは。佛御在世の已前より侍けるにこそ。外典には文選と申文の序に椎輪は大輅のはじめといへる。その元始をたづぬれば。漢家には黃帝の御代天下にはじまりたることおほく侍なかに。奚仲車を造といへり。事のおこりまことに久しくなり侍けり。本朝にも上古には后宮などのほかにたやすく用ひられざりけるが。仁明天皇（五十四代）の御宇承和の比よりぞ大臣以下公卿はまゝゆるされ侍ける。宇多（五十九）の御門御宇寛平の頃よりぞあまねく世にびろまりける。今はさしも侍ぬともがらまでも世ざまゆたかになりぬれば乘用する事になり侍。いと淺ましきこと也とこそおほせられ侍しかといふ。重問云。牛をさかりにもてなさるゝ事は。いつごろよりの事にて侍りけるやらんといふ。答云。我等かやうに

はべる下﨟はつたへる日記文書もはべらず。たゞ人のおほせらるゝ事の耳にはとゞまるほか別の才覺もはべらねば。むかしの事は知侍らず。これも上﨟の仰られ侍しは。漢家には農耕のもととして。牛を車などに用ひることはいと侍らぬにや。本朝には仙洞の儀式は白[七十]河鳥羽[七十四]の御時よりこそはじまらせ給けれども。彼兩御代は猶こと幽玄にて。牛馬の御沙汰などまでは分明ならず。臣下の御中にはさる人々もおはしましけるやらむ。江中納言殿匡房。御才覺人より殊におはしましけるが。牛の[七十七]事もはらさたし給ひけるとなん。さては後白河院御代こそよろづのみち〳〵は花やかなる御事にておはしましけるが。その御代には池大納言。賴盛。平太政入道殿御おとゝ。牛道よく知給たりければ。勅定によりて一卷の文をつくりて奏聞せられける。御牛童十王丸おなじくこの道をきはめ存知したりければ。十王丸が說とのせられたり。又堤大納言殿。朝方。冷泉中納言殿御息。牛馬の道すぐれたる人にておはしましける。出雲國を知行し給けるに。牛相すべき樣など當國へしるし下されたりけるをば。堤大納言殿牛文とて。今の世までも殘りとゞまりたるとぞ承りをよぶ。ふるき名牛の類の中に。新大納言伊良禮子。出雲牛云。是は[八十二]もし彼亞相の御牛にや覺束なし。其後は後鳥羽院御代。諸道を御興行ありしかば。牛馬の御沙汰もことにはえある御事にて侍ける。王胤には冷泉宮賴仁親王。小嶋と申。ことに御好ありて。一卷の文をえらび給。これ小嶋宮牛文とて世にとゞまり侍。執柄家には普賢寺禪定殿基通下。なにごとにも暗からぬ御事にておはしましけるが。それこそ又うるはしく牛の髓腦をばしらせ給ひて。あるべき式まで御記にとゞまりたるとうけ給りをよび侍しか。畫圖の御

筆までもたぐひなき御事と聞えさせおはしましゝに。後京極攝政殿[良經]又御才覺もめでたく御手跡人よりことなる御事にておはしましけるが。御筆の自在に御意に任せられけるあまりにや。御繪をぞあそばされ侍ける。さてぞ後京極殿御馬。普賢寺殿御牛とて。一双の御事には申つたへて侍。卿相には按察使中納言殿。[光親。葉室中納言光雅息。ゆゝしき遣手也。]雲客には牛玉中將殿。[御實名なにと申させ給ひしやらん。]僧には二位法印御房。[尊長。一條二位殿能保息。]この道をこのみて人々にあらそひ申されける。紫野のかへり遊に申ける事に。法印御房がしきりに按察殿の車をぬかむとせられけれども。ひまもあらせずやりければ。前途を達せられず。師子丸と申名牛は。すなはち彼法印の牛なり。それもかへり遊の日。彼牛をかけられけるに。一條大宮にて石にはせかけて。車をうちかへして落車す。時にとりて世のさたにて侍き。かかるほどに承久[順德]に時うつり事變せし後は。天下いたくはな〴〵しきことも侍らざりけり。おほかたかの御代には。牛馬の事にもいとめづらかに興ある御事どもおほく承及びしかども。あまりに久しくなりてみなわすれ侍。同御代。吉田邊に播磨僧都[實名何と申しやらむ。]と申人こそ。うしにとりてゆゝしきすき人にて侍しか。坊中に數十間の牛屋をつくりて。洛中の病牛もしは小牛のゆくするゑをかひたつる事をこのみ沙汰しければ。世こぞりて飼口をつけをきてあづけ侍しかば。さま〴〵いたはりたてゝ本主にかへしつかはしけり。播磨僧都の牛文と申て世につたはりて侍なり。又後堀河院[八十五]御代の程にや。傳法院法印御房[道嚴]。五明の道くらからずして。人畜の醫療も鏡をかけておはしましゝが。牛の事その隨一にて。當道の先達にはこれをぞあふぎ申侍し。さても後嵯峨院[八十七]

は末代の明王。何事もむかしにはぢず。めでたきはなやかなる御事にておはしましゝに。御隨身。御牛飼までもすぐれたるともがら林をなして侍き。御馬。御牛も名をとゞめたるおほくきこえて侍き。寛元四年御脱屣のはじめ。西園寺太政入道殿(公經)。もとより牛馬の御沙汰世にすぐれておはしましければ。御隨身。御牛飼も彼御かたよりめし進せられ侍き。孫太郎。鷹法師。嚢王丸等也。これらかたへにこえたるともがらにて侍き。又室町院(暐子)女宮にてわたらせおはしましゝかども。牛の善悪をもしらせおはしまして。御このみ他事なかりしかば。彼院中の月卿雲客をはじめて。上下我も〳〵とさたありしかば。牛逸物も牛飼の遺手も世におほく。この道の中興とも申べく侍き。その〻ち龜山院(八十九)文永十一年歟。御脱屣の〻ち。よろづのみち〳〵ことに興行侍しうち。牛馬の御さたも故院(後嵯峨)の御代にかはらぬ御事にて。彼御代の御牛ども。ふるきともがらひきうつされて。殊にはえある御代にておはしましゝに。室町の院御よはひさしき御事にて。御牛の御沙汰もさしつゞきてうけ給はり及び侍しかば。夫よりこのかたけふまでの事は。みなその〳〵見きゝ申さるれば。とかく申におよばずとて。うちさりねぶりて。時々念佛してゐたり。

曩頭又申て云。かず〳〵うけ給はる事。まことにとおぼゆ。かつは才覺つきて侍。むかしいまのうし飼のなりもてゆくやう。猶こまかにうけ給侍らばや。老翁いはく。さきにも申つるやうに。後嵯峨院御代ほどに名をえたる御牛飼。肩をならべて召仕はれたる事はべらず。孫太郎。たか法師。さい王などは。たゞひすくなきものどもにて侍しに。彌王丸非重代のものにて侍しかども。その身の器量抜群したりしを。女

院さま〴〵御さた有て進せられたりしかば。これまたかたへにはおずと御さた侍けり。つぎ〳〵の事はまづさしをき侍べし。これ四人の輩はいまのちかき世の上手どもにて侍しか。さればそのころ孫太郎。たかぼうし。さい王などには。さんさいのわらはべいづれもとりよりて。うかゞひをしへられんとこそ心にかけて侍しか。さるにつけても次々にも名をあらはし。人にかぞへられたるうしかひいくらか侍けんに。今はその子孫侍らず。孫太郎がするいとうけ給りをよばざりき。高法師が子息。たか王丸。後嵯峨院ことに叡慮にかなひたりとて。朝弊はなはだしかりしが。子そく小たか父におさなくよりをくれて。かひ〴〵しからずやなど申侍しを。[八十八]後深草龜山兩仙洞へめしいだされて侍しが。容儀進退父にもたちこえて。あながち牛かずにもあひたる事はべらざりしが。生得の器用とみえて。行するいかばかりかとおくふかくみえ侍しが。おもひの外に横死にあひしかば。人みなこれをおしみ侍き。さて高法師があと。いまはたえはて侍り。さい王が子に六王。これもとく父にをくれて侍しかども。むまれつきたる堪能にて。父がつかひしなはどもつたへつぎて。ありがたかりし上手なり。いまはそれ程のてきゝ見をよび侍らず。彌王は。後嵯峨院より龜山院までことにめしつかはれて。藝晴のこる所なくふるまひて。さい王。たか王などもまかりにしのちは。一のものにて子孫おほく繁昌し。嫡子いや松あとをつぎて。世にゆるされたりし。其子孫おさなくより逸物どもになれ。成人の今までも父たちそひて侍つれば。さすがなる所も侍らんかし。後嵯峨院の御代。諸亭には京極の大臣殿の彌禪師。四條大納言殿の乙王など申侍

しは。その身の所作もがいぶん不足なく侍き。此ほかにもそうぞく中にしかるべく人にゆるされたるものそのかず侍しかども。かのあととて聞え侍らず。まことや此うちいや王がすゑいや一。たうじ持明院殿には御つかひてつかうまつり侍は父が餘慶なるべし。又問云。牛にさま〴〵の名をつけらるゝ事。いづれの頭よりいできたるぞや。答云。牛馬異名。そのおこりはるかにとをし。天竺震旦よりはじまりけるにや。悉多太子御馬は犍陟と名付られ。王君父といひける人の牛は八百里と號し。劉訓といひし人の牛は黒牡丹と名付けり。その外馬には周穆王八足。秦始皇七馬以下さまざまの名侍とかや。我朝には甲斐國より聖徳太子にたてまつりける龍馬は。黒駒とて別の異名ははべらざりけり。又江談とて江中納言おほせられたる事をしるされたるには。日本の

名物どもの中に馬はおほく見え。牛は見え侍らぬとかや。但ざい中將殿とてやさしき人のためしに申傳へたるは。平城天皇の御子なにがしの親王とかやの御息。皇孫とてもてなし申されて。仁明天皇の御宇承和十四年正月藏人頭になり給ひて。おなじ二月春日まつりの使にたゝれしに。公家よりびりやうの御車に角白と申御牛をかけて下されけり。さればかの角白や。この國の牛の名のはじめにてはべらむ。さてその中げんの事はしりはべらず。後白河院貘丸。後鳥羽院師子丸。香象。湊黒など。その影をうつされて。鳥羽殿の寶藏におさめられ侍とぞうけ給はる。後嵯峨院の御代よりの牛。洛中に名あるほどの牛。いくらか見をよび侍つらむ。すぎぬるかたはしだいにわすれはべれども。おもひ出すにしたがひてかたり申べし。又ことになをえたる牛どもは。所々に

影にかきとゞめたる事おほくはべり。なにの要なき事にて侍れども。小童部よりふかく思ひそめにしほどに。上らうの御あたりに見をよびはべりしを。所望してとりをきたるが侍し。もとめいでて見せたてまつらむとて。後日にをくりたびたりしを少々うつしとゞめたる。かくなん。

貘丸。筑紫牛。

後白河院御牛。鳥羽殿へ御幸に羅城門の前よりかけらるゝに。彼御所の門まで歩足なくをどり侍ける駿牛なり。

香象。筑紫牛。

以下後鳥羽院御牛也。

獅子丸。越前牛。

もと尊長法印牛。彼法印兩度車を破て落車。名譽の駿牛なり。

湊黑。

以上四頭。勝光明院寶藏本之由有其說。

新大納言伊良禮子。出雲牛。

小額。筑紫牛。

御室御牛。

傳法院寶螺丸。越前牛。

荒鳥。筑紫牛。

懸牽。越前牛。

已上五頭。左中將實忠朝臣筆。

繼木。筑紫牛。

山口。但馬牛。

玉箒。越前牛。

松谷樹。筑紫牛。

以上四頭。仙洞筆。

牛玉。筑紫牛。

常盤井入道相國。仙洞に進せらる。

引水。御厨牛。

同前。

下帷。筑紫牛。
雨雲。越前牛。
敦朝朝臣牛仙洞へめさる。勢大になりよき逸物也。
小角。筑紫牛。
若宮別當實淸法印牛。仙洞へ進。容儀ことにすぐれたり。ちいさき角のおひめぐりて。日のしりにさゝへ侍し程に。度々さきをきられしなり。
長頭巾。越前牛。
敦朝朝臣の牛。女院へめさる。ながき角のさがりて。うしろへまがりて。角顏ありがたき牛の心すぐれたる逸物也。
丁子染。越前牛。
北山入道大相國。仙洞へ進せらる。此牛本國にてやぶさめかさがけに馬のごとく乘用し侍けるに。すぐれたるはしりにて侍ける。角のさきをきり侍しを後につくりあはせられしかども。ふつゝかにて見にくゝこそ侍しか。ありがたき牛也。
足白。丹波牛。
持衡朝臣牛。北山入道相國仙洞に進せらる。
宇和末濃。
北山入道大相國仙洞に進せらる。
文字鳥。筑紫牛。
一條大納言公勝卿。牛。仙洞にめさる。異賊がために筑紫牛まれなりし程。この牛逸物にて出來侍しは。めづらしき事にてはべりき。
臥猪。相良牛。
同大納言牛。仙洞へめさる。勢大きに心はやき逸物也。
此兩頭。撿非違使宗村法師是を飼いたす。
初花。丹波牛。
妙觀院經海僧正牛。仙洞へめさる。彌松丸。飼

山殿にて。東の四足より東西の上中門。すべて三門をゝひ入て。勅祿にあづかりける駿牛也。あまりにつよくふるまひけるほどに。西中門の砌下の石輪にあたりて。車くだけたりしは。其まゝにていまに彼御所に殘りはべりけるとぞ。

花菖蒲。但馬牛。

威德寺 實賓僧正牛。仙洞へめさる。勢ちいさく。なりよく。心叉逸物なり。

池尻。大和牛。

持衡朝臣牛。仙洞へめさる。

方丈。丹波牛。

六條院長老牛。仙洞にめさる。角頸眼すぐれたり。叉きつきの骨。左右へいでたる事。普通のうしにこえたり。尾毛ながくおほし。振まひことなる逸物なり。

夜叉天。周防牛。

毘沙門堂實超僧正牛。女院へめさる。かくるところ。すまひ。またすこし物におどろくくせあり。

黑栗。越前牛。

四辻經豪法印牛。女院へめさる。

相村（村林イ）。大和牛。

高倉二位公兼卿。牛。暫仙洞へめさる。遣手をわきへいれず侍しを。彌松丸。祭御幸還御に左右殊にふかく入て。雨皮つけに付て。しづかにあゆませて侍し駿牛也。

諸鬘。筑紫牛。

任寛法印牛。仙洞へめさる。此牛。前のえだはりてながほそく。すべてなりおもふやふならず。目の前に獅子の眉のごとくなる完あり。腹あしくてをどりをこのむ。

唐庇。牛名。

安嘉門院の御牛。北白川そだちなり。所生のは

じめよりさま〴〵にいたはりたてられしかば。勢もおほきに容儀もたぐひなき程の上牛也。女院御秘藏の次第のべつくしがたきもの也。眞影を花幔にうつされて。淸凉寺の本尊の帳にかけていまにあり。

〔此間恐有脫〕土用鶴丸。牛飼名。

岩山。牛名。　塵王丸。敦朝牛飼。

敦朝朝臣牛。八十七後嵯峨院へめさる。勢大なる逸物也。

鷹法師。　鷹王丸。

三色。牛名。

堀川大相國〔牛脫歟〕于時春宮大夫。仙洞へ進せらる。

唐柑子。

伏見宴遍僧正牛。仙洞へめさる。万里小路殿より常盤井亭へ御幸はじめにめされ侍しを。賽王丸仕まつりて。御車のくび木を引きらす。勢ことにちいさく。心ことなる駿牛也。

荒屋。　彌禪師丸。

善勝寺大納言隆顯卿。牛なり。龜山院御脫屣のはじめこれをめさる。

頸上。筑紫牛。　萱王丸。

難波津。　乙王丸。

大袖。丹波牛。　六王丸。

前藤大納言爲世卿。牛。しばらく伏見院にめしをかる。勢ちいさき牛の心ことにわきかへりたる逸物也。

鵠。　小鷹丸。

室町院御牛。被進後深草院。八十八弘安二年六月三日。仁和寺宮御受戒のとき。後深草院。龜山院。兩院。一條御棧敷にて御見物。還御の時。小鷹深艸院の御遣手にて。此御牛をつかふまつり侍き。諸人目をおどろかし侍しなり。

角總。河内牛　七王丸。

夏引。御厨牛。一名長黑。　彌王丸。

常盤井入道大相國。仙洞へ進せらる。勢大になりすがたうつくしく。身まろくながくて。深山の骨そばよりはたかく見え。前よりは掌をあはせたるごとくにうすく。木つきの骨。左右へさしはりて三角にみえたり。あゆみをどりたぐひすくなき車引の逸物なり。後には女院へ進せらる。

虎丸。同牛名。

子細さきのごとし。勢大きにふとくあつく。完かたく力つよく。大かた心に和議ある逸物なり。

高倉宰相茂通卿。賀茂祭近衛使にて。花山院より出立侍しに。かざり車にかく。西の四足の内より出て。北へ向てをどる。彌王如木して是につきてはしりて。ことゆへなくわたし侍りしこそ。いとめづらかなる事にて侍しか。是もはじめ仙洞。後には女院へ進せらる。

薄彩色。河内牛。　彌松丸。

女院ちかごろたぐひなく御秘藏あり。そのあいだの子細つぶさにのべがたし。大方そのふるまひありがたくはんべりき。彌松丸がほか。つゐにこれをやらせられず。

大黑。越前牛。　彌一丸。

女院より大覺寺殿（後宇多）へ進せらる。大きなる牛の容儀よく進退ある逸物なり。

武藏野。筑紫牛。　彌鷹丸。

實淵僧正牛。女院へめさる。をどりてとゞまらぬ駿牛なり。うす色むさし野とて一双に中侍き。

岩波。大和牛。本名伊和野邊。　彌六丸。

左中將爲道朝臣牛。女院へめさる。ことなる逸物なり。車にて餘にかしらの高く侍と難ありき。

鷹。越前牛。　彌石丸。

任覚法印牛。仙洞へめさる。勢大に容儀すぐれたる牛也。をどりをこのみてやすくとゞまらず。

横笛。御厨牛。　彌孫丸。

北山入道相國牛。(實兼)亀山院へ進せらる。大なるうしの容儀よく心はやくたぐひなき駿牛なり。

八幡末濃。筑紫牛。　松一丸。

尚清法印仙洞に進。毛色めづらしう。勢大に心ある逸物なり。

松風。大和牛。　彌童丸。

朝忠朝臣牛。仙洞へめさる。庭にて殊に愛あり。

大笛。　松有丸。

妙法院僧正牛。仙洞へめさる。大なる牛の力ありてこゝろはやりたる逸物なり。庭にても車にてもこまやかにけうあるさまに見えはべらず。

裹頭のもの又云。あはれおもしろう興ある事かな。つたへうけ給に。むかしの牛飼はみな牛をこらしてやり入侍けるに。このごろはうしをたすけほこらかして。さまでなきうしをも面あるさまにもてはやさるゝはいかなる事にやといふ。老翁これをきゝて又云。よろづのことむかしいまの樣はみなかはりたる事なれども。牛うし飼のありさまは。あらぬ式になりて。牛飼と申ものはうせはてたるとも申ぬべし。まづふるざまにいみじかりし牛のふるまひ。とをきあとまでは。しばらくさしをき侍らむ。翁がまのあたりみ及び侍し牛ども。このごろのうしにくらぶれば。獅子麒麟ともや申べかりつらん。それもみな車なれはべらざりし程こそ。難車などにかけてさきづなむながいをもとり侍しか。やりいれられて。逸物の名をとりぬるのちは。縄ひとつにておもふさ

まにこそふるまはせて。主をば牛ごのみとも申。牛飼をば遣手とも申侍しか。されば持明院殿にいくらの御牛をかめされつらめども。いすかと申御牛。車なれずはべりしとき。北白川殿の御幸にかけられしにこそおもがいをいれ。さきづなむながいをもとられて侍しか。いすか程の駿牛。むかしもためしなく。のちにもありがたきなれども。これ猶ことのはじめばかりや。さるを當世未練の新牛を大略牛ごとにむながいをとりて。人の中へいだす事。自を損じ他をあやまつ道なるべし。さるはたゞうゐ／＼しく。たど／＼しきばかりにて。げにはすくよかにはしたなからねば。しいだしたることもなき。いふがひなしとも。我をしたりがほにもてなす事。かへす／＼かたはらいたく見ぐるしき事に侍。おほかたいかなる駿牛もしづまる縄は侍ぞかし。されば容儀よくなりぬる牛は。檳榔。半蔀以下もしはかざり車などの晴の車にすかしもちひるこそ先途にてはべれ。綱などさす程になりぬることには小はなづらをいれず。それにかなはぬ程の牛はまれなる事にてこそ侍めれ。されば冷泉の大臣殿院へ進せられたりしあしくまと申しふしぎの駿牛も。かざり車にかゝりて侍き。但これぞはじめて。小はなづらいれてかゝり侍し。それを。當世はいたくさしたることもなきものを。たゞ物さはがしくとりあらしてくるはせ侍は。牛のふるまひも。牛飼の手もとあしづかひも見えはべらねば。牛飼とは申がたし。牛おどろかしとぞ申べき。かやうにしつけぬるともがらこゝちしづまりて。まことしく牛をも歩ませて。目出あらん人に見え侍らんことのかゝはゆさにかくまぎらはし侍やらん。又實にもしとやかにやりとをしがたきにこそとをしはからるれば。

かへりてはことはりなるかたも侍。かゝる程に。いまはうしごのみと申ぬれば。荒者狂人のおぼえを主人にとらせたてまつる事不便にこそ侍れ。それをおもしろう興あるさまに。人の申さるゝこと。老者が所存にはたがひはてて侍り。おほかたは。はづみかゝりたる逸物をよくあひしらひたるに。牛はながえのうちにて身をもみたるを。いかほども遣手はしづまりてあらきあしをもふみ。こぶしをもつかはずしてなびやかに。たとへば廻雪の袖の管絃にあへるごとくにて。はかなき畜類のふるまひとも見えぬまでやるこそ。大事にても見ごとにても侍れ。さてをのづからをふときは。いづくをいかにするとも見せず。いだしてたゆむあしなくをひて。又心のまゝにとゞめ。或はをどりあしにて門をいだしいれ。辻のまはり河のはひあがりなど。ことにおもひいれて。興ある縄をもつかひたるをぞ。逸物のことゝ遣手のおもしろきことゝはきゝ侍りしか。賽王丸。冷泉大臣殿の御車を今出川殿のそう門のとよりをひて。そう門のうちの東西の中門。屏中門。五の門をたゆむ足なくをひ入て後。なをして御車よせにからりとよせける。これらこそ口傳も故實も侍らめ。さやうの車いまはおもひだにもよらず。沙汰の外に侍にこそ。また逸物とくせ物とはあらぬ事にて侍を。當世はたゞくせ物を逸物と心得侍る。大なるひが事に侍り。さては見物の庭にて車をたつることこそ牛飼の大事にて。牛の所作をもきらふ事にて侍しか。車あまた立たるあはひのいと廣からぬはざまへ。うしろざまにこれをいれ。かしらをなほすこと。又左右心にまかせて。牛飼のこぶしをまもりて。たまるところなきこそことなる見事にて侍を。いまものさは

がしげにやりもてきて。いかほどひろき所にても。牛をばいだしてさし入ひきいだすこと。いとみぐるしき事也。いづれのとしにて侍しやらん。公卿の勅使をたてられしに。もの見車たちこみたりしに。京極右大臣殿の御車をそくたちて。善勝寺の大納言殿の御車のそばに。僅に車一兩いるばかりのひまある所に。萱王丸御車をなをして入しに。どうばな大納言殿の御車のどうばなに。いさゝかさはりたりければ。不覺したりとて。しばしをひとめられけり。おほかたたてたりし物見車のうしをいだす事。ふるざまは侍らず。前後左右おもふままにふるまはせて。たてしづめぬる後は。くび木やすめといふものをたてゝ。はたらかす事なく侍き。これもたゞよく縄にいりぬるうへの事なるべし。さるほどにいさゝかも。ふるざまのまことしき事をもしらせ給へる御かたがたには。近來の牛飼のさましかるべからずとおほせらるゝも侍とやらむ。當時牛にのりていでたまふは。大旨諸僧の中の兒。俗中にもわかくおはします御かた〴〵。牛のいかなるがおもしろきとまでは分別し給はず。車のうちとしづかならず。人中にてけざましくおどろおどろしく。めにたてられたるばかりを本意にて。當時には其沙汰もなくて。花の程祭のころとて。にはかに中間牛飼のいたく牛の善惡もわきまへ侍らぬを。大和。河内。小野。細川などへつかはして。すゑかひをきたる新牛のそらぼこりしたるを見あひて。ありがたき物とおもひてとりきたれば。京中にてとかくなぶられぬれば。やがてこゝちもすてつ。まだいく程の日數をへぬまゝに。なを心もおちしづまらぬをば。ゆゝしき事とおもひて。その一節にものぐるはしくふるまはせぬるばかりに

てそのゝちは又さしをき。其沙汰にもをよびはべらねば。なじかはまことの逸物も侍べき。おほよそむかしは見物の車前後をあらそひて勝負をし侍き。されば牛をこのむ人々の遣手は。すぐれたる逸物をわがものにやりつけて。もたむところそ執しあひて侍りしか。をのが手にあまりては。勝負さらに心にまかすべからず。かつけふもみたまひつらん競馬のつかひの馬。いさゝかもあしにも口にものりじり心にかゝるところ侍れば。これをえらびあます。むかしの遣手と申は。みな此定にこそ心にかけて侍しか。上様の御事は申につけてかたじけなくおそれあることにて侍れども。先年後嵯峨院賀茂北野にて勅願の競馬あり。御車をたてられて叡覽の時。御車の簾をなかよりきりて。二枚にてかけられ侍き。是もめづらしくはじめたる御事と拜し奉りしを。ある上臈

のおほせられしは。むかし冷泉院御子帥親王。敦道親王。祭のかへさ御覧に。上東門院女房和泉式部とあひのり給しとき。一のすだれを中よりきりて。主が御かたばかりあげたまへりけると世繼に見え侍るとかたり給ひしは。これらをやなずらへもちひさせおはしましけん。かやうに殘るところなき御さたにて侍しに。ある時。室町院賀茂に御幸ありて還御月くまなかりけるに。仙洞しのびてかむだちへ御幸ありて御勝負あり。仙洞御牛は引水。御遣手賽王丸。御あとぞひ牛飼鷹王丸。女院御牛には夏引。御遣手彌王丸。御そひうしかひなし。二頭いづれも御厨牛。ともに名をえたる大牛の逸物也。これもみな縄に入たる御牛どもにてこそかゝる御勝負も侍しか。仙洞御方やりなはきれ。御車のやおれて侍り。女院の御車より御遣縄をまいらせられたりける。おもひよらぬふしぎとはうけ給をよ

びしか。あくる日おれたりける御車のやをつつみて。女院よりまいらせられたりければ。仙洞にはねたくおもしろき事におぼしめされけるとなむ。又いづれのとしにて侍やらん。そのかみ賀茂のまつりに白川中將伊長と二位法印御房玄俊と勝負侍き。中將殿牛はともずり。牛飼は四郎丸。法印御房牛はしか丸。牛飼千法師丸。土御門東洞院よりかけくみて。近衞。東洞院。花山院なつめの門の前にて。兩方とゞろめかしはべりしか。いづれも牛逸物にて。かれこれとゞこほりなく侍しに。鷹司。東洞院のほどにや。溝のどろを牛蹴あげたるに。やり繩のきれ。はかまのすそよごれて侍しばかりこそ。なを千法師かずにさゝれて侍しか。これ二頭の牛。その頃の名譽の駿牛にて侍しかども。みなかやうにやりいれてぞ。かゝる勝負もはべりしか。おほかたそのかみのうし牛飼のやう。みなこのしきにて侍しかばこそ。物さはがしくかろ〲しきことは見をよびはべらず。いまは人の心なさけなく。物に心えぬことにて侍れば。さやうの勝負はあるべきにもあらず。さりながら繩にいりぬる逸物をわがものにやりて侍はみどころもありて。心やすくこそ侍らんずらめとおぼえはべり。おもがひをいるる事。持明院殿に小智と申し御牛。ふるく成てのち。はなきれいりてあぶなく見え侍しをこそ。角はなづらを入。おもがひをいれられて侍しか。それも牛黑かりしかば。こんの糸をふとくして毛の色にまぎらはして入られき。人に見せじとなり。さやうの事はいまもさたにをよばず。此ごろよろづの牛にこれをいるべき事とおもへる。おかしき事にこそみをよび侍。されば。むかしのうしかひは。いかにしておもがひをもいれず。むながいをもとらずして名

ある牛どもをばやり侍けるやらむ。まことにむかしの牛が みな驁牛どもにて 侍けるかとぞいまは おぼえ侍。古今の 不審なり。扨も牛の庭をひと申事。馬の庭乘にかはる所なし。まづ牛のおもむきを見參に入てのち。をふべきよしをうけ給りぬれば。繩をとりあはせ。榰をたて。牛飼のあしをふみさだめて。牛をしづかにもあらくもまはして左右へちがへ。とりあはせてはからせ。からせてはまたしづめ。かやうにをひ侍しかばこそ。うし飼ちからをいれず。うしのふるまひも殘るところなく侍しか。さるを女院の御このみにて。庭の四方へとをくあゆませて。牛をひきたて ならへる繩にて。いだすことをもてなされしを。彌王丸ことにそのていをえて。その姿ををひはじめしより。いまはみな〱このようをならひまなばんと心にかけて侍るやらん。さる程に彌王丸がめづらかなりしさまはえつたへず。ふるき姿はうせはてぬ。又庭にても車にてもずはへは立てゝもちたるこそ本義にて侍れ。そのあいだはふかきゆへ侍り。たやすく人是をしらず。されば いまもはれの車をやるときはみなこれをたてたり。かつ見給らん。仙洞には年始元三の御藥のとき。御馬御牛を叡覽あるに。つなをさしていづる一の御牛もずはへをたてたり。又賀茂祭のかざり車をわたすやうなどは。いかなる小童部までもえをよびはべらむ。むねとはさやうのしきの程にて心得べし。よろづは外儀をなぞらへて內儀を用る事。諸道の通規なり。さるを當世の 牛飼は。さしもはたらきはべらぬ牛に。榰はぬきもつことなし。たゞいかなる牛にもおぢおそれたるさまにて。すべて見ぐるしう侍り。おほかたは延喜のこよみとかや。物の用にもたゝぬふる事をたづね給にしたがひて。申さゞらむ

もやう〳〵しかりぬべきまゝに。口にまかせたるたはことども。いかにおかしく不思議にも聞給らん。としよりにゆるしたまへかしといふ。

駿牛繪詞者。花山院家秘抄也。輿服之制殆如レ指レ掌。宜レ可二秘藏一云々。

元祿十三年正月　　特進藤原判

右駿牛繪詞以大久保西山藏本挍合畢

## 國牛十圖

あらたなり。こゝに馬は東關をもちてさきとし。牛は西國を以てもとゝす。はかりしんぬ。陰陽の精靈たるによりて。名をふたつの境にわたりといふことを。ことすこしきなりといへども。あへて此ことはりをわきまふるものまれらなるものか。但馬は賢哲のをしへかたがたあきらかに。牛は芻蕘のうたがひなをのこるところなり。王侯將相〔已下脫歟〕これをもてあそび。黍民匹夫これをたのむによりて。五畿七道より京洛にあつまる事蟻のごとし。其うち皮肉筋骨につきて。かの所生の國あらはなることまみ及ぶところわづかに十ケ國。見んものさとりやすからむがため。其形躰をしるして十圖と名づく。もとより管見のいたりなれば。十に八九はあやまる事おほかるべしといへど

も。をのづからかなふところあらば。又その要なかるべきにあらず。これたゞ心ざしのゆくにまかす。後見のあざけりかねておもひまうくるものなり。

筑紫牛。以₂壹岐嶋牛₁稱ㇾ之。

そのかたち。めうしがほにて角さきほそく。耳じるしをきる。くびきのしたすこしうすく。骨ほそく。皮うすく。完すくなう。筋あらはにけみじかく。すべてそのすがたうつくしく。えだづめかたく。としおふまで。つまもとさはやかなり。印まち〳〵なり。

上古より上異牛駿牛これにおほかりけるに。ひとゝせ異賊。此嶋にをそひ來て。かずをつくしていけにへにもちひけるによりて。なかごろまれになりたりしが。いまはもとのごとくいできにたりとかや。

御厨牛。以₂肥前國宇野御厨貢牛₁稱ㇾ之。

角ながく骨ふとく。皮完あつく。えだ ふとく。

おほかた牛大きなり。中古の名牛おほくこれにあり。印。大文字に輌繪。自故今出川入道太政大臣家被下此印云々。或云。大文字にはあらず。散毬打に輌繪といふと云々。

淡路牛。あたませばく。角さき上へはねて。完かたくなか骨すぐに。みじかぶとなり。凡せいちいさくして力たゞし。すぐれたる逸物すくなきものか。近年西園寺より御厨の印をさゝせられ。又大きなる牛も出來歟。

但馬牛。ほねほそく。完かたく。皮うすく。腰背まろし。つの蹄ことにかたく。はなのあなひろし。逸物おほし。

丹波牛。大略但馬牛におなじ。ひたゐの。かみしげり。まなこおほきに出たり。□□ひりて。皮さきの骨つき出て。よせなはのあたりかれたるごとにけやし。近年逸物おほし。

大和牛。

ほねふとく。完皮あつく。頭肩大に。ひくさがり。すべてまへうしろおほきなり。腰ひらにあしふとく。蹄大にうすく。角はこまかにひさしくつく。角蹄やはらかによはし。ふるうなるまゝに足もと見ぐるし。近年逸物おほし。

河内牛。

角のつきやう。あたまよりことにおひ出たるさまにて。額さし出て。こうろぎがほなり。はなのかはつよく。あなひろし。蹄かたく。えだに完なく。せなかうすく。はらぼねさしはる。逸物あり。

遠江牛。相良牧。白羽立牛稱二相良牛一。件庄蓮花王院領。
あたませばく。角もとすき。つらそりて。耳のねつよく。小ひくさがり。上頸あつく。腹骨まろく。身ながくしてしたすぎたり。皮のかゝりえだ蹄。つくし牛にまがふ。腰尻さきまですぐにて。貘骨のあたりみにくし。よせなはのあたりかれたり。すべて牛すくなうして駿牛あり。車にてはぬるくせあり。

人おほく誤りてつくし牛といふ。印いほりのなかにものあり。又すはまをもさすにや。故今出川入道太政大臣家よりつくし牛のちゝはゝを。このまきにうつされてより。このすがたなるよし有某說一。

越前牛。
角もとふとく。さきほそく。耳すこしおほ

きなり。はなのかはながくつよし。うへすぐにわたりて。したくつろぎ。骨ふとく完あつくしかもかたし。腕すこしをして蹄うすくしてさきぼそなり。あたらしき時はみじかくしてうすらかに見ゆるものなり。大なる牛。逸物おほし。

越後牛。

あたませばくて。額のかみなし。つのながくおほきに。耳おほきに。肩うすく。腹おほきに骨ふとく。完うすく。牛大に力あり。逸物まれにあり。十牛のすがた。大概はしにしるしをはりぬ。このほか出雲。石見。伊賀。伊勢などよりも事よろしき物いできたるよしつたえきゝはべれども。そのさまいまだ見さだめず。抑おなじたちのうち。角のかづき。身のつゞきよりはじめて。駑駿おなじからざるさま。しなぐ\にして。いひつくししるを。このたつおもてに目をとゞめて難をくはふる人あるべし。是柱にゝかはするたとへ。をろかなるをしはかりなるべし。たゞしるとしらざると。もちひるもちひざるとなり。時に延慶三年庚戌五月十日あまり。雨の中のひまにしるしをはりぬ。

河東牧童寧直麿記之。

右國牛十圖以左京藤貞幹本書寫了

# 群書類從卷第四百九十四

雜部四十九

## 夜鶴庭訓抄

宮内大輔伊行朝臣

入木とは手かく事を申す。この道をこそはなに事よりもつたふべけれ。されど額。御願の扉。また異國の返牒。御表。色紙形。願文など人かゝすまじ。それがしの子とて。內院よりかけとも仰あるまじ。されど假名はかくべき也。世に手書につかはれむ定。御さうしなどぞ給はりてかゝむずる。さはいへども假名はみちせばくやすき事なれば。このまんになどかかゝざるべき。

一さうし書樣。まづひきひろぐるはしより書べし。普通には中より書也。家のならひにてはしより書なり。かくはしりたれど。多く中より書たる事あり。それはぬしのこのみにても又思ひあやまりても。又次々の人のは。とてもかくても能ていに執せぬ也。されどさるべき事とはしるべきなり。又ての樣々を一帖がうちにみせてかゝるべし。やう〳〵といふはいろはかき。さうみだれたるさまかへて書べし。それも人々おほくさうしあはせなどにても。てかきあまたきおひかくに。かたつまありてかくも也。君の御造紙一部とあるものなどは。さは書まじ。うるはしくあるべし。ものがたりは手書

かゝぬ事也。人あつらふとも。とかくすべりてかくべからず。

一哥を書様。一行ならば五七五。一行。七々。一行。三行ならば五七。一行。五七。一行。七。一行。まで三くだりにあるべし。たゞ手だにうつくしくばなどいふ事はむげの事也。さればこそみちはいみじけれ。それにとりては三代集を書に口傳あり。古今には題不ㇾ知。讀人不ㇾ知。後撰には題不ㇾ知。讀人も。拾遺には題。讀人不ㇾ知とわかちて書也。又先祖の大納言殿（行成）師殿（伊房）三代集を書給たるに。躬恒が名を三常とおほく書給へり。又法師とある所を法しとかゝれたり。様のある事なんめり。その人の子孫などは。先祖のしたる事をまなぶべき也。若人も難問人あらば。かうかうと答べし。造紙のほかのものは。女のためよしなけれど。家の風なれば。人よりもつまづまをすこしづつ可ㇾ知事也。少々可二注申一。

一御表。關白。攝政。大臣などのつかさを辭する事を申草は。はかせにつくらせて手書の書也。大事也。公卿の座のすゑ。もしは藏人所のかみ。東三條殿にては二棟の廊の東面などにて書也。裝束は衣冠。はかせは束帶。衣冠おもひおもひ也。料帋は檀紙。かならず三枚。御名注例によりてかく。祿ある度あり。祿あれば拜あり。二拜。

一大嘗會御屏風大事也。悠紀主基とて左右あり。五尺。六帖。四尺。六帖。づつ左右にあるなり。五尺には本文を書。四尺にはかなを書。はかせ二人。左右にして。本文はかんがへて。やがてそのはかせ哥よみなれば。哥も兼よむ也。さらねば別の人もよむ。悠紀の方の哥をばたゞかんなに。主基の方はさうに書。秘説也。

一額は第一大事也。されどおほく古本を見て書。額にとりて大内額。書かふる所どものある也。

一いそぐもの書には。筆の管みじかきよし。又いたくすみすらず。

一御願のとびら。本文をゐにあはせて土代をして書に。とびらの上の色帋形はすこしおほきに。しもはちいさく。さうなるひらはさうに。眞なるひらは眞に。一枚がうちに書ませたるはわろき事也。

但居屋などのけぢかき障子の色帋形は。上下によりて大小あるまじ。ゐなどは。上はちゐさく書。そのゆへあるべし。

一硯。第一唐硯。すゞりのよきといふは。するに墨も硯もともにつぶるやうにおぼゆべし。すりたる水のをそくひ。又泡ふかず。とろめかず。なめらぬをよきといふ也。

一夏の硯はとくきたなくなる。よひの水わろし。

一墨はからすみよし。唐墨もわろきはおほくあり。からすみのよきは。をそくつひえめでたきもの也。又墨よけれどもきらめかぬ料紙有。厚紙。檀帋。唐帋などの墨つかぬあり。されどそれもよきすみにて書たるが。墨つきはよくみゆる也。

一筆は第一菟の毛よし。大なるにてちゐさき文字かゝれ。ちゐさきにて大文字かゝる。をそくつぶ愛あり。たゞし書たる物ぞすこし文字よはくみゆる所あれど。わが手がらによるべし。詮にきらふはわが手いたらぬ時の事也。

一扇の手習は。文字繪あらば。ゐの心にかなはん詩哥を可ㇾ書。あしでなどもよみときて書也。君の御扇には祝の詩哥を可ㇾ書。又たゝみたるおりめにかくまじ。たゝみたるにものかきたると見せず書べし。かゝぬまのあるといふはこれ也。うらにかゝず。たゞし様によるべし。其故は。大納言殿一條院御時扇合ありけるに。唐紙のほそぼねにはりたるに。みづから樂府

をおもてには眞に。うらには草にかゝれたりけるを。ことに御秘藏ありけると申つたへたれど。事にしたがふべしといふ也。

一硯瓶は一銀。二茶碗。三貝。四銅。

一わら筆。こも筆。書樣。結樣。とり樣あり。常の筆とるやうとはかはる也。

一鹿の毛の筆にて小字を書けるよし。

一雨中にもの書。かた〴〵よし。身苦からず。はやくかゝる。墨もかはかず。

一燈の前にてものかくやう。ひるよりはすこしちいさく書とおもふが。おなじおほきさの文字にはかゝるゝ也。夜はおほきにかゝるゝがゆへ也。

一番帳とて堂僧の持物は手書書也。かならず三枚有。其三枚と云ひらに三行を書べし。是秘說也。東塔西塔に よりて 替る事有。かはると云は。偈の數の多くすくなき也。料紙。めでたき帋にいろ〳〵繪有。

一出家して戒牒と申ものあり。四月十一月にあり。檀紙した繪あり。三枚おくに比丘といふところをば必三行に書べし。端の行よりはすこしひきあげてたかくかく。座主の判所。眞に可㆑書。

一經は本躰は眞にかく。大納言殿かくべきやう書をかれたるには。いたく眞なるわろし。草といへば點おつるほどの草にはあらず。經師げなく見よきほどの眞にかゝるべし。法華經一部を人々あまたにかゝするに。一の卷八号をば。其中の手書にかゝすべし。

一年中行事障子。

十二月の月文字を十二樣に書べし。書かへてかく事。もじは行ごとにあれば書かへがたし。されどそれも。月をかふるていに。一月づつもかはりて書べし。すゞしのきぬにて。墨のいか

にもつかぬをば。はじかみをいれてすりて書也。秘說也。

一君の御前にて御硯給てものかくやう。おりにつけて仰書などする事もあるに。御硯をば君にむかへまいらせておきて。われはさかさまにて書也。御硯なりとも御前ならざらんにはいふにをよばず。筆はいかならん成とも。とりつる筆にて。これかれとりてえりなどすることあるべからず。筆をぬらしてきとまもりあげまいらすれば。かくべき事仰あり。たび〳〵とひまいらするはびんなき事也。書はてゝは。硯の水にきとすゝぎて。かさゝして置べし。

一内裏額書たる人々。

十二門額。

南 美福。朱雀。皇嘉門。已上弘法大師。
西 談天。藻壁。殷富門。已上野美材。
北 安嘉。偉鑒。達智門。已上橘逸勢。
東 陽明。待賢。郁芳門。已上嵯峨天皇。

又内の額書人々。

道風。内藏頭。佐理。左大弁。行成。大納言。定頼。中納言。兼行。大和守。弘經。少納言。源左府。俊房。入道殿下。

皆有勸賞。

冷泉中納言朝隆。
宮内少輔伊行。

紫宸。仁壽。承香。常寧。已上自南北。貞觀。
安福。校書。清涼。弘徽。已上自南北。登華。
春興。宣陽。綾綺。麗景。已上自東北。宣耀。
温明。後涼。西東。
飛香。藤。凝華。梅。襲芳舍。又云雷鳴壺。昭陽。梨。
淑景。自南。

内裏の門。殿舍多かれどかゝず。むねとあるところ許を書也。

宇治殿 平等院。額源左府俊房。
御堂 法成寺。額大納言行成。扉兼行。
堀川院 尊勝寺。額源左府。扉主殿大夫。
圓宗寺。額兼行。色紙形長季。
白川院 法勝寺。額扉俊房。

阿彌陀寺。御塔主殿頭公經。扉故入道殿定信。

(白川院)證金剛院。色紙形中御室。額俊房。　(鳥羽院)最勝寺。額關白殿。(法性寺イ)

(讃岐院(崇德))寶莊嚴院。額入道殿下。扉朝隆中納言。　(待賢門院)圓勝寺。額入道殿下。扉故入道定信。

成勝寺。額入道殿下。　(一院(後白川))金剛勝院。額入道殿下。

(美福門院)歡喜光院。額入道殿下。扉故入道定信。　法金剛院。額入道殿下。後戸御室。

寢殿。故入道定信。　殿上廊。入道殿下。

御湯殿御所。平等院僧正行尊。廊花園左府有仁。

むげにまぢかき御願どものとびら額など。又たれが御願ともしらぬ事は。むげなれば少々しるしたり。

悠紀主基〔朱既〕御屏風書人々。

醍醐。野美材。　朱雀。　村上。道風。　冷泉。時文。　圓融。　花山。　一條。佐理。　三條。　後一條。行成。　後朱雀。定賴。　後冷泉。　後三條。　白河。兼行。　堀河。伊房。　(鳥羽)本院。定實。章綱。(景隆イ)　(崇德)新院。定信　近衞。　(後白川)當院。朝隆。　二條院。伊行。　六條院。同。　(高倉)當今。朝方。

能書人々。

弘法大師。讃岐國人。　嵯峨天王。桓武第二皇子。　敏行。右兵衞督。

美材。大内記。　兼明。親王。中書王。　道風。内藏權頭。

時文。木工權頭。　文正。加賀守。　佐理。左大弁。

具平。村上第七皇子。　行成。權大納言。　延幹君。法師也。

文時。　定賴。中納言。　恒柯。

橘逸勢。但馬守。　關雄。下野守。兵庫頭。　素性法師。

兼行。　伊房。中納言。　長季。土佐守。

定實。左京大夫。　定信。宮内權大輔。　伊行。宮内少輔。

弘法。　天神。　道風。三聖之由見二世事要略一。

此抄は伊行卿被レ書二與息女一云々。

明應三甲寅秋九月廿八日。任二書本一雖レ爲二不審繁多一。偏爲レ備二愚昧之所見一。卒馳二短毫一畢。敢勿レ及二外見之嘲哢比興一也。

右夜鶴庭訓抄一卷以立原萬藏本書寫以屋代弘賢藏本挍合畢

# 才葉抄 一名筆躰抄

宰相入道教長口傳。

安元三年七月二日。於高野山庵室密談。

諱は觀蓮。難波權大納言忠教卿第六男。參議正三位。

一筆は未染墨新筆にて文字を書は。帶とけひろげてあしき也。墨をぬりて乾て。少し墨枕あるが能也。

一法性寺殿の御筆はかく人の右へひらみたる也。

一文字は一字を取はなしても。各々の文字なる躰にうつくしく見ゆるやうに可書也。仍重なる文字は高かるべき也。並ぶ文字は横へひろがるべき也。

一墨を筆にたぶ〳〵と染て可書也。

一行の物の中に眞文字も相加ふべき也。道風は左樣に書たるを愛敬といふ。

一文字不具なる事あるべからず。篇小にして作り大に。外圍大にして内をば小く書事也。あしき也。道風。佐理。行成の手跡。不具なる字畫なきなり

一長く引點は斜す。又麗はよはき也。少しゆるめて引也。

一頭の字は皆ひらみたる也。それがよき也。

一文字はうるはしく書が見通しある也。點をかたよせなどしたるは一旦の愛にて。始終は見弱りする也。

一未練の間は文字を高く可書也。究竟になる時は少し平に成事也。去ば道風などの書たる物は。わかき手のときは文字高きなり。老後に至てはひらみて見ゆる也。

一申狀。諷誦。願文は眞に可書也。廻文は行に可書也。

一法性寺殿の手跡は。若年の時攝政などの時は

能也。後には筆ひらみて。打付〳〵書給により
て。習ふ人の手跡損ずべきなり。何も此心を得
べき也。
一點のをはりの筆をば必返すべき也。丶是が能
也。
一眞の筆は立べき也。行の筆はひらむべき也。
一筆を打立て後は行にまかせて可レ書也。筆をす
まいて書つれば。筆こはくみえてわろし。ゆる
ゆるさしのべたる筆にて。みた〳〵となさず
書る物は見立有也。強き筆にて書たるは無二見
立一也。
一手書はつねに物を可レ書也。不レ然ば筆あしゝ。
一朝隆は能書也。去どもおさなき物を書出す也。
一眞行草ともに前の點の先をうちて。後の點の
はじめをば返すべき也。
一文字は分て一字も眞に書。合字にても見よか
るべき様に書事は大旨の事也。字によりてゆ
がめて篇を書て吉字もある也。よく〳〵可二意
得一也。
一前點は後點を兼る約束なれば。眞行草ともに
前點の筆崎を受て。後點の初を可レ書也。
一文字をばみる〳〵と可レ書也。ハッキたるは見
あしきなり。
一行成の手跡は筆に任せてかゝれたるとみえ
たり。又法性寺殿の筆は不レ然。よつてをとら
せ玉ふ也。
一草は游たる筆を以やはらかなる筆にて書た
る字のやうに書べき也。
一先物を書には。靜なる所にて心をしづめて可
レ書也。物を忿劇書事なかれ。忿劇書たるは。い
たらぬ故といふ人有べし。是は故實をしらぬ
人也。何事も思はでするとは麁相にするとは替
事也。殊更手は硯筆紙墨四の物相叶て可レ成
也。此事は今の案にあらず。本文に有。第一卒爾の時は誤

事多。又文字落事一定有事也。
一手跡と形とは一也。又人の心も見ゆべき也。されば異樣に不ㇾ可ㇾ書。皆本文に有。
一我好むやうならずとて。さうなく人の手を謗事あるべからず。手にむじん(無盡)の樣有。又人の心万差也。但筆づかひ。筆の品の善惡をわきまふべき也。如何にも手書の書たる物を早く書よしをして筆をはやくつかふ事。却てをそき樣也。相構て筆を立る所。おる所。引はつる所に心をかくべき也。とかく能書には目を付て可ㇾ見也。
一物忩なればとて散々に書事有べからず。眞行草ともに何れもねばく書べし。未練の手跡は物を早く書なして僻事ある物也。何に疎草に書物成とも。筆の捨所に心を懸べき也。
一未練の時左右なく物を書と披露すべからず。よく／＼習練して。手の品を書出してのち。手本をも書。又人にも見すべき也。其人は能書なるなれども。少々しられて後は。少しわろき事ありとも被㆓思免㆒也。物わるく被ㇾ見被㆓沙汰㆒ぬれば。後に能書となる時も人の許す事難也。手書は分限を見べし。世間に手書少し。非なる手書多き故に。非㆓手書㆒ばわろしと罵をいつも定て信ずる也。されば昔の手書は手習したる反古をも燒捨ける也。但手の故實をも習ひ談議せん人にははづべからず。相互に可ㇾ談也。
一額。色紙形。申文。願文。諷誦。叡山四番帳。戒牒。一品經等可ㇾ書次第は。廣く夜鶴庭訓といふ書にみえたり。是先達の仕をきたる事なれば可ㇾ信也。
一眞の物は第一の大事也。唐人は。先是を習ふ也。我朝にもしかるか。近代は皆行の物を先に習へり。されば眞に達したる人稀也。少々文字不具なれども。能書の樣とて書樣有。又只さは

さはとゆがまず。文字の座もはたらかず書たる一の品也。宋朝の歐陽が眞は如レ此也。是は少し愛を取也。心より愛敬のあるは難也。都而上古の能書も皆滿足する事は難也。されば法性寺殿は。むかしの手書には道風。佐理。行成。此三人を能書と宣り。此三人に三德三失有也。道風は強く書て少し俗道也。強きは德。俗道は失也。佐理はやさしくしてよはし。やさしきは德。よはきは失也。行成は打付に愛敬有て。手の少し正念なき也。愛は德。無二正念一は失也。故に太平御覽には。骨多肉少は筋書。肉多骨少は墨猪。力多して筋ゆたかなるは聖也。力なく筋なきは病なりと云々。

一物を書には能々心を調て思量すべし。荒書事なし。猶々可レ存事。太平御覽には。軍陣に向て可レ成二合戰一思也云々。又云。右軍題二衞夫人筆陣圖一曰。夫紙者陣也。筆者刀稍也。墨者鍪甲也。水硯者城池也。本師者將軍也。心意者副將也。結搆者謀畧也。颺筆者吉凶也。出入者號令也。屈折者殺戮也。夫欲レ書先研レ墨。凝レ神靜レ思。豫想二字形之大小。偃仰平直振動。令二筋骨相連。意在二筆前一然後作レ字云々。一番に可レ知也。

一手本を習にはまづ本の筆づかひを可レ心得一也。本の意趣を心得ずして筆にまかせて習つれば。本にむかふ時ばかりにて。我とかゝれぬ事也。尤故實の人に習ふべし。何の手本を習ふにも此心を得べき也。

一手を習ふに本にも似たり。我もよく書と思て。本を捨て雅意に任せて書は。自然に損也。いかにも初心の間は。よく〱可レ用レ意也。去ば或先達の申は。四五十歳に成て手は定ると申候ひしが。此事さる事也。筆もしたゝまり。功が入て後は。ともかうも書たるは不レ苦也。

一手を習ふには。本の筆使意趣をこゝろへずし

て只學び。又習たる文字計をおぼえては。不㆑習字はかゝれざる也。大旨だにも得つれば。自然に似事也。手本の意趣を心得事は。未練の時は難㆑知。先達に可㆑習也。手跡にて人の心の程は被㆑知也。されば相搆て異樣に不㆑可㆑書。故に本文曰。用㆑筆在㆑心。心正則筆正と也。

一手本を多く可㆑見也。我習はぬ手ならねばとて必不㆑可㆑毀也。如何成手跡も皆面白也。所捨可㆑知。又いかにも我と不㆑被㆑書文字をば。本を見て被㆑書也。縱又我習ふべきならねども。手書の書つる物を見れば。才覺付也。

一手本を數多可㆑持也。我好すぢならねばと思ふ事なかれ。打見よく書たれば。おもしろく能候也。能の中には手が第一也。身の爲人の爲。よしあしに付て有㆑難。能書は大切也。されば大國にも此道をこそおもくせられ侍也。

一手本には古哥古詩を可㆑書也。但人の所望ならば。新哥新詩をも可㆑書也。消息も古き本にて可㆑書。假字消息はすべて書まじき也。

一屛風書寫などは子細有事也。道風の筆を見しが。綾の屛風に大きらかなる下ゑをしたりしに。頭をさしつどへて。只行草に筆に任せて書りと見ゆ。大躰此躰無有也。

一嬾からん時。物書事なかれ。文字あしきのみならず。左樣にしつけつれば。手あしく成也。吉筆料紙にて。心のいさましからん折可㆑書也。非能書は此次第をしらずして。いつもたやすく書とのみ知て費書する也。去ば手を執せん人は。如何樣に人云とも。とかくすべりて書間敷也。惡書つれば。人に隨て耻ある也。人に隨て書は我耻也。我損也。如㆑此事は誰も易㆑知事なれども。故實の多とは如㆑此の事をこそ申侍れ。手書ならざらん人も。此心を可㆑得也。管絃なんどするには。あしき調子はかへてすべき

也。あしくとも不レ構。卒爾に其事となくする事は僻事也。諸道只如レ此也。

一物語草子書事は。能書のいとせざる事也。夜鶴に次第見えたり。

一手習せんには。本に向てよく習て物ぐさがらぬ程よき筆墨料紙にて書べき也。必其習つる文字ならねども。筆なるゝ也。又本を持て習て。本をばかたぐ〵に置て不レ見して書て。本にあはせて見べし。只以レ本習たる計にて。不レ覺は徒事也。

一手習するに不レ似文字を相構て似せんと其字計に心を盡しぬれば。手習に退屈する也。兩三度も習て不レ似ば。暫其所を閣て。別の所を習て。又歸て可レ習也。如レ此度々重ねたれば。自然に似也。

一手習に貧福を不レ思。又我も書人に物を書せんにも。能々入木の道をば可レ進也。されば南史曰。江夏王鋒。字宣穎。高帝第十二子也。年四歳。好レ學レ書無二紙札一。乃倚二井欄一爲レ書。書滿則洗レ之。已復書。五歳。高帝使レ學二鳳尾諾一。一學即工。高帝大悦。以二玉麒麟一賜レ之曰。麒麟賞二鳳尾一矣。異國例を以。我朝にも額色紙形等書には必祿を賜事也。徐淮レ之可レ知。委夜鶴に見えたり。書人もかゝせん人も。如レ此故實を可レ知也。顏昇卿公奉レ勅額を書。絹百疋を賜と也。

一願文等の草案をば。淸書の許に留をく也。淸書する故實には。不審なる事といへども。任二草案一可レ書也。是淸書の誤にあらず。草案の僻事也。

一物を人に誂てあるに。料紙のあまりたらんをば引放て不レ止也。料紙書餘りて。不レ書して歸すは。手書の恥辱也。

一色帋形に物書には。よくぐ〵文字つゞきを草案して可レ書也。

一必手本にさし當て不ㇾ習といへども。つね〴〵心を懸て見れば。自然に隨分と成也。我書たる物をも常々見て。善惡を可ㇾ思量ㇾ也。

一近來弘誓院殿(教家)の御筆を學事。多以損失也。其故は。地躰に自在をえてあそばされたるに。筆勢を書たる御筆どもも相交て。我筆勢の程をも不ㇾ弁。御筆震てあそばしたるを習故。一定損ずる也。地躰くせもなく。筆もおさまりて後。少筆勢をやつすは故實也。且は涯分を計て手も可ㇾ習事也。何樣にもまづなをく可ㇾ習也。扨此御筆は一旦習似する樣にはおぼゆれども。始終は難也。故實多き人は此樣を捨て他筆を學事也。能々得心なしには爭可ㇾ損哉。いづれの筆も。おそらく心えては。損ずる事成とも。此御筆は大事に侍也。

三月　日　　伊經

右一卷千代丸依ㇾ所望ㇾ書ㇾ與之ㇾ畢。

承元三年五月八日　　行能

右才葉抄一卷以古寫本書寫以屋代弘賢藏本挍合畢弘賢曰題筆陣圖一章及鳳尾諾故事原誤寫不少據本書改正

# 入木抄

贈一品尊圓親王


取筆事
字勢分事
古賢筆仕事
不可好異樣事
御稽古分限露顯事
御稽古時分事
手本多大切事
御筆事
御料紙事
手跡時代分明事
御本一段々々御稽古事
筆仕爲肝要事
離邪僻可專正姿事
眞行草字事
稽古間善惡相交事
手本用捨事
以消息不可爲手本事
御墨事
入木道本朝超異朝事
被用能書事


以上

御手習間可得御意條々。

一筆を取事。

御稽古の始より可令取定御候。あしく取付候ぬれば。難被改事にて候也。其取様は。中指タケタカ。の兩ふしの中央に筆ををきて。頭指人さしのそばと大ゆびのはらとにてをさへて取候也。無名指くすし。とこゆびと二をばにぎらずして。ひしとよせて。中指のしたに重ねて。中指の力になし候也。たな心の内をば。うつろになして握らず候なり。大ゆびのふしをば。たてたるもそらしたるも見あしく候。よき程に筆をよくとりて。手つきはまろ／＼としてよく候也。此取やうは。はじめはとりにくき樣に候へども。後にはことによく候。ふでも自在につかはれ。字もよくかゝれ候間。如此とり候を本とし候也。筆のとりやうあしく候へば。字もしたがひてよろしからず。又筆をいか程もつよくとり候也。

一御手本一だん／＼御ならひあるべき事。

御本一卷を一度に首尾をならはせ給御事は

弘法大師の執筆法には圖繪なのせられたり。それも聊今の取様にはたがはず候問。又圖レ之。

あるべからず候。先詩一二首などを取返々々數反。數日御けいこ候て。御本のおもかげさはさはと御心にうかみて。そらにあそばされ候も。無二相違一候程になりて後。次第々々におくをも御ならひあるべし。はじめよりよく稽古し候ぬれば。後には其ほどにこうも入候はねども。やすくあひ似候也。

一字の勢分事。

初心のほどは。本よりも事のほかに大にかゝれ候事にて候。たゞ手本の文字ほどにならひ候なり。又いかにも本よりは大にて。筆ほそくなり候事にて候。これがあしく候。字のせひ大に候はゞ。筆のふとさも本よりふとくてこそ相應すべく候へ。所詮字勢も筆のふとさも本にたがふべからず候也。本よりいさゝか見まさり候くるしからず候。本よりちいさくはあそばすべからず候なり。

一筆仕肝要たる事。

紙上に字をなし候事は。能筆も非能筆も同事にて候へども。筆づかひによりて善悪あひわかれ候なり。其筆づかひのやうは。古筆をよくよく上覽候て御心えあるべく候。就レ其なを御不審の事候はゞ。仰下され申入べく候。所詮手本をならひ候に付て。字形と筆仕とよくなら

ひ候人は。一致にして無㆓相違㆒候。あしく習ひ候人は。文字のすがたを似せんとし候へば。そのすがたは似候へども。筆勢をうつしえず候へば。精靈なきがごとくに候也。これはいたづら物にて候。けりやう字かたちは人のようばふ。筆勢は人の心操行跡にて候。所詮諸道の習學は心の上の所作にて候間。能古賢の心にもとづきて。其道をまなび候へば。自然に妙を得候也。屈曲横竪の點。一々に不㆑任㆓自由㆒。先哲の行跡にしたがひて筆を下候へば。をのづから通達し候也。御稽古のはじめはあひかまへて御ふでをしづかに能々執してあそばさるべく候。御通達の後は。御筆にまかせられ候も。筆法に違すべからず候。孔子のこと葉に七十にして心の欲する所に従へども。矩を不㆑踰と申候も是にて候。御手跡の御稽古もこれをもて是とすべく候也。

一古賢筆仕事。

此事。古筆をひらきて。御心得あるべきよしの せ候了。以㆑言難㆑述候。以㆑筆難㆑記之故也。但細細昵近も不㆑可㆑叶上者。きと難㆓申披㆒候。然者又此一ヶ條殊肝要也。誠に筆語所㆑及までは可㆓書述㆒候也。古賢能書の筆のつかひやうは。いくにも精靈ありてよはき所なし。筆をたてはじめより。引はつる處。點ごとに心を入て。あだなる所なくかくべき也。能書は筆を打立る所。終る點折候所。はぬる所。如㆑此の處々に心を留て精を入候也。非能書の書たる物は。木などを折かけたる様にて用のなき也。所詮一點を下ごとに其心をおもへば。あだなる點あるべからず。一點もあだなる所あれば。一字みなわろく見ゆ。まして一字を心をとめずは。さながらいたづら物なり。ひろくこれを申候はば。浮雲瀧泉の勢。龍虵の宛轉たるすがた。寒

松の屈曲せる木だち。此等しかしながら手本也。古賢の筆仕たゞ是にて候。羲之が用筆の圖に。かやうにひきからして候點を。万歳の枯藤と申て候。此等にて候。御心へあるべく候。所詮能筆の手跡はいきたる物にて候。精靈魂魄の入たるやうに見候也。さ候へば。字勢分よりも大に見候。これは用を具足したるゆへにて候也。

一邪僻を離てまさしきすがたを專すべき事。

此道をしらず。口傳をうけずして。なまじゐに道に耽蜚多正路に不ㇾ叶。必邪僻を起す也。古筆を見ても極てなびやかにうつくしき所をば不ㇾ習して。達者の筆せいをふるひ。眼前の風流たる所の目どを。きやうをこひねがひてうつさんとする也。返々不可說事也。其位にいたりぬる上の所作は。ともかくも自在也。何と書たるも殊勝也。是をあしくならひ候へば。まさしき所をばうつしえぬまゝに。きと目にたつ所をにせ候事極てわるく候也。唯いさゝかも異途に目をかけずして。一すぢに正路にしたがひて。たゞしき所をならひ書候へば。其ふでに達候ぬる後は。彼の自在無窮の躰も心にまかせてかゝれ候なり。曲折風流を本とし候へば。さらに風流曲折もうるはしくうつされず候。見しらず候人は。其躰ばかりをあさく見なして。あひにたりと見候へども。道をしりたるまなこのまへには。あらぬ物にて候也。うつくしからんとて。ふでをつくろひて。わななきかきたれども。よはくかはゆげにこそ候へ。一切うつくしくはみえず候。又つよからんとて。筆をかみにつよくあて。筆をあしく仕候へば。たゞらうぜきにあれたる物にて候。更つよき所なく候なり。如ㇾ此事を外道の邪見などゝは申候。道の魔障にて候。此事にかぎらず。此

道其實を申候へば。佛法のさとりよりおこりて。世俗の伎藝に出候ては。管絃。音曲。詩歌。いづれも〳〵諸道の邪正是にて候。用捨あるべく候。一切事。其理二は候はず。そのさとり一にて候。されば万法さながら實相の一理にて候なり。此二ケ條。ことに詮要にて候。能御心得あるべく候。

一異様の事を好むべからざる事。

初心の時。器量ある人。ひだり字。たふれ字。うつぼ字等筆に任てかき候事。よにけうありてうらやましく覺候なり。したがひてこれをかくに。其骨あれば人も此事をもてなし。我も乘興の程に。一向これが正宗になりて。本躰の稽古は次になり。返々斟酌すべし。かゝる事を好む人の手跡は。さ程の事をかきたるはさやうに見ゆれども。極信なる清書は。いかにもひが事かきたるにはおとりなり。はなはだ本意なきなり。これを好みもちゐるはやすき事也。たゞいくたびもうるはしくまさしくかく事大事也。大道はとをくして難ㇾ随。邪徑はちかくして易ㇾ踏おぼえ。殊に器量の人のありぬべき事也。よく〳〵可ㇾ謹愼なり。弘法大師は大唐にて左右の手足ならびに口に筆をさしはさみて。五行の字を一度に書て。五筆和尚の名を得たり。日本にては應天門の額を門上にかけて後。應字の上の圓點を下よりなげくはへられたり。大權の垂跡なり。入木の達者なり。たとひ權者にあらず候とも。大師ほどの能筆ならば。爭不思儀を現ぜざらむ。たとひ能筆の達者ならずとも。權者現化として自餘の不思儀多候へば勿論なり。今人末代に及て如ㇾ此のあとを心にかくべからず候歟。大文字など時時かき候。興ある事なり。又筆のいきをひも出來。且又壁字等には。御用の事もあるべく候。

一眞行草字事。

先行字を御習あるべく候。行は中庸故也。點を不ㇾ略して筆躰を行に書たるは行の眞也。點を踏し。草の字作をも書交て。行に筆を仕たるは行の草也。仍通用稽古のためよろしき也。聊行の字を習得て後。草をも眞をも可ㇾ學也。眞は行草に通せず。草又眞行に不ㇾ通候也。眞は一一の點を引放て書ㇾ之。草は點も字も連續して兼たる躰也。

一御稽古の分限可ㇾ露ㇾ顯事。

五日十日などに一度御本の字を暗に能々執して被ㇾ遊候て。月日を被ㇾ書ㇾ付て可ㇾ被ㇾ置。後後被ㇾ御ㇾ覽ㇾ合候者。勝劣可ㇾ爲ㇾ分明ㇾ候。且は未熟の所をも能々被ㇾ御ㇾ覽ㇾ定候て被ㇾ直候へば。次第に如ㇾ御ㇾ意なるべく候なり。又さやうにとりをかれ候はんを細々にくだし給候て。所存を申上べく候。

一稽古間善惡常相交事。

初心の時は。手習を仕候へば俄に筆もつまり。字形も本に不ㇾ似。凡不思儀事必々出來候。此時ものぐさく成て。退屈の所存おこり候也。それに目をかけずして。たゞおなじ様に稽古候へば。四五日乃至十日こそ候へ。又よくなりり候。今度は以前によく書候樣に覺え候つるよりも猶すぐれ候也。如ㇾ此數遍におよび候。初心の程は更不ㇾ斷ㇾ絶事也。やがて一だん〳〵かさのあがる躰にて候なり。

一手本用捨事。

三賢等筆なればとて。初心の人先達に不ㇾ談して。此本面白。彼字興ありとてならふも。時にしたがひ筆づかひおなじからず候。何としても書出候へば。殊勝の物にて候へども。手本のためこれをならふべき風躰も候。初心の人これをならふべからず候筆躰も候なり。

一手本多大切の事。
多本歷覽大切の事候。御けいこは。御本をさだめられ候て數本を御覽候へば。御才學になるべく候也。
一當世多消息を手本とす不㆑可㆑然事。
近日手本所望の輩。多分消息也。所存にたがふといへども。人の所望にしたがひて。多以かきあたふるもの也。これしかしながら。不知案內の人の所爲には。一わう又如㆑此だうりにて候。彼のともがらが意におもふやうをさつし存候に。能書に成て手本をもかき。色紙形。諷誦。願文をも淸書せん事はふしむなり。只指あたりて。消息一通なだらかに書たらんに可㆑爲㆑足。仍消息をならふべしと存候歟。此條ひとへに道をしらざるゆへなり。先此みちをばいかに意得。我器量をばいかに存じて。みだりに其はうをさだめて。分齊を置べきぞや。一切事。稽古の道の更にその際限なき事なり。佛法を學するも。大師先德の己證をさぐり。佛知佛見をさとりきはめむと學候へば。更其きはめなき事にて候。世間の伎藝におよびて又同かるべく候。消息と申物は。あながちに筆躰をかひつくろはず。只する〳〵と書下候間。古賢の筆も手本に成ぬべきは。希有の物にて候。まして當世の手跡。沙汰の外の事にて候。しかるをわれは消息をならはむとて。能筆のかきすてたる消息。ひろひあつめて習學候は。更に消息をもなだらかにかき得ず候。まづいかにも道にこゝろざしをふかくして。淸書の本を習候はむに。數奇もすたれ。器量もおよばず候は。さてとまり候とも。さすがに一しきり習て候はんに。功むなしかるべからず候へば。能書までならずとも。消息などは見苦しからぬ程にかき候べく候。はじめより消息と出立候はゞ。消

息もかき得ず候なり。太宗の詞に法を上にとる故に爲レ中。法を中にとる故に下たる事を得と申ことも此心也。手本とて往來などかくは。たゞ書狀などにはにず。いさゝか筆をかひつくろひてこそかき候へども。それも消息にて候間。いかにも淸書の物には筆仕もちがひ候也。さ候へば上古の手本三賢等筆は。みな文集詩にて候。消息を手本とて書たるは。いたく見えず候なり。

一御筆事。

御手習にもよき筆よろしく候なり。御筆。手本の筆に相違し候へば。字形もにず候。御手本に相應の筆よろしかるべく候なり。凡筆を用事料紙により候なり。打紙には卯毛。只の紙には鹿毛にて候。檀帋には冬毛。杉原には夏毛。綾にも夏毛。布には木筆。木筆は檖木にて作レ之。上古は多用二夏毛一。一切に通用候。昔の夏毛殊勝候き。當世は夏毛わろく成て。さきも候はずいたづら物也。仍杉原の外はたゞうさぎの毛を通用よろしく候也。大方筆の毛もわろく。筆人も候はず候間。當世は吉筆候はず候也。

一墨事。

御稽古には藤代墨相違あるべからず。から墨當時希有候歟。御手習に枝葉に候哉。唐墨をもあしくをき候へば。やがてそんじ候。つゝませしてぬり物に入候て常にのごゐ候。宸上秘事也。

一料紙事。

細々御手習。檀紙相違なき歟。眞のものは打紙よく候也。凡つねになにをも可レ被レ用候。初心の時は。つねに書付候はぬ紙には書にくゝ候間。てうれんのためには何紙にもかき候也。

一御稽古の時分事。

毎日一時二時などしばらく御さたあるべく

候。凡万機御計會。他事御稽古さしをかるべきにあらず候。これを以不可被爲本之條。勿論たゞ可有時宜候。但諸道稽古の法。しばらくはげみて功を入候はねば難成候なり。一二年せめては二三百日もまづいさゝか火急に御さたしかるべく候。さて其後やう〳〵に御さた相違あるべからず候なり

一入木道の一流本朝は異朝に超たる事。

弘法大師入唐の時。王宮壁字。王羲之筆一間破損。依無其仁闕之。大師奉勅書者。晉代より唐朝にいたる迄。久絶たる道を被興上に。又道風の申文にも。万里の波濤を隔て名を唐國に驅と書たり。文時匡衡等が文にも此詞を不載歟。測知。此道本朝に拔群の人多しといふ事を。これによりて諸道。唐朝之風をうつすといへども。手跡の事は唐書の説あながちに此口傳之外他説をもちゐず候。したがひ候て。近來宋朝の筆躰。多分神妙にあらず候。當世文學輩。宋朝の筆躰を摸する間。或懷紙或は綸旨院宣に頗異躰不可然事候也。又音は旧。唐は声。如此の約束の抄物字難用事也。聖教にも如此抄物字多之。菩薩は卄。菩提は卄等也。然而抄物外不書也。本朝は每事跡を追て國風を不失也。異朝は不然。先代の舊風を改て當世の風俗を流布せしむる也。仍筆躰も皆改也。現の作やうにも古今事異也。本朝は魚養藥師寺の額を書。是能書を用宸初也。一筆に書候由申傳たれども。今これを見るに趣字のごとし。まことに不可說の躰也。其筆躰もたゞ皇后。中將姫。當麻曼陀羅感得人也。弘法大師。嵯峨天皇。橘逸勢。敏行。美材等まで大旨一躰也。筆は次第にたをれたるやうに成なり。そのゝち聖廟拔群也。聖廟以後野道風相續す。此兩賢は筆躰相似たり。佐理行成は道風が躰をうつしきたる。野跡。佐跡。

權跡。此三賢を末代の今にいたるまで此道の規摸としてこのむ事。面々彼遺風を摸也。仍本朝の風は不㆓相替㆒者也。

一本朝一躰なれ共時代に付て筆躰分明事。

弘法大師。前後の程の手跡大略一樣也。道風以後又各野跡の風也。行成卿は道風が跡を摸といへども。いさゝか我樣を書出せり。其後一條院御代よりこのかた。白川鳥羽の時代まで。能書非能書も皆行成卿が風躰也。法性寺關白出現之後。天下一向此樣に成て。後白川院以來時分如㆑此。剩後京極攝政相續之間。彌此風さかりなり。

一後嵯峨院比までも此躰也。其間に弘誓院入道大納言等。聊又躰替て。人多好用歟。凡者法性寺關白の餘風也。法性寺關白は又權跡を摸する也。伏見院御筆。近來さかりに奉㆓賞翫㆒之。就中假名は一向其樣也。此かなも法性寺關白以來。照念院關白の筆躰也。是を被㆑摸て。御天骨にてあそばし出されたる也。眞名は佐跡を被㆑摸歟。此等次第に成來たる樣爲㆓御分別㆒事。次に申出候也。躰を不㆑改。但時代にしたがひて次第に替たるやうに外儀見れども。其實は全同物なり。更異風を不㆑交。行能卿以來今の行忠まで殊同姿也。能々うつし得たりと見候なり。

一能書を被㆑用事。

上古には物を書候へばとて無㆓左右㆒淸書に染筆。其道の先達にもゆるされ。又朝家にも被㆑用。書役をも被㆑仰候程に成て。能書とは申されけり。又隨分神妙の手跡なれども。其時分猶勝たる人あれば。それにをされて無㆓名望㆒。これも此ゆへなり。公任卿は殊勝なれども。行成卿抜群の同時たる故に人も不㆑用。我も思くたして不㆑勤㆓書役㆒。其も定頼卿は父にはをとり

たれども。其時行成卿程の抜群の仁なければ。門殿額以下隨書役預其賞。これにて可得其意事歟。已上三ヶ條は。御手習の要次にあらずといへども。以次注申候也。
右條々。初心御稽古の詮要大略如此候。其外事御習學之間。御不審に付て可申上候也。又色紙形乃至額等事は追可申入候。加樣事は道の大事にて候へども。口傳を受候ぬれば。凡の入木の道を得候ぬる上には。中々やすき事にて候。只返々も正路にうちむきて。稽古を沙汰事が第一かたき事にて候也。
本云。
青蓮院二品親王依 勅命令注進給云々。
於柳原大納言宿所更令書寫之。
延文元年卯月廿九日云々。
于時文安第二暦林鐘晦日書功訖。大方先賢依 勅命被注進。消息詞たる上者。一字もたやすくあらたむべからず。しかれ共少童御所望により所々まなをかなにやはらげ沙汰之。其憚千万候上者。筆躰大かう御存知ばかりにて。外見あるべからず候。比興の悪筆にて寫候事。旁其恐憚すくなからず。穴賢穴賢不可令漏脫也。
散位師繁之
右入木抄一卷以屋代弘賢藏師繁眞跡之本書寫以一本挍合畢

# 群書類從卷第四百九十五

雜部五十

## 本朝書籍目錄

神事。

天書。 十卷。大納言藤原濱成撰。

古語拾遺。 一卷。忌部廣成撰。

大和本記。 二卷。記神代古事。上宮太子御撰。

神別記。 十卷。日本紀私記曰。天皇天孫妄具在此書。

伊勢太神宮儀式。 二卷。皇太神宮一卷。豐受宮一卷。延暦二十三年注進。

同機殿儀式。 二卷。神麻續一卷。神服一卷。

帝紀。

舊事本紀。 十卷。開闢以來推古天皇以往。聖德太子。蘇我馬子大臣撰。

古事記。 三卷。自神代迄推古天皇。太朝臣安萬侶撰。

初天地本記。見神鏡勘文。

日本史記略。

官史紀。見本朝月令。

日本書紀。 三十卷。舍人親王撰。從神代至持統。凡四十一代。

續日本紀。 四十卷。菅野眞道等撰。從文武至桓武。九代。

日本後紀。 四十卷。春澄善繩撰。從桓武延暦十一年至淳和天長十年。凡四代。

續日本後紀。 二十卷。忠仁公撰。仁明一代。天長十以後嘉祥三年以前。

文德實錄。 十卷。都良香撰。或昭宣公撰。從嘉祥三年三月至天安二年八月。

三代實錄。 五十卷。大藏善行撰。或本院左大臣撰。從清和至光孝三代。

類聚國史。 二百卷。菅家御撰。

新國史。 四十卷。朝綱撰。或清愼公撰。自仁和至延喜。

養老五年私記。一卷。
弘仁四年私記。三卷。多朝臣人長撰。
承知六年私記。菅野朝臣高平撰。
元慶二年私記。一卷。善淵朝臣愛成撰。
延喜四年私記。藤原朝臣春海撰。
承平六年私記。矢田部宿禰公望撰。
康保四年私記。橘朝臣仲遠撰。
日本紀私記。三卷。
帝王本紀。
雜氏本記。
庶民本記。
本朝帝紀。敦光撰。
本朝世紀。二十卷。藤原通憲撰。
扶桑略記。三十卷。阿闍梨皇圓抄。
帝王系圖。二卷。神武以降至二白川院一記二代々君臣事一。中原□撰。
新抄。白二後白川院一至二順德院一。中原師重撰。
春秋曆。三卷。記二和漢年々吉凶事一。親經卿撰。

和漢春秋。大外記師弘撰。
續新抄。大外記師光抄。
國後抄。自二仁和一至二堀川院一敦基抄。
邦典秘抄。六十一卷。
國後要抄。二卷。中御門右府抄。
國史以後臨事公事鈔。
曆錄。四卷。
日本略雜記。一卷。
日本紀問答。一卷。
神別記。十卷。
肥人書。五卷。
薩人書。
月舊記。一卷。
平京雜記。七卷。
公事。
本朝月令。六卷。或四卷歟。記二年中公事本緣一。公方撰。
清涼記。五卷。天曆御撰。雅材作。勅書吉
小一條左大臣奉レ勅撰。

西宮鈔。　四卷。八卷。十卷。十五卷。左大臣高明撰。
北山抄。　十二卷。
撰集秘記。
節會抄。　十六卷。中納言資仲抄。
江次第。　廿一卷。中納言匡房卿撰。
青陽抄。　六卷。記列見考定事。
蓬萊抄。　一卷。記雲客作法。右衛門權佐重隆撰。
雲圖鈔。　二卷。圖年中公事御裝束指圖。大納言藤朝隆撰。
里雲圖抄。　二卷。同撰。
仙洞年中行事。　一卷。同撰。
仗儀論。　一卷。
禁秘記抄。　一卷。後三條院御抄。諸公事。
備忘抄。　六卷。
新撰年中行事。　二卷。九條右丞相抄。
東宮年中行事。　二卷。行成卿撰。
日野年中行事。　四卷。
禁省日中行事。　一卷。

后庭抄。　十卷。后宮中公事。
長秋抄。　四卷。后宮事。
春玉秘抄。　八卷。花園左府抄。有奧書。
除目抄。　同。九條相國抄。
同抄。加叙位。　一卷。伊通。
叙位除目抄。　同。土御門右府抄。
官班抄。　廿卷。叙位除目抄。
白馬節會抄。　一卷。妙音院相國抄。
四節八座抄。　同。定能卿抄。
裝束記文。　五卷。
夕秘抄。
外勘記。　五十卷。諸公事事例。
外記廳例。　一卷。
乾鈔。　知足院入道撰。
政要。
和漢皇代記。　〔マヽ〕各一卷。
弘帝範。　參議大江音人撰。

日本叓始。　二卷。記二天象地儀草木禽獸類一日本始。

叓始畧抄。　一卷。

別式。　廿卷。神祇伯石川年足撰。

民部省例。　同。民部卿和氣清麿撰。

政事要畧。　百三十卷。記二公務交替國文糺彈雜事至要臨時雜事等一。惟宗允亮撰。

柱下類林。　三百六十卷。朝家有二重事一時仰二諸道博士一被レ召二勘文一。或云。仗儀類集成數卷。中原師安撰。

雜例抄。　廿卷。或十三卷。大外記師重抄。

官曹叓類目錄。　卅二卷。延曆廿二年二月十三日。

外記事類目錄。　六十一卷。起レ自二大寶元年一盡二于延曆二十二年一。

事抄。　九卷。自二延曆二十三年一盡二弘仁二年一。

次事抄。　五卷。自二弘仁三年一盡二天長元年一。

新抄。　同。自二天長二年一盡二承和十五年六月十二日一。

續新抄。　同。自二嘉祥元年一盡二貞觀三年一。

擬潜夫論。　一卷。

十三箇條意見。　同。

律。養老二年。　十卷。

律附釋。　十卷。

同集解。　三十卷。直本撰。

律疏。　同。

律。大寶元年。　六卷。不比等大臣與レ令并作。

令。養老二年。　十卷。與レ律并作。

令釋。　七卷。

令義解。　十卷。右大臣夏野奏進。

令。天智天皇元年。　廿二卷。近江令是也。

令集解。　卅卷。直本撰。

令。大寶元年。　十一卷。不比等大臣與レ律并作。

三十卷抄。　卅卷。兼明抄。

弘仁格。　十一卷。大納言藤原冬嗣等奏進。

貞觀格。　十二卷。大納言藤原氏宗奏進。

延喜格。　十二卷。左大臣藤原時平等奏進。

類聚三代格。　卅卷。

古格。　廿三卷。

天長格抄。卅卷。起二延暦十一年一盡二後太上天皇十年一。
格後抄。
格後事類。
弘仁式。卅卷。弘仁十一年奏進。大納言冬嗣卿撰。
貞觀式。廿卷。貞觀十三年奏進。右大進氏宗公撰。
延喜式。五十卷。延長五年左大臣忠平等奏進。
弘仁儀式。十二卷。
貞觀儀式。十卷。
延喜儀式。同。
內裡式。三卷。左右イ大臣冬嗣等奉レ勅撰。
內裡儀式。一卷。
儀式。十卷。
新儀式。六卷。
交替式。二卷。延暦年中勘解由使撰奏聞。貞觀年中勘解由使新定奏聞。延喜廿一年正月廿五日勘解由使等撰進。
新定內外官交替式。
內外官交替式。
新定酒式。一卷。幷序。式部大輔菅淸公撰。

左右撿非違使式。同。貞觀十七年四月廿七日中納言南淵年名等撰進。
古式。廿卷。
親王儀式。二卷。延光卿撰。
北堂有司式。一卷。
藏人式。同。橘廣相撰。
廷尉式。同。
删定律令問答。同。上中下蓮華王院。
法曹類林。二百卅卷。法曹勘文類集加二通憲今案一。藤原通憲撰。
法曹至要抄。三卷。明法博士坂上明兼撰。
禁法略抄。一卷。右同。
撿非違使私記。五卷。
撿非違使至要抄。四卷。
類聚撿非違使私記。三卷。
類聚撿非違使官府宣旨。廿卷。
類聚判集。百卷。
類聚律令刑官問答私記。一卷。惟宗允亮撰。
法意簡要抄。同。

裁判至要抄。一卷。明法博士坂上明基撰。
令惣記。
朝筆要抄。十イ一卷。
廷尉裝束抄。一イ三卷。
上古問答。一卷。
八十一例。同。
六十一例。同。
十七箇條憲法。同。上宮太子御撰。
彈例。同。
問答五條。
吏途抄。八卷。
斷罪抄。
法家明句抄。
延久諸司實撿綸旨。三卷。

氏族。

帝王系圖。一卷。舍人親王撰。
同系圖。同。菅爲長卿撰。
帝王廣系圖。百卷。基親卿撰、
帝王系圖。一卷、兼直宿禰抄。
諸氏系圖。
和氣譜。和氣清麿撰、
神別雜氏記。
新撰姓氏錄。卅卷。凡一千一百八十氏。四品万多親王。右大臣藤原園(繼イ)人等撰。

地理。

國府記。七卷、行基菩薩撰。
風土記。記二諸土地本緣一。
海外國記。四十卷。天平五年春文撰。
西京新記。
民部省圖帳。

類聚。

群籍要覽。三イ四十卷。大江音人卿奉レ勅撰。
秘府略。千卷、貞主卿以二于時東宮學士因幡介一與二諸儒一撰集。
會分類聚。七十卷。菅原是善卿撰。
文鏡秘府論。三卷、弘法大師撰。

本朝文粹。　十四卷。明衡撰。
續文粹。　十四卷。季綱撰。
朝野群載。　三十卷。記ニ作文書札等躰ー。三善爲康撰。
類聚集。　十卷。記ニ筆削事ー。

字類。

新字。　卌四卷。境部連石積等撰。
東宮切韻。　廿三卷。菅原是善卿撰。
倭名類聚抄。　二十卷。源順撰。
和名。　十卷。
詩苑韻集。　同。
季綱切韻。　二卷。
古文切韻。
孝韵。　孝範撰。
世俗字類抄。　四卷。
假名玉篇。　三卷。
字鏡抄。　一卷。

詩家。

經國集。　廿卷。近人詩人新作詩良峯安世。滋野貞主等撰。
銀牓朝翰。律イ　十卷。菅原是善撰。
菅家三代集。　廿八卷。
菅家后集。
集韻律詩。　十卷。同撰。
後江相公集。　二卷。朝綱。
善家集。　一注。六イ清行。
扶桑集。　十二卷。紀齊名撰。
橘氏文集。　八卷。廣相撰。
野相公集。　五卷。
本朝麗藻。　二卷。高階積善。
江金吾集。　一卷。
本朝秀句。　五卷。藤明衡撰。
續紀家詩集。　三帖。帖イ
後江李部集。　一卷。帖イ
續本朝秀句。　三卷。帖イ法性寺大閤私敦光撰。
慶保胤集。　二卷。

日本佳句。　同。
本朝佳句。　八卷。
都氏文集。　一帖。
拾遺佳句。　三卷。藤周光撰。
勘解由相公集。　二卷。
江音人集。　一卷。
江匡衡集。　二卷。
新撰秀句。　三卷。長方卿撰。
續新撰秀句。　三卷。前內大臣基家公撰。
源時綱艸。　一卷。
本朝策林。　十五卷。
直軒草。　一卷。
菅相公草。　一卷。
類聚句題抄。　二十卷。
本朝無題詩。　十二卷。
續本朝佳句。　三卷。
近代麗句。　十卷。

日觀集。　三卷。蓮禪撰。
打聞集。　五卷。二イ
詠句抄。
續類聚句題抄。　三十卷。蓮禪撰。
一句抄。
古今詩抄。　十卷。
當世麗句。　二卷。
格律清英集。　百卷。
詞苑麗則。　十卷。
詩十體。　三卷。中御門攝政御集。
風心抄。　三卷。四イ
藍田集。　一卷。
昭白抄。　三卷。
約聽抄。
褒萬抄。
文筆要抄。　一卷。
淸吟抄。

菁華抄。
華實抄。
七步抄。
文鳳抄。　十卷。菅爲長卿撰。
本朝詩雜例。　一卷。
懷風藻。　一卷。
凌雲集。　一卷。
菅家御文草。　十二卷。
類聚近代作文。　百廿卷。
文華秀麗集。　三卷。嵯峨帝勅仲雄王撰當代詩。

雜抄。

世俗諺文。　二卷。
掌函補抄。　十卷。
日本靈異記。　三卷。
私教類聚。　一卷。
貴嶺問答。　一卷。
禁秘抄。　二卷。順德院。
拾芥畧要抄。
中山三條口傳抄。

和歌。

勅撰以下別有目錄。
勅撰家集等外。如鈔物打聞之類。七十部有之。
然而見懷中抄歟之間略之。

和漢。

和漢朗詠。　二卷。公任卿撰。
新撰朗詠。　同。基俊撰。
拾遺朗詠。　同。
和漢拾遺朗詠。　同。
和漢兼作集。　廿卷。

管絃。

梨園舊風。　一卷。
東遊笛譜。　一卷。奉勅撰。
梁塵秘抄。　廿卷。後白川院勅撰。
龍吟抄。

三五要略。　妙音院太政大臣撰。
三五要錄。　十二卷。同撰。
仁智要錄。　同撰。
仁智要畧。　同撰。
糸管抄。　十卷。北院御室御抄。
殘夜抄。　孝道抄。
類聚樂錄。
類聚箏譜。
桂譜。
三五中錄。　十二卷。孝時撰。
宜陽殿竹譜。　大田丸撰。
南竹譜。　貞保親王撰。
長竹譜。　博雅卿撰。
綿譜。　縄吉諸。
懐中譜。　惟季撰。
風俗譜。　二卷。
催馬樂譜。　同。

神樂譜。　二卷。

醫書。

大同類聚方。　百卷。安部眞直。出雲廣貞等奉レ勅撰。
撰攝養決。　廿卷。物部廣貞撰。
金蘭方。　五十卷。菅原峯嗣奉レ勅與ニ諸名醫一撰。
掌中方。　一卷。輔仁撰。
醫心方。　三十卷。丹波雅忠撰。或康頼撰。
倭名本草。　大醫博士深輔仁奉レ勅撰。
難經開委。　一卷。廣貞撰。
集注大素。　卅卷。小野藏根撰。
養生抄。　七卷。輔仁撰。
養生秘抄。　一卷。

陰陽。

世要動靜經。　三卷。滋岳川人撰。
六甲六帖。　同撰。
指掌宿曜經。　一卷。同撰。
新術遁甲書。　二卷。同撰。

金匱新經。　三卷。同撰。
樞機經。　同。陰陽寮從八位下歷志悲連猪養撰。
宅肝經。　一卷。滋岳川人撰。
占事略决。　同。晴明朝臣撰。
曆林。　十卷。賀家抄。
新書。　一卷。家榮朝臣撰。

傳記。

聖德太子傳。　二卷。
田村傳。　師能書。
儒傳。　三卷。
藤氏傳記。　一結。
攝關。　二（六イ）卷。
大臣。　一卷。
大將。　一卷。
〔本朝〕太朝神仙傳。〔續歟〕　一卷。江匡房撰。
大職冠。　同。
菅家。　同。

日本儒林。　同。
昭宣公。　同。
淳和第二親王。　二卷。
菅家二代。　一卷。清公是善。
吉備大臣。　同。
清愼公。　仝。
和氣清丸。　仝。
善相公。　仝。
良大納言。　仝。
統理平。　仝。三統理平。
野相公。　仝。
音八。　仝。
道風。　仝。
橘贈大納言。　仝。
太政大臣源朝臣。　仝。嵯峨皇子。
南大納言。　仝。
紀家。　仝。

民部卿保則。　仝。
故賢。　仝。
滋野貞主。　仝。
小町。　仝。
大納言秀房。（季イ）　仝。
敏行朝臣。　仝。
百川。　仝。
（[illegible]）浦島子。　仝。
藤六。　一卷。
葛井親王。　一卷。
武智丸。　仝。
廣相公。　仝。
忠仁公。　仝。
淡海公。　仝。
宗公房。　仝。
業平朝臣。　仝。
文雄。　仝。

恒貞親王。　仝。
白箸翁。　仝。
江帥。　仝。
女院后宮尚侍。　仝。

官位。

內外諸司補任帳。　同歷名帳。
神祇官補任帳。　公卿補任。
辨官補任。　少納言補任。
職事補任。　外記補任。
史補任。　八省補任。
侍從補任。　內記補任。
監物補任。　后宮補任。
諸寮補任。　諸司補任。
判事補任。　彈正補任。
諸職補任。　春宮坊補任。
諸使補任。　撿非違使補任。
諸衞補任。　受領補任。

藏人補任。　僧綱補任。
任公卿雜例。大外記師季抄。任官雜例。大外記師季抄。
雜々。
宣命譜。　一卷。
宣下抄。　仝。
奏事。　仝。
年中例奏文。九條。　仝。
寬平遺誡。　仝。
嵯峨遺誡。　仝。
九條右丞相遺誡。　仝。
高名錄。　仝。江帥抄。
小野宮敎命。　仝。
貞信公敎命。　二卷。
淸愼公九條殿行事不同抄。九條。
仁和以後記目錄。
名所抄。　一卷。
御所抄。　仝。皇后抄。

居宅抄。　仝。
雜抄。
江談。　六卷。江匡房。
打聞。　一卷。
古事談。　六卷。顯兼卿抄。
舊事秘抄。　一卷。
本朝事始。　仝。
房內秘書。　仝。
秘玉抄。
見聞記。　一卷。大外記師遠別記。
十節錄。　仝。
比喩抄。　仝。
視聽抄。　廿卷。
隨見聞抄。　一卷。師遠抄。
隨見。　同。
視德抄。　同。
雜抄。　二卷。

口遊抄。　一卷。大外記師元抄。
懐中暦。　十卷。三善爲康抄。
傳聞故實。　一卷。
亟中抄。　二帖。大外記師安抄。
掌中暦。　四卷。
法鏡。　八卷。秦覺抄。
日本國秘抄。　一卷。
江談。　三卷。
楚忽抄。　二卷。法性寺太閤抄。
言談。　一卷。
本朝要抄。
善家秘記。　一卷。
愚管抄。　六イ三卷。慈鎭和尙抄。

假名。

伊勢物語。　二帖。
大和物語。　二卷。
源氏物語。　五十四帖。紫式部抄。

世繼。　四十卷。自宇多天皇至堀川院御宇載君臣事藤爲業撰。
大鏡。　六卷。
水鏡。　三卷。中山内府抄。
唐鏡。　十卷。茂範卿抄。
今鏡。　全。
彌世繼。　二卷。
秋津嶋物語。
續代系記。　十卷。
蜻蛉記。　三卷。
清少納言枕草子。　二卷。
同注。　十卷。季經卿注。
今物語。　信實朝臣抄。
四季物語。　四卷。鴨長明作。
宇治拾遺物語。　廿卷。源隆國作。
發心集。　三卷。鴨長明作。
方丈記。　一卷。同撰。
寶物集。　六卷。平判官康頼入道抄。

和泉式部日記。一卷。
紫式部日記。二卷。
義孝日記。一卷。
平中日記。一卷。
閑居友。二卷。
肥後物語。一卷。
難波物語。仝。
三國物語。仝。
松殿物語。二卷。
高家口傳。（[illegible]語イ）仝。
和漢雜談。仝。
國中抄。一卷。
中外抄。二卷。
簾中抄。仝。
夜鶴庭訓抄。仝。是行作。
雅抄。六卷。
隆聰抄。二卷。

大槐秘抄。仝。九條相國伊通作。
助无智秘抄。三卷。
芳問抄。三卷。
秘記抄。三卷。
高光日記。一卷。
讃岐典侍日記。三卷。
大后御記。
續古事談。六卷。
澄月上人渡唐日記。一卷。
著聞集。廿卷。橘季成。
蓮胤伊勢記。一卷。
東屋日記。一卷。
六代勝事記。（訓イ）仝。
前栽秘抄。仝。
大和宣旨日記。仝。
十訓抄。三卷。
樂府和歌。二卷。

以₂仁和寺宮本₁書₂之。普廣院殿被₂尋₁之時注₂文云々。
此抄入道大納言實冬卿密々所₂借賜₁之本也。
永正二年八月四日寫₂之　師名在判

# 仙洞御文書目錄

一甲御文車。
杉櫃一合。主上御元服。
一合。卽位。
一合。行幸以下雜記第七。
一合。行幸抄。大將并公卿次第作法。
一合。堀河左府記曆記。自康平五年至應德三年。
一合。雜記。院中。
一合。雜例并裝束抄等。雜記任官抄等在之。
一合。朝覲行幸記。上四帙。自陽成天皇至鳥羽院。
一合。朝覲行幸記。下。三帙自土御門院至院。一帙家說部類。自康元至正安。
一帖。造內裡指圖。
一合。御元服。
一合。小一條左府記。
一合。諸社行幸。
一合。任官敍位例。
一合。立親王。
一合。御卽位。
一合。東宮御元服。
一合。朝覲行幸記。中四帙。自崇德院至後鳥羽院。
一合。御禊大嘗會。

一乙御文車。
杉櫃一合。勘例。
一合。中宮御產。建武二年。
一合。第六勘例雜々七十[ ]。
一合。入內立后。

一合。御産記。　一合。雜記下。
一合。斤木。　一合。五節記。
一合。公卿補任。　一合。入木。
一合。御産。　一合。寂秘抄。
一合。佛神事。　一合。南山抄一部十三卷。北山抄一部十卷。
朴櫃一合。秘抄下。　手箱一合。古語拾遺一卷。中山承知部類亡。
覽筥一合。秘抄。　御手箱一合。行成卿記目錄。
小皮子一合。諸次第。　覽箱一合。雜記。延喜以來。

一丙御文車。

杉櫃一合。八代集抄。　一合。詩一座。
一合。絃譜。　一合。山本庄。
一合。樂曲雜秘。　一合。家集上。
一合。家集中。　一合。家集下。
一合。蹴鞠。　一合。三十首。
一合。代々集。　一合。詩歌雜雜。
一合。御ないの御さうし廿七帖。　一合。御笛譜。
一合。詩抄。　扇御手箱一合。三五要錄。

松江葉御手箱一合。無銘。黑漆御手筥一合。管絃。同一合。萬葉集。文和三年八月廿二日自天野殿被召之四條前大納言奉行之　同年十二月廿四日重被返納之

一辛御文車。

杉櫃一合。伏見院御てのうちの法花經一部。この外阿彌陀經など。　一合。御賀御經。
一合。寂勝王經。細螺鈿筥。　一合。佛事。
一合。御灌頂。　一合。御受戒。
一合。八條新御堂。　一合。御受戒。仁和寺。
一合。御如法經。　一合。御如法經。
覽筥一合。後堀河院御經。　小櫃一合。往生要集。

以上四丙。此間洞院殿御所被立之。而今日被渡納同御文車畢。

一丁御文車。

杉櫃一合。經典籍第三雜々。　一合。日本後記。
一合。白氏文集。　一合。續日本後記。文德實錄。
一合。白氏文集。　一合。第七通典。
一合。玉篇。　一合。第八。

一合。雜雜。　一合。第四雜雜。

一合。第二雜雜。　一合。書籍。

一合。朗詠。　一合。漢書傳。

一合。第五雜々。初學記自紀六帖。　黒漆御手箱一合。無銘。

同御手箱一合。集註文選上。□御念全經史書。　同御手箱一合。蓋破損。全絶二中文一。

杉櫃一合。後漢書帝紀。　一合。無蓋。註文選。群書治要入二加之一。

一合。周禮。　一合。群書治要。

一庚御文車。

杉櫃一合。律十卷。　一合。内事。

一合。第九。　一合。長暦御記。

一合。第三定智巾。

以上二両御文書。今日自二新御所一被レ渡二納洞院殿御文庫一畢。

右御文書目錄如レ斯。仍注進言上如レ件。

文和三年六月五日

廳官左衛門尉中原盛氏

御文書目錄。

左衛門尉中原清種

主典代散位安部朝臣資爲

朴櫃十合。自二第一一至二第十一。　拾上下二合。

心日五合。　甲乙二合。

春夏秋三合。　拾遺一合。

古今幷貫之集一合。被召天野殿遷御之時林鳥亡由被押銘。　後撰一合。

秘中秘一合。　言木一合。

御手本一合。　同　一合。

同　一合。三。　舊院御筆一合

後深艸院御書一合。

ふしみの院の御文ども一合。

伏見院御書一合。　新院御書一合。

同　一合。　同　一合。

入道左府狀一合。　御會和歌一合。銘御會哥合。

懷紙短册一合。　虫鳥柄一合。

座右一合。　古御詠幷御贈答一合。

ふるくあたらしきくわいし一合。
大事の御哥一合。
院御方御袈裟一合。自天野殿承之間進御室　無銘葛　一合。
慈惠僧正三衣一合。　葛　一合。春のぐそく。
又　一合。　又　一合。春下。
又　一合。　又　一合。たんじやく。
又　一合。御哥巻物共。　大嫛御ふみども一合。
きぬかさもの一合。　院御方の御願書一合。
手箱一合。蒔搖。　御所々御書共一合。
和歌愚艸一合。御詠草御百首。　神秘一合。
六條院文書一合。　羽田庄一合。銘御領事自室町院關東御沙汰
室町院御領事一合。　御領折中事一合。關東。
新御領一合。　玉葉集中書一合。
手箱一合。入春日可進之由自天野殿被仰之間入他櫃進之被返納之時大五力菩薩之由被押銘
以上六十八合。自二御室一被レ渡也。
仙洞御文書內。自二前太政大臣家一被二渡進一目錄。
一合。諸御領文書。蒔繪小唐櫃。　一合。諸地券。杉小唐櫃。
一合。長講堂領文書。　一合。長講堂寺用以下黑漆御手箱。
一合。諸地券幷御領文書。黑漆御手箱。　一合。諸御領文書。杉櫃。
一合。關東奏狀。杉櫃。　一合。御領文書。下司。
一合。大事御文書。葛。　一合。新御領。葛。
弘長百首。　天曆御記。
以上十三合。正平七年後二月廿二日。被レ預二左府文庫一。
都合廿四合進二上之一。自レ元被レ付二御封一。廳不二披見一。四條前大納言家。廳爲二存知一被レ下。如二御注文書一進上。於二被御注文一者。可二返進一之由有レ仰。杉櫃一合。黑漆御手箱一合。都記レ櫃無二御封一。廳不レ披二見之一。於二洞院殿一申入之所。開闔安藝前司入道重覺。存知事也。當時下二向田舍一。上洛之時有二御尋一。可レ被レ仰之由被二仰下一。資爲加レ封。右注進言上如レ件。
文和四年七月十二日
廳官左衞門尉中原盛氏
左衞門尉中原清種
主典代大藏大輔安部朝臣資爲

# 倭片假字反切義解加序

風聞。大古之代未有漢字。君臣百姓老少口々相傳。及乎應神天皇御世。始渡儒經學書契。而凡國家用文字。有眞字有假名。眞字對假字正也。假字對眞字權也。字名義卽物名也。言天下之萬物。本無其名非此字。强設其名作此字。譬視水火精之像。作㊀(火精象君。)㊁(水精象臣。)爲天一。爲天二。兩字。音實鈌。㊀實也。光明盛實矣。㊁鈌也。滿鈌々滿也。卽是日月焉。乃訓日月曰比流圖幾。比流圖幾卽日月假字也。日月卽是比流圖幾眞字也。(比流者㶚也。日光㶚萬物焉。圖幾者亞也。月光亞日光也。)都不過於以義爲眞字。音爲假名而已。此舊事本紀。日本書紀所用男假字。數多皆是也。亦如古事記。萬葉集。兼用眞字假字。以義與音相雜筆之。到於天平勝寶年中。右丞相吉備眞備公取所通用于我邦假字四十五字。省偏旁點畫作片假字。抑四十字音響及阿伊字江乎五字。此乃天地自然之倭語焉。是故竪列五字。橫列十字。加入同音五字爲五十字。且又橫十字隨脣舌牙齒喉。用宮商角徵羽變宮變徵七聲哉。蓋世俗傳稱之云吉備大臣倭片假字反切。有其口決矣。然後弘仁天長年中。弘法大師釋空海造四十七字伊呂波。(四十五字增二字。補闕於)二字以便于女童。其體則草書。此伊勢物語。古今和歌集所用女假字四十七等是也。予學和歌樂音律。其餘力觀吉備大臣倭片假字反切。則闕無音義。竊注己意。亦考全書。以解片字名曰倭片假字反切義解。聊述由緒冠假字首云爾。

假字反切音義。

臟 肺胸肝脾腎心胸臍

宮 徵 角 商 羽

喉 舌 唇 牙 齒

㋐ イ ウ エ ヲ　喉開。清。輕。　宮音。

横

| | | | |
|---|---|---|---|
| ㋻イウエオ | 喉閉。濁重。 | 宮音。 | |
| ㋳イユヱヨ | 半喉。不開。不閉。 | 變宮。 | |
| ナ㋥ヌ子ノ | 舌末。清。輕。 | 徵音。 | |
| タ㋠ツテト | 舌本。濁。重。 | 徵音。 | 圏內。 |
| ラ㋷ルレロ | 半舌。不進。不退。 | 變徵。 | 正音。 |
| ハヒ㋫ヘホ | 脣外。濁。輕々。 | 角音。 | |
| マミ㋰メモ | 脣內。清。重。 | 角音。 | |
| カキク㋘コ | 牙前。清濁。輕。 | 商音。 | |
| 竪 サシスセ㋞ | 歯後。濁清。重。 | 羽音。 | |

假字反切口訣。

上父字行ㇾ竪。下母字行ㇾ横。其隅生ニ子字一。

例　伊上父。和下母。反ㇾ阿。隅子。

亦　也上父。宇下母。反ㇾ勇。隅子。

横行歸ニ父字。竪行歸ニ母字。其歸生ニ子字一。

例　阿上父。和下母。反ㇾ阿。歸子。

亦　也上父。勇下母。反ㇾ勇。歸子。

假字音義方位。

㊝角　脣外濁輕。詞有ㇾ濁　ハヒ㋫ヘホ　腹發音　脾。

㊝宮　喉閉濁重。詞有ㇾ濁　ワイウエオ　腰發音　腎。　ワ通ハ。ナ通ホ。謂ニ之濁一。

㊝變宮　腰發音　腎　半喉不開不閉。詞無ニ清濁一　ヤ井ユヘヨ

㊝變徵　ラリルレロ　半舌不進不退。詞無ニ清濁一　胸發音　心。

㊝徵　舌末清輕。詞無ㇾ濁。　ナニヌ子ノ　胸發音　心。

㊝角　脣內清重。詞無ㇾ濁。　マミ㋰メモ　腹發音　脾。

㊝羽　歯後濁清重。詞有ニ濁清一。　サシスセ㋞　胸發音　肺。

㊝徵　舌本濁重。詞有ㇾ濁。　タチツテト　胸發音　心。

㊝宮　喉開清輕。詞無ㇾ濁。　㋐イウエヲ　胸發音　腎。

㊝商　牙前清濁輕。詞有ニ清濁一。　カキク㋘コ　胸發音　肝。

倭片假字畫解。

阿伊宇江乎
アイウエヲ

和　　　　於
ワ[イ][ウ][エ][ヲ]オ
　井勇惠與
ヤ[イ]ユヱヨ
圖
奈仁奴禰乃
ナニヌネノ
太知圖天止
タチツテト
良利流禮呂
ラリルレロ
半比不邊保
ハヒフヘホ
末美牟名毛
マミムメモ
加
カキクケコ
サシスセソ

[]内五字。序所謂同音五字是也。改乎伊作於圖者。空海所爲焉。

追考
伊呂波字畫解。
い以　ろ呂　は波　に仁　ほ保　へ邊　と登

ち知　り利　ぬ奴　る留　を遠　わ和　か加
よ與　た太　れ禮　そ曾　つ圖　ね禰　な奈
ら良　む武　う宇　ゐ爲　の乃　お於　く久
や也　ま末　け計　ふ不　こ己　え江　て天
あ安　さ左　き幾　ゆ由　め女　み美　し之
ゑ惠　ひ比　も毛　せ世　す寸

仲春日　　花山耕雲散人明魏愚草

右一卷。搜求舊庫反故中。而手錄以歸庵。倩聞秘密之奥藏。示權實之正軌。然音義輕重淸濁猶未盡曉。而有益于後學。功不少矣。嗚呼惜哉。未知耕雲散人明魏爲何世何人而已。

元和庚申歲夷則下弦　　阿闍梨良正

右一冊。於難波速川氏家許借之。命筆染紙。彼花山耕雲散人明魏。考。耕雲自作和歌口傳。則應永年中出家住山州花頂山焉。續作者部類卷下曰。凡僧明魏。花山院流尹大納言師賢

孫。權中納言家賢卿子。名長親。南朝任權大納言。（新續古今集和歌六首。）亦親葉集（新歌）載右大將長親詠歌。有數首。蓋長親慕君至孝。長歌慣音於我朝。遭親喪。凡三年居憂者。唯遠世貞觀年中紀夏井也。近代正平年中藤長親耳。長親入道明魏匪直也人者也。

于時正德三（癸巳）歲孟春三八日

以寧局今出河如雞

以呂波仁保ヘ（亡秋切。）土。（作止非也。）知利奴留遠和加與太禮曾門（都登切。）禰奈良武宇爲乃於久也末計不己衣（作江非也。一說沿。）天安左幾由妙美之惠比毛世寸。

門（ツオ梵音。）乱。ト。（直音南天。）ツオ。（拗音也中天。）

細井廣澤知愼考

# 通憲入道藏書目錄

一合。第一櫃。

周易一部。（十卷。九箇卷欠。）　同注疏經一部。（十卷。）

周易副象。（二卷。上下。）　周易集注。（二卷。四五）

易通統卦驗玄圖。（一卷。）

一合。第二櫃。

周易略例。（二卷。）　周易音義。（一卷。）

釋注毛詩。（四卷。）　毛詩音義。（三卷。）

許義音辨五帖。（摺本。）　禮記二帙。（上下。上帙欠二卷。）

禮記子本疏兩帙。（一帙欠第八卷。二帙欠第四卷。）

一合。第四櫃。

禮記正義第一帙。（欠一九十。見七弓。）

禮記正義第二帙。（十弓。）　同三帙。（欠第三。見九弓。）

同七帙。（欠第七。見九弓。）

一合。第五櫃。

一結。三禮圖上帙。　一結。沿革禮一部。（十弓。）

一結。三禮圖下帙。　一帙。五行定分法。淩三弖。
一合。第七櫃。　禮家六。　樂家。
江都集禮下。
第六帙。十卷。　第七帙。九卷。欠第六。
第八帙。八卷。　第九帙。八卷。
第十帙。九卷。欠第二。　第十一帙。八卷。
樂書要錄一結。十弖。
一合。第八櫃。
釋義序集一帖。七弖。　以言集八帖。
江硯文一結。　性靈集。五弖。
本記一卷。　五兆占四帖。
天暦御集一帖。　一條院御集一帖。
寒山詩一帖。　王逢蒙求一卷。
西京雜記。一弖。　遊仙窟一卷。
四條殿遺誡。一卷。　千字文。一弖。
一合。第十櫃。
聖證論七。一卷。　五經異義一部。見三弖。欠七ヶ弖。

孝經私記。一卷。　孝經去或。一弖。
孝經弦。一卷。　孝經援神契意隱。付鉤命決意隱。
七經發題。一弖。　六藝一論。一弖。
梁集雅義趣。一卷。
一合。第十二櫃。
說文解字一部。十帖。　字說二帙。上下。
宋韻一部。五帖。
一合。第十三櫃。
史記索隱上帙。七弖。　同中帙。十卷。
同下帙。九卷。　古史考。九卷。
馬史發題。一卷。　决疑滯一部。一帖。
一合。第十四櫃。
漢書傳一帙。十弖。　同二帙。十弖。見在二卷。十一十七。
同三帙。十一弖。　同帝記。十三弖。見在九弖。
一合。第十五櫃。
漢書傳第四帙。十一弖。　同五帙。十弖。
同六帙。十弖。　同七帙。八弖。

一合。第十六櫃。
魏吳蜀志廿帖。　漢書集義一部。
同傳七帖。五卷。　同問答。三卷。
同志上帙。六弓。　五行志。七卷。
地理志下之上。一弓。　後漢書私記。一弓。
新注漢書序例。一卷。　漢書訓纂。四卷。
一合。第十七櫃。
晉書例傳一帙。十四帖。　同二帙。九帖。
同三帙。十一帖。　晉書志一帙。八帖。
同截記。八帖。　同目錄幷音義。一帖。
一合。第十八櫃　小史傳。　南史傳
一結。北史列傳。十五帖。
一結。同傳。十六帖。　一結。南史列傳。廿五帖。
一合。第廿一櫃。
蘇子由史記列傳。廿帖。
一合。第廿三櫃。
大宗實錄三帙。十弓。　同四帙。十弓。

魏文貞故事。見六弓。
一合。第廿四櫃。
說苑上裹。十弓。　同下。十弓。
高士傳讃。一部。上中下。　西京新記。一弓。
律料。一弓。　十州記。一弓。
格後勅。見二弓。　公冶長辨百鳥語一弓。
大字經荀子。十帖。　山海經。四帙。
新校孟子經白。二帖。
一合。第廿六櫃。
一結。十弓。桓子新論上帙。　一結。七弓。同下帙。
一結。十卷。劉子乙部。　一結。三弓。晏子春秋一部。
一結。三卷。稽聖賦上中下。　一卷。七賢讃。
一卷。物名目錄。
一合。第廿七櫃。
大字雙金。二帖。上下。　大字注列子。五帖。
馬狀元策府精要。上下二帖。　釋氏注蒙求。一帖。
語麗。四弓。　典言。四卷。

抱朴子。巻第十二。一巻。　意林。一巻上。
蔡邕獨斷。一巻。　立身試一部。
九經要略。一巻。　大宗實錄三帙。十巻。
同四帙。十弖。　魏文貞故事。見六巻。
一合。第廿八櫃。
說苑上裏。十弖。　同下。十弖。
高士傳讃一部。上中下。　兩京新記。一弖。
要覽。一巻。　唐千年曆。一弖。
一合。第廿九櫃。
御覽一帙。十弖。　同二帙。十弖。
同三帙。十弖。　同四帙。七弖。
同五帙。十弖。　同六帙。十弖。
同七帙。十弖。　同八帙。十弖。
一合。第卅櫃。
御覽九帙。十弖。　同十帙。但見在一弖。百廿一。
同十一帙。十弖。　同十二帙。十弖。
同十三帙。十弖。　同十四帙。九弖。

一合。第卅一櫃。
會要第一帙。十三弖。　同第二帙。十貳弖。
同第三帙。十弖。　同八帙。八弖。
一合。第卅二櫃。
瑀林四帙。九弖。　同八帙。八弖。
一合。第卅三櫃。
論衡第一帙。十弖。　同二帙。十弖。
同三帙。十弖。　試子拾遺一部。四巻。
一合。第卅四櫃。
天文要錄第一帙。十弖。同第二帙。五弖。
同五帙。　同四帙。内第卅九。卅二弖。
一合。第卅七櫃。
病源論一帙。十弖。　同二帙。十弖。
同三帙。十弖。　同四帙。十弖。
同五帙。十弖。
一合。第卅八櫃。
大觀本草目錄。一帖。　大觀證類本草。十弖。上帙。

同中帙。十弓。　藥證病源歌一結。四卷。
合藥方一帙。二弓。
一合。第卅九櫃。
大觀本草下帙。十二弓。　醫書要字。二弓。下上。
藥種畧決。一弓。　要藥秘方。一弓。
本草和名下。一帖。　應驗如神方。一帖。
宋人密語抄上。一弓。
一合。第卌櫃。
勝金方上帙。九弓。　同中帙。十弓。
同下帙。十弓。　一帖同目錄。
一合。第卌一櫃。
注榮林下帙。見八弓。欠二二弓三六。
羅隱詩二帖。上五。下五。　臨川先生詩一部。五帖。
一合。第四十二櫃。
廣弘明集上帙。九ヶ弓。　中帙。九ヶ弓。
廣弘明集上帙。九弓。欠第二。
同中帙。九ヶ卷。欠第十六。

一合。第四十三櫃。
類聚國史一帙。十弓。　二帙。十弓。
三帙。四弓。　四帙。十弓。
一合。第四十四櫃。
類聚國史五帙。十弓。　六帙。十弓。
七帙。十弓。　八帙。十弓。
一合。第四十五櫃。
類聚國史十帙。十弓。　十一帙。十弓。
十二帙。十弓。
一合。第四十七櫃。
江都集禮第三十九弓入二加之。
類聚國史十七帙。十弓。　十八帙。九弓。
十九帙。六弓。
論語二帖。一六。入二加之。
一合。第四十八櫃。
本朝世記承平一結。十三弓。
同紀天慶一結。十五弓。

〔一脫歟〕合。第五十一櫃。　國史四。

一結。三四。　一結。四司。

一結。十三司。　一結。十八司。

〔一脫歟〕合。第五十七櫃。

一結。近衞院。五司。康治　一結。同十二司。久安。

一結。同六ケ司。仁平。

一合。第五十八櫃。　新國史。

一結。七箇司。世紀。上帙。一結。十一箇司。同二帙。

一結。九箇司。仁和。寛平。　一結。四箇司。寛平。延喜。

一合。第五十九櫃。

一結。八司。自延長元年。至同八年。　一結。十司。自延喜十一年至同廿二年。但十四年。廿一年兩年欠。

一合。第六十一櫃。

一結。宗家勘集。八箇卷。自第一至第八。

令私記。二司。中下。　律令格式罪科要抄。一司。上。

雜穢記。二十司。

一合。第六十三櫃。　內

廣幡中納言記。二司。　枇杷大納言記。一卷。

淸愼公記。一司。安和。　貞信公記。十一箇卷。

一合。第六十四櫃。　納。

平家幷諸家記。十二箇司。

一合。第六十五櫃。

一結。三卷。九條大納言進定經入道本源中記。

一結。四卷。同新寫。　一結。九卷。源中記。

一結。五卷。大宮右府記。　師時記二帙。康和。七司。

同二帙一結。二卷。天仁。　同四帖。六卷。永久。

同記一結。六司。天仁。大治。　信經記一結。五司。

橘爲仲記一結。三司。

一合。第六十七櫃。

相撲記。八箇司。　同記次第一帖。

一合。第七十櫃。

定文。十箇司。　朔旦勘文。二箇卷。

一合。第七十六櫃。　日本後紀一部。卌司。

一帙。十巻。　二帙。十巻。
三帙。十巻。　四帙。十巻。
一合。第七十七櫃。
一結。七巻。日本紀上帙。欠二一二三一。　一結。同中帙十巻。
一結。同下帙。九巻。欠二第廿九一。　一結。文德實錄一部。
一合。第七十八櫃。　初學指南。
上帙。見五巻。欠二五巻一。　下帙。十巻。
中帙。見五巻。欠二五巻一。
一合。第七十九櫃。
一結。延喜式一帙。十巻。合七巻。但當時無。
一結。法家勘狀。二巻。　右京職圖。一巻。
一合。第八十櫃。
一結。式曆。十一巻。　一結。格勅符抄。八巻。
一結。內新國史。四巻。　陰陽寮次第。一巻。
一帙。多治抄。　一帙。外記日記。
弘仁圖第五。　二卷。國後抄第二二三一。
叙位圖第五。　御即位記。寛平。延久。

貞觀格四帙。
類聚撿非違使官符宣旨一結。八巻。
一合。第八十一櫃。
新定撿非違使私記一結。三巻。上中下。
撿非違使勘問式。二巻。
一合。第八十二櫃。
和漢要術。九箇巻。　同秘術。五箇巻。
一合。第八十三櫃。
禊祭抄。二帖。上下。　同記。三巻。
赦仰書。二巻。　神宮御領目錄。一巻。
御逆修。二巻。　各別物記。一巻。
律問答。一巻。　同仲私記。一巻。
令私記。一巻。　新合讃撰。一巻。
雜奉勅宣別當上。一巻。律傍通一部。一巻。
一合。第八十五櫃。
踐祚例。四帖。　同新事。一巻。
齋宮歸京雜例。一巻。　同記。一巻。

同符案。一帖。　御即位抄。一帖。
此内旬記三ケ巻。山陵廢置記一巻。被ㇾ留。
御所。追可ㇾ被ㇾ返納一云々。

一合。第八十六櫃。
着座記。七巻。
御賀記。四巻。康和三巻。仁平一巻。同式一巻。仁平。
春日祭使記。四巻。天仁。寛治。久安。仁平。
元服着袴記。一巻。　春日詣次第。一巻。仁平。
八幡臨時祭使記。一巻。天喜三年。京極大殿。
加茂詣記。一巻。承暦二年。　加茂祭使定文。一巻。
此外御産記。十巻。雖ㇾ有二櫃銘一不ㇾ見。

一合。第八十七櫃。
格後類聚抄。十帖。

一合。第八十八櫃。　延久宣旨等。
三帖。延久三年六月伊房卿。其時爲二藏人頭一。同三年七月。同四年正二三。
一結。六卷。同四年夏四月五月六月。同秋。七月八月閏七月九月。
一巻。源大丞宣旨目錄。長和五年正二三四五六讓位大嘗會。
一巻。長元三年冬宣旨。
一結。加茂祭使文三殿。少將殿。加茂祭使定言一。又一結。賀茂祭使文二通。指圖一枚。賀茂祭使出立所。春日祭御文三通。
二結。加茂祭使雜事文等。

一合。第八十九櫃。　格後抄。
二十帖。

一合。第九十三櫃。
南史帝記一帖。一二。　北史帝記一帖。一二。
孝經述議一帖。　和漢要術。三巻。
源大丞記。二巻。　帝代記上。一巻。
直物抄。一巻。　相公儀。一巻。
拾遺抄。一巻。　金神方忌勘文。一巻。
易六日七分抄。一巻。　柱下類林。二巻。
類聚諸道勘文。一巻。　土記抄。一巻。
李部王記類聚抄。一巻。

一合。第九十五櫃。
類聚諸道勘文第八帙。十巻。

小右相記一結。十弖。
一合。第九十六櫃。
本朝世記一結。十三弖。　朝野群載一結。九弖。
延納言記下。　相尹記一結。四弖。
貞信公記一結。五弖。　範國記一結。三弖。
橘爲仲記。一弖。　廣幡納言記。一弖。
小一條記。一弖。
一合。第九十七櫃。
公卿補任。九帖。　少納言補任。一帖。不ㇾ見。
撿非違使補任。三帖。　同補任。五弖。不ㇾ見。
儒歷。五卷。明經明法筆。
受領補任。十帖。但見在二帖。東海道西海道不ㇾ見。　藏人補任。一帖。
齋宮抄。一弖。　齋院抄。一弖。
一合。第九十八櫃。　春秋家
公羊傳一部。十二弖。　春秋辨議一部。十弖。
左氏膏肓一部。五弖。欠三六七八又二三。
穀梁傳私記。上下。　春秋文苑。五弖。

海陵春秋。十帖。　一局。銘無ㇾ之。
藥師寺沙汰文書一結。三弖。
一合。第九十九櫃。
裝束記。八弖。朽損第八口在ㇾ之。　裝束使記文。五弖。朽損。
綸旨抄一部。四帖。　令義解。四弖。一六七九朽損。
明法部類要判集。一弖。朽損。
延喜式。一弖。第卅八弖。
移行外記政於官廳儀式。一弖。朽損。
秘記十五帖同。雖ㇾ有二櫃銘一不ㇾ見。同記目銘。同上。
一合。第百一櫃。
本朝世紀一結。天養五弖。久安三卷。
字林。一弖。　外記雜例一部。四弖。
同雜例。一弖。　同雜例。一弖。上。
加二納本朝月令一部。四弖。人々裝束記一。一弖。
一合。第百二櫃。
青陽抄。六弖。　祭御記目錄。一弖。
祭酒記。六弖。　同酒記。十弖。

一合。第百三櫃。
經史目錄一部。七号。　文選目錄。三号。
徽事勘文。六号。
一合。第百四櫃。
左子上帙。十号。　毛詩上帙。十号。
同下帙。十号。　左傳上帙。十号。
同中帙。六号。　同下帙。八号。
一合。第百五櫃。
一結八帖。白氏文集二帙。欠。
三帙。十帖。　四帙。十帖。
五帙。十帖。　六帙。十帖。
七帙。十一帖。
一合。第百六櫃。
一結本朝秀句一部。　一結。扶桑集。九号。第一帙欠。
三帖續本朝秀句。上中下。　拾遺佳句抄。上中下。
一帖。千載佳句下。　一結。句題詩抄下帙。
一結。絕句詩抄中。　一帖。先老抄。

一卷。詩判相撲立時幷詩。
二卷。詩合集。　扶桑集。
一卷。打聞集。長句。　一句抄。上下一帖。
一結。類聚句題詩抄。第十。
悠紀齋場所日記。永承元年。
一合。第百九櫃。
一結。抱朴子上帙十号。　一結。史記世家上帙。十号。
一結。本紀。十二号。　二号。唱和集。上下。
一号。匡張孔馬傳第五十一。
漢書八十八。　後漢書帝記。十号。
漢書六帙。雖レ有二櫃銘一不レ見レ文。
一合。第百十櫃。
續日本紀一帙。十号。　同二帙。十号。
同三帙。十号。　同四帙。十号。
指圖三枚。
一合。第百十一櫃。
世家上帙。九箇号。欠二第三号一。　同下帙。九箇卷。欠二第九号一。

傳上帙。七局。欠二第一二九弖一。　同中帙。六箇弖。欠二第六七八十一。
下帙。十弖。
一合。第百十五櫃。
江都督序。二帖。　儀同三司集。一帖。
以言序。一帖。　勘解相公草。二弖。
紀在昌集。三弖。　田達音集。十弖。
文芥集一結。十弖。　同集一結。六弖。
同集一結。七弖。　菅家後集。一弖。
菅三品序。一帖。　沙門敬公集。三弖。
都督亞相草。一弖。　泉州尙書草。一弖。
三代御製。一弖。　菅輔昭序。一帖。
一合。第百十六櫃。
釋靈實年代記。九弖。朽損。
王勃集。一帖。　禮部韻。一帖。
天寶文苑集。六弖。朽損。　寬和抄一部。五卷。
李商隱詩集。三弖。　本朝裒始。略抄。二弖。
齊名集一部。一帖。　張孟押韻。一帖。

日記抄。四帖。　句題抄目錄。一帖。
杜荀鶴集。一弖。　章孝標集。弖上。
七賢讃。一弖。　新賦畧抄。一弖。
一合。第百廿二櫃。
典麗賦集第二帙。六箇弖。
同賦七帙。十箇弖。　同第八帙。見九箇弖。欠二十弖一。
搜神後記。九箇弖。欠レ三。　醫心方九帙。自レ一至レ九。
十全要方目錄。一帖。　無名抄。一帙。
桂山文律。十三箇弖。四帖。
梁後畧。二箇弖。一二三。　章語。一二箇卷。四六上。
遊仙窟。一弖。　律。一弖。
一合。第百四十一櫃。
一帙。勘荅集。九弖。第二不レ見。五帖。同目錄。
一卷。大神寶記。　一卷。弓場始記。
一卷。考文。　一結。天文抄。四弖。
一弖。符案。三弖。　一卷。祭之料。二弖。
一卷。傳。七卷。　一弖。長德二年記。

一卷。除目叙位記。　一弖。八十嶋祭記。
一卷。金剛新律抄。　一弖。寛平遺誡。
一卷。黄帝太一法。　一卷。大一勘文。
一卷。太一要抄。　一卷。本策林目錄。
一卷。法家文書目錄。　一弖。大治五年十月。
一卷。五節定文。　一弖。外題破損文。
一合。第百四十二櫃。
一結。天文書抄。　一結。同書抄。
一帖。大嘗會御禊次第。同頓宮圖三。
天文勘草。　易命期注私記。
大判事永直朝臣勘合。
殿上記。二弖。
一合。第百四十三櫃。　十全要方。
三十卷。自第廿一弖至五十弖。
一合。第百四十五櫃。
一結。近代和漢年代曆。六十弖。
一結。舊記。七ケ弖。村上。

一結。宣旨目錄。九ケ弖。朽損二弖。
一弖寛和類聚抄。法家朽損。一弖。裝束使記。但朽損。
一卷。内侍司式。同。　一卷。雜抄。
一合。第百四十六櫃。
宣旨目錄。七弖。　本朝世記。七弖。
御書解狀宣命上表一結。
已上多虫損。
一合。第百五十五櫃。
禮記正義一帙。十弖。　周禮疏一帙。十弖。
史記傳。四弖。　雜々書一結。御書。大嘗會。
一合。第百七十櫃。
缺文
一合。通憲書。
筆談上帙。十弖。皆朽損。　中帙。十弖。同朽損。
下帙。三弖。　文粹上帙。十弖。
下帙。八弖。　令。一帖。
公卿補任。一帖。　唱和集。二弖。

抄物。三帖。　貞信公敎命。
扶桑集卷第六。　唐書目錄。
天地瑞祥志第十六。
一合。
晉書。十八卷。　魏書。十六弓。
隋書。十弓。　宋書。七弓。
陳書。十六弓。
一合。
東宮切韻。十二帖。　廣益玉篇。三帖。
字寶前集。二帖。　句題持抄。十帖。
皇宋百家詩。三帖。　唐韻。四帖。
列子。二帖。　相馬經。二弓。
良馬圖。一弓。　日本紀。三弓。
律。一弓。　前漢志書。一帖。
隋書經籍志。二帖。

## 諸家點圖

喜多院點
東南院點
圓堂點觀音院僧正加點
中院僧正點
寶幢院點
智證大師點
西基點
三寶寺點
水尾點
禪林寺點
遍照寺點
香隆寺點
淨光房點
順曉點
俗家點
俗點
經點

# 興福寺法相宗喜多院點

# 東大寺三論宗東南院點醍醐同用之

圓堂點　仁和寺所用也

# 觀音院僧正被加點

中院點　高野所用也

智證大師點
三井寺所用也
西基點
三井寺所用也
音
訓
放點

寶幢院點　比叡山所用也

三寶寺點　叢菩提心寺用之

第二圖文初コト本書無朱第五冊愛点無朱

永尾點　圓堂僧正用之

禪林寺點

# 遍照寺點

# 香隆寺點

〔第二行四段左肩〕
「セテシム」恐有誤〕

## 浮光房點

## 順曉點

俗家點
俗點

返 引 句

# 經點

右點圖内外　以興福寺中山上下藏院教弘本

貞享二乙丑歲七月廿日寫之

經家
紀傳
訓
呉
漢
上
去
輕
平
入
官名
人名
処名
書名

經傳

姓
名
書
返点
切点
呉
漢
訓

雜部五十一

# 桂林遺芳抄

儒門繼塵目錄。

一學問料事　附欵狀幷諸例事外記續別紙可書宣旨事
一入學吉書事　附蔭子蔭孫幷字等事
一文章得業生事　附儒學幷年紀以下諸例事
一寮省試事　附本堂字幷諸說翰林貢擧狀寮解狀題同詩評定文等事
一進士給官事　附學生以下諸說事
一方畧宣旨事　附欵狀幷諸例事
一課試宣旨事　附儒擧幷覆問宣旨等事又有諸例
一當氏二年策例事
一問頭博士事　附欵狀幷諸例事
一問頭題者兼行例事
一郡事屋申文事
一禮籍事　附禮物贈事
一試衆小屋事　附神座事
一題者事當日儀
一策文事同前
一問頭書問事同前
一古文字事
一判儒事
一獻策雜例事
重服例試衆多少例省試獻策同例策勞例給墨例大破子已下例事

一當日文章院參仕事　附廟拜事
一當日郡事屋事　附判事評定文事
已上大概分如件

一給學問料事。
號給料。給料後號學生也。位署等書學生也。
此事儒門繼塵之初道也。學黌之燈燭料申賜宣旨。自穀倉院配分也。故云給料也。今則雖爲告朔餼羊。必先申請也。此后當氏并江家學生等者。在文章院稽古積功也。藤氏人者。給料之后。在勸學院成稽古也。兩院各有二人宣旨。必獻上宣旨。每度之儀也。所望之款狀云之內擧。或父或祖父擧申也。無父祖時自身申賜。云之自解云々。儒卿又擧奏。古來之義也。款狀文章四六也。書調時又別副消息付職事也。上古者。年齡闌申之。近代者。幼年二三歲之時即申之。二歲之時號三歲也。雖然七八歲許之時申給宜也。堅固幼少者。無冥伽歟。可得意事也。若又年齡馳過之人者。三年以上付上申給也。假令十五歲之人者。十二歲計書上年紀也。此事非曾自由之義。古來如此。故二歲之時號三歲。二歲付上也。省試獻詩計之人。二三歲之時。又如此之例也。

款狀調樣事。
文章以四六可積螢雪之功由也。如舊草。可計會强紙一枚書款狀。同紙以一枚爲裏紙。以一枚爲懸紙。但近代。皆略懸紙。卷加消息故也。消息或又强紙。或杉原等也。凡此款狀與方。宣旨之詞書載之程。相計可置餘慶也。但復文章多之時者。不可及此儀也。外記續加別紙例存之矣。消息者付職事。職事奏聞之后下上卿。上卿下外記。外記書載宣旨詞。從其人也。

一瑞雲院贈内府記云。欵狀高檀紙ニカク。裏紙懸紙アリ。欵狀奥ニ餘分ナケレバ。外記局ニテ裏紙ヲ續加テ宣旨詞ヲ書ナリ。件草如此云々。（草在下。）

一口傳抄云。内擧ニハ不隱子。外擧ニハ不穩仇。起自晉祁傒之擧子。（見晉世家。）

一無父祖之時稱自解自身申云々。此事予難信用。予申學問料之時依無父祖。故大藏卿顯長入道令商量欵狀等令計會。然處自解例舊草不見及。又大藏卿入道家傳未練也。於時了見之義歟。不審也。無舊例者。予一代之誤。不可爲後例也。（草在下。）

一瑞雲院贈左府記云。所望ノ狀。是ヲ内擧ト云フ。或父或祖父擧申。卿位ニ昇輩兩三人ヲ擧申。四品一巡一人ヲ擧。五位ハ擧セズ。藤家ハ四位以後數輩擧奏ス。傍若無人事也云々。以之思之。父五位時不擧。儒卿擧之例者。應永七年四月散位正五位下菅原爲興息男爲嗣給料。父擧申之處。欵狀不被用之。同十一年十二月。迎陽御擧也。（舊草在下。）如此之時。自解之申狀尙以不審次第也。舊例可尋決矣。

一文永元年十月。式部大輔良頼卿申狀云。曩祖淸公卿不至志學之齡。始給學問料。（紀傳道之濫觴云々。）

一申學問料事。被尋儒卿例。

曩祖長（闕）卿請文云。（桃宮者後號粟田口公良之孫也）

長勝學問料所望事。桃宮三位欵狀。加一見返上之。儒卿第二之擧者。皇澤無變之恩也。所内擧無子細。宜在時儀。以此趣可令洩披露給。長（闕）誠恐謹言。

十二月十八日　　刑部卿長（闕）

奉行頭左中弁忠光朝臣也。

右一紙以迎陽御筆蹟注記之畢。

長勝者淳嗣朝臣之弟也。仍云第二之擧歟。

欵狀舊草。（卿位之時者端不書位署也。雲客之時端先書位署也。大略欵狀之法樣也。已

一藤氏例。（下同。）

請殊蒙　天恩因准先例依奉公勞以男
正六位上兼宣被恤賜學問料狀。

右兼綱謹考舊貫。給料有闕之時儒卿擧子之日。採用異他者。　皇化之規範。吾道之故實也。爰兼綱補五位侍中昇仙郎貫首。從大丞平章事歷王言吐納官。其父既有勞。其子豈無賞哉。望請　天恩因准先例依奉公勞以件兼宣被恤賜學問料者。將誇九枝之明詔。令繼累葉之舊業矣。兼綱誠惶誠恐謹言。

貞治七年正月廿五日　從二位藤原朝臣兼綱

一菅氏例。

請殊蒙　天恩因准先例以男正六位上長
清給穀倉院學問料令繼門業狀。

右益長謹撿案內。受菅氏門業給穀倉院料者。聖朝之嘉猷。吾道之故實也。何況徒有兩闕。既送多年。爰益長雖登三品之班。未及一子之擧。夜鶴之思尤切。夏螢之學不荒。望請　天恩因准先例。以件長清被賜學問料者。彌仰淳朴之聖日。將繼累葉之儒風矣。益長誠惶誠恐謹言。

文安三年十月廿一日從三位行左大弁兼山城權守菅原朝臣益—

宣旨。此宣旨外記續加他强紙書。

正三位權中納言藤原朝臣隆遠宣。奉
勅。依請者。

同年同月廿三日　大外記中原朝臣師胤奉

一五位者不內擧例事。父非成業之時。又不擧之例。是同也。

菅爲與五位時。雖擧中息男爲嗣欵狀不被用。數年之后。儒卿（迎陽御擧也。）之擧也。次第下知如此。

舊草。

散位正五位下菅原爲與誠惶誠恐謹言。

請殊蒙　天恩因准先例以男正六位上爲

嗣被給穀倉院學問料令繼儒業狀。

右爲興謹撿案內。受菅氏門葉。給穀倉院料者。聖朝恒規。吾道故實也。爰爲興雖非成業之身。欲擧慈愛之子。夜鶴之思尤切。夏螢之學不荒。今所推薦。誰謂非據。望請　天恩因准先例。以件爲嗣被給學問料。彌仰崇文之化。增勵遊學之功矣。爲興誠惶誠恐謹言。

應永七年四月日散位正五位下菅原朝臣爲興

右父非成業之時。亦不得擧子之例。同見此欵狀。口傳之旨不替者也。

迎陽御擧狀草。

請殊蒙　天恩因准先例以男正六位上爲嗣給穀倉院學問料令繼門業狀。

右秀長謹撿案內。學問料者。內擧之道。先蹤雖區。優帝師之擧。賞儒宗之勞。必有恩許。尤爲嘉猷。何況徒有兩闕。既及數年。早達擧奏可謂洪恩。爰爲嗣。八歲入小學。三餘勵殊功望請　天恩因准先例。以件爲嗣被下學問料。將知重師之義。彌揚弘儒之名矣。秀長誠惶誠恐謹言。

應永十一年十二月　日參議正三位行式部大輔兼因幡守菅原朝臣秀長

從二位行權中納言兼太宰權帥藤原朝臣資落宣。

奉勅。件爲嗣宜仰穀倉院給學問料者。

同年同月廿五日　大外記兼越前權守清原眞人賴秀奉

次第下知。上卿。

宣旨。

式部大輔菅原朝臣申請。殊蒙　天恩。因准先例。以男正六位上爲嗣給穀倉院學問料。令繼門業事。

仰依請。

右　宣旨。早可被下知之狀如件。

十二月廿五日　　太宰權帥判

四位大外記局

一自解欵狀事。例不審之段記前段。

正六位上菅原朝臣和長誠惶誠恐謹言。

請殊蒙　天恩因准先例給穀倉院學問料令繼儒業狀。

右和長雖受菅氏。未浴洙水之波。雖遊杏壇。猶迷翰林之道。慈考已令早世。祖父又卜他生。有誰傳詩書。顧己過志學。伏撿案內。賜燈燭經筆硯者。洪儒之芳蹤。聚螢火繼箕裘者。大業之舊貫。和長以自解企擧奏也。望請　鴻慈因准先例。被下　宣旨者。爲　聖朝佳猷拜院料。令扇門風者。爲吾道餘慶矣。和長誠惶誠恐謹言。

文明八年二月十三日正六位上菅原朝臣和長

正三位行權中納言藤原朝臣宣胤宣。奉

勅。宜依請。

同年同月同日掃部頭兼大外記造酒正博士中原朝臣師富奉

一息男兩人擧奏事。

從四位上行少納言兼侍從文章博士大內記越中權介菅原朝臣和長誠惶誠恐謹言。

請殊蒙　天恩因准先例以男正六位上長標給穀倉院學問料令繼儒業狀。

右和長謹撿舊貫。承箕業於菅氏。給燈料於穀倉者。皇家之嘉猷。吾道之故實也。匪啻有兩闕。況復迭數年。爰和長雖近不惑之齡。未遂內擧之志。常苦鶴籠之思。而勵螢案之勤。望請　天慈因准先例。以件長標賜學問料者。彌扇蓬嶋之聖風。式誇杏壇之遊學矣。和長誠惶誠恐謹言。

明應五年正月廿三日

從四位上行少納言兼侍從文章博士大內記越中權介菅原朝臣和長

正三位行權中納言藤原朝臣季種宣。奉

勅。依請。

同年同月同日　大外記中原朝臣師富奉

此長標十五歲夏自入釋門畢。

請殊蒙　天恩因准先例以男正六位上長淳給穀倉院學問料令繼儒業狀。

右和長謹撿舊貫。承箕業於菅儒生。賜燭料於穀倉院者。　聖朝之嘉躅。吾道之恒規也。爰和長雖送五十之餘春秋。未得一子內擧時節。幸有兩闕。況惟及數年。偶加五更。式欲被優賞。望請　鴻慈因准先例。以件長淳給學問料者。早慰鶴籠之思。彌勵螢幌之勤矣。和長誠惶誠恐謹言。

永正九年六月九日正三位行權中納言兼大藏卿菅原朝臣和長

從二位行權中納言藤原朝臣元長宣。奉勅。件人宜仰依請者。

同年同月同日從四位下行掃部頭大外記造酒正助教中原朝臣師象奉

右公卿雲客蝙作之差別。如此之法也。

一入學吉書事。

此事近代無沙汰無謂。省試時必有之。初參之日可有吉書事也。可再興矣。給料后。文章院初參之日。入學名簿。學生隨身而下堂監也。入院名簿同事也。吉書又同事也。家記云。入學名簿之事。堂監覽博士歟云々。近代大學寮幷東曹西曹依退轉。無入字之儀間。自然無沙汰。不可然。於秀才不可付寫之義見。又不可然。書樣者。一門五位必書之也。近代四位又多分也。本堂字之事。此入學日所付之字也。瑞雲院贈左府云。次文章院ニ參ス。氏院ニ參ノ如シ。手ヲ洗テ廟拜廿一反。但員數不定云々。次臺盤座ニ着ス。北上東面也。座定盃酌。此座ニテ吉書アリ。堂監吉書二枚ヲ讀テ後試衆等ニ授。試衆二字ヲ加テ。返給テ退出云々。

件吉書事。是ヲ氏院入院名簿ト號。同事也。

兼日二通堂監ニ書給。各裏紙懸紙アリ。厚紙ニカク。正中ニハ。一通ニハ署ヲ加返給。一通ハ懷中云々。

建仁ニ加二字テ返賜云々。堂監書進之。

蔭子正六位上藤原朝臣弘行。年八歳。

正六位上行左衞門尉弘貲男。

正中三年二月廿八日正五位下行春宮權大進藤原顯盛貫

如此書也。蔭子蔭孫者。依父祖位可書。位署ニハ一門五位令書云々。於正統者不書之云々。此奥ニハ堂監如此三行令書。

判。以藤槐爲本堂字者。

同年同月同日　堂監前周防守　藤原重親

此奥。秀才加署。

文章得業生正六位上藤原朝臣兼。

或記云。寛平八年十二月十三日。齊世親王入學。當日早朝召文章博士紀長谷雄。御自持名簿賜之。長谷雄拜舞。親王參當云々。

一蔭子蔭孫事。

父之位高時者云蔭子。祖父之位高時者云蔭孫。以父祖之位定學生之位故也。此事朝廷者無如爵。是同事也。儒門者以蔭子蔭孫爲初位也。但於令者諸人皆以蔭子蔭孫定也。當時者諸家皆以五位爲初位間。不及此義也。儒門初位者爲六位條。專用此義也。儒者不越次第之法也。

令云。凡學生在學。各以長幼爲序。初入學皆行束脩之禮於其師。各一端。私云。長幼之序。依有煩。立蔭子蔭孫也。

延喜式云。凡遊學之徒。情願入學。不限年多少。總加簡試。其有通一經聽預學生。但諸王及五位已上子孫不預簡試。

蔭子蔭孫。

或記云。現在之父在。于時書蔭子。現在之祖父在。于時書蔭孫云々。

一字事。上古樣。

凡如漢朝。於字者。上置姓之一字。下置別字也。

聖廟御字者菅三。三善淸行字三耀。文屋康秀字文琳。紀長谷雄字紀寬。藤道明字藤階。橘澄淸字橘上。平惟長字平昇。源扶義字源敎等也。

此外有姓字不取也。

藤菅根字右生。橘廣相字朝凌。田口忠臣字達音。春淵良規字朝二等也。例兩樣繁多也。近代之樣者。依堂監相計用藤槐菅寮等也。委細尙注省試之段畢。

一補文章得業生事。文章生者進士也。

此事學生賜一官之儀也。宣下後云文章得業生也。或號秀才或稱茂才也。但位署只文章得業生。上古者通一經之時。被登用補秀才也。今者翰林學士以簡試分欵狀。文章博士之擧也。仍云儒擧也。獻上宣旨也。雖儒擧於欵狀者。學生書調之。送翰林兩所之亭請加署也。位署悉書連於名字二字。兩人加之也。上首翰林必與也。文章者四六也。料紙又同。給料欵狀消息又是同。年紀事。

上古者九年或七年也。今者歷四ケ年可申分也。雖然例不定也。

瑞雲院贈左府記云。給料后四ケ年ヲ經テ秀才ニ登ベキ式法ナレドモ。只闕ニ隨テ申任ズ。隨テ承久元年例ハ翌年ニ轉任シキ。是ハ儒擧ト申テ。文章博士署ヲ加テ申ス。欵狀ヲ書調テ。翰林二人カ一人カ位署ヲ書テ。內々ノ狀ニテ、先上首。次ニ下﨟ノ翰林ニ遣テ署ヲ取テ後職事ニ付ク云々。

欵狀草。

請殊蒙 天恩以學生正六位上藤原朝臣兼宣。被補文章得業生狀。

右兼宣者。貞治七年給穀倉院學問料。爰秀才兩闕有之。兼宣一闕當仁。登用之處誰謂非據。況亦黃閣譜代之蹤。祖胤不淺。書齋競陰之學。幼聰呈譽。不擧若人何勵後昆。望請 天恩。以件兼宣被補文章得業生。將闕茂才之榮。

令繼累葉之慶。仍勒事狀。謹請處分。

應安三年十二月　日

從四位下行文章博士伊豫權介藤原朝臣

正四位下行大學頭兼文章博士越後介菅原朝臣

給料兼宣揚歷事儒學執進候。急速可令奏達給。恐々謹言。

十二月廿日　兼綱

頭弁殿

一五ヶ年例。年紀。

請殊蒙　天恩以學生正六位上菅原朝臣長直被補文章得業生狀。

右長直者。去文安三年給穀倉院學問料。爰秀才有闕。長直當仁。況亦親螢囊兮志學不瀾。閲蠹簡而幼敏有譽。功績所至。推薦豈私。望請　天恩因准先例。以件長直被補文章得業生者。彌勵龍門之志。令伴鵷班之陰矣。仍勒事狀謹請處分。

寶德二年三月廿三日

從四位下行少納言兼侍從文章博士菅原朝臣爲賢

正三位行權中納言藤原朝臣定嗣宣。奉勅。件長直宜補文章得業生者。

同年同月同日　大外記兼主水正助教淸原眞人宗賢奉

一四ヶ年例。

請特蒙　天恩以學生正六位上菅原朝臣長敎被補文章得業生狀。

右長敎者。去應永四年給穀倉院學問料。秀才有闕之時。給料學生被轉補者古今之例也。次第所推。長敎當仁。就中性禀幼敏。勤編蒲之功。跡慕累塵。求折桂之譽。不擧若人何勵後輩。望請　天恩以件長敎被補彼闕者。忽仰就日之恩。彌勤競陰之學。仍勒事狀謹請　處分。

應永七年三月日

從四位上行少納言兼侍從文章博士菅原朝臣長方

從四位上行文章博士菅原朝臣長遠

正二位行權大納言藤原朝臣實豐宣。奉レ勅。件長敎宜レ補二文章得業生一者。

同年四月廿二日大外記兼博士越中權守清原眞人賴季奉

請ニ特蒙二天恩一以二學生正六位上菅原朝臣長清一被レ補二文章得業生一狀。

右長─者。文安三年給二穀倉院學問料一。秀才有闕之時。給料學生被二轉補一者。古今之例也。次第所レ推。長清當レ仁。就中學務二時習一。志期二日新一。該二貫乎六藝之文一。手未レ釋レ卷。總二括乎百家之説一。口弗レ絕レ吟。不レ擧二若人一何勵二後輩一。望請　天恩以二件長─一被レ補二彼闕一者。彌仰二配天之　皇澤一。將レ繼二累世之儒風一。仍勒二事狀一謹請二　處分一。

寶德元年十一月三日

從四位下行少納言兼侍從文章博士菅原朝臣爲賢

從四位下行少納言兼侍從文章博士菅原朝臣繼長

此宣旨續二別紙一。外記書二　宣旨詞一畢。仍記二此欵狀一。

正三位行權中納言藤原朝臣定嗣宣。奉レ勅。件長清宜レ補二文章得業生一者。

同年同月十二日　大外記兼主水正清原眞人宗賢奉

二三ケ年例。

請ニ殊蒙二天恩一以二學生正六位上菅原朝臣有長一被レ補二文章得業生一狀。

右有長者。去應永廿五年給二穀倉院學問料一。秀才有レ闕之時。給料學生被二轉補一者。古今例也。次第所レ推。有長當レ仁。就中學而習レ時。敏而稟レ性。今擧二若人一欲レ勵二後輩一。望請　天恩以二件有長一被レ補二彼闕一者。彌繼二累家之門業一。特發二一流之名望一。仍勒二事狀一。謹請二　處分一。

應永廿七年二月十六日

正四位下行大學頭兼少納言侍從文章博士菅原朝臣長[illegible]

正四位下行文章博士菅原朝臣在直

從二位行權中納言藤原朝臣實秀宣。奉

勅。依請者。

同年同月十八日　大外記兼肥後守中原朝臣師胤奉

二ヶ年例。卽翌年也。

大府卿爲一卿。御傳云。壽永二年正月廿六日給穀倉院學問料。元曆元年四月廿日補秀才。文治二年一月廿日兼越前掾。同三年正月十六日獻策云々。已下略。

一文章生後補秀才例。

西曹始祖淸一卿。御傳云。淸一者。近江介從五位下古人四子也。父古一儒行高世。不與人同。家無餘財。諸兒寒苦。淸一年少略涉經史。延曆三年奉試補文章生。學業優長被擧秀才。春秋十五才十七年對策登科。已下略。

良賴卿申狀云。曩祖淸一卿不至志學之齡。始給學問料云々。秀才爲志學之年。彼是之說契符歟。

又文章生後給料秀才例。

菅原茂長卿御傳云。茂長者。參議正二位長經卿男。本名俊長。正應三年三月廿八日文章生。于時十七歲。同四年二月七日給學問料。穀倉院。同六年二月十三日補秀才。永仁二年任因幡權少掾。同三年二月十二日對策。同十九日叙爵。于時俊長。

又給料后文章生秀才例。

菅原房長。本名種長。改在基。又改房一。

正安二年二月廿五日給穀倉院學問料。

年月日補文章生。

嘉元四年二月十日轉任文章得業生。

菅原在成。

延慶二年三月廿七日給穀倉院學問料。

同三年四月廿八日補文章生。

同年五月廿日蒙方略宣旨。

同年六月二日獻策。同三日判。

又罷秀才蒙方略宣旨例。

菅原房長。文章生見于前。又令還任歟如何。非宜下間還任不審。省試又不可再遂歟。

嘉元四年二月十日轉二任文章得業生一。
同年[ ]月廿三日罷二秀才一蒙二方略宣旨一。
同年三月十八日對策。同廿一日判。年十一歳。

一寮省之試事。
此事必爲レ擬二進士一也。秀才者必不レ受二此試一也。入學之后得二翰林試一。既補二秀才一之間。直蒙二課試之宣旨一對策及第也。又給料之后不レ補二秀才一。遂二省試一可レ爲二進士一。亦有レ例。前注二于 近代藤氏人者。必擬二進士一也。仍遂二省試一爲二進士一也。進士之后蒙二方略宣旨一對策及第也。
寮試者大學頭之試也。省試者式部輔之試也。故云二寮省之試一也。家記云。寮試後日行二省試一。而近代同日相行也。寮試者讀書。省試者賦詩。但此詩大卿作レ之。給二試衆等一令二淸書一。分二諸方名一賦レ文。又云。判者省試評定也。又云。就二省試一必可レ有二寮試一也。又云。試衆者宣旨分二人。院御分一人。殿下分一人。省官分三人。兩博士分二人。判儒分三人。此上亡大卿所レ給之進士名餘貢。代々廿人定例也。若廿人餘之時者。小省試トテ別行レ之。有二其例一云々。
右思二此等之人員一。上古詩試者專爲二御前試一也。其謂者宸宴之日。堂上堂下獻レ詩。於二其中一以二其勝一及第也。依レ之省試之時。作者多端也。多端之內。以二絕勝一可二及第一之義也。上古之例多分也。
或記云。聖武天皇神龜年中始二進士試一。進士及第例。承和六年春五星若二連珠一詩。及第三人。三月廿日判 少輔藤原氏宗朝臣。孫王。茂世王。桓武御後。仲野親王男。三原永道。文長河。
登科記云。式部卿是忠親王二男。進士及第。式瞻王延喜十六年八月廿八日試。行二幸朱雀院一。御題高風送レ秋詩。以レ鐘爲レ韻。七言六韻。及第四人。九月廿一日判。
藤原高樹。字藤原近江。大江維時。字大江二。春淵良規。字朝二。藤原春房。字藤原藝。
已上四人不レ作二開韻一及第云々。

登省記曰。康保二年十月廿三日。行幸朱雀院。
御題。於藏人所被行之。
飛葉共舟輕。勒七。澄。陵。氷。興。膺。
及第一人。橘倚平。字橘宣。式部丞。飛驒守是輔等。
藤原雅材獻策。辨散樂。村上御問也。
放嶋試事。
朱雀院試者。學生皆乘舟行中嶋作詩也。文章生試者。式部省行之。云省試也。今日朱雀院爾天被行之也云々。
一名簿事。
其儀委細注于前段。省試之時。又必可書下也。給斷之時者。入學之名簿也。於于茲者。試衆之名簿也。故大學寮寮試一通。式部省省試一通。各二通被書上之云々。又於字者。堂監後日與書加云々。
蔭孫正六位上菅原朝臣益長。年三。
正四位下行大學頭兼少納言侍從文章博士越前權守長遠朝臣男。
應永十五年十月廿三日　式部權少輔從五位下菅原朝臣在直貢
判以菅寮爲
本堂字者。
同年同月同日
堂監正六位上右兵衞少尉藤原朝臣親敎
右此時二通也。正文二通有之。依同文只今一通分記之也。尙舊草注左矣。
蔭孫正六位上菅原朝臣在行。歲九。
前出雲權守正六位上在保男。
應永十五年三月廿八日　民部權少輔從五位下菅原朝臣在直貢
判以菅寮爲
本堂字者。
同年同月同日
堂監正六位上行右兵衞少尉藤原朝臣親敎
右此躰一格之樣也。仍記之。
蔭孫正六位上菅原朝臣治長。歲十二。

正四位下行少納言兼侍從文章博士信濃權
守長方朝臣男。
應永十六年十月五日　從五位下行大內記菅原朝臣長政貢
判以菅寮爲
本堂字者。
同年同月同日
堂監正六位上行右兵衛少尉藤原朝臣親敎
蔭孫正六位上藤原朝臣盛光。年十二。
權中納言從三位資國卿男。
應永十年三月廿八日藏人權右少弁正五位下藤原朝臣有光貢
判以藤寮爲
本堂字者。
同年同月同日
堂監正六位上行右兵衛少尉藤原朝臣親敎
蔭孫正六位上藤原朝臣淸光。年十。
藏人頭正四位上行右大弁資家朝臣男。
應永十年三月廿八日　從五位上守右兵衛佐藤原朝臣定光貢
判以藤寮爲
本堂字者。
同年同月同日
蔭孫正六位上菅原朝臣在廣。歲廿六。
從三位在宣卿男。
應永十年三月廿八日　散位從五位上菅原朝臣在興貢
判以菅寮爲
本堂字者。
同年同月同日
蔭孫正六位上菅原朝臣定長。歲十五。
從四位上行少納言兼侍從文章博士美濃介
長方朝臣男。
應永十年三月廿八日從五位上行大內記兼出雲權介菅原朝臣長貢
判以菅寮爲
本堂字者。
同年同月同日。已上堂監同前也。仍略位
署。

右已上用二一門之五位一例也。

蔭孫正六位上菅原朝臣惟長。歳七。

從五位上行大内記出雲權介長賴男。

應永十年三月廿九日從四位上行少納言兼侍從文章博士阿波權介菅原朝臣長一貢

判以二菅寮一爲二

本堂字一者。

同年同月同日　　堂監又同前。

蔭孫正六位上藤原朝臣宣光。年八。　後改二兼鄕一。

從二位行權中納言兼太宰權帥兼宣卿男。

應永十五年十月廿二日　從四位下右中弁藤原朝臣有光貢

判以二藤寮一爲二

本堂字一者。

同年同月同日　　堂監同又署。

蔭孫正六位上菅原朝臣光長。年三。

正四位下　行少納言兼侍從文章博士長（清）一朝臣男。

文正元年十二月八日　正四位下行大學頭兼少納言侍從文章博士菅原朝臣顯長貢

判以二菅寮一爲二

本堂字一者。

同年同月同日

堂監正六位上行右兵衛少尉藤原朝臣國次

右已上用二一門之四位一例也。此子細注二前段一畢。

一翰林貢擧事。

家記云。貢擧トテ試衆ヲ博士擧レ之云々。此學狀者。學生中可レ承二寮省之試一輩。翰林注二送大學頭之擧一也。仍兩博士之署也。大學頭受二此旨一。又寮擧トテ又以二解狀一送二式部省一也。

貢擧狀。進士或云二貢士一也。仍云二貢擧一也。

請レ令レ奉レ擬二文章生試學生等一事。

合

蔭孫正六位上藤原朝臣義資。宣旨分。加二分字一事。省試之詩事也。

正六位上藤原朝臣量光。宣旨分。
正六位上菅原朝臣在敎。聖廟御分。
正六位上藤原朝臣宣光。殿下仰。
正六位上菅原朝臣益長。大輔分。
牒。件人々通二習史漢一。堪レ爲二擬文章生一。仍貢擧如レ件。謹牒。

應永十五年十月十九日
從四位上行少納言兼侍從文章博士信濃權守菅原朝臣長方
正四位下行大學頭兼少納言侍從文章博士越前權守菅原朝臣長遠

一學生一人例。

請レ令レ奉二擬文章生試學生等一事。
合
蔭孫正六位上菅原朝臣治長。宣旨分。
牒。件人々通二習史漢一。堪レ爲二擬文章生一。仍貢擧如レ件。謹牒。

應永十六年十月三日
正四位下行少納言兼侍從文章博士信濃權守菅原朝臣長方
正四位下行大學頭兼少納言侍從文章博士越前權守菅原朝臣長遠

一寮擧事。或云寮解也。同事也。
大學頭以二兩博士之貢擧一。又擧二式部省一之狀云二寮擧一。此狀者必大學少允書上也。仍載二位署一也。奧爾大學頭必加署也。如レ此之后有二式部省之試一也。

寮擧狀。

大學寮
請レ奉レ試二擬文章生等一事。
合
蔭孫正六位上藤原朝臣義資。不レ書二何分之字一。
正六位上藤原朝臣量光。
正六位上菅原朝臣在敎。
正六位上藤原朝臣宣光。
正六位上菅原朝臣益長。
右得二從四位上行少納言兼侍從文章博士信濃權守長方今月十九日解狀一偁。件人等通二習史

漢。堪爲擬文章生。仍貢擧如件者。寮依例申
送。以解。
應永十五年十月廿二日正六位上行少允草部宿禰久重
正四位下行頭兼少納言侍從文章博士越前權守菅原朝臣長遠

一同一人例。

大學寮
請奉試擬文章生等事。
合
蔭孫正六位上菅原朝臣治長。
右得從四位上行少納言兼侍從文章博士信濃
權守長方今月十九日解狀偁。件人等通習史
漢。堪爲擬文章生。仍貢擧如件者。寮依例申
送。以解。
應永十五年十月廿二日正六位上行少允草部宿禰久重
正四位下行頭兼少納言侍從文章博士越前權守菅原朝臣長遠

一試衆十一人例。

請令奉擬文章生試學生等事。
合
蔭子正六位上菅原朝臣時長。宣旨分。
正六位上紀　朝臣淑明。宣旨分。
正六位上菅原朝臣在信。一院御分。
蔭孫正六位上菅原朝臣在英。院御分。
正六位上菅原朝臣長益。院御分。
正六位上菅原朝臣爲綱。春宮御分。
正六位上菅原朝臣長親。聖廟御分。
正六位上菅原朝臣豊長。殿下仰。
正六位上菅原朝臣國兼。
正六位上菅原朝臣貞範。
正六位上菅原朝臣長興。大卿分。
牒。件人々。通習史漢。堪爲擬文章生。仍貢擧
如件。謹牒。
曆應三年三月廿二日
房範朝臣 正四位下行文章博士兼越後介藤原朝臣
家倫朝臣 正四位下行文章博士兼越中權介藤原朝臣

家記云。春宮御座之時者。御分有先例。院御分有無隨時云々。

一牒之詞。依別樣記事。試衆十二人例。

請令奉擬文章生試學生等事。

合

蔭子正六位上藤原朝臣忠光。宣旨分。

正六位上菅原朝臣貞朝。宣旨分。

蔭孫正六位上菅原朝臣秀―長。一院御分。

正六位上藤原朝臣氏種。院御分。

正六位上藤原朝臣家氏。院御分。

正六位上菅原朝臣長賢。春宮御分。

正六位上惟宗朝臣光通。聖廟御分。

正六位上藤原朝臣正業。殿下御。

正六位上菅原朝臣長規。

正六位上菅原朝臣富長。

正六位上藤原朝臣業範。

正六位上惟宗朝臣光宅。大輔分。

牒。件人人稍習文章堪爲眞生。仍貢擧如件。

謹牒。史漢以下別樣也。

康永二年三月廿七日

治部卿正四位下文章博士越後權介菅原朝臣

頭兼文章博士菅原朝臣在淳。

大學寮。此日參仕人也

式部省。　大輔菅原長員卿。

一寮省試日役人出仕事。

寮試方。　大學寮。

大學頭。　翰林。一人歟。　寮官。少允。堂監。

試衆之員不定。可隨時。書者雖通習史漢只讀史紀許也。況近代只讀躰許之間無殊事。

省試方。　式部省。

家記云。登省之時者。後漢書紀ト讀也云云。侍讀之時。別讀之儀也。

式部大輔。即題者。同少輔。　典。　省掌。

試衆之員。同寮試人。詩者大卿作之給試衆

等。各清書持參。宿紙一枚書レ之也。以二髮搔一懸レ堺書レ之也。見二舊草一。

應永十年癸未三月廿八日乙巳省試。

大學寮。　寮試方。

頭從四位下行大學頭兼式部少輔菅原朝臣爲守

從四位上行少納言兼侍從文章博士阿波權介菅原朝臣長―

試衆二人。正六位上菅原朝臣在廣。正六位上菅原朝臣惟長。已上。自餘不參。

堂監正六位上行右兵衞少尉藤原親教

少允正六位上行少允草部宿禰久重

式部省。

參議正二位行大輔兼因幡權守菅原朝臣秀長

從四位上行大學頭兼少輔菅原朝臣爲守

試衆二人同前。今日試衆六人也。藤原盛光。同淸光。菅原在廣。同定長。同惟長。同在行。

典　正六位上守日向守紀朝臣重弘

省掌正六位上紀宗弘 執行幸弘代

已上

一當日試衆一人出仕事。

此畧儀。尤違二道理一之上。且者不レ知二冥加一歟。雖レ然古儒之爲二舊例一條。不レ及二是非一。依二年少一獻レ詩計也。翰林見二名簿一。貢擧之狀書連也。祖父亞相二藏時號二三歲一遂二省試一。應永十四年誕生。文明六年卒。春秋六十八歲也。此外例多分也。一人例在レ左。二人例在レ右矣。

勘申　省試御時試衆一人參勤幷判儒二人事。

應永元年十二月十八日省試。

蔭子正六位上藤原朝臣隆光。宣旨分。

蔭孫正六位上藤原朝臣有光。宣旨分。

正六位上菅原朝臣顯信。新院御分。

正六位上菅原朝臣長登。聖廟御分。

正六位上菅原朝臣在綱。大輔分。

今日試衆一人參勤。

蔭孫正六位上藤原朝臣有光。

判日判儒二人例。

應永十年三月廿八日省試。同日判也。以二翌日之分一行レ之。

從四位上行少納言兼侍從文章博士阿波權介菅原朝臣長—

從四位上行大學頭兼式部少輔菅原朝臣爲守

右令問勘申分注進如レ件。

應永十五年十月廿日　年預重弘上

一題事。

口傳抄云。試詩之時有二虛題實題一。虛題ト八風月題也。實題ト八史書之題也。試詩實題之時。猶本書當也云々。

輔宣日書二儲之一。於二當座一以レ書由出也。杉原一枚書レ之。必切韻也。

一詩事。

其作必五言也。句之數大略六對十二句也。六十字ト注レ之。或八對十六句也。八十字ト注レ之也。韻字之置處又不定也。舊草分二一之句。二之句。四之句。第六之句。第十之句等一也。料紙宿紙也。懸二髮搔之堺一書也。端作二行者。竪之堺許也。詩者每レ字有レ堺。橫竪之堺也。尙見二舊草一矣。

八十字篇。

五言奉レ試賦得二海內同悅詩一首一。以平爲韻。八十字成篇。

陸子正六位上菅原朝臣時長

海內詩二皇德一。相同悅二伏情一。
聖君施二政教一。士庶樂二休明一。
世質村閭富。民淳區域平。
衆星拱二紫極一。仁雨洽二蒼生一。
俗有二康衢詠一。風振二穆若聲一。
巖廊垂拱後。郡國獻賝程。
赤縣屬二無事一。黃河遇二一淸一。
雖レ陪二春省試一。耻レ隔二幼聰名一。

曆應三年四月廿六日

監試

典正六位上行左衛門少尉紀朝臣信弘

五言奉レ試賦得二君臣同德詩一首一。以古爲韻。六十字成篇。

陸孫正六位上藤原朝臣宣光

幸仕二
聖君時一。群臣一德治。
三皇曾不レ遠。萬國渾無爲。

仰見二北辰位一。　咸扶二南面儀一。
圖書皆表レ瑞。　朝遇豈違レ期。
王化如二麟應一。　仁恩似二雉隨一。
今題龍虎榜。　名姓貴須レ知。

應永十五年十月廿三日

監試

典前日向守正六位上紀朝臣重弘

五言奉レ試賦得二君臣同德詩一首一。以治爲韻。六十字成篇。

蔭孫正六位上菅原朝臣在敎

君臣德在レ茲。　萬國不レ嚴治。
溫恭洪慈遍。　至忠貞節宜。
乾坤皆正レ位。　風雨共隨レ時。
上有二新民道一。　下存二報主資一。
帶レ星朝二鳳闕一。　伏レ地拜二龍墀一。
雖レ耻二少年質一。　倩レ毫文藻摛。

應永十五年十月廿三日　已下位署略レ之。

五言奉レ試賦得二博以學レ文詩一首一。以才爲韻。六十字成篇。

蔭孫正六位上菅原朝臣治長

斯文天下恢。　博學著二英才一。
鑽仰功編レ竹。　研覃詞詠レ梅。
繙レ書風自卷。　映レ字雪成レ堆。
陸海深難レ測。　潘江去不レ回。
韜光明似レ玉。　蓄レ銳勝二於財一。
今日儒林試。　折レ枝獨占レ魁。

應永十六年十月十六日。今日一人遂二省試一云々。

監試

典正六位上守前日向守紀朝臣重弘

五言奉レ試賦得二萬邦喜樂詩一首一。以平爲韻。六十字成篇。

蔭孫正六位上藤原朝臣盛光

萬邦仰二聖日一。　鼓口子來口。
朝野障無事。　夏夷咸太平。
八埏歌二德化一。　千載祝二仁聲一。
重續二蓼蕭詠一。　皆傾二葵藿城一。
干戈塵永斂。　玉帛禮云成。
雖レ謝二甘羅敏一。　願レ開二仕進榮一。

五言奉レ試賦得二萬邦喜樂詩一首一。以平爲韻。六十字成篇。

蔭孫正六位上藤原朝臣清光

時矣德華明。　萬邦歌二太平一。
桑麻餘二產業一。　草木被二恩榮一。
帝道遵二堯典一。　農功飽二舜耕一。

仰瞻仁政洽。　朝賀瑞祥呈。
日進國家彥。　歲揚鄉曲英。
儒林今折桂。　遂志列鴻生。

五言奉試賦得萬邦喜樂詩一首。以平爲韻。六十字成篇。
蔭孫正六位上菅原朝臣在廣

雅頌察然世。　萬邦喜樂情。
衆民皆悅豫。　四海又昇平。
時也玄黃靜。　懿哉稼穡盈。
元々歌聖德。　物々感皇明。
莫謂唐堯昔。　豈如吾后正。
宗蹤於累葉。　折桂欲傳名。

五言奉試賦得萬邦喜樂詩一首。以平爲韻。六十字成篇。
蔭孫正六位上菅原朝臣定長

萬邦泰道亨。　悅者賀隆平。
庶類沐仁化。　群黎仰聖明。
山川呈瑞氣。　朝野洽歡聲。
醉德催歌舞。　食功事織耕。
風同三代教。　範正九疇名。
今遇省寮試。　永開藝苑榮。

五言奉試賦得萬邦喜樂詩一首。以平爲韻。六十字成篇。
蔭孫正六位上菅原朝臣惟長

喜矣聖人氓。　謳謌天下平。
稱觴皆國老。　擊壤幾田更。
喚起唐虞德。　丕承文武聲。
鴻疇遺軌範。　鴈塔播才名。
不錯四時序。　無私百物生。
試場花助句。　歷入品題評。

五言奉試賦得萬邦喜樂詩一首。以平爲韻。六十字成篇。
蔭孫正六位上菅原朝臣在行

悅服萬邦氓。　飽開殊渥榮。
一天風不變。　四海世無爭。
仁路時抽秀。　農家歲取盈。
承恩歌既醉。　感物賦由庚。
智矣德光大。　鏘哉道坦平。
弱齡慙奉試。　嗜學列儒生。

已上。應永十年三月廿八日省試。

五言奉試賦得皇化盈寰內詩一首。以辰爲韻。六十字成篇。
蔭子正六位上藤原朝臣季光

社稷再興日。　國家大祀辰。
寰中皇化洽。　宇內聖猷均。

豈有二採芝士一。　只看二撃壤民一。
四夷皆仰レ德。　九土悉皈レ仁。
白雪映二靑瑣一。　紅雲擁二紫震一。
試場弄二柔翰一。　慙愧接二詩人一。

五言奉レ試賦得下皇化盈二寰內一詩一首上。以辰爲韻。六十字成篇。

蔭孫正六位上菅原朝臣光長

聖皇不レ下レ宸。　寰內自平均。
旣飽二舜耕日一。　豈期二禹漁辰一。
垂レ衣來二虜狄一。　擧レ策列二才人一。
奕々負レ圖馬。　循々中レ律麟。
山川皆出レ瑞。　艸木亦皈レ仁。
攀レ桂一枝手。　願言筆有レ神。

文正元年十二月八日

監試

典出雲守正六位上紀朝臣國弘

一判事

家記云。判儒又曰二者儒一。省官兩文章博士之外二人也。近代三人也。擬文章生詩。方略秀才策。評判不レ可レ劣二三人一也。又云。判儒者不レ接二三度一。判座者召二替他人一。古來之諺也云々。文者書二評定一。古來之法也。評判之日必可レ爲二他日一也。雖レ然近例只同日之沙汰也。仍於二文之日付一者必用二他日一也。但又同日之例有二所見一也。

評定文。

式部省

評二定擬文章生試詩一事。

萬邦喜樂。

、　蔭孫正六位上藤原朝臣盛光
　　正六位上藤原朝臣淸光
　　正六位上菅原朝臣在廣
　　正六位上菅原朝臣定長
　　正六位上菅原朝臣惟長
　　正六位上菅原朝臣在行

評。件詩等雖レ非二絶妙一。適免二紕繆一。万邦喜樂之趣言レ志。六義兼幷之句暢レ情。早准二格條一。處二于丁科一。

應永十年三月廿九日

從四位上行少納言兼侍從文章博士美濃介菅原朝臣

從四位上行少納言兼侍從文章博士阿波權介菅原朝臣長―

省

從四位上行大學頭兼少輔菅原朝臣爲守

參議正二位行大輔兼因幡權守菅原朝臣秀―（長）

判日同廿九日。但以二翌日儀一省試日廿八日酉刻被レ行レ之。

參着人々。

參議正二位行式部大輔兼因幡權守菅原秀―。

（判者）從四位上行少納言兼侍從文章博士阿波權介菅原長―

（同）從四位上行大學頭兼式部少輔菅原爲守

典正六位上日向守紀朝臣重弘。

已上。

不參判儒。

（岡崎）正四位下行少納言兼侍從藤原範輔

（栗田口）從四位上行少納言兼侍從文章博士美濃介菅原長方

已上依二不參一被レ出二奉同狀一

奉同狀。

藤原盛光。同淸光。菅原在廣。同定長。同惟長。

同在行等省試詩判事。

右依二故障一不レ能二參着一。奉レ同二諸儒評定一之狀如レ件。

應永十年三月廿九日　文章博士菅原長方

藤原盛光。同淸光。菅原在廣。同定長。同惟長。

同在行等省試判事。

右依二故障一不レ能二參着一。奉レ同二諸儒評定一之狀如レ件。

應永十年三月廿九日　少納言範輔

一試衆一人評定文。

式部省

評二定擬文章生試詩一事。

博以レ學レ文。

蔭孫正六位上菅原朝臣治長

評。件詩雖非絕妙。適免瑕玼。博文之趣不詳。及第之義可優。早准格條處于丁科。

應永十六年十月五日

正四位下少納言兼侍從文章博士信濃權守菅原朝臣長方

正四位下大學頭兼少納言侍從文章博士越前權守菅原朝臣長遠

省

權少輔從五位下菅原朝臣家長

從五位上行少輔兼陸奧權守菅原朝臣在直

正二位行大輔菅原朝臣秀長

式部省

評定擬文章生試詩事。

世屬太平。

蔭子正六位上藤原朝臣在鄉

評。件詩雖非絕妙。既免瑕玼。一天太平之義得趣。萬人悅豫之詞可賞。早准格條處于丁科。

應永卅二年四月十四日

從五位上行侍從兼近江介菅原朝臣益長

從四位上行大內記兼因幡介菅原朝臣爲清

從四位上行文章博士菅原朝臣家長

正四位下行少納言兼侍從文章博士菅原朝臣長廣

正四位下行大學頭兼少納言侍從菅原朝臣長政

省

正三位行大輔菅原朝臣在直

記云。

昨日十三日。藤資親。菅繼長。同爲輔。遂省試之間。其次可沙汰之處。次親父一品禪門於官司俄令申云。四人可行省試之條聊懸心。今日可三人分之由頻令申之。文書既四人分令用意之上者。只可遂行之由諸儒悉令申之處。資親今日不可遂行之由堅申所存之間。彼仁又昨日棟梁也。仍就下﨟除在鄉三人昨日行省試畢。仍今日獻策之次。付行在鄉一人省試者也云々。

一學生宣旨御分事。綸旨。

明後日廿二日。省試。藤原義賓。同量光。爲宣旨御分學生可被登省之由。

天氣所候也。仍上啓如件。

十月廿日　　　　　　　　　權右中弁家俊

謹々上　式部大輔殿

明後日五日。省試。菅原治長。爲宣旨御分學生可被登省之由。

天氣所候也。仍執啓如件。

十月三日　　　　　　　　　左中弁親光

謹々上　式部大輔殿

一登省當日事。舊次第。

先寮試。

其儀。寮頭向西廳着床子。北第一間。南面。有前床子。次翰林着同床子。北第二間。西面。有前床子。次試衆着長床子。北第三間。北上西面。有前床子。次寮官持貢擧入宮。置寮頭前。次寮頭取之置前床子。返空宮。次寮官置積文於頭翰林試衆前。只紙一枚也。次頭曰。篇。次頭曰。令讀典　次試衆上﨟讀書。史記五帝本紀也。次頭鳴笏。次寮官云。學生日暮タリ。軸本十放チ候ゾ。物ノ様ハ見ヘ候タリ。アツハレ朝ノ寶也。次學生退。次寮官申云。奉試學生正六位上菅原朝臣名字文義倶得タリ注ス。次下﨟試衆次第同前。次自下﨟退。

次省試儀。

其儀西廳北第四間。立大卿床子。有前床子。東面。同第四間立少輔床子。有前床子。西面。第五間立長床子。試衆座西面。第七間立典床子。其後立省掌床子。北面。刻限大卿少輔等着。靴着床子。次典覽寮解。輔見之返之。次輔以典試衆可進之由仰之。次試衆同時着床子。北上西面。監扶持之。次典省掌着床子。北面西上。次輔召典置硯於輔前。副紙雨三枚置之。次輔書題。其由也。設之。次輔召典。典來輔前。輔召省典持參入題給之。次典授省掌。省掌置文臺退。次省掌取題來試衆前。後佐末爾授之。試衆

取題。見了授次試衆。次第授省掌。次試衆退。
(自下蔵)次試衆入小屋。立箸則扱之。出小屋。
案。入小屋之儀者獻詩也。其間行饗膳。仍立箸也。詩兼書儲之。令懷中。入小屋。先取出詩於懷中。置小屋第二棚上。後可有饗之儀也。詩自身分爾兼大卿作給。淸書計試衆之汰汰也。如策文問頭博士之書與歟。然則小屋儀亦可同獻策之儀也。舊次第續目計之條不亘細者也。
次判儀。輔座。(北上東面)判儒向輔座。(北上西面)翰林已下一列着座。次評詩。次判儒一人書評定文加署進輔。次第加署後退出。
案。又此儀次第續目計也。評詩儀定。先輔已下可回覽也。又評定文兼日判儒書儲之。取出自懷中加署計歟。又是策文判之儀可同歟。此座可有饗應之事歟。次第不載如何哉。舊例可尋。相定之儀不及記者歟。

一寮試上古之樣。
　寮試作法。
寮頭以下各一員。博士以下各一員參着試廳。出貢擧交名等。博士加署渡寮頭。寮頭見畢下允以下。以籍匣三合置試衆座前。又以讀書等置頭博士秀才(謂之試博士)幷試衆等前。次第召試衆。試衆抱卷進。出幔門下。允仰云。版爾。試衆揖立就版。允又仰云。敷居。試衆揖於敷居下。脫沓着就座。置帙竝。頭仰云。篇。衆唯而探篇。(三史之間今日讀篇也。)膝行置試博士前。試博士對寮頭云。史記本紀乃帙乃三乃卷。世家乃上帙乃五乃卷。下帙乃一乃卷。傳乃中帙乃七乃卷。頭仰云。令讀與。試衆各披帙抱卷引音讀之。頭仰云。古々末天。試博士對頭云。文得多利。頭云。書注世。寮掌捧簡稱注由畢。試衆退出。堂監於幔門外仰登科酒肴事。
右此作法於本寮上世之儀也。本寮退轉已

後。近代西廳之儀也。以本來之儀行近來之儀。尤可宜也。作法珍重也。登省記登科記已下尚可尋記。

一進士給官事。遂省試後號進士。擧擬字也。貢士擧士同唐名也。又號時務策。家記云。除目之時次第任之。當時縣召之時進文書定例也。自官相尋翰林。擧事也云々但此事寮可擧奏歟。

一文人擬生才人事。今案。文人者文章生。擬生者擬文章生也云々。

金樓子云。王仲任言。史記一經者爲儒者也。傳古今者爲通人也。上書奏事者爲文人也。能精思著文連篇章爲鴻儒也。若劉子政楊子雲之例是也。蓋儒生博士爲通人。通人博士爲文人。文人博士爲鴻儒也。

一學生事。明文抄。

貞觀八年三月詔。進士試讀一部經史。唐制凡取士之道。

唐曆曰。諸州及國學每歲貢人。其類有六。一曰秀才。二曰明經。三曰進士。四曰明法。五曰書。六曰算。其弘文生崇文生各依所習業隨明經進士例。其秀才試方略策五條。文理俱高者爲上上。文高理平爲上中。文理俱平爲上下。文理粗通爲中上。文劣理滯爲不第。令曰。凡秀才取博學高才者。明經取學通二經以上者。進士取明閑時務幷讀文選爾雅者。明法取通達律令者。

唐曆曰。則天載初元年二月十四日辛酉。策問貢擧人于洛城殿前。數日方畢。殿前試人自玆始也。天寶十三年十月。御勤政樓試四科擧人。其詞藻宏麗。問策外更試詩賦各一道制。擧人試詩賦自此始也。

貞觀格曰。大學者尙才之處。養賢之地也。天下之俊咸來。海內之英竝萃。游夏之徒元非公相之子。楊馬之蜚出自寒素之門。高才未必貴種。貴種未必高才。且夫王者用人。唯才是貴。朝爲厮養。夕登公卿。

弘代格曰。大學生徒。家道困窮。無物資給。雖有好學。不堪遂志云々。　私曰。給料以謂之歟。

右大學幷寮試省試秀才進士等。倭漢兩朝之本。證躅且如斯乎。

一遂省試者必申方略宣旨事。

此事。上古者方略課試不各別歟。秀才尙以方略宣旨可爲本儀之樣也。近代分秀才進士之二生。宣旨各別申請者也。於舊例者尤分明也。先各別差異者。方畧欵狀者內擧也。如給料之欵狀。或父或祖父。又者自解也。課試欵狀者兩博士儒擧也。如秀才欵狀。凡思此事。進士策者。省試之后卽對策及第也。仍方畧宣旨者無年紀之沙汰。省試翌日卽獻策。於同日者未見其例。秀才策者補文章得業生之后。年紀凡本儀者七年。近代者三年之后對策及第。仍於課試宣旨者。年紀相當哉否有覆問之奏。後任式部省續文被宣下也。如此之間。進士秀才各別之宣旨也。近代者無覆奏之沙汰。卽被宣下也。

欵狀。

請特蒙　天恩因准先例以息男正六位上行加賀少掾藤原朝臣親信奉方略試狀。

右親業謹稽舊貫。歷文章生奉方略試者。皇家之通例。儒道固實也。爰親信稟□風累代之芳塵。積孫雪多歲之微功。況亦鯉庭露底久受提撕之雅訓焉。馬門月前將蒙絲綸之明詔矣。僉議之處何無哀憐而已。望請　天恩因准先例以件親信奉方略試者。忽振射鵠之譽。宜伴遷鶯之運者也。親業誠惶誠恐謹言。

弘安十一年三月八日從三位行右京大夫藤原朝臣親業

從四位下行式部少輔兼筑前權守菅原朝臣長嗣誠惶誠恐謹言。

請特蒙　天恩因准先例以男文章生正六位上豐長令奉方略試狀。

右謹撿案內。長嗣雖昇四品。未擧一子。何況

列蓬宮仙郎今。三代仕李部少卿今。四年疲官路經儒官。然而無繼箕裘之息子。可傳文籍於何人乎。倫期 天憐所致地望也。方今豊長。學稼少秋雖隔瞻文之才。門塵累代盡遂射策之業。望請 天恩以件豊長令奉方畧試者。且潛追馬敬德之跡。且彌勵車武子之勤矣。長嗣誠惶誠恐謹言。

曆應三年九月廿二日從四位下行式部少輔兼筑前權守菅原朝臣長嗣

請特蒙 天慈以男文章生正六位上音長奉方畧試狀。

右謹撿案內。爲文章生奉方略試者。 皇家之舊躅。儒胤之故實也。爰國長位昇三品。齡及六旬。倩思累代之餘風。何漏無偏之聖日。內擧之至。上問宜達。望請 天慈以件音長早奉方畧之試。令繼家門之業矣。國長誠惶誠恐謹言。

文和二年二月十五日從三位 菅原朝臣國長

請特蒙 天恩因准先例被下 宣旨以男文章生正六位上仲光令奉方略試狀。

右兼綱謹撿案內。歷文章生奉方略試者。 皇家之恒典。吾道之準的也。其內依父擧浴聖恩。當時連綿。以往寔繁。爰仲光聲譽雖缺。精研匪懈。一枝入手。既擧照讀於桂林之月。累葉京蹤。頻擅遊學於杏壇之花。而徒漏燈燭料。 明詔空泥箕裘之舊業。比之時倫可謂晚成。望請 天慈被下 宣旨。以件仲光令奉方畧試者。忽誇雨露之新恩。將開父子之宿望。兼綱誠惶誠恐謹言。

延文三年二月八日權中納言從三位藤原朝臣兼綱

請特蒙天恩因准先例以男文章生正六位上長廣令奉方略試狀。

右謹考舊貫。爲文章生蒙方略宣者。 王道之彝範儒家之恒規也。爰久長雖登四品之班。未及一子之擧。爲道爲家不可不奏。且長廣年齒近於志學。時習望於登科。被施崇文之

化。宜蒙方略之恩。僉議之處誰謂虛授。望請
天慈因准先例。奉件試者。□遂李省大成之
業。彌勵槐市三餘之勤。增仰淳朴之聖澤。將
繼奕葉之儒風矣。久長誠惶誠恐謹言。

明德五年二月廿五日　左京大夫從四位下菅原朝臣久長

迎陽御記云。此欵狀書樣無故實。以祖父之
申狀爲本歟。國長卿位之間無子細。久長朝
臣爲殿上人書樣。端ニモ可載位署也。如
長嗣欵狀可書也。爲後記之云々。

請特蒙　天恩因准先例以男文章生正六
位上惟長奉方畧試狀。

右謹撿案內。爲文章生奉方畧試者。策家之
舊式。　皇道之恒規。爰秀長居儒宗兮七旬。備
帝師兮二代。或子葉或孫枝。理運當仁。擧奏有
例。惟長幼而聰敏。學而勤勞。望請　天慈以件
惟長令奉方畧試者。彌仰崇文之德化。欲勵
弘學之功勞矣。秀長誠惶誠恐謹言。

應永十三年二月一日　參議正二位行式部大輔菅原朝臣秀長

正二位行權大納言藤原朝臣忠定宣。奉　勅。件
人宜仰式部省令奉方略試者。

同年同月日　大炊頭兼大外記博士越後權守中原朝臣師夏奉

正四位下行少納言兼侍從文章博士菅原朝臣長方誠惶誠恐謹言。

請特蒙　天恩因准先例以男文章生正六
位上治長令奉方畧試狀。

右謹撿案內。長方雖昇四品。未擧一子。何況
久居東臺侍郎兮趁官路。再司西曹主人兮
入儒林。然而無繼箕裘之息子。可傳文籍於
誰人乎。偏仰　天憐所致地望。方今治長未
及志學之齡。徐勵稽古之力。望請　天慈以件
治長令奉方略試者。早遂射鵠之業。彌積聚
螢之功矣。長方誠惶誠恐謹言。

應永十七年十二月十八日正四位下行少納言兼侍從文章博士菅原朝臣長方

正三位行權中納言藤原朝臣資家宣。奉　勅。件
人宜仰式部省令奉方略試者。

同年同月十九日大外記兼但馬權守中原朝臣師胤奉

右大外記續加別紙書。宣旨畢。

請特蒙　天恩以男文章生正六位上在永奉方略試狀。

右謹撿案內。爲文章生奉方略試者。王道之舊規。策家之彝範也。爰在永搜青篇而務時敏。對黃卷而期日新。既至志學之齡。盍浴崇文之化。比之等輩可謂晚成。望請　天慈以件在永令奉方略試者。忽誇雨露之　天恩。將達父子之地望矣。在綱誠惶誠恐謹言。

寶德三年七月　日　正三位菅原朝臣在綱

右已上父祖內舉之例如件。

自解欵狀。學問料欵狀。自解之事准此例哉否。憶未勘得也。

文章生正六位上菅原朝臣在實誠惶誠恐謹言。

請特蒙　天恩因准先例奉方略試狀。

右在實謹考舊貫。歷文章生蒙方略宣。　聖朝之恒典。儒家之先規。爰在實傳　帝師貽厥之孫謀。爲吏部詮衡之適胤。學而不倦。積編蒲之功。勤而□荒。思折桂之試。望請　天慈因准先例。早蒙逢闕之詔。欲遂揚庭之名。在實誠惶誠恐謹言。

應永十三年七月日文章生正六位上菅原朝臣在實

從二位行權中納言藤原朝臣隆敎宣。奉　勅。件人宜仰式部省令奉方畧試者。

同年八月九日　大外記中原朝臣師胤奉

文章生正六位上菅原朝臣在通（改在豐）誠惶誠恐謹言。

請特蒙　天恩因准先例奉方畧試狀。

右謹考舊貫。歷文章生蒙方畧宣。　皇家之恒規。儒門之懿範也。爰在通雖傳一流之儒胤。未浴無偏之王化。多年勵學窓之功。何日逢詞場之試。望請　天恩因准先例。早蒙芝泥之詔。欲揚桂林之名。在通誠惶誠恐謹言。

應永十四年七月日文章生正六位上菅原朝臣在通

正二位行權大納言藤原朝臣公宣宣。奉　勅。件

人宜仰式部省令奉方畧試者。

同年同月廿九日大外記兼但馬權守中原朝臣師胤奉

文章生正六位上藤原朝臣盛光誠惶誠恐謹言。

請特蒙　天恩因准先例奉方略試狀。

右盛光謹考舊貫。歷文章生蒙方略宣。　朝之彝範。道之固實也。爰盛光爲亞相之息子。禀烈祖之儒風。雖帶官爵之恩。爲繼箕裘之業。暫令鵷退。欲遂鶚薦。望請　天恩因准傍例。奉方略試者。忩遂大業可繼芳蹤矣。盛光誠惶誠恐謹言。

應永十七年二月日　文章生正六位上藤原朝臣盛光

正三位行權中納言藤原朝臣資家宣。奉　勅。件人宜仰式部省令奉方略試者。

同年同月九日　大外記兼但馬權守中原朝臣師胤

奉此宣旨又續加別紙也。

文章生正六位上菅原朝臣在行誠惶誠恐謹言。

請特蒙　天恩因准先例奉方略試狀。

右謹考舊貫。歷文章生蒙方略宣。　皇家之規式。儒門之固實也。爰在行欲繼家業。不顧晚達。偏施無疆之　聖恩。蒙方略之詔命。望請　天恩因准先例。早獻鳳策欲揚雄名矣。在行誠惶誠恐謹言。

應永廿三年十月廿五日　文章生正六位上菅原朝臣在行

從二位行權中納言藤原朝臣資家宣。奉　勅。件人宜仰式部省令奉方略試者。

同年同月廿日　大外記兼肥後守中原朝臣師胤奉

文章生正六位上藤原朝臣行光誠惶誠恐謹言。

請特蒙　天恩因准先例奉方略試狀。

右行光謹考舊貫。歷文章生蒙方畧宣者。王道之恒典。儒門之先例。爰行光　亞相之息子。累世之儒胤。且任傍例。暫罷階班。望請　天慈奉方畧之試。早獻鳳策欲揚雄名矣。行光誠惶誠恐謹言。

應永廿五年十二月日　文章生正六位上藤原朝臣行光

文章生正六位上藤原朝臣量光誠惶誠恐謹言。

請特蒙　天恩因准先例奉方略試狀。

右量光謹考舊貫。歷文章生蒙方略宣。　皇家之恒典。儒門之通規也。爰量光爲開府之息子。累家之儒生。暫止秦松之爵欲攀郤桂之枝。望請　天慈奉方略試者。早繼箕裘之業。彌勵鉛槧之勤矣。量光誠惶誠恐謹言。

應永十五年十二月　日文章生正六位上菅原朝臣量光

文章生正六位上菅原朝臣在廣誠惶誠恐謹言。

請特蒙　天恩因准先例奉方略試狀。

右在廣謹考舊貫。歷文章生蒙方略宣。　皇家之彝倫。儒門之規範也。爰在廣禀　尊神之餘裔。勵競陰之苦學。窺經傳分幾日。貫穿研精。聚螢雪分多年。照讀嗜業。望請　天恩因准先例。早蒙芝泥之　詔。將遂楊庭之業。在廣誠惶誠恐謹言。

應永十二年十月廿日文章生正六位上菅原朝臣在廣

右已上自解之狀例如件。

東山左府宣下抄云。或又獻自身申文申請之。其例等無別子細。仍不注之云々。

一上古秀才方略例。當時雖不用舊例分注記之。

左大臣宣。宜令備後權守菅原朝臣在躬問文章得業生三統元夏方略之試者。

承平七年二月廿九日　大外記菅野朝臣奉

同日仰大錄葛井[ ]

左大臣宣。宜令大内記橘朝臣直幹問文章得業生藤原國光方略之試者。

[ ][ ]三統公忠奉

同日召仰式部大錄水間有澄畢。

左大臣宣。宜令文章博士橘朝臣直幹問文章得業生矢田部陳義方略之試者。

天暦二年[ ]月十七日　少外記雀部[ ]奉

同日召仰式部少錄賀陽眞企畢。

右已上之例上古之樣。見此問頭宣旨畢。

一補文章得業生者必申課試宣旨例。

此事。上古者方略課試不各別歟。雖文章得業生。尙爲方略策之例存之。雖然近例宣旨。如此各別也。古今之例。已下注于下。又委細注于前段矣。方略宣旨段。

家記云。課試申文者。文章博士之儒學也云々。件欵狀如秀才之儒學。兩翰林加署之後。卷加消息付職事也。秀才三年后。申請此宣旨遂獻策之間。先擧給料之年紀。次擧補秀才年紀。次書所望之詞。式部省續文等之覆問覆奏等者近代無其沙汰。有無者可爲時議之間。非私之定者也。此外無殊事。

瑞雲院贈左府記云。此事儒學也。子細秀才ノ欵狀ニ同ジ。件欵狀ヲ書テ文章博士ノ署ヲ取テ職事ニ付ク。職事奏聞ノ後。先年限幷ニ例ヲ勘ベキ由宣下。覆奏ノ後。式部省ノ續文ニ任テ。請ニ依由宣下サセラル也。近年下勘ニ及バズ。年限至レバ宣下例アリ。是モ欵狀ノ奥ニ外記宣旨ノ詞ヲ書載ス。秀才ノ宣下ニカマハズ。職事ニ付ラル、狀。是ヲモ内擧狀ト號ス。此宣下ノ後獻策ヲ遂ナリ云々。

秀才兼宣楊歷事。儒學執進之候。急速可令奏達給。恐々謹言。

八月十二日　兼綱

頭右大辨殿

請特蒙天恩因准先例令課試文章得業生正六位上藤原朝臣兼宣狀。

右件兼宣。貞治七年二月給穀倉院學問料。應安三年十二月補文章得業生。經歷及多年。課試尤當時。爰兼宣幼而克秀。抱八龍無雙之譽。學而不倦。勵拾螢三餘之勤。倩見偉器。專堪推薦。望請　天恩因准先例。被下宣旨將行奏試矣。仍勒事狀。謹請　處分。

應安六年八月　日

正四位下行大學頭兼文章博士菅原朝臣

正四位下行文章博士菅原朝臣

請特蒙天恩因准先例令課試文章得業生正六位上行越後少掾菅原朝臣在遠狀。

右在遠者。康曆三年給穀倉院學問料。永德四年補文章得業生。前後兼幷。歲序相積。訪累家之例。補茂才之後。必當時三箇廻。各遂大成業。何況在遠槐市之功□已積。李部之胤嗣異他。採用之撰。推擧無私。望請　天恩被下　宣旨。令件在遠遂課試矣。仍勒事狀。謹請。　處分。

至德三年十二月　日

從四位上行文章博士兼美濃守藤原朝臣元範

正二位行權中納言源朝臣通氏宣。奉　勅。仰依請者。

同四年三月廿五日大外記中原朝臣師香奉

請殊蒙　天恩因准先例令課試文章得業生正六位上菅原朝臣在貞狀。

右在貞。康曆元年給穀倉院學問料。永德二年補文章得業生。先後之勞六年于玆。秀才之後經三箇年。奉課試者例也。在貞事鴻業而勵時習。積螢功而嗜夜學。謂其器量尤堪推薦。望請　天恩因准先例。課試件在貞。將令繼十五代儒業矣。仍勒事狀。謹請。　處分。

永德四年正月　日

從四位上行大學頭兼少納言文章博士藤原朝臣淳嗣

從四位上守刑部卿兼文章博士菅原朝臣元範

正二位行權大納言源朝臣具道宣。奉　勅。仰依請者。

同年二月五日　大外記中原朝臣師香奉

請殊蒙　天恩因准先例令課試文章得業生正六位上菅原朝臣長敎狀。

右件長敎。應永四年給穀倉院學問料。同七年四月補文章得業生。經歷及多年。課試當理運。

爰長敎幼敏而好學。精勤而積功。倩思登庸。專堪推薦。望請　天恩因准先例。被下　宣旨。將行奉試矣。仍勒事狀。謹請　處分。

應永十六年九月　日

正四位下行少納言兼侍從文章博士信濃權守菅原朝臣長方

從四位下行大學頭兼少納言侍從文章博士越後權守菅原朝臣長（遠）

正三位行權中納言藤原朝臣資家宣。奉　勅。仰依請者。

同年同月廿六日　大外記兼但馬權守中原朝臣師胤奉

右已上宣旨無覆奏之儀。次第下知計也。

請殊蒙　天恩因准先例令課試文章得業生正六位上菅原朝臣長（清）狀。

右件長（清）者。文安三年十月給穀倉院學問料。寶德元年十二月補文章得業生。前後兼幷。歲序相積。爰長（清）岐嶷著名。聰敏好學。寄身於翰墨。留意於詩書。可比陸氏之鳳雛。實是吾家之驥子。倩見偉器。專堪推薦。望請　天恩被下　宣旨。令件長（遂）遂課試矣。仍勒事狀。謹請　處分。

寶德二年十一月三日

從四位下行少納言兼侍從文章博士紀伊權守菅原朝臣

正四位下行大學頭兼少納言侍從文章博士菅原朝臣

請殊蒙　天恩因准先例令課試散位正六位上菅原朝臣和長狀。

右和長者。文明八年給穀倉院學問料。同十一年補文章得業生。經歷正計歲序。功勞□幾春秋。爰和長所學爲心。所習爲躰。身置禮圍。醉於大道不醒。志展詞場。苦於文義無倦。今見器量。專堪推薦。望請　天恩因准先例。被下宣旨。令件和長遂課試矣。仍勒事狀謹請　處分。

文明十四年九月十九日

正四位下行少納言兼侍從文章博士式部少輔越後權守菅原朝臣長直

此欵狀奥無餘慶。仍外記續加別紙書宣旨

畢。

従二位行權中納言藤原朝臣宣胤宣。奉　勅依請者。

同年同月同日　掃部頭兼大外記造酒正中原朝臣師冨奉

於此宣旨。對師富朝臣有問答事。外記申云。予欵狀與無餘慶。宣旨所書如何云々。予云。宣旨必非可成欵狀與歟。無餘慶之時。續裏紙書宣旨云々。外記別紙無覺悟之由也。重示云。應永廿三年中原師胤問頭欵狀。續別紙書之。又寶德元年淸原宗賢課試欵狀。續別紙書宣旨。其外舊例連綿由申含之處。力不及續別紙成此宣旨畢。其時予度々正文令披見之間。散不審云々。瑞雲院贈左府記。此事分明也。爲職事經歷之家條。彌以爲規範也。后生亦可有異論之間。丁寧記之也。

一課試之時稱方略例。問頭欵狀也。非課試方畧等之欵狀也。無詮要之間無益歟。

散位正六位上藤原朝臣惟貞誠惶誠恐謹言。

請被特蒙　天恩因准先例召仰民部大輔三善朝臣道統爲問頭遂課試狀。

右惟貞。已蒙二代之宣旨。未遂一業之本望。方今式部大輔大江朝臣齊光卿理當問頭。然而依有故障不可問者。至于他儒士者。或是有門族同房之諱。或亦與惟貞論其年齒。則已爲子弟也。望請特蒙　天恩。因准先例。以件道統朝臣爲問頭。將遂課試。宜知　皇恩之無涯。且傳累業之欲絶。惟貞誠惶誠恐謹言。

寬和二年十月九日散位正六位上藤原朝臣惟貞

左大臣宣。奉　勅。宜令件道統朝臣問惟貞方畧之策者。

寬和二年十月廿六日（五イ）　少外記兼直講海宿禰廣澄奉

右上古之樣如此。委旨述前段。尙例爲覺悟記之。又散位者。秀才三年後稱之。

一覆問覆奏事。次第之儀。

東山左府宣下抄云。傳宣草。秀才課試。
獻上
宣旨。
文章博士菅原在登朝臣申請。因准先例
令課試文章得業生正六位上大江朝臣維
房事。
仰令勘例幷年限。
右宣旨。忩々可令下知給狀如件。
正月廿四日　少納言平仲定奉
進上　左衛門督殿
奉入
宣旨。
文章――維房事。副下本解。
仰令勘例幷年限。
正月廿四日　左衛門督判奉
大外記殿
式部省

勘申――事。
一年限。
――
――
――
――
――
右引勘文薄所注如件。仍勘申。
正和三年正月廿六日　――
――
獻上
覆奏文。
副文書。
文章博士菅原在登朝臣申得業生大江維房年限幷例事。
右可令奏聞給之狀如件。
正月廿六日　左衛門督藤原判
藏人少納言殿

獻上

宣旨。

式部省勘申。文章得業生大江維房課試年
限幷例事。

仰續文依レ請。

右　宣旨。忩可下令二下知一給上之狀如レ件。

正月廿六日　　少納言平仲定上

進上　左衞門督殿

副二式部省例幷本解一下レ之也。

宣旨。

仰依レ請。

式部省勘申。文章得業生大江維房課試事。

右　宣旨。早可レ被二下知一之狀如レ件。

正月廿六日　　左衞門督判奉

奉　大外記局

已上如レ此事有レ煩之間。近代無二沙汰一歟。

一當氏二年策例。

菅原高長。

嘉祿三年三月補二秀才一。安貞二年正月對策。

同長明。

嘉禎二年三月補二秀才一。同　三年正月對策。

同在嗣。

寶治三年正月補二秀才一。建長二年正月對策。

同淸長。

建長六年三月補二秀才一。同　七年正月對策。

同在俊。

延慶二年三月補二秀才一。同　三年二月對策。

同在時。

應安元年二月補二秀才一。同二年蒙二課試宣旨一。

右已上例如レ件。

於二他家一者。廣業以來。其例不レ可二勝計一。

一問頭博士事。

宣旨事。於二策文事一者別帖記之間。略者也。

家記云。問頭中文者。省官故障爲二他儒一之時。試

衆之申狀也。本儀者省官可ㇾ勤之事也。省官故障之時他儒タル也。非㆓省官㆒之公卿無㆓勤仕之例㆒也。但近例間出來歟。問頭ヲバ深可ㇾ禮者也。道之故實也云々。此申狀又歎狀也。其調樣者如ㇾ前。

瑞雲院贈左府記云。問頭博士ノ宣旨ヲ申成テ。其人ヲ定ム。件欵狀如ㇾ此。卿位雲客間共ニ先例アリ云々。

一問頭爲㆓省官㆒之時。不ㇾ申㆓請　宣旨㆒例。

應永十五年十二月廿一日獻策。試衆二人合策。

策方畧文武條。

　正二位行式部大輔菅原朝臣秀長問。

　文章生正六位上藤原朝臣義資對。

擧ㇾ賢以ㇾ才。爲ㇾ政以ㇾ德。

策方略文武條。

　正二位行式部大輔菅原朝臣秀長問。

褒㆓幼敏㆒。叙㆓者英㆒。

　文章生正六位上藤原朝臣量光對。

同十六年十月六日獻策。三人合策。一人別注ㇾ之。

策方略文武條。

　正二位行式部大輔菅原朝臣秀長問。

叙㆓賢德㆒。執㆓友交㆒。

　文章生正六位上菅原朝臣在豐對。

策方略文武條。

　正二位行式部大輔菅原朝臣秀長問。

詳㆓日星㆒。論㆓花實㆒。

　文章生正六位上菅原朝臣在實對。

同十七年二月廿二日獻策。三人合策。

策方略文武條。

　正二位行式部大輔菅原朝臣秀長問。

叙㆓朝會㆒。弘㆓儒雅㆒。

　文章生正六位上藤原朝臣盛光對。

策方略文武條。

　正二位行式部大輔菅原朝臣秀長問。

梅間レ柳。聖遇レ賢。
文章生正六位上藤原朝臣宣光對。
策方略文武條。
正二位行式部大輔菅原朝臣秀長問。
觀レ政。奉レ親。
文章生正六位上若狹大掾菅原朝臣治長對。
右已上件人々。不レ申二問頭宣旨一依二大卿一也。
又少補〔輔歟〕同不レ申二宣旨一例。
應永十六年十月六日獻策。三人合策。二人見レ上。
策方略文武條。
明二言行一。詳二瑞祥一。
式部權少輔從五位下菅原朝臣家長問。
右件人。今度同不レ申二問頭宣旨一。舊例度々分如レ此。去文明十四年十月二日。和長菅在數同長光等獻策之日。問頭式部少輔菅原長直朝臣。大輔者菅原在治卿也。依二故障一不レ爲二問頭一。仍稱二故障一。各以二式部少輔長直朝臣一可レ爲二問頭一之由申請畢。尤其謂不レ少歟。故大藏卿顯長入道雖レ爲二先達一。未練之義也。爲二向後一舊例等具注レ之者也。
散位正六位上菅原朝臣和長誠惶誠恐謹言。
請レ殊蒙二 宣旨一以二正四位下行少納言兼侍從文章博士式部少輔越後權守菅原朝臣長直一爲二問頭一奉レ策試一狀。
右和長謹檢二案内一。省官故障之時。以二他儒一爲二問頭一者。策家古今之例也。然則爲レ繼二孔門之舊業一。欲レ臨二課試之詞場一。忽浴二聖朝之恩化一。將レ入二翰林之文道一。望請被レ下二 宣旨一。以二件朝臣一爲二楊歷之問頭一矣。和長誠惶誠恐謹言。
文明十三年九月廿七日 散位正六位上菅原朝臣和長
從二位行權中納言藤原朝臣宣胤宣。奉 レ勅。依レ請者。
同年同月同日 掃部頭兼大外記造酒正中原朝臣師富奉
右宣旨如レ此。頗不レ叶二道理一歟。又省官故障無

謂。大卿故障之時。用少輔者例也ト可書
也。彼是不可爲例者也。無益于悔歟。

舊例云。

文章得業生正六位上藤原朝臣公義誠惶誠恐謹言。

請殊蒙　天恩被下　宣旨以從五位上
行彈正少弼菅原朝臣定（義）爲問頭狀。

右謹撿舊貫。文章得業生課試之時。東西曹分
遞爲問頭博士之例。去今通規也。因茲省若
有其人。便預其選。而今當此仁之者。大輔朝
臣少輔元範等也。各稱故障。共以謙退。抑省官
□間申請他儒。蹤跡多存不遑毛擧。望請
天恩被下　宣旨。以件定（義）爲問頭博士。適
方射鵠之業。將知拾螢之功。公義誠惶誠恐謹
言。

長元八年七月廿日　文章得業生正六位上藤原朝臣公義

權中納言兼春宮權大夫左衞門督源朝臣宣。
奉　勅。宜令彈正少弼菅原朝臣定（義）問文章
得業生藤原公義之策。

同年八月八日　主計頭兼大外記助教備後介清原眞人奉

右想視此欵狀幷　宣旨。大卿同少輔故障之
時。申請他儒之段分明也。然上者。少輔爲問
頭者。不可及宣旨之段亦分明也。不可成異論歟。

一依同房爲他儒例。

散位正六位上藤原朝臣惟貞誠惶誠恐謹言。

請被特蒙　天恩因准先例召仰民部大
輔三善朝臣道統爲問頭遂課試狀。

右惟貞已蒙二代之宣旨。未遂一業之本望。方
今式部大輔大江朝臣齊光卿理當問頭。然而依
有故障不可問者。至于他儒士者。或是有門
族同房之諱。或亦與惟貞論其年齒。則已爲子
弟也。望請特蒙　天恩。因准先例。以件道統
朝臣爲問頭。將遂課試。宜知皇恩之無涯且
傳累葉之欲絕。惟貞誠惶誠恐謹言。

寛和二年月九日　散位正六位上藤原朝臣惟貞

左大臣宣。奉 勅。宜令件道統朝臣問惟貞方
略之策者。
同二年十月廿五日 少外記兼直講海宿禰廣澄奉
文章得業生正六位上美作權大掾大江朝臣通直誠惶誠恐謹言。
請特蒙 天恩因准先例被下 宣旨。以
□內記藤原朝臣弘道為問頭狀。
右謹撿案內。通直為文可課試獻策之由被
下 宣旨。而大輔菅原朝臣依有故障不能
□。少輔三善朝臣佐忠。巨勢為時等皆是同
坊也。仍為文以勘解由次官藤原朝臣惟貞申
請問頭。已蒙 宣旨。方今通直雖適生累葉之
家。纔應茂才之擧而已。過強仕之期。更迷楊
歷之志。為文已蒙優許。通直盍仰傍跡。望請
天恩因准傍例。以件弘道為問頭。將遂對冊
之業。通直誠惶誠恐謹言。
正曆三年十二月十日 文章得業生正六位上美作權大掾大江朝臣通直
中納言藤原朝臣顯光宣。奉 勅。宜令件弘道
問文章得業生大江通直之策者。
正曆三年十二月廿八日權少外記三園――奉
一省官同曹以他儒申請例。
文章得業生正六位上行美濃掾藤原朝臣實政誠惶誠恐謹言。
請被下 宣旨以正四位下行權左中弁兼
大學頭東宮學士大和守藤原朝臣義忠為問
頭博士狀。
右實政謹撿案內。省官同曹或有障之時。以他
儒士申請問頭博士。古今之例也。望請被下
宣旨。以件義忠為問頭博士。實政誠惶誠恐謹
言。
長曆四年七月廿一日 文章得業生正六位上美濃掾藤原朝臣實政
權中納言兼皇后宮權大夫右衞門督藤原朝臣
資平宣。奉 勅。宜令權左中弁藤原朝臣義忠
問文章得業生藤原實政之策者。
長久元年十二月廿日 大外記安倍守輔奉
文章得業生正六位上藤原朝臣定光誠惶誠恐謹言。

請殊蒙　天恩因准先例被下　宣旨以
從三位藤原朝臣元範爲問頭奉策試狀。
右定光謹撿案內。省或故障或同曹之時。尋其
嘉躅遞爲問頭者例也。推其次第今在此人。
望請被下　宣旨。以件卿將爲策試之問頭
矣。定光誠惶誠恐謹言。
應永三年十一月日　文章得業生正六位上藤原朝臣定光

付職事狀。
定光獻策問頭事。款狀一通進候。可令申沙汰
給也。恐々謹言。
十一月廿六日　兼宣
藏人左少弁殿

一省官故障之時用他儒例。
文章得業生正六位上行大和權大掾藤原朝臣爲文誠惶誠恐謹言。
請特蒙　天恩因准先例被下　宣旨以
勘解由次官從五位下藤原朝臣惟貞爲問
者遂課試狀。
右爲文謹撿案內。式部大輔菅原朝臣相當問
頭。而彼朝臣俄申障由。重撿故實。申請問者課
試之輩。古今已多。近則件惟貞問弓削以言。菅
原資忠問藤原惟成。橘直幹問藤原國光等是
也。自餘之例不可勝計。是則依有道之大事年
之定限也。望請蒙　天恩。因准先例。被下
宣旨。以件惟貞爲問頭。將遂課試。爲文誠惶
誠恐謹言。
正曆三年十二月八日　文章得業生正六位上行大和權大掾藤原朝臣爲文
中納言源朝臣保光宣。奉　勅。宣令件惟貞問
文章得業生藤原爲文之策者。
式部大錄和氣元倫奉
正曆三年十二月廿日　大外記兼博士主稅助播磨介中原朝臣致時奉

文章得業生正六位上行備中掾藤原朝臣明衡誠惶誠恐謹言。
請特蒙　天恩因准先例被下　宣旨於
式部省以正五位下行勘解由次官藤原朝臣
國成爲問頭奉試狀。

右明衡謹撿案內。文章得業生課試。省官有故障之時。申請諸儒爲問頭者。古今之例也。近則藤原實範問頭文章博士善滋爲政。菅原定□問頭東宮學士藤原義忠。藤原國成問頭散位高階□　等是也。爰明衡可奉試之由被綸旨矣。而當時省官故障。然間明衡聚螢之勤久積。射鵠之志難遂。望請　天恩因准先例。被下宣旨於彼省。以件國成爲問頭。將泝龍門之浪。明衡誠惶誠恐謹言。

長元五年十二月六日　文章得業生正六位上行備中掾藤原朝臣明衡

大納言兼民部卿中宮大夫藤原朝臣齊信宣。奉勅。宜令國成問文章得業生藤原明衡之策者。

同年同月十四日　掃部頭兼大外記土佐權守小野朝臣奉

同年同月十五日　小錄紀賴政

文章生正六位上菅原朝臣音長誠惶誠恐謹言。

請被下　宣旨以前加賀守從四位上藤原兼俊爲問頭博士奉策試狀。

右音長謹撿舊貫。菅江門徒相分東西曹司。初起以來。遞爲問頭者例也。次第之所至。理運在斯人。望請被下　宣旨。以件兼俊朝臣將爲獻策之問頭博士矣。音長誠惶誠恐謹言。

延文元年八月日文章生正六位上菅原朝臣音長

權中納言從三位藤原朝臣仲房宣。奉　勅。依請者。

同年同月廿八日　大炊頭兼大外記土佐權守中原朝臣師茂奉

文章生正六位上藤原朝臣資任誠惶誠恐謹言。

請特蒙　宣旨以從三位行大藏卿菅原朝臣爲清爲問頭奉策試狀。

右資任謹考舊貫。省官故障之時。尋其芳躅申請問頭者。儒例吾道之故實也。推其次第。今在斯人。望請被下　宣旨。以件卿早爲課試之問頭。將遂方略之獻策矣。資任誠惶誠恐謹言。

永享十二年十二月日文章生正六位上藤原朝臣資任

散位正六位上菅原朝臣顯長誠惶誠恐謹言。

請殊蒙　天恩因准先例被下　宣旨以

參議正三位行土佐權守菅原朝臣益長為問

頭奉策試狀。

右顯長謹撿案内省官故障之時。尋其嘉躅為

問頭者例也。推其次第。今在斯人。望請被下

宣旨。以件卿將為策試之問頭矣。顯長誠惶

誠恐謹言。

寶德二年十一月十八日　散位正六位上菅原朝臣顯長

從二位行權大納言源朝臣持康宣。奉　勅。宜

令件益長卿問彼顯長策者。

同年同月同日　大外記兼主水正助教清原眞人宗賢奉。

右已上問頭之款狀條々例如件。

一父子同日勤問頭例。

明德元年三月廿七日獻策。二人合策。

試衆。　藤原有光。　問頭。　菅原秀長卿。

試衆。　同　顯信。　問頭。　同　長遠。

一雲客勤問頭例。

六位例。

試衆。　文章得業生藤原朝臣春海。

問頭。　正六位上行少內記三善清行。

又。

試衆。　文章生弓削以言。

問頭。　正六位上行少內記藤原惟貞。

已上文粹文。

五位例。　正曆三年十二月廿日宣旨。

試衆。　文章得業生藤原爲文。

問頭。　解解由次官從五位下藤原惟貞。

又　長元八年八月八日宣旨。

試衆。　文章得業生藤原公義。

問頭。　從五位上彈正少弼菅原定義。

又　長元五年七月十七日宣旨。

試衆。　文章得業生藤原明衡。

問頭。　正五位下勘解由次官藤原國成。

又　應永十六年十月六日策。

試衆。藏人左近衞將監菅原惟長。

問頭。式部權少輔從五位下菅原家長。

又　明德元年三月廿三日策。

試衆。文章生藤原顯信。

問頭。正五位下大内記菅原長遠。

四位例。　長久元年十二月廿日宣旨。

試衆。文章得業生藤原實政。

問頭。正四位下權左中弁兼大學頭東宮學士藤原義忠。

又　長和五年十一月廿一日宣旨。

試衆。文章得業生藤原家經。

問頭。從四位上文章博士大江通直。

又　萬壽三年十一月廿一日宣旨。

試衆。文章得業生藤原實範。

問頭。從四位上文章博士善滋爲政。

又　明德五年三月廿三日策。

試衆。藏人左近衞將監菅原長政。

問頭。正四位下文章博士藤原元範。

又　應永廿三年二月十日策。

試衆。文章生菅原益長。

問頭。從四位下大學頭兼文章博士菅原在直。

一非儒官人問頭例。

延文元年八月廿九日策。

試衆。文章生菅原音長。

問頭。前加賀守從四位上藤原兼俊。

又　應永廿三年二月十日策。

試衆。文章得業生菅原在敦。

問頭。正三位菅原長遠。

又　寶德二年十二月一日策。

試衆。散位正六位上菅原顯長。

問頭。參議土佐權守菅原益長。

舊例。　寬和二年十月廿五日宣旨。

試衆。散位正六位上藤原惟貞。散位者文章得業生也。

問頭。民部大輔三善道統。

又　正暦三年十二月廿日宣旨。
試衆。文章得業生藤原爲文。
問頭。勘解由次官藤原惟貞。
又　正暦三年十二月廿八日宣旨。
試衆。文章得業生大江通直。
問頭。□内記藤原弘通。
右已上古今之例繁多也。不レ遑二毛擧一。
一題者問頭兼行例。
應永十五年十二月廿一日。
試衆。藤原義資。同量光。合策。
題者。輔。問頭。大輔菅原秀長卿一人參仕給。
同十六年十月五日。
試衆。菅原在實。同在豐。合策。
題者。輔。問頭。大輔菅原秀長卿。又御一人。
同十七年二月廿二日。
試衆。藤原盛光。同宣光。菅原治長。合策。
題者。問頭。輔。又迎陽一人。御兼行同前。
一少輔兼行例。
延文三年十二月廿三日。
試衆。藤原資俊。同資康。同仲光。合策。
題者。輔。問頭。式部權少輔秀長御一人兼行。
同前已上三人之問頭一人兼行之例。同如レ件。
一郡事屋申文事。
家記云。郡事申文者。試衆申二大卿一之狀也。號二輔宣一。又云。郡事申狀之時者。大卿召二省掌一獻策事具哉之由被レ尋。已具之由令レ申。仍有二行容之事一也云々。
瑞雲院贈左府記云。申文ノ袖ニ式部大輔署ヲ加フ。是ヲ輔宣ト號ス。高檀紙二枚ニ書テ内々狀ヲ副テ遣レ之云々。又云。輔宣ヲバ當日省家

下云々。此屋在式部省裡。於此處行課試之儀事。上古以來之定例也。此屋立床子。題者。問頭。秀才。各列着而行之。然近代式部省已下退轉之後。於西廳行之者。非分之儀也。仍偁准此廳於郡事屋之間。不失舊規。付申文於大卿。大卿任例加袖書返給。是云輔宣也。强紙一枚書之。不替歎狀也。以一枚爲裏紙。卷加內狀中遣之也。此署必草名也。上古之儀者不知。近代分如此也。

舊草。

依請者。

式部大輔菅原判。

文章得業生正六位上藤原朝臣定光誠惶誠恐謹言。

請殊蒙　輔宣於郡事屋奉試狀。

右定光謹撿案內。省官不具之時。於件屋被行課試者是例也。望請　輔宣於件屋被行奉試。將遂楊歷之業矣。定光誠惶誠恐謹言。

應永三年十一月 日　文章得業生正六位上藤原朝臣定光

內擧。

定光獻策。明日必定候。郡事申文獻之候。御署可申請候。恐惶謹言。

十一月廿六日　　兼宣

式部大輔殿

依請者。

大輔菅原判。　迎陽御署也。

文章生正六位上藤原朝臣量光誠惶誠恐謹言。

請特蒙　輔宣於郡事屋奉試狀。

右量光謹撿案內。省官不具之時。於件屋被行課試者是例也。望請　輔宣於件屋被行奉試。將遂楊歷之業矣。量光誠惶誠恐謹言。

應永十五年十二月 日　文章生正六位上藤原朝臣量光

內擧。

量光郡事申文進之候。任例可成賜輔宣候。

仍執達如件。

十二月十九日　　性光（日野東洞院儀同入道俗名資教）

謹上式部大輔殿

依レ請者。

權大輔判

文章生正六位上菅原朝臣益長誠惶誠恐謹言。

請下特蒙二 輔宣一於二郡事屋一奉試上狀。

右益長謹撿二案內一。省官不具之時。於二件屋一被レ行二課試一者是例也。望請 輔宣於二件屋一被レ行二奉試一。將レ遂二楊歷之業一矣。益長誠惶誠恐謹言。

應永廿三年十一月　日文章生正六位上菅原朝臣益長

右已上如レ件。此申文大畧例文之樣也。無二殊事一。

一禮籍文事。

此事名簿同事也。但於二獻策一者。必稱二禮籍一也。瑞雲院贈左府記云。此文ハ當日問頭ノ許ヘ自身持テ向ベキ事ナレドモ。祿物遣次。青侍一人布衣ニテ使者トス。白麻納タル長櫃ニモ白張雜色一人相副。桃林ヲモ狩衣着タル牛飼ニテ引遣。近來ハ只狀ニテ禮籍文ヲモ遣ス。其禮紙ニ祿物ヲモ申遣ス云々。

禮籍文如レ此。

文章得業生正六位上藤原朝臣定光

應永三年十一月廿七日

强紙一枚書レ之。無二裏紙懸紙一。又卷二籠消息一遣レ之也。

又

文章生正六位上藤原朝臣義資

應永十五年十二月廿三日

義資禮籍進レ之候。尤雖レ可二持參一候上今日事取亂之由申候。似レ忘レ禮候歟。恐々謹言。

十二月廿三日　　重光

式部大輔殿

追申。

用劒一腰。螳蜋一疋。鳥目千疋獻レ之。

返牒。
御禮籍紙給レ之。今日可二早參仕一候也。秀長誠恐
謹言。
十二月廿三日　　秀長
追言上。
龍蹄一疋。鵝眼十緡。御劒拜領。重寶恩
賜雖レ爲二過分一。尤以祝着可レ令二參謝言上一
候。
文章生正六位上藤原朝臣量光
應永十五年十二月廿三日
量光禮籍進レ之候。雖下可二持參一候上。今日事取亂之
間。似レ忘レ禮候歟。恐々謹言。
十二月廿三日　　性光
式部大輔殿
追申。
桃林一頭。麻根卅帖。殊更獻レ之候。
文章生正六位上行若狹大掾菅原朝臣治長
應永十七年二月廿二日
治長禮籍可二持參一之處。今日事無レ何取亂候間。
且傳進之候。仍言上如レ件。
二月廿二日　　文章博士長方
謹々上　式部大輔殿
一稱名簿例。
文章生正六位上菅原朝臣在實
應永十六年十月五日
名薄進上候。尤雖下可二持參一候上。今日事取亂候。頗
似レ忘レ禮候歟。在實誠恐謹言。
十月五日　　在實
坊城殿
文章生正六位上菅原朝臣在豐
應永十六年十月五日
名簿進上候。尤雖下可二持參一候上。今日事取亂候。頗
似レ忘レ禮候歟。在豐誠恐謹言。
十月五日　　在豐

人々御中

一試衆小屋事。

瑞雲院贈左府記云。此屋事。舊例ハ然ベキ上達部此屋ヲ作儲也。建仁度ハ花山院左府爲中納言被相訪。貞治度ハ勘解由小路中納言實宣卿被相當畢。近來事ハ試衆トシテ大學寮ノ寮官ニ仰テ沙汰ヲ致也。秀才兩人ノ時。上臈小屋ハ北ニアリト云々。此屋事。近代分者。式部省年預男令沙汰也。非大學寮寮官之沙汰者也。凡文書等同。彼年預男獻策。後日皆加年號位署。問頭許爾持來也。

家記云。聖廟御時。御硯被置式部省。而承久亂逆之時紛失畢。仍被寫留其形云々。執行職相傳也。就之文書等傳之云々。

一神座事。

此座如當時者。西廳乾角立八足棚爲神座也。此下行物。必自伯職五十疋之下行也。省之年預必執沙汰之。

一題者事。

彼贈左府記云。儒中可然人躰ニ申試也。式部ノ輔。先ハ大卿也。有闕者。權大卿等有例。宣下ニハアラズ。只兼テ直中定ム。省門ニテ當座ニ題者題ヲ書テ授問頭。問頭給試衆也。然而兼日ニ問頭題ヲモ計テ策文ヲ書。題者。問頭。兼勤ル例アリ云々。

抑古人之題除之者道之大法也。但同題有例。注他帖畢。

題書様。（强紙一枚書也。）

策方略文貳條。

擧賢以才。

爲政以德。

右已上如此非古文字也。迎陽題者之舊草也。自餘不相替之間畧之。秀才之時別也。又如此也。

策秀才文二條。
幼聰。
豪富。
右兩樣之書樣如レ件。或秀才之時。對策文二條書載之例又有レ之。是復兩樣之段也。

一策文事。
又贈左府記云。本儀ハ。問ハ問頭儒カク。對ハ試衆カク。題ハ題者コレヲ出ス。近來ハ問答。題皆問頭沙汰也。問頭厚紙ニ皆書連テ試衆ニ遣ス。試衆。宿紙ニ古文ヲ副テ書レ之。隨身。當日問頭。當座ニ題者ヲ出ス分ニテ題ヲ見テ。問二條ヲ書テ以典神ニ覽テ以ニ省掌一授ニ試衆一。試衆取ニ副笏一テ入ニ小屋一。コレヲ書由シテ問對一卷ニ書テ取ニ副笏一。出ニ小屋一置ニ神前御棚一テ二拜シテ退。舊ハ臂袋トテ。正校禮部韻一帖ヲ袋ニ入テ。左ノ臂ニ懸テ。問對一卷ヲモ件袋ニ入テ。其時取出テ置例モ所見アリト云々。

一問頭書レ問事。
舊草。續ニ强紙一書レ之也。
策方略文貳條。
從四位下行文章博士藤原朝臣氏種問
任農。
問。樊重雲之好ニ貨殖一也。善レ稻善レ粱。張輿世之拜ニ給事一也。送レ笙送レ笛。及レ寒分レ擊レ稿。節候欲レ識。待レ雨分挾レ捨。時序莫レ秘。襄公卜レ郊。爲ニ再占一爲ニ四占一。庶民推レ籍。終ニ百畝一終ニ万畝一。
垂釣。
問。呂望之到ニ磻溪一也。中揚所得之玉。蒙莊之臨ニ漢（濮イ）水一也。子細所持之竿。天子舍ニ珠澤一東征歟南征歟。宋生投ニ玄淵一。七絲乎九絲乎。巨覆ニ戴山一。有ニ十四一有ニ十六一。長蛟之吐レ瀾。及ニ一丈一及ニ二丈一。
延文六年三月廿三日
監試
典正六位上行彈正忠紀朝臣重弘

右。如レ此問頭書設二令懷中一也。凡此文者。又邂逅之樣也。無レ把二題序分一。已下之躰卽擧徵事句計也。古儒之作法定有二先例一歟。非二尋常一也。又徵事句十二句也。此問大畧加二古文一可レ書也。又無二其儀一彼是異樣之文躰也。

一古文字事。

上古者。皆以二古文一書也。近代者。或置字或詞字等之類計書也。但內題（策方畧文二條。）幷位署等者。必皆用二古文字一也。是發端之謂歟。自餘者。如二前言一而已。

𣀷對。箣策。夊文。弍二。篠條。𤴓正。弎三。𫝆位。㣔行。

蔄菅。𡓷原。𣋡朝。𢙣臣。𨳝問。

右已上如レ此之躰也。

尖之。页而。煍者。壬也。㑻何。於歟。

右已上如レ此之類也。

ナ有。𣞤無。开共。㠯以。侶似。𠀋不。㕦可。

右此等之類也。此等之以二字等一可レ得二其意一也。於二舊儀一者。全篇雖レ爲二古文一近來只置字類用者也。舊草之時。一向不レ見レ分之條無益歟。大概分尤宜也。大畧古文者。尙書孝經之類也。隸字鳥篆之類不レ用也。舊草可レ准二知之一也。

一判儒評定文事。

子細載二省試之段一問。不レ及二重注一也。仍評定文躰注レ之在レ奧。

贈左府記云。舊ハ獻策之後判儒二人モ三人モ。悉策文ヲ書賦テ。是ヲモテ判也。獻策已后。日次ニ隨テ行フ。鋪設等ヲ渡遣ナリ。近來ハ獻策日則判ヲ行ル。省略之事也云々。

或記云。舊ハ禁裡。仙洞。執柄。三公等策文有二御覽一云々。

一雜例事。

一重服之時遂二大業一例。

秀才基明。
仁安三年二月七日策。　重服。
菅原在秀。
永和元年十二月十九日策。　重服。
一合策時試衆多少之例。
應永元年三月廿九日策二人例。
試衆。　菅在方。迎陽。　同在保。合策。　問頭一人。
同十五年十二月五日策。
試衆。　藤義資。同前。　同量光。合策。　問頭一人。
同三人例。
同十七年二月廿二日策。
試衆。　藤盛光。　同宣光。　菅治長。合策。
問頭一人。同前。
同四人例。
永和元年十二月十九日四人。策。

試衆。　菅長遠。重服。　同為守。　同長方。
同在秀。
同五人例。
應安六年八月十九日。合策。
試衆。　秀才藤範輔。　進士菅長敏。
同菅久長。　秀才菅長勝。　同藤兼宣。已上五人同日策也。
右已上例如件。此外不見其例。
一獻策省試同日例。
此事試衆各別。同人同日兩條之例。未曾見之。
康永二年三月廿三日策。
試衆。　菅為綱。　同頼長。二人于時藏人。
題者。　式部大輔長員卿。
問頭。　前文章博士藤秀範。兩人之間頭也。
同日省試。試衆十二人也。
試衆。　蔭子正六位上藤原忠光。
蔭孫正六位上菅原秀長。

題者同前。

右應永十六年九月日年預前日向守紀重弘注進

一獻策號二揚庭一事。

家記云。獻策又曰二楊歴一ト。奉二楊庭之試一也。又云。歴試也。淮南子字歟。可レ見云々。

一策勞事。

家記云。自二五品一叙二四位一従下。之刻者四年也。策勞者。従上四位マデ也。

一給二御墨一事。唐墨。

獻策之時。每度禁裏被レ出二御墨一也。爲レ清二書策文一也云々。褁紙□秘レ之云々。

一大破子事。

從二儒中一爲二合力一大破子被レ送レ之。攝家等家禮時。同申入或以二代物一被レ送レ之。

消息云。

賢息令レ遂二大業一給候之條珍重候。大破子百荷。殊更加二下知一候。可二參賀一候也。恐々謹言。

十一月十日　性光（日野東洞院儀同入道）

坊城殿

明日彼御獻策尤珍重候之間。事更存二佳例一。雖二輕微一候。大破子百荷百疋。加二下知一候。千詳期二佳謁一候。恐々謹言。

十一月九日　兼宣

坊城殿

一文章院參仕事。

家記云。本院顚倒之后者。以二大學寮廟倉盛殿一擬二彼院一也云々。今者於二茶園裡一行二廟拜一也。員數不定。本儀廿一反。或多分二拜。官廳之儀依二遲々一也。儒官經歴之度參拜。或又還補再任共參仕也。

次第。

先於レ傍洗レ手。（手水手拭厨女持レ之。）次向二廟前一二拜。（先立二軾前一揖。脱レ沓着レ軾。更又揖立二拜。）次着二饗應座一有二三獻一。其后自二下﨟一起座。舊則此時有二吉書一。堂監沙汰。近代無二此儀一

如何。其儀如入學名簿也。委細注于前段畢。指圖在別記。

贈左府記云。裝束畢後。公卿座ニ着テ反閉アリ。次ニ祿ヲ陰陽頭ニ給フ。靑侍堂上ニテ給也。或於砌下給之由。建長四年有所見云々。藤氏試衆。先氏院ニ參ス。西門ニテ下車。南門ニ入手ヲ洗テ廟前ニ參シ。二拜之後。饗座ニ着テ勸盃三獻。舊ハ學生等多着テ朗詠ス。次又曹司饗ニ着ス。次文章院ニ參ス。氏院ニ參ノ如シ。手ヲ洗ナリ。廟拜廿一反。但員數不定云々。次臺盤座ニ着ス。北上東面也。座定後盃酌。此屋ニテ吉書アリ。堂監吉書二枚ヲ讀テ後。試衆等ニ授。試衆二字ヲ加テ。返給テ退出云々。

一郡事屋當日事。

同記云。舊ハ向朱雀門代。今ハ官廳ニテ行之間。向郁芳門代。秀才車ニ乘ナガラ。轅ヲ壇ノ上ニ引懸テ。鞦ハ牛ニ解懸也。此所ニテハ北上也。舊ハ上達部車ヲ立並。侍臣儒士以下訪來。人々門ノ內外ニ徘徊スル也云々。

略次第。麟御草也。

刻限人々參集。試衆在南門邊。輔於郁芳門下車。典省掌等迎謁。題者入自東門經正廳後着西廳北第二間床子。東面。次問頭着床子。東面。於西廳南端之壇下着靴。向南着之。經壇上入當間。着北第三間床子。次典省掌等着座。次輔召典。二音。或摩靴。典參進召試衆之文書。或先召硯。硯召文書。近代硯兼置之。典向南門取試衆之文書。課試問頭等宣旨幷郡事中文。入覽筥參進。置輔前床子。輔見文書。如元入筥。次輔召典仰試衆可召之由。典向南門引試衆。試衆。先於西廳東庇南端向南門着靴。經西廳東庇壇下入當間。着北第三間床子。西面。次輔書題。兼書儲。自懷中取出。納筥。先移入筥中之文書於硯筥。題許入筥。次輔召典給題。覽神座。置文臺。典覽畢持歸。置問頭之前床子。次問頭見題畢。如元納筥。次書問。兼書儲之。自懷中取出。自加入題筥。

目典。典取之置輔前。次輔披見作宮中見之。問畢。召典覽神。典覽畢召省掌。二音。省掌參進。典取題幷問後手爾授省掌。省掌又後手爾取之。立試衆前。又後手爾授之。試衆作座取之。取副笏揖。起座入小屋。此間或問頭退入。次試衆入小屋二拜。立箸於饗膳置策文於前机。拔箸。典取策文覽神座。次試衆出小屋改着淺沓。進神前二拜退出。

判次第。

西廳北第一間設神座。輔着第二間座。東面。次判儒各着座。向輔北上西面。次饗膳三獻之後撤之。次開見。典於輔前解裹封。先是判儒退座。次神座前敷講師座。此間判儒復座。次典持策文納宮。置神座前机。次判儒一人着講師座。自座前進。典勸讀師。次講師讀畢復座。次典覽策文於輔。次第見下之。又典上之。次判儒書評定文。兼書儲之。次第加署進輔。輔同加署。下典令納宮封之。次自下萠退出。

評定文。

式部省

評定　文章生正六位上藤原朝臣義資對策

文事。

合貳條。

擧賢以才。

爲政以德。

正二位行式部大輔菅原朝臣秀長問。

今評件策。擧賢以良才。其義雖不巨細。治政以明德。彼趣粗有博聞。已奉桂林枝折之試。須優藤家累世之名。因准格條處于丁科。

評定　文章生正六位上藤原朝臣量光對策

文事。

合貳條。

褒幼敏。

敘耆英。

正二位行式部大輔菅原朝臣秀長問。

今評件策。多乖問意。上條褒幼敏之義不詳。下條叙著英之情聊呈。博達之謂。蓋以如斯哉。然而十六徵事。八九撻對。准之考課。令處中第。

應永十五年十二月廿四日

從四位下行右中弁兼文章博士藤原朝臣有光

正四位下行大學頭兼少納言侍從文章博士越前權守菅原朝臣長遠

省

少輔從五位下菅原朝臣在直

正二位行大輔菅原朝臣秀長

式部省

評定　文章生正六位上菅原朝臣惟長對策

文事。

合貳條。

明言行。

詳瑞祥。

式部權少輔從五位下菅原朝臣家長問。

今評件策。無擇言無擇行。其義雖得。示彼瑞。示彼祥。厥趣不詳。既登試場。宜免及第。因准格條。處于甲科。

評定　文章生正六位上菅原朝臣在實對策

文事。

合貳條。

詳日星。

論花實。

正二位行式部大輔菅原朝臣秀長問。

今評件策。日星之詞。文光不万丈。花實之趣。義理亘多端。博達之謂豈如斯乎。准之考課。令處中第。

評定　文章生正六位上菅原朝臣在豐對策

文事。

合　貳條。

叙賢德。

執友交。

正二位行式部大輔菅原朝臣秀長問。
今評件策。賢德之對。其義不詳。友交之詞。其交多變。早優累家之蹤。已遺詞場之試。宜發方策次于乙科。

應永十二年十月日

正四位下行少納言兼侍從文章博士信濃權守菅原朝臣
正四位下行大學頭少納言兼侍從文章博士越前權守菅原朝臣

省

權少輔從五位下菅原朝臣
從五位上行少輔兼陸奥權守菅原朝臣
正二位行大輔菅原朝臣

右已上評定文。大躰如斯。舊草繁多。試擧此二評如件。對策之諸例。試科之一會。已事畢矣。不參之判儒出狀事。注委細於省試之段。仍可准知也。即略之者也。

儒門繼塵事。昔日文明年中。予遂大業之時。纔撫得家珍之文籍。成立門葉之再興以來。當氏儒流于今存在者二三家也。偏似有名而無實。頃既及暮齒。愈抱愁嘆於此道之謂。最在于兒孫之后世陵遲也。仍自茲歲三春之正月至九夏之五月。所成抄出及多帖矣。策文古今舊草二册。同文作法上下二册。爰復探看少年楊歷之一鈔。號桂葉記。寔爲九牛一毛耳。既一卷裡以用捨增刊。重編此一册。已一百餘丁也。摠幷爲五册也。吁吾命雖不在于茲者。何有成此道之惑哉。且可爲嚢庭之千金。嘗莫出書厨之一筒。幸名之曰桂林遺芳鈔乎矣。于時永正第十二載中夏十又二日筆了。

五更臣權中納言兼大藏卿菅原朝臣和長

右桂林遺芳抄以松下見林本挍合了

雜部五十二

## 新撰字鏡序

求法僧昌住

倩以。夫大極元氣之初。三光尚遙。水皇火帝之後。八卦爰興。是知仁義漸開。假龍圖而起文。道德云廢。因鳥迹以成字焉。然則蹔如倉頡見鳥迹以作字。史遷綴史記之文。從英雄高士者舊逸民。文字傳來。其興尚矣。如今愚僧生蓬艾門。難遇明師。長荊蕀廬。弗識教誨。於是蹭見書疏。閉於胸臆。尋讀文字。闇諸心神也。況取筆思字。宛然如居雲霧間。向紙認文芒然如日月盆窺天。搔首之間。歎懣之。經誦詁訓。頗覺得而於他文書。搜覓音訓。勿々易迷茫々叵悟也。所以然者。多卷之上。不錄顯篇部。披閱之中。徒然晚日。因爲俾易覺。於管見頗所鳩纂諸字音訓。粗攸撰錄。群文漢倭。文々辨部。字々搜篇。以寬平四年夏中草案已竟。號曰新撰字鏡。勒成一部。頗察泰然。分爲三軸。自爾以後。筆幹不捨。尚隨見得。拾集無輟。因以昌泰年中。間得玉篇及切韻。捃加私記脫泄之字。更增花麗。亦復小學篇之字及本草之文。粗雖非字之數內。等閑撰入也。調聲之美。勘附改張。乃成十二〔九イ〕卷〔四イ〕也。片數壹佰陸拾。未在臨時部等。不入數。文數貳萬肆佰捌拾餘字。又小學篇字四百餘不入數。從此之外。二合字並重點字等不載於數。如是二章之內字者。依煩不明音反。音反者。各見片部耳。亦

於字之中。或有東倭音訓。是諸書私記之字也。或有西漢音訓。是數疏字書之文也。或有着平上去入字。或有專不着等之字。大槩此趣者。以數字書及私記等文。集混雜造[赤イ]者也。凡孝經云文字多誤。博士頗以敎授者且云。諸儒各任意。或以正之字論[作至讀イ]俗作。或以通之字。諍正作。加以字有三體之至。讀時有四音及巨多訓。或字有異形而至作及讀皆同也。或字有形相似音訓各別。專專。崇祟。孟盂也。巨多如是等。字形相似。而音訓各別也。或有字之片同。相見作別也。[小巾イ]ナト。王玉壬。月肉也。巨多如是等字。片者雖相似。而皆別也。或有字點相似皆別也。相。捐。傻。慢。等字也。馬。魚。爲等字從四點。鳥。烏與此等字從一點。大略如是。至書人而文作者。皆謬錯也。至片部悟耳。雖然戇暗之意。部文之內。精不搜辨。若有等閑可見用者。後覺達者。普加諧紏。以流布於後代。聊隨管軸。而所撰集。敢爲苦學之輩述亂幹。以序引耳。

# 新撰字鏡總目


| | | | |
|---|---|---|---|
| 一天 | 二日 | 三月 | 四肉 |
| 五雨 | 六風 | 七火 | 八連火 |
| 九人 | 十亻 | 十一親族 | 十二身 |
| 十三頁 | 十四面 | 十五目 | 十六口 |
| 十七舌 | 十八耳 | 十九鼻 | 二十齒 |
| 二十一心 | 二十二手 | 二十三足 | 二十四皮 |
| 二十五毛 | 二十六色 | 二十七疒 | 二十八言 |
| 二十九骨 | 三十尸 | 三十一女 | 三十二髟 |
| 三十三支 | 三十四糸 | 三十五衣 | 三十六巾 |
| 三十七四 | 三十八食 | 三十九米 | 四十酉 |
| 四十一門 | 四十二馬 | 四十三牛 | 四十四角 |
| 四十五革 | 四十六舟 | 四十七車 | 四十八瓦 |
| 四十九見 | 五十勹 | 五十一土 | 五十二石 |

誈　丁豆反。去。讒也。己止。止毛利。又也。年比志。

訮　人之仁芝二反。引也。詩也。古志良不。

譜　方古反。屬也。布牒也。次弟也。譜也。奈波比。

誐　宇何市假二反。上。不實言也。諂也。市戶良不。又阿佐年久。

認　而振反。上。又阿佐去見色。知聞声識。負志留。又佐止留。

訇　呼擭反。己太不。胡綢二反。

譋　勤蕩直蕩二反。嗑也。言也。伊豆波利己止。又何太己止。

誩　乾仰徒細二反。競言也。曾比云又支曾比加太利。詰之吏市吏二反。

詁　九野反。伊乃留之久留也。比毛乃伊不。又口波志留。

譫　丁蕩常當二反。貞實辞也。太々志久。己止。又万作之支己止。又万己止。

誑　九王反。禱也。註也。比久天知毛波志乃云。太波己止。又万己止。

謠　□　二形。又徒作。歌与招反。平。獨歌也。諸是也。加太利。佐宇太。徒空太。

該　古来反。平。備也。咸也。加祢太利。諧也。

謬　力交反。靡幼二反。去。誤也。參也。詐也。猶錯乱也。佐年又不久也。

讓　虚元反。九阿二反。演也。讙也。太利己止。二合鳴也。又嘩也。

訛　譌字同。五和反。平。化也。覺也。偽也。謂詐偽也。吪也。宇太同別也。熱也。

謵　習音。譬也。言不。止字久豆久。

詔　之笑反。去。告也。導也。照也。奈豆久。又与夫。

詉　設　同。以珠反。平。不擇是非也。

譊　戶豆良不。又阿佐年久。徒木反。謗也。痛也。謂怨痛也。

譆　譏　訕也。伊左不。又佐支奈年。

諠　喧讙嚾恔吅　六形同。虚元反。諠譁。又人佐和久。

譂　徒叧反。伊豆波利。又阿佐年久。以南反。平。談也。大也。佐久佐年久也。

譸　許故況俱二反。詐也。忘也。言也。伊豆波利己止。

諭　以具念過二反。去。音也。諫也。譬也。意也。字太加比。曉也。

諫　古安反。去。勇也。証也。正也。非也。甲佐年。

謨　亡孙反。平。偽也。波加利己止。

詑　都柯反。去。讀也。乃曾。又久留不。阿止伊。

詣　玄音。折自久加。止不。又久也。

諓　之智反。去。和加礼也。己止。

註　注同。丁住反。解也。水沟二反。万去。記須。

諫　上同字。古晏反。至反。去。正也。曾留也。

諗　式稔反。上。宜也。太念。

譚　訓。阿責也。良反。平。我。不隱乃太万。

誦　乃也。阿豆反。万去利詰。又伊弥也。

讐　此。曾反。上。語量。

骨部二十九。

髖　䯊髋髖　四形同。苦九反。又苦昆二反。髀上也。与己志。

髀　髆　骨也。執也。補莫反。身也。加太乃大骨。

骸　胡皆反。平。骨也。骨名。須祢計。

骹　䯲　二形同。苦交反。脛也。疾也。年加波支。

骫　骪　字同。波之陁文。阿志也。

髕　比蒲忍反。佐可美乃阿支。

髏　腰字同。阿波太。

髒　己蒲来反。胖与加太。

䯗　知骨又滑豆反。与須毛志也。

髑　以小反。曾保加傍空。

髍　曳也。

髓　太乃追反。保祢。

尸部三十。

屎　屎䑕　三形同。思夾反。屢屬也。阿志加太。

屐　同渠逆反。入。屬也。阿志加太。又木久豆。

屣　鞢䩛　二三形同。所綺反。所解反。屬也。久豆。

層　字恒反。重屋。高也。重居也。重也。累也。己志。

屋　字同。他谷反。

屎　音閑。也。又保。

群書類從卷第四百九十八

雜部五十三

# 中正子

予生亂世無有所以也。偏以翰墨游戲餘波。及二三子講明。遂成中正子十篇。後十年讀之。又不能无自是之非之也。此書之作十。以出乎一時之感激爾。甲申中春季。圓月書。

## 中正子叙篇卷之一　外篇一

東海　釋圓月撰

中正子與二三子語。以仁義之道。乃及性命死生之理。或請著諸書以廣流傳。中正子不可而曰。久矣。言不見信也。如吾因何非用言之時。而言則窮之道也哉。二三子。毋復俾吾久處乎困窮則可也。在昔楊雄丁漢代用文之時。生蜀郡毓秀之地。博究群書。文冠天下。議論至理。出乎天入乎淵。不詭聖人度越諸子而作太玄五千。文苞羅元氣通達無倫。又以爲。諸子其知升馳詆訾聖人輒爲恠詭之辭以撓世事。雖云小辨。終破大道。故作法言洞徹古今。有補於世也。以予望之。由泰山北斗不可及也。且夫西漢之爲代。文物全盛之時也。成都之爲土。人才炳靈之處也。雄生于玆。得時而不失處者也。然亦官爲郎。給侍黃門校書天祿閣。劉棻從而學奇字。新室召而爲大夫。寔非微

而不顯者也。然當初之人以爲。子雲。祿位容貌不能動人。故輕其書。嗚呼甚矣。人之賤近貴遠也。如此言之。難見信也久矣。甚矣哉。嗚呼子雲之人而有。其祿位也者。猶病之。況予非子雲之人也。且髡屣毋用之躬。生乎地脉不連之洲。而距用文全盛之代千有餘載。失時而不得處。全无祿位容貌者乎。言不見信也宜矣。何流傳之有。或者曰。子以釋爲髡屣。毋用而自棄耶。抑有激而云爾乎。昔者惠遠。惠皎。道安。道宣。圓澄。跋摩。一行之術。仲虛之文。昭昭然。若日月星辰附于天而照四國也。未嘗以釋爲髡而已。子曷爲棄也。中正子曰。是八師者。有其道有其德。非髡也。釋也。如予者何人。斯無其道其德而髡。非釋也。實髡屣毋用之謂也。且也。八師者。時亦得矣。處亦得矣。不俏者敢望乎。或者曰。上下无常非爲邪也。進德修業。欲及時也。何謂時乎。聖人欲居夷而曰。何

陋之有。胡爲擇乎處也。中正子曰。俞用言之時而言。是及時也。當潛之時而潛。是無邪也。君子而言必通。小人而言必窮。月也小人矣。去女。毋復言之。或者出數日而復來請問。用則行。舍則藏。可乎。曰可。曰。今二三子。雖不能廣行子之道於天下。然可以自用而行之。亦不可舍也。又曰。在則人。亡則書。今子在則見有二三子。酷愛子之言。用而行之。推而知之。子之亡。則不可必無如二三子者而已。於是中正子許之。中正子以釋內焉。以儒外焉。是以其爲書也。外篇在前。而內篇在後。蓋取自外歸內之義也。或曰。賤近貴遠。人之凡也。所以子雲之書輕乎昔而重乎今也歟。中正子艴然作色曰。女言過矣。吾敢望子雲者哉。吾敢望子雲者哉。子雲之人。猶未免覆瓿之嘲。吾豈无知之之人乎。勉强而塞二三子之責而已。或問諸子。中正子曰。子思誠明。孟

子仁義。皆醇乎道者哉。問。荀卿何如。曰。荀也醇而或小疵。曰楊子。曰楊雄。殆庶醇乎。其文也緊。請問文中子。曰。王氏後夫子千載而生。然甚倚焉。其徒過之。直夫子之化。愈遠愈大。後之生孰能跂焉。問退之。曰。韓愈果敢小詭乎道。然文起於八代之衰。可尚。曰。子厚何如。曰。柳也淵。其文多騷。或問歐陽。曰。脩也宗韓也。蘇子兄弟。曰。軾也尨。轍也善文。或問莊老。中正子曰。二子。爰清。爰靜。莊文甚奇。其於教化不可。或曰。釋氏能文者誰。曰。潛子以降。吾不欲言。非無也。吾不欲言。

## 仁義篇　　外篇二

或問仁義。中正子曰。仁義而已矣。曰。毋以尚焉乎。曰。何尚之有。中正子曰。墨翟之仁。而可以尚之。問。何尚。曰。義。楊朱之義。而可以尚之。問。何尚。曰。仁。啍啍之仁。可謂仁乎。小仁也哉。瑣瑣之義。可謂義乎。小義也哉。聖人之道大也。仁義而已矣。何尚之。爲惟仁義之道大矣哉。中正子曰。惟天之春秋也。猶人之仁義與。仲明問曰。墨也春與。楊也秋與。聖人之道也。春而秋與。中正子曰。白也可。以與語仁義之道矣。或者疑之。中正子曰。春而不秋。不可成也。秋而不春。不可生也。或者出問之仲明。曰。何謂。仲明答曰。楊朱以離仁爲義。人而無仁。何以能生。墨翟以離義爲仁。人而无義。何以能成。無仁則非人也。無義則非人也。有仁而生。生而必亨。有義而成。成而必貞。譬如天有春夏秋冬而成非耳。中正子曰。元者生乎仁。故曰。善之長也。亨者其禮哉。嘉之會也。利者成乎義。故曰。義之和也。貞者其信哉。事之幹也。中正子曰。春元。夏亨。秋利。冬貞。天之行也。仁以生禮。以明義。以成信。以誠人之行也。仁也者。天生之性也。親也。孝乎親也。義也者。人倫之情也。宜也。尊也。忠乎君也。忠孝之移。以仁義相推也耳。

名異而實一也。仁義之離。楊墨之道也。邪之道也。偏之道也。楊也爲我。墨也無親。无親何以爲仁。爲我何以爲義。是故墨之仁。非仁也。楊之義。非義也。楊墨之道。不能推而移。所以仁義離之者也哉。臣弑君。子弑父。權與乎楊墨與。惟聖人者。能推而移之。是以仁義不離。正之道也。中之道也。中正子曰。仁義者。天人之道與。天之道親親。人之道尊尊。親親之仁。生乎信也。尊尊之義。成乎禮也。天人之道雖殊。推而移之一也。一之者可謂知也哉。仲明曰。由冬而春。由夏而秋。天之道也。由信而仁。由義而禮。人之道也。此之謂乎。中正子曰。斯而已矣。仲明曰。誠行仁義則禮也。信也。孝也。忠也。在其中矣。曰。何惟四者而止。推而行之。萬善之道備矣。仲明曰。子言乎仁義禮信忠孝。明矣。詳矣。而未聞之言乎知。何也。曰。知之。之謂知也。已仁義之道推而移之。可謂知之而已矣。或者曰。

孟子曰。何必曰利。而子謂元仁亨禮利義貞信。以利爲義。何其與孟子相反之爲。中正子曰。孟子惡乎惡利。惡夫梁惠王所以爲利之利而已。利者。義之和也。宜也。通也之利。孟子寧舍諸。敢問。惠王之利何如。曰。財用功澤之利。孟子不取爾。誠王侯卿大夫士庶人交征利。則國家之危不待終日。亦何利之有。孟子不取也宜矣。孟子曰。未有仁而遺其親者也。未有義而後其君者也。義者。宜也。天下行宜不亦利乎。惟利之大義。莫之甚。中正子曰。凡天下之事。靡不有弊。仁之弊也。無威。義之弊也。无慈。无威則敎導隳之。无慈則化育夷之。敎導之隳。何以治之。化育之夷。何以尼之。敎而不治。義不之爲也。化而不尼。仁不之施也。敎化之張。仁義之行也。敎化之弛。仁義之弊也。或問。楊墨。而論孰賢。曰。墨子也哉。墨墜之書取之。九流有由矣夫。

凡一千九百六十六言。

中正子卷之一終

外篇三

## 中正子方圓篇卷之二

方也者定而不變。圓也者運而不停。惟不停。故其用无窮。惟不變。故其體有常。有常之體。仁者能止焉而不動。是以樂山也。山也者起乎地。惟地也。其爲形也方。其爲勢也坤矣。無窮之用。知者能動焉而不止。是以樂水也。水也者生乎天。惟天也。其爲象也圜。其爲行也健矣。仁者誠也。知者明也。誠者生乎天之性也已。明也者成乎人之學也已。是故學不欲止。性不欲動。樂山者以其生乎性也。樂水者以其成乎學也。其性苟動。則喜怒哀樂之情輒發矣。其學苟止。則情欲之發亦不能中節也。是故性靜則中也。學進則和也。故中庸曰。中也者天下之大本也。和也者天下之達道也。以其天生故曰大本也。以其人學故曰達道也。中正子曰。中焉而方。仁之體也。和焉而圓。智之用也。不仁者之方。執而偏焉。不知者之圓。循而曲焉。執而偏。故偏強以至乎狠戾。循而曲。故流轉以至乎巧僞。惟中者之方。不偏而直矣。惟和者之圓。不曲而正矣。不偏而直矣。可以矩也。不曲而正矣。可以規也。中正子曰。方者上知之與下愚也。圓者中人也。可以上焉。可以下焉。教使然也。莊周言。吉祥止止。以天爲自然。而擿提仁義之敎。則无它。專執方而不知乾乾不息之道也。楊雄取水舍山而曰。惡劃也。亦无它。專循圓而不知直方大之理也。孟軻言。性善者好中焉者之方。而惡曲焉者之圓。而云術。荀卿言。性惡者惡偏焉者之方。而好和焉者之圓。而云術。然孟荀楊之三子。最有益於學者也。惟莊无益。然可以爲窒欲之警也。或問。伯夷何人哉。曰。

方也。柳下惠。曰。圓也。其於教化之道也。孰優乎。曰。皆不可取也。非其君則不事。非其人則不使。與鄉人處。其冠不正不忍同立。望望而去。是雖清直不能大也。固不取爾。爾也爲爾。我也爲我。於我側袒裼無禮。醜何及我。與其人處。由由然不忍去。是雖和適不能化也。固不取爾。中正子曰。方圓其載言行之器與。行者不御乎方。烏能得誠。言者不乘乎圓。烏能得明。能誠以定。能明以省。堯舜禹湯文武。聖人之方者乎。周公孔子。聖人之圓者乎。方也。故有位而立。是以能行。圓也。故無位而轉。是以能言聖人者欲方諸躬而圓諸人。或者未審。中正子曰。於躬行之以誠。誠故定而立焉。與人則教之以明。明故省而轉焉。或曰。有位者皆可謂方也乎。曰。可。桀紂幽厲亦可乎。曰。兪。兪則與堯舜毋異乎。曰。堯舜也。上知之方也。桀紂幽厲。下愚之方也。方則一矣。知愚之異。何啻天淵之比而已哉。或曰。子言周公孔子圓者也。然則中人也已。曰。不然。其行於躬則方也。然何以言圓。曰。其教於天下則圓也。堯舜之方。方乎天下。故曰。方也。周公孔子之圓。亦以天下言之。向使周孔有位。則其行於天下亦方也必矣。吁其不有位。故其行不能方於天下。而其言能圓於天下。是以吾言。聖人之圓者也已。

或問。舜禹匹夫而有天下。必有其德也如此。周公孔子。德不及之乎。曰。否。時也。上有薦之之人。是時也。周公孔子不得時也。不可謂德不及之也。

## 經權論　外篇四

中正子。適烏何之國。其君包桑氏爲迎。而問曰。夫天下之動。非武不止。是以寡人自幼好武。國中之民亦好武。民生而七歲能舞劒。十歲者可以出征。是寡人之於武可言盡心焉耳矣。然國之盜賊未去。四邊甲兵未休。何如。對曰。大

王且知夫經權之道乎。王曰。未也。願聞其說。對曰。經權之道。治國之大端也。經。常也。不可變者也。權者。非常也。不可長者也。經之道。不可秘客也。示諸天下之民可也。權也者。反經而合其道者也。反而不合則非權也。經者。文德也。權者。武略也。武略之設。非聖人意。聖人不獲已而作焉。作而不止。非武畧之道也。作而止。則歸文德。是則權之功也。文德經常之道誕敷天下。而武畧權謀之備不行於國。則堯舜之治可以坐致。吾嘗論之。大王請聽之。王曰。寡人之望也。凡人生天地之間。實與禽獸相異。无爪牙以供嗜好。無毛羽以禦寒暑。必假它物以養其生。於是聚而有求。求之不足。爭心將作。古之聖人。卓然而行。以仁愛禮讓之文德。衆心感之。化而附之。附而成群。謂之君。君以斯文德普施天下。天下之人歸而往之。謂之王。王者專修文德。旺化諸人者也。是以爲常而不可變者。經之道也。王者之心苟怠而失常。則民心亦怠而不守常。緣是小則鞭扑之。刑行之。大則甲兵之。威征之。是則權謀之道也。是故經之道欲擧。權之道欲措。可擧之道。治世而施。可措之道。亂世而爲。夫堯舜之治。不能常有。所以權之道。不能措之。由是刑罰行焉。甲兵興焉。然而戡定禍亂以合經常之道。故甲兵之具以有威懲也。示諸天下則不可也。左氏之語曰。示則翫。翫則無威。是也。今王不修文道。而翫兵於國中之民。民無以威懲之心。故盜賊不去。四邊不安。宜也。如是則不惟无經之道而已。兼失權之道也。權之道失之。而謂於武盡心焉耳矣。月也竊爲大王惜之。凡經常之道欲普行。諸天下不可秘也。權謀之事不欲普示諸天下。不可不秘。今則修文者寡。講武者衆。講武者達。修文者窮。卿大夫。士庶人。農工賈客。皆爲武者。不奪不厭。而國危矣。假令有

一家者。以仁義之經普敎諸兒及臧獲。其兒若臧獲。或有悖者。委其長子可用者。叱之鞭之。而威懲之。則權謀之道也。若其諸兒及臧獲。咸手鞭楚。而叱則抗叱。鞭則抗鞭。何威懲之有。而自以爲吾家能武。則大亂之道也。大王以治家之喩。推而知之於國且天下則可也。王大喜。厚幣遺之。中正子不受而去。

中正子卷之二終

## 中正子革解篇卷之三

離下兌上。革。序卦曰。井道不可不革。故受之以革。雜卦曰。革去故也。中正子曰。離火也。兌金也。火能克金。金曰從革。改更之。鎔鑄之。可以爲器也。離之於時夏也。於日爲丙。丙者炳也。兌之於時秋也。於日爲庚。庚者更也。凡四時之運。春生。夏養。秋殺。冬靜。靜故能生。生則養之。是則沿之道也。既生既養。而殺之。是革之道也。是故自離而兌者革之象也。自乾之革。凡四十有九。是以象曰。治曆明時。(治曆篇備矣。)易曰。巳日乃孚。仲尼曰。革而信之。中正子曰。改革之道。不可疾行也。是故周公於初曰。鞏用黃牛之革。於次曰。巳日乃革之。人心未信之時。不可改也。人心已信之日。可以革之者也。凡秋之爲味也辛。爲晏日之繼庚以辛。辛者新也。辛艱也。是以天下國家行。有制令之新者。則蚩蚩庸庸無知之民。不習熟。故以艱辛不便之患。以至偶語於朝廷。流言於天下。故兌爲口舌也。是故庚革之道。不宜速疾。必遲。其事畢巳之日。則彼無知之民。漸之熟之。而后信之。反爲便利。以自行之。故曰。巳日乃孚。元亨悔亡利貞。改革之道。天下之大利也。君人者及牽衆者。不可不知乎。說卦曰。離者南方之卦。明也。聖人南面而聽天下。嚮明而治。又曰。兌者說也。說

言乎兌也。中正子曰。革之爲卦也。文明之德。在內而說言之。應在外宜乎。革而信之。故彖傳曰。文明以說。大亨。以正革而當。其悔乃亡。中正子曰。鳴條之誓。牧野之戰。則湯武革命之時也。汝不聽誓言。朕戮汝及孥。而無或攸赦也。前徒倒戈攻後。以北。血流漂杵而后殪戎殷。書作一戎衣。天下定。無乃其始艱辛而終大亨者乎。且不見。夫天地之革。肅殺之行。其氣栗冽矣。其風觱發矣。嚴霜隆。草木黃。當是時也。喘喘無知之類唧唧啾啾。若怨若懟。是非造物者不仁而使然也耶。是義也。誠不然。果穀何以能熟。果穀不熟。民何以能育。民不得育。不仁之尤毒者也。故吾言是義也。孔子曰。天地革而四時成。湯武革命順乎天。應乎人。此之謂也。或問。象曰。澤中有火革。何謂也。對曰。澤也者穢濁之謂也。火也者文明之稱也。以文明之才。除穢濁之惡。不亦革乎。桀紂之惡穢濁之澤與。湯武之才文明之火與。中正子曰。人生不遇周公孔子者天也夫。

中正子一夕瞑然而坐。自初更至後更長噓一聲。又太息又噓一聲。良久曰。革之爲體。內不革而外可革也。以濁惡故可革。以文才則不可改也。故否。周公之辭於六爻有以也哉。火者能革。金者所革。故兌變之離。下之一爻靜。而中上二爻動。周公曰。初九鞏用黃牛之革。孔子翼之曰。不可以有爲也。中正子解之曰。黃牛之皮。至固之物也。鞏者。固固九四也。下之一爻靜是也。周公曰。六二。巳日乃革之。征吉。无咎。孔子翼之曰。行有嘉也。中正子解之曰。革之道不宜疾速。故初則鞏固。次則革之下體之中征而變上體之中。譬如湯之征桀武王之征紂也。周公曰。九三。征凶貞厲。革言三就有孚。孔子翼之曰。革言三就。又何之矣。中正子解之曰。三者總率下體之位也。文明之才。不可變動。故曰。征凶。征者動也。然當變上六之任也。是以其弱

貞正乎內。其志厲危乎外。其躬不行。而以言敎變之。故曰。革言三就。三者言上體三位也。周公曰。九四。悔亡有孚。改命吉。孔子翼之曰。信志也。中正子解之曰。穢濁之時。以剛才在下。而待文明來蒞。其志信之。其才不變。而其命變。命者召也。所以稟而爲令也。九四。舊奉穢濁之召命者也。今當革言三就之時。又稟文命之召命。故曰。發命辟如。伊摯舊奉夏之命。後稟湯命。又箕子。舊殷人也。然稟武王之召。是類也。周公曰。九五。大人虎變未占有孚。孔子翼之曰。其文炳也。周公曰。上六。君子豹變。小人革面征凶。居貞吉。孔子翼之曰。君子豹變其文蔚也。小人革面。順以從君也。中正子解之曰。九五。上六之二爻。所謂中上二爻動者是也。以兌之三爻而此二爻變則成離也。是以周公於此二爻特言變而它不言也。虎豹之羌。以九六之質殊也。又九五以大人稱之。上六不稱大人而以君子小人繫焉有由也夫。

治曆篇。

或問。革象。君子以治曆明時何如。對曰。中正子。四十九也哉。自乾至革四十九卦。周天之數。三百六十有五。而其畸四之一。二十八宿。周天度數。凡三百六十五度四分度之一也。是以曆有四分焉。漢有四分曆。蓋以四分度之一不成數故每度四分之也。而一朞之策成矣。氣延朔趣。入聲推而參之一。十九年而合。謂之一章。一晝。一夜之頃。周天經過一度。直至三百六十五日四分日之一。周天之度終矣。謂之一氣之數廻矣。十二月之積日。三百五十四日九百四十分。日之三百四十八謂之朔。數促也。四分而累其十九則七十六朞一蔀之策備矣。一章。十九年。而氣朔之延促相合。然尚有不全之日。至七十六年則氣朔相合。且無不全之日也。且四十累九。則三百六十。氣朔之數得中矣。是則四箕十九。四十其九。皆可言四十九也哉。又曰。四十九策。以四揲之則十有二。其奇一。是則朞月之數也。其奇閏也。是奇不全之日也。四年而全得一日。十九年而得四日四分日之三。七十六年而得十九日而无奇。或者曰。四十九而治曆則審矣。敢問。古

之曆志。以十九年為天地二終之數有諸。對曰。有之。漢律曆志。天地之數五十有五。并終數為十九。注。天終數九也。地終數十也。是河圖數也。然不可然而已。抑且陰陽相距之數也哉。請問相距之數。曰。一晝一夜之謂周天。天之一周。陽動陰靜。陽。日也。陰。月也。陽離陰而距其程十有二。而其疇十九之七。先儒皆云。周天三百六十五度四分度之一。而日日行一度。月日行十三度十九分度之七。今予曰。日行十二度十九分度之七。而月不行。蓋取陽動陰止之義也。但以天周故月亦相附而周。不能自動行也。先儒以月行觀之則其與周天相去十三度十九分度之七。而日行一度耳。今予以月不行言之。則日與月相距而行十二度十九分度之七。而二十八宿亦與天相旋而與月相距十三度十九分度之七。然則日與二十八宿相爭一度耳。予嘗細考之。蓋是周天行速。日行遲。二十八宿行不及日一度。而月但附天而周。故似速於日也。予之說。雖異於先儒然於數則均矣。但先儒十三度之說。无徵於曆法。予曰。十二度十九分度之七。則合十二月十九年七閏之法者也。又陽動陰靜。日行月不行之說。亦陰陽之宜也。所以十有二月而成期。十有九期而成章。章之閏七。一章。十九年之閏。有七閏。其十二者。十九之。而加之七則成二百三十有五。日月相去。十二度十九分度之七。其十二則全數也。其七則奇。而不全也。凡數有奇者。不能配除也。故今通分其全數十二者而得二百二十八。加之以合其七則二百三十有五。以合章月。章之月數。自然以合十九年十二月。以十九累之。則二百二十八月。一年有十二月。更加閏月七。則合二百三十五月也。亦合老陽乾策而增之。天地二終之數者也。惟天之曆數也乎。乾有六爻。老陽數九。以四揲故三十六。六爻皆有三十六。并之為二百一十六。更加天終數九及地終數十。則二百三十五也。中正子曰。陽來陰魄。月體黑。謂之魄。陽往陰朒。朔而月見謂之朒。往之來之十二而畸。十二度十九分度之七也。朒極而望。魄極而朔。二極之數。朒極。魄極則一月日數盡矣。二十有九而畸。九百四十分之四百九十九。是一月之策。謂之朔數。其二十九者。太史公所言大餘也。不盈六十之謂也。甲子法。六十以除積日。其不盈謂大餘。見史記。四百九十九者小餘也。不盈九百四十之謂也。或人曰。久吾於太史書及漢志。大餘小餘之言。未能莫疑。今之遇也。天予之幸。敢請。子詳其說以釋吾疑。中正子曰。天一。地二。河圖之始數也。天五。地六。則其中數也。天九。地十。終數也。二始。三統之原也。天統。甲子。夏正朔。地統。甲子。殷正朔。人統。甲申。周正朔。是三統曆。則本河圖天一地二之數也。

二中之數。日辰也。天五。地六。則爲十日。十二辰也。日辰之會。六十而復。天五分。爲五行。甲乙木。丙丁火。戊己土庚辛金。壬癸水。是十日也。地六分。爲六律。子丑寅卯辰巳午未申酉戌亥。十二辰由此立矣。日辰六十日終而復始。二終。日母也。天九。地十。二終之數。日法之母也。日月之相去。十九分之七。故以十九爲分母。以七爲分子。更以十二日通分內子。而得二百三十五。以曆法四分累之則爲九百四十。是爲日法。日月之會。二十有九畸。四百九十九。日月之會謂之朔。自朔至晦周而復始。其一周之頃。二十九日九百四十分日之四百九十九。是一月之數也。其二十九者日母之全也。畸者。日母之零也。全者之積。日也。盈日辰之會。六十日也。除之其不盈者。積日之不盈六十者。大餘也。是以天地二中之數。推二終之數。推而合者則除之。其畸而不合者爲大餘也。氣數之畸。四分之一。三百六十五日四分日之一也。朔數之畸。十九分之七。日月朔。去十二度十九分度之七。每日如此相去。直至二十九日九百四十分之四百九十九相會朔也。二畸之積以合日母之數。十二日七分。通分內子更以四累之。故合日母。則是二終之數也。畸之不盈日母之法謂之小餘。一月二十九日。九百四十分之四百九十九。通分內子而得二万七千七百五十九。爲一月之積日母數。以十二月累之爲三十三万三千一百卅八。是爲一年之積日母數。以日母法九百四十約之。則爲三百五十五日。而其不滿法者。四百三十八。是小餘也。其全日。三百五十五以甲子法六十除之不盈六十者。五十五。是大餘也。

中正子曰。大衍之策。其用四十九。則天之曆數也乎。分而爲二。天地之象也。掛以象三始中終也。天地二。始三統也。二中日辰也。二終日母也。揲之以四。四分之曆也。四分焉而十有二月。其奇閏也。四十九策。以四約之。則十二。其奇不盈四者一。是閏也。四年成一日。十九年。四日三分也。是以革之爲叙四十九也。革者庚也。爲曆用庚子。子者始也。天地之革。則天之曆數也明矣。

中正子卷之三終

外篇終

叙仁義千九百六十六言。
方圓篇九百七十二言。
經權篇四百六十四言。
革解一千二百八十言。
治曆七百二十言。

外篇三卷六篇。計字五千七百[illegible]六言。烏何國。白氏。仲明。叒革子。皆寓

言也。叒而約反。

# 中正子性情篇卷之四

內篇一

東海　釋圓月撰

中正子居。叒華子侍。中正子曰。叒。女知性情之理乎。曰。未。敢問。何如。曰。居吾語女。樂記曰。人生而靜。天之性也。感物而動。情之欲也。中庸曰。天命謂之性。又曰。喜怒哀樂之未發謂之中。發而皆中節謂之和。以予言之。所謂中則靜也。喜怒哀樂未發。則性之本也。天命稟之者也。性之靜。本乎天也。是性也。靈明冲虛。故曰。覺。喜怒哀樂之發。則情也。情也者人心之欲也。是情也。蒙鬱闇冐。故曰。不覺。人之性情。猶天之四時也乎。叒華子曰。何謂也。曰。四時之行。終而復始。周於冬至。冬至之月。建子。冬者終也。子者始也。是月也。動息地中。商旅不行。后不省方。則天之靜也。然春陽之來。草木之生。亦以天命之性也。旣生者必求長養之道。故夏之草木。蒙鬱闇冐者。天之欲也。欲之長不可涯。故秋殺之氣擊彼草木之蒙鬱闇冐者。發而中節之義也。然而冬之至也靜焉。而復復其見天地之心乎。是故曰。人生而靜。天之性也。叒華子曰。旨哉子之言乎。人之性情則天之寒燠也。請問。性也靜矣。何緣感物而動。中正子曰。靜者性之體也。常也。感而動則其用也。變也。耳目之官。引物而內諸心府。於是其性不能不感動也。是以善惡取舍之欲生矣。苦樂逆順之情發矣。惻隱之仁。羞惡之義。則情之善者也。寇敵之暴。驕佚之邪。則情之惡者也。噍殺怨懟之音。情之苦也。寬胖綽裕之容。情之樂也。皆無不本於性。而發於情。情之發也。不和不能節。是亦天人之道也。以言乎人道則和。則能明。明則能斷。斷則能正。正眞人道之常也。以言乎天道。卽春

和。夏明。秋斷。冬正。正中天道之極也。人守常則天之極。天之極靜而已。靜天之性。寒燠雷雨。天之變也。靜人之性。喜怒哀樂。人之情。情者性之變也。和而節之則歸性。猶天道之復於冬至也。是故動極則靜。靜故能動。天人性情之道也。孔子曰。利貞者性情。言俾情能復其性也。利者秋之斷也。貞者冬之正也。正者極也。中也。靜也而已矣。天之道非貞正則万物之動不靖。人之道非貞正則万行之業不成。故俾情復於性者。靜而已。靜而極中。天地以此富有万物。人道以此修證万行。是孔子子思之言乎性也。不與吾佛之敎相睽也如此。孟軻氏以降。言性者差矣。或善焉或惡焉。或善惡混焉。或上焉中焉下焉。而三之皆以出乎性者言之耳。舍本取末也。性之本靜而已。善也惡也者。性之發於情而出者也。末也。混焉者兼二末而言之。亦是末也。東漢之前。佛法未行諸中國。故儒者之言性或不能辨也宜矣。然其不稽之孔子子思之敎則失也。佛法既來。夙蘊靈知之士。咸歸吾也。當知孔氏之道與佛相爲表裏。而性情之論如合雙璧然。然世之儒生猶不欲同焉。則無它。以其欲異於釋氏故也。是非君子之道也。君子黨理同人干宗。客之道也。韓子其人也。甚矣不黨理而好異也。如此孔子子思猶不宗焉。而兼并善焉惡焉混焉之言三之。而曰。上焉中焉下焉。不甚乎。上焉而善。下焉而惡。中焉而混。可善可惡者混也。皆非性之本也。情也已。性之本靜。靜之躰虛。虛故有靈。靈故有覺。覺故有知。知感於物。感則動。動則欲。欲不可量也。欲而得之則喜。喜則心平。心平則善也。欲而不得則怒。怒而无度則暴惡也。一喜一怒。可以善可以惡者情之混。韓子所言中焉者是也。但非性也。性也者非善非惡非混也。善者惡者善惡混者。皆情也。性之末也。性之本

靜而已。孟子以善爲性非也。荀子以惡爲性非也。楊子以善惡混爲性。亦非也。之三子者。不見正於佛教。故誤也。宜矣。然其不稽之孔子子思之教則失也。但韓子出乎佛教之后。當見正於佛教。當知孔子之道與佛相爲表裡者也。然區區別之。甚哉韓子舍本而取末與。孔子子思之道。相遠也如此。甚矣哉。有客過中正子門者。難中正子曰。潛子作非韓以降儒之欲害於佛者自訕矣。況於今此海外鬼方無復宗韓如歐陽公者乎。假令有之。但用潛子之書。可以屈其人足矣。然今彼書尙無攸用。而人不欲觀之。又如子何。子猶如星爾冂。如電爾否。叨叨怛怛。力發於言而又筆於書。何其徒爲。中正子曰。然。客之待予太過也。如予者豈敢望客之所待者乎。客曰。何謂也。對曰。如予者。么麼撲樕不足道者也。豈復有望以言若書能訕人者哉。庸人尙不可訕。而況如歐陽公者乎。縱使今吾佛教不幸。而或復有若此人者。予不敢欲以言若書抵排其人也。然今所爲書者。以二三子未明性情之理。故筆而著之。偶引孔子子思之言。以合吾佛教者而論之也。餘是糺彼孟軻氏以降言性者之差異。以至韓愈氏原性之言。或未能无誤。故言及此耳。本不欲用此書行于時以爲名譽之衒也。客退。

叒華子曰。子嘗言仁義。力排楊墨鄙心。或之以謂。孟子以后。楊黨之徒不作。今子何必區區其言爲。今見子對客之言。釋然不復惑之。中正子曰。古之言性情者。於其理也一矣。固不欲異諸人。亦不欲黨也。但於理而已。叒華子曰。何理。對曰。節情復性而已。凡人之情欲无窮於物。而至暴惡。故聖人欲使節其情欲而復其天性而已。於是制禮設戒。以使人能養其欲而不過度者也。故禮者養也。戒禁也。味能養乎口。而禁其嗜者也。香能養乎鼻而禁其臭

者也。聲能養乎耳而禁其淫哇者也。色能養乎目而禁其冶容者也。牀榻臥具衣服能養乎身而禁其奢而不儉者也。仁義孝弟忠信能養乎心而禁其情而不節者也。

中正子卷之四終

## 中正子死生篇卷之五　　內篇二

子潛子曰。死固因生。生固因情。情固因性。旨哉言乎。輔教公之道也。叒華子問。惟性無因乎。曰。性因於靜。惟靜能覺。覺而能知。知在格物。物格而知。知而后感。感而后動。覺者性也。動者情也。惟物之格也。亦非無因素乎善者。果乎善者。素乎惡者。果乎惡者。素乎天人。果乎天人。素乎鬼神。果乎鬼神。乃至素乎禽獸草木。果乎禽獸草木。无素不果。無乃業之報乎。業之因素乎陰界。而其報果乎陽世也必矣。之理不可疑之。惟物之格也。以神不以形也。故不可度矣。叒華子曰。性以覺知。故感於物。其物之格。亦以神也。然則覺知之者與其神果二否。曰。否也。知故格物。物格故知。是物也。非有體之物。物也者事也。言其性以覺知。故有所嗜好之事也。其嗜好則汝業耳。以覺知。故來其事。事來。故覺知。然則非二也。是神也。无形於陰界者。業之因也。有形於陽世者。其果也。問。神既無形何以形於陽世乎。對曰。精氣之鍾。神則御之。御之以形。形其本所嗜好之物。業因業報之謂也。物類之生。其形万差謂之分段。分段之生。生窮而死。死生之環無常也。無常者生死之凡也。超此者聖也。必以出離。分段生死之環者也。是故聖者性而已。覺而止謂之眞常。反彼无常而言也。若覺不止則動。動而有知。知感於物而赴於情是無常之因也。無常故謂之輪廻。輪廻其生死之環也。叒華子問曰。性於陰

界。動則有知。知能格物。而受其形。然孰不擇乎善。稟乎美。而或蛇虎惡毒之質。自甘資之何也。對曰。汝何不以方今之心自徵明之。而獨疑陰界之性情以詰之。癡也哉。陰界之與陽世相爲表裡。形與不形雖殊。其性情則均矣。今汝嘗姑請坐。善惡之情。泯然不舉則性也。覺也。儻不能覺而止之。則動乎善惡之情。隨物逐事。或喜或怒。是汝自取諸業也。又誰咎矣。

## 戒定惠篇　内篇三

誠乎內而正之之謂定。定證於靜。靜則有信。無信者何以定焉。形乎外而行之之謂戒。戒齊於禁。禁則有禮。無禮者何以戒焉。以此道敎之。人々從而效之之謂惠。惠生於明。明生於知。無知者何以惠焉。是故不信諸心。庸詎行諸身。且說諸口耶。身不行之非律也。口不說之非敎也。律也。敎也。非心信之者不能爲也明矣。心信之者固由定而得矣。西域大聖人誠乎內而取信諸心之尤者也。是以身而行之。事莫不律也。口而說之。言莫不敎也。今之所謂禪之別。曰律。曰敎。則非也。禪也者由定而信其心之稱也。信其心者。言覺其性而不迷之辭也。心既信之。則善惡取舍之情皆中節。然則不待禁而自律也。不待訓而自明也。敎者効也。効而知之而已。不可也。行之則可也。行之而已。亦不可也。信之則可也。惟信何往不可。不信而言不可通也。不信而行不可久也。不通者不知變。不久者不守常。惟心信之者。知變而能通其言。守常而能久其行。知變守常道大光也。寤禪於心則信也。傳敎於口則言也。持律於身則行也。未有无其心而有身者。無身而有其口者。亦未之有也。是以無禪則何能有律。無律則何能有敎。佛也者一之而已。三之則末流之濁也。信之者心也。行之者身也。言之者口也。心者身之主也。身者心之國也。

口者其宰也。言者傳心王之令也。无主之國必亡。既無主且亡國。則其宰何爲。宰也者臣也。主也者君也。蔑君之臣必喪。既蔑君且喪臣。則其國何爲。無禪之律。則無主之國也。蔑禪之敎。則蔑君之臣也。惟禪則心也。律者身也。敎者口也。苟蔑其心者。身口之喪亡。不終日而致也。佛之法則國家之鎭也。然而禪滅則其主危矣。亡律則國不治矣。無敎則令无施矣。心未信禪者。謂吾身能行律。口能言敎。則予固不信之。塞北之人不夢橋梔。越南之人不夢橐駝。心不緣之。其夢必無。是以其心不緣佛法者。必无行之身言之口之理也。但心緣之則禪也。心苟得之何事不爲。且夫世間之人。或治家邑。或治州國若天下者。皆莫不以仁義之道也。仁義之道治世之大本也。是亦心能信之。而后身則行之。口則言之。然則其心未信乎仁義之道。而謂身行仁義之道口言仁義之道則妄矣。眞如之理。出世之大法也。固是心能信之。而后身則行之。口則言之。然則其心未信乎眞如之理。而謂身行眞如之理口言眞如之理則固妄矣。仁義之道。行之之人。有禮之人也。言之之人。有知之人也。禮也。知也。信之之人。皆可能也。无信之人。皆不能也。眞如之理。行之之人。有律之人也。言之之人。有敎之人也。律也。敎也。禪之之人。皆可能也。無禪之人。皆不能也。且也不見夫醉者及狂者乎。皆失心之人也。然其行也。言也如何。醉矣狂矣。無禮之人也。無知之人也。是故不得心之人。而言吾能律也。吾能敎也。則予固爲妄而已。嗚呼人之不思也久矣。以醉者狂者爲失心之人。則僉曰。固是也。然以不得心於禪者。爲醉者狂者。則不見固是也。以予觀之。醉者狂者。固是失心之人也。不得心於信者爾。以仁義之道言之。則不得心於信者。必是不得有禮

有知之人耳。以眞如之理言之。則不得心於禪者。必是不得有律有敎之人耳。治世出世之敎雖異。其於心之得失則均矣。中正子曰。仁義之道。以誠爲眞。苟不以誠。道不行也。眞如之理。以定爲正。苟不以定。理不明也。又曰。禪者信也。律者禮也。敎者知也。

中正子卷之五終

## 中正子問禪篇卷之六　　內篇四

仲明問禪。中正子默。既而告曰。存乎德行與。存乎其人與。不可狀也。不可言也。仲明曰禪者信也。非子之言耶。曰。信則可矣。言則不可。不言而信。不狀而證。存乎其人也。存乎德行也。仲明曰。何信何證。曰。心也已。孰无諸仲明問曰。誰無心者。對曰。天下莫不有之。直不信耳。苟不信有若無也。仲明曰。害忮貪沓淫僻邪侈之心。執而信之。則皆可乎。對曰。不可。害忮貪沓淫僻邪侈。皆心而之情者也。情僞也。何信之有。心苟信之必無焉耳。問曰。仁義禮讓之心。信之可乎。對曰。仁義禮讓之心。亦是情而之善者也。皆非我所謂之心也。我所謂之心者。佛之無上妙心也。是心也。天下莫不有之。直不信耳。信之則可言禪也夫。敢問无上妙心。對曰。不可言也。不可狀也。言之狀之敎也已。惟禪信而已。不可言狀也。中正子曰。能信心者不自欺也。不自欺則无妄。无妄則歸性。歸性之道。知而言之者。敎也。履而行之者。律也。信而證之者。禪也。言者以口。行者以身。證者以心。惟心之量大而能博。故言之之敎。不可涯也。人之生也有涯。有涯之生。欲究無涯之敎不可得也。言敎尙不可究之。何暇身行之。心證之哉。是故禪離言敎而捷徑之道也。雖然有患學之者。不可不知也。心之量固不可涯。

故修之之人。或其所見也寡。所知也狹。則不能通達而盡證也。故各以其性所變。情所近者。爲禪以後。其徒其後離散。分宗支派。偏執已見。是我非人。更相排觝。不亦哀哉。或問中正子曰。吾聞之。禪家之流。升堂揮麈而有恁地。便是恰好。麈不要者。般什麼說話。無道理了。那裏得箇不理會。得却較些子等語。不識有諸。對曰。有之。問曰。既有之。子言禪者不可言也則妄矣。對曰。既有之故可以知禪者不可言也。固是何故。問曰。何故。吾禪家之流。以離文字爲宗。故本無言敎。是故於其升堂揮麈之時。假設寓言。以表眞覺離言之旨。欲使其徒之不能文者直解而易信也。是亦吾禪家之敎耳。禪則信而證之。斯而已。固不可言也。且夫伊洛之學。張程之徒。夾註孔孟之書。而設或問辨難之辭。亦有恁地便是恰好不要者。般什麼說話无道理了。那裏得箇不理會得却較些子等語。然其注意在於槌提佛老之道也。此等語。非禪也。審也。禪者佛之心也。其量大而能博。無所不容。故得其心者。發而言之。何言不中。寓而表之而已。苟不得佛心者。縱使親口佛語亦非禪也。特敎焉耳。何況恁地却較些子等語。猶疏下俚者乎。非禪也審矣。儻不本佛心。而固執而以若此等語爲禪者。伊洛家之流。何異之耶。可言禪乎。或者曰。今之升堂揮麈之人。咸得佛心者乎。對曰。萬物之中。惟人是靈。其最靈者聖也。佛者聖乎聖者也。萬物之中。最無靈者土木也。然塑其土刻其木。以佛象之孰云不然。今之升堂揮麈之人。固是人耳。土木之於佛。最靈之與最無靈。其差太遠。人之於佛其靈近矣。雖不得佛心者比之土木則得矣。目之爲禪者禮也。或者引而去。中正子語。叒華子曰。或者不極問而去。汝不病之耶。叒華子曰。桑也不敏。願承敎。中正子

曰。彼土木者無情。而人有情。其於佛也。無情者近。有情者遠之遠矣。叒華子曰。向使或者極問。則子何以對之。對曰。以經權之理也。以經常之理言之。則土木也。人也。佛也。皆非眞也。以權化之理言之。則爾愛其羊。我愛其禮。禮不可廢也。中正子曰。佛性常宗。經也。人情不常。權也。佛欲示其性之本有諸人者也。然不適其情。則无緣也。故反性之經。而以情之權導之歸性。由是偏圓半滿之敎作焉。非佛本意也。權也。權敎之設。貴乎起變。見機而爲。隨宜而施。施之爲之不失機宜。機宜失之。敎道乃墮。音隳。佛之後。分而三之。惟稱禪氏者。以心證。故能知機宜之變。是以敎道不墮。是則得乎其一該乎其二者也。其他滯乎其一失乎其二。膠而不解。治而不革者也。中正子曰。偏圓半滿。佛之敎道也。禪氏者得其心而不膠其言者也。對梁王以不識。達摩師之道也。彼梁王者膠乎佛之敎而不解乎達摩師之敎。是不知機宜不能適變者也。以此推之。其餓死臺城不亦宜乎。文中子曰。齋戒修而梁國亡。非釋迦之罪也。此言當矣。滯乎其一失乎其二者。雖曰敎者。實敎道墮之。不知機宜何敎之爲。辟如前者偶獲禽于林中。後者觀而羨之。不具田獵之器。徒守其迹于林中。固無獲之理。癡也。稱敎者固不足異之。異猶曰怪。稱禪者豈無是類。豈膠乎爾師若祖所言所示之迹。而不原諸佛不證諸心。是則禪其名而實其敎者也。此邦之稱禪者皆是類。德山氏。臨濟氏。雲門氏。洞山氏。能禪之尤者也。不沿襲乎佛及達摩師之迹。而得其心而不異者也。棒焉而雨。喝焉而雪。分以三句。列以五位。是敎道之變不可涯者也。圓悟氏。大惠氏。應菴氏。亦能禪之尤者。不沿襲乎佛達摩師及德山氏。臨濟氏。雲門氏。洞山氏之迹。而得其心而不異者

也。其敎道之變。亦不可涯者也。心者經也。敎者權也。經常之理。故得而不異。權化之道。故不沿襲而能適變者也。吾背論之。凡以不通其心而膠其敎迹。皆當譏之。曰。敎者也已。是故不通佛心而膠乎其敎。可以稱曰佛之敎者也。不通達摩師之心而膠乎其敎。亦可以稱曰達摩師之敎者也。不通臨濟氏。洞山氏。逮大惠氏。應菴氏之心。而膠乎其敎。亦可以稱曰某氏之敎者也。自此大惠氏。應菴氏以降紛紛不勝稱者。各有其敎。或高或低。或險或夷。或文而華。或質而野。或曲而藏。或直而露。其氣不醇。其後繼之者。或過此海外。鬼方之洲。闒茸之徒。師焉而尙。宗焉而黨。膠焉而不能解。沿焉而不能革。各執所見。以爲吾師若祖之所言所示之他非禪也。可憫者也。佛之敎者。上古。故上也。達摩師之敎者。次也。臨濟氏。洞山氏之敎者。又次之也。大惠氏。應菴氏之敎者。下也。

此四累者。各以適變設敎。移腔換調。而其原諸佛證諸心之致一也。今此邦之稱禪者。不原諸佛。不證諸心。但師尙之。但宗黨之。固可憫者也。且夫佛之敎者。四累之上。是亦非禪者也。尙可憫也。大惠氏。應菴氏之敎者。四累之下。其後不勝稱者。下之下也。此邦之稱禪者。師焉而尙。宗焉而黨。膠焉而不能解。沿焉而不能革。下之下者。自甘執之不亦可憫之尤者乎。向使臨濟氏。德山氏。一來此邦。而彼闒茸之徒。親見所示若所言之敎。師焉祖焉。則見不手捧不口喝者。必非之以爲禪也。於此若佛及達摩師親過此邦。亦不見容之。何也。不手捧也。不口喝也。或使靈雲氏。香嚴氏。一來此邦。而彼闒茸之徒。親見所示。若所言之敎。師焉祖焉。則見不目桃。不耳竹者。必非之以爲非禪也。於此臨濟氏。德山氏。親過此邦。亦不見容之何也。不目桃也。不耳竹也。以

此推之。方今縱如大惠氏。應菴氏者。親過此邦。宜不見容之何也。異彼闡哲之徒所尙所黨之致也。嗚呼天乎。去聖時遙。人物蕭寥。人之不原諸佛。不證諸心。師則尙之。宗則黨之。不亦苦哉。故予嗚呼而告諸天而云。

中正子卷之六終

右內篇三卷共四篇

性情篇一千七百五十七言

死生篇五百九十二言

戒定惠篇一千一百三十四言

問禪篇二千二百三十一言

四篇共五千二百十四字。

讀中正子

有生幾何同一氣。有頑嚚兮有才藝。中正子持思无邪。吐語要作金擲地。聲欬嘘吸內外篇。上下出入天與淵。荒涼海國渺煙草。叒華開此扶桑顛。

建武乙亥二月十七日書于淨智方丈。四明

竺仙梵僊

右中正子得古寫一本挍合

# 群書類從巻第四百九十九

雜部六十四

## 常陸國風土記

常陸國司解。申古老相傳舊聞事。

問國郡舊事。古老答曰。古者自相摸國足柄岳坂以東諸縣。惣稱我姬國。是當時不言常陸。唯稱新治。筑波。茨城。那賀。久慈。多珂國。各遣造別令檢挍。其後至難波長柄豐前大宮臨軒天皇之世。遣高向臣。中臣幡織田連等。惣領自坂已(以イ)東之國。于時我姬之道分爲八國。常陸國居其一矣。所以然號者。往來道路不隔江海之津濟。郡鄉境堺。相續山河之峯谷。取近通之義。以爲名稱焉。或曰。倭武天皇巡狩東夷之國。幸過新治之縣。所遣國造毘那良珠命。新令堀井。流泉淨澄。尤有好愛。時停乘輿。翫水洗手。御衣之袖垂泉而沾(日イ)。便依漬袖之義。以爲此國之名。風俗諺云。筑波岳黑雲挂衣袖漬國是矣(世イ)。

夫常陸國者。堺是廣大。地亦緬邈。土壤沃墳。原野肥衍。墾發之處。山海之利。人々自得。家々足饒。設有身勞耕耘力竭紡蚕者。立即可取富豐。自然應免貧窮。況復求鹽魚味。左山右海。植桑種麻。後野(日イ)前原。所謂水陸之府藏。物產之膏腴。古人云常世之國。盖疑此地。但以所有水田上小中多。年遇霖雨。卽聞苗子不登之難。歲逢亢陽。唯見穀實豐稔之歡歟。不略之。

新治郡。東那賀郡堺大山。南白壁郡。西毛野河。北下野常陸二國堺〔之堺イ〕卽波太岡。

古老曰。昔美麻貴〔崇神〕天皇馭宇之世。爲平討東夷之荒賊。〔俗云、〔曰イ〕阿良夫流爾斯母乃。〕遣新治國造祖。名比奈〔曰イ〕良珠命。此人罷到。卽穿新井。〔今存新治里。隨時致祭。〕其水淨流。仍以治井因着郡號。自爾至今。其名不改。〔風俗諺云。〔曰イ〕白遠新治之國。〕以下略之。

自郡以東五十里在笠間村。越通道路稱葦穗山。古老曰。古有山賊。名稱油置〔アブラオキ〕賣命。今社中在石屋。俗歌曰。許智多雞波。乎〔乎イ〕婆頭勢夜麻能。伊波歸爾母。爲弖許母郎牟〔奈牟イ〕。奈〔奈イ〕古非叙和支母。已下略之。

〔自郡西以下至略之廿四字イ本在河內郡之前〕郡西十里有騰波江。長二千九百步。廣一千五百步。已下略之。

白壁郡。東筑波郡。西毛野河。西北並新治郡。

筑波郡。東茨城郡。南河內郡。西毛野河。北筑波岳。

古老曰。筑波之縣。古謂紀國。美万貴天皇之世。遣采女臣友屬筑簞命於紀國之國造。時筑簞〔波イ〕命云〔曰イ〕。欲令身名着國者。〔着國者イ〕着國後代〔イモ〕〔世イ〕流傳。卽改本號。更稱筑波者。風俗說云、〔曰イ〕握飯筑波之國、以下略之。

古老曰。昔祖神尊巡行諸神之處。到駿河國福慈岳。卒遇日暮。請欲寓宿。此時福慈神答曰。新粟初嘗。家內諱忌。今日之間。冀許不堪。於是祖神尊恨泣。詈〔罵告イ〕曰。卽汝親何不欲宿。汝所居山。生涯之極。冬夏雪霜。冷寒重襲。人民不登。飲食勿奠者。更登筑波岳。亦請容止。此時筑波神答曰。今夜雖粟嘗。不敢不奉尊旨矣。〔爰イ〕設飲食。敬拜祗承。於是祖神尊歡然〔謌イ〕語曰。愛乎我胤。巍哉神宮。天地並齊。日月共同。人民集賀。飲食富豐。代々無絕。日々彌榮。千秋万歲。遊樂不窮者。是以福慈岳常雪不得登臨。其筑波岳往集歌舞飲喫。至于今不絕也。以下略之。

夫筑波岳高秀于雲。最頂西峰崢嶸〔サカシク〕。謂之雄神。〔不聽登臨之四字〕不令登臨。但東峰四方盤石。昇降決〔峡イ〕屹。其側流泉。冬夏不絕。自坂已東諸國男女。春花開時。秋

葉黃節。相携駢闐。飮食齎賚。騎步登臨。遊樂栖遲。其唱曰。都久波尼爾。阿波等〔イ无惡衍〕牟等伊比志。古波。多賀己等岐氣波。加彌尼阿須波氣牟也。都久波尼爾。伊保利尼〔豆イ〕。都麻奈志爾。和我尼牟欲呂波。波夜母阿氣奴賀母也。詠歌甚多。不勝載車。俗諺云〔曰イ〕。筑波峰之會。不得娉財者。兒女不爲矣。

〔自河內郡以下廿字以イ本補之〕

河內郡。東筑波郡。南毛野河。西北新治郡。艮白壁郡。

信太郡。東信太流海。南榎浦流海。西毛野河。北河內郡。

〔自古老曰以下至日高見國也六十三字以イ本補之〕

古老曰。難波長柄豐前大宮馭宇天皇之世癸丑年。小山上物部河內。大乙上物部會津等。請摠領高向大夫。分筑波。茨城郡七百戶。置信太郡。此地本日高見國也。

郡北十里碓井。古老曰。大足日子天皇幸浮嶋之帳宮。無水供御。卽遣卜者訪占。所穿〔所々穿之イ〕。今存雄栗之村。從此以西高來里。古老曰。天地權輿。草木言語之時。自天降來神名稱普都大神。巡行葦原中津之國。和平山河荒梗之類。大神化道

已畢。心存歸天。卽時隨身器仗俗曰伊門乃。〔乃門與イ〕甲戈楯劒。及所執玉珪悉皆脫履。留置茲地。卽乘白雲。還昇蒼天。以下略之。

〔風字上恐有脫文〕〔曰イ〕

風俗諺云。葦原鹿。其味若爛。喫異山宍矣。常陸下總也二國大獵無可絕盡也。其里西飯名社。此卽筑波岳所有飯名神之別屬也。榎浦之津。便置驛家。東海大道。常陸路頭。所以傳驛使等初將臨國。先洗口手。東面拜香嶋之大神。然後得入也。以下略之。

古老曰。倭武天皇巡幸海邊。行至乘濱。于時濱浦之上多乾海苔。俗云乃理。由是名能理波麻之村。以下略之。

乘濱里東有浮嶋村。長二千步。廣四百步。四面絕海。山野交錯。戶一十五烟。里七八町餘。所居百姓。火鹽爲業。而在九社。言行謹諱。以下略之。

茨城郡。東香嶋郡。南佐禮流海。西筑波山。北那珂郡。

古老曰。昔在國巢。クニス俗語。都知久母。又云〔曰イ〕夜都賀波岐。山之佐伯。野

之佐伯。普置掘土窟。常居穴。有人來。則入窟〔竄イ〕而竄之。其人去。更出郊以遊之。狼性梟情。悦窺掠盜。無被招慰。彌阻風俗。此時大臣族黒坂命伺候出遊之時。〔以イ〕〔塞イ〕茨蕀施穴內。即縱騎兵。急令逐迫。佐伯等如常走歸土窟。〔欲イ〕〔而イ〕盡繫茨蕀。衝害〔刺傷綵イ〕〔散イ〕・疾死・故取茨蕀以着縣名。所謂茨城〔城郡イ〕今存那珂郡之西。古者郡家所置。即茨城郡內。風俗諺云。〔曰イ〕水依茨城之國。或曰。山之佐伯。野之佐伯。自爲賊長。引率徒衆。横行國中。大爲刧殺。時黒坂命規滅此賊。以茨城造。所以地名便謂茨城焉。茨城國造初祖〔祖天津イ〕多祁許呂命。仕息長帶比賣天皇之朝。當至品太天皇之誕時。多祁許呂命有子八人。中男筑波使主。茨城郡湯坐連等之初祖〔祖也イ〕。從郡西南近有河。謂信筑之川。源出自筑波之山。從西流東。經歷郡中。入高濱之海。以下略之。

夫此地者。芳菲嘉辰。搖落涼候。命駕而向。乘舟以游。春則浦花千彩。秋是岸葉百色。聞歌鶯於野頭。覽儛鶴於渚□〔干イ〕。社□漁孃。逐濱州以幅湊。商豎農夫。棹艀艖而往來。況乎三夏熱潮。九陽□〔炎イ〕夕。嘯友率僕。並坐濱曲。騁望海中。濤氣稍扇。避暑者袪〔祛イ〕鬱陶之煩。岡陰徐傾。追涼者軫歡然之意。詠歌云。〔曰イ〕多賀波麻爾。支與須留奈彌乃。意支都奈彌。與須止毛與良志。古良爾志與良波。又云〔曰イ〕。多賀波麻乃。志多賀是佐夜久。伊毛呼〔乎古イ〕比。都麻止伊波波夜。志古止賣志門〔乃毛イ〕、郡東十里桑原岳。昔倭武天皇停留岳上。進奉御膳。時令水部新掘清井。出泉淨香。飲喫尤好。勅云〔曰イ〕。能渟水哉。俗云〔曰イ〕與久多麻禮流〔留イ〕彌津可奈。由是里名今謂田餘。以下略之。

行方郡。東南並流海。北茨城郡。

古老曰。難波長柄豐前大宮馭宇天皇〔孝德〕之世。癸丑年。茨城國造小乙下壬生連麿。那珂國造大建壬生直夫子等。請惣領〔[illegible]イ〕高向大夫。中臣幡織田大夫等。割茨城・地八里。合七百餘戸。別置郡家。所以稱行方郡者。倭武天皇巡狩天下。征平海□〔北イ〕。當是經過此國。即頓莅槻野之清泉。臨水洗手。以玉落井。今存行方里之中。謂玉

清井。更廻車駕。幸現原之丘。供奉御膳。于時天皇四望。顧侍從曰。停與徘徊。擧目騁望。山阿海曲。參差委蛇。峯頭浮雲。谿腹擁霧。物色可怜。鄕體甚愛。宜可此地名稱行細國者。後世追跡。猶號行方。（風俗云。〔曰イ〕立雨零行方之國。）〔至イ〕其岡高敞。□名〔之イ〕・現原。〔倭武命イ〕降自此岡。幸大益河。乘艖上。〔艖舟イ〕時折棹〔楫イ〕尾。因其河名稱無梶河。〔名其河イ〕此則茨城行方二郡之堺河。〔堺イ〕鮒之類不可悉記。〔射イ〕自無梶河達于部陸。〔隍イ〕有鴨飛度。天皇御射。鴨迅應弦而墮。〔倭名イ〕其地謂之鴨野。土壤墝〔埼イ〕埆。草木不生。野北櫟柴。鷄頭樹。〔斗イ〕□之木。往々森々。自成山林。即有枡池。此高〔向イ〕・大夫之時所築池。北有〔也イ〕香取神子之社。社側山野。土壤腴衍。草木密生。郡西津濟。所謂行方之海。生海松及燒鹽之藻。凡在海雜魚。不可勝載。但如鯨鯢。未曾見聞。郡東國社。此號縣祇。〔杜イ〕・中寒泉。謂之大井。緣郡男女。會集汲飮。郡家南門有一大槻。其北枝自垂觸地。還聳空中。其地

昔有水之澤。今遇霖雨。廳庭濕潦。郡側居邑。橘樹生之。自郡西北提賀里。古有佐伯。名手鹿。爲其人居追着里。其里北在香嶋神子之社。社周山野地沃。艸木椎栗竹茅之類多生。從此以北曾尼村。古有佐伯。名曰疏禰毗古。取名着村。今置驛家。此謂曾尼之驛。古老曰。石村玉穗宮大八洲所馭天皇之世。有人箭括麻多知。點自郡西谷之葦原。墾闢新治田。此時夜刀神相群引率。悉盡到來。左右防障。勿令耕佃。（俗云〔曰イ〕謂蛇爲夜刀神。其形蛇身頭角。〔匂率イ〕引免〔覓イ〕難時。有見人者。破滅□〔家イ〕門。子孫不繼。凡此郡側郊原甚多所住之。）於是麻多智大起怒情。着被甲鎧之。自身執仗。打殺駈逐。乃至山口。標梲〔棁イ〕置堺堀。告夜刀神云。〔曰イ〕自此以上聽爲神地。自此以下須作人田。自今以後。吾爲神祝。永代敬祭。冀勿祟勿恨。設社初祭者。即還發耕田一十町餘。麻多智子孫相承致祭。至今不絕。其後至難波長柄豐前大宮臨軒天皇之世。壬生連麻呂初占其谷。

令築池堤。時夜刀神昇集池邊之椎樹。經時不去。於是麻呂擧聲大言。今修此池。要盂活民。何神誰祇不從風化。即令役民云。目見雜物魚虫之類。無所憚懼。隨盡打致言了。應時神蛇避隱。所謂其池。今號椎井也。池面椎株。清泉所出取井名池。即向香嶋陸之驛道也。郡南七里男高里。古有佐伯小高。爲其居處。因名。國宰當麻大夫時所築池。今存路東。自池西山。猪猿大住。艸木多密。南有鯨岡。上古之時。海鯨匍匐而來所臥。即有栗家池。爲其栗大以爲池名。北有香取神子之社也。麻生里。古昔麻生于潴沐之涯。圍如大竹。長餘一丈。周里有山。椎栗槻櫟生。猪猴栖住。其野出勒馬。飛鳥淨御原大宮臨軒天皇世。同郡大生里。建部袁許呂命得此野馬獻於朝廷。所謂行方之馬。或云茨城之里馬非也。郡南二十里香澄里。古傳曰。大足日子天皇登坐下總國印波鳥見丘。留連遙望。顧東而勅侍臣曰。海即青波浩行。陸是丹霞空朦。國有其中。朕目所見者。時人由是謂之霞鄕。東山有社。榎槻椿椎竹箭麥門冬。往々多。此里以西海中北洲謂新治洲。所以然稱者。立於洲上。北而遙望。新治國小筑波之岳所見。因名也。從此往南十里板來村。近臨海濱。安置驛家。此謂板來之驛。其西榎木成林。飛鳥淨見原天皇之世。遣麻績王之居處。其海燒鹽藻海松白貝辛螺蛤多生。古老曰。斯貴滿垣宮大八洲所馭天皇之世。爲平東垂之荒賊。遣建借間命（即此那賀國造初祖。）引率軍士。行略凶猾。頓宿安婆之嶋。遙望海東之浦。時烟所見。爰疑有人。建借間命仰天誓曰。若有天人之烟者。來覆我上。若有荒賊之烟者。去靡海中。時烟射海而流之。爰自知有凶賊。即命從衆。褥食而渡。於是有國栖。名曰夜尺斯夜筑斯二人。自爲首帥。掘穴造堡。常所居住。覘伺官軍。伏衛拒抗。建

借間命縦〔臨イ〕兵駈追。賊盡逋還。閇堡固禁。俄而建借間命大起權議。按閲敢死之士。伏隱山阿。造備滅賊之器。嚴餝海渚。連舟〔船イ〕編桟。飛雲蓋張虹旌。天之鳥琴。天之鳥笛。隨波逐潮。鳥〔杵嶋イ恐是〕杵唱曲。七日七夜。遊樂歌舞。于時賊黨聞盛音樂。擧房男女。悉盡出來。傾濱歡咲。建借間命令騎士閇堡。自後襲撃。盡囚種屬。一時焚滅。此時痛殺所言。今謂伊多久之郷。臨斬所言。今謂布都奈〔柰イ〕之村。安殺所言。今謂安伐之里。吉殺所言。今謂吉前之邑。板來南海有洲。可三四里許。春時香嶋行方二郡男女盡來。拾津白貝雜味之貝物矣。自郡東西〔比イ〕十五里當麻郷。古老曰。倭武天皇巡行過于此郷。有佐伯。名曰鳥日子。縁其逆命。隨便略殺。即幸屋形野之帳〔頓イ〕宮。車駕所經之道狹地深淺〔取イ〕。惡路之義謂之當麻。俗云〔日イ〕。多多支支斯。野之土埆。然生紫艸〔有イ〕。香嶋香取二神子之社。其周山野。櫟柞栗柴。往々成林。猪猴狼

多住。從此以南藝都里。古有國栖名曰寸津毗古寸津毗賣二人。其寸津毗古當天皇之幸。違命背化。甚无肅敬。爰抽御劔登時斬滅。於是寸津毗賣懼悚心愁。表擧白幡。迎道奉拜。天皇矜降恩旨。放免其房。更廻乘輿幸小抜野之頓宮。寸津毗賣引率姉妹。信竭心力。不避風雨。朝夕供奉。天皇欵〔慰イ〕其慇懃。惠慈。所以〔寶イ〕此野謂宇流波斯之小野。其・名田里。息長足日・皇后之時。人〔此地人イ〕此地。名〔日イ〕・古都比古。三度遣於韓國。重其功勞賜田。因名。又有波耶〔郡イ〕武之野。倭武天皇停宿此野。修理弓弭。因名也。野北海邊在香嶋神子之社。土埆櫟柞楡□〔明イ〕一二所生。從此以南相鹿大生里。古老曰。倭武天皇坐相鹿丘前宮。此時膳炊屋舍搆立浦濱。編艀作橋通御在所。取大炊之義名大生之村。又倭武天皇之后大橘比賣命自倭降來。參遇此地。故謂安布賀之邑。行方郡分不署之。

香嶋郡。東大海。南下總常陸堺。安是湖。西流海。北那賀香嶋堺。阿多可奈湖。

古老曰。難波長柄豐前大朝〔馭イ〕宇天皇之世。己酉年。大乙上中臣〔鎌イ〕子。大乙下中臣部兎子等。請總領高向大夫。割下總國海上國造部內。輕野以南一里。那賀國造部內。寒田以北五里。別置神郡。其處所有。天之大神社〔イモ〕。坂戶社。沼尾社。合三處。總稱香嶋天之大神。因名郡焉。風俗說云〔曰イ〕。霰零香嶋之國。清濁得糺。天地草昧已前。諸〔祖イ〕神天神〔俗云〔曰イ〕。謂賀味留彌〔彌イ〕賀味留岐〔岐イ〕。〕會集八百万神於天之原〔高イ〕。時諸祖神告云〔曰イ〕。今我御孫命。光宅豐葦原水穗之國。自高天原降來大神。名稱香嶋天之大神。天則號曰香嶋之宮。地則名豐香嶋之宮。俗云〔曰イ〕。豐葦原水穗國所依將奉止詔留爾。荒振神等。又石根木立草乃片葉辭語之。晝者狹蠅音聲。夜者火光明國。此乎事向平定。大神御〔イ〕天降供奉之。其後至初國所知美麻貴天皇之世。奉幣大刀十口。鉾二枚。鐵弓二張。鐵箭二具。許呂四口。枚鐵一連。練鐵一連。馬一疋。鞍一具。八咫鏡二面。五色絁一連。俗曰。美麻貴天皇之世。大坂山乃頂爾。白細乃大御服坐而。白桙御杖取坐。識賜命者。我前乎治奉者。汝聞勝國者〔者イ〕食〔國平イ〕。大國小國事依給等識賜岐。于時追集八十之伴緒。舉此事而訪問。於是大中臣神聞勝命答曰。大八嶋國。汝所知食國止事向賜之。香嶋國坐天津天御神之擧教戒事者。天皇聞。諸即恐驚。奉納前件幣帛於神宮也。神戶六十五烟。本八戶。難波天皇之世。加奉五十戶。飛鳥淨見原大朝。加奉九戶。合六十七戶。庚寅年〔イ〕。編戶減二戶。令定六十五戶。淡海大津朝。初遣使人。造神之宮。自爾已來修理不絕。年別七月。造舟而奉納津宮。古老曰。倭武天皇之世。天之大神宣中臣臣狹山命。今社御舟者〔イ〕。臣狹山命答曰。謹承大命。無敢所辭。天之大神昧爽後〔イ〕宣。汝舟者置於海中。舟主仍見在岡上。又宣。汝舟者置於岡上也。舟主因求。更在海中。如此之事。已非二三。爰則懼惶。新造舟三隻。各長二丈餘。初獻之。又年別四月十日。設祭灌酒。卜氏種屬男女集會。積日累夜。樂飲歌舞。其唱云〔曰イ〕。安良佐賀乃。賀味能彌佐氣乎〔イ〕。多義止。伊比祁婆賀母與。和我惠比爾祁牟。神社周匝。卜氏

居所。地體高敞。東西臨海。峰谷犬牙。邑里交錯。山木野艸。自屏内庭之藩籬。潤流巌泉。□涌朝夕之汲流。嶺頭構舍。松竹衞於垣外。谿腰掘井。薜蘿蔭於壁上。春經其村者。百艸□花。秋過其路者。千樹錦葉。可謂神仙之幽居之境。□異化誕之地。佳麗之豐不可〔委イ〕悉記。其社南郡家北。沼尾池。古老曰。神世自天流來水沼。所生蓮根。味氣太異。甘絶他所々〔之イ〕。有病者食此沼蓮。早差驗之。鮒鯉多住。前郡所置多〔イ无〕蒔橘。其實味之。郡東二三里高松濱。大海之濱邊。流着砂貝。積成高丘。松林自生。椎柴交雜。既如山野。東西松下出泉。可八〔布イ〕九步。清渟太好。慶雲元年。國司婇〔采イ〕女朝臣奉鍛佐備大麻呂等。採若松濱之鐵以造劒之。自此以南至輕野里。若松濱之間。可卅餘里。此皆松山。伏〔茯イ〕苓神母〔毎イ〕。年掘之。其若松浦。即常陸下總二國之堺。安是湖之所有。沙鐵造劒大利。然爲香嶋之神山。不得輙

入〔伐イ〕代松穿鐵之。〔也イ〕郡南廿里濱里。以東松山之中。〔有イ〕一大沼。謂寒田。可四五里。鯉鮒住之。〔溜水流イ〕〔イ无〕万輕野〔田イ〕二里。所有田少潤之。輕野以東大海濱邊。流着大船。長一十五丈。闊一丈餘。朽摧埋砂。今猶遺之。謂淡海之世。擬遣覓國。令陸奥國石城船造作。〔作大船イ〕至于此着岸。即破之。以南童子女松原。古有年少僮子。〔童イ〕〔女脱歟〕俗云〔日イ〕。加味乃乎止古。加味乃乎止賣。男稱那賀寒田之郎子。女號海上安是之孃子。竝形容端正。光華郷里。相聞名聲。同存望念。自愛心滅。經月累日。嬥歌之會俗云〔日イ〕。宇太我岐。又云〔日イ〕。加我毘也。邂逅相遇。于時郎子歌曰。伊夜是留乃。阿是乃古麻都爾。由布悉弖々。和乎布利彌由母。阿是古志麻波母。孃子報歌曰。宇志乎爾波。多々牟止伊閉止。奈西乃古何。夜蘇志麻加久理。和乎彌佐婆志理之。便欲〔促イ〕相語。恐人知之。避自遊場。蔭松下。携手低膝。陳懷吐憤。既釋故戀之積疹。還起新歡之頻咲。于時玉露抄候。金風□〔之イ〕節。皎々桂月照處。唳鶴之西洲。颯々松颸吟處。度雁〔之イ〕□東帖〔渚イ〕。山寂寞兮巖泉舊。夜蕭條兮烟霜新。近

山自覽黃葉散林之色。遙海唯聽蒼波激磧之聲。茲宵于茲樂。莫之樂。偏沈語之甘味。頓忘夜之將開。俄而鷄鳴狗吠。天曉日明。爰僮子等不知所爲。遂愧人見化成松樹。郎子謂奈美松。孃子稱古津松。自古著名。至今不改。郡北三十里白鳥里古老曰。伊久米天皇之世。有白鳥。自天飛來。化爲僮女。夕上朝下。摘石造池。爲其築堤。徒積日月。築□壞不得作成。僮女等（志漏止利乃。芳我那丁〔我都々イ〕彌乎〔チイ〕。那〔都々〕年止母。安良布麻目右疑。波古叡〔恐有脫字〕）斯呂唱・昇天。不復降來。由此其所號白鳥鄉。以下略之。

以南所有平原謂角折濱。謂古有大蛇。欲通東海。掘濱作穴。蛇角折落。因名。或曰。倭武天皇停宿此濱。奉羞御膳。時都無水。卽執鹿角掘地。爲其折。所以名之。以下略之。

那賀郡。（東大海。南香嶋茨城郡。西新治郡。下野國堺大山。北久慈郡。）平津驛家。西一二里有岡。名曰大櫛。上古有人。躰極長大。身居丘壟之上。手蜃其所食貝。積聚成岡。時人不朽之義。今謂大櫛之岡。其踐跡。長卅餘步。廣廿餘步。尿穴趾可廿餘步許。以下略之。

茨城里。自此以北高丘。名曰晡時臥之山。古老曰。有兄妹二人。兄名努賀毗古。妹名努賀毗咩。時妹在室。有人不知姓名。常就求婚。夜來晝去。遂成夫婦。一夕懷妊。至可產月。終生小蛇。明若無言。闇與母語。於是母伯驚奇。心挾神子。卽盛淨杯。設壇安置。一夜之間已滿杯中。更易瓮而置之。亦滿瓮內。如此三四。不敢用器。母告子云。量汝器宇。自知神子。我屬之勢。不可養長。宜從父所在。不合有此者。時子哀泣拭面答云。謹承母命。無敢所辭。然一身獨去。無人共去。望請矜副一小子。母云。我家所有。母與伯父。是所汝明所知。當無相從。爰子含恨而事不吐之。臨決別時。不勝怒

怨。震殺伯父。昇天。時母驚動。取盆投觸子。不得昇。因留此峰。所盛瓮甕。今存片岡之村。其子孫立社致祭。相續不絕。以下畧之。

自郡東北。挾粟河而置驛家。本近粟河。謂河內驛家。今隨本名之。當其以南。泉出坂中。多流尤淸。謂之曝井。緣泉所居。村落婦女。夏月會集。浣布曝乾。以下畧之。

久慈郡。東大海。南西那珂郡。北多珂郡。陸奧國堺岳。

古老曰。自郡以南。近有小丘。體似鯨鯢。倭武天皇因名久慈。以下畧之。

至淡海大津大朝光宅天皇之世。遣撿藤原內大臣之封戶。輕直里麻呂造堤成池。其池以北謂谷會山。所有岸壁。形如磐石。色黃。穿臃獼猴集來。常宿喫噉。自郡西北六里河內里。本名古々之邑。俗說謂猿聲爲古々。東山石鏡。昔在魑魅。萃集翫見鏡。則自去。俗云疾鬼面鏡自滅。所有土色如青紺。用畫麗之。俗云。阿乎爾。或云。加支門爾。時隨朝命。取而進納。所謂久慈河之濫觴出自猿聲。以下畧之。

郡西□里靜織里。上古之時。織綾之機未在知人。于時此村初織。因名。北有小水。丹石交錯。色似琥碧。火鑽尤好。以號玉川。郡□□里小田里。多爲墾田。因以名之。所有淸河。源發北山。近經郡家南。會久慈之河。多取年魚。大如腕之。其河潭謂之石門。慈樹成林。上即幕歷。淨泉作淵。下是瀉淺。青葉自飄蔭景之蓋。白砂亦鋪翫波之席。夏月熱日。遠里近鄉。避暑追涼。促膝攜手。唱筑波之雅曲。飮久慈之味酒。雖是人間之遊。頓忘塵中之煩。其里大伴村有涯。土色黃也。群鳥飛來。啄咀所食。郡東七里太田鄉。長幡部之社。古老曰。珠賣美万命自天降時。爲織御服從而降之神名綺日安命。本自筑紫國日向二折之峰。至三野國引津根之丘。後及美麻貴天皇之世。長幡部遠祖多弖命避自三野遷于久慈。造立機殿。初織之。其所織服自

成衣裳。更無裁縫。謂之内幡。或曰。當織絁時。輙爲人見。閇屋扉。闇内而織。因名烏織。兵及不得裁斷。今每年別爲御調。獻納之。自此以〔 〕薩都里。古有國栖。名曰土雲。爰兎上命發兵誅滅。時能令殺。福哉所言。因名佐都。北山所有白土。可塗畫之。東大山謂賀毗禮之高峰。卽在天神。名稱立速日男命。一名速經和氣命。本自天降。卽坐松澤松樹八俣之上。神祟甚嚴。有人向行大小便之時。令示災致疾苦者。近側居人。每甚辛苦。具狀請朝。遣片岡大連敬祭。祈曰。今所坐此處。百姓近家。朝夕穢臭。理不合坐。宜避移可鎭高山之淨境。於是神聽禱告。遂登賀毗禮之峰。其社以石爲垣。中種屬甚多。并品寶弓桙釜品之類。皆成石存之。凡諸鳥經過者。盡急飛避。無當峰上。自古然。爲今亦同之。卽有小水。名薩都河。源起北山流南。同入久慈河。以下畧之。

所稱高市。自此東北二里密筑里。村中淨泉謂大井。夏冷冬温。湧流成川。夏暑之時遠邇鄕里。酒肴齎賚。男女會集。休遊飲樂。其東南臨海濱。（石決明。棘甲蠃。魚貝等類甚多。）西北帶山野。（椎櫟榧栗生。鹿猪住之。）凡山海珍味不可悉記。自此艮卅里助川驛家。昔號遇鹿。古老曰。倭武天皇至於此時。皇后參遇。因名矣。至國宰久米大夫之時。爲河取鮭。改名助川。（俗語謂鮭祖爲須介。）

多珂郡。（東南並大海。西北陸奥常陸二國堺之高山。）

古老曰。斯我高穴穗宮大八洲照臨天皇之世。以建御狹日命任多珂國造。茲人初至歴驗地體。以爲峰險岳崇。因名多珂之國。（謂建御狹日命者。卽出雲臣同屬。今多珂石城所謂是也。風俗說云。薦枕多珂之國。）建御狹日命。當所遣時。以久慈堺之助河爲道前。（去郡西北六十里。今猶稱道前里。）陸奥國石城郡苦麻之村爲道後。其後至難波長柄豐前大宮臨軒天皇之世。癸丑年。多珂國造石城直美夜部。石城評造部志許赤等。請申惣領

高向大夫。以所部遠隔往來不便。分置多珂石城二郡。石城郡。今存陸奥國堺内。其道前里飽田村。古老曰。倭武天皇爲巡東垂。頓宿此野。有人奏曰。野上群鹿。無數甚多。其聳角如蘆枯之原。比其吹氣。似朝霧之立。又海有鰒魚。大如八尺。幷諸種珍味。遊鯉□多者。於是天皇幸野。遣橘皇后。臨海令漁。相競捕獲之利。別探山海之物。此時野狩者。終日駈射不得一宍。海漁者。須臾才採盡得百味焉。獵漁已畢。奉羞御膳。時勅陪從曰。今日之遊。朕與家后各就野海同爭祥福。俗語云佐知。野物雖不得。而海味盡飽喫者。後代追跡名飽田村。國宰川原宿禰黒麻呂時。大海之邊石壁彫造觀世音菩薩像。今存矣。因號佛濱。以下畧之。

郡南卅里。藻嶋驛家。東南濱碁。色如珠玉。所謂常陸國所有麗碁子。唯是濱耳。昔倭武天皇乘舟浮海。御覽嶋礒。種々海藻多生茂繁。因名。今亦然。以下畧之。

右常陸國風土記以中山信名本書寫一挍了
〔更以西野宣明所挍標注古風土記一挍了〕

# 豐後國風土記

郡捌所。（郷四十。里一百十。）驛玖所。（並小路。）烽伍所。（並下國。）寺貳所。（僧寺。尼寺。）

豐後國者。本與豐前國合爲一國。昔者纒向日代宮御宇大足彦天皇詔豐國直等祖菟名手。遣治豐國。往到豐前國仲津郡中臣郡。于時日晚偶宿。明日昧爽。忽有白鳥。從北飛來翔集此郡。菟名手即勤僕者。遣看其鳥。鳥化爲餅。片時之間。化更芋艸數十許株。花葉冬榮。菟名手見之爲異。歡喜云。化生之芋。未曾有見。實至德之感。乾坤之瑞。既而參上朝廷。擧狀奏已上本聞。天皇於茲歡喜之有。即勅菟名手云。天之瑞物。地之豐草。汝之治國可謂豐國。重賜姓曰豐國直。因曰豐國。後分兩國。次豐後國爲名。

日田郡。郷五所。（里一十四。）驛壹所。

昔者纒向日代宮御宇大足彦天皇征伐玖摩贈。凱旋之時。發筑後國生葉行宮。幸於此郡。有神。名曰久津媛。化而爲人參迎。辨申國消息。因斯曰久津媛之郡。今謂日田郡者訛也。

石井郷。（在郡南。）昔者此郡有土蜘蛛之堡。不用石築以土。因斯名曰無石堡。後人謂石井郷誤也。郷中有河。名曰阿蘇川。其源出肥後國阿蘇郡少國之峰。流到此郷。即通玖珠川。會爲一川。名日田川。年魚多在。遂過筑前筑後等國入於西海。

鏡坂。（在郡西。）昔者纒向日代宮御宇天皇登此坂上。御覽國形。即勅曰。此國地形似鏡面哉。因曰鏡坂。斯其緣也。

靫編郷。（在郡東西〔南イ〕。）昔者磯城嶋宮御宇天國排開廣庭天皇之世。日下部君等祖邑阿自仕奉靫部。其邑阿自就於此。造宅居之。因斯名曰靫負郡。後人改曰靫編郷。中有川曰玖珠川。其

源從玖珠郡東南山出。流到石井鄉。通阿蘇川。會爲一川。今謂日田川。是訛也。

五馬山。在郡南。　昔者此山有土蜘蛛。名曰五馬媛。因曰五馬山。飛鳥淨御原宮御宇天皇御世。戊寅年。大有地震。山岡裂崩。此山一峽崩落。溫泉處々而出。湯氣熾盛。炊飯湯早熟。但一處湯。其穴似井。口徑丈餘。無知深淺。水色如紺。常不流。聞人之聲。驚慍騰涅一丈餘許。今謂溫湯是也。

玖珠郡。　鄉參所。里九。驛壹所。

昔此邨有洪樟樹。因曰玖珠郡。

直入郡。　鄉肆所。里十。驛壹所。

昔者郡東。垂水邨有桑生之。其高極陵。枝幹直美。俗曰直桑邨。後人改名曰直入郡是也。

柏原鄉。在郡南。　昔者此鄉柏樹多生。因曰柏原鄉。

禰疑野。在柏原鄉之南。　昔者纏向日代宮御宇天皇行幸之時。此野有土蜘蛛名曰打猨。八田國摩侶等三人。天皇親欲伐此賊。在茲野勅歷勞兵衆。因謂禰疑野是也。

蹶石野。在柏原鄉之中。　同天皇欲伐土蜘蛛之賊。幸於柏峽大野。中有石。長六尺。廣三尺。厚一尺五寸。天皇祈曰。朕將滅此賊。當蹶茲石。譬如柏葉而即蹶之。騰如柏葉。因曰蹶石野。

球覃鄉。在郡北。　此邨有泉。同天皇行幸之時。奉膳之人擬於御飯。令汲泉水。即有蛇龗。謂於箇美。於茲天皇勅云。必將有臭。莫令汲用。因斯名曰臭泉。因爲名。今謂球覃鄉者訛也。

宮處野。朽網鄉所在之野。　同天皇爲征伐土蜘蛛之時。起行宮於此野。是以名曰宮處野也。

球覃峰。在郡南。　此峰頂大垣燎之。基有數川。名曰神河。亦有二湯河。流會神河。

大野郡。　鄉肆所。里十一。驛貳所。　烽壹所。

此郡所部。悉皆原野也。因斯名曰大野郡。

海石榴市。血田。（並在郡南。）昔者纏向日代宮御宇天皇在球覃行宮。仍欲誅鼠石窟土蜘蛛。而詔群臣。伐採海石榴樹。作椎為兵。即簡猛卒。授兵椎。以穿山靡艸。襲土蜘蛛。而悉誅殺。流血沒踝。其作椎之處。曰海石榴市。亦流血之處。曰血田也。

網磯野。（在郡西南。）同天皇行幸之時。此間有土蜘蛛。名曰小竹鹿奥。（謂志努汗意擬。）小竹鹿臣。此土蜘蛛二人擬為御膳。作田獵。其獵人聲甚讙。天皇勅云。大囂。（謂阿那美須。）因斯曰大囂野。今謂網磯野者訛也。

海部郡。　郷肆所。（里一十二。）驛壹所。烽貳所。

此郡百姓。並海邊白水郎也。因曰海部郡。

丹生郷。（在郡西。）　昔時之人取此山沙該朱砂。因曰丹生郷。

佐尉郷。（在郡東。）　此郷舊名酒井。今謂佐尉郷者訛也。

穗門郷。（在郡南。）　昔者纏向日代宮御宇天皇御船泊於此門。海底多生海藻。而長美矣。即勅云。取最勝海藻。（謂保都米。）便令以進御。因曰最勝海藻門。今謂穗門者訛也。

大分郡。　郷玖所。（里二十五。）驛壹所。烽壹所。寺貳所。（僧寺。尼寺。）

昔者纏向日代宮御宇天皇從豐前國京郡行宮幸於此郡。遊覧地形。歎曰。廣大哉。此郡也。宜名碩田國。（碩田謂大分。）今謂大分。斯其緣也。

大分河。（在郡南。）　此河之源。出直入郡朽網之峰。指東下流。經過此郡。遂入東海。因曰大分川。年魚多在。

酒水。（在郡西。）　此水之源。出郡西柏野之磐中。指南下流。其色如水。味小酸焉。用療痂癬。（謂胖太氣。）

速水郡。　郷伍所。（里一十三。）驛貳所。烽壹所。

昔者纏向日代宮御宇天皇欲誅玖摩贈於。幸於筑紫。從周防國佐婆津發船而渡。泊於海部郡

宮浦。時於此郡有女人。名曰速津媛。爲其處之長。卽聞天皇行幸。親自奉迎奏言。此有八磐窟。名曰鼠磐窟。土蜘蛛二人住之。其名曰青白。又於直入郡禰疑野。有土蜘蛛三人。其名曰打猨。八田。國摩侶。是五人竝爲人強暴。衆類亦多在。悉皆謠云。不從皇命。若強喚者。興兵距焉。於玆天皇遣兵遮其要害。悉誅滅。因斯名曰速津媛國。後人改曰速見郡。

赤湯泉。（在郡西北。）　此湯泉之穴在郡西北竈門山。其周十五許丈。湯色赤而有泥土。用足塗屋柱。泥土流出外。變爲淸水。指東下流。因曰湯泉。

玖倍理湯井。（在郡西。）　此湯井在郡西河直山東岸。口徑丈餘。湯色黑。泥土常不流。人竊到井邊。發聲大言。驚鳴湧騰二丈餘許。其氣熾熱不可向。緣邊艸木悉皆枯萎。因曰温湯井。俗語曰玖倍理湯井。

柚富鄉。（在郡西。）　此鄉之中。栲樹多生。常取栲皮。以造木綿。因曰柚富鄉。

柚富峰。（在柚富鄉西。）　此峰頂上有石室。其深一十餘丈。高八丈四尺。廣三丈餘。常有氷凝。經夏不解。凡柚富鄉近於此峰。因以爲峰名。

頸峰。（在柚富峰西南。）　此峰下有水田。本名宅田。此田苗子鹿恒喫之。田主造柵伺待。鹿到來擧己頸容柵間。卽喫苗子。田主捕獲將斬其頸。于時鹿請云。我今立盟免我死罪。若垂大恩得更存者。告我子孫勿喫苗子。田主於玆大懷怪異。放免不斬。因時以來。此田苗子不被鹿喫。今獲其實。因曰頸田。兼爲峰名。

田野。（在郡西南。）　此野廣大土地沃腴。開墾之便無比此土。昔者郡內百姓居此野。多開水田。餘糧宿畝。大奢已富。作餅爲的。于時餠化白鳥。發而南飛。當年之間百姓死絕。水田不作。遂以荒廢。自後以降不宜水田。今謂田野其緣也。

國埼郡。　鄉陸所。（里十六。）

昔者纏向日代宮御宇天皇御船從周防國佐婆津發而度(渡イ)之。遙覽此國勅曰。彼所見者。若國之埼。因曰國埼郡。

伊美郷。在郡北。同天皇在此邨(村イ)勅曰(云イ)。此國道路遙遠。山谷阻(險イ)深。往還疎稀。乃得見國(此イ)。因曰國見邨(村イ)。今謂伊美郷其訛也。

右豐後國風土記以屋代弘賢本挍正了

〔更以田能村孝憲本一挍了〕

# 群書類從卷第五百

雜部五十五

## 對馬國貢銀記

對馬嶋者。在本朝之西極。屬於太宰府。孤立海中。四面絶壁。其名兼見於隋唐史籍。自肥前國博多津西向飛帆一日。到壹岐嶋。自斯又到對馬嶋一日。自非大風不得渡矣。與高麗隔海北□金海府牧野之馬。掛帆之布。分明豆見。其近可推。彼國之無窺窬心。八幡大菩薩之威神也。欽明天皇之代。佛法始渡吾土。此嶋有一比丘尼以吳音傳之。因玆日域經論皆用此音。故謂之對馬音。全無田畝。只耕白田。或置諸租稅。至此嶋以大豆爲正稅。嶋中珍貨充溢。白銀鉛錫眞珠金漆之類長爲朝貢。其採銀之地極爲險難。多年穿壙中漸深。自口入底二三許里。日月之光不得照之。三人連手以爲一番。一人秉燭。以萩爲地里許也。不銷久焉。一人採器。一人時□鎚取之。鼓書雜人。常法三人。其後量於斗斛置之於高山四面受風之處。以松樹薪燒之。數十日以水洗之。解別定其率法。其灰爲鉛錫。滿千二百兩以爲年輸。推其單功不可勝計。若不造之時。雨水□壙。三四百人連座於壙中。汲水土壙猶如行香。三里之水。漸々傳出。費民力盡人功可長大息。其人夫所須年粮米二千二百餘斛。支分於管內諸國度窮海向絶域。漕之最重也。其

來於太宰府。敢不逗留。殊撰行李進藏人所。自嶋到府用海路。着五十丈綱以備入海。自府到京用陸路。□送之間。人不敢近之。嗟呼鬱湯之□見於漢家。賢王聖主殊不爲用。愼本禁末。以誡遊手。護桑之外記。無益民。殆不異沙石之故也。然而千載之事。一旦難改而已。

# 伊勢國風土記

夫伊勢國者。神武天皇勅詔天日別命曰。國有天津之方。宜平其國。即賜標劒。天日別命奉勅。東入數百里。其邑有神。名曰伊勢津彥。天日別命問曰。汝國獻於天孫哉。答曰。吾覓此國居住日久。不敢聞命矣。天日別命發兵欲戮其神。于時畏伏。啓吾。國悉獻於天孫。吾不敢居矣。天日別命令問云。汝之去時何以爲驗。啓云。吾以今夜起八風吹海水乘波浪將東入。此則吾之却由也。天日別命令整兵窺之。比及中夜。大風四起扇擧波瀾。光曜如日。陸國海共朗。遂乘波而東焉。古語云。神風伊勢國常世浪寄國者。蓋此謂之也。詔曰。國宜取國神之名號伊勢。

桑名郡。

當郡東西拾二里。南北九里。河海多而少山

林。五穀多而民戸富盛。雜魚多陽年。大魚多陰年。樹木貧而土地出名竹。

槇山。此山出松柏多狐兎。文武天皇二年戊戌三月。此山燃數日也。爾來松柏等猶少焉。

野上山。此山狸兎多。而无樹木。堀蹔則美石多而疑珠玉焉。

中村山。此山竹木繁蔓而爲國用。

中村神社三座。秋九月。草木黄色。則年々山上鳴動數日。則此時祭此神。今九月中子。或始子祭之也。

玉置山。此山少樹木。又无禽獸。

神戸岡。此山多出桃。花少而其實大。如雞卵。土民食之无病。又商之。

藤澤山。此山多諸鳥。和銅三年出黄鳥。大勝諸鳥。其後時々出之。

永山。此山有松竹不多。

潮干神社五座。齋宮尾崎。

蜆濱。去永山一里餘。出雜魚。

田鶴濱。有民戸海苔。色青而連綿五尺餘。土民食之濟飢。惣而當國海上多出之。

市部礒。海上多口女。而商民貢。中古以來有夢想之事。而備熱田之神膳。其魚大者如鯉。細鱗而長口。其味美也。

粟畑。在市部北。土民植五穀難熟。但粟而已大熟焉。故名之。

亥鼻野。此野多桃梅。□出餘木。

河内野。此野廣方二里。

平岡神社一座。奉崇時代難知矣。

絲川野。此野隣河内野。

薦生野。多巽竹。平岡之神領也。

天。　此下鼠損

員辨郡。

當郡東西七里。南北八里。河海多而山材出。樹木。神戸十八座。土地豐饒也。但不出大竹。魚鳥禽獸不少。

水无瀬山。此山出名材。當郡神社有破壞則用此材。又禽獸繁多也。

杉田山。此山諸木不少。又出名石。大者如大象。深堀則出美沙。

月讀神。坐山之尾。

和田嶽。此山少樹木。猿兎多焉。

諸羽山。此山樹木繁多。而民戸富矣。出小竹。又多禽獸。

諸羽神社四座。在山上。此下闕

阿波野。此野出名草。其名難知。土人者稱川芎也。治產婦有驗。

佐陀野。在阿波野北。多出藥艸。

井戸野。在水无瀬河東。

兩宮神社二座。竹草繁蔓多諸草。此下闕

荻野。此野多諸鳥。又有名竹。

光森。神護二年秋七月。森中鳴動。而有異香。清光隔三日。而土民牛馬遭疫疾而失命。故民戸祭之稱光宮。今絶而无興造。此森多鳥獸。此下闕

玉手森。此森出名草。又多諸鳥。

鞆尾森。韓神宮三座。森之中祭之。時代不可知。又多狸狐鳥類。

膳森。此森在鞆尾村西一里。雖森无樹木。唯有一廟。祭大己貴神處也。土民每歳落梅之時供神膳。此處四時无蚊虻。此下虫喰

度會郡。

夫所以號度會郡者。畝傍橿原宮御宇神日本磐余彥天皇詔天日別命覔國之時。度會賀利佐嶺火氣發起。天日別命覘之曰。此小佐居歟。禮使迷命見。使者還來申曰。有大國玉神賀利佐到。于時大國玉神遣使奉迎天日別命。因令造其橋。不堪造畢。于時到今以梓弓爲橋而渡焉。爰大國玉神資彌豆佐佐良比賣神參來。迎相土橋鄉岡本村。中天日別命歎地出之參會。日刀自余度會焉。因以爲名也。

# 駿河國風土記

日本惣國風土記第五十三

鷹河。七郡。大參。中貳。小貳。

烏渡郡。大。　伊穗原郡。大。
富士郡。中。　安弁郡。中。
鷹河郡。大。　志太郡。小。
麻賤郡。小。

鷹河。仙河。珠流河。駿河。尖峨。

以上異其名。而其國號者同也。

鷹河者。依其河流鷹々。而不知淀溜也。所謂志通波他河。不二河。大堰河也。

仙河者。不二河出自蓬萊嶋峰。故名之。

珠流河者。急波奔濤之流派。國郡繁多也。其河百琢波磨風。恰如珠玉。故終以爲國號。

駿河者。有三大河。而其濤勢如駿馬驅千里。故爲國號。

尖峨者。擧國之四至。信甲相豆遠參紀勢之衆峰粒々。而嶮嶺尖立。地勢峨々焉。故有此號。

虫食

鷹河國。

御間城入彥五十瓊殖天皇三年。割伊豆國而爲分國。此國東西三日之宿。南北一日半之宿。北西地勢强。西山嶺多。東南海嶼多。而河流帶之焉。東限息田神祠。西限大堰川。北限猪川。南限有度沖。定穀上之上。橫穀貢麥蕎麴草綿麻等有大利。其產著於他邦。都先五十箇日。霜雪不滿覆。潮風不成害。樹竹山野之土貢倍他邦。海鹽鮮魚飛禽之產尤膏腴也。櫻花孟春開。嚴冬不見氷。國造伊豫部直來于此。梁橋海海潮之害鮮聞之。當時所築之嶋田之堤。志津機之要障。今猶存之。

虫食

烏渡郡。

浦六。名山五。河六流。川二派。澤九。
池三。宮祠十五箇座。寺院七宇。墳陵五箇基。
東限藍染川。廣野姫天皇四年庚寅。春以前以淨見關爲限。後以藍染川爲限。西
限狐崎。南限有度濱。一作烏渡。北限正木山。產
早田荊麥長短冬樹修竹海鹽魚鹽茯苓柴胡
藿香香薷川芎土茯苓山梔子牡蠣常山葛根
樗雞蠻茄麪毛等。惣而拔群之利。擧國之用。
有此國而已。
眞壁。公穀六百束。假粟貳百九。
產荊麥山藥當歸。亦有遊雉之圃。
眞弓神社一座。武甕槌神也。
中嶋。公穀九百束。假粟二百五十九。
成願寺。岡本天皇三年丁巳六月。造營之
地。緣宗沙門開基之所也。
西嶋。公穀三百束。假粟百九十九。
產蕎麥芋薯蕷胡蘿芊蒡等。又產晚稻雉鳩
雲雀鴻雁之群。備□獵。

岡野井陵。國造岡野井眞人葬於玆。早稻
熟時。以穗並拔祭之。神祇官之下文毎祭
至於此。治部省解牒陵戸。
他田。公穀六百二十三束。八字田。假粟二
百六十九三畝。其產同西嶋。
松城之社。所祭饒速日命也。
神宮寺。松城之鎭守。仲大兄皇子之開地
也。後行基住此院。
弁志田地。調御鯉鮒鮮魚葛根荷葉鯉御寄膳
部。葛根。荷葉附典藥寮。
加美嶋。或神嶋。公穀二百束。假粟。虫食。
有鮮鱗粒貝之利。
智美志麻之祠。稚足彥天皇五年乙亥五月。
被奉官幣。少彥。園韓神之二神祭也。
豐炊禰乃陵。有度采女數子葬于此。
有度清水。或玉潔水。公穀千二百束。假粟五百九。
海磯之貢。月料百駄。

伊軻麻神社。淨見原天皇御宇四年四月。被祭之。應勤處分爲四宮。奉祭譽田天皇所也。

圓頓寺。豐櫻彥天皇之勅願也　俊良阿闍梨居于玆。

池田。或築田。公穀六百束。假粟二百丸。產早稻晚麥地黃當歸橘柚。供典樂膳部調。

池田神社。所祭事代主神也。小泊瀨若鷦鷯天皇九年乙卯六月。祈雨祭之。

萬福寺。安聖德太子十如來佛。天平神護元年乙巳之造營也。

文澤。〔大ニ〕生鯉鮒。旱歲水不死。雨歲不增波。膏腴之地利也。

一色。或一鱗。公穀二百束。假粟百五十丸。

一色川。自蘆原川落于玆。有鮎鰻之利。

幸社。〔之ニ〕所祭高皇產靈神。

瀧祭宮。與伊勢同神也。

綠澤。出狩〔活イ〕蓮根菱實。

吉田。公穀千三百束。假粟五百丸。

吉田川。出自蘆原川。

廣野社。日本武尊所奉祭素盞烏尊也。

此間虫喰

草奈岐。公穀六百束。假粟四百丸。

草薙神社。香具山日記曰。天照太神以天孫瓊瓊杵欲爲豐葦原中津國神。君既〔若ニ〕欲天機之時。左御手持携八坂瓊之曲玉。右御手携天叢雲劒。叢雲或稱草薙劒。號叢雲者。素盞烏尊欲下根國。吟出雲國之時。出雲與伯耆國之境有簸〔也ニ〕川。其川上常世有大蛇橫行。松栢生背。其往尋尋何里氏。蔓延八丘八谷之間。其眼如赤酸醬。頭尾各有八岐。因之史家謂八岐大蛇。不云大蛇。可謂於呂地。取於土會。於土會。志機之義也。其大蛇之常住之傍有奇雲氣云々。依之盞尊誅之。寸々而

至尾。劍及少缺。故割裂其尾視之。尾中有一奇神劒。尊取之。名草薙亦別名也。草者生無主之地。此草原自天孫降臨無草叢之神。專其國輝然焉。繁草以利鎌知拂其草葉。故天孫降臨之後有草薙之號。又齋部記云。取燒鎌乃敏鎌之義。又善哉［　　］胸與腹之間中八咫鏡。神祝曰。天孫視吾如視此三種之寶共倍止。又同床共大殿氏麻志止。自此天嗣不絶。以此三種之璽被奉持之云々。依之見之。則草薙者。叢雲之別名也。一書曰。日本武尊越東夷至駿河國浮嶋原。與阿部市。東夷欺尊託狩獵令遊御廣野。日中縱火。于時十月旬。衆草枯死。而宜添史恰如塗油烟已進。而尊軍危。所帶之叢雲劒自脫。拂野火。依此有草薙名。此事大謬也。唯自神代同名。而此神社者。所祭天照太神之地也。

草薙山。或矢田山。 出走兎雉雉狐狸等。又產菌蕈松等。

深澤。 出鯉鰻魚。當國造之用。

葵澤。同澤。公穀四百束。 假粟百九。

敢國神社。 奉祭金山比咩。與伊賀美濃之社同。

建崇寺。 蘇我稻美連之願也。安多羅藥彌勒。

澤田河。

玖乃。或久能。取久能義。後忌久義之皇子御名。而改玖乃。 公穀六百束。 假粟二百九。

山料月別三十駄。浦料食鹽四十五駄。出雉兎鴻雁雕隼鮮魚茯苓柴胡綿毛等。

稻荷神社。 神護景雲三年己酉正月初祭之。

有度山。又烏渡山。 炊屋姫天皇之御宇。秦川勝之二男秦尊良之弟。或尊良之子。久能朝侍信佛願拜

千手觀音像。連夢念此事。一老翁夢程〔裡〕示曰。汝欲拜正身之觀音像者。赴薦河國有度山。可待一浦之風至時。晨枕如見眞老翁。忽進杖履。不陪家僕。唯自己而赴。玆寄身禽獸之栖穴。專念正身謁見之事。松風改更。月落潮海之時。浦風陣々而成寂寥之思。不期着睡。往時之老翁再來。我是補陀落之僧也。今夜應汝望。

虫食脫落二十五行程歟

有度濱。自久能浦至御穗吳服之神社前。都行程七里。曰有度濱。

深澤。公穀七十束。假粟四十丸。澤料大騰〔黄コ〕皴。但待國造守家處分。

深澤神社。鳴澤女神也。

瀨織戶。公穀百束。假粟八十五丸。海料十五駄。但年別食鹽廿駄。

織戶神社。神護景雲元年丁未。所祭瀨織津比咩也。

〔梅イ〕海松院。安千壽中藏人〔大コ〕偷菩薩作。天平二年丙午勅願也。

此間虫食

高麗肥。或駒越。公穀二百五十束。假粟百八十二丸八文。

止由氣神社。泊瀨邊天皇二年己酉七月。初奉例幣。

烏澤。貢鯉鮒鰻菱海中〔寄コ〕等。

矢部田山。貢鹿角頭走兔血山藥葛糯等。

此間虫食

村松。或邑松。公穀五百束。假粟二百七十九丸。食鹽十七駄。但年別供內膳司。海料十二駄。

直日神社。所祭手力雄神也。

此間虫食

八幡岡。貢橫〔朝イ〕稅百七十駄。出松栢杉樟。又貢兎狐狸猨之皮毛。

八幡神社。神護景雲三年九月。太宰神主阿〔故ヵ〕曾麻呂。五畿七道。各置譽田先君宮舍〔舍ヵ〕政如王。脱字歟。譽田王〔皇ヵ〕室之舊跡也。

稻河。或伊奈川。或稻南川。公穀七十束。假粟六十九。

生芹羅蔔。入內膳司料。

會星。公穀三百束。假粟百六十九。

香椎神社。所祭神功皇后也。

會星澤。出鰻鱺鮒鮎之魚。

新居。公穀二百五十束。假粟百七十九。

新居神社。押盾天皇二年丁巳三月初祭之。

大歲神也。

鰕墳。公穀二百三十二束。〔ヵ无〕假粟九十九。

鰕澤。貢菱澤瀉獨活荷葉。典藥寮之料也。

虫食七十行

袖師浦。以自烏渡濱以東號袖師浦。憶良以盧崎為連景。

此脫簡十行〔二行〕

矢部渡。有渡。公穀二百六十束。假粟八十九。

貢海料食鹽。亦有驛船。

和泉。或出水。公穀百七十束。假粟六十九。

有好井。其底二尺餘。旱水不枯。洪水不增。常有小蟹數頭住井底。取之不當手。其水味如甘露。

履奴伎。公穀二百束。假粟百八十九。

有志難神社。或止由氣神社。則所祭外宮也。

長澤。公穀二百二十束。假粟百二十九。

貢五穀綿麻寺。〔一本無〕

宗隆寺。此呂菅天皇之御願也。

長澤神社。奉祭高皇產靈尊。神皇產靈尊也。

惣日本風土記鳶河烏渡郡終

日本惣國風土記第五十四

廬河伊穗原郡。

浦五。名山十五箇所。河七流。川三派。池七。澤四。宮祠十八箇所。寺院十一宇。墳陵十二基。堤五箇所。岡六箇所。

東限蒲原榎田堤、西限西奈山微雨川、南限美湊田子浦之間、北限大平山、其土滑其居濕焉。貢早穀横産白絹商布驛馬松栢杉樟怪石奇草零羊革鎧箭鏑鐵金鯉鮒鮎鱸(土コ)鶴雁鴨雉子五味子薯蕷香薷葛根雞丹草(草イ)等。其上貢秀餘里、其田者中之上也。

蒲原。或神原驛。　公穀六百撥十二束。　假粟三百六十三丸。驛長田三十丸。

榎田堤。　毎歲仲春仲秋之望、令郡民植柳粟、日別一千丁。丁食充國府師家、其食鹽元御供田、居廬崎海戸、三年別防河使令之正事故。

岩淵。　出横穀菈川苔前胡柴胡鰤鱸等、又甲斐檜皮木槙桐等。令筏舟着于茲。

西山寺。　和銅元年戊申。聖仲沙門開基之地也。安十體無量壽佛。

東山寺。　大寶元年辛丑三月之旬。疫疾入戸。病骨滿市府。官命官舍官舍埋此寺。

阿蘇宇伊。　公穀三百十五束。　假粟百二十丸。

出麥麹商絹鹿革等。

阿蘇宇神社。　所祭大山祇命也。

内富瀬。　公穀二百六十七束。　假粟九拾六丸。

油伊。或由尹。或由膽澤。　公穀二百五十束。　假粟百十二丸。

出白絹麻布竹籠土陶瓶海莫(魚コ)礒苔食鹽。

飯田八幡。　神護景雲二年戊申八月十五日。所祭譽田天皇輿荒木田襲津彥也。

向海寺。　靈龜二年丙辰二月。吉備右府開

此地。安釋佛。

關澤。公穀二百六十五束。假粟百二十丸。

出獨活荷葉菱實芹菜。

關口神社。所祭建角身命也。

來迎院。天平寶字二年戊戌。高寬沙門開基之地也。安三十體釋佛。

寺尾。公穀三百八十束。假粟百七十丸。

寺田九十二畝。

鞍佐里。公穀二百八十束二字田。假粟百三畝六字隻字田。

出杉樟松柏。

鞍佐里神社。所祭日本武尊也。往昔古老傳。日本武尊逢野火。鞍馬駄騑矣。自居鞍下念神明。忽自鞍其鞍破盡。依之有此名焉。

袖師洞。或佐惠田乃岡。海岸如立屛。驛馬沿波。淸見關之要領也。

井上。公穀三百二十束。假粟百六十丸。

出零羊角猪皮狐狸兎犬等之革。

他伊原。或橘原。公穀二百六十束。假粟百十三束三字田。

此間三十二行虫食不見

鹿原井山。公穀六百七十三束。假粟二百九十三丸。

出鹿猪狐狸革并隼鷹鷲鵰雁鵜等。

鹿田神社。所祭建角身命也。泊瀬部天皇三年庚戌三月之遷座也。

古國府。公穀三百十八束三字田。假粟百六十三丸。

出麴麥箭粟當歸芎藥人參黄芪等。充主藥寮。

紀幣。公穀三百三束二畝二字田。假粟百二十七丸。

貢麻帛野劒等。

紀幣神社。所祭大歳神也。圭田八十束。
充國府下文。
中藏寺。神龜三年丙寅三月。什肅(讀ヵ)法師開基
也。
雄嶋。公穀三百二十束。假粟二百三十二九
隻毛。
酒瓶神社。大酒解命。小酒解神也。彥押別
天皇十三年癸未六月。初奉官幣國中之四
宮也。
浦田川。(或興津川。)出利瀨里河。
貢鮎鱺川苔。亦有鵜飼業。充國府之科。慰
官使之鬱。
興津。(或興津。或沖津驛。)公穀三百六十束。假粟二百五
十九。
貢海魚食鹽。又充開(闕ヵ)戶之守部。
茨原神社。稚足彥天皇二年。初奉官幣帛
絹。

此間虫食
東草奈岐。(或久佐奈岐。)公穀三百九十束。假粟百六
十九三毛田。
貢修竹杉松等。
草奈岐神社。稚足彥天皇元年辛未。始祭
之。奉官幣。
盧原。(或伊穗原。小府有大。)公穀五百六十束。假粟二百七
十九。
貢松栢蕈菘等。
豊積神社。(或止由氣神社。)日本武尊祭之地也。國中之二
宮也。
此間虫食
高橋。公穀五百六十三束。假粟二百七十(六ィ)九。
貢澤料鶴雁川魚等。
北高橋。公穀四百六十七束三字隻毛。假粟
二百三十九二毛田。
其貢同高橋。

國分寺。豊櫻彥天皇神龜四年丁卯三月。初定額之寺。

山原。公穀二百十四束七字田隻毛。　假粟九十七九三畝三毛田。

許山貢居其豊饒。

貢山禽鹿革零羊角猪肉膏(骨コ)。充主藥司。商絹五十匹。每歲充國府處分。

闕田神社。所祭大山祇尊。木花開耶姬也。

此間虫食二十行計

瀨名田。公穀百六十束。　假粟七十二九三畝三毛。

貢澤芹。菜根等。

西奈。公穀五百六十束。　假粟二百七十九三畝三字田五毛。

此間虫食行數不知

美髮。或御穗。美保。三保。徵方。公穀百八十束。　假粟二十九。

浦料三十駄。食鹽四十駄。各月別。

---

出鰐魚長短粒具異石等。產松樟櫪松芣茯苓茯神琥珀松脂柴胡黃芩山梔子橘柚川芎香薷藿香土茯苓牡蠣［　］閩青海鹽針昔薯蕷等。

御穗神社。所祭大己貴命。又號御穗津彥御穗北畔之也。日本武尊奉勅供官幣。始獻仕田五百畝爲國之三宮。所謂瀨織戶邑。矢部村。與津鄉。廬崎役也。羽車磯田社離宮也。大己貴。天孫降臨之機爲顯其時。大己貴登天上奏可順條條。忽乘御天日鷲大羽鷲羽車休御穗御崎。後其鷲爲舉之社曰有天女脫羽衣鑿羽車也。潮風不連時。波濤不舉境。可奇之嶋也。

田子里。或若屋里。公穀二百五十束。(九コ)　假粟百三十二九三畝。

田子浦。　出食鹽鰐魚海苔等。

此後虫食不見

日本惣國風土記第五十五

蔦河安弁郡。

浦四。河五流。川　派。澤七。池四。祠宮十一箇座。寺院五宇。墳陵三箇基。

東限布留志河。(而)西限志津機河。北限平野山。南限藤井浦。

産早中田横苗綿麻繭虫松栢(脂イ)樟楠橘柚柴胡黄芩川芎楊梅公棟(楝梅イ)櫧檀。貢海料禽料河料等。

廣伴。公穀五百束十七字田。假粟貳百五十九。

貢松栢杉梅鶴雁野雞等。

廣伴神社。所祭經津主神也。

安樂寺。行基菩薩之開基之地也。安置瑠璃之四方佛。

山崎。公穀二百束。假粟百質拾參丸。

横貢梨桃梅栗楊梅等。

椎乃尾。公穀七百束拾九田。假粟三百伍拾九二田。

貢樟杉竹蕣。

椎乃尾神社。所祭事代主神也。

椎田池。出美石。和銅元年戊申自三月至五月(池ヿ)地底鳴晝夜百餘度。恰如地震。五月望夕。有一黒牛。出池底。負一顆之玉。其玉光照四邊。後以其牛獻京。家路程不堪暑。至白湏計渡斃死。號其處曰牛瀬。今猶存焉云々。

宇知牧。公穀百六十束。假粟七十二丸。

貢寮馬并驛馬。例歳八月。信濃駒使宿此。

宇知之宮。所祭天照太神忍穗瓊尊之地也。

迎仙寺。神護景雲元年之願寺也。安秘雄(寄イ)崇經之法。

白澤。公穀伍佰束。假粟二百十二丸。

頁澤瀉獨活菱實荷葉鯉鮒蟹蝦等。
白澤神社。所祭伊弉冊尊也。豐國成姬天皇三年庚戌。添祭諏訪神社。
芸野牧山。公穀百六十束。假粟七十二丸。出鹿猪狐狸猨兎雉鳩鷄葛蕨楊梅山藥等。
諏訪神社。豐櫻彥天皇二年乙丑夏五月始祭之。
大河內。公穀百二十三束。假粟八十四丸。產葛粉蕨艾菜等。
大河內河。河流分爲三。一爲思豆機川。一爲鞠子川。一爲猪川。終純入海。出鮎鮹魚鯿等。又出奇若怪石。
葛間。公穀三百六十束。假粟百四十九丸。
鞠神社。廣野姬天皇三年己丑。所祭少彥名園韓神。
壽量寺。高野姬天皇六年甲午四月。安置無量壽佛。

皇之池。日本武尊討蝦夷之時。暫時屯于茲。浴此池祓東軍之地也。故曰皇之池。
中河內。公穀二百六十束。假粟百貳拾丸。貢葛粉蕨鮎鯿松栢杉樟竹柴等。役府舍。
木枯里。公穀三百二十束。假粟百陸十二丸。出松杉鹿狐松杉當圖書寮內寮。鹿狐當兵庫寮武器。
木枯森。廣野姬天皇庚寅十月。府官史生吏部。奉役入山中。暴風陣々。樹木顚倒。荒忽如酒醉。手時風雨一行。後已至黃昏。月清朗焉。有一大男居巖頭。其威風如生毛髮。暫時難對顏眉。史生秦助右解腰劍當之。下手不覺日昳。四邊無物唯如覺醉夢。吏部并餘生如此。其後不知其過蹤云々。
安藤驛。公穀六拾貳束。假粟貳拾七丸。日別駄。官物。省物。二百駄。高駄　別百伍駄園。草料當手越原。鹽料當中里持舟燒津之

民戶。

思津機山。或志豆機山。或思豆機山。或賤淺多山。

又號青葉岡。有山土〔上歟〕憶良短歌。薦河路乃青葉岡爾身波須禮止袖波于〔チコ〕志鬼〔思イ〕丹成茂古曾云々。

志津機神社。　日本武尊征東蝦夷之時。遭野火屯此山。避其勞阨。尊深志。專守倭姬命之神敎。神敎見世記。〔雜ヿ〕依之以榜幡千々姬祭此山。合之以椎日女尊。天照太神有深理。潜心宜辨之。志津機之名者本女功。依兩神名與其功業而號之也。

麓山神社。　去志津機神社五十步。譽田天皇五年甲午冬十一月。所祭大山祇神與日本武尊也。此則依祝部氏祐忌寸之夢託也。

府。　無正稅。　假粟六百撥十九。

掃科百九。固關料百六十九。府直川邊卿。〔鄕歟〕四圍楠杉松栢等待府務處分植之。阿部役夫掌之所也。

橫太。　無正稅。

鄕學醫生之給料。驛馬之草料當此鄕。

橫移〔杉イ〕野。　穀〔公穀イ〕二百五十束。　假粟百貳拾九。

去府官舍纔二百步許。故其役繁多也。假粟准府官地。

太歲御祖神社。或雷神。　譽田天皇四年癸巳始祭之。大歲御祖神者。號玉依姬。賀茂健角見命之女也。雷神者。伊弉冊尊生火神訶遇突智終燒。伊弉諾尊斬爲三段。得其一爲雷神云。

建保。或建穗。　公穀三百仇拾束。　假粟百二十九。

產竹杉瀧米早麥桔梗牛夏等。

建保神社。　所祭天照太神也。日本武尊之舉之所也。

此後虫喰落丁三葉計

菩提寺。　法宗。公穀三十一束。　養老五年三月始云々。

大澤。公穀二百五十束。假粟百十七丸。
大澤池。出鯉鮒獨老等。
菅沼。公穀五百貳拾束。假粟二百六十丸。
菅沼神社。所祭稗垣大神也。依豐櫻彥天皇
三年丙寅御祈也。
松塁。公穀二百五十束。假粟百二十丸。
井宮。公穀百二十束。假粟百十九。
農田三筒二。貢圭田注連川三毛殘之。
井宮神社。所祭〔濡イ〕瑞織津姬也。
崇德寺。道鏡法師宿願之地。安置彌勒佛。
神護景雲二年戊申三月。別置別當職。
廣野。公穀二百五十束。假粟百十七丸。
海料淮正稅。貢諸鱗田禽諸苦怪石等。
持舟。泊。無正稅。
往返諸帆盡入此湊。故府官奉度決此云々。
足坏。公穀二百二十束。假粟百三丸。
足都幾神社。所祭蛭兒也。卜部兼臣承而
祭之也。
神部。公穀三百束。假粟百七十七丸。
日本武尊驛此。護持神劍。故有神部號。
神部神社。則日本武尊所祭太神宮也。
此間虫喰
中〔滝イ〕澤神社。所祭住吉神也。天平神護元年
乙巳三月造社也。
小梳。公穀二百六十束。假粟百十二丸。
小梳神社。所祭素盞嗚尊與奇稻田姬也。
小梳後號東川邊。
足濯。公穀三百〔二九束イ〕　。假粟百三十九。
出芹菜蘿蔔牛蒡等。
萬行寺。厩戸皇子之御願也。
足濯澤。出諸鱗。其役當府官祭國神之用云々
橫雄河　出中河內落有度海。
此後虫喰落丁五葉計
南內屋。公穀三百六十束。假粟二百十五丸。

貢羅蔔芹菜當府務官使。
白髮神社。神護景雲年中。所祭之也。
平峽。公穀二百三十束。假粟六百〔百六十二〕十九。
貢鵜鶘鳩鷀醢。
壽福寺。行基之願寺。安無量壽佛。
池峽。公穀百三十束。假粟六十七丸。
鴻之池。祭瀬織津比咩。

日本惣國風土記第五十六上

蔦河富士郡。
名浦七。名山二十三箇所。瀧四。宮祠三十七箇座。
寺院十六箇寺。墳基十七箇所。池十二。
東限箕鳥〔牧ヵ〕大己貴嶽。西限刀世岡。南限雄度
海。北限八枚之富士。北西南續平原海陸。東
北隣山岳不二之横十之七。
出茯苓當歸土茯苓川芎甘草人參地黄琥珀
筍長高皮蒼根急鼓皮。又貢鹿革兎毛菌蕈等。
水口。小府。公穀七百五十束。假粟二百七十丸。
貢飴米。
水口神社。所祭水口解命也。
養仙寺。神護年中之造營。而朗山沙門居
之。有丈六之佛像。
溝口。公穀六百八十二束二畝三錢。假粟三
百七十二丸。
外貢山藥横稅干柿干栗。
波布羅子神社。饒速日神也。稚足彦天皇三
年癸酉八月。始被祭之。
隨願寺并山。豐櫻彦天皇神龜三年丙寅四月。
永向□逢□供會。
槿原。公穀七百三十束二錢田。假粟三百六
十八丸三畝二字二毛田。
豐麻神社。二座。所祭大己貴命與少彦名命
也。□長彦天皇二年癸酉十二月之旬。始奉

官幣。
邊野。公穀千三百九十束三字田。假粟七百四十七丸三毛田。
迎靈寺。浮見原天皇四年乙亥四月。始建之。
早山田。貢人參白朮香附子。恰越夷城貢。
互河輪。公穀七百二十二束三畝七字田。假粟三百二十二丸三毛田。
外貢。横税茗菜等石菖蒲黃芩。
互河輪神社。所祭大歲神也。押武金日天皇二年乙卯十二月。始祭之。
德應寺。豐國成姫天皇和銅二年己酉六月。始建之。安不動尊體。
藤色淵。出清田苦香□等。充內膳大膳等之膳部。
東海林川。公穀七十貳束。假粟百六十二丸壹畝。

榎柚野。公穀七百六十二束三畝二字田。假粟三百九十三丸三毛田。
貢。香橘松栢杉樟脩竹等。
此間三十二行程虫喰不分明
不二神社。大山祇之命也。深待彥天皇二年丁卯六月之旬始祭之。馬養。祝部掌祭之爲一宮。
眞柳木岡。在神祠南東。
城望山。貢松栢杉樟菌蕈等。
城望神社。所祭伊弉册尊也。御間城入彥五十瓊殖天皇元年甲申八月祭之。
中具羅。公穀六百七十二束三畝。假粟二百九十七丸三字三毛田。
貢。正税横税鹿革恰奇革等。
中貢羅神社。所祭經津主神也。活目入彥五十狹智天皇三年甲午八月祭之。
杉原。或椎原。公穀七百六十二束三畝三字田。

假粟三百五十三丸二毛。

杉原神社。虫喰

此間虫喰

淺宇麻神社。所ㇾ祭㆓木花開耶姬㆒也。活目入彥五十狹智天皇三年甲午八月祭ㇾ之也。

神多地山。同。森。

御手洗洞。出㆓珍石奇樹㆒。

白絲乃瀧。其水落而出㆓芝瀨川㆒。終落㆓富士川㆒入㆓滄海㆒。其瀧如ㇾ亂㆓白絲㆒。或號㆓鶏□瀧㆒。出㆓奈師苔比岐田苔等㆒。

御守神社。所ㇾ祭㆓瀨織津比咩㆒也。

井手野。公穀五十三束。假粟三百二十七丸三畝二毛田。

假宿牧。公穀二百二十三束二字田。假粟百七十二丸三畝三字二毛田。

外有㆓牧馬料田㆒。信濃牧養之。

淀師。公穀七十三束三畝二字田。假粟二百五十九丸三畝田。

田無口。或田奈口。公穀七百八十二束。假粟三百九十三丸半毛田。

廣國寺。豐櫻彥天皇神龜年中。滿隨沙彌建ㇾ之。

小泉。公穀三百二十九束。假粟百六十九丸二字半毛田。

其小泉恰如㆓小圓器㆒。極旱水不ㇾ涸。淺底如㆓扇尺㆒。

野中。公穀三百二十七束。假粟百八十五丸三字田。

野中神社。所ㇾ祭㆓手力雄神㆒也。虫喰

懸畑。公穀八百二十束三畝二字田。假粟四百六十二丸三畝田。

懸畑神社。所ㇾ祭㆓蘇我稻目㆒也。和銅三年庚戌八月祭ㇾ之。

深澤。公穀三百二十七束。假粟百二十三丸。

阿波山。公穀七百五十二束。假粟四百二十七九三畝田。
貢早蕨葛粉五味子石菖蒲等。
阿波水神社。所祭思兼神也。
山宮。公穀六百二十七束。假粟二百三十九二畝田。
山師神社。所祭武甕槌神也。日本武之〔下闕〕
村山。公穀無正税。
貢横税。郡ヶ一。
村山神社。所祭別雷神也。活目入彦五十瓊殖天皇之御宇祭之也。
此間虫喰落丁有
富士。或不盡。不二。分地。粉陣。富智。風士。風詩。福智。
等載先代國史等。

日本惣國風土記五十六下
廬河國廬河郡。
浦四箇所。名山八。岡四。池四。河五流。
川二派。泉三所。宮祠七箇座。寺院十二宇。
墳墓九
東限瀛[illegible]津山。西限杉岡。北限北河内。南限手越浦。穀實中之中。而山貢海料中之上也。貢横穀獨活薯蕷葛粉器藤柴胡川芎黄芩茯苓茯神松栢杉樟竹蕈鹿猪熊狸之皮革黄金堅鐵海鹽鮮魚鶴鵠雁雉惣羽類等。
栢原。公穀五百七十二束三字田。假粟二百六十七九二圍三毛田。
貢鶴鵠雉鴨鳩豆麥紅角豆川芎柴胡布綿等。
山陰天皇。神貢百七十束。天平勝寶三年辛卯三月。所祭素盞烏尊也。季春以子日祭之。神戸祝戸數十家。以神貢為榮。
中佛寺。寄田二十八束二字田。天平寶字二

假粟三百五十三丸二毛。
杉原神社。虫喰
此間虫喰
淺宇麻神社。所祭木花開耶姫也。活目入
彥五十狹智天皇三年甲午八月祭之也。
神多地山。同。森。
御手洗洞。出珍石奇樹。
白絲乃瀧。其水落而出芝瀨川。終落富士川
入滄海。其瀧如亂白絲。或號鵜□瀧。出奈
師苔比岐田苔等。
御守神社。所祭瀨織津比咩也。
井手野。公穀五十三束。假粟三百二十七丸
三畝二毛田。
假宿牧。公穀二百二十三束二字田。假粟百
七十二丸三畝三字二毛田。
外有牧馬料田。信濃牧養之。
淀師。公穀七十三束三畝二字田。假粟二百

五十九三畝田。
田無口。或田奈口。公穀七百八十二束。假粟三百
九十三丸半毛田。
廣國寺。豐櫻彥天皇神龜年中。滿隨沙彌建
之。
小泉。公穀三百二十九束。假粟百六十九丸
二字半毛田。
其小泉恰如小圓器。極旱水不涸。淺底如扇
尺。
野中。公穀三百二十七束。假粟百八十五丸
三字田。
野中神社。所祭手力雄神也。虫喰
懸畑。公穀八百二十束三畝二字田。假粟四
百六十二丸三畝田。
懸畑神社。所祭蘇我稻目也。和銅三年庚
戌八月祭之。
深澤。公穀三百二十七束。假粟百二十三丸。

阿波山。公穀七百五十二束。假粟四百二十七九三畝田。
貢早蕨葛粉五味子石菖蒲等。
阿波水神社。所祭思兼神也。
山宮。公穀六百二十七束。假粟二百三十九二畝田。
山師神社。所祭武甕槌命也。日本武之（下闕）
村山。公穀無正稅。
貢横稅。郡ヶ一。
村山神社。所祭別雷神也。活目入彥五十瓊殖天皇之御宇祭之也。
此間虫喰落丁有
富士。或不盡。不二。分地。粉陣。富智。風土。風詩。福智。
等載先代國史等。

日本惣國風土記五十六下
廬河國廬河郡。
浦所四箇。名山八。岡四。池四。河五流。
川二派。泉三箇。宮祠七箇座。寺院十二宇。
墳墓九。
東限濵宿津山。西限杉岡。北限北河內。南限手越浦。穀實中之中。而山貢海料中之上也。貢横穀獨活薯蕷葛粉器藤柴胡川芎黃芩茯苓茯神松栢杉樟竹蕈鹿猪熊狸之皮革黃金堅鐵海鹽鮮魚鶴鵠鴈雉惣羽類等。
栢原。公穀五百七十二束三字田。假粟二百六十七九二圍三毛田。
貢鶴鵠雉鴨鳩豆麥紅角豆川芎柴胡布綿等。
山陰天皇。神貢百七十束。天平勝寶三年辛卯三月。所祭素盞烏尊也。季春以子日祭之。神戶祝戶數十家。以神貢爲祭。
中佛寺。寄田二十八束二字田。天平寶字二

年戊戌慶撿律師建之。安置沈木之釋迦佛。
箭柄墳。　白鳳年中有一樵翁。食芝絶粒。恰如仙客。齡歷九旬。其步行一日期貳百里。隣國自在也。白鳳十二年癸未十月朔。至一原之巖窟。忽不見其跡。行人成其奇異。所殘所携右手之箭柄而已。故國造擧之埋。其箭柄。曰箭柄墳。樵翁不委其姓氏。
蘘科山并郷。　公穀二百六十二束。　假粟九十三九二字田。
貢松竹杉梅薯蕷豆綿紅角豆等。
蘘科神社。　神貢五十束三字田。　和銅元年戊申四月。所祭田心姫也。
蘘科川。　出自滋輪津河落海。出鮮魚怪石等。國造取鵜師之貢。
矢集。　公穀四百八十束二字半毛田。　假粟二百三十九二畝。
貢松柴鹿革菌等。

香取神社。　所祭經津主神也。　養老二年己未八月之勅也。
寶幢寺。　寄田二十五束。行基菩薩開基之地。而神龜三年丙寅之建立也。
鞠込。或丸子。或圓子。　公穀二千五百束三畝二字田。
假粟七百六十九三畝。
貢松栢杉樟竹蕈鹿猪熊狸之皮革黃金等。
鞠込神社。　去來穗別天皇御宇四年癸卯。所祭金山彥也。　神貢百束。
葦名川。　流鞠込之西。出鮮魚鮎鮒等。又出豊苔。
宗敎寺。　白鳳十年辛巳。多武峯定惠和尙安置乘船之觀音。　寄田五十束三畝二字田。
此間落丁三葉許
桃澤。　公穀七百五十束三畝二字田。　假粟三百七十九二圍半毛田。
貢市綿葛布之類鶴鸛雁雉鴨鷲等。

桃澤神社。神貢百五十束二畝田。靈龜二年丙辰九月所祭建御名方神。

桃澤池。東西三里。南北四里程。出于鮮魚。又令栖鴻雁鸛鶴鴨鷺名禽。池嶋有神。所祭鳴澤女神也。土俗以兒之夜啼祈此社。其忽驗如巡掌。曰鳴明神。

子松井山。公穀三百七十束二畝三字田。假粟百六十七九二畝二毛田。

貢松栢竹蕈鹿猪狸之皮革。

子松岡神社。和銅二年己酉。所祭饒速日命也。

古家。公穀二百七十束二畝半二毛田。假粟百三十二九二畝半。

狹見川。出小鮮魚。

青龍寺。寄田二十七束二畝半毛田。朱鳥元年丙戌十月。役小角點小龍而爲佛體。故曰青龍寺。

玉造。公穀三百二十七束三畝半二毛田。假粟百八十九三畝三字田。虫喰

玉手池。貢小鮮魚。又出蕿蔦。充國務。

玉手川。貢小鮮魚。又出怪石。

横走。公穀七百八十二束三字二毛田。假粟三百九十二九三畝六歩田。

横走井社。大泊瀬幼武天皇御宇。所祭級長戸邊命也。神貢五十束二畝三字田

山崎。公穀四百三十束。假粟二百二十七九三字田。

廣隆寺。寄田三十七束二畝半毛田。

天平二年。行基建立之池也。

山崎岡。貢松竹蕈。此下虫喰

手越。公穀三百七十束三字田。假粟百八十九二字田。

貢松栢杉樟狐狸猿兎之皮毛薯蕷柴胡茯苓葛根布綿等。

諸羽神社。勾大兄廣國　武金日天皇御宇
三年乙卯歳。所ㇾ祭二天兒屋根命。天太玉命一也。
德宗寺。寄田八十束三字田。朱鳥元年道照
和尚開基之地也。安二玉體之尊彫佛一。
驛亭。減半貢。
手越浦。貢二貪鹽鮮魚怪石等一。
星澤。公穀百七十束二字田。假粟六十九二
畝半毛田。
此間虫喰
羅細道。橘雉〔麿歟〕曆詠二見須雅良都多布一也。
貢二葛根山藥獨活等一。
宇都乃谷并山。華夷之往路鞍至ㇾ此爲二其難一。
九折盤桓而茂樹藏ㇾ道。至二中後一無二往還之易一。
本原神社。大鷦鷯天皇御宇七年乙卯。所
ㇾ祭二軻遇突智一也。

日本惣國風土記第五十七

駕河國益頭郡。
浦五箇所。名山五。岡五。池六。河六流。
川三派。泉一磯。宮祠八十座。寺院十一宇。
墳陵七基。
西限二大猪河一。東限二岡部驛一。南限二濱名一。北限二
庄林山一。
貢二松栢〔コ无〕杉竹梅桃櫻香〔香コ〕葛蕨松蕈橘柚及諸菓一。
横穀鶴鸛鴻雁鴨鴛山海諸鮮等一。
益頭。小府。公穀五百七十二束三畝田。假粟
二百七十二丸三字田。
貢二横穀鶴鸛鮮魚橘柚等一。
原木神社。勾大兄廣國押武金日天皇二年
乙卯二月。所ㇾ祭二手力雄神一也。神貢五十束。
妙藏寺。釋惠灌開基之地也。安二丈六壽佛一。
寄田十八束三畝二毛田。
西刀。公穀三百七十五束二畝七字田。假粟
百六十七丸二毛一字田。

貢松竹杉梅鹿革猪肉熊膽等。
早良神社。泊瀬部天皇三年庚戌七月所祭。玉依比咩也。神貢三十束三毛二字田。
鳥羽陵。天國排開廣庭天皇三十七年庚寅二月。蘇我稻目薨逝。以夢之兆藏骸於茲。其骸以鳥羽邑故號之。
淨土寺。豐御食炊屋比咩御宇十八年庚午秦河勝各営一國一院。其一院也。寄田五十束三畝三字田。
高瀬池。出鯉鮒鰻魚澤菜滑菜等。
豐日岡。出奇檜材松等。
澤食。公穀二百七十束三畝二毛田。假粟百十七丸三字田。
貢莚蒹食筍菱豆等。
野澤。周程六里許。祭瀬織津比咩。神貢七束三畝。
羽食溪。公穀二百八十束三畝三字田。假粟百三十五丸二畝三毛田。
貢葛蕨松蕈澤瀉獨活等。
蓮光寺。天平勝寶三年辛卯三月行基開基也。寄田三十束六畝三字田。
猪田墓。猪田直負疫死此。諸民患疫者告此墓。忽然治其疫如神。迹墓戸田二十九三畝田。

此間虫喰

那閉崎。公穀四百七十二束三字田。假粟二百三十九二畝三毛田。
貢松竹梅桃橘柚柑子等。亦出諸鮮山海美味。
那閉神社。男大跡天皇三年乙丑四月。所祭事代主神也。神貢三十五束三字田。
顧成寺。白雉二年辛亥五月道照和尚造立之。欲成入唐渡法之願。寄田廿五束三畝。
放生也。渟中倉太珠敷天皇七年正月。今

天下之海川池澤。毎月六度放生。其一池也。
山西。公穀六百七十六束三畝三字田。假粟
三百七十八丸六字田。
貢。松栢杉竹桃梅栗葛蕨松蕈鸛鶴鴻雁鴨鷺
諸雀海鹽諸鮮諸菜等。又出怪石奇砂。
坂本神社。瑞歯別天皇三年戊申四月所祭
大己貴命也。神貢百束三畝三毛田。
坂田森。坂本神社之行在宮。
德行院。百濟日羅法師安無量壽佛□。寄
田三十二丸二畝田。
葛間池。貢鯉鮒諸鮮魚。
此間虫喰
藤枝驛。公穀百六十束三畝。「大寶二年壬寅爲驛」假粟七十二丸。
驛料四百七十九三字田。
其那輪川。爲藤枝之田水。四五六月頃者。洪
水爲害。河西河東經廿數日次大猪之難瀬。
此間虫喰

三輪。公穀三百七十二束三字田。假粟百七
十六丸十字田。
貢松竹松蕈橘柚等。
三輪神社。天豐財重日足姫天皇二年丙辰
四月。所祭大物主神也。寄田五十束三字
田。
勝間陵。國造勝間直死之。故葬之。
虫喰
嶋田驛。公穀百六十束三畝田。假粟九十二
丸三毛田□字田。
貢柴胡香薷鮎鮒諸鮮蘿蔔澤芹等。
大猪河。爲其堺。四時洪水。霖雨之時者往返
扣馬。笠簑經日朽破。渉月其水派未治。尤
爲邊要。其急馳官使國奏之人者。編藤繩横
修竹。任其波浴其瀬二三町。下大碇而待
海船。而着金峡之岸。多者損其命沈其駄。
小河。公穀二百七十二束三字田。假粟。虫喰。

瀬幾瀉。公穀二百六十束三字出。假粟百六十二丸一字田。

貢諸鮮鶺鴒鴨鴛等。

加太乃加美。公穀三百六十二束三字田。假粟百八十二丸三畝田。

貢松竹梅桃栗橘等。

三田川。貢鮎鮒等。其源出片瀬瀧。

箭葛。公穀二百七十束二字田。假粟百二十三丸六字田。

貢芹菜等科。〔科コ〕

柳田神社。大化二年丙午二月所祭雙粟〔粟コ〕神也。

赤見川。出鮎鰻鴨鴛等。又出珍石。

朝夷田。公穀三百六十二束三字田。假粟百九十二丸六畝二毛田。

貢松梅杏栗柴胡蘿蔔等。

朝夷田神社。所祭饒速日命也。白雉年中之勅也。

飽波井。公穀三百七十二束三字田。假粟二百十六丸。

貢葛蕨松竹鹿猪狐狸等。

飽波神社。大鷦鷯天皇六年戊寅十月。所祭少彦名神也。神貢八十二丸三字田。

八田。公穀三百七十束。假粟百二十九二畝田。

貢松竹梅橘鶺鴒等。

成龍院。朱鳥元年行立法師立之。□寄田二十七丸三字田。

虫喰

物部。公穀二百七十二束。假粟百六十二丸二字田。

貢松竹梅柳等。

物部川。出鮎及諸小鮮。

高柳。公穀百七十二束六字田。假粟八十三

丸三字田。
貢㆓蘿蔔薯蕷澤瀉等㆒。
正法寺。　慶雲二年乙巳五月。義淵僧正開基之地也。安㆓沈木中佛㆒。　寄田五十七束三畝三字田。
燒津。　公穀五百八十二束三字田。　假粟百九十三丸六字田。
貢㆓松梅橘柚柑子修竹鴻雁鷺雉㆒。
燒津神社。　瑞齒別天皇四年己酉。所㆑祭㆓市杵嶋比咩㆒也。　神貢三十束三畝三毛田。

日本惣國風土記第五十八

駿河國止駄郡。
浦二箇所。　名山九。　岡五。　池二。　河四流。
川三派。　泉三磯。　宮祠十五箇所。　寺院十三宇。
墳墓三基。
止駄郡。東限㆓岩田山㆒。西限㆓八木間山㆒。南限㆓開杉㆒。北限㆓大野峰㆒。國之要壘在㆓岩田山下㆒。
貢㆓杉竹梅櫻芹菜鶴鸛鴨鷺鹿狐狸兎幷諸鮮魚食鹽㆒。
岩田。　公穀三百七十二束三字田。　假粟百八十二丸三畝六字田。
貢㆓竹梅杉幷薇蕨鹿狐皮㆒。
岩田神社。　大化二年丙子三月。所㆑祭㆓天照太神宮㆒也。　神貢百束。
岩田山幷岡。　其貢記㆑前。
極樂寺。　白雉四年戊午十月。法明尼草創之地也。　寄田三十九。
大長山。　公穀二百七十二束三字田。　假粟百三十二丸三字田。
貢㆓芹菜鸛鶴鷺〔鶩カ〕鴻㆒。
大長山神社。　號㆓健部宮㆒。白鳳二年癸酉正月。所㆑祭㆓健角見神㆒也。神貢二十八丸。
行敎寺。　大寶二年壬寅四月。玄昉開基之地

也。寄田二十五束。安彫木之不動尊佛。
大津。公穀三百九十二束七畝三毛田。假粟百九十七丸三畝三毛田。
貢食鹽諸鮮魚鶴鴿鴨鷺諸禾。其濱隣田井浦。
直江神社。慶雲三年丙午正月。所祭瀨織津比咩也。神貢三十丸。
岩城浦。其貢似大津。
岩城神社。和銅四年辛亥八月。所祭三所熊野也
久保田。公穀二百五十束三字田。假粟百四十三丸三毛田。
虫喰
宗德寺。朱鳥元年丙戌十一月。□
□開基。寄田二十七丸。
虫喰
葦原。公穀四百三十束。假粟二百十七丸三字田。
豐受神社。大寶三年癸卯九月。所祭國常立尊也。神田三十束。有神戶巫戶。
行住寺。定額。靈龜元年乙卯十二月。玄昉開基之地也。寄田三十五束三字田。
山世墳。紀直山世死于役葬此。故有此號。
虫喰
餘野。公穀二百六十七束二畝田。假粟百二十七丸。
貢芹菜梅櫻走兎。
餘野川。其流入興津河。
貢鮮魚。又出怪石。年魚以尺算之。充內膳司之子之廚用。
宿曜星。往昔宿曜星落于此。故有此號。
佛德寺。白鳳三年甲戌三月。少僧都義成開基之地也。寄田三十九三畝田。

英原。公穀二百七十二束。

虫喰

大野。公穀二百七十二束三字田。假粟百三十九三畝二毛田。

貢芹菜梅竹松櫻薇蕨葛根。

大野神社。大化三年丁未三月。所祭猿田彥也。神貢二十五束。

大野岡。在神社之東爲假之宮社。

此後虫喰

右風土記殘冊十七冊之內。薦河。止駄郡之餘卷。求藤大納言高基卿之家本。與官本校合畢。雖然蝻魚之害。闕誤繁多。而悲於兎園之册。暫時取其朽卷而爲政事之一助者也。

文和元年壬辰八月下旬

朝散大夫中原師行

右風土記。以舟橋秀賢家本寫之畢。

明暦第二丙申。被聽之。書寫之畢。尤當家之制書也。

中原職忠

右風土記。薦河郡。以於野村宗竹子本與中原職忠入道萃菴翁家本校合之畢。

萬治元年戊戌十月上旬

交野内匠頭在判

右駿河國風土記非上古物盖後人作耳然其中間有可取者姑載備博覽

〔更以後藤豊繁本校正註ヿ卽是〕

雜部五十六

# 安東郡專當沙汰文

（後醍醐）元德元年己巳十一月注之。

安東郡權專當方御田供用。御籾。大餅。小餅等收納。幷宮中奉納以下方々支配沙汰之次第。

一既得歲者。御田半仁所納之御籾事。（滿熟歲事也。）

一新加御田壹段。御籾納定一石四斗一升。半御田。納升定七斗五合。大餅一段三十枚。半大餅十五枚也。小餅一段三十枚。半十五枚也。但損亡之歲。得田分勘可納之也。

一本加御田壹段。御籾納升定一石三斗一升宛納之。大餅一段二十二枚宛。小餅六十枚宛也。半御籾六斗五升五合宛也。大餅十一枚宛。小餅三十枚宛也。但損亡之歲。得田分勘可納之也。

一新加御田。損亡歲。御籾餅等可勘納之次第。

六十步。御籾貳斗三升五合宛也。十步。籾三升九合二夕宛也。六十步。大餅五枚。（小トハ。一枚ガ三分ノ一ノ事）也。十步。大餅八分アタル。（八分トハ。一枚ガ五分四ノ事也。）於小餅者雖爲損亡之歲。無減失之儀者也。（本加同前也。）

一本加御田分損亡之歲。籾餅等可勘納之次第。

六十步。御籾貳斗一升八合三夕宛也。十步。籾三升六合四夕宛也。六十步。大餅三枚七分也。（七分トハ。一枚ガ三分二ノ事也。）十步。大餅六分也。（六分トハ。一枚ガ半分過ガ事）也。於小餅者。如新加雖爲損亡之歲。不可

有レ減失之儀一者也。

後日書入之
一新加御田大餠事。背二先例一減進之條。無レ謂之由。盛光奉行之時。于時元弘元年辛未歲。致二訴訟一之間。自二當年一段別參十枚宛。可三備二進之一由治定事。

半十五枚宛也。損亡歲可レ結二解一之分。六十步。大餠五枚宛。十步。八分。八分トハ。一枚ガ五分四ノ事也。

一當時宮中注進之分本御田名付。幷丁部等名字事。合宮中注進之分一町。但此內五段半ハ。供用勤仕之御田也。殘四段半ハ。或ハ在地直會饗料。或船所料。或專當得分田也。

新加 半。赤坂。丁部鶴三郞。納所住人。

本加 半。泉御田。丁部河路宮內。

新加 半。與波井。丁部中跡部半四郞。

新加 半。淺方。丁部河路石若四郞。

新加 半。森前。一名岡崎。丁部跡部宮內允。

新加 半。古神田。丁部同宮內允。

新加 半。鳥加部。但大餠十七枚成之。丁部納所全次郞。

新加 半。鳥加部。丁部藤三郞。

新加 半。野依。丁部納所若大夫入道。

新加 半。比津目。丁部納所松三郞。

新加 半。木本。丁部金輪乙石四郞。

新加 半。木本。丁部金輪閇王六郞。

新加 半。道師田。丁部納所勾當。

新加 半。深見。丁部納所道海房。

新加 半。深見。丁部納所乙四郞。

新加 半。平田。一名多毛。丁部押加部刑部入道。

又一名丸子。

新加 半。多毛石瀨。兩所在之。丁部同刑部入道。

新加 半。小世古口。丁部彥三郞。

新加 半。小世古口。丁部文三郞。

本加 半。赤目。丁部納所左近允。

已上一町也。此內五段半ハ。宮中供用備進之御田也。殘四段半。內一段半。漕丁部船所料。

田船貨用ニ立之。又號ニ直會饗一。一段半。在地直會祓饗料所頭之饗一。又號ニ米一段半。宮中直會祓酒肴幷方方所レ進酒肴料被レ置レ之。

一除御田分

（本加）半。世古口。丁部孫次郎。

（本加）半。堀田。丁部納所左近允。

（新加）半。垣副。丁部納所若大夫入道。

（新加）半。澁見。丁部押加部刑部入道。

（本加）半。葦田。丁部金輪秋太郎。

（新加）半。氣宇志。一名古河。丁部納所忍阿彌陀佛。

（新加）半。赤目。丁部納所忍阿彌陀佛。

（新加）半。龜森口開饗料所。丁部納所忍阿彌陀佛。

已上四段。此內二段者。專當分田也。

此外專當分田一段。半（新加）。井手。半（新加）松本ノクツレカ谷。兩所一段。御田前々專當ガ爲ニ由來之間。相互爲レ無ニ當職一違亂。雖レ爲ニ專當分田一。彼由來德阿彌陀佛後家方所レ避ニ渡之一也。若不レ慮（號德阿弥陀佛名御五郎專當ノ事也）彼由來爲ニ當職一之時者。彼分田一段者。當方可レ知ニ行之一由。亡父氏光神主被レ契約一畢云々。合。

一寄御田名字幷御籾員數丁部等名字事。

（氣宇志御田事タル間類聚了）

（新加）半。古河。丁部納所忍阿彌陀佛。雖レ爲ニ寄御田一。本田之役勤之。

半。丸子。一名多毛。丁部同忍阿彌陀佛。籾六斗一升成之

（新加　此御田ハ和氣部伊勢守入道寄進之間當時子息彌人入道許大僧ハ當楽スル十一枚也）

半。堅田。丁部金輪隣次郎。

雖爲寄御田御籾幷以下同于本田當時左近三郎

半。龜森。御籾三斗一升。

半。大田分ニ。籾一斗一升。彼是四斗二升。丁部（幸德）三郎。

半。古神田。割田一段也。籾四斗丁部結緣寺橋爪右衛門次郎。

（橫井御田半）籾二斗一升。丁部土與熊大夫入道。

一段。久津止戸ト云。口粇六斗一升。丁部下次郎。

蓬原御田半 粇二斗四升。野垣内左近允。

倉垣内御田半 粇一斗一升。代錢百文成之 丁部結緣寺右衞門入道圓覺。倉垣内 又粇一斗一升一カ。同右衞門入道代百文弁也。

菖口御田半 方士垣内分 粇一斗一升。代錢百文成之 丁部。同右衞門入道。

半。榎木田。粇二斗三升。丁部德阿彌陀佛後家。

粇一斗。丁部津矢佐宇垣内。掃部允。

木坪半 粇一斗一升。丁部森鶴次郎。當時垂見越中入道知行也。

松本半 粇二斗一升。同元德二年岩田寺二郎行也 丁部蓮佛次郎。領主河邊少副入道次男八郎。

中田半 代二百文弁也 粇一斗一升。丁部千與石次郎。當時河崎長松二郎知行也。

[illegible]木半 半粇二斗四升。丁部。住。結緣寺大進方。

一神戸寄御田一町。字音木。別記。但五段歟。

音木 粇二斗一升。白米四升。神戸式部大副。號二能登守一。

音木 粇二斗二升。但一斗二升也 白米二升。神戸侍從房

音木 粇二斗二升。但一斗二升也 白米二升。神戸九郎兵衞子息。

音木 粇二斗一升。白米二升。神戸駒次郎。

音木 粇二斗一升。白米二升。神戸龜王兵衞。

音木 粇二斗一升。白米二升。神戸三位房。

木坪御田半 粇二斗二升。垂見越中入道。每年代錢百五十文成レ之。

一音木寄御田一町。神戸住丁部等沙汰分。段別粇二斗二舛。納定。白米二升宮中御饌宛。升定。此白米籠搦濱下之馬子ノ饗料也。號二鯛鯏代一。錢十二文成レ之。但鯛專當之御菜料。鯛ハ馬子饗菜料也。又開祓酒同。丁部等段別二升宛出レ之。在レ着。先例也。而丁部等彼所役。稱レ爲二大事一。强歎申之間。近年段別代錢二百文宛。可レ致二沙汰一之由令二契約一云々。當今四段令二隱田一。可二尋付一也。

一御本田。宮中注進之分一町也。而此内五段半。

宮中供用御籾大餅等沙汰上之。御籾。正供用段別一石宛也。其外口籾。斛別四斗也。然者五段半之分。正供用五石五斗。口籾二石二斗也。而彼口籾二石二斗也。内一石一斗。出納所鎰取二人得分之。殘一石一斗之内五斗。西御倉量之。是號祓籾。物忌等得分之云々。殘六斗。公文所方量之。號口籾。已上正供用五斛五斗。口籾二石二斗。彼是七斛七斗也。仍殘御田四段半。方々分田也。所役支配之分奥注之。

一宮中奉納之時。供用御籾口籾等運上量定之次第。

一御籾。俵二十四俵量之。但此内廿二俵正供用五斛五斗并口籾一石一斗量之。年々無相違。此廿二俵奉量之。又殘二俵内是家用升一斗二升。殘之殘一俵餘御器御倉五斗籾量之。號祓籾。前々此分無相違。又於公文所分之口籾號口籾六斗者。或年籾量。或年以代錢沙汰上之。但代物之時米和市貴賤勘成之。

一宮中供用之御籾奉量之斗與在郡御倉付奉納之升高下量立事。

合。以在地納俵一俵。宮中斗三斗合量合也。在地ノ納俵者。一俵別三斗五升宛入也。以彼俵加宮中數籾之定三斗量合也。

宮中御籾納之斗在郡御倉付御籾納之升一斗一舛七合以。宮中ノ斗量合之。譬ハ在郡之納升。一石一斗七升ヲ以テ宮中ノ斗一石ニ量合之。更無相違。

一宮中御倉納御籾俵五斗俵也。斗量定。以彼一俵者八合升定米四斗三升摺出之云云。但有未進之時。以代錢沙汰之時。以彼勘定可致其沙汰也。

一長御舘納籾量之次第。但御舘納籾。以寄御田之籾可量進之先例也。

正納籾九斗。宮中ノ斗定也。口籾一斗八升。彼是一斛八升量之。但御籾俵四俵之内是家用升八合二升也二斗。殘之殘三俵餘正納籾。口籾。皆量滿之。年々此分無相違。但彼籾量之時。自專當方酒肴送之。清酒二升。干魚一連也。無干魚之時者。小海老四五

貝用之。長ノ御館ノ出納々之先例也。又彼籾量之時。爲御館之出納之役。專當方之使酒等給之先例也。

一滿熟歲宮中奉納之時。清酒支配之次第。

清酒五升。大餅二十五枚進之御祓方進之。

清酒一斗一升三合。大餅七十二枚進之直會方進之。

清酒一升五合。大餅十七枚進之號一瓶子。酒殿進之。

清酒一升五合。大餅十七枚進之號一瓶子。御器御倉進之。

已上宮中分壹斗九升三合也。私記。宮中酒升。依爲升大器。近代以代錢全次郎荷用下行之奉成事。嘉曆二年ニハ三百七十二文下行之。元亨二年ニハ四百五十八文下行之。又彼全次郎荷用大餅一枚志之。以代錢沙汰者。爲專當ニハ莫大ノ利潤(潤歟)也。可得其心之者也。以酒沙汰之時ハ酒屋ノ升定二斗五升ノ斗入也。

一滿熟歲。宮中奉納并方々支配之大餅事。已上貳百卅六枚也。此內方々分配之次第。大餅廿五枚。御祓方へ進之。大餅七十二枚。直會方へ進之。十七枚。酒殿へ十七枚。御器御倉。五十枚。長官へ進之。廿八枚。二禰宜殿へ進之。廿八枚。政所大夫之分也。是皆自政所大夫之方被出支配目六之間。守其旨如此分進之。先例也。但近代ハ稱大餅不法之由。物忌以下方々精好之間。號老餅。又稱次餅トモ。直會祓長官御分，三方之分ハ依精好二三枚宛差進之。自餘之方々不及精好之上。向後又不可有其儀之者也。

一宮中奉納日。大餅二枚下部等中下行之。目六之外也。宮中下部ノ支也。

一宮中奉納時并次日方々送進之酒。大餅。籠餅等事。籠餅ハ。一籠三十枚入之。

合。但大餅并宮中奉納之時。清酒支配事。右雖注之爲目安重注之。滿熟之歲分也。損亡之歲大餅ハ可減也。

大餅二十五枚。清酒五升。御祓方進之。宮中奉納之日進之。

大餅七十二枚。清酒一斗一升三合。直會方進之。宮中奉納之日。

大餅拾七枚。清酒一升五合。號一瓶子。酒殿進之。奉納日。

大餅十七枚。清酒一升五合。號二一瓶子一。御器御倉進之。奉納日。

大餅五十枚。小餅七籠。一籠別三十枚宛入之。清酒二瓶子。四升也。長官進之。送文進之。但里殿へ進之也。

大餅廿八枚。小餅一籠。清酒一瓶子。二升。二殿進之。送文在之。號獻文。

大餅廿八枚。小餅一籠。清酒一瓶子。二升。政所大夫方進之。送文在之。

小餅一籠。清酒一瓶子。二升也。長御墓所進之。送文在之。

小餅一籠。清酒一瓶子宛。二升。長官家子之御方進之。送文在之。但隨人數。各一荷宛可進之也。當時ハ二人也。

小餅一籠。清酒一瓶子。二升。出納所大夫方進之。送文在之。

小餅一籠。清酒一瓶子。二升。鎰取方進之。送文。但專當之使ニ酒無之。勸之云云。

小餅三籠。宮中奉納之時進之。但此內二籠者。物忌等得分之云々。一籠者。公文所被得分之歟。而當時人長等抑留之云々。違先例歟。小餅一籠。大餅一枚。黑米二升。遣丁部方遣之。在部之時。

已上大餅二百三十七枚。但日六之外一枚過分。清酒三斗九升三合。加長御館ノ二升之定也。小餅十八籠也。湊被之分加一籠之定也。籠別ニ三十枚宛入之。

但損亡之歳者。得田之分ヲ一町ニ配分シテ供用。御籾五段半之分ヲ可備進者也。大餅者。一町之分可令皆進。但泉御田半分ハ餅稱ニ無之由ニ不進之。殘九段之分ハ可進之。得田之分計也。

一損亡之歳。御籾。大餅等者雖減少。小餅酒肴等方々皆無減少之儀。

一大餅籠餅幷清酒等可用意分法事。

滿熟歳者。都合大餅三百枚可用意也。此內二百卌一枚。任政所出對之日六可入之。又方々大餅等所進之段不法之由。令精好之間。或號次餅。或稱老餅。隨分限。三四枚。又一二枚宛老之。彼料ヲ二十枚計用意之。又此外親キ人々幷方々へ志遣之分ニ。三十枚計可用意之。

而者彼是三百枚之用意不レ可レ有ニ不足一。又小餅ハ廿籠可レ用ニ意之一。一籠ハ餘分。清酒四斗可レ用ニ意之一。大餅者。餘丁部等之神德餅二十餘枚之定也。

一宮中奉納之時。安濃東西郡正權專當等。寄合テ直會祓料肴魚以下之物等買レ之。大意日記事。

直會料 生鯛三隻。勢二尺一二寸計。代錢百五六十計歟。

祓料 大魚一隻。若無ニ大魚一者ワラサ二隻計歟。代錢百四五十計歟。

名吉十五隻計。方々ノ料。代錢三百計歟。高直之定

酢二升。代錢十文計歟。

薪一荷。代錢廿計歟。酒ワカサム料ナリ。

薑二把。代四文歟。

松一束。代廿文計歟。續松ツイマツ料ノ料ナリ。

箸百膳計。

眞菜箸マナハシ四五膳可レ用ニ意之一。彼是都合代錢六百四五十用意。不レ可レ有ニ不足一。但東西郡正權專當寄合之時之儀也。一郡ノ正權奉レ遂ニ奉納一之時ハ可レ致ニ減益之沙汰一者也。各同分ニ可ニ出錢一也。但依レ時魚等高下可レ在レ之。

一宮中供用御粎送文案。奉納日出納所大夫(奉行)方ヘ進レ之。厚紙一枚ニ書レ之。其上ニ羅伊志卷レ之。其上ニ立卷ヲス表書無レ之。

進上。

二宮朝夕御饌料御粎事。

合伍斛五斗者。私記依ニ其年之旣得損亡一。員數ヲバ可ニ書載一也。

右安東郡權方。當年所當御粎進上如レ件。

嘉曆參年十一月廿一日安東郡權專當守吉上

一方々進之送文案。但酒大餅小餅等。員數之多少雖レ有レ之。文章ハ可レ爲ニ同前一也。御臺家子兩人。二殿政所出納所之許ヘノ送文。文章同前。但員數有多少。長進之分也。滿熟歲之定。

進上。

御酒二瓶子。

大餅五十枚。

小餅七籠。

右進上如レ件。

嘉曆參年十一月廿二日安東郡權專當守吉上

一毎年二月亥子日鍬山神叓之時。山鳥雄一羽宛。政所大夫出納所大夫方各一羽宛進レ之。

號亥子之鳥。

一毎年五月五日節供料。御田半之丁部面々方ヨリ干名吉一隻宛上之間。專當使郡令ニテ入部。五月一日安乃津市大畧取集之歟。方々支配之次第。

七隻長官進之。二隻七殿進之。家子ノ分也。二隻多聞大夫殿進之。家子ノ分也。二隻政所大夫方進之。已上十三隻方々進之。所殘之分專當得分之。但彼魚對捍之時者。代錢二十文宛取之。

一常樂寺御田米。無窂籠之時。魚等所進之送文案。爲後日注置之。長進分。

進上。

名吉十三隻。

右任先例進上如件。

嘉元二年五月三日

安東郡權專當吉貞上

家子五殿八殿并政所大夫方ヘ所進之分員數文章皆同前仍送文案

進上。

名吉三隻。

右進上如件。

嘉元二年五月三日

安東郡權專當吉貞上

閑ノ日記云。今日三日。丁部字禰宜太郎。名吉廿九隻持來之間。相副彼太郎於若榮女ヲ。任送文所進之了

一毎年正月專當之代官鎰取。又號職事丁部毎家令行之間。節餅居之。各二前宛居之云々。一前別ニ餅七枚宛在之云々。酒同盛之。

一毎年十二月廿七八日比。號節料鳥。但元三之饗時料ニ被用之云々。山鳥雄一羽。長御館進之間。出納請取之云々。但近代檜垣東長官御時。依被精好雉雄一羽進之。鶏新儀也。

一在潤月之歳。酒月粮代。錢三百文宮中出納所方進之。但此內正物二百五十文也。殘五十文ハ郡奉行之人長得分之。元德二年庚午閏六月之時。三百鶴口有秀ニ渡之間。五十文ハ

得分之云々。彼籾代者。西郡正權專當六百。（三百文宛。）東郡正權六百。（三百文宛。）出對之間。彼是一貫二百文之內。一貫爲正物。出納所（或時ハ政所。）方進之。二百文人長得分之云々。件籾代錢御田一段五十文宛。半二十五文宛。丁部之手專當取之。若對捍之時者。御籾納之時。納定一段之分一斗量取之。半五升也。

一在地御倉付之時。御籾納之升勢寸法事。
弘六寸。深二寸五步也。鐵尺定。（中ノ寸法也。）高納在之升上居程爲限。

一專當郡入部之時口開饗（御許饗事也）營之。（料所者。龜森御田。半ニテ每年ニ營之。）當時忍阿彌陀佛營之。彼口開（クチヒラキトモ云。又クチアケトモ云。）饗。專當幷丁部等寄合食之。彼時先二種肴。（一種ムキマメ。一種ナアス。）又毛立一酒三獻飲之。（酒坏ハ白地也。）先專當飲之後。其酒坏丁部等飲流之。三獻畢之後飯（饗膳）居之。（飯勢四升盛計。）專當前机重居之。汁一菜七種。（此內一種ハ生魚ヲ。一引渡ニ盛之。）又號箸臺。錢五十文專當前計。箸臺ノ佐羅置之間。專當ガ得分也。次丁部前飯菜居之。但二種肴之折敷居之。菜三種也。汁各一宛也。又饗取上之後。立酒名付酒二獻飲之。打置肴在之。酒坏白地也。丁部前飯一升五合計盛之。（又專當ガ女房家子料饗二前。專當許へ進之。）

一乗頭饗（直會饗事也）名付。總御田內一段丁部每年巡廻半宛二日饗膳營之。專當幷丁部等彼饗營之。丁部許令行　行之習也。先二種肴。（一種ムキマメ。一種膾。）毛立一以。酒三獻飲之。酒坏白地也。專當先飲始之。其酒杯丁部等飲流之。三獻終後飯居之。飯勢四升盛計歟。專當前机重八種御菜也。（但一種生魚ヲ引渡ニ盛之。）箸臺錢五十文在之。（專當前計也。自餘ハ無之。）此外專當女房幷家子料。饗膳二前。專當許送之。酒二升同副之。次丁部前飯菜居之。三種御菜也。二種肴折敷居之。立酒在之。打置肴在之。

一廻饗ト名付。丁部等皆寄合饗營之。專當給之。二種肴毛立。酒三獻飲之。其後飯居之。四升盛計也。專當前机重七種御菓也。汁一。是箸臺錢無之。女房家子。飯一前在之。次丁部飯居之。一升盛計也。二種肴之折敷居之。汁一。菓三種也。若依方々計會。此饗不勤仕之時者。號廻饗錢。半丁部一人宛ガ手ヨリ錢參十二文宛。專當方へ取之。此饗如此代沙汰之時者。爲專當莫大之所得也。但此饗勤營之根元者。其古專當在郡之間。爲慰其徒然。丁部等寄合。以飯酒專當ヲモテナス宴有。其ヲ例ニシテ。當時マデ營之。饗每度。專當之從者ニ皆飯有之。

一口開饗以後。以吉日御倉付在之。先御倉標引廻。其後新筵敷。御籾奉寫也。但御籾持來丁部等。開祓酒。一人別酒二升宛。肴一種編魚一連。著ハ海老二三貝。持來。先例也。職事號鎰取ト。先奉寫之。御籾之所捧太麻。御祓勤行之。其後開祓酒御籾進之後。專當丁部等。彼酒飲之。其後職事御籾奉量之。高納在之。升上居程爲限。又筵拂半別。籾二升計量殘。職事得分之御籾俵以三斗五升爲一俵。升分法右注之。

一籠撈之時。其年饗勤仕之丁部三人方人別酒五升宛出之。彼是一斗五升也。彼肴干魚一連宛。同出之。又專當方大餅二枚出之。肴切之間。專當丁部等飲之。丁部等皆寄合御籾餅俵等結誘。是ヲ籠撈ト名付。

一濱下者。籠撈日即下之。彼時馬子酒專當方五升出之。前々彼酒直料百文出之云々。近代酒五升出之也。丁部等面々馬一疋。口付一人宛出之。御籾俵餅俵等。津湊へ度々員下之間。湊漕丁部請取之。御船奉積之。

一湊祓料大餅一枚。小餅一籠。散供料黒米二升。八合升定。漕丁部方へ遣之。專當役也。

一船中乘人一人。專當方ヨリ乘之。彼糧米米三升遣

レ之。專當役也。

一神德餅。大餅一枚宛。丁部等籠搦之時。面々皆給レ之。每年不レ謂二損得一。如レ此人別一枚宛給レ之。先例也。

一丁部等巡廻。每年一人宛。宮役夫專當神宮參之時召二具之一。宮中奉納之間者仕レ之。奉納以後安乃歸。但神宮參之時。宮役夫方神宮粮米料白米二升。專當方沙汰上之間。令レ仕之程者。專當養レ之。但近年ハ夫役料ニ。代錢百文出之間。專當請二取之一。神宮ニテ雇レ人也。

一堅田寄御田。半一段。割田定者。和氣部伊勢守寄進之間。大餅十一枚。神德餅彼方遣レ之。但當時者。其子息藏人入道許遣レ之。

一專當在郡之時。漕丁部方生魚一貫。專當之方上レ之。先例也。御菜魚ト名付。

一專當在郡之間者。以二自粮米一食レ之。

一專當令二入部一在郡之時者。先忩濱出鹽アブベキ也。

一長官仰隨。京都夫一人出立之時在レ之。如レ此之時。丁部等寄合出二立之一。但一年中二ケ度出立之時。一度專當之役。上洛用途二百五十文沙二汰之一。一度丁部等之沙汰也。

一船貨籾二俵。漕丁部方遣レ之。但常樂寺御田無二窄籠一之儀也。古者船貨籾三俵遣レ之。云々。近年者二俵遣レ之。

一安東郡權專當方。大餅自レ昔段別五十五枚宛上レ之。先例也。而前專當能光神主假名吉貞。盛光ガ舍兄也。之時。丁部歎申云。可レ被レ減二大餅於半分一。然者錢貨取集專當可レ志之由就レ令レ申レ之。取二㝡少分錢一。段別大餅二十六枚被レ減レ之。被レ出二狀於丁部等中一云々。新儀非例之至。存外之次第也。就中盛光等之親父氏光神主奉行并能光神主。當職奉行之時。段別五十五枚沙汰之條無二相違一之處。近年丁部奸令二出合一少分用途前專當

能光神主志之。僅半分被減之條無謂之上者。許于神宮中下廳宣。召出彼放狀不奉知于公方。私破此狀而大餅如元。段別五十枚宛可奉成之者也。

一宮中奉納日。新藁筵一枚。宮中進之。先例也。（專當之役也。大餅可量料也。正方ヨリ一枚出之ニハ板餅積之。權方ノ一枚ニハ直會餅積也。）

一常樂寺御田奉作之時。權專當方所進之。大餅已上四百八枚云々。而當時餅減失之次第。大餅百十七枚（常樂寺御田四段半分。）也。又二十六枚。河邊少副入道跡（御田一段半。）十三枚。泉御田分。已上百五十六枚當時減失也。

一大餅不足事。（元弘元年辛未十一月二注之）盛光（假名守吉。）奉行之時。申下二ヶ度廳宣。兩使中。一志初王大夫殿。文棟神主相向于在郡。雖被問答子細於丁部等。前專當吉貞（能光假名。）出狀之上者。不可增進之由雖申之。再往問答之刻。以和談之儀。自當年元弘元年辛未歲。又四段別四枚宛可舂進之由。丁部等申之間。雖違所存。先令承知畢。仍向後者。段別大餅三十枚宛也。（前ニ段別廿六枚也。今又增分四枚也。半ニハ可為十五枚也。）新加御田分也。

一亡父氏光神主。永仁六年十月十八日。在地御倉付御粇納帳之端書日記云。

一新加分正御田一段。大餅五十五枚。小餅三十枚。上之粇一石二斗。又風宮御料三升。節料二升宛。子烏代二升。入落一升。日公事二升。雜事料四升。已上一石三斗四升上之。此内一石二斗者正物。殘一斗四升者專當得分。

一半正納六斗。風宮料一升五合。節料二升。烏代二升。日公事二升。入コワシニ一升。雜事二升。已上粇七斗五合上之。（又大餅廿七枚。小餅十五枚上之。）

一本加巡一段。正物一石一斗。風宮御料三升。烏代二升。日公事二升。臨時雜事四升。入コワシ

ニ一升。已上一石二斗四升上之。大餅廿二枚
小餅六十枚上之。
亡父氏光神主自筆日記如此。仍爲後日了
見書寫之畢。

一外宮長官以下禰宜。或依神宮大訴。或應勅
定。京都上洛之時者。其日安東郡被落着之
間。東郡正權專當等寄合落着。御雜事勤營之。
先例也。禰宜御前衝重。飯三升盛計歟。白米一升四合之飯。
汁魚頭。菜八種。清酒進之。家子前衝重居之。飯
二升盛計歟。汁二菜七種。酒同。公文所前折
敷居之。飯二升盛。但今少分可減之。汁一菜五種。酒
同。殿原分。折敷居之。飯一升盛。汁一菜三種。
濁酒出之。中間分。飯三合。汁一菜三種。白酒
出之。下部以下等。飯三合。菜二種。一種精進。一種干魚。以
荒物出于總中也。酒無之。但可依時儀歟。
後朝御立雜事者。西郡正權專當兩人勤營之。
先例也。但近年御上洛之時者。以代錢人別
壹貫文宛長官進之畢。東郡正權シテ二貫。西郡正權分二貫。彼是四
貫進之畢。兼又去元亨元年二月十一日。長官
幷自餘禰宜御上洛之時者。以熟膳營勤之。
其後又依心御柱寸法不足否之事。一禰宜。常良。
傍官御上洛之時者。以代錢一貫文宛。令進
長官畢云々。又正慶元年壬申十一月。依有武家
憤之事。可有一禰宜。常良。五禰宜良尙。上洛之
由雖被下度々院宣。依有先帝御謀叛同心
沙汰。恐京都公家武家理不盡之御沙汰。無上
洛之儀。於關東爲申披差違。長五殿鎌倉御
下向之間。同十二月五日御立。同六日自有瀧乘船。彼時安東郡正權
專當等兩人シテ五百文宛出之。彼是壹貫文
且トテ令長進畢。正專當國綱。改名國久。權專當守吉。此分者准
御上洛也。同時西郡專當二頭工淸正一貫文
進之云々。兩分ニテ正權。同時員弁郡正專當延景。權爲
廣兩人三貫文令進之。

一康暦元年己未八月廿三日。外宮依ニ御遷宮十六ヶ年延引一。禰宜京都ヘ上洛也。但今度ハ下向也。安濃津被ニ落着一之間ニ東郡正權シテ一貫文出レ之。西郡正權シテ一貫文出レ之。彼是以ニ貳貫文一。御雜事勤ニ營之一也。三禰宜朝照。五禰宜。貞昌。六禰宜。晨彥。七禰宜。久彥。九禰宜。常勝。上洛云々。禰宜前ヘ十六文。ハタゴナリ。三殿。家子二人。殿原一人。五殿。家子二人。殿原三人。六殿。家子一人殿原二人。七殿。家子二人。中見十五人。殿原三人。但此七殿ハ長官ノ子息云々。但落着之雜事計也。但東西郡相共ニ沙ニ汰之一云々。公文所政所文種。公文文奉二云人々。私記於ニ上洛米一者。隨ニ貶之員數一專當半分。丁部等半分沙ニ汰之一云々。

# 康正二年造內裏段錢幷國役引付

合。

五貫八十文。　五月廿九日廿六日定。送狀在。請取出。　嵯峨大雄寺領。尾州味岡庄段錢。

五貫文。　同日。廿五日定。同。　嘉隱領。段錢。

九貫六百文。　同日。廿六日定。同。　寶壽院領。雲州飯田也。段錢。

參貫五百文。　同日。同前。　三條帥殿御家領。攝州細川庄段錢。

拾貫文。　同日。同。　三條帥殿御家領。江州加田庄段錢。

五貫文。　同日。廿八日定。同。　結城越後入道殿。丹州舟波鄉段錢。

壹貫六百文。　五月廿九日。送狀アリ。請取出。　莊修理亮殿。三川國莊山保段錢。

拾貫文。　同日。廿八日定。同。　北野社領。所々段錢寶成院。

貳貫五百十六文。　同日。同。　大內五郎殿。尾州青山――段錢。

三百六十文。　同日。同。　大內五郎殿。賀州挾村之段錢。

貳貫五百文。　同日。廿七日定。同。　尊勝寺法花堂領。備中國之內段錢。

五拾貫文。　同日廿八日定。同。　相國寺諸塔頭。段錢嘉都聞。

四貫八百八十文。　同日。廿六日定。同。　大雄寺領。丹州賀悅庄段錢。

七百五十文。同日。廿五日定。同。

四貫四百七十文。同日。廿八日定。同。

百文。同日。廿七日定。同。

三貫七百文。同日。廿五日定。同。

八百十文。同日。廿七日定。同。

三拾貫文。同日廿八日定。同。

三百文。同日。廿八日定。同。

九百六十七文。同日。同。

二百三十文。同日。廿八日定。同。

一貫文。五月廿九日。廿七日定。送狀アリ。請取出。

六貫文。同日。廿七日定。同。

四貫百三十六文。同日。十八日定。同。

四貫五百文。同日。廿八日定。同。

拾貫文。同日。廿七日定。同。

拾貫文。同日。廿七日定。同。

檜葉左京亮殿。江州田上中庄段錢。

妙光寺領。加州豐田段錢。

東岩藏寺眞性院領。能州鮎上村段錢。

大統庵領。段錢。

借宿五郎殿。三川國豐原庄若林郷段錢。

高雄領。段錢。

大内四郎殿。三川國之内段錢。

市六郎左衛門殿。江州賀茂庄段錢。

吉見右馬頭殿。能州之内所々段錢。

二宮次郎左衛門殿。三川國兩所之段錢。

小倉十郎左衛門殿。通玄寺領攝州溝江庄段錢。

大内四郎殿。攝州之内段錢。

慈恩庵領。三川國宇利庄段錢。

小早川備後守殿。藝州沼田庄段錢。

清住院領。勢州攝州兩國内所々段錢。

貳拾貫文。　同日。廿七日定。同。
三十壹貫文。　同日。同。
五貫三百廿一文。　同日。同。
三十六貫三百四十文。　同日。同。
九百六十文。　同日。同。
四貫六百文。　同日。同。
十二貫二百九十文。　同日。廿六日定。同。
十八貫廿五文。　同日。廿六日定。同。
五貫三百八十文。　同日。廿六日定。同。
三貫三百九十文。　同日。廿六日定。同。
九貫八百七十文。　五月廿九日。廿六日定。注狀アリ。請取出。
拾四貫文。　同日。廿六日定。同。
拾貳貫五百文。　同日。同。
四貫文。　同日。同。
一貫百文。　同日。同。

春日社領南都松林院段錢。
妙法院御門跡領。栗見本庄段錢。
妙法院御門跡領。筏立南庄段錢。
妙法院御門跡領。仰木庄段錢。
妙法院御門跡領。中野田段錢。
妙法院御門跡領。普門庄段錢。
等持寺領。備中國日羽鄉段錢。
等持寺領。越中國小布施庄段錢。
等持寺領。江州新井鄉段錢。
等持寺領。尾張國中庄段錢。
等持寺領。備後國信敷庄段錢。
等持寺領。賀州粟津上下保段錢。
三寶院御門跡領。貳ケ鄉之。越中國段錢。
三條八幡宮領。越中國御服之庄吉川之段錢。
三寶院御門跡領。伊勢國南黑田之段錢。

一貫二百五十文。　同日。同。
五百文。　同日。廿六日定。同。
八百五十文。　同日。廿六日定。同。
拾貫文。　同日。廿六日定。同。
三貫二百六十九文。　同日。廿五日定。同。
三拾貫文。　同日。廿五日定。同。
三貫五百文。　同日。廿五日定。同。
拾貫文。　同日。廿五日定。同。
一貫文。　同日。廿五日定。同。
三拾貫文。　同日。廿二日定。同。
八貫八百五十五文。　同日。廿二日定。同。
二貫四百六文。　五月廿九日。廿四日定。送狀アリ。請取出。
二拾貫文。　同日。廿六日定。同。
七貫五百文。　同日。廿七日定。同。
四百文。　同日。同。

三寶院御門跡領。若州須惠野村段錢。
大草次郎左衞門殿。伊勢國大連名末久之段錢。
泉涌寺末寺。備州智多郡段錢。
退藏庵領。　段錢。
萬壽寺領。泉州長瀧庄段錢。
三會院領。　段錢。
東岩藏寺眞性院領。若州藤井保段錢。
寶相院御門跡領。　段錢。
杉山彈正左衞門尉殿。三川國設樂郡段錢。
臨川寺領。賀州若州兩所之段錢。
新田左衞門佐殿。濃州之内所々段錢。
權太茶德丸殿。　段錢。
常在光寺。　段錢。
小串次郎右衞門殿。　段錢。
岩堀修理亮殿。三川國西郡中村段錢。

百貫文。　同日。廿七日定。同。　遊佐川內守殿。紀州役々御要脚。

七百五十五文。　同日。廿六日定。同。　大草次郎左衛門殿。三川國大草郷段錢。

三貫文。　五月卅日。同。　伊勢因幡入道殿 心慶。作州神戸郷北高田庄々段錢。

二貫文。　同日。同。　伊勢因幡入道殿。播州蒲杭段錢。

百二十五文。　同日。同。　伊勢因幡入道殿。三川國赤羽根郷段錢。

五百三十二文。　同日。同。　伊勢因幡入道殿。濃州則武郷段錢。

五百文。　同日。同。　伊勢因幡入道殿。伊勢國志賀間段錢。

三貫文。　同日。同。　伊勢因幡入道殿。丹波國桐野河內段錢。

貳貫文。　同日。同。　深坂次郎殿。濃州深草保段錢。

壹貫文。　同日。同。　竹藤五郎殿。丹波國所々段錢。

六百五十文。　同日。同。　高橋左京亮殿。播州嶋上郡段錢。

貳拾貫文。　同日。同。　建仁寺領諸庄園。段錢。

五貫文。　五月卅日。廿八日定。送狀アリ。請取出。同。　佐竹和泉守殿。泉州鶴原庄段錢。

一貫文。　同日。同。　松住修理亮殿。賀州石川之段錢。

一貫五百文。　同日。同。　伊勢平三左衛門尉殿。尾州味岡段錢。

六貫文。　同日。同。　芝山三川守殿。海東郡之內段錢。

拾貫文。　同日。廿二日定。同。　西芳寺領。段錢。

一貫二百文。　同日。同。　門眞三川入道殿。作道條段錢。

貳貫文。　同日。同。　田村刑部少輔殿。江州之內三ヶ所之段錢。

三貫文。　同日。同。　伊勢肥前守殿。丹州川上本庄段錢。

五拾貫文。　同日。同。　等持院領。段錢。

五貫文。　同日。同。　金山修理亮殿。丹波國兩所之內段錢。

三貫八百六十七文。　同日。同。七貫八百六十六文之內也。　武田兵庫頭殿。尾州三ヶ鄉段錢。

五百文。　同日。同。　大原備中入道殿。越中國新川郡段錢。

貳貫四百文。　同日。廿八日定。同。　毘沙門堂殿。賀州能美庄段錢。

貳貫二百廿五文。　同日。同。　後藤能登入道殿。遠州小稅田宮口段錢。

貳貫文。　同日。同。　屋代源藏人殿。濃州芥見庄段錢。

一貫八百五十八文。　同日。同。　川田雅樂助入道殿。尾州兩所散在段錢。

三貫文。　五月廿日。送狀アリ。請取出。　佐波民部大輔殿。石見國佐波鄉段錢。

五百文。　同日。同。　武田下條殿。越中國塚原保段錢。

一貫五百文。同日。廿八日定。同。

三貫三百卅四文。同日。廿八日定。同。

三貫文。同日。同。

五貫文。同日。同。

一貫文。同日。同。

拾貫文。同日。同。

五貫九十六文。同日。同。

五貫文。同日。同。

五拾貫文。同日。同。

拾貫文。同日。同。

四貫八百八十文。同日。同。

八貫二百六十文。同日。廿六日定。同。

一貫七十六文。同日。同。

八貫百五十三文。同日。廿八日定。同。

拾貫文。五月卅日。送狀アリ。請取出。

杉原兵庫助殿。備中國金恒名段錢。

齋藤兵庫殿。因州大杉村段錢。

熊谷次郎左衛門尉殿。江州淺井郡段錢。

宮下總殿。備後一國之內段錢。

楢葉左京亮殿。江州田上牧庄段錢。

毛利修理亮殿。因州之內段錢。

佐野下野入道殿。作州二ケ鄉段錢。

小笠原備前入道殿。段錢。

天龍寺領。段錢。

鹽冶三川守殿。段錢。

花藏院領。備中國水田庄段錢。

萬壽院領。尾州味岡新庄段錢。

藤民部又六郎殿。尾州田中庄段錢。

毘沙門堂殿。若州向笠御厨分段錢。

南禪寺定稠都聞。段錢。

拾貫文。　同日。同。　佐々木治部少輔殿。段錢。

十三貫八百六十六文。　同日。同。　丹比次郎殿。因州三ヶ所段錢。

貳貫文。　同日。同。　杉原兵庫助殿。雲州安田庄段錢。

五貫九百文。　同日。同。　進士隱岐守殿。越中濃州江州因州作州五ヶ國之段錢。

三貫四百文。　同日。同。　山科右衛門督殿。濃州所々段錢。

八百文。　同日。同。　屋代源藏人殿。能州西方村段錢。

拾貫文。　同日。同。　宮下野守殿。備後國之內段錢。

貳貫八百六十七文。　同日。同。　伊勢平三左衛門尉殿。江州栗太郡笠河段錢。

四貫文。　同日。同。　熊谷新左衛門殿。小坂次郎左衛門殿。江州佃江庄段錢。兩人沙汰。

一貫五百文。　同日。同。　伊勢彥左衛門尉殿。尾州味岡段錢。

三貫文。　同日。同。　花頂御門跡領。濃州小泉四ヶ郷段錢。

貳貫八十三文。　同日。同。　妙法院御門跡領。尾州一橋餘舊段錢。

九百六十三文。　同日。同。　妙法院御門跡領。越前國開發村段錢。

六百五十文。　同日。同。　妙法院御門跡領。越前國岩永村段錢。

百七十五文。　同日。同。　妙法院御門跡領。越前國栗生野村段錢。

一貫四百文。　五月卅日。送狀アリ。請取出。　妙法院領。越前國加志津村段錢。

貳貫文。　同日。同。　妙法院御領。江州平安寺小八王子段錢。

八百九拾二文。　同日。同。　妙法院御領。越前國江星村段錢。

七貫五百文。　同日。同。　妙法院御領。越前國大虫社段錢。

三貫文。　同日。同。　妙法院御領。越前國內郡村段錢。

六百五十文。　同日。同。　妙法院御領。攝州津江庄段錢。

已上九百三拾四貫七百三十三文

貳貫二百五十文。　六月一日。五卅日定。送狀アリ。請取出。　武田中務大輔殿。尾州之內三ケ村段錢。

三貫文。　六月一日。五卅日定。送狀アリ。請取出。　朝日孫左衛門殿。幡州因州賀州三ケ所段錢。

四貫文。　同日。同。　朝日孫左衛門殿。賀州額田庄段錢。

一貫文。　同日。五卅日定。同。　問注所殿。賀州石田保段錢。

三貫六百卅文。　同日。五卅日定。同。　勘解由小路三位殿。遠兩所段錢。

一貫文。　同日。五卅日定。同。　宮彥二郎殿。備後國之內段錢。

五貫文。　同日。五卅日定。同。　建仁寺新寶庵。尾州越前所々段錢。

三貫文。　同日。五卅日定。同。　山縣左近將監殿。濃州井鄉段錢。

一貫六百卅三文。 同日。五卅日定。同。 本庄能登殿。作州本庄段錢。

四貫百十五文。 六月一日。五卅日定。送狀アリ。請取出。 千秋刑部少輔殿。賀州能坂庄段錢。

貳拾貫三百文。 同日。五卅日定。同。 本郷美作殿。若州本郷段錢。

七百五十文。 同日。五卅日定。同。 進士小次郎殿。三川國貫舟也。段錢。

貳貫文。 同日。五卅日定。同。 因幡國吉田保。日野郷段錢。

三百八拾三文。 同日。五卅日定。同。 布施伊賀守殿。濃州倉居嶋段錢。

貳貫貳百五十文。 同日。五卅日定。同。 後藤能登入道殿。遠州所々段錢。

三貫文。 同日。五卅日定。同。 小早川安藝殿。藝州竹原庄段錢。

五貫文。 同日。五卅日定。同。 建仁寺領洞春院。段錢。

五貫文。 同日。五月卅日定。同前。 南都東北院内領。越前國木田庄段錢。

九百五十文。 同日。五月卅日定。同前。 彦部近江守殿。三河國設樂郡内黒瀬郷段錢。

壹貫五百文。 同日。五月卅日定。同前。 齋藤能登入道殿。江州比良木保段錢。

拾壹貫四百五十文合。 同日。六月一日定。同前。 佐々木黒田備前守殿。黒田高木貳ヶ所段錢。

六貫六百七十五文。 同日。五月卅日定。同前。 高喜久鶴殿。備中國大井村段錢。

壹貫六百文。 同日。五月卅日定。同前。 東山岡崎普明院領。尾張國一楊内伊勢方段錢。

壹貫文。同日。五月卅日定。同前。

八百[illegible]十文。同日。五月卅日定。同前。

拾貫文　六月廿二日。五月卅日定。送狀アリ。請取出。

六貫七百六十文。同日。五月卅日定。同前。

拾貫文。同日。五月卅日定。同前。

壹貫四百卅三文。同日。五月卅日定。同前。

五貫文。同日。五月卅日定。同前。

拾貫文。同日。五月卅日定。同前。

拾貳貫二百廿五文。同日。五月卅日定。同前。

壹貫貳百五十文。同日。五月卅日定。同前。

三貫文。六月二日。五卅日定。同。

五貫文。同日。五卅日定。同。

三貫文。同日。五卅日定。同。

五貫文。同日。五卅日定。同。

二貫文。同日。五卅日定。同。

大和兵庫助殿。備後國作戶村且段錢。

進士小二郎殿。尾張國中嶋郡內榔作河室段錢。

大和彌九郎殿。丹後國河寺鄕且段錢。

一色刑部少輔殿。三河國寶飯郡田三ケ所段錢。

結城左近將監殿。段錢。

村上掃部助殿。尾張國二ケ所段段。

能勢掃部助殿。攝津國由尻庄段錢。

畠山播州守殿。段錢。

遠山左京助殿。遠山庄所々段錢。

相葉左京亮殿。伊勢國鈴鹿庄和田段錢。

矢嶋六郎殿。江州中村段錢。
同名次郎右衛門殿。

春日社領。泉州深井段錢。

攝津國大藏寺領。同國所々段錢。

春日社領。攝州六車原田段錢。

春日社領。內州中村西郡段錢。

一貫文。　同日。五卅日定。同。
七百五十文。　同日。同。
七貫七十六文。　同日。五卅日定。同。
一貫三百文。　六月二日。一日定。送状アリ。請取出
二貫文。　同日。五卅日定。同。
二貫文。　同日。五廿九日定。同。
三貫文。　同日。同。
二貫九百四十文。　同日。五廿七日定。同。
三貫文。　同日。五卅日定。同。
二百五十文。　同日五卅日定。同。
一貫二百五十文。　同日。五卅日定。同。
四貫文。　同日。同。
四貫九百廿文。　同日。五卅日定。同。
三貫三百九十文。　同日。同。
五貫文。　同日。五卅日定。同。

彦部三州入道殿。江州大井郷段銭。
山下孫三郎殿。尾州賀野東方段銭。
日野前大納言殿家。攝州井尻段銭。
進士石見守殿。濃州脊部桐原段銭。
寶幢寺領。但州播州兩所段銭。
南芳院領。段銭。
曾我殿。若州三重村段銭。
一色千福殿。因州小幡郷段銭。
淡路左京亮殿。段銭。
疋田孫左衛門丞殿。三川國設楽郡段銭。
田村治部少輔殿。江州野路村段銭。
壽寧院領。段銭。
春日社領。賀州小坂庄西方段銭。
等持院領。段銭。
南都西大寺領。丹州志楽庄段銭。

貳貫文。　同日。五卅日定。同。　彦部修理亮殿。三川國江州兩庄段錢。

貳貫五百文。　同日。五卅日定。同。　南都興福寺領。段錢。

拾五貫文。　六月三日。同。　結城左近將監殿。內州甲可郡段錢。

八貫貳百七十五文。　同日。同。　川內次郎殿。尾州智多郡段錢。

一貫文。　六月三日。五卅日定。迯状アリ。請取出。　安東平左衛門殿。攝州中川原段錢。

拾貫文。　同日一日定。同。　赤松刑部大輔殿。丹波國春日部段錢。

四貫二百廿五文。　同日。同。　聖護院御門跡領。若州花生庄段錢。

五百文。　同日。二日定。同。　勸解由小路刑部卿殿。泉州段錢。

六百文。　同日。五卅日定。同。　雅樂備中入道殿。尾州長岡庄段錢。

四貫文。　同日。同。　荒尾小太郎殿。尾州智多郡段錢。

一貫文。　同日。二日定。同。　宮五郎左衛門殿。備後國神石郡高光郷段錢。

五貫文。　同日。五卅日定。同。　九條大聖寺領。段錢。

貳拾貫文。　同日。一日定。同。　赤松刑部大輔殿。播州所々段錢。

六貫七百卅五文。　同日。同。　建仁寺給孤庵。江州寺山の段錢。

三貫六百十文。　同日。同。　彦部修理亮殿。江州參州兩庄段錢。

拾貫文。　同日。同。　三上近江入道殿。段錢。因州岩井庄

五貫文。　同日。同。　松田次郎左衛門殿。段錢。

五貫文。　同日二日定。同。　富永彌六殿。播州布施郷 段錢。

貳貫文。　同日。同。　勝鬘院領。段錢。

拾五貫文。　同日。五廿二日定。同。　西部筑前入道殿。賀州北島庄 段錢。

四貫二百廿五文。　六月三日。五卅日定。送狀アリ。請取出。　安東平左衛門殿。因州攝州兩庄 段錢。

拾貫文。　六月七日。二日定。同。　堤新次郎殿。越中國般若野 段錢。

三貫六百五十文。　同日。同。　一色式部少輔殿。丹州所々 段錢。

六貫八百七十三文。　同日。六日定。同。　片岡與五郎殿。丹州永久保 段錢。

五貫文。　同日。同。　伊勢備後入道殿。備後國志□利庄 段錢。

拾貫文。　同日。同。　梶井御門跡領。江州所々 段錢。

五貫文、　同日。六日定。同。　大聖寺領。　段錢。

三貫二百文。　同日。同。　仁木右馬助殿。三川國大陽寺 段錢。

拾壹貫六十五文。　六月四日五日六日分。六月二日定。送狀アリ。請取出。　淸住院領。伊勢國所々四ケ所分 段錢。

七百五十文。　同日五月廿九日定。同前。　積善庵領。濃州千殊中村上方 段錢。

壹貫六百四十二文。　同日。六月三日定。同前。
拾貫文。　同日。同五日定。同前。
拾貫文。　同日。同三日定。同前。
壹貫貳百文。　同日。同二日定。同前。
參拾貫文。　同日。五月卅日定。同前。
拾貫文。　同日。六月五日定。同前。六月五日定。
壹貫五百卅二文。　六月四日五日六日分。送狀在。請取出。
參貫文。　同日。同六日定。同前。
貳拾貫文。　同日。同五日定。同前。
參貫文。　同日。同五日定。同前。
貳貫文　同日。同五日定。同前。
八貫文　同日。同六日定。同前。
壹貫六百文。　同日。同三日定。同前。
七貫文。　同日。同五日定。同前。
九貫四百廿六文。　同日。六五日定。同前。

飯河兵庫助殿。若州三方郡四上恒枝段錢。
聖護院殿。新熊野領備中萬壽庄段錢。
越前國別司保。遠江國一鄕。并。
彥部近江守殿。愛智郡吉田之內段錢。
湯河安房入道殿。紀州芳養庄所々段錢。
日吉御師樹下知行分。段錢。
日野前大納言家御領。尾州貝村段錢。
三秀院分。段錢。
一色殿。丹後國御要脚分。
光乘。近江國野洲郡杉若村之散々段錢。
長樂寺領。近江國金森村段錢。
如是院領。段錢。
河原修理助殿。播州越部下庄濱富庄北方段錢。
金輪院。若州鳥羽庄段錢。
春日社領松林院。近江國大國上庄段錢。

二拾壹貫九十文。　同日。六五日定。同前。　鰐淵寺領。雲州所々段錢。

拾貫文。　同日。六四日定。同前。　大和彌九郎殿。和泉國神野庄段錢。

參貫文。　同日。六五日定。同前。　西南院近江國坂田庄。朝妻庄段錢。

貳貫文。　同日。六三日定。同前。　三統院領。段錢。

五貫文。　同日。五廿九日定。同前。　佐々木大原備中守殿。江州大原庄段錢。

三貫六百廿文。　同日。六三日定。同前。　下瑠璃殿。山門領若州所々段錢。

參貫文。　同日。六六日定。同前。　結城越後殿。丹波國穗津保段錢。且。

貳貫參百七十文。　六月四日定。四日五日六日分。送狀アリ。請取出。　上野與三郎殿。若州賢海村段錢。

參貫文。　六三日定。同日。同前。　三上美濃殿尾張國八事。北通段錢。

拾貫文。　同日。六五日定。同前。　日野大納言家御領。段錢。

拾貫貳百文。　同日。同前。　三寶院御門跡御領。丹後國朝來村段錢。

五貫文。　同日。六四日定。同前。　三淵掃部助殿。江州口山庄段錢。

五百五十文。　同日。六三日定。同前。　瑞泉院殿御領。若州三方郡永富庄段錢。

壹貫文。　同日。六二日定。同前。　朝日近江守殿。江州朝日鄉段錢。

參貫文。　同日。六二日定。同前。　光聚院御領。丹後國祇園寺三ヶ村段錢。

壹貫文。　同日。五卅日定。同前。
伍拾貫文。　同日。六三日定。同前。
貳拾貫文。　同日。六三日定。同前。
貳貫文。　同日。五卅日定。同前。
貳貫文。　同日。五卅日定。同前。
貳貫文。　同日。五卅日定。同前。
貳貫五百文。　同日。五卅日定。同前。
壹貫文。　同日。五卅日定。同前。
參貫文。　同日。六月四日六日。同前。送状アリ。請取出。
四貫文。　同日。六二日定。同前。
貳貫文。　同日。六五日。同前。
拾貫文。　同日。六五日。同前。
參貫文。　六月七日より十一日至。同前。
拾貫文。　同日。同前。
五貫文。　同日。五日定。同前。

朝倉左京助殿。三河國寶飯郡爲任鄉段錢。
相國寺。幷諸塔頭領。段錢。
北野御社領寶成院所々。段錢。
松尾社領攝州山本庄。且段錢。
安國寺。丹州河部村段錢。
春日御社領興福寺領。若州耳面鄉領家段錢。
日野前大納言御家領。攝津國大田保段錢。
日野前大納言御領。加州佐見保段錢。
八幡大乘院。攝州有馬郡內鹽庄段錢。
朝日近江守殿。加州額田庄段錢。
西南院。播州世賀庄段錢。
西藏院。江州神崎庄神田領段錢。
智光院領。近江國今西庄延勝寺北伊香段錢。
赤松治部少輔殿。攝州有馬郡段錢。
玉置民部少輔殿。紀州河上庄段錢。

壹貫文。　同日。五日定。同前。　富永彌五郎殿。遠州所々段錢。

壹貫貳百五十八文。　同日。七日定。同前。　佐野孫次郎殿。美作國月田鄉段錢。

參貫文。　同日。七日定。同前。　毛利宮內少輔殿。三頭行明段錢。

參貫文。　同日。五卅日定。同前。　長伊豆守殿。但馬伯耆段錢。

拾貫文。　同日。六七日定。同前。　玉泉寺領。賀州德丸尾州味鏡分段錢。

四貫貳百文。　同日。六九日定。同前。　大和彌九郎殿。但馬國新田庄段錢。

五貫文。　同日。六九日定。同前。　畠山兵部少輔殿。紀州宮原段錢。

拾貫文。　同日。六八日。同前。　石橋殿御領。段錢。

貳拾貫文。　同日。六十。同前。　赤松治部少輔殿。攝州有馬郡段錢。

一貫二百五十文。　六月自七日至十一日。九日定。　大和彌九郎殿。三河國一木村之段錢。

貳佰貫文。　同日。同前。九日定。　阿波參河兩國分。飯尾因幡入道殿。

五貫文。　同日。同前。八日定。　入江圓清殿。丹後國板沼同東方段錢。

六貫文。　同日。同前。六日定。　三寶院御門跡。河內國五丁庄段錢。

貳貫文。　同日。同前。十日定。　佐々木兵部　江州鏡庄。段錢。

參拾貫九百卅五文。　同日。同前。九日定。　松梅院。和泉國坂本鄉段錢。

六貫文。　同日。同前。八日定。

貳拾貫文。　同日。同前。八日定。

八貫三百文。　同日。同前。十一日定。

拾貫文。　同日。同前。八日定。

參貫文。　同日。同前。九日定。

一貫九百五十文。　同日。同前。四日定。

拾五貫文。　同日。同前。十日定。

參貫文。　同日。同前。八日定。

九貫文。　同日。同前。九日定。

拾貫文。　同日。同前。九日定。

拾貫文。　六月自二七日一至二十一日一。九日定。

參貫三百九十文。　同日。同前。九日定。

拾貳貫五百五十文。　同日。同前。十一日定。

參貫文。　同日。同前。十一日定。

貳拾貫文。　同日。同前。十一日定。

鞆井殿。若州鳥羽上下保段錢。

南禪寺領。段錢。

三河國羽溫庄。段錢。

堤新次郎殿。越中國般若野庄段錢。

鴨權祝。職江州國高嶋之內下司段錢。

三寶院御門跡領。能州上日龍庄段錢。

常在光寺領。段錢。

鴨御社領北向三位殿。越中國吉良庄段錢。

鴨御社領。越前國志津庄段錢。

眞如寺領。段錢。

善入寺領。段錢。

嵯峨諫寶院出官。段錢。

三條帥殿御家領。丹後國二ヶ所段錢。

大澤長門入道殿。備中國水田郷段錢。

內野畠地口內。

弐貫文。　同日。同前。八日定。
四貫卅二文。　同日。同前。九日定。
拾貫文。　同日。同前。十一日定。
五貫文。　六月十二日十三日分。送狀アリ。請取出。
壹貫八百廿五文。　同日。六十一定。同前。
七百五拾文。　同日。六十一定。同前。
壹貫九百文。　同日。六十一定。同前。
參拾貫文。　同日。六十一定。同前。
弐拾貫文。　同日。六十一定。同前。
五貫文。　同日。六十一定。同前。
七貫八百六十七文。　同日。六十一日定。同前。
拾貫文。　六月十二日十三日分。送狀アリ。請取出。
弐百文。　同日。六十三定。同前。
四貫八百文。　同日。六十二定。同前。
五貫文。　同日。六十三定。同前。

飯河兵庫助殿。丹波國二ヶ所分段錢。
姉小路宰相。御家領段錢。飛驒國土河鄕。
內野畠地口之內。
入江殿御領。近江國山前。同國濱立南庄。美濃國曾代三ヶ所段錢。
伊賀美作守殿。尾張國堀津北方段錢。
熊谷新左衛門尉殿。近江國今西庄。并早崎重丸段錢。
冨永彌五郎殿。伊勢國所々段錢。
田婁美濃殿。越前國万疋分御要脚。
田　美濃殿。遠江國万疋分御要脚。
宮式部丞殿。備後國段錢。
武田兵庫頭殿。尾張國坂田庄。同高島村段錢。
廣德院領。若州向笠牛濟方御要脚內。
神谷四郎殿。伊勢國朝明郡內太子堂段錢。
加治豐前守殿。近江國比江鄕前。尾張國狩津段錢。
結城越後殿。丹後國丹波鄕段錢。

貳貫文。
五貫文。
壹貫五百文。
參貫文。
貳百文。
貳拾貫文。
五貫文。
貳百貫文。
五貫文。
貳貫文。
貳貫五百文。
貳貫五百文。
壹貫五百文。
壹貫五百文。
壹貫六百文。

同日。五月卅日定。同前。
同日。六五日定。同前。
同日。六十三日定。同前。
同日。六十三日定。同前。
同日。六十三日定。同前。
同日。六十三日定。同前。
同日。六十三日定。同前。
同日。六十三日定。同前。
同日。六十二日定。同前。
同日。六十三日定。同前。
同日。六十三定。同前。
同日。六十三定。同前。
六月十一日定。同日。同前。
六月十四日。八日定。同前。
同日。六十四日定。同前。

花頂御門跡御領。江州草野庄段錢。
安富勘解由左衛門尉殿。勸修寺御門跡領。和州郡家庄段錢。
御薗五良左衛門尉殿。尾張國御薗村散在段錢。
河合權祝殿。鴨社領越前國志津庄段錢。
嶋田藏人殿。伊勢國朝明郡內宇津尾段錢。
內野畠地口之內。
日吉禰宜殿。江州愛智上庄段錢。
安富近江殿。周防長門兩國御要脚。
伊勢國無水山成就寺領。段錢。
山下孫三郎殿。美濃國西庄內惣領段錢。
近衛殿御領。近江國柿御園中鄉山志ゝ段錢。
近衛殿御領。江州柿御園下鄉〔[illegible]歟〕段錢。
中嶋次良殿。賀州益四田保段錢。
養春院殿御領。濃州西郡本所方段錢。
北野社領。尾張國下淺野保段錢。

六百五十文。
貳貫文。
壹貫文。
壹貫文。
拾八貫六百文。
拾貫文。
貳拾五貫文。
貳貫文。
貳拾貫文。
一貫七百五十文。
一貫七百五十文。
八貫八百文。
百文。
一貫百五十文。
一貫七十五文。

同日。六十二日定。
同前。
同日。六十三定。
同前。
同日。六十四日定。
同前。
同日。六十三日定。
同前。
同日。六十四日定。
同前。
六月十五日。
六月十五日定。
同前。
十四日定。
同前。
六月十五日定。
同前。
同日。同前。
八日定。
六月七日定。
送狀在。請取出。
六月十八日。
同日。同前。十七日定。
同日。同前。
十三日定。
六月同日。
同前。十五日定。
同日。同前。
十四日定。

佐脇三河守殿。伊勢國朝明郡內柿鄉段錢。
伊勢左京亮殿。尾張國落合鄉段錢。
日吉社領近江國。小幡位段錢。
伊勢左京亮殿。越前國三職鄉段錢。
北野社領和泉國。八田庄段錢。
富永庄江州山門領。段錢。
內野畠地口內。
聖護院御門跡。江州石田鄉段錢。
山名與次郎殿。御沙汰。且御要脚內。
聖護院御門跡領。江州藏田庄段錢。
聖護院御門跡。江州田賀郡內檜物庄段錢。
三條師殿御家領。所々五ケ所段錢。
東岩藏寺領。美濃國澤鯖村段錢。
山鹿駿河守。勢州三ケ所分段錢。
大祥院領。伊勢國大社村段錢。

參百文。同日。同前。十七日定。

拾貫文。同日。同前。十五日定。

貳拾五貫文。同日。同前。十七日定。

貳貫七百卅四文。同日。同前。十四日定。

五貫文。同日。同前。十七日定。

拾五貫六百廿三文。同日。同前。十七日定。

貳貫文合。同日。同前。十七日定。

拾貫文。同日。同前。十一日定。

參貫九百五十文。同日。同前。十五日定。

參貫貳百五十文。同日。同前。十五日定。

拾貫文。同日。同前。

二百卅文。同日。同前。

參拾貫文。同日。同前。六月廿日定。

八貫二百五十文。同日。同前。六月十八日定。

拾八貫二百七十五文。六月十八日。送狀アリ。

鴨社領遖保庄。段錢。

上坂兵庫助。江州坂田德兩郡之內十ヶ所段錢。

內野畠地口。

東岩藏眞性院。段錢。

北野領。伊勢國二ヶ所段錢。寶成院。

北野領。大島下條段錢。寶成院。

北野領。備前國金畏東西領家職。丹後國太田庄領家職。

長井因幡守殿。越前國從郡鄉段錢。

三條帥殿御家領。美濃尾張兩國之內段錢。

鴨社領。備中國富田庄本上之段錢。

宮下野守。備後國之段錢。

權太慶德丸。越中國婦負郡田中保惣領。段錢五分一。

山名與次郞殿。御要脚。万疋之內段錢。

向水所樣御軒所。近江國長裏彌度幸嶋石見守。段錢。

正親町家。加賀國是時庄之內宮永郡段錢。

參貫五百文。　同日。同前。十七日定。　沼田彌三郎殿。若州狐生庄之段錢。

參貫文。　同日。同前。　同歸院領。丹後國木津鄕段錢。

一貫文。　同日。同前。　妙藏院。北野社領加賀國小泉保一分段錢。

拾五貫文。　同日。同前。　速成就院。雲州福頼庄之段錢。

貳貫文。　同日。同前。十七日定。　宮彥次郎殿。備後國內三ケ所之段錢。

一貫五百文。　同日。同前。十七日定。　鴨社領。丹波國三和庄公文職并賀州開發庄段錢。

貳拾貫文。　同日。同前。　甲斐美濃殿。越前國万疋御要脚之內皆濟。

貳拾貫文。　同日。廿日定。同前。　南禪寺領。段錢。

五貫文。　同日。同前。　賀茂社領近江國。舟木庄段錢。

參拾貫文。　同日。廿日定。同前。　山名相摸守殿。御沙汰分。

四貫七百五十文。　同日。廿日定。同前。　富永彌六殿。三河國設樂郡之內富永保段錢。

四百六十七文。　同日。廿日定。同前。　三浦平四良殿。尾張國中嶋郡內赤地段錢。

壹貫二百卌五文。　同日。廿日定。同前。　建仁寺光澤庵領。段錢。

四貫七百五十文。　同日。同前。　攝津國水無瀨庄內。井內段錢。兵庫沙汰。

拾貫文。　六月。同日。十九日定。同前。　野畠地口內。

五貫二百五十文。　同日。同前。
拾四貫六百文。　同十八日定。同前。
五百五十五文。　同十七日定。同前。
參百五十文。　六月十八日定。同前。
四貫五百文。　同日。同前。
五貫文。　同日。同前。
參貫五百文。　六月十九日。六日定。
貳拾貫文。　六月廿一日。送狀アリ。請取出。
壹貫貳百五拾文。　同日。廿日定。同前。
一貫貳百五十文。　同日。廿日定。同前。
六貫八十文。　同日。十三日定。同前。
八百五十六文。　同日。同前。
一貫五百六十五文。　同日。廿日定。同前。
參貫六百文。　同日。同前。
貳貫六百六十六文。　同日。同前。

大館上總入道殿。攝州溝杭村段錢。
今出河殿御領。泉州下石津村段錢。
天花寺領。三河國葦谷鄉段錢。
三淵掃部助殿。三河國荒井井萩分段錢。
彥部四郎殿。三河國額田郡所々段錢。
大館上總入道殿。江州草野庄段錢。
設樂越中守殿。三河國下鄉河路村段錢。
鹽冶參河守殿。段錢。
建仁寺禪居庵。越前美濃兩庄段錢。
□瀨次良左衞門尉殿。伊勢國朝明郡庄長庄段錢。
荒河宮內大輔殿。越前國五ヶ所段錢。
岩堀左近將監殿。三河國岩堀屋敷分段錢。
大祥院殿。加賀國和氣保分段錢。
善法寺領攝津國水無瀨庄。段錢。
屋代源藏人殿。美濃國芥見庄地頭職段錢。但四貫百六十六文之內

拾貫文。六月廿一日。送狀アリ。請取出。
貳貫七百五十文。同日。廿日定。同前。
三貫貳百廿文。同日。廿日定。同前。
參貫文。同日。同前。
三貫五百八十二文。同日。同前。
九貫五百九十文。同日。廿日定。同前。
三貫文。同日。廿日定。同前。
拾貫文。同日。廿日定。同前。
拾貫文。六月廿日。送狀アリ。請取出。十九日定。
參百文。同日。同前。十七日定。
貳貫五百八文。同日。同前。
參拾貫文。同日。同前。十九日定。
貳貫廿五文。同日。同前。十九日定。
貳貫八百五十文。同日。同前。十九日定。
拾參貫文。同日。同前。十九日定。

建仁寺領所々段錢。
大和彌九郎殿。和泉國神野庄段錢。
大和彌九郎殿。備後國十田村段錢。
細河左京亮殿。淡路國津名郡內段錢。
三吉大郎殿。備後國布野鄉段錢。
大和彌九郎殿。丹後國河守鄉段錢。
正實坊所々知行分且段錢。
小早河備後守殿。安藝國沼田庄段錢。
佐々木兵部少輔殿。知行分段錢之內。
鴨社領。攝津國平安庄之段錢。
山下上野入道殿。參河國保久鄉段錢。
甲斐美濃殿。遠江國万疋御要脚之內。
宇津野三郎殿。三河國三ケ所段錢。
相河彌三郎殿。加賀國村東方并松成丸之段錢。
桃井治部少輔殿。段錢之內。

貳拾貫文。同日。同前。十九日定。

四貫七十三文。六月廿日。送狀在。請取出。

貳貫五百文。同日。同前。十九日定。

四貫文。同日。同前。十七日定。

參貫文。同日。同前。

貳拾貫文。六月廿二日。同前。廿一日定。

貳貫五百五十八文。同日。同前。

五貫文。同日。同前。

拾貫文。同日。同前。廿一日定。

貳貫七百文。同日。同前。廿一日定。

拾參貫百五文。同日。同前。廿二日定。

貳貫參百文。同日。同前。廿一日定。

四百六十文。同日。同前。廿日定。

百五十文。同日。同前。廿一日定。

壹貫文。同日。同前。廿一日定。

一色殿。丹後國御要脚之內。

江州衣川三世寺。段錢。

小島掃部助殿。參河國額田郡內四ケ所段錢。

鴨因幡社宜(禰宜歟)。因幡國土師庄段錢。

岩山美濃守殿。出雲國大峯國段錢。

畠山中務少輔殿。和泉國八木郡國衛(衙歟)段錢。

飛鳥井殿家。尾張國竹鼻和鄉并小熊保段錢。

林光院。段錢之內。

正親町宰相中將家。江州坂田郡內祇園保段錢。

伊勢因幡入道殿。丹波國相肺河內村段錢。

鹿苑寺領。同州味野郡段錢。

山下孫三郎殿。美濃國西庄內之內段錢。四貫三百文之內。

疋田孫左衞門尉。越中國婦負田中ノ保內段錢。

勢多判官。江州勢多郡之內判官久田段錢。

廣橋殿家。美濃國宇多院段錢。

拾貫文。同日。同前。

壹貫三百廿五文。同日。同前。五月卅日定。

五貫四百文。六月廿二日。廿日定。送狀在。請取出。

貳貫文。同日。同前。廿一日定。

五貫文。同日。同前。

二拾五貫九百四十六文。六月廿三日。廿一日定。送狀在。請取出。

參百文。同日。同前。廿日定。

參貫文。同日。同前。廿日定。

九貫六百文。同日。同前。廿日定。

六貫五百七十九文。同日。同前。廿日定。

拾貳貫三百七十五文。同日。同前。廿日定。

八貫二百八十五文。同日。同前。廿日定。

五貫文。同日。同前。廿日定。

九貫文。同日。同前。

貳貫文。同日。同前。

實相院御門跡領。所々段錢。

椅葉左京亮殿。攝津國[illegible]原之內龍[illegible]段錢、

安居院殿。江州福光保段錢。

建仁寺領知足院。越前國布施田名之內段錢。

飛鳥井殿。攝州今南庄段錢。

春日社領。南刻松林院段錢。四拾貫九百四十六文內。

杉原

大和坂田殿。段錢。

杉原新藏人殿。備後國草原村段錢。

杉原美濃守殿。備後國父木野四ケ所分段錢。

杉原因幡守殿。備後國信敷名立[illegible]職段錢。

杉原彥四郎殿。備後國木梨庄段錢。

杉原千代松丸。備後國三原浦并高洲社分。

杉原左京亮殿。備後國杉原本庄段錢。

速成就院。近江國東庄山前段錢。

齋藤能登入道殿。但馬國上三郡庄坂本方段錢。

六百文。　同日。同前。廿日定。

五貫七百七拾五文。　同日。同前。

四貫七百五十文。　同日。同前。

壹貫文。　六月廿三日。送狀在。請取出。十五日定。

參貫文。　六月廿四日。送狀在。請取出。

七百五十文。　同日。同前。廿一日定。

貳貫六百七十文。　同日。同前。廿一日定。

參拾貫文。　同日。同前。五月卅日定。

貳貫五百文。　同日。同前。廿一日定。

拾三貫三百十九文。　同日。同前。廿一日定。

拾五貫文。　同日。同前。廿三日定。

貳拾貫文。　六月廿五日。送狀在。請取出。

五貫三百卅二文。　同日。同前。十二日定。

八百五拾文。　同日。同前。廿三日定。

拾貫文。　同日。同前。

廣橋殿家領。尾張國一橋之神公方之段錢。

伊勢因幡入道殿。美作國神戶鄕嫡男分二ケ所段錢。

七條全光寺領之內。三河國中山之鄕段錢。

丹波國。山田庄高屋村。佐竹和泉守殿。山田千次郎。小傍十郎。村上若萬丸。段錢。河庄名兵庫助。

檀那院御門跡領。江州栗太郎三ケ所分段錢。

上野刑部大輔。若狹國神谷村段錢。

丸山掃部助殿。參河國寶飯郡內三ケ所分段錢段錢。

土岐殿。御要脚之內。

速河

速成就院。丹波國氣保分段錢。

右兵衛佐殿。備中國多氣庄同國國安散在分。

山名相摸守殿。御要脚之內。

宮上野介殿。備後國所々七ケ所段錢。

聖護院御門跡。江州志賀郡之內小松庄同。

聖護院御門跡。河內國豐田松原同。

如是院領分。同。

六貫貳百七十五文。　同日。同前。廿三日定。　同歸院領。丹後國木津郡同。

壹貫文。　同日。同前。廿二日定。　狗井殿。美濃國二木庄同。

三貫七百廿五文。　同日。同前。廿四日定。　飯尾孫左衛門殿。北野社領同。因幡國日野郡。

五貫文。　同日。同前。廿一日定。　廣橋殿家領。江州羽田庄同。

拾五貫百十五文。　六月廿五日。送狀在。請取出。　三條右大臣家。河內國鼓呂岐庄段錢。

五貫文。　同日。同前。十七日定。　圓滿院御門跡。江州草野庄同。

拾貫七文。　同日。同前。　玉置民部少輔殿。紀州河上庄同。

貳貫八百六十七文。　同日。同前。廿四日定。　佐波民部大輔殿。石見國佐波鄉段錢。

貳貫文。　同前。同前。　結城左近將監。河內國甲可鄉段錢。

參貫七百九十文。　同日。同前。　結城左近將監。加賀國河田庄段錢。

貳拾貫文。　同日。同前。　內野畠地口內。

拾壹貫五百文。　同日。同前。　金山修理亮殿。知行分段錢。

五拾貫文。　同日。同前。廿三日定。　相國寺幷諸塔領。段錢。

拾貫文。　六月廿三日同。同日。同前。　赤松治部少輔殿。攝州有馬郡段錢。

拾貫八百五十五文。　同日。同前。廿日定。　富永彌五郎殿。遠州三ケ所。但拾一貫八百五十五文之內當濟段錢

一貫百五十文。同日。同前。二日定。

貳貫文。同日。同前。二日定同。

貳拾三貫六百文。同日。同前。廿一日定。

四貫文。同日。同前。廿一日定。

八貫三百五十文。十三日定。同日。同前。

八貫六百文。六月廿五日。送狀在。請取出。廿一日定。

參拾貫文。同日。同前。廿日定。

五貫文。同日。同前。十四日定。

七貫文。六月十五日ニ納之内。加送狀アリ。請取出。十四日定。

七貫三百十八文。同日。六十四日定。同前。

貳貫三百卅五文。同日。六十四日定。同前。

四貫文。前日。六十二日定。同前。

惣已上。三千五百五十四貫八十三文。

右以伊勢林崎文庫本書寫一校了

堤新次郎殿。三河國重原庄也。内鄕段錢。

廣橋殿御家領。江州羽田庄段錢。

八幡宮領。丹波國篠村庄所々段錢。

建仁寺給孤庵領。段錢。

速成就院。若州國富庄段錢。

三寶院御門跡領。丹波國曾地村段錢。

細河刑部少輔殿。泉州平國段錢。五十疋内皆濟。

野畠地口之内。

鴨社領越中國倉垣庄段錢。

北野社領。但馬國氣比庄段錢。

吉見彌二郎殿。因幡國高野鄕内小田保段錢。

鴨神領。雲州美州兩國兩所段錢。

# 群書類従巻第五百二

雑部五十七

## 東北院職人歌合

建保第二の秋の比。東北院の念佛に。九重の人々。男女。たかきもいやしきもこぞり侍しに。みち〳〵のものども。人なみなみに参りて。聴聞し侍けるに。時しも九月十三夜の月くまなかりけるに。こゝろある人は。歌をよみ連歌などして。こころをすましつゝ遊けるを。うらやましとやおもひけむ。月やう〳〵山のはに入なむとするおりふし。各々今宵のなごりこそなぐさめがたく侍れ。かくて八雲の烟立はなれなば。何事をかはおもひ出にせむ。我も人も心の色をあらはして。水茎のながき世のかたみにせんとて。哥合をすゝめけり。

題

月　戀

作者

| 左 | 右 |
|---|---|
| 醫師 | 陰陽師 |
| 佛師 | 經師 |
| 鍛冶 | 番匠 |
| 刀磨 | 鑄物師 |
| 巫女 | 盲目 |
| 深草 | 壁塗 |
| 紺搔 | 筵打 |
| 塗師 | 檜物師 |
| 博打 | 船人 |
| 針磨 | 數珠引 |
| 桂女 | 大原人 |
| 商人 | 海人 |

一番

左　　醫　師

村雲のかゝれる月のくすりには夜はの嵐そなるへかりける

君ゆへに心とつけるやせ病あはぬつきめに灸治して見ん

右　　陰陽師

再拜や高間の原にすむ月に天の八重雲かゝらすもかな

思あまり君には鬼氣の祭してしるしもみえぬ御神樂そうき

月

左の風。めづらしくとりよせて。心詞共にいひしられて侍り。右歌。初句みゝにたちて侍り。たかまの原といふすゑに。あまの八重雲をむすばれたる。病にや。されば左爲レ勝。

戀

左右いづれも興にきこえ侍。判者の及所にあらず。何を勝とも定がたし。ふたりの男をわきかれて。生田川に身をなげし心ちし侍る。

二番

左　　佛　師

刻置みそきあらはに月すめはひとへはくひく心ちこそすれ

逢事は片ゆかみなる居佛のなき名をたにもたゝは社あらめ

右　　經　師

禿はてし文字かたもなきすりかたき今宵の月にあらはかさはや

思あまり露の夜すからうつ紙の音にたてゝも人をこはゝや

月

左歌。風情よろしく侍り。但きざみたらんみそぎに。はく引たらんは。げに〳〵しからずや。かれてはくひくまや侍るべき。右。月をほめたるたより。さもとおぼえはべり。歌すがたもことの外。左よりは立まさりて聞え侍り。仍爲レ勝

戀

左歌。逢事はかたしとつゞけんために。よしなき佛をゆがめてよまれたる。聊罪ふかくや侍らん。右歌。思あまり露の夜すがらうつ紙とつゞけられたる。げに〳〵しからずや。思あまるまじき紙にや侍る。思あまるとよまずとも。うちてはかく玉章のとも。たつる錦木ともあらばこそ。其詞の詮にては侍らめ。左歌。いますこし聞所あり。仍爲レ勝。

三番

左　　鍛　冶

月にれぬ宿とや人の思ふらんいつも絶せぬあひつちのをと

わが戀はなまし刀のかれあまみ思きれともきられざりけり

右　　番　匠

墨かれのなをきを正す身なれとも傾く月にかふはりそなき

切すかす長押の小口すちりつゝいかになせ共あはて社有め

月

左歌。詞つゞき。なしこめてなだらかに侍り。月にねぬ宿とや人の思ふらんとて。類にさしもなきよしを陳ぜられたる。無下に心のうちよらずや侍らむ。右。かたぶく月にとよまれたるこそふかき難にて侍れ。月を題にえては。さかりによむべきなり。但月を惜まれたる心ざしすてがたし。仍右爲ㇾ勝。

戀

左。なまし刀のかれあまみ。誠にさもときこえ侍り。右。ただなげしのこぐちのあはぬばかりにては。こひのこゝろざしに聞えず。是を落題とは申也。仍以ㇾ左爲ㇾ勝。

四番

左　刀磨

我宿の砥水にやどる月影のあやしやいかにさびてみゆらん

君ゆへにきもゝ心もときはてゝ我身計りそきえなかりける

右　鑄物師

たゝらふむやとの畑に月影のかすみもはてぬ有明の空

頼めしをまつとせしまに眞金ふくきひの中山跡たえにけり

月

左右。いづれもたよりありて。思わきがたく侍れども。かすみもはてぬ有明の空。心はとまり侍り。仍右を勝とす。

戀

左。始より終まで。あまりにさせる事なくて。きゝ所なし。右。詞つゞき。めづらしからずきこゆれど。なだらかに侍り。猶右を爲ㇾ勝。

五番

左　巫女

大かたのさはりもしらす入月よひくしめ繩をこゆな夢〳〵

君と我口をよせてそれまほしき鼓も腹もうちたゝきつゝ

右　盲目

さくれ共手にもさはらぬ月影のさやけき夜半を數へてぞしる

かくはかりねりちかひたる戀路には河原に迷ふ心ち社すれ

月

左歌。めづらしく取よられたり。但あまりに風情をめづらしく。月に心ざしなくきこゆ。右歌。心詞艶にして。よくよく和歌の道をしれり。藤原範永が。山家月の歌にはづべからず。仍右可ㇾ爲ㇾ勝。

戀

左は詞すくなくして。風情めづらしく。右先心催ニ一興一勝

劣不二分明一。仍爲レ持。

六番

左　深草

月ゆへに内へもいらてとにたてはやう（くイ）の者とや人の見らん

ひとめみしかはらけ色のきぬかつき我に契や深草の里

右　壁塗

白土をかされてしろき月を見てもろこしまての昔をそしろ

忍へともしたちよはなる古かへのたゝこほれなる我涙かな

月

右歌。五文字耳にたちて侍れども。漢家三十六宮の心を想せられたり。證文たしかなるにつきて勝とすべし。

戀

左。詞のたよりを得て。戀の心もたしかにきこゆ。右。たゞこぼれなるわが涙かなとよみたるすがた。見所ありておもしろく侍り。仍持たるべし。

七番

左　紺掻

月すめば夜はの嵐の色あけてむらこにみゆる森の下陰

うとくなる人の心の花淺黄いくしほそめて色あかるらん

右　筵打

うちをける戀のさむしろ徒らにねぬ夜の月にしく物そなき

苅すかす藺田のほそえのうきねなは苦しき物をしたの思は

月

左。風情めづらしくとりなされたり。題を五文字にすへられたる。聊耳にたち侍り。右。戀のさむしろ。さもと覺えて。大江千里が。くもりもはてぬ春の夜とよみけん事思ひ出られて。今すこしねぬ夜の月に心ひかれ侍り。

戀

左。古歌の心をめづらしくとりなして誠にいひしりて侍り。心詞艷にして哥の姿を兼たり。たとへば梅林の風前に仙方の雪かとうたがひ。紫藤の露の底に崑崙の玉をあらそひて。紅紫二の色。淺深辨がたし。右の哥のうきねなは。いますこし上手のしわざと覺て。住吉玉津嶋もさだめてゆるし給はん。仍勝とす。

八番

左　塗師

我宿のゐほうし絹をいかにせむぬる夜すくなき月の比哉

露とのみぬりやる袖の涙こそつちむろしてもほされさりけれ

右　檜物師

おけしりの朧けならぬなかめよりもるもくるしき軒の月影

おしきひゝく杉のまさ板ふししけみ横目をもせて逢由もかな

月

左。ぬる夜すくなき心。さもと聞ゆるに。胸腰の句かきあはずして。たゞの直垂に薄色の指貫などきたらん樣に覺え侍り。右の五文字。しなをくれてきゝにくゝみえ侍。又月のもるなくるしとは。いかやうにそへられたるにか。心得がたく侍。持と申べし。

戀

左。露とのみぬりやるそでも誠におもひあまれる心をさきだてゝ。詞づかひ詮をあらはせり。右の五文字。ことの外にしなをくれて。上下かきあはず侍り。ふるき人も女のわらはべのかぶしと。歌の五文字とは。なだらかなれとこそもふし侍れ。仍左爲レ勝。

九番

左　博打

おほつかなたれにうちいれて月影の雲の衣をぬきてみゆらん

わりたてゝきほひはてたるいりかれのあはしとすまふ戀もする哉

右　船人

しはしみむあまけの空の夜嵐に雲のみなとを出る月かけ

こかるれとかけて心をつくし舟ちきりし事を思ひもそする

月

左。我身をつみて。誰に打入てとよめる心ざし。はかなくきこえて。これもひとつの姿なり。右歌は。詞たくみにして。當世の和歌の道をしれり。このすがたをたとふれば。楚王臺上夜琴聲と覺えて。感涙をさへがたし。仍右可レ爲レ勝。

戀

左。なだらかに聞え侍り。右。古哥の下句をさながらとりて。ふなことばにひきもどされたる。無下にて徒らにや侍らむ。仍以レ左爲レ勝。

十番

左　針磨

うり殘すわか數針をまきすてゝひろふはかりにすめる月影

瘠細る我身よされは針になるつれなき人の手にやかゝると

右　數珠引

さやけさは秋をためしにひくすゝの露よりつたふ袖の月影

君もこす我もかよはぬ中なれはろくろひきにてあはぬ比哉

月

左。ふるき風情をめづらしく取なされていとゞ優にきこえ侍り。人丸が哥の心にや。右。上下よろしく侍るに。鏘よ

り傳ふ袖の月影。いまひとしほの色をそへて。心ぐるしく
侍り。仍右を勝とすべし。

戀

凡役是いづれも心ありて。勝劣弁がたし。但左。いますこ
し思入たる所ありて。哥姿まさりてや侍らん。

十一番

左　桂女

桂川ふるかはのへの鵜かひ舟いく夜の月をうらみきぬらん
戀わひて瀬にふす鮎の打さひれ骨と皮とにやせなりにけり

右　大原人

すみ木つむ山路の庵に立けふり今宵の月にこゝろよはかれ
浮身には數はつかしくゆふ萩の其結めもあらはこそあらめ

月

左。桂川ふるかはのべとつゞけられたる證哥の侍るにや。
萬葉集よりはじめて代々の集にも。泊瀬川ふる川のべと
こそつゞけられ侍めれ。又鵜がひ舟に月をいとふならひ
はさる事なれども。題の心にそむけり。右哥。宜く侍る上
に。今宵の月に心よはかれとよまれたる。力およばず。右の
勝と申べし。

戀

左は誹諧の哥の姿にて。當世の風情にはあらず。右。何と
なくなだらかにして。よく〳〵哥道をしれる人のしわざ
なるべし。大原の里には神のちかひにて男になれたる數
を。あしのくびにゆふ事の侍とかや。それもあはれば。む
すびめなしとよまれたる心のうち。をしはかられて心ぐ
るしく侍り。仍右勝とす。

十二番

左　商人

もろこしの入江の月を捨をきて昔もかくや世をわたりけん
命にも身にもかへんと思へともあふことをうる市のなき哉

右　海人

月を見てさても過へき身なりせは秋はもしほの煙たてしを
もしほくむならひはさそといひなせとことの外なる我涙哉

月

左哥。潯陽江の月を思はれたるにや。誠に世を渡る心ざし。
昔も今もかはらぬ事なれば。范蠡が五湖の浪に棹さしゝ
事を思出られて。いとゞあはれにこそ。右の。月をみてと
をかれたる五文字。聊とがなりといへども。大かたのすが
たうらさびて。こゝろの中やさしうきこえ侍り。仍います
こし。月に心ざしふかきにつきて。右を勝とすべし。

戀

左。逢に命をかへんと思はれたるさもとおぼえて。戀の哥はかやうにこそよまゝほしけれ。紀友則が。逢にしかへばおしからなくにとよみけんもこの心なるべし。右なべての人のしはざにもあらず。上代にも見およばず侍り。世の末には有がたくいできたる哥にこそ。凡嶺松雨を含て深夜の夢を破る。左の歌よろしけれども。物にたとふれば。玉と瓦との如し。仍右勝侍らん。

# 鶴岡放生會職人歌合

いづれの年にか。鶴岡の放生會ことに事とゝのほり。鶴岡の御行粧いとゞめづらかにて。一日の見物なれば。万人きをひこぞる。道々の輩ども。あるは花にしたがひ。あるは友にさそはれて。やすらひくらす。秋のなかば月のさかりなれば。雲おさまり星まれにして。南にのぞめば海濱茫々たり。蒼甸の一千餘里おもひやられ。北にかへり見れば。社壇重々として漢家の三十六宮にことならず。爰によしづきたる翁二人いひけらく。むかし宮こにて。東北院の念佛。九月十三夜にあたりて。諸道の歌合ありけり。いまあづまにして楡柳營の敬神。八月十五夜をてらして。衆生の化度をみそなはす かかる法會にあひて。この良辰を得たり。舊遊をしたひて。新詠を番はんといひければ。おの／＼しげき世のつぎにあへりけんこゝちして。かづ／＼題をおもひ筆をとるに。白露點じて苗濶うつり。青嵐吹て蕭瑟とかすかなり さてやがて當社神主を判者として勝負を定め。優劣をわきまへ侍りけるとなん。

題

月　戀

作者

左方

樂人
宿曜師
持經
遊君
繪師
銅細工
疊差
鏡磨
相撲
猿樂
相人
樵夫

右方

舞人
算道
念佛者
白拍手
綾織
蒔繪師
御簾編
筆生
博勞
田樂
持者
漁父

講師

讀師

判者

八幡宮神主

一番

左　　樂人

ものゝはや月の宮こにかよふらんのぼりし橋の跡を尋て

右　　舞人

一夜たにあふことしらぬ笛竹のあなうたて共云きかせはや

たちまふは入日をかへす袖そかしおしまはとまれ山端の月

立ゐにも手なる計りの故や有と戀しき人のひさまきもかな

判云。月は。左の哥。のぼりし橋のといへるを思ひわたりに。羅公遠が事にや侍らん。まことに思風となくあふぎて。玄宗のあそびにかよひ。詞露あざやかに見えて。赤人が様を習へり。右哥。入日をかへす袖は。魯陽公がためしを引て。羅陵王のたすけとなせるとこそ。兩首ともに溫故知新と候べし。然て月宮の仙遊は猶たかくやこえはべらん。仍而以レ左爲レ勝。

戀は。左の。笛竹のことばには。いたくめづらしきふしもなく。すがたなにとなくこともりて。さる手づかひもや侍らんとゆかしければ。尤以レ右爲レ勝。

二番

左　　宿曜師

くもりなく星のやどりは見しかとも月の哀も捨かたきかな

うき人の生れし月日問きけんけにあひかたき事やみゆると

右　　　入道

詠むれは月のたゝちは人しらすみちかけするも我こそ定むる

うくつらき數のみおほくつもりなはなき所なき物や思はん

判云。月は。左右歌。いつれもこゝろありてことはたらす。彼在原朝臣。しぼめる色なしたひて。殘れる匂なたのむにことならす。可ㇾ爲ㇾ持にや侍らん。

戀は。右の哥。九々といふより。億兆のうへにも。いくらの數か侍らん。なき所なきや。その道の事たへぬ様になされ侍らん。

三番

左　　　持經者

まきれにし袖のしら玉いかにそとなしへ顔にも見ゆる月哉

しのひかね心を人にそめ紙のくりかへすにも色は見ゆらん

右　　　念佛者

あはれいつか果す涅槃の心にて常住世なる月を見るへき

聲のあやはつるゝ糸のよりすちり人にかくるはこゝろ□

判云。月は左歌。五百弟子品をさゝげ。右哥。四十八願門をひらけり。數の次句。哥の勝劣。定め申がたく侍へし。

戀は。左の哥。詞つゞき心のなきて。歌よみといはんにたらんことなく。まことしくよめるにこそ侍らめ。經をてよみといへるも。物のうへしれりと見ゆ。右の哥。聲のあやはづるゝ糸のとゝへるに。人思よるへからす侍すなりと申べくや。自由ならずして自由を得たり。但たゞしからぬ所は侍れば爲ㇾ持。

四番

左　　　遊女

河瀨より影さす月のみなれさほ船もながれの波のよる／＼

はれながらたのまれがたき契かな思ひさためぬ人を戀つゝ

右　　　白拍子

秋の思一聲にてもかそへはや月見ることのつもる夜ごとに

思わび心をせめてふまれけりつらし／＼といひかされつゝ

判云。月は左哥。三秋のあはれにたへず。一曲の心さしないふて侍れど。右哥。紅衣青黛力人の生死をたのみ。船中浪上一生の浮沈を思へには。よその心もしのぶはかりにて。勝と申侍るを。

戀は。左の哥。よくありてとがなく侍れど。はなれがたき様にや侍らん。右の哥。ことのさま哥のすがた言語感動頗可ㇾ爲ㇾ勝歟。

五番

左　　　鍛冶

同じくは月のゑしまを見にゆかん波の汐草かきやよすると
黑髮をやみゐうつゝにかきやりて見ぬ面影を寫しかねつゝ

右　綾織

雲鳥のあやとぞ月にみなさましたなびく雲に初鴈の聲
今宵さへ妹かこまくらよそにしておほとのゐにや獨あかさん

判云。月は雲鳥の綾もをりえたる心地して侍れど。ゑじまの波はみどころたちまさると申べし。
戀の番も。左。やみのうつゝは優に侍べし。右は。つくろはぬ樣に聞えて。歌めきたる事なければ。猶左の勝にこそ。

六番

左　銅細工

影白きめぬきのたちのつかの間も月にのみ社みかゝれにけれ
離れ行人の心のこはかれをからくりかれてねをのみぞなく

右　蒔繪師

月影にみきはのまさこかきませて浦に蒔ゑの箱さきのまつ
あふことをよそになしちの數はかり哀こまかにちる泪かな

判云。月の左右。哥の心詞。あらぬ躰にして。得失はかはること侍らず。
戀は。兩首興あるさまにとりなせり。おほかたまことなるにも。狂たるにもよらず。哥ときこゆる心むけ詞づかひとぞなるものにて侍なり。可ㇾ爲ㇾ持。

七番

左　疊差

いつくにか月の光のさゝさらん波をたゝみの浦のみちしほ
戀すれは心たかくぞなりにけるへりも置すやいひ聞かせまし

右　御簾編

夕まくれこすの間となる月影はくまなきよりもあはれなる哉
よな〳〵は思隔るを葦すだれなとふし〳〵のあはすなり劔

判云。月は。左の。光くもりなくあさやかに侍るべし。右は。時も夕のまぎれ。月もかすかなる程なれば。たとへなかるべきを。心ちあるさまのすてがたさに。持と申侍りぬる。よのつねの判者はあざけり侍らんかし。
戀は。左の。疊しきしのぶさまは見ゆれど。さしも侍らず。右のすだれ。秀句にかゝりて侍れど。一ふしあるに似たり。爲ㇾ勝。

八番

左　鏡磨

おなしくは入江にやかてとりみかけ鏡も水の月をうつして
露深きかたはら草をたもとにてしほりかくれは面影も見す

右　勝　　筆生

水莖の岡へにわれは家ゐせん月に卯の毛のすゑをそろへて

久してそ思ふ心ないはすへきふてには跡の見えもこそすれ

判云。月は。左の。鏡を見るに。百練の銅なるべし。所獻君王なり。不明臣妾とかや。思なしもけだかく侍れど。右水ぐきの岡べをしめて。月の卯の毛のといへる事のよせ。物のゆへありてや侍らん。仍而勝と申侍べし。

戀は。右の哥。つれきく心地して。めさむる所も侍らず。左歌。戀の哥はかくこそあらまほしけれと見えて。切なる樣なり。可ㇾ爲ㇾ勝歟。

九番

左　　相撲

日は入て月こそ空にれり出れ獨すまひの心地のみして

とりもあへす心に人をかくれともいさとよそれも移る習は

右　　博勞

御空行月毛の駒をひきとめてひのくま川にすそやあらはん

なへて世の人にたなれのあた心つけすまひ社由なかりけれ

判云。月は。衆星あれとも一月にはしかずと申とあり。おかしく思よそへて侍かな。さゝのくまにかげをだにといへる哥をとりて。すそあらはんといひなしたる興あるべし。爲ㇾ持。

戀は。兩方の作者。申なれたる詞づかひ。思ひならはしたること草。哥となりてもいひしりて侍るべし。さるにても。左うるはしく侍り。爲ㇾ勝。

十番

左　　猿樂

今宵さへ月の前には出て見んうしろとゝこそいひなさる共

厭はるゝ我とは更に見えしとておもてかたをもせま[illegible]

右　　田樂

打たゝく中門口のやすらひにさゝらあふきて月をこそ見れ

玉章を手玉にませてつきやらんつれなき人もとりやいるゝと

判云。月は。左。たしかにしてすがたをくれ。右。けしきづきてことばあまれり。いづれとなくや侍らん。

戀は。左。まことしからんとよし。右。興あらずおもへり。なぞらふるに。持などにて侍るべし。

十一番

左　　相人

かれてより月の行衛のみえし哉いふにたかはて雲晴にけり

我といはゝあはんと人や思ふ迚戀るあたりに打なのりつゝ

右　　持者

やどれ月心のくまもなかりけり袖をはかさん神の宮つこ

なへてには戀の心も變るらんまことはうなひかりは乙女子

判云。月。左は。世のつれの哥ざま也。右。やどれ月とて。袖をばかさんといへる事がら。上手めきて侍べし。性を侍ずしてまたばんはあしかるべきにや。これは始終いひかなひて侍れば爲レ勝。

戀は。右。たゞありのまゝのおしはかりにて。題の心いたく思ひ入ず。左は。戀の行衛も今すこしたゝりあるべくやとて爲レ勝。

十二番

左　　　　樵夫

月のみぞ歸れは人を送りけり山風たのむ谷のゆふくれ　「る歟」

戀ら山うきにもいたくこりぬれは峯の妻木はとし忘れつゝ

右　　　　漁夫

とる棹の波の聲まて浦さひて月のしほせに出る船人

ふかくとも人の心をつるはかり哀いかなる江をかたつねむ

判云。月は。左歌は。若耶渓の風のみにもあらず。鳳凰池の月さへ思出られ侍べし。右哥。棹歌一曲釣漁翁と申詩の心にへなるべし。いづれもよろしく見え侍かな。爲レ持。

戀の左に。義婦ヵ坂のさかしきにつかれて樵路をわすれ。右の哥は。窈娘。堤の逢を待て釣處にまよふ。昔いひしりて侍。戀路山や名所ならず。をさへて侍らん。さらば右の勝と申すべし。

判者神主

ひくしめの長き夜すからなかむれは神さひにけり袖の月影

# 三十二番職人歌合

やまと歌の道。都人士女の家。これをもちて花鳥のなさけをそへ。山林乞食の客。なを活計の媒とするにたれり。しかあれば。よききぬをきざるあき人も。あじかをになへるわらはべも。各月によせ戀になずらへて歌をあはせ。心ざしをあらはすたぐひ。たびかさなれり。こゝに我等卅餘人。いやしき身。しな同じきものから。そのむしろにのぞみて。その名をかけざること。將來多生の恨なり。今たまく過ぬるあとをなはんことをおもふに。猿牽の大夫のいはく。もし月と戀とを題とせば。すゝみては。をくれたるにむちうち。えすゝみがたきをそりあり。しりぞきては。同類のしりぞけがたきおもひあり。いはゆる田夫の花の前にやすむは。我家の風躰なり。まさに花を題として。又おもひをのぶる一首をくはふべきをやと。衆議これにくみす。すなはちつがひをさだめ。一巻にしるして。勸進のひじり弁説上人の庵室にいたりて。判のことばをもとむ。もしこれひさごのえのながくつたはり。ふみならすたゝらのこゑの遠くきこえば。世のあざけりをはづといへども。利口滑稽のすがた。艶詞正道のたすけとならざらめかも。

題

花　述懐

作者

| 左 | 右 |
| --- | --- |
| 千秋万歳法師 | 絵解 |
| 師子舞 | 猿牽 |
| うぐひす飼 | 鳥さし |
| 大かひき | 石切 |
| 桂の女 | 鬘捨 |
| 算をき | こも僧 |
| 高野聖 | 巡禮 |
| かね敲 | 胸たゝき |
| へうぼうゑ師 | はり殿 |
| 渡もり | 輿舁 |
| 農人 | 庭掃 |
| 材木賣 | 竹賣 |
| 結おけし | 火鉢うり |
| 糖粽賣 | 地黄煎うり |
| 箕つくり | しきみ賣 |

菜うり　　鳥賣

判者　勸進聖

一番　花

左持　千秋万歳法師

春の庭に千秋万歳いはふより花の木のねはさしさかへなむ

右　繪解

見處や繪よりもまさる花の紐とかうとかしたる我儘にして

左歌。千秋万歳の能作は。毎年正月の佳曲なれば。諸職諸道の㝡初にいでて。哥合の一番ににすゝめり。まことに花木の春にあひて。さしさかへなん根元なといはへるは。あら興がりときこゆるに。右歌。繪よりもまさる花の紐といひ。とかうとかじは我まゝど侍る。思ふさまにいひかなへたる姿詞。雉の尾のさしてなしへずとも。繪ときの歌とは。いかでかきかざらん。歌合の一番の左は。勝の字おほむね定るやうなれど。このつがひになきては。持とつけ侍るべし。

二番

左　師子舞

戯ふれて春の木陰にまふ師子のたゝくつゝみに花も咲そへ

右勝　猿牽

花のさく陰にはよせしひく猿の枝なゆふらはちりもこそすれ

師子は文殊の御のり物。猿は山王の御使者のもの。本地垂跡の勝劣さだめ申がたきに。花の木かげより舞いでて。たはぶるゝ師子に。鼓のこゑも。さくなもよなす心は。もろこしの鞨鼓樓の春なもおもひよせぬるにや。猿ひきの枝なゆぶらんことなおそれて。花の陰なよくべきよしのこころづかひ。優にきこゆ。右まさるべきにや。

三番

左持　うぐひすかひ

春は又ところも花の千本にみせなくたなの鳥のいろ〳〵

右　とりさし

羽風だに花の爲にはあたこ鳥おはら巣立にいかゝあはせん

左。羽風だに花のためにはあだこ鳥といへる。やさしくきこゆるに。なはらすだちにいかゞあはせんと侍るこそ。いかなるゆへとも覺侍られ。おはらは花の名所なれば。かくいへるか。なしほ山よめるも。せかひの清水よめるも。おほはらとこそ申ならはしたれ。狂哥なれば。わざとかくあるもさる事ながら。所の名などは。いくたびも哥によむやうにぞありたく侍る。千本の小鳥も。秋の色鳥にこそよままほしく侍れ。これらはしゐたる申事にや。いかさま同じ

程の哥とぞ見え侍る。

四番

左　　　　　　　　おがひき

鋸のこのめも春のやま風に花の香ながらおかくつそちる

右勝　　　　　　　　石切

あかす思ふ春の心のたかねあらは石にも花を切つけて見ん

のこぎりおほがは。大小の差異のみにて。同じことにや。歌合には。病とて難申べき事なるうへ。石にも花をきりつけてみむといへる心のたかね。まことに色香をしたふ方も堅固にきこえ侍り。右勝と申べきなり。

五番

左勝　　　　　　　　桂の女

春風にわかゆの桶をいたゝきてたもともつしか花を折かな

右　　　　　　　　髪捨

花鬘おち髪ならはひろひをきひねりつきてもうらまし物を

左。わかゆの桶をいたゞきて。袂もつしか花をおるといへる。かの月中の桂男よりは。此桂の女は。きよげにみゆるにや。きぬあやならぬ布のひとへぎぬながら。つじが花をなるとあるも。よくいひなされてきこゆ。春風こそさせるよせなく侍れど。孟郊が一日見盡長安花も侍るうへ。つじが花染ばかりにては。春の花の心も。かすかに侍るべきにや。右。花かづらのおち髪ならば。拾をきてもひねりつかむといへる。花を思ふ心はせちに侍れど。左は猶ちからいりてきこゆるにや。

六番

左　　　　　　　　算をき

をくさんのさうしやうしたる花の時風をはいれぬ五形也兌

右勝　　　　　　　　虚妄僧

花さかりふくとも誰かいとふへき風にはあらぬこもか尺八

算道の指南。五形の相尅相生を本躰にて。一切の吉凶を判定する事なれば。花の時の相生に。風をばいれぬ五形と勘あげぬるいと興あり。薦僧の三昧紙ぎぬ肩にかけ。面桶腰につけ。貴賤の門戸によりて。尺八ふくほかには。別の業なき者にや。さればふくとも誰かいとふべきといひて。風にはあらぬこもの尺八とよめるに。花盛とをける五文字風なき花の時節。ふく尺八の興は一しほなるべく。いひいだせる尤よろし。算をきの五形よりも。こも僧の一曲やさしくきこゆるにや。

七番

左持　　　　　　　　高野聖

たかのやき修行せしまも宿かせと坊たちうかれて花や尋ねん

右　　　　　　巡禮

おひすりに花の香しめて中いりの都の人の袖にくらへん

高野聖住之聖。諸國巡禮之客。或期二五十六億之曉一。或約二三十三所之靈場一。共雖レ結二佛道修行之果一。互慕二人間榮耀之花一。哥科更無二甲乙一。判詞難レ弁二勝劣一者乎。

八番

左　　　　　　かねたゝき

道場のあるしならねとかねたゝき花に遊行の跡やたつねん

右　　　　　　むねたゝき

宿ことに侍まいらんと契りしは花のためなるむねたゝき哉

左のかねたゝき。念佛弘通の心ざしをもわすれ。乞食頭陀の業をも捨て花に遊行せんといへるは。賞花を愛する擧闇にもあらず。花のうき世にまよふ心のみぞふかゝ侍る。右のむねたゝきは。すみかへりたる。寂寥のむねたゝきのゝじりて。せめてのまぎらかしにするにや。宿ごとに侍まいらんと當季に契したる。花の爲ぞと。春おもひしらせぬる駒のうちやさしくこそ侍れ。左右勝劣なし。持にて侍りなむ。

九番

左　　　　　　へうほうゑし

山水もはるそ見事のへうほうゑ花の錦をちうへりにして

右　　　　　　はりとの

きぬ共を春の日しめしをきもあへず花見の出立急かるゝ比

此山水の繪。象牙の軸。金襴の表紙よりも。にしきの錦の中べり。うつくしくしたてられて。山水の春景も。光そふ心地し侍るに。右の張殿の。春の日しめしなきあへず。花見の出立に。男女の衣服ども。取みだしたるさま。つぎ〳〵しくいひいだされたり。女の歌は。よはきもゆるさるゝ事なるに。かひ〴〵しく手きゝたる日つきは。たなばたの手をも。立田姫の心をも。へつらひ侍らじ。花の錦の一幅の繪よりは。いくむらともなきはりぎぬは。めとまるこゝちだし侍る。

十番

左勝　　　　　　渡守

櫻川花にゆるさぬふなとこをなしてはいかゝわたるはる風

右　　　　　　輿舁

やすますはこゝろなからむ茶屋の前花の下行道のこしかき

左のわたしもり。在中將に。都鳥の名をなしへけんやさしさにもすぎ。貫之が。はるべくになれぬといひけん波の花にも立ならぶべく。歌のすがたはなびやかにきこゆ。右のこし

かき　やすまずば心なからんとよみて。茶屋の前と花の下とをともにいひ出たるは。喉かはけるとを道にて。春茶の煙をとひ。陸羽盧仝を學ばんとおもへるか。又雲門禪師の學者にしめしけん。胡餅の味を心がけぬるか。花の陰なれば。別の用所なくとも。しばしかきすへたらん興こそ風流なるべけれ。但そのさま身におはぬ哥をば。文臺臚房をも難じて侍れば。持にて侍りなむ。

十一番

左持　農人

とりをける我ものたねの色々は春の花にもいかゝまくへき

右　庭掃

名にたてるこや庭はきの家の風花を我世のあさきよめかな

五穀十歳の物だねを。我園我門田にうへたて、。春の花にもまくまじう思へる。農業の家には。花よりも心をそむべき事ことはりに侍り。春の田を人にまかせて。我はたゞ花に心をつくる比哉とよめるも。農人にあらざる齋宮の内侍が哥なれば。作例にひくべからず。又庭掃の。我家の風にて花の塵をきよめたる。かゝる庭はきにあひてこそ此春ばかりとも制したくは侍れ。農人も庭掃も。花にはめでてもきこえねど。我藝にあそぶ心は。捨がたく侍り。歌のしなおなじ程にや。

十二番

左持　材木うり

吉野木の材もくなればあたひをも花におほせて高たかる也

右　たけ賣

手あたりのよき枝あればおるもうし花の園のもかり竹めせ

吉野木の材木。花におほせてはなたかるといへる詞。いひじりてきこゆ。まことに此判者。先年。あるわれ鐘を鑄なをすに。鐘樓をもたてんとて。材木等に吉野山に入し事思出られて。興ある心ちし侍り。又此作者の。花のあるじに才學をつけて。花あればすなはちいる。貴賤の手あたりの枝に。用心をすゝむるに。花のかこひのもかり竹めせといへる心。かしこくきこゆ。この竹。材木におとらずや侍らん。

十三番

左　結おけし

春はまつ柳のおけをいさ結てかうし花をもめにあけてみむ

右持　火鉢うり

八重櫻名におふ京のものなれば花かたにやくなら火鉢かな

左。結桶師。哥合の題に花をとりて。かうし花を春の花の

類なき色香によみなさん事。柳の樋ゆひおほせてもきこえず。落題とまでは申べからず。正位には侍らぬにや。右。火鉢賣。奈良の都の八重櫻をよみて。けふ九重の哥合の衆につらなれり。まづやさしく侍るに。火鉢のかたちをさへ花がたに造り出して侍るは。心もたくみに。詞もゆへあるさまにきこゆ。右勝べし。

十四番

左持　　　　糉粽賣

手ことにそとるはしつるの糉ちまき花をもみわの晝の休みに

右　　　　地黄煎うり

花をとふよし野もやまと地黄煎草にも木にも心ひかれて

前陣糉茅粽。慰二三輪山之露宿一。後陣地黄煎。助二大和路之風殆一。各於二其境界之土産一。共在二其時節之風味一也。有レ興有レ感。無二優劣一乎。

十五番

左勝　　　　箕つくり

れなからも花はよろみん星の名の箕作る業に日を暮しつゝ

右　　　　樒うり

一枝の花はひとゝきかはも葉もとるや樒のたえぬかうめせ

花の前の二人の願。左は。箕弓の藝のその一なり。南箕北斗は。かずなき中にも。光輝ある星にや。れながらも花はよろみん星の名のといひて。箕つくるわざに日をばくらしつといへる。よくいひ流されて。しきみの抹香。無下にはなかをうばはれ侍るにや。返々左の星は。位たかく侍ればレ爲レ勝。

十六番

左持　　　　なうり

春霞にくゝたちぬる花のかけにうろや菜さうも心あらなむ

右　　　　鳥うり

かへらすて花にとまるもあき人のうろ鴈かれは心なきもの

右鴈料理。得二左句々多智一添二氣味一。此番可レ爲レ持。

十七番

左　述懐　　　　千秋万歳法師

立まへる千秋万歳いつくにもけしきはかりの祿そかひなき

右勝　　　　繪解

繪を語り比巴ひきてふる我世こそうきめみえたるめくら成けれ

左哥。いづくにても。氣色ばかりの祿の乏少なる事をいへる。さぞとをしはからるゝに。袖かへす所を。一おれけしきばかり舞たまふとある詞つゞきふと思いでて。猶優にきこゆるにや。右哥。琵琶ひきてふるといへる二の句こそ

にほひなく侍れ。平家は入道の姿にて盲目なり。絵とくは俗形にて離婁が明をおもてとして。しかも四絃を弄せり。然るに絵をかたり。比巴ひくといひ。うきめみえたるめくらといひて。自他の所作をよくよみわけたる。心ふかくきこゆ。左は詞の優なるのみなり。右は義理ふかく侍れば。いさゝかまさるべきにや。

十八番

左　　師子舞

我ながらおほつかなしや骨なしの何を力に世をわたるらん

右勝　　猿牽

ちく生もつかひいるれば中々に我にはましの能のおほさよ

左。師子舞の自歌に師子のすがたはなくて。骨なしの一能を取いでぬる。傍題とも難じ申べきに。落葉浮水といふ題にて。俊士よめる哥。元久の勅撰に入られぬる事ふと思出侍るうへ。この骨なしといふ事は。かならず師子舞の兼帯する能にて。骨なしを。すなはち師子相撲とも申とかや。しからば尤興ある事にや。何を力に世をわたるらむと骨なしのよめる。利口にぞ侍る。右。猿引のつかひいるれば。畜生も我にはましの能のおほさよといへる。やすらかにいひくだされてきこゆ。右は。猶題の心たしかに侍れば。師子にはましぞましにて侍るべき。

十九番

左　　鷹かひ

すゑあけてよき鷹とまむすれば聴てとびなきするも恐ろし

右勝　　とりさし

哀なり小とり一羽をさゝむとて天にせくゝめ地に足をぬく

鷹飼高慢をおこさば。我身こそ鳶にも天狗にも成べきに。鳥さしの。小鳥一羽に目をかけて。わりなきしげ木。やぶのかげなどに。さほくりいだして竈よれるさま。みる心地しておかしくぞ侍る。下句は。さながら毛詩正月の篇の本文を。ありのまゝになかれたれば。自作の本意なきやうなれど。これ又哥の一躰にまれ／＼ある事なるうへ。道理のたしかなると見様躰との侍れば。右勝べきにや。

二十番

左　　大かひき

柚板は世にいてながら哀れ身のおかひきこもる山住ぞうき

右勝　　石きり

あなたうとつくる／＼もいしの火の光をやかてはなつ御佛

左。おがひきこもる山ずみといへる。宜く侍るに。三の句

より四の句へうつる詞づかひ心ゆかず。右の。石切のつくるつくる光をはなたるは。佛の通力にてはなくて。石にあたるたがねの力よりみゆる光明なれば。火打の石佛と申さむも。道理かなふべくや。當時のはやり佛谷の觀音も。石佛とこそ申なれ。この佛のつくるくのひかり。疑なき光明にて。たうとく侍り。返々右勝なむ。

二十一番

左　桂女

名乘のみあゆは上臈けたましやよこれわらうつしほれ帷子

右勝　鬘ひねり

美しくかゝれとてしもうば御前はよめか鬘を捻らさりけむ

左哥。上句は桂が境談の持言。下の句は桂が朝暮不斷の出立なり。名のみ上臈にて。出立はよごれわらうづしほれかたびらといへる。おかしくきこゆ。右歌。花山僧正の。たらちねはかゝれとてしもむばまの我黑髮はなですや有けんといへる歌を。このかつら捻の貧女の思よれる。まづ希有に侍るに。かゝれとてしもうば御前はよめがかつらをひねらざりけんと。本歌をへつらはずして。しかも其詞をうつせり。歌がらのゆらくとなびやかなるさま。たかねくたれの桂の上。たかうしろ手のふさやかなるそぎめにも。かゝる品はありがたくこそみたまふれ。かつら捻といへば。賤さやうなれど。かの常陸の宮の御娘も。我おちがみをこそ。薰衣香の壺にそへて。乳母の侍從にもたびけれ。いやしきあまのすさみにも。たゆまじき道のすぢは。詞の玉かつらにて侍りけり。桂が歌よめるかつらよりも。見所なくや侍らん。

二十二番

左持　筭なき

こし程のかりやのうちに身をたける筭所の者の慢あしのよや

右　虛妄僧

さし入もみそや酒やの轉法輪聲をかへてもこふ茶はかり

筭なきの述懷。與程のかりやのうち。さぞとをしはかられ侍り。かうなの貝。かたつぶりの家も。みなをのが身にあはせては不足なきにや。五尺の身。三尺のかりやにて。日ねもすとふ人を待ゐたる。一生涯の果報をも。自身にかんがへぬらん。をけるさん所といひ。さん所のものゝとつゞけぬる。いとよくいひくさりぬるにや。こも僧の哥。かすほうしに。乞食の愁吟をゆずりて。わづかなる竹のふしに。世をわぶるこふをきりいだしけんも。わりなき方便とこそおぼえ侍れ。みそにも酒にもはなれぬ詞にて。此轉法輪

いひしりてきこゆ。此つがひ持にて侍るべし。

二十三番

左勝　　高野ひしり

やれ衣かたにかくるは憂物とわひつゝ老のしわもよりぬる

右　　巡禮

同行のめぐる御てらのそのかずに三十三の薬かはりもかな

せなかにおへるおいのしわ。かほによれる老のしわ。とも

によくおもひよせられて。やれごろも肩にかゝれる和歌

の浦波も。ひじりの口よりわき出ぬれば。卅三の薬がはり。

一丁のおいにをよぶべからず。

二十四番

左　　かねたゝき

息のをの苦しき時は鉦鼓こそ南無阿彌陀佛の聲たすけなれ

右勝　　むねたゝき

淺ましく肩かくさぬ胸たゝき身の皮きぬもいかてつゝかん

稱名念佛の一行は。自力聖道の諸宗にもまさるなれば。む

ねたゝきの狂ぜる躰。立ならぶまじき事ながら。左右の哥

を吟味し侍れば。あさましくとうち出たるより。はだへか

くさぬ胸たゝきといひ。身の皮きぬもいかでつゝかんと

わびたる詞姿。誠秀逸の躰とみえたり。かの重明のみこの。

七重かされてきたまひけん黒貂のかはぎぬにも。かゝる

詞の花の色香は。なよばじと覺侍り。左の息の緒。右の身

の皮にまけ侍なん。

二十五番

左持　　へうほう繪師

いかにせん馬ならぬ繪の表法ゑまきたしわろくのりのこはなき

右　　はりどの

雨の日をもらずはおしきあきなひに内はり殿きせん

表法繪師のよめる左の哥。いかにせん馬ならぬ繪のへう

ぼうゑと侍る。上句にて思よらぬ馬の。ふとかけ出たる心

ちし侍るに。下句をよみつゞけぬれば。まきだしわろくの

りのこはきなとあるにこそ。此馬の尾髪もとゝのほりて

みえ侍れ。はり殿の右の哥。内はりひろきやうに造作をし

て。雨儀にも裝束に事をかゝず。潤色のまゝにて出仕させ

ん事をたくめる女工所のねがひも。心ひろくきこゆ。左は

たくみなる躰をそなへ。右はたけたかき德を具せり。可レ爲

レ持。

二十六番

左　　わたし守

夏河やせにたえゆけはみなくちもはたらかてゐる渡守かな

右勝　　輿舁

旅の世のうきをいとはゝ輿舁のくるしむみちそさし合せなる

左歌。夏河炎旱に瀬だえすれば。渡守口中の補なきことを。みな口もはたらかでなどよそへいへるは。たくみに侍るを。せにたえゆけばといへるや。錢の字にはあたれども。瀨の字には。に文字あまれり。飛鳥河淵にはあらぬ我宿もとよめるこそ瀨と錢とを相兼てはきこゆれ。此渡守心をば。よく取よせて侍れど。第二の句の一字。心ゆかず侍り。右のこしかき。旅の世に身を捨て苦をしのがば。終に安樂の國にのぞまむ心を會得せり。三人輿にてさへ遠路はかなひがたきに。さし合せの苦行あぢきなくぞ侍る。左右の乘物。舟よりもこしにとこそ思ひ侍れ。

二十七番

左　　農人

さしつとひ損七こはんあらましや百姓くちの名にも立らん

右勝　　庭掃

捨やらぬ世をいかにかすへ帚拂ふも庭の塵の身なから

農耕之土民。對二地頭一乞二損亡一。掃除之庭掃。立二庭上一好二奇麗一。共先二道理一。又兼二風情一。雖レ然帚猶有二千金之譽一。百姓閉口乎。

二十八番

左持　　材木うり

あらましの我屋作りは杉の門身のさいもくを人にうりつゝ

右　　竹賣

うりかぬるしれんこ竹の末の露もとの雫のまうけたになし

材木賣の哥。紺かきの白袴などいふたぐひなるべし。竹賣。又自然期の病竹をうりかれぬるうれへも。同じ程の歌に侍り。左右無二勝劣一可レ爲レ持。

二十九番

左　　結おけし

竹ならぬ心はまけし桶ゆひて世をまはる身は正直にして

右勝　　ひはちうり

風呂火鉢瓦灯ぬり桶みつこほしよきあきなひとならの土哉

左歌。結桶師の三昧正直といへるも。家業の器なり。竹ならぬ心はまげじとみづから心に制戒をたもてる。胸襟神妙に侍り。右。上の句の三句に。五種の家ぐをいだして。南都一境の土に功をつのれり。まことに土は。万物をのせたる德あり。さま〴〵につくりいだし。やきなせる奈良の土。たいらの京へも。いかばかりかのぼり侍らむ。左は聲韵の病侍れば。よきあきなひ可レ然にや。

三十番

左持　糖粽うり

さ月にやまこものみとも成なましあめてふ物のかざり粽は

右　地黄煎うり

うなひ子か乳房に似てもすふ物はちのみちおもふ地黄煎哉

雨方のうり物。左。發句に五月にはといひて。四の句にあめてふ物と侍る。五月雨の心をふくめるにや。四時あめにてさいすくちまきを。端午にはまこもにてかざり粽にせんとよめる。心詞巧に氣味ふかく侍り。右。うなひこが母の乳味にもをとるまじう。すいしはふくむ口つき。みる心ちしていたひげにぞ侍る。地黄は血道家上の良薬なるに。骨肉同胞の契をも。血の道通ふなど申せば。うなひ子にたよりありて。かたぐよろし。是もおなじ程の甘味にこそ侍らめ。

三十一番

左勝　箕つくり

徒にふるみのはてをいかゝせむ人のひいつる事をなしても

右　しきみうり

よしや身の佛くさきをわざにして憂世の袖にしめぬ花かう

うき世の袖にしめぬ花かうといへるよりも。いたづらにふる身のはての愚昧なるなげき。他人の秀才なるをうらやみて自己の商賣に懷をのぶ。まことに思いれて。心ある様にきこえ侍り。十五番の左にては。花の本に高臥の高吟を述て。感をもよほさしむ。此箕うりは。馬祖の母にもまさりてや侍らむ。

三十二番

左勝　なうり

定めなく宿もなさうのあさ夕にかよふ内野の道のくるしさ

右　とりうり

擔ひもつあふこの竹も苛くひのとりやう身社世にふしやうなれ

左歌。定めなく宿もなさうのあさゆふにといへる。なだらかに侍り。かよふ内野の道の苦しさこそさばかりはと覺ゆれど。春は雪のこりかぜさゆる松の下道。秋は露ふかく霧まよふ芝ふのうへ。冬は神がきとなき雪の中など。まことにさはる陰なき大掌島。はるかに見渡されて。心すごきおりく\も侍るらむ。右哥。竹のあふこ竹のあじか。かゝるわざにとりあふ事の不祥なる身を。世話の童謡によせていへるも。根あさからずきこゆ。いかさま左の菜うり。哥のすがたまさるべきにや。

# 群書類從卷第五百三

雜部五十八

## 七十一番歌合

天地ひらけし時。さかほこのくだれりけるより。道を玉ほことなづけて。よろづの道をたてたり。ことに歌をやまとと名づけて。わがくにのことわざなりければ。神の道にもかよひ。人の心をもやはらげければ。金殿の光ことなるみぎり。をろかなる草のむしろにも心をのべけるあまり。その道をかたどりて。をの〳〵左右をわかちて哥を合侍けり。題は月と戀を出して。衆議にて判けるなるべし。いと興ありけるにや。

### 題

月　戀

一番　左

をしなをす工もいさやすみかれにさけすむ月のかたふきにけり

右

軒あれて古きかちやの太郎槌ふりさけみれは月のさやけき

左の歌。さけすむ月とよくつゞけたれども。うた合には。かたぶく月あやなくきこゆ。右のうた。太郎づちふりさけ見ればといへるも月をほめたり。まさると申べけれども。一番の左なれば。なずらへて持と申べし。

くれごとに獨ふし木のおらつくりいつてなのめのあはむとすらん

うらめしや人の心のあらやすりひかきめにたにのそかれぬ哉

左右ともに てなのめ ひかきめとよめり。おなじほどの哥ざまなるべし。猶持とす。

番匠。

我々もけさは 相國寺へ 叉めされ候。 暮てぞ かへり 候はん すらむ。

京ごく殿より
うちがたな御
あつらへ候。大事
に候
かなかゝる
べきと。

鍛冶。

二番

故鄕の壁のくつれの月影はぬるよなくてそみるへかりける

月のもる軒端のきりの薄ひはたふきもとなさぬ秋の風かな

左。壁の崩といひて。ぬるよなく月みる　いとやさし。右は。霧の薄ひはたふきとは續きたれども。風を本にいひて。月をもてなす心少し。仍左勝にこそ。

我袖のひろよもしらぬなまかへのよりそふ人のなきもうらめし

軒つけな先ふきそむるひはたやのまたむねあはぬ戀もするかな

左。なま壁のひろよなきに。よりそひがたきといふ。いと興あり。右。軒つけな葺はじめて。まだむねあはぬとよめるか下句。歌ざますこしまさるべくや。

壁塗。

やれ〳〵うばらよ。
いへにてこて
猫とりてこ。
かべの大く
まいりて候。
したぢとく
して
候はどや。

檜皮葺。

このむながはらがたそき。

三番

いかにせんとかすもいらぬつるき太刀峯なる月のさひのころ哉

なかむとてぬるよもなきにあら漆はけめもあはぬ村雲の月

左哥。五文字かなはすきこゆ。峯のあひしらひ。あらまほしくや。右は。あら漆のはけめあはぬを。村雲にたとへたる甚。

左右ともにさしても聞えず。持にて侍べし。

いつまでか蛤になるこかたなのあふへきことのかなはさる覧

しほれとも油かちなる古うろしひることもなき袖をみせはや

左右ともに。心ことばきゝて。面白くきこゆ。よき持にこそ侍るめれ。

硎。

さきがおもさ。
今少なさ
ばや。
ぬしにとひ
申さん。
はゝや。さは
いかに。手な
きるぞ。

塗士。

よげに候。

きがきの

うろしげに候。

いま

すこし

火とるべ

きか。

四番

蚕こうの只一しほのそら色に光そへたる秋の夜の月

よるさへや織となさまし機絲のたてぬきしるくみゆる月影

左は。我道の才覺誠に聞えたり。右は。歌ざまうるはしくて。しかも川の殊なるを褒たり、はた綠は。心引筋也。勝べくや。

しかま川逢瀬もいつとちぎらぬにあながち人の戀しかるらん

織はつるしつ機帶の今はとていつうちとけてあひみそめまし

左右ともに歌ざまよろし。しゐて勝負あるべきならば。右の哥。五文字より末の句まで。よくいひかなへり。すこしはまさるとや申べからん。

絣搔。

たゞ一しほそめ　よと

おほせらるゝ。

卷第五百三　七十一番歌合上

機織。

あこやう。くだもてこよ。

五番

汲たむる桶なる水に影みれは月なさへこそ曲いれてけれ

心して車つくらむ秋のよのなかえの月のなそくめくらは

左歌。月なまけいるゝこと。入月を願ふに似たり。すこし心なきにや。右は。月なそく造りなさむといふたくみよくきこゆ。右勝にこそ。

逢ことはそれそとちめの櫻かはかはかりとこそ思はさりしか

我戀はくさひもさゝぬ小車のめくり逢へきたのみたになし

左。とかゐの[illegible]がはかばかりと續けたるさま。面白く聞ゆ。右心はさもと聞ゆるた。月の哥にも戀の哥にも。めぐるとよめり。褊狹ににたり。是は左勝侍るべし。

檜物し。

ゆおけにも
これはことに
大なる。
なにのため
に。
あつらへ
給ふや
らむ。

車作。

びりやうのわとて。
よくつくれと
おほせ候。

六番

なにしおへは秋のうちにも播磨鍋ふたゝひにゝる月をみる哉
あら酒の霞し空に似たる哉あまけの月のしほり出つゝ

左は。ともに八九月二たびの名月をよくよせて。なべぶたとつゞけて。しかも月を棄たり。右は。秋の明月にむかひて春を思ひ出るのみならず。雨氣をさへ詠ずること。風情を失ふににたり。仍以ㇾ左爲ㇾ勝。

うらめしや筑摩のなへの逢ことを我にはなとかかされさるらん

我戀は忍ふとすれとさか瓶子口こそつゝめ色に出つゝ

左歌。誠に撰集などに入たりとも恥ずや侍らん。右は。いさゝかたはぶれ哥なり。仍左可ㇾ勝。

鍋賣。

はりまなべかはしませ。かまもさふらうぞ。ほしがる人あらば仰られよ。つるをもかけてさう。

先さけめせかし。
はやりて候。うす
にごりも候。

酒作。

七番

宵ことに都に出るあふらうり更てのみ見る山崎の月

見渡は秋の田面のいなもちゐおほきに出る山のはの月

左哥　暮ごとにとこそいふべけれ。夜やはあぶらうるべき。右歌は、秋のたのものいなもちゐ。まことにさることゝきこゆ。仍もちゐにつくべきにや。

山崎やすへり道ゆく油うり打こぼすまてなく涙かな

なからへて君とねのこはいさしらす三かひとつもせめてあはゝや。

左哥。二首ながら第三句にあぶらうりとなげる。ふところあせにゝきこゆ。そのうへ此哥の故事を思ふにも。山ざきのうばがもとに。あぶらかひにいたればとこそ侍れ。それないま作者なれば。油うりとよめるも。本説にたがふめり。たゞあぶらかひと詠べきにこそ。又なく涙とばかりにては。戀のこゝろうすくや。右は。ともに本説をいひ出て。もちゐといふ字なまはしてよめる。やさしくきこゆ。勝と申べし。

あぶらうり。
きのふからいまだ
山ざきへも
かへらぬ。

もちゐうり。

あたゝかなる
もちまいれ。

八番

筆つかにきりつゝめたるさゝ竹の永夜しらす月をみる哉

打絶ていとめまはらのあら莚いのねらるへき月の影かは

左。筆柄にきりつゞめたるといひて。末にながき夜しらぬとよめる。たくみ也。右。始中終。當道をのべたり。是又捨がたし。よき持にて侍なり。

なひくほといかゝゆはまし我爲は㕝毛の筆のこゝろこはさた

戀しさの心ものへぬ獨寢は九條むしろもせはからぬかな

ふではゝいふばかりなくおもしろく。むしろは。うちすてがたし。是もよき持にこそ。

筆ゆひ。

うのけは。

毛のうらおもて

みえぬが

大事にて候。

莚うち。
てしまむしろ。
かしまへ御ざ
も候ぞ。

九番

秋までは煙もたてぬ炭やきのいとゞすます月をみる哉

一たきにさも燃やすき小原木のいまおくもにてすみかたの月

左は月を翫ぶ心深けれども 此風情 當時連歌などにいひふるしたるにや。右は 哥合に入かたとよめる、聊心なきに似たれども。巧なるによりて爲レ持。

炭竈も我にはたとる思ひかなけつことしらぬ戀の煙よ

かこたるゝ身の程ならはおはら木のふすへらるゝも嬉しからまし

左。させる難なし。右は。かこたるゝ。ふすべらるゝ。此ろゝの病ありといへども。心珍しきにゆづりて爲レ勝。

炭やき。

けさいで
さうまう（いイ）

たか。

小原女。

あごせは。まいりあひて候けるか。

十番

秋のよも限有けり馬かはふ聲すむほとの明方の月

いけはきの皮かはふ時なかむれはあかはたかにもすめる月哉

左右ともに。なのれが時の月を詠たれば。月の難あるべからず。右は。逸興あるに似たり。仍爲レ勝。

馬かはふはくらう時の立君の背曉にかよひなれにや

轡かへる道行ふりのかはかはふ我逢つると人にかたるな

左歌。身におふ戀とおぼえて。立君に寄たり。心あるににたり。ばくろう時。又よせあるにや。右。別路の時分。行逢べきこと眼前也。心詞同品なるべし。爲レ持。

むまかはふ。

かはかはふ。

十一番

秋さむき深山の里にたくほたの永き夜盡ぬ月影も哉

闇にこそいさりはせしか鹽かまのぬる夜すくなく月をみるかな

左。ほたのながくつきぬに。月を思よせたる。いうに聞ゆ。漁人はやみにれず。月に休むといふを。是は松嶋のあまにや。心有さま也。持にてこそは侍らめ。

獨れの數もしられぬあは畑のうちわするへき時のまもなし
忘らるゝ汀にすつるたくなはのくりかへしてもうらめしきかな
左。粟のかすしらぬばかりを詮とよめるにや。右。哥がらよろしく侍り。可レ勝。

山人。

ことしは秋より
さむくなり
たるは。

この縄。はや
きるゝは。
たかうれ。
浦人。

十二番

歸るさの暮はつるまてこる柴のおひ〳〵出る山のはの月

夕草にをく露なからかりこめて月影をさへつかれつる哉

左右ともに。おもしろく侍り。可ㇾ爲ㇾ持。

やすむとておろす薪につみしりぬ後にたにも人のよせれは

朝夕に君をはかれすみまくさのしかなかりそと人なとかめそ

左は、逸興あり。右は、かのたかの哥をよくとりなしたり。尤かつへくや。

木こり。

草かり。

ふしみ草とて。世にもてなさるゝ

みまぐさよ。

十三番

秋や深き月の光もさひえほし頭の上に影の成ぬる

秋寒きはやの扇の風絶て雲の折めの月そかくるゝ

左歌は。停午の月をよめるか。右は。雲のおりめことぐしく聞ゆれども。今少しまさるにこそ。

いかにせんしなにぬ戀の痩やまひむくのみ色に身は成にけり

骨こはき扇の紙の薄そくい思もつかぬ人に戀つゝ

左。戀に痩くろむこと。本說なきにあらず。烏帽子のむくのみ色。能思寄たるにや。右は。道理は立て聞ゆれど。五文字誠にこはく侍り。左勝べくや。

えぼし折。

今時の御えぼしは。ちとそりて候。

あふぎは候。
みな一ぼん
扇にて候。

扇うり。

十四番

遠山の腰めくるまて夏にけり雲間の月のゐての下帶

秋寒み雲も殘らぬ月かけは霜とみるまてしろい物哉

左哥。いひしれるさまにはみえ侍れど。右。逸興ありてめづらし。よりて爲ㇾ勝。

人妻にかけし衣の細帶のくけちもあらは嬉しからまし

戀すとや人のみる覽おしみいのきはつゝまてに流す涙た
左は衣のほそ帯といひ、人づまのくけ地など、能取なしたり、右は、白い物の涙に際づくらん。いかさま色の黒きにや。
然らば戀さめしつべし。左勝にこそ。

おびうり。

此おびたちて
のち見候はむ。
いそがしや。

しろいものうり。

百けもゝなからげも。

いくらもめせ。

いかほどよき

御しろいが候ぞ。

十五番

こと浦の月もなにはの蛤の貝ひろふまてえやはすみける

かつら鮎とりてうるかとやみまたは月の價はなく成ぬへし

左。本歌にすがりて。しかも月をほめたる宜侍り。右。あたひといふ詞。哥にも侍らめど。何とやらん賤くきこゆ。やみな待らむも又いかゞ。仍以レ左爲レ勝。

待人のさはるといはたきませかし蛤うらふ雨は降とも

はやくこそ六角町のうり魚のなれぬ先よりかはりはてけれ

右。六角町如何。古歌にも。町なば市とこそよめれ。又六角町ならでも。魚は賣かひてん。いかさまにも。猶左可ﾚ勝也。

蛤うり。

ひげのあるは。いへのはちにてさうぞ。

ことのほかなるひげのなきかな。

いたは候。

あたらしく候。

めせかし。

いたうり。

十六番

引はへて永き夜なからなかめはや影も白木の弓張の月

夕暮の山端みれはまつさかやつる〳〵とこそ月はいてけれ

左。本末ゆみの心ひき合たり。右。まつ坂やつるとは續きたれど。つる〳〵の詞。たゞ詞也。以レ左爲レ勝。

玉札もはれのけらる丶荒弓のなしかへしても人そ戀しき

たのまめや人だに猶ふせつるのきれぬ契とおもはましかは
左。はれのけらるゝといふ。又たゞことばなり。右。ふせつるのきれぬ契。よくきこゆ。可レ爲レ勝。
弓つくり。
此ゆみはつるたきらはんずるぞ。
にへおり。大事なるべき。

つゐめし候へ。
ふせづゐも候。
せきづゐも
候。
つゐうり。

十七番

秋うゐしぬゐ夜はいかにわれひきれはけめは白き村雲の月

かくはかりまとかになりて照月の赤かはらけのわれぬよもかな

左。さゐことは聞ゆゐを。はげめと云やたゞ詞ならん。絶まといふべきを。ひきれに引れていへゐにや。右は。滿月を
よめり。赤土器のわれずもがなとれがふもげにと聞ゆ。かの好忠が古風。いさゝか殘れゐにや。右勝たゐべし。

我戀はしはすのはてのうりひきれぬゐかとすればいそく別路

あしさまに取落しつるかはらけのわれてくだけて物おもふ哉

左。しはすのいそがはしさに。なま鰹のひきれは。さもと聞えたり。右。五文字いかにぞや聞え侍れども。末の句なはらめるもあしからず。われてくだけて物思ふ戀の心。猶宜によりて爲レ勝。

ひきれうり。

これはいなばがうしにて候。めせ。

かはらけつくり。
赤かはらけは
めすまじきか。
かへりあしにて
やすく候ぞ。

十八番

うり盡すたいたう餅やまんちうの聲ほのか成夕月夜哉

夏まてはさし出さりしほうろみそそれさへ月の秋なしろかな

左右。ともにさせる事なし。可レ爲レ持。

思ひわひ千度悔てもまんちうの殘るへきなた猶つゝむ哉

うとくのみならの都のほうろみそほろ〱とこそはなかれけれ

左。くひてものこりをつゝむことしかり。右は今すこし戀の心まさるべくや。

まむぢう賣。

けさは。いまだ
あきなひなき
うたてさよ。

われらも。けさ
ならより
きて
くろしや。
ほうろみそ賣。

十九番

すきかへし薄墨染の夕暮もしら紙色に月そいてぬる

一か二かめも消はつるつふれさいそれたにみゆる秋のよの月

左右ともに。我道をふかくいひたてゝ。しかも月をもてなせり。なずらへて爲レ持。

忘らるゝ我身よいかにならかみの薄き契はむすはさりした

れたやけにかたつきしたるえせさいのかくかひもなきめをもみる哉

左は。奈良紙のうすきといふばかりを。詮とよめり。右は。始をはりこゝろざしをのべて。ちからいれるさまなり。などか勝侍らざらむ。

さゝや
かしが
たらぬ
げな。
かみすき

さしちがへのさいもめし候へ。いぬな物のいきめも候ぞ。

さいすり。

二十番

此ころのならひ成けり町かふと星みえぬまてすめる月影

嬉しくもひきれにしたるつきの木の月のかけぬなこよひみる哉

兩首ともに。あしからずきこゆ。仍爲レ持。

し返しをむくひはいさや古鎧されしくてこそわかれはてぬれ

今は我きれはてぬるをさても猶ろくろの縄のひく心かな

左右ことなる難なし。あながちに毛を吹てきずをもとむべからず。又持とす。

廿一番

とかむへき人もあらしなゐけゝはきゝ雲井の月なのほりてやみん

晝なれやよはの月ともいかゝゆわうはゝきの塵も塗なき哉

ろくろし。

木がたらで。いそぎのものたそくなる。いかゞせむ。

左哥、衣かつき御所侍などは、中々ゐげゞはさて、恐なきにこそ。草履作の身のほどもしらず。昇殿の思も哀なるべし。
右。ひるなれしやとて。よはともいかゞゆわう幕の塵も壘らぬなど、長々と言下せる。優ならざるにあらず。同科にや。

暮ことに。ざうりやめすといひなして人のあたりに立ならすかな

我戀とゆわうはゝきのいつとなく離れぬ中とおもはましかは

左も右も。さることと聞ゆ。是又勝負なかるべし。

ざうりつくり。

じやうり〳〵。

いたこんごうめせ。

ゆわうはゝき〳〵。
よき
はゝき
が候。

硫黄箒賣。

廿二番

けにふらは又もきせなんそのほとはあまけの月の笠ぬかせはや

山風の落くる露の古あしたかたはの月は[illegible]のまゝ成けり

左は。月にむかひて。雨けをよめり。哥合の故實なきにや。哥ざまはよろし。右は。心詞よくかなへり。木のまの月のかたはもみる心地す。可レ勝也。

いつしかに我にみえしとかくれかささしもへたてぬ心なりした

獨ねの身は我なれやさしあした二めみつめもあれはこそあれ

左は。歌ざまゆう〳〵と聞ゆ。右は。逸興あり。第三句大事なるべきを。さし足と續けたるも捨がたし。可レ爲レ持。

傘張。

えのあぶらがたらぬなげ。

廿三番

雪とみて卷あくるかな玉すだれいとさやかなる秋夜の月

空色の薄雲ひけとから紙のしたきらゝなる月の影かな

左は。かの雪の朝の簾を。月に引かけてよむ。右は。五文字始て。から紙の心強くきこゆ。よき持なるべし。

人めさへあな耻かしや破れみす丸ればかりにあかずよは哉

ひと心かゝらましかばひれのりの何につけても離かたきを

左。みすのまろれ。右。ひれのりのはなれがたき。なにゝつけても。可レ爲レ持。

翠簾屋。

新御所の御わたましちかづきて。いそがはしさよ。

イ

この御殿より。御いそぎのみすにて。

から紙し。
のりが
ちと
こはけれは。
きらゝた
いれよ。

# 七十一番歌合 中

廿四番

のむ人もおほ水のみにたつる茶のさもすみはつるよはの月かな

あたひなきよるなはいかゝせんし物月みあそひにかよふ人もかな

左歌。のむといふ詞二あり。もじつゞきたると心得たるにや。病と申べし。右も。風情つきて聞ゆ。此煎じ物は。左のやまひ哥にのますべくや。いかさま持たるべし。

たつる茶のあはれ消とも逢ことの一せにかふる命ならはや

思ひわひさてもいかゝはせむしもの戀のやまひの薬ならねは

左。たつる茶のあはれとつゞけて。一錢なひとぜにとなずらへたる。いとやさしくきこゆ。右は。いかがは煎じ物。戀の病の薬にならぬと思わびたるも。あはれにきこゆ。なを持に侍るべし。

一服一錢。

こゝ葉の御茶

めし候へ。

煎じ物賣。

おせんじ物〳〵。

廿五番

れ覺してあな面白といふ聲に月さゆるよを空にしる哉

月影のさゆるもしらすめくらきは秋の物うき涙なりけり

左は。目のみえぬ事を。よぜいにてよめり。右はゝめくらきとよせたる心ばせ。ともにあはれにきこゆ。可レ爲レ持。

吹風のめにみぬ人の戀しきを軒はにおふるまつときかせよ

いかにしてさのみたつ名を大鼓かしらうつまて戀しかるらん

左は。古歌の詞。あまりにながく聞ゆれど。歌がらあしからぬにや。右は。大つゞみにかしらうつといふこと侍にや。されどいやしく聞ゆればまけ侍べし。

琵琶法師。

あまのたくもの
ゆふけぶり。おのへの
しかの曉のこゑ。

女盲。

宇多天皇に

十一代の後胤。

いとうがちやくしに

かはづの三郎

とて。一

廿六番

しはしまて造かけたる木ほとけの光そふへき夕暮の月

かまくらや經師かやつの月みれは浦山かけて澄わたるかな

左哥。みがきかけたるといひてこそ光そふはかなふべけれ。右。經師が谷。もし浦山かゝらずば如何。暫く可レ爲レ持。

もし我にいたきやあふと聖天のことくに人なつくりなさはや

我戀はふりたる經のすりかたき縄まかちにも成にける哉

左。あまりにもとめたるすがた見ぐるし。右。いますこしまさるべくや。

仕候。
たがひて手づから
おりふし法師ばら
つくり候。
れんげざを
あみだのざう。先
佛師。

經師。
この巻きり。
したるにか。いかに
きりめの
そろはぬよ。

廿七番
いかけ地のところ〳〵のきり金の光ことなる秋のよの月
秋はけにさすかなりけりかひ刀さやかに月の光さしつゝ
左右ともに。月の光とよめり。猶右は。句ことに一首の心いひあらはして。さすがすてがたし。爲レ勝。

したへとも我なは人の目にそへてうとくなしちの絕まかちのみ

色に出て人に心なくたきかひ靑さめはつる戀もする哉

左は。こともなくよろし。右は。まことに戀する人の面かげうかびたり。猶勝べくや。

蒔繪士

此御たらひは。
いかけ地にせよと
仰られ候。手まは
よもいらじ。

貝磨。
この太刀の
さやは。ばく
だいのかひが
入べき。

廿八番
後しろし峯の紅葉の下枝より色とりいつる夜半の月影
ふくろまで雲井の月になかむとて冠の影もかたふきにけり
左哥。たくみにきこゆ。右は。ことの外に風情つきたり。以レ左爲レ勝。

恨めしや墨繪ならぬに玉つさの唯一筆に書すつる哉

くらきよに冠のえいやとられけん人にしられぬ我思かな

左。させるなんなくきこゆ。右は。故事を思て。しかもその心あり。いとやさしく侍。仍爲ㇾ勝。

繪師。

すみゑは
筆勢が
大事にて候。

冠師。

別當どのゝ御
はいがにめさるべき
御かぶりにて候。
いそがしや。

廿九番

なかむとてたゝすむ庭の月影にいさこの沓の跡もみえけり

しほかまやかはらの院の鞠かたのまろきは月をうつす成けり

左。ながむるとみるとは。おなじことにや。右。河原院にしほがま月をうつす心。すこしはまさるべくや。

ぬく沓のかさなるとてもいかゝせん我を思はぬ人の契は

毛かはりたとりあはせたる鞠かはの思もあはぬ人に戀つゝ

左は。ぬぐくつのかさなれるは。妻の外心あるしるしといふ故事を思てよめる歟。右は。當道さることも侍らめども。哥がらいやし。左可レ勝にや。

鞠括。

難波殿は。大かたを御このみある。

沓造。
まりぐつは。はだかなるがわろきと。

三十番

青のまはえりあまさる丶立君の五條わたりの月ひとりみる

奥山も思ひやるかな妻こふるかせぎかつしの窓の月みて

左右ともに。其道たしかな也。しゐて勝負あるべくは。つまこふるかせぎ。より所あるか。可勝にや。

あぢきなや名は立ぎみのいたづらに獨はあかすよはも有けり

三つ川うはとやつゐになりなまし地ごくかつしに殘るふる君

左。名はたちぎみやさしけれども。右。さうづがはのうばは。よくよれり。猶以右爲勝。

たち君。
すは御らんぜよ。
けしからずや。
よく見申さむ。
きよ水まで入らせ給へ。

卅一番

眞砂地の月かけみれは白かれのなゝこ蒔たる心地こそすれ

池水の月影みれはしろはくの泥になりてゝ光やはけつ

左歌。みるやうによみたり。右は。始中終よくかなへり。でいにけつなど尤よせあり。可レ勝にや。

はいらふのたらさりけるか我に人とろほされしとおもひあはれは

戀すとて靑みはてたるひたちかれいつ色よしと人にみえまし

左右ともに。歌ざまいやし。又逸興侍らず。可レ爲レ持。

鑞ざいく。

なんりやうの

やうなるかれかな。

薄うち。

なんりやうにて。

うちいでわろき。

卅二番

月をみは猶ものへはや針かれの長きよとてもいやはれらるゝ

いつとなくすゝやのまとの影なれはひきいりてのみ月をみるかな

左右ともに。興なきにあらず。よろしき持と申べし。

情なき人に心をつくし針みつからなとか思ひそめけむ

獨ねの身をもはなたてぬきれこそ我手枕のふしのなりけれ

これ又よき持に侍り。

針磨。

こばりは

みつが

大事に候。

念珠挽。

かずとりと。七へんの玉むづかしきぞ。

卅三番

幾入のへに皿よりも秋の月あか〳〵とこそ澄渡りけれ

水かねやさくろのすます影なれや鏡と見ゆる月のおもては

左。さしても聞えず。月のあかきとべにの赤きは。かはるべきにや。右も。にせ物さることなれど。月な水がね。ざくろ。い

かゝすまさむ。たゞ可ㇾ爲ㇾ持。

心さへ人のけはひにみゆる哉さにつらへにの移りやすさは

うき人のかけたにみえぬ鏡ときわきもすかさて副臥もかな

左。さにつらへに。尤より所あり。右。わきもすかさぬ故事。又逸興あり。よき持に侍り。

紅粉解。

御べにとかせ給へ。かたべにも候は。

しろみの御かゞみは。とぎにくゝ侍。

鏡磨。

卅四番

風心地あれはややかてつくしやみ雨氣の月の晴そめにける

みぬからに今宵の月は晴ぬへしゆふけの風を占方にして

左は。哥のやまふはなくて。こしの病あり。右は。月にむかひたる心すくなし。可レ爲レ持歟。

あはれ我戀の病そ藥なきうき名はかりなたち物にして

こひ路にて後もや逢と心みにわか人かたの身かはりもかな

左。藥なければ。たち物は。よく思ひよりためり。右は。心ふかくして歌がらよろし。爲レ勝。

醫師。

殿下より續命湯。獨活散なめされ候間。たゞ今あはせ候。

われらも今日は
晦日御祓
井参候べき
にて候。

陰陽師。

卅五番

山陰や木の下やみのくろ米の月出てこそしらけ初けれ

まめかくろさはりもいとゝまさる哉せとの高木の葉かくれの月

左右共に。歌様も作者の品に似たり。可レ為レ持。

戀せしと神の御前にぬかつきてさんくの米の打はらふ哉

こひすればやせちのまめのさるなかせ涙の川は我そましける

さむくのこめのぬか。さるなかせまじなど。へつらへるさま。うるはしきすがたならず。猶持にや。

米賣。

ななこめは候。

けさの市にはあひ候べく候。

われらが
まめ
も。
いまだあき
なひ
なそく候ぞ。

まめ賣。

卅六番

文字はよしみえもみえすもよろめくろいたかの經の月のそら讀
人なから如是畜生そ馬牛のかはらのもの丶月みてもなそ

左。いたかの經のやうに。空よみとこそいへ。是は經の月とつ丶け
たり。よらすや侍らむ。右。馬牛のかはら。ことによろし。可レ勝なり。

いかにせむ五條の橋の下むせひはては涙の流くわん頂
忍ひ妻たゝすむよひの門の犬えたに別の人なとかむる

猶右勝侍へし。

いたか。

ながれくわんぢやう
ながさせたまへ。
そとばと申は
大日如來の
三摩耶形。

穢多。

このかはゝ
大まいかな。

卅七番

故郷はかへのとたえにならとうふ白きは月のそむけさりけり
てうさいのこしきの上のあつむきのむしあけのせとの月渡るみゆる

左。何となく宜し。右も心はめぐれり。されどもこしきの上とむしあげと。おなじ文字にや。よりて左を勝とす。

戀すれは苦しかりけりうちとうふまめ人の名たいかてとらまし

我戀は建仁寺なるさうめむの心ふとくもおもひよるかな

左。うちどうふまめとよくつゞけたり。まめ人のこと兩說有にや。實ある人とも云り。かの源氏の夕霧の大將は。まことしきによりて。まめ人の大將といへり。一義には。ぬしある人を夜ばふを。まめといふといへり。此哥は。いづれにもかなふべし。右は。第二の句こはし。左。勝べきにこそ。

豆腐うり。

とうふめせ。

ならより

のぼりて候。

索麵賣。

これはふとざうめむにしたる。

卅八番

あきなひの秋のあたひも高潮の今宵ぞ月の名をもうるなる

西京やかうちのむろや乗こめて月のよころをよそにみるかな

左右。哥ざまおなじほどに見侍るにとりて。むろや
をたれこめたらんよりは。名月こそ勝侍らめ。

思ひ初るむねのやきての鹽けふりなひきなひかすせめてとはゝや

戀すれは足もとよはし麹賣たふれあやうや火事出すな

右。依レ有レ興。可レ為レ勝。

鹽うり。

きのふのくれ
うりの
あたひまで。けふ
たまはる人もがな。

麹うり。

上戸たち御らんじてよだれながし給ふな。

卅九番

軒の露玉屋の月の影みれはみかゝすとてもことたりぬへし

かきのから月かけみれは土左石のほしの光はすくなかりけり

軒の露玉やといひ。かきのから月かげといひ。ともに金玉をみがき出たり。よき持なるべし。

繰かへし悔しき物を片思おもひの玉の數かきりなく

逢事は猶かたけれは硯いし金剛しやうもかなはさりけり

左は。首尾やさしくよめり。右は。堅ければ。こんがうじやうもかなはざらむ。ことはりは能聞えたれども。第四の句。あまりにこはくきこゆ。仍左勝べくや。

玉磨。

是はちかごろの
玉かな。火をも水
をもとりつべし。
念珠のつぶには
あたらもの哉。

硯士。
じやくわう寺は。
しろみかたくて。
きりにくき。

四十番

紅葉せて秋も萠黄のうつほ艸露なき玉とみゆる月哉

月に寢ぬとうしみ賣の身の業を誰聞しらぬいひきとかいふ

右歌。心詞能調ふりて。殊に源氏物語槿の卷にや。程もなくいびきとか聞しらぬ音すればといへる詞も。此燈心によく引出られて。艶に聞え侍。左哥。露なき玉と侍。疑無にあらざれ共。水晶の葱なども申侍ればゞ。不レ可レ有レ難歟。准て持と可レ申や。

戀といふ一もしゆへにいかにしてかきやる文のかす盡すらん

とうしみの契やすきをためしにていさゝは人を先引てみむ

左。一文字故にとばかり云て。此題に叶べしとは心得侍らず。右。尤巧にして。凡骨更に及がたし。左な頗に不レ及。右に肩ぬぎ侍べし。

燈心うり。

四十一番

月のきる雲の衣をうり物やさふらふといふ人もかはめや

藏まはりたゝいたつらにくるゝ戸のあけぬ夜深き月をみる哉

左右。ともにさせる難なし。可レ爲レ持。

葱うり。

思ふこと人に傳ふる道ならておようや有といふはよしなし

戀衣袖なかへはや藏まはり絕す淚のなかれ物とて

左は。よその人の詠哥ならば。光さもと聞ゆ。作者の身にて。歌の意たがふべし。右。袖なかへばや。なかれ物。さもと聞ゆれど。是も袖なかへばやといふいかゞ。袖なかへよなど詠べきにや。取合て持とす。

すあひ。

御ようや
さふらふ。

蔵まはり。

御つかひ物〳〵

四十二番

大井川流につるゝいかたしのくれ毎にみる月のさやけさ

留やらていとゝ心を筑紫櫛はわけの月に山風もかな

筏の。さして難なけれども。葉分の月に山風をねがふ心あり。以レ右爲レ勝。

山國やゐせ木のくれはかさなれときらはるゝみは獨こそおれ

いかにせん逢ことかたきゆすの木の我にひかれぬ人の心を

左右ともに。いとはるゝ戀の心。おなじかるべし。仍爲レ持。

筏士。

此ほどは水
しほよくてこ
いくらの材木
をくだしつ
らむ。

先これはかり
ひきて。のこ
ぎりの
めたきらむ。

櫛挽。

四十三番
秋寒き間の戸口の杉まくらさしいろからに月そ身にしむ
山端にいさよふ雲のたしくゝみ月にへりある秋の夕暮
左歌。さるへかしう聞ゆ。右は。雲の匂ひて。月にへりの有様にみゆること。さもとおほえたれど。いさゝかたしつけた

る詞。わたくしににたり。左勝べくや。

むろ出しまたひもやらぬ新枕かふれかゝりてそひもはてはや

獨ふすたゝみのうらのかくし針人にしられぬ戀もするかな

左。漆にかぶれかゝる。巧なれども。右。隱し針人にしられぬ。當道の秘事とかや。戀のさし續き能聞ゆ。右可勝。

枕賣。

今一のかたも持て候。ひそかにめし候へ。

疊刺。

九條殿に何事の
御座あるやらむ。
帖なおほくさゝ
せらるゝ。

四十四番

しはし只うつふせ〳〵しめ瓦のあふけはこそは月もみえけれ

名にしおはゝ我こそはみめ笠縫のうら淋しかる秋夜の月

左。かはら葺の才學。猶入たらぬ月也。右。まことに作者の名におふ浦の月。より所あるか。右可レ勝。

いつまてな隈ならまし瓦屋の下燒むねなしる人はなし

見えしとやうちかたふくるつほね笠すけなけなるはうらめしき哉

左右。おなじほどなれども。右は。すこしふるまへるさま。まさるへくや。

南禪寺よりいそがれ申候。

瓦燒。

世にかくれなきかさぬひよ。

笠縫。

四十五番

浮雲の晴もやられはさや巻の引こみかちにみゆる月哉

夕まくれ山かた近き三日月のまかりなからに入ぬへきかな

左は。いさゝかざれ歌に似たり。右は。ことばつゞきやさし。可レ為レ勝。

我戀はまりさや巻のやれすのこぬる人のこぬ身をいかにせん

いかにしてまつ人くちに乗ぬらんしらほれ鞍のぬるよなき身に

左有。たくみにて。哥ざま猶狂歌なり。ともにうるしほしげなり。可レ爲レ持歟。

鞘巻きり。

當時はやらで。

得分もなき

細工かな。

あらほればおれや。

鞍細工。

四十六番

法の月廣くすまして武藏のに起ゐる暮露の草の床哉

住吉の入江の月や故鄕の姑蘇城外のあきのおもかけ

暮露の心。月いる許の法の光たか廣め侍べき。信仰もたゝく覺ゆ。右。住の江の月に對して。名高き楓橋のわたりたも。我故鄕と云出たる所。他人のたよばざる風躰。かの仲麿が。三笠の山の月にも。遙增りてこそ侍らめ。

いとふなよかよふ心のむまひしりへの間へきあの音もなし

唐大和しるへするみのかひそなき思ふ中には言かよはさて

右は。只よの常のことはり聞えたるのみ也。左の馬聖は。あの音せず。ゆかん駒もがといへる万葉の古風も。よりきたりて神妙に侍り。尤可レ為レ勝

暮露。

通事。

# 七十一番歌合下

四十七番

月にたに勸學院のもんせむに立入道の人そ稀なる

なしはかるこあてたになし夜引目のいる方暗き月のあたりは。

左。まことに文者の作とおぼえて。ことばやはらがずとも申がたし。文選を円満によせたるも。ついでに稽古の人のまれなる述懐の心も。おもしろく聞ゆ。右も詞こはし。げにもつよき弓とりのわざなり。されどけの哥に。いろかたは。心なきに似たり。以ㇾ左爲ㇾ勝。

とくにつくさいはひなれはひんしけん薄き衣は人もかされし

腑股の二道かゝるものはたみ矢先は胸をとなすかひなし。

左も。右も。ことばやはらがざるは。道にかなへり。歌のこゝろは。ともにこひの進退なり。よき持なるべし。

文者。

六韜の素は。むねと武道にて候。御稽古も候へかし。

運は天にあり。
命は義によりてかろし。
弓取。

四十八番

鼓うちみはやしけるもいちしろく月にかなつる白拍子哉

くせ舞の月にはつらき小倉山その名かくれぬ秋のもなかた

左。させるふしなき哥なるにや。右は當世曲舞に。月にはつらき小倉山。その名はかくれざりけりといふ音頭を思よせたるにや。道によりてかしこければ爲レ勝。

忘れ行くもむかしのおとこ舞くるしかりける戀のせめかな

車にて袖打ふりしまひ女かゝる戀すと人はしりきや

左　昔の男舞。戀の責など。歌めきたるに。腰の句つゞかずきこゆ。右は。袖うち振しといひて。しりきやといひとぢめたるは。彼光源氏の歌を思へる歟。やさしく侍るを。をりか名を顯はして。かゝるといへるや。あまりならむ。少左可レ勝也。

白拍子、

所／＼に
ひく水は。
山田のゑど
のなはしろ。

曲舞て。

月にはつらき
をぐら山。その
名は
かくれざり
けり。

四十九番

月見つゝうたふはうかのこきりこの竹の夜聲のすみ渡る哉

むしやう聲人きけとてそ瓢簞のしは〳〵めくる月のよれふつ

左右。夜ごゑ。念佛。おなじほどの事にや。

やふれ僧えほしきたれはこめらはの男とみてやしりにつくらん

うらめしやたかわさつのそ昨日までこうや〳〵といひてとはぬは

左は。さもと聞えたり。みるやうなり。右は。はちたゝきの祖師は。空也といへり。わざつのも。此道ぐといへり。されど哥の逸興猶左にあり。

放下。

うつゝなの
まよひや。

〔タニサク上青下エンシ二ツ共同〕

昨日みし人
けふとへば。

鉢扣。

五十番

田楽のちうもむくちの透れんしのそくそ月の細め成ける

秋の霜翁おもての白髭のなかきよあかす月をみるかな

左は。首尾いひかなへり。右は。上句事ありといひたてゝ。長夜月みるとにかりは。少し末よはく聞ゆ。左可レ勝。

よそへてもけにそ戀しき人まねのおほひかつらの女すかたを

戀られてむくひやするとゑめい冠者うつくしけなる人とみえはや

左右ともに。我道のすがたなかりて。戀をよせたるこゝろばせやさし。仍爲レ持。

でんがく。

あげまきや
とんどう。ひろ
ばかりや。とん
どう。

猿がく

五十一番

纈の裏薄やうの紙までもすきかけ白くすめる月哉
やおもてにしはしみえつる月影のせとに成まで更めくるかな

左。纈のうらに薄様すきたるまでさやかなる月。いとめでたし。右は。又組に。やおもてといふ組に。家の面に寄て。せとまで月をめぐらす心ばせ。よき持なるべし。

さしも我ちぎり置しを今宵又誰とぬものゝいとも恨めし

戀しぬときく／＼なをもさまてやと我をへしきに人のいふなる

左。誰とぬものゝいとゝいへる。さま宜し。右。首尾かなへり。へし木とは。くみの具なめり。詞にへしきといふは。たゞ言葉也。されどよくよせたれば。猶爲ㇾ持。

ぬひ物し。

五十二番

明らけき月とはみれとさすか猶ほりめはくもる摺形木哉

たゝう紙みかき打たる切はくの光ことなる秋のよの月

ともにさせることなし。可レ爲レ持。

ゑひすりの花田にましるみむらさきいつれにうつる人の心そ
忘めやき殿に染るたゝうかみしなやか成し人の手さはり
左右ともに。歌仙のうたともみえず。ふところせばし。可レ爲レ持。

すりし。
梅の花ばかり。
するほどに
やすき。

御たゝうがみめせ。色もよくいできて候ぞとよ。

疊紙うり。

五十三番

四十九ゐてんやにみゆるうりつゝらさし出はめる軒の月影

月見つゝいたつらふしのなきまゝによの程造る竹かはこ哉

左。風情盡て聞ゆ。見ぐるし。右は。ふしよなど竹かはごによせあり。すこしまさるべくや。

我戀はまたさらされぬ青つゝらくるとはすれとされしよそなき

逢事のしゆくせぬ柿のされかはこしふ〳〵にたに人のこぬかな

左の哥。つゞらにされといふ物侍るや覽。未分明ならず。右。熟といふ詞こはけれど。柿のされかはこ熟しなど。緣の言葉にや。されのこと聞さだめんほど。先爲ニ右勝一。

葛籠造。

茶つゞらも候。かはせ給へ。

このかはこは人のあつらへ物にて候。

皮籠造。

五十四番

なかむとて我さへめたそひねりぬるのためかた成在明の月

ねやのうちに花かたふけなかむれはさかつらにこそ月もみえけれ

左右。非ㇾ無ㇾ興。左勝べきた。在明は。月の歎に心なきにゝたり。仍爲ㇾ持。

のこゝろも更にかはらで一手矢のおなしふしにはいつかなれまし

人心うけなかけ緒もされはて、腰はなれたる古えびら哉

右、猶たくみなり。仍爲勝。

矢細工。

これはちく
の
とてあつらへ
られて候。

さかづらがなくて。柳ゑびらにする。

箙細工。

五十五番

くり絶かたいりしたるやふれめの其まゝにすむひきめやの月

秋深き星はくもれとむかはきの白毛の月のさやか成哉

左右。ともによろしからず。可レ爲レ持。

我戀はかさかけひきめ塗こめていとめもみえすなく涙かな

新ても逢瀬やあると町人のむかはきかはのなてものもかな

左有ㇾ猶無二風情一爲ㇾ持。

碁目くり。

一尺にあまる
御ひきめは。
くり
にくゝて。道が
ゆかぬ。

あはれ御むかばきやけいろもよし。

むかばき造。

五十六番

なかむとて食もほらぬつんさひのさひてそみゆる秋夜の月

みつかれの草に置かとみゆる哉露にやとれる月の光を

左哥。月みるとて。金ほらねば。つんさびのさびたるらん。ことはり叶て聞ゆ。つんさひとは。金ほる具足にや。右も。にせ物によみかなへたれど。強て申さば。左可レ勝也。

一棹にあまるこかねのおもはかり幾目ともなく人そみらるゝ

あらきなやにふのみ山にほるかねのみつから人に思ひいりぬる

左歌。たくみ也。右。水とかねとた二にいひきりて。題のこゝろおもひ入たるににたり。仍爲レ持。

金ほり。

黍ほり。

五十七番

大鯉のかしらを三にきりかれて片われしたる在明の月

よもすからあすのてんしんいそくとて心もいらぬ月をみる哉

左右ともに吹毛の難も侍ればばっ哥がらさせる事なきによりて爲レ持。

こひ故に庖丁刀はをみればほろ〳〵とこそれもなかれけれ

いかにせむこしきにむせる饅頭の思ひふくれて人の戀しき

左哥は庖丁には、魚も鳥も、いくらもよせ有ぬべきを。二首ながら鱧をよめる、才學なきににたり。せめて櫃の饅頭のふくろらんは、才覺少し侍り。可レ勝。

はうちやうし。

さたう
まん
ぢう、さい
まんぢう。
いづれも
よく
むして候。
てうさい。

五十八番
一筋の霜かとぞみる賤のめかなる麻ぬの丶月の夜さらし
雲まきの町ひた丶れのすきかけのさしてさはらぬ月の袖笠
左右共にさる事ときこゆ。よき持にて侍べし。

されはとて人もすさめぬ布織の我手つくりの戀もする哉

忍ひあまる涙をいかにつゝまゝしまち直垂のせはく短や

左。我手づくりの戀、よく布におもひあはせたり　右は　哥もはたはりせばくきこゆ。以ゝ左爲ゝ勝。

白布賣。

しろぬの
めせ。なう。
はたはりも
しやくも
よく候ぞ。

直垂うり。

五十九番

賤のめか絲にするてふ麻のをのよるとみぬまてすめる月哉

一村も曇るとみゆるめなし綿おなし色なる月のさやけさ

右。めなし綿は。きはめて白く。きらの侍とかや。されどあさ絲の歌。心ひくすぢなり。以レ左爲レ勝。

櫻麻の思ひおもはすいかにして人の心をかなひきてみん

我戀は心一つにしのぶ綿つみしらすへき便なければ

左哥。かなひきは。よき苧といへり。右。又しのぶ綿。ともにすてがたし。よき持たるべし。

苧賣。

ちかきほどに。又

たゞ舟となり

候べく候。

いかほども

めし候へ。

わためせ〳〵。しのぶわた候ぞ。

綿うり。

六十番

夕まとひする人もなしかなうすの月の夜聲のかしかましさに

月はかりめにかけてこそあかしけれよるは薬の賣がひもなし

左。梅が枝の卷に。かなうすのをと。耳かしがましき比なりといへるも。月の夜こゑによそへられて。やさしく聞ゆ。右は。はかりを。かくし題によまれたるにや。されど左哥には。かけても及がたし。可ㇾ爲ニ左勝一。

我爲のにほひにもせはたき物のおようやあるといひやりてまし

薬うる唐人とてや戀しともいふ事なたに聞もしらぬに（にイ）

此番、さしても聞えず。薫物も薬も。取合て爲に持。

薫物うり。

隨分此かうども。
えりとゝのへ
たれば。
この夕暮の
しめりぞ
おもしろき。

薬うり。

御薬なにか御用候。

にんじん。

かんざう。

けいしん候。

ぢんも候。

六十一番

あはれわか心すむへき便かな時しも秋の月の峯入

立かへり猶やなかめむ東路の三のおやまの月のたひ〳〵

左右ともに行者の心をよめり。歌さまもおなしほどにみゆ。可為持。

先たちのさんきをむけは我やせんいたの日につくむしのした哉

いかにしてけうとく人の思ふらん我も女のまねかたそかし

左右の作者。名をあらはさすして。しかもそのことゝきこゆ。是又おなし程にや。

山伏。

是は出羽のは黒山の客僧にて候。三のお山に参詣申候。

地しや。

あらおんかなし〳〵。

二所みしま　も

御らんぜよ。

六十二番

さいはいや高天の原の秋の月とかてふとかの雲拂ひませ

神哥や鈴ふりたつる聲までも月澄わたる里かくら哉

左歌。中臣祓といふ詞なり。やがて月の新によめる。興あり。右は。神哥と神樂とおなじ言葉成べし。歌合には。故實なきにゝたり。仍左可レ勝。

我戀ないのると人のきゝやせんさゝやき聲にのと申さん

かけ帶の長き契りのかひもなししめの外なる人と成つゝ

右哥。よしあるににたれども。左。さゝやきこゑののと、直玉ときこゆ。左猶可レ勝。

ねぎ。

たかまの原に神とゞまりまし〳〵て。

神はやたちまふ。袖のなび風に。

かんなぎ。

六十三番

暮るまて待なくれたるきほひ馬心ならすや月にのるらん

影法師みくろしけれは辻すまふ月をうしろになしてねる哉

左右ともに。心詞くみあひたるけいばすまふなれば。勝負ありがたし。よき持たるべし。

おい馬のなくれはてたる我なれや取つきかたき戀もする哉
わか戀はさつまの氏のおさなれやかたてにたにも逢人のなき
左右。おもしろくきこゆ。猶右は。かの氏おさが。あふ人のなかりけん。よくとりよれり。可レ爲レ勝。

競馬組。

むかしは。上ざまにももてなされし事の。今はこの氏人のみにのこりて。

道のおもひ出に。
相撲の節にめさればや。

相撲取。

六十四番
眠られはきやう釋までも無りけりさやけき月を伴道にして
觀念の月あきらかにみるまては我行ひもさい大しかな
左は。座禪のゆかに月みるらむ他念こそ。經釋もあたりぬべけれども。月を翫心尤ふかし。右は。寺の名によせて。我宗をあらはす許也。左には及がたくや。
戀しさのたゝ本性を羞されはへちに障碍のなきはなきかは

中々に我なすゝめそ邪婬戒たもつやいなや戀は忘し

左は。戀すれども。猶本性ななけきたり。右は。なな戒なやぶらんの心深し。罪のすゝむ所。いましめ深きによりて。猶左可レ勝。

禪宗。

二

文字の上に
なきては。御不
審たつべから
す。若如何と
ならば。口なひら
かすしてとひ
きたれ。

一

けうげ別傳と　申候は。

などや祖師　とは　仰候ぞ。

律家。

六十五番

蓮葉のにごらぬ露にやどるなり是ぞ上品上生の月

我法の月ぞてらさん末の世のよ經しちめつさもあらばあれ

左右ともに。我宗旨をあげたり。法の勝劣を論ずべからず。

往生のさはりもぞする先人をくわん音せいし來迎も哉

一日みてわすられざりしおもかげは十羅刹女もかくやとぞ思ふ

是又ともに觀音勢至を使とし。十羅せつ女を思懸たり。且恐なきにあらず。光源氏の物語にも、法けだちくすしからむと申めり。左右ともに不レ可レ然。

念佛宗。

卽便往生もたうとく。

往生も只一たび南無と

となふれば。極樂に生。

なにのうたがひかあらん。

南無阿彌陀佛てゝ。

末法まんねん。よ經
しちめつの時。此妙法
花と申候は。我等が
祖師日蓮上人の
御時。くれ〴〵とかれ候
ときは。

法花宗。

六十六番

秋霧は月すむ山のうちこしも雨のたくひにきらふとそみる

諸共に月にうたはんけにやさは今はた誰もさそ覺たる

げにや婆娑の秘曲。其興侍り。但げにやさらば誰覺たる。誰いひおほせざるにや。左。霧は降物に打越な嫌。新式の心。
可レ然は侍れど。山の打越。只詞にや。彼是な通はして可レ爲レ持哉。

戀侘て神に手向のつられ哥逢坂山なふし物にせん

別路になくかうたふかかれ聲のしほりあけたる袖の名殘は

山を賦物にて。會坂の手向。よき連哥のよりあひ。神明納受の法樂成べし。又梢の餘波の美聲。近比の早歌の聽聞。耳を驚かし侍り。持とすべし。

連歌し。

いまだこの
おりには。花が
候はず候。

早歌うたひ。
かたみに
のこる
なでしこの。

六十七番

いつくしやこれん寺かけて見わたせは京白川にすめる月影

初夜中や後やのつとめのひまなさにみるとしもなき法花寺の月

左右ともに。我寺々をいひたてたれど。させることなし。されど左は。月をひろくよめり。右には。月を翫ぶ心すくなし。すこしは左まさるべくや。

本性たゞ〳〵さんとこそ思ひしにへちにしやうけの男おそろし
男より手わたしにこそとられどもつゐに我らた落し文みつ
左右ともに。ひじりの戀は、しかるべからずとも。題によりてよめれば。さも侍るべし。みなげさう人の侍るたあらは
せり。さんげに罪あさくや。可レ爲レ持。

ぴく〳〵に。

四
それはよも。
けうげ
べちでんにては
候はじ。

二
佛弟子は、大かたみなさこそ候へども、御尼衆もきげんかいといふ事は候めるは、我らはつとめ行法はおなじ事にて候、さぜんくふうは。おなじ御ことにてはよも候はじな。

一

御びくにも。かいもんはまもらせ
給ふなれども。などかなんじゆ
なは。御やぶり候ぞ。

三

我らもくわん念と申すは。
さにてこそ候へ。

にしう。

六十八番

三の寺麓までたになよはめや我山住の月の高さに
さん論の御法の窓も明らかに南にめくる法相の月

　左は。四大寺の中に我山に及がたきといひ。右は。南都の月なほめたり。共に是非な申がたし。可ㇾ為ㇾ持。

ひえあかる我獨れのとことはにいちゝこならぬ人そ戀しき
戀しさになこなふへきもわするれは我とくこうのほとそしらるゝ

　左。一ちご二山王といふこと。よく思よせたり。右。なら法師は。得業になるゆへにや。されどたゞこうにこそ侍れ。とくは今より所なきにや。以ㇾ左為ㇾ勝。

山法師。

わがたつ
そまの
月になよぶ
べき
所こそおぼえね。

もろこしの月
よりも見所あれ
ばこそ。春日なる
みかさの山とは
よみつらめ。

なら法師。

六十九番 一
我法のむしろいかにと人とはゝ清瀧川にすめる月かけ
われにとへ易く答ん月しはし北をめくるか土を巡るか

左右ともに。深き心をつたへざれば。まさりをとり申がたし。左は。定て其心深かるべき歟。清瀧の流はかりがたし。右は。俱舍論にもかたはしあらはし侍るにや。それ猶定がたきにや。なずらへて爲ㇾ持。

思ふ人あはれ茶すきに成たらは摘しらすへき時もあらまし

待人のこゝろや〳〵とおもふまに北斗の星をまほりあかしつ

左哥 戀に茶のよせを求侍ること。才學少し。右。人を待とて。心ならず北斗を守る。さも有ぬべし。仍右爲ㇾ勝。

華嚴宗。

御ふいぐの御
茶ののこり
にて候。

北斗の御祈
はじめ候間。
ひまなく候て。
倶舎しう。

七十番

面白や竹のしらへにしたかひて夜ことの月も心すむかな

入かたの月にまはゝや陵王の日影なかへすはちの手つかひ

左。大かた管の聲。よにしたがふべき道理は聞えたれども。右。入日に月を准らへ。ばちにて招くこと。かの宇治の宮のこと。思よせたるにや。ゆへ有ににたり。以レ右爲レ勝。

吹たてし河よりをちの笛の音のゆかしとせめて聞人もかな

袖ふらは涙やみえんから人の立まふこともいかゝとそ思ふ

左右ともに。かのにほふ宮の宇治を思よせ。光君のそで打振し事になずらへて。おもひの色ないへり、ともにやさしく聞ゆ。よき持と申侍べし。

樂人。

舞人。

七十一番

さもこそは名におふ秋の夜半ならめあまり澄たる月の影哉

うらほんのなかはの秋のよもすから月にすますや我心てい

左。あまりといひて。すとは聞えたるた。かされてすとよめるやいかゞ。右は。うらぼんのよもすがら。心ぶとうること
しかり。心ていきく心地す。右可レ勝。

いつまてか待宵ことの口つけにあすや／＼といふなたのまむ

我なからなよはぬ戀としりなから思よりける心ふとさよ

左歌は。酢つくる人は。あすや／＼といひて。祝ことにするといへるなよめるにや。えんにきこゆ。右は下句よろし。と
り合て持にて侍べし。

酢造。

あすし
きかき哉。

心ぶとめせ。ちうしやくも入て候。

心太うり。

右職人盡歌合繪土佐刑部大輔光信朝臣書東坊城權大納言和長卿筆也摹本在住吉內記家秘而不出閫外故使門人畫贈之其歌與詞以新井筑後守君美朝臣所傳之本寫之淨書者屋代弘賢也

# 群書類從卷第五百四

## 雜部五十九

## 十二類哥合

夫諸佛菩薩の本誓まち〳〵なりといへども。轉法輪時の利益ことにすぐれましますは藥師如來の悲願なるべし。衆病悉除身心安樂とちかひ給により。速證無上正等菩提の說にいたる迄十二大願。しかしながら現世當生を兼て衆生を濟度し。十二神將晝夜時剋を領して我等を擁護し給事。かたじけなしと申もおろか也。爰にいづれのよにか有けん。比は三五の良辰に。十二神將の仕者どもあつまりて。あそびたはぶれつゝ。此國の風俗なれば。いざや哥よみ侍らんとて。晝夜を左右にわかちて。歌合のため。月を題にて詠じける所へ。鹿一かしら。狸などを供に召具して來りつゝ。御歌合の御會しきこゆ。聽聞の爲に推參せり。かつは判者なくては無念なり。かたのごとく鹿仙の一分にて侍れば。判じ申べしと申ければ。各皆事外なる心ちして。とやせましかくやせむなど。相議するところに。夜の一番の犬。はしり出てとがめけるは。我等は藥師の眷屬として。十二時をかたどれり。御邊たち異類のともがら。此席に望べきにあらず。たしかにかへり給へとあらゝかにのゝしりて。すでにかゝらむとしけるに。鹿もあぶなくみえけるを。晝の第一番の龍いさめて。判者をゆるしつゝ。妻戀の御なぐさみにしたまへと申ければ。鹿よろこびて。座につきとゝのほりぬ。

一番

左　龍

あまつ空かきたつくもゝ心して月にさはらぬよそのむら雨

右　犬

里のいぬの月みる秋のよはたにも星まもるとや人の思はむ

判云。左の哥。月のため。うき雨を心にまかせ侍らん。あらまほしくや。右のうた。星まもるかとあやまたれむ。

いと無念にきこゆ。されば左勝と申べし。

二番

左　虵

月みればうさも忘るゝ秋の夜をなかしと思ふ人やなからむ

右　猪

しなかとりふすゐの床の山かせに雲もさはらぬ月をみる哉

判云。左の歌。月をみてうさをわすれ。秋のよをながしと思はであかし侍らむ。いとやさし。右のうた。床のやまかぜ。雲もさはらぬ月をみん心もわりなし。さればいづれもわきがたくきこゆ。持とや申べき。

三番

左　馬

逢坂や關のこなたにまち出てよるそこえぬるもち月のこま

右　鼠

夜もすから秋の御空を詠れは月のねすみと身になりぬへし

判云。望月のこま。月のねずみ。ともにゆへありて。勝負わきがたし。これも持とや申べき。

四番

左　羊

廻りきて月みる秋にまたなりぬこれや羊のあゆみなるらん

右　牛

むら雲の空さたまらぬ月をみて夜はの時雨をうしとそ〔二字無〕思へ

判云。左のうた。月みる秋をむかへては。まづこれふも〔を無イ〕てなすは。よきひつじのあゆみ。世にいとはしくきこゆる心ちしておぼゆ。右のうた。つきをみて夜半のしぐれをかなしむこゝろ。まことにやさし。われもぬれて。ひとりなきてこそ侍し。右を勝とや申べからむ。

五番

左　猿

月をのみ深山をろしはしくるとも空曇らさる秋のよもかな

右　虎

みるまゝに涙露ちる月にしもとらふす野への秋かせの聲

判云。左のうた。山かぜはしぐるとも。月なくもりそとかなしみ給ふ。思ひやられてきこゆ。右の歌。とらふす野邊と侍れば。月をみても口しけむ心いかゞとおぼゆ。されば左を勝とや申べき。

六番

左　鳥

つれなしとゆふつけ鳥の鳴なへにかけほのめかす在明の月

右　兎

明かたの月のひかりのしろうさぎみゝにそたかき松風の聲

左のうた。つれなく待わびて。影ほのめく有明の月。めづらしくおぼゆ。右の哥。松風耳にたかき。聞にくゝや。

されば左を勝とぞ申たき。

和歌の會はてぬれば。各判者もてなすべしとて。めんくに及けり。鹿は色代して名殘をおしみながら。山路はるかに侍ればとてたちかへりぬ。そののち兩三日をへて。有し名殘のわすれがたさに。各又會合して。紅葉の山のふもとを會所にかまへて。かされて判者を請じければ。鹿思ひけるは。かやうのところへ二度のぞむ事。故人のいましめなればと斟酌して。出はすらめども。此度は參がたく候に。折節風の氣と申て。使をかへしければ。前に供したりし狸。しかのもてなされたりしを。あながちにうらやましく思ひて。我もなどか判者にならざらむとて。心計は出たちて。推參したりければ。鹿をこそおそしと思ひつるところに。かゝる下﨟。異躰不思議なる姿にて。やがて横座にはゞかる所なく着して。種種の過言ども申ければ。十二類大きにいかりて。是非追出し。散々の恥辱におよびけり。狸はとかくしても命ばかり生て。からきめみて歸ぬ。しかまつところの狸とは。これより申とかや。狸からき命いきてつかにかくれ。掋つくろひて思つき居たりけるが。この心うさを思ふに。いかにも恥すして。かくまであるべきにあらずとおもひて。萬のとりけものをかたらひつゝ。一すぢに軍がまへをぞいとなみける。都には少々しり侍れども。京上もみちゆかず。たゞ毛のふでをそめ。鼻のにがみにふみをかきて。しのびくにぞかたらひける先一門の河獺等。稲荷山の老狐。熊野山の若熊。蓮臺野の狼。愛宕山の古鳶。ゆるぎのもりの白鷺。二日市場のむら鴉。みみづく。惡このむふくろうなどぞ同心しける。侍大將には猫てん。鼬なども候けり。其勢三百餘騎。塚の岐にたてこもり。各ざせい評定とりゞ\なり。その中にもはやりの狼すゝみ出て申けるは。かやうの事勝にのるこそ本意なれ。されながら九月一日は赤舌日なれば。二日の戌の終程に押寄て夜討にせむと申ければ。みなくこの議にぞ同じける。

# 調度哥合

やよひのすゑつかた。高野山の御幸とて世中ひゞきし。ことふるき世のためしにもこえて。人のこゝろをおどろかすべしと聞えしかば。思ひがけぬ人の車にあながちにしたひのりてみたてまつりしかば。太上天皇をはじめ奉りて。大臣。公卿。殿上人。まことにこのよのものともみえ給はず。めもあやに色々をつくして。げにもこれこそ都の春の花ともいはまほしけれとみえしか。

世をまもる法のひしりの故郷は春の錦を立きてぞ行

とぞうちおぼゆる。なにともなくて。こうじ侍けるやらむ。又ゐでの河内もおくゆかしきにぞ。めをばかりとりて。みくろまよりまろびおちぬばかりねぶたくなりて。何のいみじかりけることもおぼえねば。かへりつくとともに。日比すむところにうちふしたるに。あるじとたのみ聞ゆる人は。住吉のあべのとかやいふ所まで。見をくりたてまつらんとて。人みな引ぐして出給ぬ。三日ばかりして歸たる。かくするといかゞ世中靜にて。おもふまゝにねいりにけり。けふの夕ぐれよりあくる日の又曉になるまで。夢をだにもみずしてねしまゝに。うちみじろぐ事もなかりけるを。何としてやらむうち驚たるに。思ひまはすもいとおそろしく。人ちかくだにおらざりけるに。わづかにひまみゆる心地するを。あけにけるにやと思ひて。やり戸を引あけたれば。山のはとをく。有明の露もはてぬ光〔こ歟〕ほのかにて。夜ふかき鳥のこゑもかすかにきこゆ。むかしよりいひしめし春のよなれば。そゞろに袖のみぬれて。思ひつゞくることおほかり。さてのみたちあかすべきならねば。みじかよも殘おほかる心地して。まどろむともなきに。おぼえなくもののおそろしきことぞある。ことやうなる御もののぐどものひし〳〵ととりをかれたる。聲々に物をぞいふなる。いとめづらかにて。みゝをたてゝきけば。このうちにとりては。おもき人といふべきにや。すびつの云やう。留守のいとゞつれ〳〵なり。さすがわれらは。たゞ人の御てうどにゐるべきやうなし。春のよの閑なるねざめに。哥の會はじめ侍らばやといひいだしたれば。此はいの上なる水がめ。やさしく侍りなん。をの〳〵きかせ給へやといふ。めむ〳〵にいらへして。さるべしとさだめけり。すびつのこゑにて。題は何とか侍るべきぞと。その中にも水がめ。口きゝたるものにて。たゞ思ひ〳〵に。戀のこゝろにてこそおかしく侍べけれといへば。みないとよからんとて。うめきあひたる聲々いとふしぎに。おどろ〳〵しうぞ有ける。みな

みな讀いだして。人數なかぞふれば。さま〴〵の物おほくなみゐたれど。哥よみはたゞ廿人ぞありける。おなじくはこれな哥合にせむと水がめいひ出したれば。いとよかりなんとて。どくし誰ぞ。判者はたれぞなど論ずるほどに。此事議判にてあるべしとて。なの〳〵よしあしな定むるにとりて。哥はよまれど。只今のときにあたりたればとて。御硯のうの毛の筆ぞかきつけける。

一番　戀

左　とうだい

しらせはやくろ宵ことに灯火の明石の浦にもえわたるとも

右　すびつ

埋火のしたにこがるゝかひもなくちりはひとのみ立浮名哉

左右。燈。埋火。うへもなく下にこがるゝほど。戀の心いづれもやさしくみえ侍り。げにも勝まけわかちがたけれど。一番の左といひ。万葉の古風な思ひ入たる程もけだかく侍れば。勝とさだめ侍りてむ。

二番

左　臺のさほ

みさほにも涙のかゝるこひ衣あはぬ限りはほされやはする

右　びやうぶ

いもにこひうきとし月な古屏風骨もあらはにやせなりに見

左の歌。すがた詞まことにえむにみえ侍な。みさほにもといへるもの字。あまりてや聞え侍らむ。右の歌。詞づかひなどおくあるさまにみえ侍な。下句あまりにかどかどしきさまにや。左。いさゝかなむは侍れども。すがたうるはしきにつけて。また勝とさだめ侍りし。

三番

左　たかつき

戀すてふ我うき名のみ高つきにもりし泪そくひてかひなき

右　ちやうす

ひく人の心かはらはおなし世の契りものちやうすく成なむ

左。たかつきの秀句おかしくは侍な。右。作者の名なかくされて。契りも後やうすく成なんと侍る。いとやさしく聞え侍るにこそとて。右の茶うすに。なの〳〵心ひさ侍し。

四番

左　つくゑ

袖かけて硯をならしかく文と人にすみつくえともなら南

右　けうそく

老人のちからとなれるかひもなし身さへ苦しき戀の道には

右のうた。老人の力となれる計にては。けうそくの心いさゝか不定にや聞え侍らん。左にすみつくといへる。かの平仲がためしもおもひ出られて。おかしく侍とて。左の勝に定りぬ。

五番

左　てうし

みきとたに人は今さら思はぬをしるてうしとや猶恨みまし

右　水がめ

口にさていつかもらさむ思ひせく心の水のわきかへる身を

左。すがた言葉うるはしく見え侍り。右。初五文字あまりたしかにや。水がめの心かすかなるにつきて。左勝しにや

六番

左　ごばむ

めにも今みる心ちして亂れこのうちも忘れぬ面かげはうし

右　ながもち

徒らにあふことなければみしなかもちゝの恨の種とこそなれ

右の哥。難なくきこえ侍を。左。みる心地して。みだれ碁のうちもわすれぬといへる詞づかひ。えむにおぼえ侍れば。なを左の勝とこそ定りしか。

七番

左　ふせご

衣〳〵のあかぬ匂ひをかたみにて獨ふせこの床そさひしき

右　ちりとり

とはれねはうちも拂はぬ床ゆへになと塵とりの名のみ立覧

左は。きぬ〴〵のにほひに。ひとりふせごの名殘をしたひ。右は。うちもはらはぬ床に。ちりとりのなにたつ事をかこつ。とり〴〵にいとをかしく侍れば。持とぞ申侍りし。

八番

左　すぎびつ

三輪山にすみあるかひはなけれ共杉のしるしを猶や頼まむ

右　つゞら

人めのみしげき深山を分わひてゆきゝ休まぬつゝらをり哉

左。杉びつのすみあると思よせられたるほど。たくみにきこえ侍れど。右も。しげき深山の青つゞらくるしき世をぞ思ひわづらふといひし本哥の心。とり過侍れど。これも又やさしくも。つゞらをりを行なやむこひぢにひきなされたるもいとゞ哀に。左の。杉のしるしよりは。猶ゆきゝやすまぬ青つゞら。をの〳〵心ひき侍りし。

九番

左　　　　　　　　　　したうづ

恨みすや拟も難波のあし袋つふふしのまもあはぬつらさを

右　　　　　　　　　　うらなし

揖をたえはなをきれぬと知せはや舟さしよする浦なしにして

左は。伊勢がふることをしたひ。右は。祺子内親王の家の宣旨。つくりいだし出たる物語のしりを。おもひよそへられたるさま。ともにいうに聞え侍り。つぶふしのまもとあるぞ。きびすをめぐらさぬほど。すこしきうなるやうに侍る。はなをきれぬとあるもっはなかけうしの心ちすなむど。難じ申人々あるによりて。持とさだめ侍る。

十番

左　　　　　　　　　　大つぼ

おろすにもとゝめをかるゝ我やさは名殘おしとの形見成覽

右　　　　　　　　　　おびのだい

しりしらぬ匂ひぞとまるふところを涙の川のうちすゝけ共

左。名殘おしとの形見なるらんと侍ることばづかひ。いひなれたるさまに聞え侍るを。ちかごろ花みる車より法師にいひかけたる同じふぜい。今ものがたりにも侍るにやと申出たる人あり。さりながらこれほどよりきたれることをいひもらされなましかば。口おしからまし。右の哥。人獨をこひたるにあらで。しらぬ匂ひをふところにとゞまるらむは。くゞつなどいふものどものすなる戀やかたらむと。興あるさまに聞え侍れば。何ともさだめかねて。又持とさだまりしにや。

かくて夢うつゝとも思ひわかざりしほどに。夜もあけにしかば。この物どもの聲もせずなりぬ。人にかたれば。まこともいはず。さては夢なりけるにやあらむ。いと〳〵いぶかし。まことや大つぼとおびの臺とは。かべのあなたにまながなる。おちくぼの所にてありしが。このさだめをきゝて。我もまじり侍らむとのぞみて。物どしに申上侍し。いとふしぎにこそおぼえしか。

鶯も蛙もうたをよむなればこゝろなきものゝ際もありけり

奥書

右一卷三條實隆入道逍遙院堯空眞跡也臨于此卷書寫畢

公　頼

右以濱田侯本挍合畢

# 狂哥合 永正五年正月二日 衆儀判後日加判者詞

一番　左

今朝てらす日なたほかうに貧乏の神代の春や立かへる覧

右

ふる年の疊たゝきてしきなむか風呂のほこりも春や立らん

右方申云。左哥。今朝てらすひなたぼかうあたゝかにして。貧乏の神代の春立歸るらむこゝろ尤よろしく聞え侍り。左方申云。右哥ふる年の疊たゝきてほこりのたつ春。いひしりて聞え侍るを。このしきなんと侍るは。人の名にや。世にきこえ侍らず。仍哥合の例に任て。かたがた左の勝たるべきよし申也。

此十番の哥合は。初春の比。世にそむける貧客どものつれ／＼のあまりに狂哥をよみて。左右にわかちつがひ。おなじく方の人の申詞をしるし付侍るなるべし。當座の襃貶。兩方の難陳ことをはり侍りぬ。然をなを勝負のことばを加へ侍るべきよし衆中の嚴命に侍り。予とし老て後。み山の朽木にのみうづもれはてゝ。詞花言葉の色をたび／＼いなみ申といへ共。しゐて是をしるすべき由せめられ侍れば。とても狂哥の躰にまかせて。首尾顚倒の物ぐるをしきあしでを書付侍るべし。抑貧乏の神代の春に立かへる心。めづらしく見え侍り。又ふる年のたゝみたゝきて。ほこりのたつ春。いひしりて侍れども。しきなんといふ人の名。世にみえ侍らぬよし左方難じ申され侍る。尤にては侍れども。狂哥なれば。かゝる人しれぬ名もかへりて其興侍らんかし。をしはかり思ふにも。所につけて風呂もりなどする人の。ふるとしの風呂をたきて後。春をむかふる結構に。むしろたゝみ打たゝきて。しきなむと名におふかほして侍る。立春の景氣みる心地して。興ある姿に侍り。一番の左うた。まけに定侍る事も。其例なきにあらざれば。年のはじめの雅宴にことをよせて。貧乏の神は。かたよりても侍れかし。この御神の氏子は。世に多く侍らむなれども。さのみ信仰の人は稀にや侍らん。此老法師も冨貴を求むるにはあらねども。貧乏このむまでの変はなき身にぞ侍らむ。諸道のさまたげといふ事も侍れば。かた／＼件神風よりも。風呂のほこりたちまさるとや申侍らん。仍以〻右勝に定申侍るべきなり。

二番

左

春立といふはかりにや 三さいのときも霞てけさは見ゆらむ

右

節分にはけそこなひてふる衣きたる春こそおかしかりけれ

右方申云。左うた。すがたよろしく。首尾いひしりてきこえ侍るも理なり。彼名哥の五句。そのまゝ侍ればなるべし。余にいかゞ。陳云。狂哥には。態此風を用侍る也。

左は。拾遺集の巻頭のこゝろ詞その儘にて。三さいのときも。かすみてみゆると思ひをのべ侍る。宜姿に侍り。右は。節分の百鬼夜行といふ物。よろづの古物のあまりに年をふる故に。自然の生をうけてばけ物と成て。こよひありき侍るとなり。小野宮殿節分の夜。参内せさせ給し御車の前をさまぐ\のばけ物とをり侍りけるをみつけ給しより。百鬼夜行の顯形は。侍し事とうけ給及侍る也。然をばけそこなひたるふる衣。もとの姿にて春たちけむ。誠におかしき風情なるべし。返々此衣のしたてあたらしくは侍れど。忠峯が古風まくべきにあらざれば。なずらへて可レ爲レ持。

三番

左

御禮とてむれつゝ人のくるのみぞ あたら閑居の春には有ける

右

今は世にめたと醉たる我なれと 酒かなけれは斷酒をそする

右哥も難なく。左方もよろしきよし。兩方申て持とさだめ侍りぬ。

左歌は。彼西行上人の。あたら櫻とよみ侍りし心。おかしきに似たり。世濁にめたと醉ふしたる身ながら無酒の斷酒。これも一ふしに侍り。されど餓鬼の斷食と申事にて侍れば。心ざし深からずやと覺え侍るうへ。上人の法力には。まけても侍れかしいかゞ

四番

左

錢米はてうち拂て露の身の をき所なき年をこそとれ

右

登りたさもゆるはかりに思へとも 山におひつくさしも草哉

右方申云。露の身のをき所なきさま。一ふしある躰に侍るを。露のえむの詞。秋の哥にや宜く侍らむ。陳云。寂蓮法師哥に。なげきつゝことしもくれぬ露の命いけるばかりをおもひ出にしてと侍り。秋にかぎるべからず。左方申云。山におひつきたらば。いづくへのぼりたきさし

も草の心そや。陳云。下界の人は天を望。いはゆる卅三天梵天帝釋にいたるまで。次第に上天の望あり。其上山と云は惣名なり。なを高嶺なきにあらず。難ずるに及まじきにや。

左右の難陳。共以其故ありてきこえ侍り。錢米はてかきはらひて。さすがに年ばかりとりけむ身のをき所なき貧者の心。あはれふかく見え侍るを。さしもぐさ。此山家になきては。所えたる物にて。すてがたくも侍るうへ。のぼりたさなど。旅宿のみやこをおもふ心こもり侍るにやとみえて。かた〴〵これも心なきにあらず。仍可レ爲レ持。

五番　左

世中は正月小袖けふたつをしらみ布子のうらみてそきる

右

在國も年をかさぬる紙きぬやつくりひんほうしてもみゆ覽

右方申云。古布子。他人の正月小袖をうらやむ風情。おかしくきこゆ。

左方申云。紙ぎぬのつくり貧乏。初のつらさよせありて。よろしく見え侍り。

判者も左右のかた人におなじく侍べけれ共。いさゝか意趣を申侍るべし。抑紙ぎぬのつくり貧乏したては。あたらしくみえ侍るを。衣服の類の位次をたてゝ。あらそひ侍らば。いかさまに見ぐるしきをところへとも侍れ。古布子。新帋衣の下にはかさなりがたき恨侍らむかし。さしたるあかはなくとも。布子のゑりにつき侍らむと。判者の法師のおもひたまふるはいかゞ。

六番　左

思れのほともはつかし正月のもちゐをくふと夢にみしかな

右

御硯のよそにさゝめく響をもきかぬ耳こそひんほうけなれ

左哥の。思ひれの程もはづかしといひて。もちゐくふと夢にみしかなと侍るすがた幽玄にして。餅をおもふ心ざしわりなくみえ侍れば。右のうたの是非に及ばず。左の勝に侍るべきよし。左右一同申レ之。

右御硯のさゞめくひゞき。よそにてさへきかぬ耳を恨侍る。やさしきに似たり。ことに耳のなりによりて。貧福を相し侍る事。世話に申ならはし侍る事など思ひよせ侍るも心なきにあらず。老耳のおぼろなるかた人に

は。此右の舟にとりつきたく侍を。左。涙おもひ入たるすがた、無二比類一秀逸にて侍るべし。もちゐなれがふ戀慕の思ふかくぞみて侍る。ひとりねの床の上めもあひ侍らで。初春の餘寒もいとゞ身にしみ侍て。あかしかねけむ夜のふけ行まゝにうちまどろむ程に。白雪のはだへやをらたへぬ計に。手にふれ侍る夢の名殘。おどろきもあへぬ染心の涙にむせて。しばらくはうつゝともなく。忙然としてうち返し。あかしてみれば。むば玉のはかなき夢成(衍歟)なりけり。あさましく心はづかしく。我ながら慚愧して。いひいで侍るこゝろ詞。艶にたぐひなくみえ侍り。かゝる秀哥の妙句をも。よく聞わかぬ聾耳にて。此つがひにあひあたり侍るさへ。不運の貧業に侍れは。中々しぞきて。耳を洗侍れかしと覺え侍る。いかさまにも哥のたけ。左はるかに勝るべし。

七番

左

正月は午房はかりの尾をふりていなむとせしをくゝる大根

右

いそぐにてこちをしはかれ京のときくは心もひかぬ舟出を

左哥。ことなる難なきよし。右方人をの〱申レ之。

右哥。當時の都のさま。あはれに聞侍り。左の。大根くるゝといふ事。此比世にもてあそび申狂哥に侍るべし。かゝる事の濫觴は。家々の相傳。説々もおほく侍るべけれども。先當流の口傳の一說しるし申べし。何の御代にかありけむ。かた山ざとの風ざぶらひ。きはめていやしき姿なるありけるが。大根をのみこのみてけるを。京童のにくみ笑。大なる大根をいかほどもあたへて。神變奇特をくふ人かなとほめあげて。嘲哢するをもしらず。さては我こそ大根くひて。天下無双の名人なれと高慢してくふほどに。口より血をながし。大あせ水になりて食ひたりけるを。わらひ草にしてくはせけるより。人のさしてもなき事をほめあげ。かしづきなどするを。大こんくるゝと申とうけ給及侍りしなり。右當時よろづの零落故。九重のなかも。みなあらしの山のはげしきたぐひになりはて侍りし後。禰なきがごとくにきゝをいため。□おほきおりふしなれども。猶舊里をおもふ人は。ひなのすまひとても。心とゞむる方や侍らざりけむ。あはれにいそぐ舟出侍りけり。此ともづなくり返しても。すてがたくおぼえ侍れば。左には大こんをくれずして。右い勝にさため申侍なり。

八番

左

下部とも德よ福よと祝へ共なをくひたらぬいひはわけなし

右

我なからよつひけうなるやせつらをゝしのこひても世にましる哉

右方申云。下部のくひたらぬ飯。さこそ侍るならんなれども。あまりに凡卑なる躰にや。左方申云。狂哥にとりては。首尾いひかなへられ侍るうへ。かほをしのごひて恥を忘るゝ事。世俗の風儀よろしく出侍り。

左右の申詞につき。かくもなき比興なるやせづら見所あるべからず。ことに判者の老俗愚詠に侍りけり。かたがた凡卑なる下部のすがたなりとも。此瘦顔にはをとる物やは侍らむ。仍以ㇾ左かちとすべし。

九番

左

さく梅のこかるゝかにもをとらぬは風に散くる雪の花ひら

右

我身たゝえ心得ぬと心得てこゝろえかたき世にもふるかな

右方申云。さく梅のこがるゝ花びらの色香やさしく見え侍り。左方申云。え心得ぬと身のありさまをば心得ながら世にふるならひ。こゝろ得がたき物にて過行侍るらん。狂哥ながら心あるさまにて。心えて心得がたきしもしかなと云語にかよひて。たけたかくみえ侍り。梅咲色のこがるゝ花びら。又やさし。持と侍るべきよし各申ㇾ之。

誠にさく梅の色ふかきおりふしに。雪のごとくなる白餅の花びら。こがれそひ侍る。紅色にほひみちて。類もなき花味にて侍り。優艷のすがた。有心幽玄の躰をかねて。詞と言。心といひ。尤以秀逸又なくみえけり。右哥は。幸に作者もみづから心えがたきと難じ出たる詞なれば。先打まかせ。花びらもちのいしげなる氣味をしやうくわん申侍るべし。

十番

左

三世心不可得にてはくひかたき正月もちにむせてしなはや

右

禁戒はやぶれころもとなれる身の代を五百にかふ人もかな

右方申云。三世心不可得。金剛經の要文にて侍也。むせてしなばや。年始の哥に不吉なるべし。陳云。狂哥には。祝哥不吉の用捨までは。あながちにあるべからず。又難

云。過去現在未來不可得の觀念をはなれて。向上の禪にいたらば。なむぞむせてしなばやとれがふ。第二頭なり。生死にかゝはる物か。いかゞ。陳云。むせてしなばやといふ哥句に。落て生死厭離の見性をくらまし侍るほどの眼ならば。三十棒をあたへ侍るべきなり。

左哥。彼三世心不可得事。書記錄のうへに見え侍る事なれば。今更しるし申に及ばず。されど　　　　野店の老。此餅をば何の心に黏じてくひ給ふべきぞといひけるに。つまりて絕をやきて。もちをくふ禪味を得侍し當意をおもひよせて。むせてしなばやとなし侍る。よろしくきこえ侍り。右哥も。禁戒のやぶれ衣代を五百よといへる。實にたくみにて其さまいひしれり。しかれどもすでに破戒の比丘たり。見性の古德にいかでか肩をならべ侍べき。判者も衣鉢のかた人に一味の分に侍れば。かたぐ〳〵すてがたし。此番になきては。まげても功德にな〔義有誤脫〕しからむはやぶれ衣まづたちしのびてもや侍らん。我宗門の本意。善惡勝劣をも論ずべきにあられども。しばらく哥合の法にまかせて。吹毛の難をもらし侍らぬばかりなり。あなかしこ。人數の外他の披見をゆるさるまじき物なり。

# 常盤嫗物語

大和國にときはのうばといふ人侍りける。樂み榮へて過けるが。とし頃の翁にをくれて後。子共あまた有けれども。よろづ心にしたがふことぞなき。など年つもり行まゝに思ふやう。過にしかたは扨置ぬ。老の末こそ悲しけれ。柴の編戸の明くれに。つもれる罪をもしらずして。空しくとし月すぎゆかば。我後世をいかゞせむ。朝には世路にほこれども。夕にはわれとなく白骨にいたる身をしらずして。赤白二つの膓の蟠れるをたとふれば。毒蛇にかはらぬふぜいかな。紅粉翠黛にかうべを色どりて。男女和合の愛欲は。臭きかばねをいだけり。死骨を燒ぬれば。白骨となりて野にじやれぬ。皮肉の間に亂散して。刹那のほどに離散する。惡業かたちをあらはして。正しく劒に身をさき

て。刀の林にかばねをきる。紅連大紅連の氷に閉られて。焦熱大焦熱の焔に咽ばむ事のかなしさよ。うき身のほどを觀ずれば。岸のひたひの根をはなれたる草程もなき。命を物にたとふれば。江の邊りなる捨小舟。係る無常をおもふには。若く盛の身なりとも。いとひはつべきあだし世を。ましてうばらが老の身の。かしらには雪をいたゞき。眉には八字の霜ををき。顔には四海の波をたゝみ。目には霞を立籠て。耳もきこえず口かはき。息はあらくて歯は落ぬ。こしは梓の弓をはり。立居る姿の耻しや。肌はあらくて膝よはく。たをれがちなる侘しさよ。甲斐なきいのちながらへて。子どもにみゆるもはづかしや。念佛申て死なばやと。嫗は俄に思ひ立。願ふ衆生を迎へとらむと。誓ひをたてゝおはするか。誠さもあらば。嫗がしわざを御覽ぜよといふまゝに。手水うがひするよりも。西にむかつてふしおがみ。南無や西方彌陀如來。嫗を極樂へぐしてゆき。よからむ緣をたづねつゝ。ありつけ候へ彌陀佛。夜とともに念佛すれば。のどかはきてかなしやな。あらお湯ほしや彌陀佛。湯でも水でも少したべ。是につけても急ぎつゝ。淨土へ疾して參らばや。あみだよ〳〵とよばはれど。惣じて佛のおはせぬか。佛の耳のきこえぬか。うばらが聲の及ばぬか。人ためならぬ嫗ををき。こと人をばしむかへたまふなよ。世の人往生するときくならば。うばにはながくうとまれて。しらせ給ふな彌陀佛といひければ。子どもは是を聞からに。あはれなるとはいはずして。にくみけるこそおかしけれ。うばが念佛申きけ。極樂淨土にせきあらじ。高聲せずと骨不折に。心の内に申せかし。あなかしましや年寄の。よな〳〵ごとの高聲やとて。申せどすゝむる子はなくて。せいする

ことこそ悲しけれ。をのれらあまたそだてゝは。老の行末かゝらむと。たのしびしことは飛鳥川。明日をもしらぬ此嫗を。哀とおもはぬはかなさよ。朝夕付添あつかへと。いはゞこそ憎からめ。十日に一度いかなれば。かゝる齢の老の身を。などかみるめのなかるらむ。昔のはくゆうは。其打杖のよはき事を悲しびしぞかし。況まさしく木をきざみ。母のかたちと見し事も。今更哀ぞまさりける。父母恩重經のことはりを。哀子共に聞せばや。父を害せし悪王は。むかしもためし有しかど。母の乳房のをんあひを。いかで愚におもふべき。斯は思へどこれも又。子共のためを思ふなり。唯彌陀をこそとなへなめ。さても老後のならひとて。ものねがひこそ隙なけれ。子共が所はちかけれど。よぶことなければ。南無あみだ。あらさびしさ悲しや南無阿彌陀佛〳〵。酒がなのまん。あら腰いたや膝いたや。のどかはきや南無阿彌陀佛〳〵。子共はいかゞ暮居つゝ。おかしきことをねむじつゝ。嫗が願をきかむとて。耳をたてゝぞ聞にける。いもがなくはむやは〳〵と。柿がなくはむあま〳〵と。やきたる餅のさねもなきを。堤節にからみてくはばやな。白米がなひめにして。湯をものまばやしな〳〵と。ゆやかうじ橘けんざくろ。栗柿なつめ梅すもゝ。りむごやなしやくはゞやな。びはや山もゝ山いちご。榎の實も拾ひくはゞやな。あだきなや。あをのりわかめくひたやな。歯は落うせてなけれども。はじゝをもつてあいしらひ。もときり昆布がなしはぶらむ。あをのりあまのりとつさかのり。よろづのかいさうくひたやな。南無阿彌陀佛〳〵。あらくるしや山のものにとりては。ところさわらびくずの根。まつたけひらたけなめすゝぎ。かのしたしゐたけしめりた

け。くりたけねずみて月よたけまでもくはゞやな。扨またうをのほしき事。たとへむかたもなかりけり。鯉ふなわかあゆますうぐひ。ぶりたいすゞきいかめしく。思ひのまゝにくはゞやな。しゝとりうさぎまみむじな。かはいりにしてくひたやな。あはびやさゞいにしはまぐりもあらほしや。さのみいふもはづかしや。かいもちひこそいづれより。片時へむしもわすられね。あらあぢきなや。南無阿彌陀佛。念佛申身なれども。くうのもむじがたへせねば。せつのほうともいひぬべし。わかくてのみし茶もほしや。ちやのこもさらに忘られず。すいせんうどむまんぢうひやむぎ。うむさうやうかんあぶらもの。ひきぼしいりつけうけこぶくはゞやな。いにしへくひしものども。わすらればこそ彌陀佛。南むあみだ佛〳〵。子共あまた有けれども。とぶらふ事はあらばこそ。何しに子共をそだて置。今はうらみのたねとなりけむ。うばらが若く盛りなりし時。子共がおさなくありつるに。ねがふことはなけれども。ほしさうなる物をば。たづねもとめてくはせしに。うばらがかほどねがふには。あれども惜きくればこそ。子共おもひし心ざしの。かたはしほども思へかし。九夏三伏のなつの日は。まくらをあふぎて乳をふくめ。涼しき風を子にあてゝ。玄冬素雪の寒き夜は。濡たる床に我は寝て。厚き衾を子にはきせ。風をもあてじといたはりしに。係る恩をば忘れはて。嫗をばよそになしはてゝ。人すまぬ所々にをしこめて。ひこらがにくむもわびしきに。とくして浄土へまいらばや。灯火による夏のむし。笛の音による秋の鹿。其外地をかける獣鳥までも。子を思ふこそよしなかりけり。淵にも瀬にも身をなげて。死なばやと思へども。廣大慈悲の釋迦だにも。八十

一にて入滅し給ふ。うばらが九十にあまるまで。いきたるもげに耻もなし。しひてふ無碍の理をときし文殊の智恵もをとらじな。りさうむげんの經をとく。ふげんぼさつも餘所ならず。子共がにくむもことはりなり。かくはおもへど酒ほしや。鯉がな鯽がな煮てくはむ。秋の夜ながき夜もすがら。春の日ながきひねもすに。片時へんしもわすられず。まどろめば夢に見え。覺れば面影にたちて物ほしや。よぶかよぶかと待けれども。そらしらずして過ぬれば。嵐木がらし身にしみて。えぞこらへねばうちふしぬ。あしげの馬にはあらざれど。またはみかへり／＼。足手も強く成ほどに。一日に百里も千里も行つべし。かくうらみて思へども。子共や孫があるならば。虎ふす野邊のはてまでも。などかありきてゆかざらむ。おく歯もきばもまだあれば。青梅かちぐりくひつべし。めよせてきかせむ人あらば。さうかうたふべし。燈火くらき陰にても。こはりのみゝも入つべし。人のひはうを思はずは。竹馬にむちもうちぬべし。あまり居たるもわびしさに。まさりがほなる風情にて。門へあそびに出たれば。わらはくはじやばらどつと笑ふぞや。あらくるし。南無阿彌陀佛／＼といひつゝ。うばは大きにはらをたて。さるがくでむがくが物ぐるひのやうにといひてたちかへり。盥の水にうつりたる。姿をみればげにもまたおそろしや。鬼のひぼしにことならず。佗人のつくりしにあらねども。まばらに見ゆる麻衣。きてもかひなしと音をぞなく。柴の編戸に立歸り。思ひの涙を流せども。哀ととへる人もなし。南無阿彌陀佛／＼。賤のを手卷くり返し。むかしは今にかへらねども。思ひ出てもかひぞなき。過にし源氏の大將の。わりなくしのびし藤壺の。今いくよ

とか恨けむ。かしは木の右衛門督。みずもあらず見もせぬ人をおもひそめ。をよばぬ枝の色ふかき。身をいたづらになしはてゝ。をきてゆくいづくの露とまよひしに。空にうき身の消ぬらんと。の玉ふ聲を聞さして。出にしほどの玉しゐも。身をはなれてや御袖に。とまりぬらむとしたひける。其曉の衣々の。思ひにも劣らじな。今のうばらが念佛となふる心のわりなさは。人しれずのみ恨みわび。又或時はむさしのゝ。草葉の露ぞ身をやどす。ひとかたならぬ大麻の。曳手あまたの其中に。伊勢齋宮の御事は。ねひとつばかり月影に。丑みつまでの御契り。君やこし我や行けむの返事。かきくらす心のやみに。まどひにきと。かたみにかけし御情に。阿彌陀も嫗等をおもへかし。薫大將のしげみをわけて。たづねとへりしなき人の。そのかたしろにすへをきし。匂ひもかほるもわかず

して。契りそめにし曉の。立はなれなばしぬべしと。情をこめて橘の。小嶋が崎の舟のうち。川よりをちの中やどり。のどけきほどの春の日に。みれどもあかずかたらひて。終にうき身は兎道川の。底の水屑とおもひ立。涙に沈みし夕暮も。嫗等がたもとにをとらじな。酒ほしやのどがはきや。霞を分て行鴈も。秋は歸るならひあり。嵐の風にちる花も。又こむ春のたのみあり。けてしばらくとゞまらぬは。うゐてんぺんのさとしかや。さてもかひなき黒髮の。今年は白くなりにけり。宵の鏡を今朝みれば。老ほどつらきものあらじ。過にし昔を思ふには。さながら夢の心ちして。ねられぬ夜半の手枕に。落る涙ぞとゞまらぬ。うばが盛のかたちをば。あらしになびく女郎花。露にしほるゝ瞿麥の。木高き峯の藤のはな。霞の中の樺櫻。谷より出るうぐひすの。羽風に靡く青柳の。まゆのうちな

るしら菊の。うつろふほどの歎冬の。さかりの露のこぼれたる。夕に思ひ出るといひしものを盧橘によそへても。むかしおぼゆるかたちぞと。さすがに人めや見るめぞよ。今は子共に憎まれて。花にたとふる人ぞなき。春の花とも身をおもひ。秋の月ともひかりをあらそひし身を。いまは子共に憎まれて。闇のにしきにことならず。嫗等若くありし時。人をもこひつ戀られつ。または心盡しの人々は。業平實方光君。大内おほやけへもめされつゝ。玉の床にもねしものを。長生殿の夜半に出。比翼連理の契りまで。後世かけてかたらひし。そのいにしへもわすられず。咸陽宮にあらねども。窓うつ雨ぞかなしけれ。小野小町が衰へしに。かはらぬ嫗が有様に。百官万民ことごとく。あふがぬ人もなかりしに。玉樓金殿の床の上にしてかしづかれ。月卿雲客にうやまはれしも。唯夢とのみぞ覺ゆる。たいなむざんの春の花。せいりやう殿の秋の月。げいしやうはくばのしらべまで。物あつかひはせしぞかし。うらなし。みゝなしたかあしだ。くつやしたうづはきしかど。今は子共にかゝればこそ。そびらかけをだにみつけえず。うむげむかうらいあやにしき。せんのむしろもしきしかど。今は子共ににくまれて。破れむしろにふしたれば。あらやいぶせや身もいたや。狐の皮がな二三枚。責て鼬の皮もがな。たとへ鼠の皮なりと。えさせたりせば背ごとに。脊中ばかりにあてゝねむ。朧月夜にあらねども。しくものもなき姿かな。ひじきものには袖をして。葎の宿に寢もしなむ。小野小町にあらね共。みづから野べやをくらまし。いや〳〵わかれし娑婆世界。これもおもひて何かせむ。阿彌陀佛の左右の弟子。觀音勢至菩薩たち。嫗を導き給へ南無阿彌陀佛と唱へつゝ。高座に

のぼり念誦して。西に向ひて伏拜み。やがて臨終正念にして。紫雲忽棚引て。音樂空にあらたなり。華降異香薰じつゝ。往生疑ひなかりけり。後の世までも書とゞめける。ときはのうばこそめでたかりけるく。

# 精進魚類物語 一名魚鳥平家

祇園林の鐘の聲。きけば諸行も無常也。沙羅雙林寺の蕨の汁。盛者ひつすひしぬべき理をあらはす。おごれる炭も久しからず。美物を燒ば灰となる。猛き猪も遂にはかゝるもの下の塵となる。遠異朝をたづぬるに。獅子や象。豹や虎。これらは皆人主の政にも隨はず。或時は人を損じ。或時は獸を害せしかば。つゐには人の爲にもとらはる。又ちかく本朝をたづぬるに。山の猿。里の犬。ことひの牛のそらだけり。荒たる駒のいばえ聲。これらはみなとりぐなるといへども。まぢかくは越後國せなみ。あら川。常陸國鹿島。なめかた。凡北へ流る河を領知しける鮭の大介鰭長が有樣を傳へうけ給るこそ心も詞もおよばれぬ。去る魚鳥元年壬申八月一日精進魚類の殿原は。御斯の大番にぞまいり

ける。遲參をば。鬮番にこそ付られけれ。折ふし御斷は。八幡宮の御齋禮にて。放生會といひ彼岸といひ。かたべ\御精進にてぞ渡らせ給ひける。こゝに越後國の住人鮭の大介鰭長が子共に。鯔の太郎粒實。同次郎鮞吉とて兄弟二人候しをば。遙の末座へぞ下されける。こゝに美濃國住人大豆の御斷の子息納豆太郎糸重ばかりをぞ御身近くはめされける。鮭が子共腹を立て。一ッはし申て。殿原にあぢはゝせむと思へども。父大介に申合てこそ火にも水にも入らむずとて。干鮭色の狩衣着て。山吹の井での里へぞ下られける。其夜も明けぬれば。駒に鞭をあげて。夜を日について打程に。同八月三日酉の一てむには。越後國大河郡鮭ノ庄。父大介の舘に下着する。兄弟左右に相並びて畏て申けるは。われら此間大番近習の爲に上洛仕候しかども。大豆の御斷の子息納豆太太郎に御心を移し。御目にもかけられず。剩耻辱におよび。末座へおひ下され候間。當座にていかにもなり。火にも水にもいらんと存候しかども。如斯の子細をも申合てこそと存候つる間。是まで下向とぞ申ける。大介此事をきゝ。赤かに腹をたてゝ。我等が一門中には。北陸道。ゑぞが千嶋まで。北へながるゝ川をば。我等がまゝに管領すれば。國に不足はなけれども。御斷不便と仰あればこそ。子どもをも進せたれ。人も人々しく納豆太ほどの奴原に。思召かへさせ給はむには。番にもられても何かせむ。鰭長年七十にあまりて。いく程ならぬ世中に。己故に物を思ふこそ口惜けれ。よはひ顏馴につけ。うらみ伯鸞におなじ。是につけても故御斷の御事こそ思ひ出さるれ。惣じてこの君は。御心こはき御斷にて。年ごろの我等が申事をも御承引なく。又諸國の受領。撿非違使。大名。小名にも。白

衣にて中帶ばかりに。曳入烏帽子にて對面し給ふも心得ず。哀此御斷の兄御前のらくい腹に。栗の御斷とておはしますこそ。御心もこまごまとしておはせしかども。それはもとより御身ちひさく渡らせ給へば。我等が奉公仕べきやうもなし。又君に仕へ奉るには。禮を以て本とすといふ事あり。人の身として兩君に仕へざるは。忠(皆イ)人の法なり。されば我等が。又人をたのむべきにもあらず。就中此御斷の先祖をたづね承れば。天地開闢し。生あつて種くだり。稻田姫の御腹にやどり。世に出させ給ひしより以來。伊勢天照太神宮のかりのつかひ。賀茂の御祭のみつぎ物。腹赤を奏する節會まで。魚類をもつてむねとする。仙人の琪樹は。冷して色なし。王母が桃花は。紅なれども芳しからず。かゝる非情の草木までも。分々に隨て德をほどこさずといふ事なし。まして我等が先祖譜代の從類として。いかでか君の御爲に不忠を振舞べき。か樣におぼしめし捨られまいらすれば。けふより奉公ふつと無益とおもへ共。故御斷さしも見はなつなと御遺言ありしかば。それにぞしばらく思ひとゞまる。たゞ何としても。世間の示しの御斷となり給ふこそ心も詞も及ばれね。其儀ならば魚類の一門を催して。精進の奴原をうちほろぼし。われら御斷の御內に繁昌せむ事。いと安き叓なりとて。鰹房十連を指遣て。國々へぞ觸られける。その時馳參人々には誰々ぞ。先鯨ノ荒太郎。鯛の赤介。鰐の大內權介。さちほこの帶刀先生。石持の大介。大魚伊勢守。鮭大介。嫡子鯆太郎粒實。同じき次郞鰯吉。鱧長介。鯇冠者。鰆藤五。ひらだの左衞門。をいかはの左京權亮。いさなごの源九郞。うるりの平三郞。太刀魚の備後守。鯖刑部大輔。鰆の判官代。螺出羽守。ぎゝの左少將。も

ろごの兵衛尉。池殿の君達には。美鯉の御曹司。小鮒近江守。同山吹井手助。熊野侍には。鱸しらはすの左大忠。宇治殿の御内には。鮒介が一族に。白鮠河内守。王餘魚中務。鯰判官代。鰆右馬允。すばしり鯏鯐法師。柳魚新兵衛。鰱尉。鱒陸奥守。かいらぎの大藏卿。鮪介が子どもには。鯸の冠者。生海鼠次郎。鮎入道。魚鮪源六。あむかうの彌太郎。大蟹陰陽頭。あふらぎ。目戴。土長。飛魚。蛸入道が手に相したがふ者共には鮑。烏賊魚。小蛸魚。鰡の太郎。ひいをの源太。鮃又太郎。鰔藤三郎。鰀源三。ぶりの大隅守。鮫冠者。飯尾鮮介。守宮十郎。海老名の一族。此外。山のうちの殿ばらには。獅子。麒麟。犲。猿助。まみの入道が嫡子狢太郎。猪武者のそばみち。兎兵衛穴熊。鳥の中には鳳凰。鸚鵡。鶺鴒。うつほ鳥。呼子鳥。鷲。角鷹を大將軍として。金烏大納言。鵟侍從。鵠大江尉。郭公中將。鶯少將。鷭中納言。鴨五郎。鶴次郎。池上の鷺五郎。鳩。鶺。かひつぶり。鵤左近允。ながはしの宗介。侍大將には。飛鶚判官。鵯隼人佐。鶉の小三郎。隼右衛門督。鶏雅樂助。白鷺壹岐守。鷲新五。鶏新六。山鳥別當。山柄注記。水鶏主殿允。鶫左衛門。鷹のとゝやの頭。梟目代定觀。斑鳩源八。松むしり。こがら。四十柄。鶴又三郎。雀小藤太。鵙陰陽助。つゝ鳥。小鳥。鶉鶏を先として。以上その勢二万五千餘騎。魚鱗鶴翼の二陣に群て。官軍旗をなびかし。はげしき程の亂なり。凡四足の物ども。いづれも勝劣なかりけり。かゝるほどに。南都北京の貝のかたへもきこへければ。我等も海に生をうけたればまいらではあしかりなむ。いざや赤介殿の御供仕らむとて。艶貝どもまいりけり。春は三吉のゝ仙家の昔を忘れぬ櫻貝。夏は泉の雀貝。秋は萩が花さし蘇芳貝。冬は時雨の音たてゝ。ね覺がちなる板や貝。たま〳〵まち

得て契る夜は。あはれをそふる烏貝。世をいとへども尼貝の。おもひたえたる簾がい。とし老たればうばがいの。女貝こそせいしけれ。山臥の腰に付たる法螺貝の。友を促すばかりなり。[illegible]の名を聞もおそろしきは。鬼がいの おどしかけたる鎧貝。總角かけてぞやさしかりける。石の中なるせい／＼を。かき集てぞまいりける。棹鹿の星の光はかすかにて。しかも海上はくらげなり。その／＼しそくは持ながら。狐ばかりぞ火はとぼす。貂の目のやうにぞ赤かりける。かゝる處に哀なる事ありけり。鯛の赤介は。後見の鮃鯆の入道を近付て のたまひけるは。味吉は沖の昆布の大夫のむすめ。礒の若和布をむかへて。妻とたのみて。幾程なくて。此大事出來たり。昆布大夫といふは。精進のかたには。宗との物ぞかし。新枕せしその夜半は。すゑの松山はる／＼と。波こさじと。互に契りしことの葉は。卓文君にもをとらず。偕老同穴の契り。鴛鴦比目のかたらひあさからず。いかにせむとぞの給ひける。鮃鯆畏て申けるは。生死無常のならひ。有爲轉變の世間。釋尊いまだ旃檀の烟をまぬかれ給はず。はじめあるものは終りあり。逢ものは定りて別離の愁にあふこと。今にはじめぬならひ也。されば人間の苦の中にも。五盛陰苦求不得苦愛別離苦と說れたり。就中弓箭とるものゝ。二心あらむなど。覺しめさむ事 口惜かるべし。そのうへふるき詞の候ぞかし。唐土の虎は毛をおしむ。日本の武士は名をおしむとこそ申つたへて候へ。疵を當代に始てつけ。そしりを後葉に遺さむ事。家のため身のため 口惜かるべし。世しづまる物ならば。いかなる波の底にても。めぐりあはせ給はぬ事よも候はじなど。樣々にこしらへいさめ申ければ。赤介げにもとや思ひけん。むかへ

ていくほどもなくて。磯の若和布を昆ぶの大夫もとへぞ送られける。その時わかめ。一首はかくぞ詠じける。

なみたより外に心のあらはこそ
　思ひはわかめ後のちぎりを

赤介もとりあへず。かくぞつらねける。

忘れしと思ふ心のかよひせは
　一なと二たひの契りなからん

かくて送るほどに。赤介猛き武者と申せども。泪は空にかきくもり。むかし王昭君を胡國の夷のためにつかはされし時。胡角一聲霜後夢。漢宮万里月前腸など詠ぜしこと。今さら思ひしられて。むかしの人の別までも。おもひつらぬれば。あかぬ別にぬるゝ袖。かはくまもなき旅衣。泣く〳〵奥へぞ下されける。よそのみるめまで。みな鹽たれてこそ見えにけれ。又赤介は。もとするめの腹に六になる子の有けるを近くよびよせて。汝をばいかにもして。御断の御見參にいれんとぞ思ひしかども。今此大事出來る上は力不及。さればいかならん岩の碕。波の底にもかくれゐて。世しづまるものならば。あらはれ出よといひ含て。父の鯛の乳母ご。駿河國高橋庄知行する伯母の尼鯛のもとへぞ遣されける。かゝる程に武者共鎧を着。甲の緒をしめ。馬に乗出立たり。鮭大介鰭長が其日の裝束には。しかまのかちんの直垂に。刺鳥おどしの鎧着。同毛の五枚甲に。鷹角うつてぞ着たりける。廿五指たる鴾の羽の箭頭高にとつてつけ。小男鹿の角はず入たる弓の眞中にぎり。烏毛馬のふとくたくましきに。熊の革づゝみの黒鞍置てぞ乘たりける。子息鮞太郎粒實。同次郎弼吉。前後左右にぞ打立ける。鯛赤介味吉。その日の裝束には。水文の直垂に。宇治の網代に寄ひをどしの鎧。草摺長にさくときて。同毛

の甲の緒をしめ。三尺五寸のいか物づくりの太刀をはき。廿四指たるうすべ尾の矢頭高に取てつけ。我爲まつこだいの弓のまなかにぎり。白波蘆毛の駒に。洲崎に千鳥すりたる貝鞍をきてぞ乘たりける。けふをかぎりとや思ひけん。年ごろの郎等金頭太郎に。しやち鉾をもたせて召具したり。かくて奧の方を見わたせば。おびたゞしく物の光てみえければ。赤介あれは何ぞと問ければ。金頭申けるは。あれこそ一切衆生の御菜と成てまいらぬ人も候はぬ鰯水にて渡らせ給ひ候へと申ければ。さてはわれらが氏神にてわたらせ給けるやとて馬よりをり。三度禮拜して。南無八幡大菩薩と祈念して。ゑびらの上指より鯖の尾の狩俣抜出し。鰯水にぞ奉りける。かくて出ける所に。年四十計なる物の色黒かりけるが。すこし長き馬に乘て。をくれ馳して來れり。大介あれはたれといひければ。手綱かひくり。弓杖にすがり。大音揚て名のりけり。是は近江國住人犬上河の惣追補使鯰判官代とぞ申ける。など今まで遲參ぞとの給ひければ。さん候。鱣馬に轡をはめむく〳〵として候つる程に遲參なりとぞ申ける。さるほどに國内通解の事なれば。精進の方へぞきこえける。戒餅の律師。四十八人の弟子を召具して。あたゝげの御所へぞまいられける。御所此よしを聞めし。大きに驚かせ給ひて。本人なれば先納豆太に告よと仰ありければ。律師が弟子けしやう文といふ物をもつてつげけり。折ふし納豆太。藁の中にひるねして有けるが。ね所見ぐるしくや思ひけん。涎垂ながらかばとおき。仰天してぞ對面する。けしやう文此由委く申ければ。納豆太その儀ならば精進の物共促せとて。鹽屋といふものをもつて。先身ぢかくしたしきものなれば。すり豆腐權守

にっげけり。道徳といふ物みそかにはせめぐりて催けり。先六孫王よりこのかた。まむちう。素麺をはじめとして。蒟蒻兵衛酸吉。午房左衛門長吉。大根太郎。菁次郎。蓮根近江守。大角山城守。渡邊黨には蘭豆武者重成。茗荷小太郎。薊角戸三郎いらたか。笋左衛門節重。納豆太郎糸重。甥の唐瞽太郎。同次郎。味噌近冬。荒新左衛門。獨活兵衛尉。蕗源太菩吉。蕎麥大隅守。薯蕷藤九郎。芋頭大宮司。煎大豆唉太郎。こたうふの權介。實苹新左衛門。河骨次郎秋吉。昆布大夫。荒和布新介。青海苔。昆布。苔。雞冠。雲苔太郎。山葵源太。芸五色太郎。松蕈壹岐守。樹中の上﨟には椎少將。棗宰相。桃侍從。栗伊賀守。大和國住人熟柹冠者實光は。柿の蓋ばかりの所領とて。乘替一騎もひかざりけり。柘榴判官代。枇杷大葉三郎。弟の柑子五郎。橘左衛門。李式部大輔。梨江藏人。松茸太郎。熊野侍には柚皮庄司糂太左衛門。青蔓の三郎常吉を始として。以上其勢五千餘騎。久かたや雲の梯引おとし。分取高名。我も〳〵とおもはれける。中にも蒟蒻兵衛酸吉。氏神のはじかみへまいりて。酸吉が今度のからき命をたすけ給へと。終夜わが身の藝能をつくして。さま〴〵のなれこまひなどしけるが。管絃の具足や忘れけむ。しやうがばかりしたりける。さる程に納豆太。敵は大勢也。縱討死するともはか〴〵しからじ。要害にかゝらむとて。美濃國豆津庄へぞ下ける。かの所と申は究竟の城郭也。おぼろげにて落べきやうもなし。それをいかにと申は。青山峨々として。不破の關につゞき。伊勢路をさして遙也。青陽の春くれば。ゆう〳〵たる遠山に。霞の衣たちかさね。紫塵。懶蕨。こゝやかしこにおひ出る後にはあしか。洲俣。くゐ瀬川。三の大河ぞながれたる。東岸西岸柳。遲速不レ同。南枝北枝の風

冷しく。寄くる白波は。舊苔の洗髮。川のおもてには亂ぐゐ。逆もぎをひき。上下には大綱小綱をはへたれば。いかなるはやりおのしら鮠なども。たやすくとをるべきやうもなし。そのうへには。獅子がき。くゐがきをゆひたて。ひだや鴨子を用意する。かゝりければ。武者共既によするど聞えしかば。兵うつたち出たり。龍櫻の八陣をかまへ。當時漢王の七十餘度の戰に。秦王破陣樂を奏するも。いかでかこれには勝るべき。納豆太。その日の裝束には。鹽干橋かきたる直垂に。しらいとおどしの大鎧。草摺長にさくときて。梅干の甲の緒をしめ。かぶら藤の弓のまむ中にぎり。磯のかぢめをめし寄て。きたはせたる青蕪を。十六までこそ指たりけれ。五きにあまるむぎ大豆に。前後の山形には。陶淵明が友とせし。重陽宴に汲なれし菊酒に。さかづきをとりそへたる所を。みがきつけにしたりける。金覆輪の鞍をきて。ゆらりと乘てうち出たり。甥の唐醬太郎。これも同裝束にて。河原毛の馬にぞのつたりける。煎大豆喉太郎。自然のことあらば。腹きらむずるおもひにて。おどりばねするごまめの五さゐなるにぞのつたりける。さるほどに。五聲宮漏明なむとする後。一點の窓灯消なんとする時。大手搦手に寄來り。一度に時をつくり。大音揚て名のりけるは。遠くは音にも聞つらむ。近くは目にもみよかし。極樂淨土にあんなる孔雀鳳凰には三代の末孫。戀しき人に逢坂にすむ鷄の雅樂助長尾と名乘て。ほろ袋を敲てたゞかけろ〳〵とぞ下知しける。城の中にも是をきゝて。納豆太あぶみふんばり。つ立あがつて。大音あげて名のりけるは。神武天皇より。このかた。七十二代の後胤。深草の天皇に五代の苗裔。畠山のさやまめには三代の末孫。大豆の御斬の嫡子納

豆太郎糸重と名乗て。二羽矢の味噌蕪をうちくはせ。よつぴきつめてひやうと射。雅樂助長尾がほろぶくろ。ふと射とをし。次に立たる白鷺壹岐守が細頸。あやうく射かけて。後なる大角豆。畠山にこなりしてこそたちたりけれ。かゝる所に鯿太郎粒實。進出て申けるやうは。たゞ今よせたる物をばたれとかみる。今度謀叛の宼長。遠は音にもきゝつらん。近くはめにもみよかし。大日本南閻提正像二天はさてをきぬ。大通知勝の世と成て。二千餘年ははや過ぬ。自爾以降天神七代にいたるまで豐葦原の中津國五畿七道をわかたれし。王城より子の方。北陸道越後國大河郡鮎の庄の住人。鮭の大介鯖長が嫡子鯿太郎粒實。生年積て廿六歳にまかりなる。われとおもはむものは。押ならべてくめやといひて。ゑびらのうはざしより。鯖の尾の狩俣ぬき出し。能引つめて放矢に。芋頭の大宮司かしら射わられ。馬より下に落にけり。芋が子共引しりぞき。いかにせむとぞなげきける。燻大豆喉太郎是をみて。合戰に出る程では。それほどの薄手おひて。さのみ歎くかとて。腹の皮をきつてぞ笑ける。芋が子共これをきき。にくき物共のいひ事かな。合戰に出る程にては。死せん事をば歎かねども。見放すべきにあらねば。かやうにあつかふぞかしといひて。御前なる瓶に酒の殘りの有けるをとりて。喉太郎が面にいかけたり。頓而にが／＼として酢むづかりにぞ成にける。そののち大宮司世にくるしげなる息をつき。鬚かきなでの給ひけるは。われはたけ黑を出しより。命をば御断に奉る。かばねをば龍門原上の土にうづみ。名を後代にあげむと存せしなり。しかしによて此疵をかふむる。これにてたすかる事はよもあらじ。たゞ跡に思ひ置事とては。そゝりこ

の事ばかり也。我いかにもなりなむ後は。すりだうふの權の守をたのむべし。始より今にいたるまで。なさぬ中はよからぬ事なり。かまへて〳〵權の守にたのむべしとのたまひければ。嫡子黑ゆでの太郎是をきゝ。我等も弓箭とる身にて候へば。けふあればとて。明日あるべしともおぼえず候。乍去そゝり子は權の守に申つくべく候と申ければ。大宮司是をきゝ。ずいきのなみだをぞ流されける。御料是を御覽じて。かくぞ詠ぜさせ給ひける。

このいものはゝいかはかりはかるらん
　にたる子ともをみるにつけても

其後は弓箭刀杖の庭に歩みを運といへども。觀念の床に心をすまし。輪廻得脱の不可思議なる所を覺りて。魚鳥元季八月廿八日の寅の一點には。終に空くなりにけり。城の中には。大宮司射ころされ。むねん申ばかりなし。渡邊黨の者共。薗豆武者重成。茹角戸三郎をはじめとして。深澤の芹尾の太郎。覆盆子。れいしなんどの究竟の手だれの精兵。荒馬乘の大力。同心にばつと掛出て。さしつめひきつめ射けるほどに。鯛の赤介は。ひれの所を篦ぶかに射させて。馬より下へぞ落にける。後見の鮓鰤の入道つとより。魚頭を膝にかきのせて。今生におぼしめし置事候はゞ。鮓鰤に委承候べし。さだめて北御方。少き人々の御事をぞおぼしめし給ふらむ。それは鮓鰤かくて候へば。御心易覺しめせと申ければ。赤介。鬚かきなでての給ひけるは。人の親の心はやみにあらねども。子を思ふ道にはまよふならひぞといふ。誠に理なり。顏花忽盡春三月。命葉易零秋一時。いまさらなげくべきにあらねども。少き者どもの哀思ひつらぬるに。安き心更になし。いかさまよみぢの障ともなりぬべし。只今黃泉中有の道に趣

きて。親きも疎なるも。たれか伴ひて行べき。鮃鮪かしこまつて申けるは。人の親の子をおもふこゝろざしの深き事。蒼海も不及。五岳も跡をとめがたくは候へども。親を思ふ子は。まれなるならひなり。されば經にもとかれたり。諸佛念衆生。衆生不念佛。父母常念子。子不念父母とみえたり。少愛の人々の事おぼしめすも理也。夜の鶴の籠の中になき。燒野の雉子の徒に身をほろぼす。かゝる禽獸鳥類までも。子をおもふはならひなり。されども鮃鮪かくて候へば。少愛の人々の御事は御心易おぼしめせ。たゞ後生を御たすかり候へ。人の身には後生ほどの一大事さらになし。今度三途の故郷を出ずば。又いつの時をか期せむ。あひ構て〱後生を御ねがひ候へと申ければ。赤介さらば後生の爲に六道講の式を聽聞せむといひければ。鮃鮪急ぎ鯑法師を一人請じ。六道講の式を讀せけり。その式に曰。謹敬て一代のかます。はへ。むつ。かれゐ。ゑゐ。鰯水の大明神に申て言。夫何の世々にもあひがたき鯰經にあふ叓を得たり。無端も此鯖世界をふり捨て。或は入道いるかとなり。或は鯑法師となりて。此魚を網地獄に落す事なかれ。第一に地獄道といふは。以外にくらげなり。たすけよと蛸の手をするめけ共。ゑゐといふこのしろもなし。第二に餓鬼道といふは。面の赤き叓いりゑびのごとし。頭の細き事盤のひげに似たり。腹のふとき事ふぐのごとし。第三に修羅道といふは。太刀魚を以てきられ。さちほこを以てさゝれ。如斯苦患。未來永劫にもうかびがたし。天の羽衣まれにきて。撫ては必つきぬべしといへども。一たび惡趣におもむけば。うかびがたし。かむにしくついり。きゝうを。いつゑさい。鱰。海鼠。成佛道とゑかうしければ。僅に息ばかりを。すい

り〱とぞしたまふ。されどもいかなる罪のむくひにや。うしをにといふ物にぞなられける。それにて御料は。くはれさせたまひけり。おそろしかりしためしとぞきこえける。さる程に糂太左衛門は。赤鰯の首取て。分取高名は我一人とのゝしつて。御料の御前に高座してぞ座したりける。御断是を御覽じて。糂太左衛門が高座の振廻過分なり。あれへ下れと仰ければ。糂太左衛門かしこまりて申けるは。過去莊嚴劫より深きちぎりをおもへば。花下の半日客。月前一夜友。みなこれ多生廣劫の緣ぞかし。され共善を修ては佛となり惡を行じては地獄に落。嗔恚をおこして修羅となり。慳貪にしては貧に生る。これみな過去の因果也。今更歎べきにはあらねども。身貧に候へば不レ及レ力。御料の御身。したしき物とはたれかしらず候と申ければ。御断是をきこしめし。げにもとやおぼしめしけむ。したしくはなどつねに此方へこぬか〱とて。やがて備後守にぞなされける。爰にあはれなる事ありけり。さしもわかく盛に有しときは。紅梅の少將といひ。花やかにいつくしく。鷄舌を含で紅氣をかねたり。淺紅嬋娟。仙方之雪娩レ色。濃香芬郁。岐爐之煙譲レ薫事をわすれて。本結きり遁世して。石山の邊龜山寺といふ所に閇藏。名をば梅法師とぞ申ける。近比荒行をのみ好て。さしも暑き六月にも。晝は日にほされ。夜は定にぞ入にける。其頃御断の御氣色に入。よき酒にひたされて。ほうのかはすこしのびふくらびて有しが。弓矢とる身のならひとて。納豆太が謀叛にくみし。疵をかうぶるのみならず。遂にむなしく成にけるこそ何より哀に覺えたれ。さるほどに寄たる武者共の申けるやうは。いつまでかくてあるべきぞ。一合戰とて。ひ鷹の判官代。白鷺壹岐守。

山の内の殿原には。獅子。きりん。猪武者をさきとして三百餘騎。馬の轡をとり。とがりやかたにたてならべ。おめひて懸ければ。ひだやなるこにしぶかれて。左右なくはまけざりけり。しばらくありければ。ひだやなるこも見なれ聞なるゝ程に。しゝがき。くゐがき物ならず。塀のきはまでせめ付たり。城中にも是をみて。あはれよかんなる敵こそ近付たれ。あますな洩すな。生取ねむ首にして。高名せよとて。栢榴判官代。びはの大葉の三郎を大將として。究竟の物ども五十騎。木戶をひらきてかけ出る。三百餘騎のものども。中をあけてぞとをしける。そのゝちに引つとゐて。くもで十文字にいれかへ〳〵戰。互に命をおしまず合戰す。究竟の兵二百餘騎。忽にうたれければ。ひだかの判官かなはじとやおもひけむ。陣をひらいてぞ歸られける。かゝりければ。鳥類の物共是を見て。金烏大納言。鴨五郎。鶴次郎。雁金のとゝやのかみをはじめとして五百餘騎。入かへてかゝりけり。されども精進のかたには。一人もうたれざりけり。栗伊賀守はかく〳〵しからじとやおもひけん。むき〳〵になりて落にける。御れう是を御覽じて。かくぞ詠せさせ給ひける。

いかくりのむくかたしらす落うせて
　いかなる人のひろひ取らん

椎の少將はいづかたともなき谷そこへおちられけるが。獨ごとにかくぞ詠せさせ給ひける。

今こそは身のをき所しらすとも
　つみうしなへや後の世の人

かゝりければ。魚類の方には。赤介を初として。宗との物ども三百餘騎うたれければ。あるひはおちうせ。或は降參して殘りずくなになる程に。本人鮭の大介いた手負て。波うちぎはに有けるが。今は此事かなはじとや思ひけん。底

しらずといふぶち馬にのりて。鯆の太郎一人めし具して。河をのぼりにのど〳〵とぞ落られける。爰に近江國蒲生郡豊浦の住人青蔓の三郎常吉といふ物。爰を落るこそ大介なれ。あはれ敵や。をしならべてくまむとて。二尺八寸のく〻太刀をぬきて。まつこうにさしかざし。爰を落るは大介か。いかゞ敵にいひがひなく總角をみするものかな。かへせや〳〵とて。をめいてかゝりければ。大介名をや惜みけむ。引返し散々に戰ほどに。痛手は負たり。心ばかりは猛くおもへど。うでの力つき。うけはづす所をさし及てぞうちたりける。胸元を後のひれをさして切付たり。鯆太郎も痛手負てんげれば。精進の物どもは。次第にかさなる間。かなはじとや思ひけん。もとより用意の事なれば。鍋の城をぞこしらへける。彼城と申は。究竟の要害也。たやすく人のおとすべきやうもなし。さればこゝへむかふ物は。新豊の折臂翁が。瀘水の戰に。村南村北に哭する聲を聞て。五月万里雲南に征ことを辭するにことならず。されば面をむくる物一人もなし。爰に山城國の住人大原木太郎といふ物。三百餘騎にてをしよせ。下より猛火を放て責ければ。ほむらとなりてもえあがる。譬ば黒繩衆合叫喚大けうくわむ。八大地獄に異ならず。かゝる所に杓子の荒太郎。本より山そだちの男にて。心も甲にはやり物なりけるが。たゞ一人かけ入てひたとくむで。御器の中へどうとおとす。御斷取て引寄。御心みあつて。嗚呼生ても死ても。大介程のものはなかりけりと仰有ける。魚類のものども。爰にてさん〴〵になり。大介うせぬるうへは。餘の物共とゞまる事なし。されば合戰のならひ。無勢多勢にはよらざりける。さしたる事なくして。かやうに促し亡びけるこそかへす〴〵

もあはれなれ。さてこそ昔より今にいたるまで。青蔓の三郎常吉をば。御析の近習の物にて。朝夕奉公つかまつりける。有がたかりし事どもなり。于時魚鳥元秊壬申九月三日靜謐畢。

# 柿本氏系圖

むかしならの御門の御時。かきの本の人丸といふいまそかりける。哥の道妙にして。院内へもおりふしごとにまいり。朝夕御遊のまじらひをのみし給ふほどに。御所がきとめさせ給ひける。さるべきいとなみもせで。のりをすりといちにうりければ。世の人。御所がきのこねりとなむ申ける。子どもあまたもちたり。太郎さねなりは。あかしのうらにてまうけたる子なれば。かのうらに住けり。はやうまだきにいと若き比よりびむひげしろくて。京にかへり。父とおなじく。君様御前へもたち出。はか〴〵しきまじはりをゆるされたり。さればあまの子なればとて。つりがきとぞめされける。木ざはしの次郎は。心ざま父よりはをとりけれども。はらからのうちには。いちはやきみやびするものなり。三郎なりけるは。かたちふつゝか

にしてかたくなゝれば。ひえの山にのぼせ學問させけるが。びんぎのみねに行。みづから八わうじとがうす。その弟あり。しぶ川のなにがしとかや。武士のがり入むこしてけり。心すねきしぶりて。世の人の口あかすべきもあらず。やう〳〵としへて後。しうともてあつかひて。樣々いましめける。ことが中にうたてしきは。このむこしぶがきを粉にくだき。あぶらをこして。調度つゝむつぎ紙。ちはやぶる紙子をそめむとて。明くれうちたゝき。からきめうくるを。二郎あはれがり。かのしうとにたいめむして。我かたにてよきにいさゝめ申さん。しかじ〳〵とつぶやき。やがてしぶがきに。青道心をこさせ。生干入道と號してゐてかへり。我がまどのうへ軒の下などに。なはをもつてあら〳〵としめゆはせ。ぶらりとさげたり。月日へて後。今はこゝろもなをり。さまも見ぐるしからずとて。二郎ゆるしてけり。生干も道心ふかくおもひとり。こきすみ染にやつれはて。いと味よくありとみえたり。ひたすらむまれかはりたる心ちして。見る人これをあまつしとて。もてはやしけり。かたちこそいな物なれ。外には胎藏黑色の相をあらはし。かきの衣のゆかりおもへば。頭巾に似たるへたあり。內には金剛の正躰をふくむで。かめどもわれぬさねあり。今はむかしのしうとえにくまず。あたらかはをなむとくひの八千たび。紙子しぶがみをもめども甲斐なし。此法師がいとこにさはしがき。是も心いぶりなればとて。ふしつけにしたり。こゝろはすこしやさしきかたにもなりつれども。もがさのあときたなければ。法師が父のやうに。うへ樣へまいることとすくなし。さはしが弟筆がき。をひころがきさねしげ。しなのゝせんじさるがき。ひろ嶋のさい上へもんくしづら。太郎がまゝ子さいしん。是は人丸がまごちやくしなりといふ。その外はみな他こくにあればもらしつ。

人丸けいづ。

これり。後に御所がきとめさる。老後順妙寺に住。出家して日蓮の門に入。ちやうめうじがきと世人たつとぶ。

木こねり

太郎つりがき

心ざまよし。

さいしん

生つき心ねしぶとし。世の人もちひず。

はちや

あにゝまさり。世人もてはやす。心よし。

次郎木ざはし

三郎八王子

心すなほならず。ひえの山に。學問してこゝろあぢはひよし

四郎生干入道

生干入道。心ねふつゝか者。されども道心の後。よくをこなひ。心あぢよくて。世にもちゆる事はなはだし。十月五日より。眞如堂十夜に參詣の人是をたつとぶ。

弟

實名くはしからず。としわかくして入めつか。

さはしがき

見ざまいやし。心あしきゆへ。ふしつけにし。又は水火のせめを得。後こゝろあぢよし。十月十夜に世人もちゆるなり。十夜の後よをさけみえず。

ころがき

宇治三室邊に住。

さるがき

なりふり尤よし。見所ある躰なれ共。おち生干入道わかき折ふしに能似て。人にくちあかさぬ生つき也。

くしがき

筆がき

心あし。下ざまの人。もてはやす。

# 後奈良院御撰何曾

三輪のやまもりくる月はかげもなし。　すぎまくら。

あかしの浦には月すまず。　はりまくら。

瀧のひゞきに夢ぞおどろく。　あいさめ。

ゆきは下よりとけて水のうへそふ。　弓。

春は花夏は卯のはな秋楓冬は氷のしたくゞる水　しきがは。

おとゝひもきのふもけふもこもりゐて月をも日をもおがまざりけり。　御神樂。

おもふ事いはでたゞにややみぬべき我にひとしき人しなければ。　おしき。

ろはにほへと。　岩なし。

ろはにほへと。　さきおれかんな。

いろはならへ。　かんなかけ。

いちご岩なし。　ちご。

さい。　とのいもの。

やぶれ蚊帳。　かいる。

みづ。　ゆでなし。

まへなは目あきうしろなは目くら。　みゝず。

ちりはなし。　はいたか。

田。　もみぢ。

いもじ。　かながしら。

御おんばくだい。　ふちだか。

七日にまはりて人さすむし。　尺八。

うみなかのかへる。　つた。

母には二たびあひたれども父には一度もあはず。　くちびる。

三位の中將は何ゆへうたれ給ふぞ。　なら火鉢。
四季のさきに鬼あり。　花あふぎ。
花の山ははなの木はゝその森ははゝその木。　山もり。
梅の木を水にたてかへよ。　海。
鷹心ありて鳥を取。　應。
嵐は山を去て軒のへんにあり。　風車。
竹生嶋には山鳥もなし。　筆。
道風がみちのく紙に山といふ字をかく。　嵐。
みやづかひかひこそなけれ身を捨てしはさかさまに引は何ぞも。　八はし。
情有人の娘に心かけゆふぐれことにこひぞわづらふ。　姫小松。
もろこしにたのむ社のあればこそまいらぬまでも身をばきよむれ。　唐紙せうじ。
秋の田の露おもげなるけしきかな。　螢。
うはきえしたる雪ぞたえせぬ。　きつね。
待よひのうたゝね。　車やどり。
上を見れば下にあり下をみれば上にあり母のはらをとをりて子のかたにあり。　一
ほうしやうが刀にひをながくかいたる。　ほうづき。
しちくの中の鶯は尾ばかりぞ見えける。　はちす。
らうそくのさきたびの中にあり。　たらひ。
かみはかみに有しもはしもに有。　ト。

櫻所々にひらけたり。　花むらさき。
人を恨て昔をかたる。　いれもとゆひ。
ねりいとのまむすび。　とくだいじ。
ないしのうへのきぬどのゝ上がさね。　しとゝ。
きとうちかへすさいのめ九ッ。　ときぐし。
喜撰が哥はせんもなく哥もなし秋の月の曉の雲にあへるがごとし。　木まくら。
火をともし候ぞ御入候へ。　あかりせうじ。
けふは朔日あすは晦日。　さかづき。
十里の道をさけ歸る。　にごり酒。
やわたりのあした。　すみ染のけさ。
風待ほうす。　鈴虫。

ほうりほうす。　なげし。
戀の評定。　あふぎ。
因果歴然。　むくいぬ。
門を雨からたつる。　あはせと。
三里半。　よりかゝり。
ゆふまどひ。　あかね。
なぞ立十三。　ときぐし。
ふるてんぐ。　こま。
千じほ。　手おひ。
こよみ。　火かき。
あま雲。　日がくし。
かはかせ。　みづふき。
竹の中の雨。　やぶさめ。
いづみに水なくしてりうかへる。　白うり。
はちまき。　かし山からげ。
野中の雪。　柚の木。

わごぜにそふも此春ばかり。　なつめの木。
よびかへせ〳〵。　ひよ〳〵。
御まへにさぶらふ。　五葉松。
ゆるりの追風。　はいたて。
柚は皮ばかり。　すみどり。
火ばちの下にすみがしら。　はゝす。
おくびやう武者の軍評定。　ひき木。
うへもなき思を佛とき給ふ。　心經。
けふのかり場は犬もなし。　たかばかり。
おい男袖をひろげて立まはる。　せうまう。
ほうづき。　まさかり。
十三になれどもひだるい。　くしがき。
海の道十里にたらず。　蛤。
何も漆のあるとき。　ぬりおけ。

なせにゐひた。　しゐたけ。
かきの中の篠。　かさゝぎ。
深山路やみ山がくれのうす紅葉もみぢはちりて跡かたもなし。　ちやうす。
ふくろうのくろうはなくて耳づくの耳になきこそおかしかりけれ。　ふづくゑ。
宇佐も宮熊野もおなじ神なれば伊勢住よしもおなじかみ〳〵。　うぐいす。
こしのうちの神べい。　かきうちは。
にくさにさりぬさりながらわすれぬ。　軒のしのぶ。
よせてのひがごと。　じやうり。
ふづくゑの上の源氏の九の卷。　ふすま。
鹿をさして言もならひ。　むまひゆ。
夢かへりてよひ過ぬ。　めゆひ。

さしぬきのすそそんじたるかへり花。　さしなは。

うしやたゞ足もやすめず古郷にかへりては行山路なりけり。　またゝび。

廿人木にのぼる。　茶。

きんかんのくひやう。　にし。

やぶれせんざい。　なし壺。

はちの中のかいそう。　しめし。

露霜をきて萩のはぞ散。　月。

風呂のうちの連歌。　ふくろ。

しほ〳〵としほ〳〵〳〵としほ〳〵としほたれまはる宿の夕がほ。　八鹽のひさご。

いひそめし日より心をつくす哉いつあひそめてうちはとくべき。　めづくし。

ひとつくうしをとくうのき見ん。　ひつじ。

かりはひがごとはなをかへすゆへ。　かなは。

ひつじの角なきは仙人の乗物。　ひしづる。

妻戸のまより歸る。　松。

雪のうちに參りたり。　ゆまき。

かどの中の神なり。　かういと。

みたらしのみそぎ。　たらし。

京中にてぞ夜あけぬ。　五條げさ。

春の農人。　たすき。

田舍人のこゑ。　なまり。

春の後は駒のすみか。　はらまき。

魚取鳥の物わすれ。　うどん。

ゑのころのゆあらひ。　いぬたで。

五論の下の化物。　はかま。

それたへとておつとる。　こうばい。

やどのけいせい。　一こつてう。

笹かきわけて鹿やふすらん。
さしがさ（傘）。
楊枝のさきに血付たり。　丁子。
山がらが山をはなれてこそことし。
からにしき。
卅六町さきにふくろう鳴てしとみやりどたまらず。
一りうほうさいやれ
八十一のききささきさらがさね。
こしき。
御僧の寮に物わすれしたり。
あんどん（行燈）。
夏のむし。
ひとり。
ぬれぶみ。
ほしみる（干海松）。
夏衣冬降にけり。
かたびら。
かねの柱に綱つけてつなをばひかで柱をぞ引
針。
はらの中の子のこゑ。
はしら（柱）。

鶴。
たづな（手綱）。
狐のともし火。
かけおひ。
にがみ〱ゆがみ〱。
はゝ木ゞ。
沖の中のつり舟浦によする。
あまかへる（蛙）。
いそがしげにもあゆまぬものか。
ねりぬき（練貫）。
ちやばなゝなひきそ。
薄折敷。
一字千金。
しをん（紫苑）。
とをりざまに一こぶし。
雪うち。
ちごのかみなきはほうしにはおとり田舎におけ。
ごいし。
たまづさの中はことば。
松。
戀には心も言もなし。
絲。
嵐のゝち紅葉道をうづむ。
しも（霜）。
ひがしおもて。
うづら（鶉）。
にし。
ひとまる（人丸）。

女房。　あまがさき。

ふみ。　こしがみ。(巾子紙)

きりかさねたるなますなまゝ鳥きり〴〵すかくせ。　しらす。(白砂)

くへばおほしくはねばすくなし。　鳥の巣。

たちばな。　いぬざくら。

四々十六。　やつはち。

道風のゝち佐理手跡にはうへもなし。　たうせき。(踏跡)

西行はさとりて後かみをそる。　きやう。(経)

紅の糸くさりて虫と成。　虹。

よしともはよしなき父のくびをとり弓とりながら弓を捨ける。　友千どり。

ひきての中のちり。　ひちりき。(篳篥)

一谷の合戰に一の名を擧しは九郎判官義經熊谷次郎直實これらは皆かへしあはせし故。　くゞい。(鵠)

四季のはじめ月のおはり。　はなあふぎ。(花扇)

さかづきをねざめにさゝるゝはよしなきととけゆへ。　きつね。(狐)

紫の上かくれし砌に源氏の跡をとゞめしはいかに。　紙。

盃ねがはくかはくことなかれ。　きつね。

雨の中のねぶり二時過ぬ。　あぶりめ。

さびかへりたる鍬のさき。　ひさげ。(提子)

夕皃の上うせて後右近がこんといはぬもことはり。　かほうり。

源氏のはじめさ衣のはじめ人に申さん。　伊勢物語。

あかしのうへ桐つぼの更衣にはをとり。　すまい。

むさしのははてもなし。　むさし。
山を飛あらしに虫ははて鳥來る。　鳳。
車のうへにこしはをとれり。　くし。
谷のとら。　たゝうがみ。
蟹たかをはさむ。　かたかに。
まろきもの。　すみとり。
ひかる君うつらふかたともろともにうせにし
君の末をしぞ思ふ。　すまゐ。
長老の二たび寺を出給ふ。　ついがさね。
谷の水柱はなかばとけたり。　たゝら。
春日の社。　ならがみ。
とも し火きえなんとす。　あぶらつき。
みづとりやめされよ。　かもうり。
かたえかるゝ林は土のあかはり若みどりだに
なし。　かきつばた。
さけのさかな。　けさ。
袷はふくろびはんび半やぶれぬ。　あはび
宇治ばしの上にて伊豆守殿はうたれぬ頼政は
刀をとられぬ。　うづまさ。
はたちのこさか立ながら生るゝ。
薩。
山がらが山をはなれてやつしてはもなきはぎ
の上にこそゐれ。　からにしき。
もろこしにとしへて歸るをまつ。　からびさしの車。
六は過たるけふの朝かな。たつがしら。
ちやうだい。　ふすま。
さるくりまはす。　くすり。
宿の柳に花のころなど花のなき。　ところ。

林の下に鹿をそうへしてぞなく。　麓松がね。

とし立歸るとしのはじめ。　しとゝ。

女房のかみそぎたるはふきにはうへもなし。　ほうき。

古たゝみ。　いくち。

永正十三季正月

# 群書類從卷第五百五

雜部六十

## 公武大躰略記

一禁裏。

帝王の御事は。一天の主。御諱なしといへども。天子。一人。聖主。聖王。金輪。大宅。大内。禁裏。今上。主上。當今。階下。陛下。宸儀。鳳闕。朝廷など申奉る。皆是君の御事也。公武僧侶ともに祗候するを參內と號す。君の出御なるを遠近ともに行幸といふ。又和哥にすべらぎと申は。御門の御惣名にて侍れば。皇王の二字同訓。何れをも書べし。位山。大内山。禁庭。百敷。大宮。九重。雲井などゝも。皆禁闕の御事也。玉躰。龍顏。宸襟。叡慮。叡旨等もこれ同じ。君の仰をば詔書。勅書。勅定。勅裁。鳳詔。綸旨。綸言。絲綸。綸命。宣旨。宣命。宣下。聖斷などゝ申也和語にみことのりといへるは。詔勅の二字。何をもいふべし。又もの申上るを奏聞と號し。被尋下を勅問と申。御返事をば勅答と申也。又勅許。勅封。勅願。勅判。勅點のたぐひ。何も帝王の御事也。御手跡をば勅筆。宸筆。宸翰と申也。

當今の御諱彥仁と申奉るは。崇光院興仁の曾孫。榮仁親王法名通智の御孫貞成親王。法諱道欽後に太上法皇の尊號まし〱て。後崇光院と申奉る宮の御子にて。伏見殿の御所に生たゝせ給ひ

けるに。さま〴〵の御奇瑞どもおはしまして。辱も人王の御始神武天皇より。今一百五世の御後に當らせ給ふ。去ぬる正長元年戊申七月廿日。後小松院禪定法王幹仁。御繼躰稱光院實仁。と申奉し御門。崩御なりぬる間。君御年十歳と申に小松法皇御養子の儀にて御讓位あり。翌年己酉即位ありて。永享と改元せらる。驪而永享二年庚戌年。二條攝政後福照院關白太政大臣持基公良佐として御禊大嘗會行はる。普廣院贈大相國義教公法名道憲。右近衛の大將にて。七ヶ日の間官廳御節所に御伺候あり。攝政殿同直廬におはしまして。日夜御遊宴ありき。同五年癸丑正月三日。主上御元服。其時も二條太政大臣持基公。御攝錄にて申沙汰せらる。かくて今年長祿二年戊寅に至迄。御治世既三十年にあまれり。目出度御ためし成べし。

一仙院。

天子御位をすべらせ給ひ。太上天皇の尊號まし〳〵て。院の御所に渡らせ玉ふを上皇。仙洞など申也。又和歌の諺に藐姑射山。緑洞など申奉るは院の御事也。公武僧俗ともに諂侍るを院參と號す。御出なるを御幸と申奉る。政務に付ての勅定をば院宣と申侍る也。

一后宮。

后宮と申奉るは當今のきさきの御事也。后妃の位に備はり給ふをば立后と申。又女御。更衣の御入内などと申侍りて。上代は大内に后宮相竝。万機の政をたすけ參らせ給ひけるに。きさいの宮の御方にも百官を召仕はせ給ひけるとなん。中務省。中宮職など申は。專后宮方の官職也。其後は中宮と申御稱號にてまし〳〵けるなれど。當時は其御號さへおはしまさず。たゞ御息所とのみ申侍る也。君の帝位すべらせ給ひて後。或は女院或は國母など申參らせ

て。御院號かうぶらせ給ひし御事にぞ侍る。

一親王。

當今の皇太子をば。春宮と申まいらせ。今度御受禪あるべき御ために儲君と申。まうけの君の御事也。其外末々の若宮達。或は主上の御連枝。或は御室以下の諸門跡御相續。宮々のわたらせ給ふ御所御所を。僧俗とも親王の宣旨を蒙らせ給ふをば竹園と申奉る。今度帝位に備らせ給ふべき太子にも。かねて親王宣下と申御事あり。御室幷諸門跡。法親王の號。姫宮には内親王宣下侍る也。

一執柄家。近衞殿。鷹司殿。九條殿。二條殿。一條殿。

凡執柄御家門をば攝家。執政。殿下など申侍て。凡種に比類せざる御事也。百王の御政務輔佐のために。天地開闢の初。天照太神。天兒屋根命。御兄弟君臣の御約束たり。天兒屋根とは。今の春日。藤氏の祖神是也。往古の御誓約今にくちせさせ給はずして。一天の君万乘の主に御師範として。攝政關白の御職を受繼しめ給ふ。されば禁裏にしても。偏に殿とよび。一の人とも號し奉りて。百司千官を成敗せらる。縱當今の御連枝たりといへども。執柄の公達に對しては。各等輩の御禮節なり。

近衞殿は。藤原の正統たり。故に代々關白の詔を蒙らせ給ふ。其關白たる人。氏の長者職に居せられ。別段の御崇敬是あつし。鼻祖大織冠鎌足大臣より十八世に至て。六條攝政太政大臣基實公と申侍りしより。當近衞左府房嗣公迄十二代。又春日大明神より大織冠に至まで。其間の暦數。或は千年或は万年。わだつ海の底や龍宮などにて。星霜を送り給て。子々孫々相續せさせ給ふ事廿一世也。然ば祖神より當代迄四十九世歟。又近衞の家門を陽明と稱し侍事。大内陽明門の中心にあたれるによりて也。

鷹司殿の曩祖稱念院の攝政關白太政大臣兼平公と申は。六條攝政基實公の御孫猪隈攝政關白太政大臣家實公の息也。兼平より今の左府房平公迄は八代也。子細は近衞殿と等し。又攝政と申關白と申て同御當職を申替る事は。君の十五の御年。御元服以前幼主御童躰の程は。年中行事を執柄より執行はるゝによりて。攝政と是を稱し。御首服の後は關白と申侍也。攝政をば攝籙と申。關白の時は博陸殿下と申也。

九條殿の曩祖は。光明峯寺禪定殿下道家公也。世俗に峯殿と申侍りし。御息に洞院攝政關白教實公より今大納言政忠卿に至迄八代。執柄の中に近衞殿に次奉ては。此家門峯殿の長子にうけつがせ給てより家督の樣にならべて。世のおぼえもてなしも侍にや。

二條殿の曩祖。同峯殿の息福光園の關白左大臣良實公より。當殿太政大臣持通公に至迄九代。此家門の下に月輪。法性寺。坊門。木幡。江邊などいひて。或は卿相。或は雲客にて。朝家に拜趨あり。

一條殿の曩祖。同峯殿の息圓明寺の攝政關白左大臣實經公より前攝政關白太政大臣准三宮兼良公に至まで七世也。

以上五ケ所の家門を執柄家と稱す。仍鷹司家を近衞家に接稱して。攝家の御次第を近九二一と世俗の名目に申習せり。

三家。閑院。中院。花山。

凡執柄家に次で三家と云。凡家とも稱し侍事。公家中にをいて。取分規摸の流也。殊に三條轉法輪と稱す。の家門は閑院の家督たり。彼曩祖閑院太政大臣公季公をば仁義公と稱す。九條右丞相師輔公の御息也。仁義公と稱せしより今の三條右府實量公迄十八世也。又仁義公より八

代に至て。左大臣實房公の息公房。公氏。兄弟あり。兄公房公家督の號を繼しめ。弟公氏庶流正親町三條の先人として。今内大臣實雅公。舍弟亞相公綱卿に至る。如此庶子惣領あひわかちて。共に當代まで十世なり。

西園寺。閑院家也。家の曩祖公實卿の息通季卿より今の公名に至るまで十四代也。持明院。京極。橋本など皆此一流也。菊亭の家をば今出川と號す。是も通季卿より今教季に至まで十四代也。洞院の家。是も通季卿より今内府實熙公まで十二代也。四辻の家をば藪内と號す。是も通季卿より今季俊まで十二代。正親町をば裏築地と號す。これ又通季卿より今持季卿迄十三世。其外清水谷。小倉。阿野。滋野井。一條等も。いづれも通季卿の苗裔也。德大寺家の曩祖公實卿息家能公より今左大將公有迄十二世。執柄の後胤として閑院の流大概此家々也。何も古今の朝菲綿々たり。

中院家村上天皇の皇子中務卿具平親王御子師房公より源姓を給しに。今愛繼で。今久我通尙卿に至まで十七代。此門葉に堀川。土御門。三條坊門。中院。千種。六條。愛宕。唐橋等也。又北畠と稱して一流氏族あり。伊勢國司此族也。彼先祖親房公依文才之譽准三后。凡家の准后是始也。但太政大臣淸盛公任彼官。其爲各別之花族故歟。具に注するに及ばず。亦中古に歌道の名匠たりし通具。通光などは家の先人也。

花山院家曩祖京極攝政太政大臣師實公の御息左大臣家忠公より今時忠に至るまで十四代也。此門葉に大炊御門家は攝政師實公の三男經實公を曩祖として。内府信宗公まで十三代也。亦中山の始は内大臣忠親公也。忠親公より今亞相親通卿に至るまで十代。彼忠親公は

ならびなき廣才博覽の英雄にて。當時朝家の公事も大半此家の記錄を本とせらるゝとかや。飛鳥井の一流も花山の後裔也。參議雅經卿を曩祖として。其子敎定。雅有。雅孝。家雅。雅緣。雅世。今の黄門雅親迄八世也。專和哥蹴鞠二道を家業とす。難波の家も雅經の連枝刑部卿宗長の苗裔宗長より今宗相に至るまで八代。是も蹴鞠の譜代なり。如此三家の家督を凡家とも三家とも號し侍る也。此三胤の正嫡たるにをいては。官加階の昇進。弱年なれども傍親に超越して前途に滯らず。太政大臣則闕の官にものぼり侍る。頗拔群の佳名也。されば大臣家を淸花と號す。和哥にかげなびく台の位といひ。三台。槐門。蓮府。丞相。僕射。鼎臣など稱して。左右內大臣の三級を三脚の鼎にたとへ侍る。故に君も不次の賞を行はれ。臣も又扈從の媚をなすとは淸花の家也。

一武家。

征夷大將軍源義政。御先祖は淸和天皇の御孫經基の王をば六孫王と申き。彼經基の王。天德五年六月十五日。源朝臣姓を給はせ給ひき。其御子攝津守滿中をば多田の滿中と號。其子左馬頭賴信。其子伊豫守賴義。其子伊與守義家をば八幡太郎義家と號す。次男甲斐守義綱は賀茂次郎と稱し。三男義光をば新羅三郎と號して各子孫あり。當代弓馬の道の御師範に參り侍る小笠原。其外武田。佐竹などは皆新羅三郎の末葉也。然るに義家の子に義國。義康。義兼。義氏。泰氏。賴氏。家時。貞氏まで九代を經て。貞氏の息足利治部大輔尊氏等持院贈左大臣殿の御時。御代をしろしめされ。其御次征夷大將軍義詮をば寶篋院贈左大臣殿と申也。其御次太政大臣准三后義滿公。法名天山道義。鹿園院殿と申奉りき。其御次內大臣義持公。法名道詮。勝定院

殿贈大相國と申奉る。其御次征夷大將軍義量と申奉りしは。御世を早せさせ給ふて。內府に先立まいらせ給。長德院殿と申侍る也。かくて去ぬる應永卅五年戊申正月十八日。義持將軍御薨逝之間。靑蓮院門跡にてまし〳〵けるが御還俗。普光院〔脫歟〕贈大相國義敎公。（法名善心道惠）御猶子の儀にて〔脫歟〕御相續有て。年號を正長と改元せらる。又普光院殿の若君征夷大將軍義勝と申奉るは。御年十歳と申侍りし嘉吉三年癸亥七月廿一日にかくれさせ給ひて。慶雲院殿と申奉る。公方樣御一腹の兄にて渡らせ給間。則御世を繼せおはします。しかれば等持院殿より今七代に渡らせ給。又關東の主君に等持院殿の御息左兵衛督基氏。瑞泉寺殿と申を下し參らせて。左兵衛督持氏長春院殿まで五世也。公方樣の御先祖左馬頭義兼の御息遠江守義純と申は畠山の曩祖也。義純。泰國。時國。家國。義深。基國。長禪寺殿滿家。眞規寺殿持國。光孝寺殿義勝迄九代也。義純舍弟近江守義胤は桃井の始なり。足利左馬助義繼と申は吉良の始なり。上總介長氏は今川の始。尾張守家氏は斯波。石橋のはじめ。次郎義顯は澁川の始。四郎賴氏は石塔の始。足利陸奥守泰氏の息宮內卿律師公深は一色の始也。公深。範氏。直氏。詮範。滿範。義貫。義直迄七世也。律師義弁は上野の始。法印賢寶は小俣の始也。已上兄弟三人は出家なり。六郎基氏は加子の始。以上七人は左衛門佐泰氏の息也。亦新田。山名。里見等の先祖に義重と申は。足利義兼の御伯父也。又仁木。細川の先祖に足利矢田の判官代義淸と申は。義兼の舍弟也。又新田惣領大舘次郎家氏と申は。新田大炊助義兼の曾孫也。家氏より今大舘兵庫頭敎氏迄六代歟。此外大井田。大嶋。竹林。牛澤。鳥山。堀口。一井。得川。世良田。江田。荒

川。田中。戸賀嶋。岩松。吉見等。何も御當家の
累葉也。

一名家

諸家の中に先祖より近衞司を經て少將中將
より昇進し。武官を兼。劔笏を帶するをば。羽
林次將といひて。叙爵の始に侍從に任ず。又文
筆を面として儒道を學び。弁官を經て万事を
奉行するを名家と稱して。叙爵の始に五位に
叙して大夫と號す。然ば左右の弁に各大中少
あり。其階級を經て公卿に至り侍るにも。卿相
の始宰相迄は左右の大弁を兼ずる事。古今の
例也。弁官をば蘭臺。蘭省。夕郎など稱す。羽林
にも宰相に中將を兼て任ずる事。其家の先蹤。
其時の花族に侍れば。多分三家の條流たる人
のなにがしの宰相中將と稱し侍る也。宰相を
ば參議。相公。八座など申也。勸修寺家の曩祖
に良門。高藤といひ侍りしより今の教秀卿迄
廿二代。此門葉に吉田。万里小路。甘露寺。葉室。
清閑寺。小川。坊城。中御門等也。

日野家の曩祖眞夏濱雄より當日野裏松勝光
卿迄十八世也。裏松の家は爲庶子。宗領の家
は繼絶畢。此一門にも烏丸大納言資任卿。勘解
由小路。廣橋。柳原。武者小路。法性寺等也。

四條家の始は。房前公の息左大臣魚名公。中古
は中御門中納言家成卿。其後隆房。隆親等也。
魚名公より今鷲尾中將隆頼朝臣迄廿二代也。
此門葉にも油小路大納言隆夏。按察大納言隆
盛。（北畠と號す。）西大路中將隆富。西川前宰相等也。山
科の始に大納言實敎といひ侍るは。家成卿の
息也。實敎より今九世なり。飛驒の國司小嶋。
姉小路等も此流也。

冷泉家。（二條と號す。）先祖長家卿の曾孫俊成卿。其子
權中納言定家卿。次に爲家。次に爲相也。此時
より冷泉家と號す。次に爲秀。爲尹。爲之。今の

爲冨卿也。爲家の長子爲氏。爲世。爲冬。爲重。爲右に至て斷絶し畢。累代和歌の名匠たるによりて。世擧知れる所也。

世尊寺の曩祖侍従大納言行成卿。日本無双の右筆たる條。世以て稱美し侍る。本朝三跡といへるは。佐理。行成。道風と云傳侍る也。行成卿より今の參議伊忠迄十五世也。綾小路。宇多源氏。此親昵也。これは郢曲を家業とす。庭田の流も同じ。

中御門。號ニ松木一。先祖右大臣頼宗公より大納言宗繼まで十五世なり。高倉の先祖參議清經より今藤中納言長豐迄廿世なり。此外水無瀨。楊梅。粟田口。大宮。玉櫛。五辻などいふて。藤氏譜代の名家おほしといへども。世澆季に下り果て。名のみ有て其實なし。

一菅家の事。忝も聖廟の御末として。稽古鑚仰を專とす。此祖神昔の聖代に風月の主として權化の御作文ども有しに。今猶儒業を墮さず。紀典文章博士として朝の侍讀たり。此門葉數輩ありといへども。坊城の菅中納言益長卿家督たり。庶流には五條爲清。菅二位長政卿。西坊城。壬生坊城繼長。號ニ高辻一。北野長者在直等也。

一諸道。外記。官務。典藥。陰陽。

諸道の中に大少外記史は。清原。中原兩氏。累代の家業也。當代清三位業忠法名常忠。は。昔の清大外記頼業法名普順。が苗裔也。中家には師郷法名覺順。師世。師勝。師藤。師有等也。何も經典の儒者を兼じて。明法。明經道博士に任じて天下の公事を記錄し。四書五經等の讀書に參仕す。其外公武の御沙汰。賞罰の次第。御尋に付て。舊記を引勘侍て注進申重職也。

官長者職の事。小槻氏累代相續也。晨照宿禰。同晴富。五條の坊門壬生に居住す。是は前官務也。當官務長興宿禰は。綾小路大宮に私宅あ

り。近來は土御門大宮也。日本國中神社佛寺の草創緣起及五畿七道の莊園田畠等ニ付て御尋の時。古今の法令文書を引勘侍て申上る重役也。仍官外記を兩局と號す。

醫家は和氣。丹波兩氏に傳レ之。朝恩に浴し家業を嗜侍る也。典藥頭。施藥院使等の司をなし置れ。月次日次の御藥を調進す。

陰陽は賀茂。安倍の兩氏重代也。何も朝家の御器として。御身固。反閇など申事に拜趨をいたす也。曆博士。筭博士。漏尅博士。天文道博士。陰陽頭。諸陵頭などの司あり。是をも醫陰兩局と號す。然に賀茂の在貞。同在盛縣主は先祖より曆道を表として。每歲御曆を調進申。安氏。在季は晴明が苗裔。安倍泰親が後胤也。當氏には天文道を本として。天變地妖ごときの怪異を占ひ申て勘文を奉る。但是は凡の御定にて。時に隨ひぬれば。いづれに仰付らるも上意による也。

神祇伯家幷伊勢の祭主。同造宮使。或吉田。平野。大原野等の神主。其外賀茂。下かもは鴨なり。八幡の社務。をよび日吉。春日等の神官等には。神宮の社例幷臨時祭禮等の儀を御尋あり。又太神宮兩季の御祭。春日祭の勅使。日吉の祭禮。石淸水放生大會に上卿。參議。辨。次將。御導師以下參向の儀は。時の貫首奉行の弁藏人等勅定を奉て。兼日御敎書を成侍る也。

長祿二年三月四日　　空藏主

年齡六十四

# 世諺問答

花のみやこのかたはら。よもぎが門のうちに。世にかずまへられぬひとりのおきなありけり。おほからねども。にるを友とせるたぐひもありけらし。春の日のつれ〴〵なぐさみに。よも山の事どもかたり侍るついでに。さても世のことわざとして。としのうちにさま〴〵の事ども。申つたへ侍るは。いづれも根源たしかなる事にや。いとおぼつかなきよしとひ侍りしかば。おきなの申やう。そのことに侍り。とはずがたりもせまほしくおもひたまふれど。そのことゝなければ。いたづらにこゝろのうちにくらし侍るに。おもひよりとひ給こそさいはひなれ。おほかたはいたづらなるたはぶれ事のやうなれど。をのづからもろこしより。つたはれることもあり。また我國にはじまれる事も侍り。おほくはわざはいをはらふまじなひ事どもに侍るべし。老のひがおぼえのみぞあるべけれども。いち〳〵にとひ給ふならば。こたへ侍らむと申侍りしをよろこびながら。正月朔日よりしはすのつごもりまでの事ども。おきなのこたへ侍りしを。ひとつももらさずかきあつめて。世諺問答となづけ侍るなるべし。

一正月をむ月といへる事
一門松の事
一はごいたの事
一木丁の玉うつ事
一屠蘇白散の事
一餅かゞみすはる事
一三日にたうやくつくる事
一わかみづの事
一七日のかゆの㕝

一七日に白馬を見事
一十五日のかゆの事
一さぎちやうの事
一萬歲樂の事
一そみん將來の事
一正月はま弓の宴
一正月卯杖の事
一はつ馬の事
一二月十五日に涅槃像かくる事
一三月三日に桃の花の事
一同えもぎの餠の事
一同鷄合の事
一卯月八日に佛に湯あびせ奉る事
一加茂の祭にあふひかくる事
一ちまきの事
一同日藥玉とてかくる事
一同わらはべの小弓を持いんぢの事
一五月九日の今宮まつりの事
一六月に嘉定日の事
一朔日にこほりくふ事
一七日に祇園會の事
一みな月の事
一七月七日にさくへいを用事
一七夕に物たむくる事
一七夕に花をたてる事
一十五日に生靈まつる事
一同すまふの事
一八月に御靈まつりの事
一朔日にたのむといふ祝事
一同日天中節といふて札を柱に立る事
一八月に放生會の事
一九月九日に菊の酒を吞事
一加茂籠とて虫入る事
一十月を神無月といへる事

一同亥の子の事
一亥子の日御げんてう事
一同とうじと申事
一十一月御火焼事
一十二月に節分のまめうつ事
一同はちたゝきの事
一同節分にせうの餅の事
一同おけらをたゝく事

正月

問て云。
まづ正月をむ月と申侍るは。いかなるいはれぞや。
答。正月は。としの始の祝事をして。しる人なるはたがひに行かよひ。いよ〳〵したしみむつぶるわざをし侍るによりて。この月をむつび月となづけ侍り。そのこと葉を略して。むつ月といふとぞきゝをよびし。

問て云。
一日よりしづが家ゐに門の松とてたて侍るは。いつごろよりはじまれる事ぞや。
答。いつごろとはたしかに申がたし。門の松たつる事は。むかしよりありきたれる事なるべし。しづが家ゐは大かた封戸なるによつて民戸と申侍れど。むかしは一町のうちを五丈づつにわりて門をたてしかば。八の門ありしなり。その中に賤が家ゐをつくり侍れば。門なかるべきにあらず。その門の前に松竹を立侍り。松は千とせをちぎり。竹はよろづ代をちぎる草木なれば。としのはじめの祝事にたて侍るべし。またしだゆづり葉は。深山にありて。雪霜にもしぼまぬ物なれば。しめ縄にかざりて。同じくひき侍るにや。しめ縄といふ物は。左縄によりて。縄のはしをそろへぬ物也。左は清浄な

るいはれ也。端を揃へぬは。すなをなる心也。さればあまてるおほん神の天の岩戸を出給ひし時。しりくめ縄とてひかれたるは。今のしめ縄也。淨不淨をわかつによりて。神事の時は必ひく事に侍り。賤が家ゐにひく事も。正月の神をいはひまつる心だてなるべし。

問て云。

おさなきわらはのこきのことといひてつき侍るは。いかなることぞや。

答。これはおさなきもの丶蚊にくはれぬまじなひ事なり。秋のはじめに蜻蜓といふむし出きては。蚊をとりくふ物なり。こきのこといふは。木連子などをとんばうがしらにして。はねをつけたり。これをいたにてつきあぐれば。おつる時とんばうがへりのやうなり。さて蚊をおそれしめんために。こきのことてつき侍るなり。

問て云。

木丁の玉うつ事は。なに事にかたとへるぞや。

答。もろこしのむかし。黄帝といふ御門ましましき。炎帝の子孫をほろぼして位につき給へり。その炎帝の臣に蚩尤といひて惡人あり。涿鹿といふ所にて黄帝のためにうたれしゆへに。その惡靈。疫病といふ神になりて。國土の人民をほろぼせり。これによりて末の代に疫病をおそれしめんために。蚩尤が身分をづた／＼にわかちて。ひとつものこさじのはかり事に。正月には彼まなこの中の人見をぬきて。木丁の玉にしてうつ事にせり。かのまなこのふくりんは。三重にありしゆへに。弓いる時のまとに三重に繪をかきて。中の人見をばのぞきたり。しかのみならず。正月のもちゐは。かの肉なり。烏頭藻はひげ。大根は齒となづけてくふことに

せり。此外五節供といふ事も。その〳〵かたどる所ありて。いかにも疫病の神をこらしめて。人をやましめぬまじなひ事にし侍るとぞ聞をよび侍りし。

問て云。

元三の日は。屠蘇白散の酒を呑といふ事ありや。屠蘇とはいかなるいはれになづけ侍るぞや。

此ことは醫心方。金谷園記などいふ書にしるせり。屠蘇は草庵の名なり。むかし草のいほりにすみける人の此葉をその里の人のかたへおくりて。大晦日に井の中にひたして。元日にとりいだして。酒樽にひたしてこれをのまば。其年疫氣におかさるまじきといへり。一人これをのめば一家に病なし。一家にのめば一里に病なしといふ功能侍り。また屠蘇をまづ小兒にのましめよといへり。小兒はとしをうるもの也。老者は年をうしなふといふゆへなり。されば東坡が詩にも。不辭最後飮屠蘇とつくれり。としよりての事にいへり。是によりて禁中にての御藥にも。藥子となづけて。童女に御生氣の色の衣をきせられて。御前へめされて。とその酒を呑せられて後に供御まいらすることにせり。白散とは五色の藥をつきふるひて。二こんにこれを供ず。功能は大略とそのごとし。これをば方寸のさじにてすくひて酒にいるる。また度瘴散といふは。九種の藥をつきふるひて。三獻にこれを供ず。山嵐瘴氣をのぞく藥術也。風おこりの物をのぞく藥なり。これをば一錢の茶匙にてすくひて。酒にいれて可呑よし見えたり。

問て云。

同日齒固といひて。もちゐかゞみにむかふことはいかなることぞや。

答。人は歯をもつて命とするがゆへに。歯といふ文字をば。よはひともよむなり。歯がためは。よはひをかたむるこゝろなり。もちゐは。近江國の火切のもちゐをもちふべき事なり。さて正月のかゞみにしてむかふ時は。古今集に入たる

　あふみのや鏡の山をたてたれは
　　かねてそみゆる君か千年は

といふ哥を誦するなり。このうたは。延喜の御門の御時。近江の國より大嘗會の御べたてまつりし時。大伴の黒主がよめる哥なり。源氏初音の卷にも。此歌の詞をひきてかける也。または餅は蚩尤が肉となづけてくふ說も侍り。

問て云。

　三日にたうやくとて。つくる事侍るにや。

答。たうやくは膏藥なり。かうやくといふは。きゝわろきによりて。たうやくといひかへたり。延喜式には。千瘡万病膏といへり。もろ〳〵のかさ。よろづの病をなをすくのふあるにや。さて三日には。これをつけ給なり。後醍醐院の御次第には。たうやくをば。御ひたいと御耳のうらにつけ給よしのせられ侍り。右の第四の指をかゞめてつくるなり。是は藥師の印相にて侍るとかや。

問て云。

　立春の日若水とてのむ事侍るにや。

答。おほやけにふるとしの十二月の土用已前に。主水司御生氣の方の井を封じて。人にくませずして。立春の日の早旦に一返しとて土瓶に入て。女官につけてこれをたてまつれば。あさがれいの御座にて。御生氣の方へむかはしめ給ひて。これをきこしめすなり。わたくしにも此日は非花水とて。くみたる水を呑事も侍るにや。春のはじめにくめば。わか水とは申に

や。
問て云。
七日にあつ物をくふは何のゆへにて侍ぞや。
答。正月は小陽の月なり。また七日は小陽の數なり。よつて朝庭をはじめとして。わたくしの家にいたるまで。宴會をもよほすなり。それにあつものを食すれば。万病また邪氣をのぞく術なりといふ本文あり。荆楚記といふ文にも。羹を食して人俗病なければ。けふを人日とするとみえたり。延喜十一年正月七日に後院より七種のわかなを供ずとみえたり。七種のわかなを供ずとみえたり。七種わかなといふは。薺。はこべら。せり。御形。すゞしろ。佛の座などなり。北野天神も和菜羹啜口と作給ひたれば。むかしより侍りし事にや。
問て云。
けふおほやけにて白馬をみ給ふは何のいはれぞや。
答。十節記に白馬を馬の性の本とす。天に白龍あり。地に白馬あり。また天の用は龍なり。地の用は馬なりと申本文あり。また禮記といふ文に。春を東郊にむかへて。青馬七疋をもちゆるとみえ侍りし。また白馬を青馬と申侍は。陽の獸なり。青は春の色なり。きはめて白き物は。青ざめてみゆるものなり。されば青馬とも白馬ともかよひて申にや。正月七日に青馬をみれば。年中の邪氣をはらふといふ本文侍るなり。いまのわらはべのはる駒といふはこれよりはじまり侍るにや。
問て云。
十五日にかゆを食するは。何のいはれのはべるぞや。
答。人の國のむかし。黄帝。蚩尤を正月十五日に

たいらげ給ひしに。魂は天狗となり。身は蛇靈となり。人民をなやましければ。時に黄帝。天にいのりしかば。天つげてのたまはく。魂魄をば祟。弊身をばめつせよとありしによりて。月毎にそのこんぱくに弊をたてまつり給ひし。それによりて今の代にいたるまで。正月十五日の亥のとき。あづきのかゆをにて。庭中に天狗をまつりて。東に向ひ再拜して。ひざまづきてこれを食すれば。年中の疫氣をのぞくとうけたまはりし。わたましうぶやの時。かゆを四方にそゝぐも。このくのふとぞおぼえ侍る。

問て云。

爆竹はなにのゆへにて侍るぞや。

答。神異經。西方の山中に。たけ一丈餘の人有。これを見る者。則寒熱の病をうるをもつて。竹火をたきて爆烞の聲あれば。則驚去といへり。又事文類聚と申ふみに。

爆竹聲中一歳除。　春風送レ暖入二屠蘇一。
千門万戸曈々日。　總把二新桃一換二舊符一。

屠蘇は孫思邈が庵の名なり。屠は割也。蘇は腐也とみえたり。寒熱和合の氣をほふるまじなひなるべし。爆の字は。廣韻に火烈と注せり。またはためくとよめり。

問て云。

せんずまんざいといふは。何のおこりにてはべるらん。

答。むかしは男踏歌とて。京中の男女。聲よきをつどへて。だいりにて。祝詞をうたひて舞せられし也。持統天王の御時は。漢人踏哥をそうせしとかや。光源氏の物語のかうごしのよはなれたるさまも。かのたうかの事ぞかし。此餘風遙の末にとゞまつて。千壽万歳の祝詞をうたひ侍る也。踏哥の舞人。万春樂をそうせしゆへに。まんざいらくとはやすなり。

問て云。
そみんしやうらいとてわらはべのかけはべるは何のいはれぞや。
答。昔武塔天神。南海の女子をよばひに行給ふ時。日暮たりければ。かの所に蘇民將來。巨旦將來といふ二人の者あり。兄弟にてありしなり。天神。弟の巨旦將來に宿をかり給ふに。其身とめりといへども ゆるしたてまつらず。又そみん將來にかり給ふに。ひんなりといへども宿をかしたてまつり。粟がらを座とし。粟の飯をたてまつりけり。其後八年をへて。武塔天神。八はしらの御子をひき具して。かの蘇民が家に至り給ひて。一夜の宿をかしつる恩を報せんとて。蘇民に茅輪をつくべしとの給ふ。其夜より疫病万民を害せしか共。蘇民ひとりつゝがなかりしより。今の世にいたるまで。かれが名を書てかくるとぞうけたまはり侍りし。

問て云。
正月に弓いるは何のゆへぞや。
答。射禮とて。むかしは內裡にて弓射る事のありし也。孝德天皇の御宇に正月弓をいさしむ。凡まとは蚩尤が眼と名付て。これをいたましむるなり。仁德天皇の御宇に 高麗國よりくろがねの楯。くろがねの的をたてまつりしを。盾人宿禰といふもののいとをしてかへしければ。それより日本をとらんといふ事をとゞめ侍り。正月五日に射場始といふ事むかしはありし也。公卿巳下束帯にて是を射る也。天子も御射席に弓矢を御座の左右にたてらる。是は文武二道をば一をかくべからざるがゆへに。今天子も弓場殿にいで 武道をならはせ給ふ也。世のみだるゝ時は武をもて おさめ。世のおさまれる時は文をもて おさむると申なり。さればおさまるとて 忘れざれと申也。是によりて

先としのはじめに射る事になれり。弓のおこり餘りにこと〳〵しければ略しはべる也。

問て云。

正月に卯杖と申事の侍るにや。

答。をのづから。もろこしに桃杖をもて惡鬼をはらふ事の侍る也。本朝のおこりをたづぬれば。持統天皇三年正月の卯の日。大學寮よりたてまつるよし日本紀にみえたり。其後仁壽二年正月に諸衞祝の杖を獻じて。精魅ををふと見えたり。たゞこれ惡氣をはらふこゝろなり。うづへといふものは。つくも所より。すはまの作物のうへにいはほをつくり。いはほの中に御生氣の方の獸をつくりてたてまつりて。卯杖にあはしむるなり。たとへば生氣東にあるとしはうさぎをつくり。南にあるとしは馬をつくる也。延喜式をかんがうれば。兵衞督已下まいりて。御杖をそうするとあり。いろ〳〵の木どもを五尺三寸づつにきりて。二束三束にゆひてたてまつる也。是を正月かみの卯の日たてまつれば卯杖といふなり。

二月。

問て云。

此月の馬の日いなりにまいるは何のいはれにか侍らん。

答。弘法大師。東寺の門前にて稲おひたる老翁に。二月の午の日あひ給ひて。則東寺の鎮守に勸請申されたりしかば。此寺はんじやうせしより。此日をもて縁日とや申べからむ。

問て云。

二月十五日にねはんざうとてかくるは何のゆへにて侍るぞや。

答。それ一代敎主釋迦牟尼如來。下天のはじめをたづぬれば。淨飯王の宮に降誕して。七日に其母摩耶夫人はうせ給へり。十九にして出家。

三十にして成道し給ひて。八年母の恩を報せんことをおもひ給ひて。一夏九旬に法を說。つゐに娑羅雙樹の間にして。涅槃に入給ひし時のありさまを繪像にうつし。二月十五日に入滅し給へば。けふ是を掛たてまつる也。遺敎經などとて人のまいるも。釋尊すでに涅槃にいらんとし給時に此經をとき。もろ〳〵の弟子のために遺勅をのこし給ふ經をけふ講讀し侍る也。

三月。

問て云。

三月三日に桃花の酒をのみ侍るは何のいはれぞや。

答。人の國のことにや。太康年中に山民建山自然武陵といふ所にいたりて。桃花水にながれしをのみしより氣力さかんなりしかば。いのち三百餘歲にをよべり。されば今の世に桃花をもちひ侍るとかや。酒をのむ事は。周の曲水の宴に盃をながせしよりや初りけん。

問て云。

けふ草餅をくふはなにのゆへにて侍るぞや。

答。周の靈王のきはめてはらあしくましまし〳〵ければ。智臣の草餅をつねにまいらせければ。御こゝろよくなり給ひけり。それより人みなくふ事に侍りし。

問て云。

鷄合と申侍る事は何のゆへにて侍るぞや。

答。もろこしのことにや。明皇と申御門。たはぶれに鷄を鬪はしめ給ひしに。ほどなく位につき給ひしより。小兒五百人をえらみ。治鷄坊といふ所をたてゝ。鷄をかはせられしとかや。またかの明皇は乙酉のとし生れ給ひしゆへ。鬪鷄をこのみ給ひしよし。東城老子傳と申もの

にてみ侍りし。

四月。

問て云。

四月八日に佛に湯あびせ花たてまつるは何のゆへぞや。

答。此ことは推古天皇よりはじまり侍るとかや。釋迦如來の倶毘藍城にてむまれ給ひける時。天龍の下りてみつをそゝぎて釋尊にあびせ奉りし事をまねぶ也。禁中にても灌佛とて。いとにて瀧を落し。いろ〳〵のつくりばななどそなへて。はちに五色の水を入て。諸卿佛をあらひたてまつるなり。わらはべのさほのさきに花さゝぐるも。これよりことをこり侍りしとかや。

問て云。

賀茂祭の日あふひかくる事は何のゆへにてか侍るらん。

答。まつりの日。近衞の中將を勅使にたてらるるなり。むかし夢のつげ侍りしより。けふ人々あふひかづらのあふひをかくると申つたへたり。

五月。

問て云。

五月五日にしやうぶをもちゆるいはれは何のゆへにて侍るぞや。

答。昆明百節のしやうぶとて。一寸がうちに百ふしのあるしやうぶあり。かのしやうぶの根。万病をいやすといへり。されば百ふしなけれども。これをいはひ侍るなり。酒中に入。あるひは帶にし。あるひは沐浴に入侍る事は。本草また大戴禮月令などといふ書に侍るとなり。

問て云。

けふちまきくふは何のゆへにて侍るぞや。

答。むかし高辛氏の惡子。五月五日に舟にのり

て海をわたりし時。暴風にはかに吹て。なみにしづみけるが。水神となりて人をなやましけるに。ある人五色の糸にてちまきをして。海中になげ入しかば。五色の龍となる。それよりして海神人をなやまさずと申つたへたり。または屈原汨羅にしづみ魚腹に葬せし楚人のまつりし供物とも申にや。

問て云。

同此日藥玉とてかくるは何のゆへぞや。

答。凡けふをば藥日といひて。一切の藥をばこの日とるなり。其ゆへは諸病かならず五月におこるなり。かんきを得てもろ〳〵のむし。へび。とり。けだものどもが。ちからを得ていきをはきだして。人の氣力をなやます日なり。さればけふ藥草を五色のいとにてとゝのへてひぢにかくれば。惡氣をはらふとも申本文侍るにや。公にも群臣に藥玉を給事の侍るなり。

問て云。

けふわらはべの小弓をもちていんぢとてし侍るは何のゆへぞや。

答。むかし左右近衛の馬場にて。馬にのりてゆみいし事の侍るなり。ひをりの日なども申にや。これらをやいんぢのはじめとは申べからん。

問て云。

五月九日のいまみやまつりはいつごろにかはじまり侍りけん。

答。いまみやは疫病の神なり。正暦五年のころより天下しづかならざりしかば。社にまつりてときはかきはの祭禮たえずとぞうけたまはる。其時長能が一首哥をたてまつりしは。まさしく後拾遺に侍るとぞうけたまはり及びし。

六月。

とふていわく。

嘉定と申事は何のゆへぞや。

答。この事はさらに本說ありがたきことにや。たゞかの錢の銘にかぢやう通寶と侍れば。勝と云みやうせんをしやうぐわんするよしをぞ承をよび侍りし。

問て云。

六月朔日にこほりくふは何のくのふ侍るぞや。

答。仁德の御代に大中彥皇子の鬪鷄といふ所にて狩し給ひしに。野中に庵あり。人をつかはしてみせ給ふに。窟なりと申。其時かの山のあたりなる人をめして問給ふに。氷室なりと申。皇子其氷をとりて。仁德のひじりの御門に熱月に奉らせ給。御門叡感ありしより。氷室とて。所々にふゆの雪をおさめて。熱月にたてまつる事也。

問て云。

六月に祇園會といふことの侍るはいつの頃よりはじまれる事にや。

答。それ祇園のやしろのいはれをたづぬれば。そさのをのみことの童部にて。牛頭天皇とも武答天神とも申せしなり。そみん將來のこと。春の部にくわしく申侍りし。今七月にちの輪とてかけ侍るもこれよりはじまれるにや。又祇園の緣記にのせ侍るは。天竺より北に國あり。九相となづけて。その國に吉祥といふ園あり。其園に城あり。城に王有。牛頭天皇となづく。または武答天神といふ。沙羯羅龍王の女を后として八王子をうめり。八万四千六百五十四の眷屬ありと見えたり。我朝にてはそさのをのみこととあらはれ。九相國にては牛頭天皇とげんじ給ひし也。貞觀十八年にたくせんの事ありて。山城國愛宕郡八坂郷といふ所に神社をつくられたる也。このまつりの日。四條京

ごくにて。粟の御飯をたてまつるは。蘇民將來の由緒ならんと承はる。まつりは天治元年六月よりはじまりしなり。むかし大内より勅使をたてられしなり。臨時のまつりとて。十五日に侍りし時のこと也。十四日のには禁中にはことなる事なし。馬長などをつかはさるゝよしみえたり。今は其儀もなし。たゞ氏子の風情をつくすばかりなり。これはあづまあそびといふものを。内よりむかしたてまつられし餘風かとぞおぼえ侍る。

かみか代の八坂の里と今日よりそ
君か千とせはかぞへはしむる

といふ哥を。東遊のうたひ舞しよし。天延の舊記に見え侍り。また臣下といふものは。何のこころにかいとおぼつかなし。これはさだめて天王の臣下の眷屬のこゝろにても侍るらん。山鉾などいふは。つくりものをして。神のこゝろをいさめ奉るこゝろにや。天照太神天の岩戸にこもり給ひし時。榊の枝に色々のものをかけて神樂をしてうたひ舞しかば。かんにたへずして出給ひし也。神も物めでするものにや。

問て云。

みな月ばらへは何のゆへに侍るぞや。

答。夏と秋との尅したるを禳すつるくのうの侍るなり。天武天皇の御時よりはじまるなり。大ばらへといふは。朱雀門にて百官一同にせしとかや。わたくしの家に輪をこゆるとては。

みな月のなこしのはらへする人は
千とせのいのちのぶといふ也

といふ哥をとなふるといへり。法性寺の關白の御記には。

おもふ事みなつきねとてあさのはを
きりにきりてもはらへつる哉

といふ哥を詠ずべしとみえたり。

七月。

問て云。七月七日に索餅をもちゆるいはれあるにや。

答。十節記といふ書に云。高辛氏の少子。七月七日に死て靈鬼となり。人に瘧病をいたす。その存日に麥餅をこのみしがゆへに。さくへいしてこれをまつりて病をのぞくと見えたり。

問て云。けふ七夕に物たむくるはいはれあるにや。

答。けふは牽牛織女の二の星あひ逢夜なり。烏鵲はしとなりて。織女をわたすよし。淮南子と申書にみえたり。香花をそなへ。供具をとゝのへて。庭上にふみをおき。さほのはしに五色の糸をかけて一事をいのるに。三年のうちにかならずかなふといへり。このゆへに郝隆は腹中の書をさらし。阮咸は竿上の褌を手向したためしも侍るにや。

問て云。七夕に仙翁花を人におくる事は何のいはれぞや。

答。七月七日を乞巧奠といひて。二星をまつり香花をそなふるよし。ふるくより申傳たり。しかれば。けふ花を人にもおくるにや。仙翁花は嵯峨の仙翁寺よりはじめていでしゆへに名とせりといへり。まことに唐書にはみえざるにや。

問て云。十五日に靈をまつる事あるにや。

答。これは佛弟子目蓮はじめて六道を得て。其母の在所をみる。餓鬼の中にありしかば。これをかなしみ。釋尊に問たてまつりしかば。七月十五日に僧を供養せば。此くるしみをすくはんと說給ひしよりはじまれり。齊明天皇は須

彌山のかたをつくりて。飛鳥寺にて盂蘭盆會をまうけられしとかや。盂蘭盆は梵語なり。倒懸救器と飜譯す。倒懸はさかさまにかくるといふこゝろなり。餓鬼のくるしみを思に。さかさまにかけられたらんがごとし。救器とは。此餓鬼の苦をすくふうつはもの也。くわしくは盂蘭盆經にみえ侍り。七月十五日に冥官罪人をいましむる日なれば。けふをもて佛事をいたす也。

問て云。

七月にすまふとてとるはいつのころよりの事にて侍るぞや。

答。日本紀と申ものにてみ侍りしは。垂仁七年七月に當麻のむらに勇士あり。名をば當麻蹶速といふ。力は角をもさきつべし。天皇此よしきこしめし。これにつがふべき人をたづねられしかば。出雲國野見宿禰と申もの侍りしと奏しければ。則めしあはせられて。相撲を御らんぜらる。野見の宿禰力やまさりけん。くゑはやが腰うちくだきてたちどころにふみころしき。これをすまひのはじめとや申べからん。

八月。

問て云。

八月に御靈まつりとて侍るは何のいはれ侍るにや。

答。それ御靈八所の本地をたづぬれば。崇道天皇。吉備聖靈。伊與親王。（崇道天皇御子。）藤原夫人。（伊與親王母なり）藤大夫。（大宰少貳廣繼。）橘大夫。（逸勢。）文大夫。（文屋宮田丸）火雷天神。此八の靈を神といはひしなり。これをいつよりまつる事ともみえ侍らず。さだめて託宣の事侍るべきか。さりながら年中行事の内にも見え侍らず。たゞこれはひとへにわたくしとして死靈のたゝりをなだめんとてのまつりとぞおぼえ侍る。ちかき世にもこゝろたけ

きものゝ靈をば神とまつりて。ときはかきはの祭をすれば。たゝりをとゞめ給と申はべる。新田義興の尊氏將軍のためにうたれて其靈火雷神となりしかば。神とまつりしよし申傳へたり。かくのごとくのことは。今の代にもいくらも侍るべき事也。

問て云。

八月朔日にたのむとて人にものたてまつる事侍るにや。

答。此事はさらに本說なし。世俗の風義なり。或說に建長の頃より此事あり。はじめはたのみとて。よねを折敷に入て。人のもとへつかはしけるとかや。ほづかひとて。わらはべのもち侍るはこのゆへにや。又圓明寺大閤の文永の記には。この七八年よりこのかたことに天下に流布せるよし載られたり。まことに建長の頃よりのことなるべし。又後嵯峨の院いまだ若宮と申せし時よりはじまり侍ると申。いづれとたしかにさだめがたし。

問て云。

八月朔日天中節といふふだをし柱にをし侍るは何のゆへにて侍るぞや。

答。此事陰陽道の秘方といふ物にみえ侍。火難盜病口舌の災を拂ふ術にて侍る也。七月晦日。生氣の方の木をとりてすみにやきて。八月朔日日出のまへに。八月朔日天中節赤口白舌隨節滅と書て門にをすと見え侍り。むかし人の國のことにや。后天中樓にて人と契給ひしに。その人つゐにのぞみをとげずして忽死して火神となりて天中樓をやきしとき。后。此咒をとなへ給へば。其火則きえにしよし書にみへたり。

問て云。

八月に放生會とて合戰の場にのぞみても鬪

をとゞめ侍るは何のゆへぞや。

答。抑八幡大菩薩と申たてまつるは。人皇第十六代の御門應神天皇の御事なり。仲哀天皇の第四の皇子。御母は神功皇后なり。天下を治給ふ事四十一年。寶壽は百十一歳をたもたせ給ひしなり。欽明天皇の御代に始て神とあらはれ。肥後國菱形池に跡をたれ。後には豐前の國宇佐の宮にしづまり給ひしが。清和の御時。男山岩清水にうつりすませ給ふ。其後は奉幣も岩清水にあり。一代一度宇佐へも勅使をたてまつらるゝ也。八幡と申御名は。御託宣に。得道來不動法性。自八正道垂權迹。皆得解脫苦衆生。故號八幡大菩薩とありしより。八幡大菩薩と號したてまつる也。又は八方に八色の幡をたつる事あり。密教の唱。西方阿彌陀の三昧耶形也。其故にや行教和尚には彌陀の三尊にげんじてみえさせ給けり。或むかし靈鷲山にして妙法花經を說とも。大自在王菩薩なりとも託宣し給ふ。扨放生會と申は。元正天皇の御宇養老四年九月。異國より我朝をとらんとせしとき。大菩薩の神力によて異敵をしりぞけ侍りてのち託宣ありて。合戰のあいだおほくの人をころしぬ。放生會をおこのふべきよしありしによて。每年に諸國にてこの事あり。放生のいみじき事。寂勝王經長者子流水品の池魚のことよりおこれるにや。まことにいけるをはなつ御ちかひ。ありがたかりしことゞもなり。早旦にゐのはなを神輿くだらせ給ふ時は。行幸の儀式にて。音樂のこゑ雲を驚し。衣冠のよそほひ日にかゞやけり。それにまたひきかへて。還幸のありさまは。神人法師原にいたるまで白杖をつきて。かへらぬ道におくりたてまつる儀式なり。これやこの朝に紅顏ありて世路にほこれども。夕に白骨となりて郊原に

くちぬる世のありさまをしめし給ふ神慮のほどゞはかりがたくありがたき事どもなり。

九月、

問て云。

九月九日に菊の酒呑は何よりおこれる事ぞや。

答。まづけふを重陽と申は。月と日と九陽の數にかなふがゆへに重陽と申なり。また菊を用る事は。世風記といふ書にぞみえ侍る。費長房といふ仙人。汝南の桓景にかたりていはく。九月九日になんぢが家にわざはひあるべし。茱萸の嚢をぬひてひぢにかけ。山にのぼりて菊酒をのまば此災きゆべしといひければ。其日にいたりて教のごとくせしかば。其身はつゝがなくして。家中の鷄犬羊こと〴〵く死たり。かやうのくのふによりてやらん。むかしは大內にて。重陽の宴とて茱萸の嚢を御帳にかけ。群臣に菊酒をたまはりしとぞうけたまはる。また後光明峯寺殿の御抄には。九月九日は寒温二季のさかひあひあふとき。身肉にわかるるなり。此時酒をのめば病を得ず。さてけふより酒をばわかすといへり。寒温の二氣。大增大減すれば。必病のおこるなり。故に針治灸治もみな肉別をしてするなり。また菊を用る事は。魏文帝生れ給ふの時。紫雲殿上に懸りて例にも似ず。はたして七歳にして位につき給ひてけり。其時天下の物。壽命十五に過ず。ことに帝十五やうやくちかづくの時。なげきをふくみてあゆましめ給はず。其時穀祖といふ仙人のらきくゐんの菊のはなを折て。九月九日に持參りて奉りたれば。御門これを服し給ひて。延壽七十歳をたもち給ふよしのせられたり。また世風記に漢武帝と申御門の菊酒をのみて長壽を得給ひし事侍り。また菊にわたきするこ

といつの頃よりはじまるともみえ侍らず。ただ菊をもてあそぶのあまりに寒霜をふせがんとのこゝろざしとぞ覺え侍る。

問て云。

此ごろ加茂籠とてむし入る事侍るは何のゆへに加茂より出侍るにか。

答。これは殿上の逍遙とて。むかし殿上人どものさが野などへむかひてむしを籠にえらびいれてあそびて。きみにたてまつりしは。堀川院の御ときよりぞはじまりける。むしえらびとも申なり。又むかしは賀茂社司などに仰られて。すゞむし。まつむしなどをめされけるよし。故禪閤の仰られしとかや。さればむしこは賀茂よりいで侍るとおもひあはせられ侍る。

十月。

問て云。

十月を神無月と申は何のゆへにて侍るにや。

答。此月を神無月と申は。伊弉冊尊崩給月なれば申なり。また四方の木葉ちりすさむ頃なりとて。葉みな月と申人あり。いとおぼつかなし。また諸神いづもの大やしろへ下給へば申ともいへり。

問て云。

十月の亥子といふ事はいつの頃よりはじまれるぞや。

答。いつのころとはたしかに申がたし。承安四年の師尙が勸文にも。本朝のおこりをばしるさで。外朝の本書をぞひき申ければ。さらにしりがたし。延喜式にまさしくのせたる事なれば。往古より侍る事なるべし。群忌隆集といふ書に。十月亥日。餅を食すれば万病をのぞくよしみえ侍る。

問て云。

ゐの子の日御げんてう（玄猪）とて大やけよりわたくしにわかち給事の侍るは何のゆへぞや。

答。さきに申ごとく。此ゐの子の根源たしかにいつよりとは申がたし。十月上亥日。内藏りやうより餅をそなへたてまつれば。あさがれいにて主上きこしめすよし年中行事といふ物にみえ侍り。今はそのすがたばかりなり。これを諸臣にわかち給こゝろにて侍るべし。上一人より下万民にいたりて。此餅をば食べしと見えたり。くらりやうのたてまつる餅の餘風をうつして。いまも御げんてうとて。人々にわかち給ふとぞ覺侍る。

十一月。

問て云。

此月とうじと申事の侍るは何のゆへにて侍ぞや。

答。白虎通に周の世には十一月を正月とす。これを曆家に天正月といふ。般の世には十二月を正月とす。地正月とす。夏の世には今の正月を正月とす。人正月といへり。十一月は陽はじめて生る月なれば。冬至の日より日かげのながくなると申也。陰陽道の曆數をかんがへて十一月に來るなり。朔旦冬至と申は。十一月一日の冬至に廿年に一度づゝまはるを申なり。いとめでたき祥瑞なれば。異國にも我朝にも御門賀辭をうけ給なり。誠に目出度事にて侍る也。

問て云。

此月御火燒とて神火をたきてまつるは何のゆへにて侍るにや。

答。この事たしかにおこりとては侍らじ。たゞし神樂とて。諸神の前にて。冬かならずし侍ることのはべる。是等をはじめと申べき。大かた神樂と申は。天照大神の岩戸をさしてこもり

給ひし時。諸神のいのり申されけるに。天鈿目命まさきのかづらをかざしとし。ひかげを手すきにしてうたひ舞。庭火をたきしかば。天照太神天の岩戸を出給ひしより。諸神この事をこのみ給。今も内侍所にて行はるゝ神樂の事にて侍るなり。官人の庭火をば燒なり。諸卿近衞のめし人などと所作の人よりあひ。庭火などとて哥うたふも。たよりありておぼえ侍るはいかに。

十二月。

問て云。

せつぶんのまめうつ事は何のゆへにてかはべる。

答。としごしと世俗にいひならはして。こよひは悪鬼の夜行するゆへに。禁中にもむかしは陰陽寮さいもんをよみて。上卿已下これををふ。御所にともし火をおほくともして。四目ありておそろしげなる面をきて。手にたてほこをもて。内裏の四門をまはるなり。また殿上人ども御殿のかたに立て。桃の弓。蓬の矢にていはらふ也。これらをかたどりて。まめうちて鬼をはらふ事はじまれるにや。此内裏にて鬼をはれし事は。慶雲二年十二月。百姓おほく疫癘になやまされしゆへに。はじめられたるよし承をよびし。

問て云。

十二月にはちたゝきのあるき侍るは何のいはれぞや。

答。この事。更に根源たしかに申がたし。延喜の御門の皇子のかたはにまし／＼けるが。はちたゝきの先祖となり給ひし。其敎養のためとかや申。いとおぼつかなし。蟬丸をめくらの先祖とし。延喜の御門の御子と申侍るも。たしかならぬ事なり。これをもつてこれをおもふに。

その證跡侍らぬ事なれば。我等はいかで定め申侍るべき。

問て云。

節分にせうのもちゐとてくひ侍るはなにのゆへぞや。

答。この事さらにしりがたし。また五條天神に侍るよし申。彼天神いつよりあまくだりましますとも見えず。さだめて緣記など侍るべし。國史にも見えず。儀式にものせぬ神なれば。さらにしりがたし。此もちゐをくへば。物に勝といふくのう侍るよし申つたへたるばかりなり。

問て云。

節分におけらをたくは何のゆへぞや。

答。白朮は風氣をさる藥にて侍るうへ。餘薰あしきゆへに。疫病の神の夜行する夜なれば。是をたきて。おそれしめんがためにて侍る。

右世諺問答は。後成恩寺禪閤のかゝしめ給はんとて。みどりのかみにかうばしき筆のあとをのこし給ふといへども。わづかむ月のはじめより若水のみなもとにいたりて。八ケ條をしるし給。つゐにその功終らざりしかば。目錄のみ殘りて詞はなし。こゝに桃花の林にあそびて。累葉のちりをつぐひとりの童侍り。しかりといへども。雪をあつむる敎ををしらず。いはんやすたれたるをおこし。かけたるををぎなひて。ふるきをたづねあたらしきをしるは。まさしく先達のしはざなれど。かつうは班彪の史記を班固が受つぎ。紫式部が源氏物語に。大貳の三位が宇治十帖をくはへ侍りし事の有やうに。心經とやらむ敎經とやらん申物語さうしにてみ給ひし事のおもひ出られて。かの目錄のむねにまかせて。正月七日のあつ物より十二月晦日の事にいたるまで。そこはかもな

きあまのもくづをかきあつめて。しづがたく火のほのかに。世の諺をあらはさんとする事しかり。

天文第十三暦中春下旬日

正二位行權大納言藤原兼冬

牙齒十六歲撰之

愚竹馬昔作二此抄一。今遮二眼前一。頗不思議之開詞等有レ之。自嘲不レ少。堅可レ禁二外見一者也。

御判生年廿歲

右世諺問答以流布印本校焉

# 群書類從卷第五百六

雜部六十一

## 曆林問答集序

蓋曆數也。包天地陰陽之事。故帝王之政莫重於曆。自黃帝卯日推策。至姚舜輔造紀元。曆十有三家也。但上古之曆。僅極幽明。知微妙耳。然大唐長慶壬寅朝新用經。遂集而錄之。春夏秋冬。晦朔弦望。星辰伏見。日月盈虛。雷動虹出。蟲鳥獸魚之變化。稼穡採桑之時候。毫髮無差。於是世々曆經雖來朝。莫能得者。貞觀之初。大春日眞野麻呂。又天德之末。吾祖司曆博士賀茂保憲。博考大成。而所獻之曆。天數不違。所傳莫不規模。然歲々時々。愚師野巫之僻說多起。正理錯亂矣。故今剪截煩浮之辭。採機要之說。號曰曆林問答。庶來喆補其闕焉。

應永甲午孟春日

正儀大夫司曆博士賀茂在方書

## 曆林問答集目錄上

釋天地第一　釋五行第二
釋日第三　釋月第四
釋星第五　釋大歲第六
釋歲德第七　釋大將軍第八
釋大陰第九　釋歲刑第十
釋歲破第十一　釋歲殺第十二
釋黃幡第十三　釋豹尾第十四
釋歲名第十五　釋歲次第十六

釋二十四氣七十二候第十七
釋六十四卦第十八　釋閏月第十九
釋日月蝕第二十　釋納音第二十一
釋十二直第二十二
釋十干十二支第二十三　釋月建第二十四

## 暦林問答集上

### 釋天地第一。

或問。天地何也。　答曰。渾天儀經云。天大而包地外。地少而居於天內。天表裏有水。天地各乘氣而立。載水而行。關令內傳云。天地之南午北子相去九千万里。東卯西酉亦九千万里。四隅空相去九千万里。天去地四十千万里。朱氏曰。黃帝書。天地者。在太虛空裏。大氣擧之。是天地未相分也。兩儀已相分運轉。而天乘炁而浮。地載水而行不息。天大而雖包地外。炁無涯。水亦無涯。故天外有水。亦地表裏有水。浮天而載地也。天大而半覆地上。半繞地下。故二十八宿半隱。天轉如車轂。但天無体。以二十八宿爲体。天從東繞西。故云左旋。日月五星同左轉。二十八宿諸星麗天。常無動。只隨天轉耳。周天三百六十五度四分度之一也。故於天二十八宿各有領度。角十三度。亢九度。氐十六度。房五度。心五度。尾十七度。箕十度。合七十五度。三十二星東方宿也。斗二十四度。牛七度半。女十一度。虛十度二十五分半。危十八度。室十七度。壁十度。合九十七度七十五分半。六十三星北方宿也。奎十七度半。婁十三度。胃十四度半。昴十一度。畢十六度。觜一度。參九度。合八十二度。五十一星西方宿也。井三十度。鬼三度。柳十四度。星七度。張十九度。翼十九度。軫十八度半。合一百十一度半。九十八星南方宿也。都三百六十五度四分度之一也。度一千九百三十二里也。於地有州國。有分野。但自東漢以降。暦家之法。日月星皆逆天

而爲右行。故日月會宿寅析木丑星紀子玄枵之次。謂之冬。會亥諏訾戌降婁酉大梁之次。謂之春。會申實沈未鶉首午鶉火之次。謂之夏。會巳鶉尾辰壽星卯大火之次。謂之秋。會則日月右行。交會而成一月之辰也。於是因橫渠之說。朱氏曰。古今曆家之法。以退數筭之。故日遲而每日一度行。月速每日十三度行。此說如上未一定之法。如兩先生者。天最速進。日一度退。月最遲而十三度退。皆雖同道同行不及天。而所退行反似右行。而全日遲非月疾。日月逆天非右行矣。又云。牛宿十一月星紀之次。天北端之極也。天運降近南。故牛降南端。自冬至漸而升。井宿四月實沈之次。南端之極也。天運升近北。故井升北端。自夏至漸而降。亦南北升降之中爲春秋。鎮成曰。日月隨天而下降。至南端之極。謂左旋。隨天而上升。至北端之極。謂右行。以爲南北升降爲左右。此說且爲好。姚信昕天論曰。天体南低入地。北則高冬至極低。日去人遠。北天氣至。故氷寒也。夏至極起。日去人近。南天氣至。故蒸熱也。天極高時。日行地中深。故夜長晝短。然則天行。冬依於渾儀。夏依於蓋天也。天似蓋笠。地法覆盤。天地各中高外下。地極之下爲天地之中。三光隱映爲晝夜。天圓而動。地方而靜。天十二神動移無窮。地之日辰靜而待之。夫星辰遲速。日月運行。雷發虹見。雲行雨施。是天之象也。二十八舍。內外諸官。七曜三光。星分歲次。是天之數也。山川水陸。高下平汙。嶽鎮河通。風廻露蒸。是地之象也。八極四海。三江五湖。九州百郡。千里万頃。地之數也。於是元氣始萠。陰陽始生。烝形立端。清濁分別。質形已具。此五者。天地之運通也。天以剛健之德覆。地以柔順之德載也。

## 釋五行第二。

或問。五行何也。　答曰。春秋元命苞云。五行万物之始也。木居陽之位東方主春。以温柔爲

体。以曲直為性。含陰炁。内空虚外有花葉。如人之威儀容貌。故相字目傍木也。其木不失曲直之性。則五穀茂盛敷實也。火居大陽之位南方主夏。以明熱為体。以炎上為性。故内暗外明也。其火不失炎上之性。則天下大治。垂拱無為也。土為地道。万物貫穿而生。持實含散為体。種曰稼。納曰穡。故以稼穡為性。又土居中央。主四季成四時。為内事宮室。夫歸親属之象也。故順中和之氣。則土得其性。百穀實而稼穡成也。金居少陰之位西方主秋。以強冷為体。以從革為性。故禁不義以安百姓。不忘危則金順其性。故万物皆熟。百穀成也。水居大陰之位北方主冬。以寒虚為体。以潤下為性。陽之所始。陰之所終也。是綱紀之時。故宗廟祭祀之象也。是以順水氣。則依不失潤下之性。源泉通流。以利民用。是釋大槩如此。

釋日第三。

或問。日何也。　答曰。定象紀云。日大陽之精也。又五經通義曰。陽以一起。故日行一度。陽成於三。故中有三足烏。又云。日火精陽炁也。外熱内陰。象烏之黒也。白虎通云。日徑千里。周三千里。下於天七千里。日一南万物死。日一北万物生。故夏陽盛而陰衰。故晝長夜短。冬陰盛而陽衰。故晝短夜長。日行陽道長出入卯酉之北。行陰道短出入卯酉之南。春秋陰陽等。故行中道。晝夜等也。漢書天文志云。日君之象也。君行急則日行疾。君行緩則日行遲。是以觀乎天文。以察乎時變。

釋月第四。

或問。月何也。　答曰。定象紀云。月大陰之宗。積而成也。中有獸象。兎陰之類。其兎善走。象陽動也。春秋元命苞云。月水之精。故内明而氣冷為陰精。故体自無光。藉日照之乃明。猶以臣自無威。假君之勢乃成其威。月初未對日。故無

光缺。月半而與日相對。故光滿。十六日以後漸缺。亦漸不對日也。又云。月大陰之位。后妃之象。諸侯大臣之類。

釋星第五。

或問。星何也。　答曰。張衡云。衆星万物之精。列布休生。於地各有攸屬。在野象物。在朝象官。在人象事。又居中央謂之北斗。天之樞也。合誠圖云。第一名樞。二名璇。三名璣。四名權。五名衡。六名開陽。七名招搖光。黄帝斗圖云。第一名貪狼。主子。二名巨門。主丑亥。三名祿存。主寅戌。四名文曲。主卯酉。五名廉貞。主辰申。六名武曲。主巳未。七名破軍。主午。孔子元辰經云。第一名陽明星。第二名陰精星。第三名眞人星。第四名玄冥星。第五名丹元星。第六名北極星。第七名天關星。又云。第一水。二水土。三木土。四金木。五金土。六火土。七火。於是子午爲天地之經。故斗第一主子。第七主午。從第二至第六。各主兩辰。或主人之本命。以定吉凶。或主物之根元。以生万品。丑又有五星。則五行之精也。爲上帝五使。禀受神命。而各司下土。故配於五方。異于政。或有福德助。或禍罰威刑。順軌而常。錯亂以顯異。故歲星木之精。其位在東方。主春。蒼帝之子。人君之象。五星之長。司農之官。主福慶。凡有六名。一曰攝提。二曰重華。三曰應星。四曰纒星。五曰紀星。六曰脩人星。其於五常仁也。於人主肝。凡歲星觀察三戈。以進退順逆決定天下之理也。歲星其明如常。則五穀滋盛。國家安寧。民間有福慶。主歲。故名歲星。熒惑星火之精。其位南方。主夏。赤帝之子。方伯之象。五星之伯。上象太一。下司人君。凡有二名。一曰執法。二曰罰星。其於五常禮也。於人主心。又主歲之成敗。察妖孽禍亂。所行有兵亂疫喪飢旱災火也。但其君修德則不爲咎而加福。出入無常。故名熒惑也。塡星土之精。其位中央。主四

季。黃帝之子。女主之象。主德。爲五星之王。一名地侯。其於五常信也。於人主脾。塡星順度則國寧民富。五穀豐熟也。若塡星失度則歲多風。穀無實。太白星金之精。其位西方。主秋。白帝之子。大將之象。以司凶兵。凡有六名。一曰天相。二曰天政。三曰大臣。四曰大師。五曰明星。六曰天嚣。詩云。東曰啓明。西曰長庚。其於五常義也。於人主肺。太白亂行。不居其度。兵數起。不熟而惡。太白出入順度則天下昌豐也。西方金色白。故曰太白也。辰星水之精。其位北方。主冬。黑帝之子也。凡有六名。一曰安調。二曰細極。三曰能星。四曰鉤星。五曰司農。六曰勉星。其於五常智也。於人主腎。凡辰星司災變致伐。左氏曰。辰星四仲月（二月。五月。八月。十一月。）出則天下太平。五穀豐熟也。天之執正。出入平時也。此五星在天者主木火土金水之五行。在地者主五方五岳。居人者主五藏五根。於五常主仁義禮智信。於五

事貌也。視也。言也。聽也。思也。此五者不闕行之者。終久保之者德顯。故動於天地。合感鬼神。天文要抄云。五星盈縮失度則其精降于地爲人。歲星降爲貴臣。熒惑降爲童兒歌謠嬉戲。塡星降爲老人老婦女。太白降爲壯夫處於林麓。辰星降爲婦人。凡諸星皆如此。尚書靈耀云。二十八宿天元氣。万物之精也。故東方角亢角氐房心尾箕七宿。其形如龍。曰左青龍。南方井鬼柳星張翼軫七宿。其形如鶉鳥。曰前朱雀。西方奎婁胃昴畢觜參七宿。其形如虎。曰右白虎。北方斗牛女虛危室壁七宿。其形如龜蛇。曰後玄武。二十八宿皆有龍虎鳥龜之形。隨天左旋。亦五星從北行南爲順行。從南行北爲退行。爲逆行。又五星早出爲盈。晚出爲縮。又日月星辰謂之天文。日月與星謂之三光。日月五星謂之七曜。衆星竝光謂之辰。各晨昏正。寒暑生。歲時成也。六合之無不照明。皆知天下之損益。定人

倫之禍福耳。

釋大歲第六。

或問。大歲者何也。　答曰。暦例云。大歲者。歲星之精。降天地之間。觀察万物。臨見八方。故名歲之君。愼之者保。逆之者亡。巡行於十二支也。子歲在正北。丑歲在丑。餘方皆爾。十有二年。運終而復始。其方主歲。故爲一年之君。有福最吉方也。更不可犯。作凶事。殊出軍討敵。向之大凶。若向此方。舉凶事。疫病起也。

釋歲德第七。

或問。歲德者何也。　答曰。五行書云。凡陰陽用事。遇德爲善。故歲德方一年間。有德方也。皆十干德也。但五爲陽德。甲丙戊庚壬。五爲陰德。乙丁己辛癸。其甲歲德者在東宮甲方。丙歲德者在南宮丙方。戊歲德者在中宮戊方。中宮者在丙方。庚歲德者在西宮庚方。壬歲德者在北宮壬方。此五干歲德各爲陽德。故在其方次。乙歲德者在西宮庚方。丁歲德者在北宮壬方。己歲德者在東宮甲方。辛歲德者在南宮丙方。癸歲德者在中宮戊方。其乙丁己辛癸者爲陰干。故自無德。配合陽干而成德。是以乙爲甲妻相合。故己歲德在甲。辛爲丙妻相合。故辛歲德在丙。乙爲庚妻相合。故乙歲德在庚。癸爲戊妻相合。故癸歲德在戊。孔子曰。禀氣於陽。定形於陰云云。其戊己者火生土之故。戊屬丙方。己屬丁方。又號中宮。戊己土也。五行木也。言宮者舍也。故稱之五行。皆畏於相尅。故以木妹庚。庚金以火妹妻於壬水。以土妹妻於甲木。以金妹妻於丙火。以水妹妻於戊土。是五行皆畏於相尅。故各配合而以生万物也。

釋大將軍第八。

或問。大將軍者何也。　答曰。新撰陰陽書云。大將軍者。大白之精。天之上客。太一紫微宮方伯之神也。不居四孟。常行四仲。以正四方。三歲一移。百事不可犯云云。其太白西方星金精也。降地

而三歲之間爲方伯之神。十有二年運四方。終而復始矣。金者禁也。主裁斷。故犯之者必受殃。其居礎。立柱。上棟。修造。移徙。嫁娶。塗竈。堀井。築垣。出軍。葬埋。起土。百事犯用之大凶。於是大將軍常行四仲以正四方。三歲一移云云。以此文在東方者只卯方可忌之。寅甲乙辰之四神者無忌之。昔者雖有其說。先喆之所不用也。紫微宮。方伯之神也。伯長也。正也。禮云。千里之外設方伯云云。在卯者寅甲乙辰四神相兼可忌之。餘之方皆爾也。今爲決後生之疑。引舊勘聊記之耳。非愚所謂也。

釋大陰第九。

或問。大陰者何也。　答曰。曆例云。大陰鎭星之精。歲之皇后也。常居歲後之二辰。故子歲者大陰在戌。丑歲者在亥。餘例皆爾。大歲皇后移居之方也。故惡婦人事也。妊者移其方。產期犯向凶。

釋歲刑第十。

或問。歲刑者何也。　答曰。金匱經云。刑凡有三。第一衰謝之刑。有五。謂金木水火土之刑。第二制御之刑。有十。謂十干之刑。第三不遜之刑。有三。謂十二支之刑也。今之曆所載之歲刑者謂衰謝之刑。制御不遜之兩刑者不載。故略之。第一云。衰謝刑者金剛也。刑自在西方。火猛也。刑自在南方。木落歸根。刑在北方。水流皈末而不皈。刑在東方。土王於四季。故天能刑之。今按。巳酉丑金之位也。金以剛強之。故陽氣入而挫之。故巳酉丑之刑自在西方。申酉戌之位也。寅午戌火之位也。火以强猛故。陰氣來而挫之。故寅午戌之歲。刑自在南方。巳午未之位也。亥卯未木之位也。木雖恃榮觀。陰氣來而殺之。故亥卯未歲。刑在北方。亥子丑之位也。申子辰水之位也。水雖恃陰淬之智。陽氣往而刑之。故申子辰之歲。刑在東方。寅卯辰之位也。土五行之王也。天能刑

之。未丑辰戌土之位也。各相刑之。未刑丑也。戌刑未也。辰之刑辰也。丑之刑戌也。於是金雖剛火挫之。火雖猛水挫之。木雖榮觀陰氣殺之。水雖恃智陽刑之。金木水火各雖有剛猛榮智之德。莫不刑之也。土五行之王。天刑之。尚書暦云。歳刑者天之陰精。水曜精也。一名法曹司馬。以殺罰爲名。是五行各一方刑之也。夫寒暑推移應時而動不失其節者。獨雖無受刑治不可不刑也。呂氏春秋云。刑罰不可伏於國。鞭笞不可廢於家。其歳刑者一歳之中受刑殺方也。故多禍少福。百事不可觸犯之。大公兵書云。擧事。善則天應之以德。惡則天應之以刑也。

釋歳破第十一。

或問。歳破者何也。　答曰。暦例云。歳破土曜之精。大歳所對衝方也。一歳之中爲大歳見衝破。故云破子。歳破者在午丑。歳破者在未。餘例皆爾。於是破有輕重。故寅申巳亥方破者四孟爲五行生也。子午卯酉方破者四仲爲五行盛壯也。丑未辰戌方破者四季爲五行衰老也。故歳破在寅申巳亥者無咎。在子午卯酉者輕凶。在丑未辰戌者在衰老無生盛。重凶也。起土移徙。不可犯向之。又馬牛之類。不可於其方求矣。

釋歳殺第十二。

或問。歳殺者何也。　答曰。暦例云。歳殺陰氣尤毒害方謂之殺。金曜之精專主致氣。万物滅方也。故丑未戌方運轉。而不居於餘方不吉方也。

釋黃幡第十三。

或問。黃幡何也。　答曰。暦例云。黃幡羅睺星之精。大歳之墓也。万物皆有生死。故有墓。其物皆皈於土。常運轉於丑未辰戌方。不行餘方。主於土色。故名黃。又幡者旗也。其形如樹幡。故云幡。又五行墓。皆以丑未辰戌日爲五墓日。是主土之故也。向其方立門取土不吉。餘無咎也。

釋豹尾第十四。

或問。豹尾者何也。　答曰。曆例云。豹尾計都星之精。黄幡對向之方也。故幡在辰方。尾在戌方。相對。餘歳亦爾。其幡尾之指麾。形變動而速疾。似豹尾之動。又豹以有君子之喩故。象之馬牛犬之有尾類。不可於其方來也。餘無妨。

釋歳名第十五。

或問。歳名何也。　答曰。爾雅云。寅名攝提格之歳。格起也。万物蒸陽起也。卯名單閼之歳。閼止也。言陽氣推万物而起。陰氣盡止也。辰名執徐之歳。執蟄也。徐舒也。言伏蟄之物皆散舒而出也。巳名大荒洛之歳。荒大也。言万物熾盛而大盛而布散也。午名敦牂之歳。言万物盛壯也。未名協洽之歳。協叶和也。洽合也。申名涒灘之歳。涒灘大脩也。言万物皆脩其精氣。酉名作噩之歳。噩落也。言万物循其墮落者也。戌名閹茂之歳。閹大也。言万物皆大冐也。亥名大淵獻之歳。淵藏也。言万物終亥也。大小深窟。伏以迎陽也。子名困敦之歳。困混也。敦沌也。言陽氣混沌万物垂孽也。丑名赤奮若之歳。奮起也。言陽氣奮迅而起赤陽之色也。自攝提格至赤奮若皆十二支名也。故曰歳名。

釋歳次第十六。

或問。歳次何也。　答曰。淮南子曰。寅曰析木。言万物始萠分別水木也。卯曰大火。言東方者木也。心宿之三星在卯方。心星火。火出於木心。故云大火也。辰曰壽星。言万物各任其命達。故云壽星也。巳曰鶉尾。言巳主南方軫尾之南宿在朱雀之宿。故有鳥名也。午曰鶉火。言火在離方。陽氣大火星中在朱雀之處。故曰鶉火也。未曰鶉首。言南方之宿之形皆象鳥。以非宿爲冠以柳宿爲口。故曰鶉首也。申曰實沈。言陰氣沈垂降實於物。故曰實沈。酉曰大梁。梁強也。言白露降万物堅強也。故曰大梁。戌曰降婁。降下也。婁

曲也。言陰氣上侵万物婁曲。故曰降婁也。亥曰娵訾。言陰壯陽伏万物愁哀也。故曰娵訾。子曰玄枵。玄黑也。枵耗也。言陰氣盛。万物雖動未出。空虛謂之耗。故曰玄枵也。丑曰星紀。言紀統也。領也。万物所始終。故有期名矣。今按。歲名者自子歲至亥歲。各因造化之根元。表其德以爲名也。假令子名困敦。丑名赤奮若。皆如前說。餘倣之。又歲次者。假令析木寅之次。大火卯之次。壽星辰之次。是東陸之辰也。鶉尾巳之次。鶉火午之次。鶉首未之次。是南陸之辰也。實沈申之次。大梁酉之次。降婁戌之次。是西陸之辰也。娵訾亥之次。玄枵子之次。星紀丑之次。是北陸之辰也。此十二辰。日月五星。大歲運轉之舍也。但自大歲在子次第順行止亥。周而復始。日月五星者各退行。而自玄枵子之次移娵訾亥之次。餘倣之。大歲日月五星順退而成歲月也。

釋二十四氣七十二候第十七。

立春正月節配于艮。東風解氷。東風者候風也。陽風也。已來而解氷也。又立春陽氣已發雖在上。陰氣猶厚在下。而陽氣尙微。故艮主立春。在東北之維。以配於土也。次蟄虫始搖。此時候伏蟄虫得陽氣振動。將出土中。故云振也。次魚上氷者。魚盛寒之時。伏於水下。逐其溫暖。至正月陽氣游水上近於氷。故云爾。雨水正月中配于寅。獺祭魚。此時候魚肥美也。獺將食之。先祭之。易通卦驗云。雨水之氣。獺不祭魚。國有盜賊也。又雨水者雪散爲雨水也。又寅木故主正月中也。次鴻雁來。此時候鴻雁從南向北至中國。故云來也。次草木萌動。此時陽氣蒸達。可耕之候。農書云。耕者此時急可發也。驚蟄二月節。配于甲。桃始華。前候萌動。陽氣上達而始花也。又驚蟄者伏蟄之虫大驚而走出也。甲者万物咸解孚甲自出。故主二月節。以配於木也。次倉庚鳴。倉庚者黃鸝也。謝氏云。布穀也。此鳥鳴時。布

種其穀。次鷹化爲鳩。此時候鷹化爲鳩。至秋鳩化爲鷹。然後設尉羅。春分二月中配于卯。玄鳥至。玄鳥燕也。陽而至也。集人室爲嫁娶之象。此鳥至之時。祀媒神而祈子孫也。又春分。是爲陰陽之交會。而此節之大者。故卯主正東。以配於二月中。次雷乃發聲。雷是陽氣之將上。與陰相衝也。動於地上。天之下發陽。則蟄虫應而振出。孔子曰。迅雷甚雨風烈則變。雖夜必興。衣服冠而坐。所以畏天威也。次始雷電。是陽光也。陽微則光不見。此月陽氣漸盛。以擊於陰。其光乃見。故云。始電。清明三月節配于乙。桐始華。桐陽木。故以清明氣始花也。又清明者謂生物。天氣清淨明潔。万物盛大而可觀。故云清明。又乙軋也。万物奮軋而出也。故乙主三月節。以配于木也。次田鼠化爲鴽。郭璞曰。鴽是鴿也。化者蓋鼠化爲鴽。鴽化爲鼠乎。失節不化。則國不正也。莊子曰。田鼠化爲鶉也。次虹始見。虹者。爾雅釋

天文。郭氏曰。雄曰虹。雌曰蜺。又雄明盛。雌闇微也。是陰陽交會之氣。純陰純陽則虹不見。若雲薄漏日。日照雨滴。則虹生矣。穀雨三月中配于辰。萍始生。爾雅曰。水中之浮萍也。江東謂之薸。又大者名蘋也。穀雨者是時日在昴宿。昴西方之宿金也。金生水之故。甘雨降生万物。故云穀雨三禮義宗云。辰物盡震動而長。故主三月中。以配于土。次鳴鳩拂其羽者。鳴鳩飛且翼相擊。是時農急也。魏書云。謂穀鳴。俗耕種之爲候也。穀雨五月鳴鳩拂羽。若不拂國不治兵也。次戴勝降桑此蠶將生之候也。戴勝織紝之鳥。恒在桑。頭上戴毛。故以爲名。立夏四月節配于巽。螻蟈鳴。螻蟈蛙也。蝦蟇也。鄭玄謂蟈。又衍義曰。螻蛄也。此虫當立夏後。至夜則鳴。月令謂螻蟈者是矣。其聲如蚯蚓。是時陽氣已盛在上。陰氣微弱在下宜顯。故巽主立夏。在東南維。以配于木。次蚯蚓出。此時候无文。今按。冬至之候。一陽來復之時

蚯蚓動宛而上首。漸得陽氣。今出乎。次王瓜生。王瓜者艸挈也。又王萯也。此時宜種瓜也。小滿四月中。配于己。苦菜秀。此時候物咸秀生也。又小得盈滿。故云小滿。三禮義宗曰。己起也。物至此時皆畢起。故己主四月。以配于火也。次靡艸死。此時候无文。故引內說以明之。葶藶之屬也。以其枝葉靡細。故云靡草也。次小暑至。此時候无文。今案。仲夏之節漸近。而炎上氣雖至。陰氣猶殘。熱氣最微也。故云小暑至歟。芒種五月節。配于丙。螗蜋生。舍人云。螗孃今之螗蜋也。又謂之食尾。又謂之馬穀。又名其子云螗蜋也。鄭玄云。丙者柄也。物之生長各執其柄。万物强大而炳然著見也。故丙主五月節。以配於火。又芒種者有芒之穀可稼種者也。次鵙始鳴。鵙一名伯勞。又名鴃也。應陰而殺物。鳴則將寒候也。以五月應陰氣之動。陰為殘賊。蓋賊害之鳥也。京房易傳曰。伯勞聚邑中歲大水。若軍中鳴。師分而且水卒至。若見軍前後鳴。賊來圍。入舍有仇。恐外謀內。口舌。若悲鳴來。有死者也。次反舌無聲。此鳥春初鳴。至五月稍止。其聲數轉。故名反舌。易緯通卦驗曰。能反覆其口。隨百鳥之音。故為反舌鳥。又百舌也。周書云。芒種五日之後。反舌無聲。若有聲。佞人在側。孔子明鏡曰。國臣謀臣有反舌鳥入宮。夏至五月中。配于午。鹿角墮。易通卦驗曰。鹿者獸中之陽也。此時候應陰解角也。大陽始屈。陰氣始升。陰陽相向之候也。若不解則失君臣之禮。臣不承君之象也。故貴臣作奸也。此時陰氣動於黃泉之下。又午盛陽之位而居南方。故主夏至以配于火。次蟬始鳴。此亦無文。今按。仲夏者麥秋盡成而陰陽相向之節。應之而蟬始鳴乎。次半夏生。此時候無文。蓋半夏是藥草也。小暑六月節。配于丁。溫風始至。此亦無文。今按。南方名暑門。生景風盛熱之時也。故溫風至矣。又小暑者極熱之物也。鄭玄

云。丁亭也。物生長。時應而止也。故丁主小暑以配于火。次蟋蟀居壁。爾雅釋虫曰。蟋蟀蛬也。此物生在土中。至季夏羽翼稍成。未能遠飛。但居其壁。至七月則能遠飛在野。次鷹乃學習。此時陰氣既起。應感乃有殺心。學習搏擊之事。張逸曰。秋鳩化爲鷹。春鷹化鳩。又自有眞鷹可習矣。大暑六月中配于未。腐草化爲螢。此時腐草得暑濕之氣爲螢。李巡云。螢夜飛。腹下如火光。故曰。卽熠也。又大暑月半極熱之中爲大。又未者味也。物向成皆有氣味。故未主六月中以配于土。次土潤溽暑。潤溽者塗濕也。此時陽氣將在土。故暑乎。次大雨時行。六月建未。未值井宿主水。故大雨時行節也。周禮曰。此時立其官使除田草也。五月夏至之時。芟草殺暴之。至六月燒之。大雨行之時。田中蓄漬之。瘠地爲肥也。立秋七月節配于坤。涼風至。此時候無文。今按之。涼風者秋風也。陰氣淒涼。收成万物。鄭玄云。

坤純陰之象。能養万物。莫過於地。陰動于午至未始著。故坤主立秋。在西南之維以配于土。次白露者陰氣漸重。露濃色白之謂。次寒蟬鳴。寒蟬一名寒蜩。又謂蜺也。郭景純云。寒螿也。似蟬而小。青赤也。處暑七月中配于申。鷹乃祭鳥。此時候鷹祭鳥者。欲食之時。先致鳥而不食。與人之祭食相似也。先神卽不食。既祭之後。不必盡食。若人君行刑戮而已矣。次天地始肅々。嚴急之言也。今按。天氣漸上。地氣漸下。肅然而物改更秀實新成也。將收不可懈也。次禾乃登。此句不見本經。農乃登穀蓋謂之乎。月令曰。天子嘗新薦寢廟。註云。黍稷之屬於是始熟也。白露八月節配于庚。鴻雁來。說文云。大曰鴻。小曰鴈也。雁有人情。暑則北翔。涼則南飛。履霜懼氷。識微知機。故隨陰陽不居中國。鄭玄云。庚更也。万物代改。故庚主八月節在西方以配於金也。次玄鳥歸。玄鳥者燕也。釋鳥文曰。玄鳥歸爲仲秋至

爲仲春。此鳥不遠去。必在四夷。不居中國。在幽僻之處。不常見也。次群鳥養羞。羞進也。雖有鳥名蟲也。是螢火也。又云。丹鳥也。其謂之鳥者。其所養之物不盡食之故。雖蟲謂鳥也。秋分八月中配于酉。雷乃収聲。雷是陽氣主於動。今地中潜伏焉。今按之。雷生於震。震木也。中秋金王之時也。木畏金。故雷潜入地中伏乎。三禮義宗云。酉老也。万物老極成熟。故酉主地分以配于金。次蟄虫坏戸。此時候蟄益戸者。小虫以土漸増。益穴之四畔使通明。而温煖之間出入也。陰氣至之時。稍坏之。十月寒甚乃閉也。次水始涸。涸竭也。八月末。角宿朝見東方時。殺氣盛。而雨氣盡之後。天根朝見東方時。水潦盡竭也。天根者氐也。是寒露之前五日之候也。農既収。則治道水上爲梁。是利民轉運故也。寒露九月節配于辛。鴻雁來賓。仲秋節云鴻雁來。今季秋節云來賓。止中國未去。猶如賓客。故云賓。仲秋之

候初來過去。故不云賓也。鄭玄云。辛新也。万物皆秀實新成。故辛主九月節以配於金。次雀入大水爲蛤。大水海也。國語云。雀入于海爲蛤。故知大水海也。次菊有黄華。此時候无文。霜降九月中配于戌。豺乃祭獸。此時候。祭獸者戮殺禽獸也。初得者皆殺而祭之。後得者殺不祭也。三禮義宗云。戌滅也殺也。此時物衰滅。故戌主九月中以配於土。次草木黄落。此亦无文。今按。伐木必可用致氣乎。次蟄虫咸俯。此時垂頭以土墐塗也。前月但藏而坏戸。至此月垂頭嚮下。以隨陽氣故也。塗塞其戸穴。辟地上陰殺之氣也。立冬十月節配于乾。水始氷。此時候無文。按之。陽氣漸沈。陰氣已來乎。鄭玄云。乾純陽之象。生物之首也。陽氣之本也。故先子之位以堅剛也。故乾主立冬在西北之維以配于金。次地始凍。此時候無文。次野雉入大水爲蜃。大水者淮水也。大蛤曰蜃。晉語云。雉入乎淮爲蜃也。小雪十

月中配于亥。虹藏不見。此亦無文。今按。虹者陰陽交會之時見。故陰陽等則虹出也。今純陰之時。虹藏不見乎。小雪者霜露凝結而爲雪。十月猶小。故云小雪。三禮義宗云。亥閡也。言陰氣劾殺万物。故亥主十月中以配於水也。次天氣上騰。地氣下降。易云。天体在上。陽氣歸虛元。故云天氣上騰。陰氣下連於下。故云地氣下降。各取其義。不相妨也。次閉塞而成冬也。時使有司助閉藏之氣。門戸可閉閉之。牕牖可塞塞之。大雪十一月節以配于壬。鶡旦不鳴。此鳥求旦鳴。蓋是山鷄也。大雪者小雪之相對也。鄭玄云。壬任也。閉藏万物。懷任於下。故壬主十一月節以配於水。次武始交。交猶合也。次茘梃（馬薤也。）出。此時候。應陽氣而出艸也。依皇氏之說焉。冬至十一月中配于子。蚯蚓結。蔡云。結猶屈。蚯蚓屈首下嚮。陽氣動則苑而上首。故結而屈也。易通卦驗云。冬至。陽氣動於黃泉之下。子雖大陰之位。陽氣在內而動其下。故居水之位。假令水外陰內明。象懷陽也。故子主冬至以配于水。次麋角解。此時候。麋角解者雖說多。皆無明據。但能氏云。鹿是山獸之陽也。故夏至得陰氣而解角也。麋是澤獸陰也。故冬至得陽氣而解角也。麋爲陰獸。情淫而遊澤也。冬至陰方退。故解角。從陰退之象也。亦鹿爲陽獸。情淫而遊山也。陽方退。故解角。從陽退之象也。夏小正云。十一月麋角隕墮是也。次水泉動。此時候無文。今按。陽氣漸動於水下也。小寒十二月節配于亥。雁北嚮。雁之北嚮有早有晚。早則北嚮。晚則二月北嚮也。小寒者極寒之時。月初爲小。月半爲大寒。鄭玄云。癸揆也。陰任於陽。而萠芽於物也。故癸主十二月以配於水。次鵲始巢。詩緯推度灾云。復之日鵲始巢。是也。（復之日者。當復卦日也。）次雉始鴝。鴝鳴也。詩云。雉之朝鴝。尙求其雌。大寒十二月中配于丑。雞始乳。此時候無文。大寒者相對小寒。月半寒爲大。三

禮義宗云。丑紐也結也繫也。言居于十二支終始之際。以紐結為名。故主十二月中以配于土也。次征鳥厲疾鷙鳥。征鳥者鷹隼之屬也。時殺氣盛極。故鷹隼之屬。取鳥捷疾嚴猛也。蔡云。大陰致氣將盡。故猛疾而與時競。次水澤腹堅。此時寒氷盛而水澤腹堅也。謂水濕潤澤厚水堅固也。腹者形躰腹長。故為厚矣。

右七十二候者。五日一候。十五日三候。一氣也。一月三十日六候二氣。凡一歲十二月二十四氣七十二候也。皆知草木萌芽鳥獸變化耳。爾雅以月令正義之說載之。十干十二支以淮南子等之說註之。定可多誤乎。後見之人可改之。

釋六十四卦第十八。

立春候。小過。（少陰也。）大夫蒙。（蒙昧也。癡也。）卿益。（惠也。）雨水公漸。（進也。進升也。）辟泰。（太通也。太也。）驚蟄侯需。（万物待時節也。）大夫隨。（待時者也。）卿晉。（進也。）春分公解。（舒緩也。）辟大壯。（盛也。）清明侯豫。大夫訟。（爭競。）卿蠱。（事也。亂也。迷也。）穀雨公革。（改也。）辟夬。（決也。物夬斷也。）立夏侯旅。（散也。行也。）大夫師。（象也。二千五百人為師。）卿比。（並也。親附也。配也。）小滿公小畜。（小陰也。畜積養也。）辟乾。（天之用也。健也。万物之事跡也。）芒種侯大有。（保義也。）大夫家人。（內治義也。）卿井。（不變不改也。）夏至公咸。（感也。盡也。）辟姤。（過也。）小暑侯鼎。（新變也。）大夫豐。（大也。）卿渙。（散也。替也。）大暑公履。（禮也。履行也。）辟遯。（遁也。逃也。）立秋侯恒。（久也。曆作常。）大夫節。（止也。）卿同人。（同和也。）處暑公損。（懈怠也。）辟否。（閉也。塞也。）白露侯巽。（入也。柔順也。）大夫萃。（聚也。）卿大畜。（大陽也。畜陰也。）秋分公賁。（飾也。）辟觀。（看也。自下見上也。）寒露侯皈妹。（皈嫁也。妹姉也。）大夫無妄。（復正路也。）卿明夷。（夷傷也。地中之火也。）霜降公困。（若也。）辟剝。（剝落也。）立冬侯艮。（止也。抑止也。）大夫既濟。（濟渡也。）卿噬嗑。小雪公大過。（大陽也。）辟坤。（柔順也。生養万物也。）大雪侯未濟。（濟成也。）大夫蹇。（難也。）卿頤。（養也。大也。）冬至公中孚。（實。）辟復。（未復也。）小寒侯屯。（危難也。陰陽交而暢達。危也。故）大夫謙。（地道也。）卿睽。（卒異也。）大寒公升。（登也。）辟

臨，大也。事成也。自上臨下也。

右六十四卦之中。震兌離坎四卦者。十二月消息之卦也。故不載曆面。六十卦註之。六日一卦。一月五卦。一歲六十卦成歲也。是以觀天地之損益。知人主之吉凶。寔聖人之奧藏也。文大而志深。非予所知。不可說。

釋閏月第十九。

或問。閏月何也。　答曰。堯典曰。三百有六旬有六日。定四時成歲云云。又朱子曰。天體至圓。三百六十五度四分度之一。繞地左旋。常一日一周而過一度。日麗天而少遲。故日一日亦繞地一周。而在天爲不及一度。月麗天尤遲一日。常不及十三度十九分度之七。積二十九日九百四十分日之四百九十九。而月與日會。又日與天會而多五日二百三十五分者爲氣盈。月與日會而少五日五百九十二分者爲朔虛。合氣盈朔虛。一歲之內餘十日九百四十分。名潤率。故三年有一潤。五歲有再閏。十九年有七閏。而氣朔分齊無毫髮之差。是爲一章之運。今按。失一潤則子之一月入于丑月。失三閏則春季入于夏。失十二潤則子歲入于丑年。故聖人作曆。必歸餘潤。以補月行不及於日之數也。其日與天會成二十四氣。必有三百六十日。故自今年冬至至來年冬至前一日。必三百六十六日。上會而成一歲。雖遇閏年亦同。又一月三十日。十二月三百六十日。一歲之常數也。以朔虛言之三百五十四日也。則成日月交會謂之朔也。於是按乎漢儒之說。日日行一度尤遲。月日行十三度尤速。此法本朝曆家久所用也。但朱子曰。日速月遲。故日月會於晦朔之間。初一日之晚日西墜。微月亦隨之墜矣。初三生明以後。相去漸遠。是日行速進而至半天。月行遲退而不及亦半天遠矣。自十六日至月晦。日行全遠盡一天。月行全不亦盡一天。即日進至本數。月退在本數。而晦

朔之間。復相會也。又按。漢宋兩儒之說。可否不知之。古今曆家之法。日在進數。月有退數。是以日速月遲乎。凡閏月法雖多說。乃三百六十六日名氣盈。日之不及天數六日。則成沒日。又三百五十四日小歲之法也。日與月會而月之不及日數六日則成小月也。名朔虛。此氣朔合一歲十二日餘。故一年三百五十四日也。三歲得三十六日。則有一閏猶六日餘。又至于二年。得二十四日。前餘六日與今二十四日。合得一月之數。故五歲有再閏。但知何月者。以推歲之術決定矣。一歲之大數。自今年立春至來年立春前日。三百六十六个日。是大歲數也。

釋日月蝕第二十。

或問。日月蝕何也。　答曰。蝕者雖多說。今曆家法。周天之位。三百六十五度二十五分半也。二十八宿行度亦同。故天以二十八宿為体則二曜五星皆行二十八宿之度。晦朔之間月及於日與日相會而正為朔。凡日月一歲十二會也。於是君之政急則日行疾。緩則日行遲。有疾遲失其常度則日蝕。蝕者日月同道而月揜日而相重之時現虧蝕。故日蝕則陰侵陽。臣凌君之象也。王者修德行政。用賢去姧。則月當避不蝕也。張氏曰。春秋云。五星潜在日下。禦侮言之乎。又月與日相對。則月光正滿。而為日月正對衝。而日光遙奪月光。則有月蝕。又云。月之側有靈雲謂之闇虛。當月則月蝕。當星則星亡。月蝕者陽侵陰之象也。董仲舒云。月后妃大臣諸侯之象也。故月蝕修刑以攘灾也。

釋納音第二十一。

或問。納音何也。　答曰。五行者。生數。壯數。老數。各有三種之數。其納音者論人之本命。故取末之老數以說之。土老數一。火老數三。水老數五。金老數七。木老數九也。樂緯云。納音者謂之本命所屬之音。即宮商角徵羽也。納者取其音之

調。知姓所屬也。孔子曰。丘吹律定姓。一言得土曰宮。三言得火曰徵。五言得水曰羽。七言得金曰商。九言得木曰角。今按。庚午。辛未。戊寅。己卯。丙戌。丁亥。庚子。辛丑。戊申。己酉。丙辰。丁巳。此歲生人者皆得宮音。故受氣於土生人也。丙寅。丁卯。甲戌。乙亥。戊子。己丑。丙申。丁酉。甲辰。乙巳。戊午。己未。此歲生人者皆得徵音。故受氣於火生人也。丙子。丁丑。甲申。乙酉。壬辰。癸巳。丙午。丁未。甲寅。乙卯。壬戌。癸亥。此歲生人者得羽音。故受氣於水生人也。甲子。乙丑。壬申。癸酉。庚辰。辛巳。甲午。乙未。壬寅。癸卯。庚戌。辛亥。此歲生人者得商音生。故皆受氣於金生人也。戊辰。己巳。壬午。癸未。庚寅。辛卯。戊戌。己亥。壬子。癸丑。庚申。辛酉。此歲生人者皆得角音。故受氣於木生人也。謂之人姓也。

釋十二直第二十二。

或問。十二直何也。　答曰。新撰陰陽書。又郝震堪餘八會經等兩說皆以同。而上配于星辰。下主万物。以配於人事。故吉凶尤大。不可不用捨也。建者斗柄所指之名也。能建生万物。故曰建。尙書曆曰。安社稷。冠帶。立柱。納財及奴婢。出行。吉也。除者斗柄前辰也。又名戶曹。折衝万物。除去百凶。故曰除。書云。療病。祠祀。合藥。針刺。吉。滿者天之倉曹財貨所也。奄覆凶咎。滿蓋万物。故曰滿。書云。造屋舍。移徙。嫁娶。內財及奴婢。裁衣。出行。造車。塗竈。吉也。平者天上倉曹平分万物也。又名帝路。故曰平。書云。造屋舍。移徙。嫁娶。內財及奴婢。裁衣。吉。定者斗柄前之四辰也。又名大忌。能定諸客。故曰定。書云。造屋舍。祠祀。吉。執者斗柄前五辰也。能執斷万物。故曰執。書云。張設羅網。射獵。收捕盜賊。吉。破者斗柄之相衝破所也。又名天之游激。故曰破。書云。收鬼。捕邪。治病。舉軍攻擊所向。吉也。危者斗

魁之前險也。不可昇高。故曰危。書云。張設羅網。魚捕。射獵。伐樹木。吉。成者斗柄當相對。又名天之主記。爲事必成。故曰成。書云。祠祀。入宮。造屋舍。移徙。嫁娶。出行。裁衣。吉。収者謂収斂万物。又名天倉。故曰収。書云。造屋舍。入室。入宮。移徙。嫁娶。治壁垣。張設羅網。捕縛。田獵。下種。種樹。吉。開者斗柄居前也。天之使者。開險通後。故曰開。書曰。造屋舍。起土。移徙。嫁娶。內財及奴婢。立門戶。祠祀。出行。入學。加冠。拜官。治病。吉。閉者名曉星。閉塞不通。故曰閉。尤禁邪惡之日也。修隄防。塞穴吉。郝震堪餘八會經云。建者主足除者。主尻滿者。主腹平者。主背定者。主胸執者。主手破者。主口危者。主鼻成者。主眉収者。主髮開者。主耳閉者。主目十二直釋。大槩如此。

釋十干十二支第二十三。

或問。支干者何也。答曰。支干者。蔡邕月令章句云。昔大撓採五行之情。占斗機所建也。始作甲乙以爲日。謂之幹。作子丑以名辰。謂之支。甲丙戊庚壬爲陽爲剛。乙丁己辛癸爲陰爲柔。是合十干天之數也。子寅辰午申戌爲陽。丑卯巳未酉亥爲陰。是合十二支地之數也。皆天地陰陽造化之根元也。陽剛陰柔主歲月日時。人事覆載之間。吉凶窮達。不可離之也。

釋月建第二十四。

或問。月建者何也。答曰。月建者。北斗之所指柄之辰也。觀斗柄之指於寅方。定歲首。故以寅月令爲正月。北斗第一名樞。第二名旋。第三名機。第四名權。第五名衡。第六名開陽。第七名搖光。又稱斗柄。又名尾。北斗居天中。隨二十四氣運轉。而指柄於十二辰。是以夏殷周三代。受天命而改歲首。史記云。夏時者以建寅月爲正月。殷時者以建丑月爲正月。周時者以建子月爲正月。皆天地人爲法乎。又秦代以建亥月爲

歳首。漢初猶用秦正朔。自魏已降復于夏時。以建寅月定歳首。自爾至今無改。其星躔殊建謂之乎。孔子得天道四時之氣。應八節生殺之期也。故云。行夏時也。新撰陰陽書云。天道方者有兩道。或有黄道。或有黒道。其黄道者順天氣尤吉。黒道者。逆天氣尤凶。今所載暦者是黄道也。順天氣方也。故同天德方。天道南行月者天德在丁。天道西南行月者天德在坤方。餘例皆爾。宜向天道方修造天德方。取土。修造。避病。月德月空二方。又同上也。三鏡者天鏡。地鏡。人鏡也。言鏡明也。向其方成百事吉也。又月致者義同歳致。隨事尤凶也。用時者凶事用之方也。凡天道天德。月殺月德。月德合月空三鏡。皆一月中法也。或取日。或取方。以有吉有凶。可求知也。

暦林問答集上終

暦林問答集目錄下


釋土用事第二十五　釋弦望第二十六
釋社日第二十七　釋三伏第二十八
釋臘第二十九　釋沒滅第三十
釋大歳位前對後第三十
釋天恩第三十二　釋天赦第三十三
釋母倉第三十四　釋歸忌第三十五
釋血忌第三十六　釋厭厭對第三十七
釋無翹第三十八　釋九坎第三十九
釋重第四十　釋復第四十一
釋往亡第四十二　釋日遊第四十三
釋凶會第四十四
釋八龍七鳥九虎六蛇第四十五
釋五墓第四十六　釋伐第四十七
釋遠行第四十八　釋忌夜行第四十九
釋天間第五十　釋歳下食第五十一
釋下食時第五十二　釋天一天上第五十三

釋大將軍行第五十四　釋土公土府第五十五
釋伏龍第五十六　釋十干吉凶第五十七
釋十二支吉凶第五十八
釋二十八宿吉凶第五十九
釋七曜吉凶第六十
釋滅門太禍狼藉第六十一
釋羅刹第六十二　釋甘露第六十三
釋金剛峯第六十四

# 暦林問答集下

## 釋土用事第二十五。

或問。土用事何也。　答曰。暦例云。土用事筭定之。不可起土。其五行皆配於四方。故主十干十二支。以成四時。春木用事。刁十八日。甲十八日。乙十八日。卯十八日。合七十二日也。木一氣之數。木王時也。辰十八日。土用事。土王時也。夏火用事。巳十八日。丙十八日。午十八日。丁十八日。合七十二日。火一氣之數。火王時也。未十八日。土用事。土王時也。秋金用事。申十八日。庚十八日。酉十八日。辛十八日。合七十二日。金一氣之數。金王時也。戌十八日。土用事。土王之時也。冬水用事。亥十八日。壬十八日。子十八日。癸十八日。合七十二日。水一氣之數也。水王時也。丑十八日。土用事。土王之時也。土爲五行之王。故爲王於四季。四時土用數。合七十二日。爲土王之位。是五行之數。合三百六十日。一歳之數也。但春秋冬之三土用者。皆爲散王之位。未能相生春土畏木。故春土用者不專。秋土用者。土衰老。故無威。冬土用者居水與木間而不專。故爲王之位。夏獨正爲土王之位。戊屬於丙。己屬於丁。其土見生於火。故以夏土用正爲土王之時。是以生金於西也。春木用事。無伐木。夏火用時。無縦火。秋金用時。無禁金石。冬水用時。無澤池堰。四季時無犯土。是五行

妙用大槩如此。

釋弦望第二十六

或問。弦望者何也。　答曰。曆例云。上弦者。陽光漸照。陰体未成而遲速交際也。又云。望者陰陽相對者。月正滿而交在望。下弦者。陽明漸消。而陰体在半也。月獨無光。依日之照有明。其陽成於三日。故月初三生於小明。而見西天。因茲朔與望半。爲上弦。日光照月之半。其形似弓。故云弦。又弦之後。大陰之位盈。而正相對於太陽之照。故月圓滿也。謂之望。又望之後。月漸近日。是故日月不相對。而月漸虧也。望與晦半。月又半也。下弦者。至晦而月光死。而至朔而月蘇也。其朔者日月正交會之辰也。

釋社第二十七

或問。社者何也。　答曰。尚書曆云。社者歲之春秋可祀之社事。土地之主也。稷五穀之長也。二月八月之中氣也。二月爲春社。八月爲秋社。百穀實而稼穡成。報德而祀之。故春社者近於春分戊日。秋社近於秋分戊日也。各命民祭於土地。將攘惡氣。其戊土也。故取其日祭之也。

釋三伏第二十八

或問。三伏者何也。　答曰。曆例云。伏者藏也。謂四時代謝。而皆以相生移行也。而秋之金代於夏之火。火者既錯金。金者畏於火。故夏至後第三庚日爲初伏。第四庚日爲仲伏。立秋後第一庚日爲後伏。是謂三伏。言。春木也。代於水。而夏者火也。代於木。冬者水也。代於金。皆以相生代行也。於是夏之火代秋之金。是相剋也。故夏之王之時。金氣尤伏藏也。立秋者主庚。故第一庚日。金氣伏矣。是不可遠行。療病凶也。

釋臘第二十九

或問。臘者何也。　答曰。說文云。臘者無定日。冬至後第三戌日也。廣雅云。夏曰嘉平。殷曰清祀。周曰大蜡。秦初曰臘。皆祭之名也。主者各以其

行之盛日為祖。以終日為臘。假令火德君者以午為祖。以戌為臘。木德君者以卯為祖。以未為臘。金德君者以酉為臘。以丑為臘。水德君者以子為祖。以辰為臘。魏者為土德王。以子為祖。以辰為臘。魏者為土德王。以子為祖。以辰為臘。水土之君者子為祖。辰為臘。今臘者以辰日取臘日。夫季冬者水之終時也。辰日土之位也者以水土為本。故近于大寒辰日。獵而取獸。祭先祖報鬼神也。是故季冬云臘月。近於大寒辰日云臘日乎。

釋沒滅第三十。

或問。沒滅者何也。　答云。暦例云。滅沒者是暦數餘分。陰陽不足非正日。故堯不以此日下堂。舜不以此日通四方也。又沒者天與日會。而日不及於天餘分也。是曰氣盈。又曰沒又滅者日與月會。而不及於日餘分也。是名朔虛。又曰滅也。皆以非正日。故聖人愼而不用也。百事勿用之。大凶焉。

釋歳位歳前對歳後第三十一。

或問。歳位歳前對後四種何也。　答曰。陰陽書云。四種者皆主五行。大歳之位同之。子歳者大歳位子也。前丑對午也。後亥也。餘例皆爾也。歳位者王者之位。歳前公侯之位。歳對卿大夫位。歳後庶人之位。但無吉凶。故皆通無妨也。

釋天恩第三十二。

或問。天恩者何也。答曰。暦例云。天恩者天之位。有四禁之道。常開一也。其自甲子至癸亥六十日也。四分一是十五日也。其甲配于子。己配于卯酉。甲在十干之始。子在十二支之始。故自甲子至戊辰五日之間為天恩之日。又己為十干之主。卯酉為天地之緯。故自己卯至癸未五日之間為天恩日。又自己酉至癸丑五日之間為天恩日。合十五日皆為天恩日。如此支干偶助。而成育万物。故名天恩日。尤好日也。

釋天赦第三十三。

或問。天赦日者何也。　答曰。通鑑云。天赦者天之生養万物。宥其罪日也。故曰天赦。百神上天之日也。無所禁忌。春戊寅。夏甲午。秋戊申。冬甲子。此皆天赦日也。夫甲戊者爲陽干之位。子午者爲天地經。寅申者爲陰陽之主。是以戊寅甲午戊申甲子者。於四時而名天赦日。舉百事吉也。

釋母倉第三十四。

或問。母倉何也。　答曰。暦例云。母倉者五行所生之母辰也。春之木王之時。亥子母倉日。水生木故也。夏者火王之時。寅卯母倉日。火生土故也。秋金王之時。丑未母倉日。土生金故也。冬者水王之時。申酉母倉日。金生水故也。五行皆以母之位爲母倉日也。是舉百事吉也。

釋歸忌第三十五。

或問。歸忌者何也。　答曰。暦例云。歸忌者天棓星之精也。此星上衛紫宮。下防門闕。凡有四名。一曰歸忌。二曰飯化。三曰天小女。四曰飯來。主丑寅。子日自天降地而來。居人家門。防禦飯家所。故遠行。飯家。移徙。嫁娶。加冠。入國。皆不吉也。

釋血忌第三十六。

或問。血忌者何也。　答曰。郝震堪輿經云。血忌者天精也。云梗河之精也。有三名。一曰殺忌。二曰日忌。三曰血忌。從丑始至子終。來往十二辰。運而復始。主致伐。故刑戮及針灸。出血等犯用之凶也。

釋厭厭對第三十七。

或問。厭厭對者何也。　答曰。暦例云。厭者有三名。一曰遊致。二曰陰建。三曰厭致。季氏注云。厭是天上將軍主征伐之事日也。故主致。其辰在奎婁兩宿。從正月戌日左行。十二辰二月酉日也。除月数之。厭對者厭在戌。對在辰。只相對也。又云。厭者天帝車。王者用之吉。諸侯以下至庶

人用之皆凶。

釋無翹第三十八。

或問。無翹者何也。答曰。曆例云。無翹者天一之精也。翹者猶羽。無定日。厭日之後一辰爲無翹日。隨厭日无定位。故如鳥之無羽。是以名无翹也。祠祀。出兵。嫁娶。皆凶也。

釋九坎第三十九。

或問。九坎者何也。答曰。尙書曆云。九坎者。九星之精也。又云。名天之河伯。其虛危兩宿之下有九星。是名九坎。是云九坎星。又云天管鑰也。名鉤鈴。其精氣屬北方。水星也。故主河伯。擧百事凶。此九星二十八宿之外有之也。

釋重第四十。

或問。重者何也。答曰。曆例云。檢巳當純乾。檢亥當純坤。陰陽是重也。又云。巳亥天地之本也。今按。巳四月建主。乾卦重陽也。亥十月建主。坤卦重陰也。以重陽重陰。故爲重日。擧百事。必重疊也。更不可爲凶事。又雖吉事隨事可用之矣。

釋復日第四十一。

或問。復日者何也。答曰。曆例云。復者。寅卯月者木王。故正月甲日復日。又相對庚日復日也。二月乙日復日。又相對辛日復日。三月土王。故戊己日復日。土者依無相對之位。連日復日也。巳午月者火王。故四月丙日復日也。又相對壬日復日也。五月丁日復日也。又相對癸日復日也。六月土王。故戊己日連日復日也。申酉月者金王。故七月庚日復日。又相對甲日復日也。八月辛日復日。又相對乙日復日也。九月土王。故戊己日連日復日也。亥子月者水王。故十月壬日復日。又相對丙日復日也。十一月癸日復日。又相對丁日復日也。十二月土王。故戊己日連日復日也。其木與木。火與火。土與土。金與金。水與水相重。故名復日也。吉凶皆同重日也。

## 釋往亡第四十二。

或問。往亡者何也。　答曰。新撰陰陽書云。往亡者。天之敎鬼也。曆例云。往者去也。亡者無也。有三名。一曰往亡。二曰天門。三曰天從。行十二節。而一歲有十有二日。今按。自立春七日。自驚蟄十四日。自清明二十一日。合四十二日。春往亡也。自立夏八日。自芒種十六日。自小暑二十四日。合四十八日。夏往亡也。自立秋九日。自白露十八日。自寒露二十七日。合五十四日。秋往亡也。自立冬十日。自大雪二十日。自小寒三十日。合六十日。冬往亡也。四時合二百有四日也。是丁歲之數不足。故失陰陽之數。仍云窮日。其日不可遠行。又出軍憂死不還。尤凶也。

## 釋日遊第四十三。

或問。日遊者何也。　答曰。訪諸文。日遊之說多矣。日遊所在。尤有忌諱。夫日遊者天一火神也。日之精氣下主宮舍內外而遊八方。主日精之故名日遊也。自癸巳日至己酉日十七日。在屋內。又戊己日居屋舍內。餘日皆運轉八方。今曆所載者只在屋舍內耳。八方遊行者皆略之。此日勿掃屋舍內。又婦人產期之時。避母屋移庇間無咎也。

## 釋凶會第四十四。

或問。無大歲二字者何也。　答曰。陰陽書云。無大歲二字。皆云凶會。或二字。或四字。今按。純陽者陰氣伏藏。純陰者陽氣微弱也。純陽純陰者變化終也。或陰。或陽。相向致衝破。或孤陽。或孤陰而失德。故無大歲二字。是日尤凶。百事勿用之。

## 釋八龍七鳥九虎六蛇第四十五。

或問。春八龍。夏七鳥。秋九虎。冬六蛇者何也。
答曰。群忌隆集云。春甲子乙亥爲八龍日。夏丙子丁亥爲七鳥日。秋庚子辛亥爲九虎日。冬壬子癸亥爲六蛇日。今按。春木王。甲木也。子者十二

支之首。亥者十二支之終。故甲子乙亥。春八龍日也。八木數也。龍東方青龍之故也。夏火王。丙丁火也。子亥如前。故丙子丁亥夏七鳥日也。七火數也。鳥南方朱雀之故也。秋金王。庚辛金也。子亥如前。故庚子辛亥秋九虎日也。九金數也。虎西方白虎之故也。冬水王。壬癸水也。子亥如前。故壬子癸亥冬六蛇日也。六水之數也。蛇北方玄武故也。蛇配於龜。龜玄武故也。其四季皆凶也。百事莫用之。

釋五墓第四十六。

或問。五墓何也。答曰。五行大義云。五墓者。木生於亥死於午。墓於未。火生於寅死於酉。墓於戌。金生於巳死於子。墓於丑。水生於申死於卯。墓於辰。土生於卯死於戌。墓於辰。今按。五行皆有生死。故入于墓。乙未日爲木五墓。丙戌日爲火之五墓。戊辰之日爲土之五墓。壬辰之日爲水之五墓。五言五行之總名。丑未辰戌土之位也。爲五行之墓。万物皆皈於土。故配丑未辰戌。是日尤惡。百事莫用之。

釋伐第四十七。

或問。伐者何也。答曰。伐者支尅干日也。謂之下尅上日。又謂子尅母日。但輕凶也。隨事用之無咎。

釋忌遠行第四十八。

或問。忌遠行者何也。答曰。堪輿經云。忌遠行名天致日。今按。遠行。皈家。移徙。嫁娶。冠帶。大凶也。

釋忌夜行第四十九。

或問。忌夜行者何也。答曰。暦圖云。忌夜行者。名百鬼夜行日。但忌時不忌日。今按。子時忌之。是子陰陽之始終。故此時不可出行。遠近皆死亡。

釋天間第五十。

或問。天間者何也。答曰。群忌隆集云。天間者。

百神上天之日也。皆使成之無咎。勿令有餘。若有餘者。當待後間。故舉百事無咎矣。

釋歲下食第五十一。

或問。歲下食者何也。　答曰。尚書曆云。歲下食者。有天狗星。其精也。是以云天狗出食日。又號深惡神日。六十日一出食。一歲六食也。但輕凶也。支干吉并者。用之無咎也。

釋下食時第五十二。

或問。下食時者何也。　答曰。尚書曆云。下食時者。避其時不忌其日。沐髮種菓木忌其時。假令子時忌其一時。餘無咎。

釋天一第五十三。

或問。天一者何也。　答曰。春秋命曆云。天一者地星之灵也。太一者人星之灵也。尤爲尊星。俱在天上紫微宮門外。左曰天一。右曰太一。天一主戰鬪。知吉凶。太一主風雨。水旱。兵革。飢疫。災害。而遊行九宮。陰陽書云。天一者己酉日從天來居東北維。六日化人頭蛇身。乙卯移居正東。五日化人頭魚身。庚申日移居東南維。六日化人頭鷹身。丙寅日移居正南。五日化人頭鷄身。辛未日移居西南維。六日化人頭牛身。丁丑日移居正西。五日化人頭馬身。壬午日移居西北維。六日化人頭龍身。戊子日移居正北。五日化人頭龜身。從癸巳日上天。十六日間招搖大微星大紫房等宮遊行。而從己酉日降地。運行八方而角六日方五。都四十四日運終焉。其天一遊行方角。百事犯向之大凶。戰鬪向之弩弓折。産乳向之死傷尤大凶。東北維艮方。正東卯方也。餘倣之。

釋大將軍遊行第五十四。

或問。大將軍遊行者何也。　答曰。大將軍從甲子日至戊辰日五日。遊卯方。從戊子日至壬辰日五日。入來中宮。中宮屋内。從中子日至庚辰日五日。出遊午方。從庚子日至甲辰日五日。出遊

酉方。從壬子日至丙辰日五日。出遊子方。每巳日還本所者。大將軍云。在卯方三歲間。云東方也。餘方皆爾。於是遊行五日之間。雖大塞方。致修造無咎。但遊行方五日之間。犯之大凶。

## 釋土公遊行土府所在第五十五。

或問。土公土府者何也。　答曰。群忌隆集云。土公土府者地神也。今按。土公者。從甲子日至己巳日六日。出遊子方。自庚午日至丁丑日還。而八日入地中。從戊寅日至癸未日六日。出遊卯方。從甲申日至癸巳日十日。又入地中。自甲午日至己亥日六日。出遊午方。從庚子日至丁未日。又八日。入地中。從戊申日至癸丑日。出遊酉方。從甲寅日至癸亥日又十日。入地中。如此運轉而復始。尙書曆曰。土公土府所在。不可犯觸之時。明可避之。又土公春者在竈。夏者在門。秋者在井。冬者在庭。四時所在不可犯之。但庭者犯土无咎。又云。土府者正月丑取丑方土致家長。二月巳取巳方土。三月酉取酉方土。皆同上。四月寅取寅方土殺少子。五月午取午方土。又殺家長。六月戌取戌方土。七月卯取卯方土。八月未取未方土。九月亥取亥方土。十月辰取辰方土。害六畜。十一月申取申方土大凶。十二月取子方土。害子孫。土府土公之所在。明可避之。

## 釋伏龍第五十六。

或問。伏龍者何也。　答曰。新撰書曰。伏龍者從立春之日在內庭六十日。從清明之日在門內百日。從小暑十一日在東垣六十日。從白露十一日在四隅百日。從大雪二十一日在竈內四十日。如此周而復始。群忌隆集云。黃帝問地主曰。人之居世。何以有吉凶乎。地主對曰。凡人之宅神。名曰郭登。常乘伏龍而行。避之則吉。犯之則凶。急宜愼之。尤不可犯之也。

## 釋十干第五十七。

或問。十干有吉凶乎。　答曰。訪諸文。十干吉凶尤大。故今具說之。甲日不作車。堪輿經云。奚仲古聖人。解木作車以爲十八輪。甲刁日死。故忌之。　不開倉。同云。倉中必空。不治兵仗。尚書曆曰。自害大凶。乙日不內金錢。同云。主人大凶。不治兵仗。久受其殃。丙丁日不書計。五行備問云。倉頡丙寅日死。故忌之。　不竪柱。群忌云。見火光大凶。不治竈。同云。火光飛揚。不裁女衣。同云。主人凶。不剃小兒髮。尚書曆云。凶。不乘船。同云。大凶。戊日不觀病。群忌云。受殃。久不哭泣。必重有凶。不裁衣。主人凶。不渡田。尚書曆云。主神遊搖八方相傷。不乘始車。同云。主人凶。己日不問疾。五行備問云。上古聖人鏡始病專行道術以己酉日死。庚日不出金錢。群忌云。家不祥。不治竈。同云。不吉。不針灸。同云。不吉。不作車。同不乘始。主人不吉。不造酒。同云。反漿主人必亡。不裁男衣。不吉。　辛日不上棟。群忌云。大凶。　不作車。同不乘始。主人不吉。不造酒。反漿主人必亡。不治竈。主人凶。不治兵仗。自傷害大凶。不裁男衣。主人不吉。不服藥。扁鵲以辛才日死。故忌之。壬日不券書。群忌云。後必詔有凶殃。不決水泉。八會經云。家外逢喪。癸日不布席。群忌云。鬼居床上。不乘船。同云不吉。不買履。見凶殃。

## 釋十二支第五十八。

或問。十二支有吉凶乎。　答曰。訪諸文。吉凶尤大也。　子日不卜問。尚書曆云。反受殃。不夜哭。必受殃。不買釜。必有死亡。丑日不冠帶。群忌云。失兄弟。不還故鄉。書云。失兄弟。不竪柱。舍宅圖云。家長死。不內錢財。家不昌。不出行。不吉。　寅日不解祭。不享。書云。鬼神不解除也。反受殃　卯日不穿井。書云。百泉不通。　不作車。不吉。　不乘船。必遇害殃。辰日不哭。書云。重有喪。　不弔人。反受殃。巳日不造屋舍。不吉。　不弔人。反受凶殃。不移徙。不吉。　不嫁娶。女身有喪。不出行。逢虎狼不善也。午日不竪柱　八會經云。必見火光。　不治竈。有凶殃也。不弔人。反受殃。未日不服藥。書云。毒傷肺也。不嫁娶也。必不昌　不移徙。不吉。　申日。百事忌之。但神事用之。　酉日不會客。主人受殃也。不移徙。不吉。　不出行。不吉。　不作車。不善。　不嫁娶。

不吉。戊日不祠祀。書云。家室亡。不祭神。群忌云。神不享。不嫁娶。子孫亡也。亥日不竪柱。書云。災火起也。不嫁娶。必殺始公。不移徒。大凶。不遠行。不善。不成凶事。重有凶殃也。

釋二十八宿吉凶第五十九。

或問。二十八宿有吉凶乎。　答曰。二十八宿幷七曜者天之元氣。万物之精也。故吉凶甚明矣。今大槩釋之。宿曜經云。牛宿爲吉祥宿。每日午時直事。是以午時爲吉祥。又云。畢翼斗壁爲安重宿。此等宿直日。造宮殿伽藍館宇寺舍。種蒔。婚姻。造家具。入道場。入壇受灌頂等宜。觜角房奎爲和善宿。此宿直日。學伎藝。習眞言。受灌頂。求婚姻。舉錢。對君王。參將相。冠帶。出行。服藥等吉。參柳心尾爲惡害之宿。此宿直日。圍城。斫營。徵兵。略賊。交陣。破敵宜。鬼軫胃婁爲急速之宿。此宿直日。進路出行。入學。受業。服藥。入道場。受灌頂吉。星張箕室爲猛惡之宿。此宿直日。射獵。祭天。祈神。求兵威吉。井亢女虛危五宿爲輕躁之宿。此宿直日。學乘象馬。種蒔。服藥吉。昴氐爲剛柔之宿。此宿直日。造家具。送葬。鑽火。入宅。王者盟會吉也。

釋七曜吉凶第六十。

宿曜經云。大陽日曜。此直日。拜官。教兵。習戰。遠行。設齋。祈神。合藥。內財。入學。臨官吉也。大陰月曜。此直日。造功德。洗頭。割甲。著新衣吉。又家娶。入宅。出行凶。熒惑火曜。此直日。決罪人。捕盜賊。買金寶牛馬。動甲兵。修戒。具教旗。打賊必勝。吉。又云。合藥。種蒔。除甲。出病者死。凶也。辰星水曜。此直日。入學。事師長。出行。伏怨敵吉。又云。修造舍宅。對戰不吉。歲星木曜。此直日。命王公。求善知識。學問。禮拜。布施。入宅。著新衣。沐髮。種菓木。調伏。買牛馬及奴婢。作諸事吉。又云。作誓。賊必敗。妄語。爭競。必吉也。大白金曜。此直日。見大人。著新衣吉。又云。沐浴。冠帶。買饌具。入宅凶也。鎭星土曜。此直日。買賣田宅。合藥。

立精舍。作竈。入宅。鞍馬。倉庫。內財吉也。又云。結婚。冠帶。出行凶也。

釋滅門大過狼藉第六十一。

或問。滅門。大禍。狼藉者何也。　答曰。宿曜經云。一月之內。三箇之凶日。一切不可擧行。愼而能愼。若犯滅門日者家門亡。若犯大禍日。口舌發不休息。若犯狼藉日。所作不宜。万事散失。凶也。

釋羅刹第六十二。

或問。羅刹者何也。　答曰。宿曜經云。或曜宿相尅。或宿曜相加爲羅刹日。不宜百事。必有禍殃。

釋甘露第六十三。

或問。甘露何也。　答曰。宿曜經云。取曜宿相應日名甘露日。一切大吉祥。受灌頂。造寺宇。受戒習經。出家修道吉也。

釋金剛峯第六十四。

或問。金剛峯者何也。　答曰。宿曜經云。宜作一切降伏法。此名金剛峯日。誦眞言作護摩猛利事吉。今按。二十八宿。七曜。滅門。大禍。狼藉。甘露。金剛峯吉凶。皆一經之說也。是弃於四時生殺之理。不取五行日辰之妙也。於是玄女云。不知五行之相尅。日辰之吉凶者。如盲馳於曠野云云。所詮滅門。大禍。狼藉。羅刹等四箇日。灌頂。受戒。習經。出家。修道。入寺。供佛。立寺。受眞言。護摩。此三寶類。皆以可忌之。餘無咎。又甘露。金剛峯日等兩箇日。雖有吉文。不幷支干之吉者。勿用之。

昔者河圖書八卦。洛書叙九疇。由此天數地卦爲用。休則子午卯酉爲四仲。乾坤艮巽爲四維。而陰陽定。而禍福驗矣。是故聖人曆數在躬。齊七政於星躔。愼万機於月令。與天地合其德。與日月爭其明也。因玆雖顯密超佛之宗。無不用曆家之法。翊輔國養民之理。豈非作曆之

功。於是自吾曩祖以降。四百餘載。子々相續。綿綿不絕。念茲心神竭。筋力屈。推步之術惟乎勤也。今所具註者。三墳五典之大道也。始自天地之根元。終至宿曜之吉凶。粗擧八八問。故備一問答。所輯錄者。皆諸文之說也。則乎周易卦爲六十四段。分上下卷象乎二儀。上二十四段者。節氣之定法。下四十段者。五行之成數也。倩見陰陽之窮達。五行之妙用。吉非吉。凶非凶。圓轉無窮。如環無端。但近代末葉皆假名於道。覔利於儒之流。寫此曆。以曆爲涉世之資而已。緊豈可以國家重器類商賈之輕物耶。大槩所詮者。雖述而不作。家之口傳。或道之樞要也。烏焉之誤。須招後見之嘲。愼勿出深室是幸焉。

龍集甲午孟春日　在方誌

右曆林者祖父在方卿書之。然者依持明院殿御所望。寫之奉備覽者也。

右曆林問答集以印本及五行大義挍合了

田中敏治
齋木一馬　挍

昭和八年十一月十日印刷
昭和八年十一月廿五日發行
昭和十四年八月二十日訂正再版發行
昭和十八年二月二十日三版發行（四〇〇）



（文協會員番號115016）
出文協承認ア360251

發行者　東京市豊島區池袋二丁目一〇〇八　續群書類從完成會代表者　太田藤四郎
印刷者　東京市淀橋區戸塚町一丁目一〇九　永島喜代次郎
印刷所　東京市淀橋區戸塚町一丁目一〇九　新英社印刷所
發行所　東京市豊島區池袋二丁目一〇〇八　續群書類從完成會太洋社　振替東京六二六〇七　電話大塚七一一八
配給元　東京市神田區淡路町二ノ九　日本出版配給株式會社

（第二十八冊奥附）